明治三十五年十一月十五日發行
大正十年一月十日五版印刷
大正十年一月廿日五版發行

著者　本居宣長

校訂者　本居豊頴
東京市京橋區鈴木町十二番地

發行者　吉川半七
東京府下田端二百三十六番地

印刷者　村越伊祐

東京市京橋區鈴木町拾貳番地
發行所　合資會社　吉川弘文館
電話京橋（二九九番・六九七番）
振替預金東京二四四番

天皇。御年壹佰陸歲。御陵在片岡馬坂上也。

御年壹佰陸歲、書紀には、七十六年春二月丙午朔癸丑、天皇崩とありて、御年は記されず、(但し大御父天皇の七十六年春正月、立爲皇太子とあるに依ときは、百二十八歲なるべし、)或書には、百二十八とも、百三十四とも云り、○片岡、書紀綏靖卷に見えたる片丘も、此なるべし、推古卷に、二十一年、皇太子遊行於片岡云々、歌之曰、斯那提流、箇多烏箇夜摩爾云々、古今集哥に、片岡の朝原は云々などあり、片岡坐神社も、神名帳に見えたり、○馬坂、書紀孝元卷に、六年秋九月戊戌朔癸卯、葬大日本根子彥太瓊天皇于片丘馬坂陵、諸陵式に、片岡馬坂陵、黑田廬戸宮御宇孝靈天皇、在大和國葛下郡、兆域東西五町、南北五町、守戸五烟とあり、前皇廟陵記に馬坂、或曰、今馬瀨坂是也と云、大和志に、在王寺村馬脊坂東山中、陵畔有冢二と云り、

古事記傳卷二十一終

じ〕海部を省て、海とのみ書例は、凡海連海犬養連などの如し、さて海部てふ地名、こゝかしこにあれば、〔尾張國海部郡、阿末の如し〕此も角鹿の内の地名に[illegible]海人[illegible]りなどせる由にて負る姓か、詳ならず、〔彼凡海連海犬養連などは、海人に依れる姓と聞ゆ、其故は、此氏々は、姓氏錄に、安曇宿禰と同祖なればなり、安曇氏海人宰たりしこと、傳六御身滌段下に云るが如し、○續紀廿六に、敦賀直見え、類聚國史、天長五年に、越前國、采女、角鹿直福貴子、三代實錄十四に、角鹿直眞福子など見えたり、此等は別姓にや有む〕國造本紀に、角鹿國造、志賀高穴穗朝御代吉備臣祖、若武彥命孫、建功狹日命定賜國造と云るは、此姓と一つか、別なるか、詳ならず、さて上件の氏々の祖、姓氏錄などの傳も、多く書紀と同くして、此記とは異なり、然る所以は、書紀は諸說どもの中に、正しきを擇て記されたる故にてもあるべけれども、又然のみにも非ず、大方書紀出來てより以來は、何事も其趣に合へるを正しとし、合ざるをば、正しからずとせるから、家々の傳說なども、おのづから書紀に合ふ如くに書成たることも、少しは有けむかし、〔舊事紀には、彥五十狹芹彥命亦名吉備津彥命、吉備臣等祖、彥狹嶋命、海直等祖、稚武彥命、宇自可臣等祖と云るは、又異なる說なり、凡て彼書は、依がたけれども、まれ〳〵には、捨がたきこともまじれゝば、是も一の傳にやありけむ〕さて上件御子等を擧たる次第、二柱の吉備津日子命を先擧たるは、吉備國言向坐し事に連けてなるべし、次に日子刺肩別命と、日子寤間命との次第の、前と違ひたるは、如何なる意にか知らず、若は御子孫の姓の高卑などありて、其に依れるか、

夜麻、十八に、刀奈美能勢伎、十九に、利波山などよめり、一代要記に、越中加賀堺礪波山とあり、)續紀十七廿八卅五に、越中國人、利波臣志留志と云人見ゆ、(此人、東大寺の事に功ありて、越中員外介になり、從五位上に叙し、後に伊賀守になれり、)○豐國之國前臣、豐國の事は、上卷に見ゆ、國前は、和名抄に、豐後國國埼郡君佐木(君字を書るは、たゞ久の假字には非ず、久爾を、音便に久牟と唱へし故なるべし、)是なり、書紀垂仁卷にも、豐國國前郡とあり、さて景行卷に、十二年熊襲反之、幸筑紫、先遣國前臣祖菟名手云々、國造本紀に、國前國造、志賀高穴穗朝、吉備臣同祖、吉備都命六世、午佐自命定賜國造、(午字は、乎の誤にや、)吉備臣と同祖と云るは、異なる傳なり、○五百原君、和名抄に、駿河國廬原郡伊保波良、とある是なり、廬原郷もあり、(萬葉三哥に、廬原乃云々、)國造本紀に、廬原國造、志賀高穴穗朝代、以池田坂井君祖吉備武彦命兒、意加部彦命、定賜國造、(池田坂井君祖と云ること心得ず、意字一本には思と作り、)書紀天智卷に、廬原君臣、續紀九に、五百原君虫麻呂、續後紀四に、廬原公有守など云人見ゆ、姓氏錄、右京皇別、廬原公、笠朝臣同祖、稚武彦命之後也、孫吉備武彦命、景行天皇御世、被遣東方、伐毛人及凶鬼神、到于阿倍廬原國、復命之日、以廬原國給之、(阿部郡も駿河に有、)とあり、さて上なる姓どもは、某國之と、國名を擧たるに、此に駿河之と云ざるは如何と云に、大抵朝廷に出て、常に親近く仕奉る人等の名には、國を云ず、國を云は、國に在て、常に親近くは仕奉さる氏々なり、○角鹿海直、角鹿は越前國なる敦賀なり、此地の事は、訶志比宮段の末に見えたり、海は、師の阿麻と訓れたるを用べし、海部なればなり、(書紀雄畧卷に、吉備海部直、續紀九に、海部直などある海部に同

條、永主稚武彥命之後也、(三代實錄、元慶三年十月、左京人印南野臣宗雄男三人女一人妹一人賜笠朝臣、其先出自吉備武彥命也、宗雄自言、吉備武彥命第二男、御友別命十一世孫人上、天平神護元年、取居地之名、賜印南野臣姓、三第男鴨別命、是笠朝臣之祖也、兄弟之後、宜同姓也とあり、鴨別神の神字は、命の誤なるべし、さて此宗雄が言せる旨は心得ず、己が先祖なる御友別の子孫なる、下道朝臣上道朝臣など云姓をばさえおきて、其弟の鴨別の子孫の姓をしも望めるは、何の意ぞや、) さて若建日子命の御子孫は、右の姓どもの外にも、姓氏錄に、吉備臣、稚武彥命孫、御友別命之後也、(印本には、臣字を脫せり、古本にあり、) 眞髮部、同命男、吉備武彥命之後也、(備中國窪屋郡に、眞壁郷あり、) など見えたり、○針間牛鹿臣、牛の自濁て讀べし、(他書に宇自加と作ばなり、凡て黑牛黃牛などの類も、多く志を濁る例なり、) 書紀安閑卷に、播磨國牛鹿屯倉あり、姓氏錄、右京皇別、宇自可臣、孝靈天皇皇子、彥狹嶋命之後也、(續紀廿一に、宇自賀臣山邊、廿二に、宇自可臣山道と云人見ゆ、是は邊と道との內、一は一の誤にて、一人なるべし、) 續後紀、承和二年九月、右京人、宇自可臣良宗、賜姓春庭宿禰、命狹嶋命之苗裔也、文德實錄、齊衡二年八月、宇自可臣武雄、改姓笠朝臣、三代實錄、貞觀六年八月、右京人、宇自可臣吉人、賜姓笠朝彥、命狹嶋命之後也、また元慶元年十二月、右京人、宇自可臣秋田等男女十四人、賜姓笠朝臣、彥狹嶋命之後也とあり、(彥狹島命の御子孫にして、笠朝臣姓を賜へりしは、何の由ぞや、○小右記に、宇自可春利宇自可吉忠など云人見ゆ、) ○高志利波臣、高志は越國なり、上卷に見ゆ、利波は、和名抄に、越中國礪波郡止奈美これなり、(越後國磐船郡に、利波郷もあれど、其には非じ、萬葉十七に、刀奈美

京皇別、吉備朝臣、(此朝臣を今本に、宿禰と作は誤なり、) 大日本根子彥太瓊天皇、皇子、稚武彥命之後也、(是はかの天平のころ、下道を改て、吉備朝臣になれる族なり、) また續紀に、天平神護二年五月癸亥、下道臣色夫多、賜姓朝臣、姓氏錄、左京皇別、下道朝臣、吉備朝臣同祖、稚武彥命之孫、吉備武彥命之後也、(此に吉備武彥を、稚武彥命の孫とあれども、次なる眞髮部の下に、男とあるぞ正しき、) ○笠臣、書紀應神卷に、以波區藝縣、封御友別弟鴨別、是笠臣之始祖也とありて、上に引るが如し、(此臣字を、今本に田と作るは、誤なり、) こは神功卷にも、吉備臣祖鴨別とある人なり、國造本紀に、笠臣國造、輕嶋豐明朝御世、元封鴨別命八世孫笠三枚臣、定賜國造、(これに笠臣國造と標たる、臣字は、何謂ぞや、いとも拙きみだりごとなり、なれど八世孫云々は、據ありて云りと見れば引るなり、) 書紀仁德卷に、笠臣祖縣守と云人の事見え、孝德卷に、吉備笠臣垂、天智卷に、笠臣諸石など云人見ゆ、天武卷、十三年十一月戊申朔、笠臣、賜姓曰朝臣、續紀、天平神護元年六月、笠臣氣多麻呂賜姓朝臣とあり、姓氏錄、右京皇別、笠朝臣、孝靈天皇皇子、稚武彥命之後也、應神天皇巡幸吉備國、登加佐米山之時、飄風吹放御笠、天皇怪之、鴨別命言、神祇欲奉天皇、故其狀爾、天皇欲知其眞僞、令獵其山、所得甚多、天皇大悅、賜名賀佐とあり、(賜名賀佐とは、山名歟、加佐米山とあればなり、又鴨別に賜へる名歟、若然らば、此名をやがて姓ともせるか、又名とはあれども、本より姓か、何れにまれ、) 笠てふことの起りは是なり、續紀、天平神護二年十月、備前國人、三財部毘登方麻呂等九烟、賜姓笠臣、姓氏錄、右京皇別、笠臣、笠朝臣同祖、稚武彥命孫、鴨別命之後也、續後紀に、承和三年三月、飛驒國人、三尾臣永主、同姓息長等、賜姓笠朝臣、貫附右京五

と若建日子命、」と傳へたるまぎれとやいはむ、（前に姑く兄命の後を下道と定めしも、此故なり、書紀の傳も、兄は下道の祖にて、弟は上道の祖なればなり、）然れども此記の傳へも、一の傳なれば、必誤とすべきにはあらず、さて此吉備姓、上件の如く、此彼と別れつれども、すべては廣く吉備臣とも云つと見えて、日代宮段、書紀神功卷なども、吉備臣、祖と見え、又後までも、雄略顯宗欽明などの御卷にも、吉備臣と云るあり、神名式に、備中國賀夜郡、吉備津彦神社（名神大、）是は此氏神に坐り、（相傳て吉備武彦命を祀ると云り、神號を思へば、始祖若建日子命ならむか、又たとひ祖には坐ずとも、國言向坐し、大吉備津日子命ならむも知べからず、式に載れるは、何れにまれ一柱なり、さて此神社は、世にいはゆる吉備津宮にて、宮内村と云に在、）さて下道臣は、和名抄に、備中國下道郡之毛豆美知とある、此地に依れる姓なり、（書紀に、分川嶋縣云々とある、川嶋てふ地名は、後に見えざれば、是即下道郡の域にやあらむ、）國造本紀に、下道國造、輕島豐明宮朝御世、元封兄彦命亦名稻建別、定賜國造、（建字書紀によるに、速の誤なるべし、さて是を國造と云るは、おぼつかなし、）書紀雄略卷に、吉備下道臣前津屋と云人罪ありて、族七十人誅殺されしこと見ゆ、天武卷、十三年十一月戊申朔、下道臣賜姓曰朝臣、續紀、天平十八年冬十月丁卯、從四位下下道朝臣眞備、賜姓吉備朝臣、（十二の二葉に、此人の姓を上道朝臣とあるは、寫誤なり、）此人のみ此時に下道を改て吉備となれり、天平神護二年十月、爲右大臣、（寶龜六年十月薨、年八十三、こは世に名高き吉備大臣なり、）又同二十年十二月己丑、下道朝臣乙吉備直事廣三人、並賜吉備朝臣姓、とあり、（直事廣は、二人の名なり、誤字か脱字か、）姓氏錄、左

命專吉備臣等の祖に坐ば、彼時に此記の如く、必御兄弟相副てこそ物したまひけむに、兄命のみを擧て、氏々祖に坐弟命の御事を、記されざるはいかゞ、若くは吉備國を言向たまひしは、弟命なりしを、此記は、御兄弟二柱と傳へ、書紀は、若建吉備津日子てふ御名を、まぎらはして、たゞ吉備津日子と傳て、兄命の事となれるかとも思へども、さては兄命の御名、吉備津日子と負坐べき由なし、又此二柱は、實は一柱なりけむを、二記共に御名のまぎれに因て、二柱とは傳へたるかとも思へども、兄命は大吉備津日子、弟命は若建吉備津日子にて、大と若と別れたれば、然にもあらず、左右に疑はしきことなり。）但し姓氏錄などにも、吉備より出たる氏々は、稚武彥命之後とのみありて、大吉備津彥命之後と云は見えず、（續紀廿六に、吉備津彥之苗裔上道臣云々、と云ことは見えたれども、此吉備津彥も、弟命を申せるなり、其由三代實錄卅六に見えたり、又姓氏錄に、椋椅部首、吉備津彥五十狹芹命之後者不見とあるも、未定雜姓なり、又國造本紀に、葦北國造、吉備津彥命兒、三井根子命定賜國造とあれども、さだかならざることなり。）故且く書紀の傳に從ひて云はゞ、（但し吉備國言向たまひしは、二柱相副而とある、此記の傳ぞ正しかりける、若然らずば、弟命の御子孫の、彼國にあるべき由緣なければなり。）御兄弟相副まして、彼國言向賜ひしかども、兄命の御末は無くて、たゞ弟命の御末ぞ、彼國に榮えけむ、其世嗣は、若建日子命の御子吉備建日子命、（然ること姓氏錄に見ゆ、此命は、倭建命段にも見ゆ。）其第二男彼御友別なり、（然ること三代實錄卅六に見ゆ。）かくて其長子（稻速別）は、下道臣の祖、次子（仲彥）は上道臣の祖なるを、此記には、此兄弟を誤りて、始祖御兄弟（大吉備津日子命

ふべし、○下道臣、下字、諸本に上と作るは誤なり、今は眞福寺本に依れり、(諸本みな二方共に上道とある、一方は必下道の誤なるべきこと、決けれども、今何れを何れと辨へがたかりしに因て、前には書紀應神卷に依て、いさゝか考を加へて、此記をも、且兄命の後を下道として、云るしおきつるに、後に眞福寺本を見れば、弟命の後ぞ、下道臣なりける、) さて吉備姓の事、書紀には、稚武彥命是吉備臣之始祖也と見え、(兄命は、何れの始祖と云ことも見えず、) 又應神卷に、二十二年春三月、妃吉備臣祖御友別之妹兄媛、有戀父母之情、西望而歎云々、天皇聽之、送于吉備、夏四月、兄媛發船而往之、天皇望兄媛之船、以歌曰云々、秋九月、天皇狩于淡路嶋、轉以幸吉備、時、御友別參赴之、則以其兄弟子孫爲膳夫、而奉饗焉、天皇於是看御友別謹惶侍奉之狀、而有悅情、因以割吉備國、封其子等也、則分川島縣封長子稻速別、是下道臣之始祖也、次以上道縣封中子仲彥、是上道臣香屋臣之始祖也、次以三野縣封弟彥、是三野臣之始祖也、復以波區藝縣封御友別弟鴨別、是笠臣之始祖也、即以苑縣封兄浦凝別、是苑臣之始祖也、即以織部縣賜兄媛、是以其子孫於今在于吉備國、是其緣也とあり、御友別は、稚武彥命の孫なり、(弟彥は、御友別の季子と聞ゆ、香屋は、備中國賀夜郡これなり、三野縣は、備前國御野郡これなり、波區藝縣は、物に見えず、苑縣は、備中國下道郡に曾能郷あり、是なるべし、織部縣は、備前國邑久郡、又備中國賀夜郡に、服部郷、備後國品治郡に、服織郷あり、これらのうちなるべし、) 如此有ば書紀の傳にては、下道臣も上道臣も、並稚武彥命の子孫なれば、兄命の子孫は無かりしにや、甚いふかし、(其故は彼崇神卷に、四道將軍のうち、西道を言向たまひしは、此兄命にこそ坐けれ、其處に弟命の御事は見えず、若弟

は、上に見えたる北陸東海西道丹波なり、さて西道とは、山陽道を云りと聞ゆ、西海道までを兼たるにはあるべからず、さて右の段のさまは、吉備津彥命と五十狹芹彥命とは、異人の如く見えたり、いふかしきことなり、さて同御世に、吉備津彥と武渟川別とを遣して、出雲振根を誅め給ひし事も書紀に見ゆ、）

故此大吉備津日子命者。吉備臣之祖也。次若日子建吉備津日子命者。吉備下道臣。笠臣祖。次日子寤間命者。針間牛鹿臣之祖也。次日子刺肩別命者。高志之利波臣。豐國之國前臣。五百原君。角鹿海直之祖也。

上道臣、和名抄に、備前國上道郡加牟豆美知とある、此地に因れる姓なり、（上道郷も、此郡内にあり、さて此郡今は二に分れて、奥上道口上道と云り、さて師は、上道とは備前を云と云れし、其も理はあれど、なほ然には非じ、）國造本紀に、上道國造、輕島豐明宮御世、元封中彥命兒多佐臣始國造と云り、（仲彥、應神紀に見ゆ、其文下に引り、）書紀雄略卷に、七年吉備上道臣田狹が事見え、淸寧卷にも、此氏人の罪ありし事見えたり、然て衰へやゝにけむ、天武の御世に、朝臣姓を賜ひし氏々の中にも漏れ、姓氏錄などにも、此氏は見えず、續紀に、天平寶字元年七月、上道臣斐太都賜姓朝臣、閏八月、以上道朝臣斐太都、爲吉備國造と見ゆ、（此人の如此榮えしは、由ありてなり、）さて此吉備姓の始祖の事、書紀の傳へは此記と異なり、此事、次なる下道臣の處に委く論

て、深き理あることなるべし、（中古よりこなたか、る儀式の絶廢けるは、いと歎かはし、）○道口とは、其入初る處を口と云、奥方を尻と云、（人體の口と尻とも同じ、）其に前後字を用ひて、北陸道にては、古之乃三知乃久知は越前、古之乃三知乃奈加は越中、古之乃美知乃之利は越後と云、山陽道にては、岐比乃美知乃久知は備前、吉備乃美知乃奈加は備中、吉備乃美知乃之利は備後と云、西海道にては、筑紫乃三知乃久知は筑前、筑紫乃三知乃之里は筑後、比乃三知乃久知は肥前、比乃美知乃之利は肥後、止與久邇乃美知乃久知は豐前、止與久邇乃美知乃之利は豐後と云り、並和名抄に見えたり、此は吉備國に將入る道口にて、後までも播磨は、山陽の道口にてぞある、さて此に爲道口といへる由は、水垣宮段（傳二十三）に、東方十二道とある處に委いふべし、考合すべし、凡て道口道尻といふも、其國を治に、京よりゆく路の次序につきていふ名なり、○吉備國は、上卷（傳五）にいでたり、○言向和も、すでに神代に見ゆ、一本に、向下に平字あり、其もあしからず、さてこの兄弟命二柱共に、吉備津日子命と稱へ申せるは、此御功績に由てなり、さて此言向の事、書紀を考るに、崇神御卷に、十年秋七月、詔群卿曰云々、九月丙戌朔甲午、以大彦命遣北陸、武渟川別遣東海、吉備津彦遣西道、丹波道主命遣丹波、因以詔之曰、若有不受敎者、乃擧兵伐之、既而共授印綬爲將軍、とある、をりしも武埴安彦、其妻吾田媛と共に、叛ける事起れるに因て、於是更留諸將軍而議之云々、天皇遣五十狹芹彦命、擊吾田媛之師、即遮於大坂、皆大破之云々、かくて埴安彦滅び、此事平ぎしかば、冬十月詔群卿曰、云々其四道將軍今急發之、將軍等共發路、十一年夏四月、四道將軍、以平戎夷之伏奏焉とあり、（四道

歩奔反、盆と同じ、和名抄には、甕字亦作名、和名毛太非、盆、字亦作瓫、比良加、俗云保止岐とありて、倍と云名は見えず、大抵瓮は、大きにして、腹大きなる物、瓫は、小き物と見えたり、されど漢國にても、古く用ひたるさま、二字まぎらはしく聞ゆ、今思に、閇には、瓫字よりは、瓮の方今少しよく當れゝば、古書に用たる皆此字なるべし、）書紀神武卷に、嚴瓮（此云怡途背）と云も見えたり、堝も魚菜を煮る瓮と云名なり、忌瓮は、神祭に用る器にて、齋忌て物する故の名なり、さて居とは、地を堀て、下方をやゝ埋て置を云、萬葉哥に穿居とある是なり、（今時も土中より、上代の瓦器をほり出ることをり〳〵ありて見るに、底圓くて、直に居れば、傾きまろぶなり、）水垣宮段にも、於丸邇坂居忌瓮而云々とあり、書紀には、其に鎭坐とあり、萬葉三（三十七丁）に、齋戸乎忌穿居、（又四十六丁十三の十九丁にもあり、）又（五十一丁）齋忌戸乎前坐置而、十七（十五丁）に、久佐麻久良、多妣由久吉美乎佐伎久安禮等、伊波比倍須惠都、安我登許能弊爾、廿（十九丁）に、伊波比倍乎、等許敞爾須惠互などよめり、さて此處にも、彼水垣宮段にも、軍の首途の處に、此行事のあるは、凡て國言向に出立道口にして、必爲る行事にて、ゆくさき平安て、言向竟むことを、鎭ひ祈るなるべし、（材を伐に入むとする時に、山口祭を行ふが如し、）さて其をただ居忌瓮而とのみ云て、神を祭るとも何とも云ざるは、古神を祭て祈ることを、忌瓮居とぞ云けむ、（彼萬葉十七なる哥に、伊波比倍須惠都と云るなど、明らかに然聞ゆ、又書紀は、いづこも〳〵、潤色の文多かるすら、彼崇神卷に、たゞ以忌瓮鎭坐於和珥坂上とのみあるをや、）然るは祭祀の具はしも、種々あるが中に、取分て此物を居るをしも、其行事とするは、上代の禮典にし

記に、諸國名産を擧たる中にも、播磨、針と見えたれば、針によれる名なるべしと云り、是も捨がたし、上代より針を出し、こども知がたし。）○氷河は、比能加波か比加波か知ねども、姑く比能加波と訓つ、此河も氷てふ地名も、物には見えず、今此名は存らぬか、國人に尋ぬべし、（備前國なる或人の說に、須佐之男命の大蛇を斬たまひし簸川上は、出雲に非ず、備前國なる簸川なり、備前の簸川は、赤坂郡石上布都之魂神社の山下を流れて、御野郡に至て海に入る、後には御野川と云、又大川とも西川とも云なり、古事記に針間氷河とあるも、即此川なりと云れど、凡て信がたし、備前にあらむを、いかでか針間とは云む、殊に彼御野川は、備前の中にても、東方に依れる地にも非るをや、此氷河は、必播磨の國內にこそあるべけれ、右の說に、神代の簸川を、備前なりと云に、種々の強たる說を云て、其證に忌部正通口決を引たれども、其も口決の文を横さまに強たるものにて、さらに證となることに非ず、凡て古き名地を、強て己が國へ引入むと構ふるはいとかたはらいたきわざなりかし。）○前は佐伎と訓べし、（師は久麻と訓れき、誠に久麻に前字を書こと、古書につね多く、又川には、久麻を多く云れば、彼此然るべきことなれども、此記には、久麻は皆坰とのみ書て、前字を用たる例なく、佐伎にぞ前字をば用たる、故河に佐伎はめづらしけれど、例に依て訓つ。）○忌瓮は、延佳本に伊波比倍と訓る宜し、瓮は、書紀仁賢卷に、瓮此云倍と見え、貞觀儀式大嘗用度に、淡路國御原郡瓮十口（各受二一斗五升一）など見ゆ、（古閒に用たる字、瓮か瓫か定まらず、必一なるべきを、形も義も似たる故に、後にまがひて、何れをも書るなるべし、故今辨へおくなり、瓮は、烏貢反、說文に罌也と云て、甕と同じことなり、瓫は、

に吉備てふことの無きはいふかし、其由は下に論へし〕〇註男王は比古美古、女王は比賣美古と訓べし、凡て天皇の御子及御胤を、王と申すこと、伊邪河宮段、日子坐王の處に委く云、

故大倭根子日子國玖琉命者。治天下也。大吉備津日子命與若建吉備津日子命。二柱相副而。於針間氷河之前。居忌瓮而。針間爲道口以。言向和吉備國也。

若建吉備津日子命、此御名上にも下にも、若の下建の上に日子とあるを、此には諸本共に、其二字の無きは、書紀にも稚武彥とある如く、省きても申せしなり、然る例多し、日代宮段に出たるにも、此二字無し、〔然るを延佳本に、是を補たるは、さかしらなり〕〇二柱相副而とは、相並てと云むが如し、この事上卷〔傳十六〕に、副其姊石長比賣とある處にくはしく云り、〔凡て曾布とは、常には大なる物に少き物の附き、尊き者に卑き者の附が如きをのみ云に似たれども、本は然のみには非ず、同じほどのもの、、相並配ふをも云り、されば此も、兄命は大將軍、弟命は副將軍など云さまには非ずかし、副字に泥むべからず〕〇針間、和名抄に、播磨國波里萬とあり、國名義は、此國風土記に、萩原里、土中有井、所以名萩原、息長帶日賣命、韓國還上之時、御船宿於此村、一夜之間生萩、根高一丈許、仍名萩原、即闢御井、故云針間井、とあり、是に國名の始とは謂ざれども、云針間井とあるは、何とかや國名も是より出たりげに聞ゆ、若然らば榛木に由れる名なり、〔又谷川氏云、赤染衛門集に、播磨より來たる人の、針をおこせてと見え、藤原明衡新猿樂

(凡て波夜は速と書るに、此に羽矢としも書るは、上の飛字に引れて、其に由ある字をふと書るのみなり、殊なる意あるに非ず。) 屋は阿夜にて、美稱なり、繼躰天皇の皇女若屋郎女を、書紀には、稚綾姫とあるにて知べし、さて餘の例によるに、此御名にも、必命とあるべきに、此字なきは、脱たるか、○弟は、美伊呂杼と訓べし、○蠅伊呂杼、浮穴宮御段に出づ、書紀に亦妃絙某弟とあり、○日子寤間命、(寤間を師は、佐那麻とか、佐能麻とか訓べし、日本紀に彦狹嶋とある、嶋は麻とのみも云ばなり、と云れつれども、佐那とも佐とも云むには、寤字を書くべくも非ず、又書紀にも、麻ならむには、嶋字を書べきに非れば、なほ佐米麻とこそ訓べけれ。) 名義未思得ず、書紀には彦狹嶋命とあり、(此書紀の御名は論あり、彼景行卷に、五十五年以彦狹嶋王、拜東山道十五國都督、是豐城命之孫也、然到春日穴咋邑、臥病而薨之、是時東國百姓、悲其王不至、竊盜王尸、葬於上野國、とありて、下總國に狹嶋郡あれば、此地名を以て後に稱たる御名なるべし、然れば彦狹嶋命と申せしは、此御代の皇子には非るを、寤間と名の似たるに依て、まぎれつるものにて、此は此記を正しとすべきにや、姓氏錄垂水史條にも、豐城入彦命、男彦狹嶋命と見えたり、男とあるは、書紀に孫とあると少し異なれども、何れにまれ是又此御代の皇子に非る證なり、又國造本紀に、活目帝皇子大入來命、孫彦狹嶋命と云り、大入來命は、崇神の皇子なるを、活目帝の皇子と云、彦狹嶋を其孫と云る、是又異なる傳へなれども、此御代の御子には非る證なり、凡て古へには、同名も多けれども、又一人をまぎらはして、此にも彼にも擧たる例も、多きぞかし。) ○若日子建吉備津日子命、此御名も、又吉備と負坐る所由下に見ゆ、書紀には、稚武彦命とあり (此御名

物食時にこそ用ふる物なれ、彼薨坐しは、夜の明るを待て、櫛笥を開て見賜へるをりにて、物食す時に非れば、箸を持賜へるべき由なければなり、然るをまぎれて、彼と此と一時の事となりぬるは、崇神の御世に、大物主神を祠り賜ひし故事のあるに引れて、彼御妻になり坐し事も、此御代の事に語傳へたるなるべし、若然らずば、此故事は、他人ならむか、其はさだかならず、）○日子刺肩別命、御名、義刺肩未たしかに思得ず、別のことは、日代宮段に委云べし、さて此御子、書紀には無し、○比古伊佐勢理毘古命、書紀に、彥五十狹芹彥命と書れたり、御名、義、伊佐は勇、（萬葉に、鯨を、勇魚と書り、）勢理は神代の火須勢理命の須勢理と同くて、（須勢は勢と切まる、）進む意なり、彼神名を書紀一書に、火進命ともあるを以知るべし、彼孝安天皇の御子、大吉備諸進命も、此皇子の傳誤かと云ること、考合すべし、續紀廿五に、伊豫國人周敷連眞國等二十一人、賜姓周敷伊佐世利宿禰とあるも、勇を賞たる由の姓なるべし、（神名式に、播磨國賀古郡に、天伊佐々比古神社と云もあり、）○大吉備津日子命、書紀には吉備津彥命とあり、名義吉備は國名なり、如此御名負坐る由も、彼國の事も、下に云べし、○倭飛羽矢若屋比賣、書紀には倭迹々稚屋姬命とあり、飛は登毘と訓べし、御姉の御名、書紀に倭迹々日とある例なればなり、（登夫と訓るは非なり、又書紀の迹々日の日は濁るべきことを、此に飛と書るを以知べし、）名義飛は、登々毘の略なること、御姉の御名の例に同じく、其意も同じ、毘は比古比賣などの比にて、稱名なり、（書紀には御姉の方に日ありて、此御名には無し、此記には、御姉の方には無て、此御名に有るは、互に稱名を添たると、添ざるとの異のみなり、）羽矢は、上なる千々速などの速と一なり、

姫命には非じ、孝元の皇女の、倭迹々姫命なるべし、其故は、彼孝靈の皇女は、崇神の御世には、百歳に多く餘りたまふべければ、大物主神の御妻となり坐けむ事も、似つかはしからず、又彼姫命は、崇神天皇の王姑に坐を、天皇姑とあるも違ひ、孝元の皇女は、御姑なれば、よく合り、其上かの大物主神の御妻となりたまへる事を記されたる處に、姑には倭迹々日百襲姫命とあれども、次には三所まで、たゞ倭迹々姫命とのみあればなり、然れば崇神紀に見えたるは、日百襲、三字は衍にて、孝元の皇女の倭迹々姫命なるべしと云り、此考皆一わたりは然ることなれども、猶熟思ふに、彼孝元の皇女の迹々姫命は、書紀にはあれども、此記には見えず、孝靈の皇女と同御名なれば、實は一柱なりしがまぎれて、孝靈の皇女とも、孝元の皇女とも、二に傳はりつるを、書紀には、二方ながら擧られたるものなるべし然る例いと多し、又父の姉妹を姑と云、祖父の姉妹をば王姑と云て分るは、やゝ後のことにこそありけめ、いと上代には、何れをも同じく袁婆とぞ云けむ、そは子孫を凡て子と云、先祖を凡て於夜と云しと同例なり、されば孝靈の皇女を、崇神の姑とあるも、違へるに非ず、又孝靈の皇女、崇神の御世には、百歳に餘り賜ふべしと云疑は、諸なれども、凡て上代の事は、年紀を以云ときは此と彼と合はざることは常なれば、必しも其を執へて、深く疑ふべきに非ず、此大物主神の御妻となり坐し故事も、書紀にこそ此日女命の御事に記されたれ、異なる傳どもありて、此記にては、生玉依毘賣にて、時も崇神の御世よりは、遙に前の事なりけるをや、然れば此故事、たとひ百襲姫命にまれ、其は崇神の御代より前にて、箸に御陰を撞して、薨坐しは、其時に非ず、他時の事にぞありけむ、然思はるゝ所以は、箸は

は、伊佐袁の約りたるなり、）さて此日女命は、書紀崇神卷に、五年國內多疾疫、民有死亡者、且大半矣、六年百姓流離、或有背叛、七年天皇幸于神淺茅原、而會八十萬神、以卜問之、是時神明憑倭迹迹日百襲姬命曰、天皇何憂國之不治也、若能敬祭我者、必當自平矣、天皇問曰、敎如此者誰神也、答曰、我是倭國域內所居神、名爲大物主神云々、是於疫病始息、國內漸謐、五穀既成、百姓饒之、また十年云々、於是天皇姑、倭迹迹日百襲姬命、聰明叡智、能識未然、乃知其歌怪、とありて、武埴安彥が謀反むとせし事を、豫知坐て、天皇に言賜へりし事あり、かく朝廷の御爲に、種々の勤功しみ坐ける故に、百勤功とは稱奉られしなるべし、さてまた同年の下に、是後倭迹々日百襲姬命、爲大物主神之妻、然其神常晝不見而夜來矣、倭迹々姬命語夫曰、君常晝不見者、分明不得視其尊顏、願暫留之、明旦仰欲覲美麗之威儀、大神對曰、言理灼然、吾明旦入汝櫛笥而居、願無驚吾形、爰倭迹々姬命、心裏密異之、待明以見櫛笥、遂有美麗小蛇、其長大如衣紐、則驚之叫啼、時大神有恥、忽化人形、謂其妻曰、汝不忍令羞吾、吾還令羞汝、仍踐大虛、登于御諸山、爰倭迹々姬命仰見、而悔之急居、則箸撞陰而薨、乃葬於大市、故時人號其墓謂箸墓也、是墓者、日也人作、夜也神作云々と見えたり、（急居此云菟岐于、とあるは、言のすわりたる方を以て注せるものなり、活かしては菟岐韋ともよむべし、即中古の物語文などに、都伊韋賜など云るは、此言なり、）大市は、大和國城上郡の鄉なり、此御墓、天武紀にも箸陵と見ゆ、其地を今も箸中村と云て、御墓も、大道の西づらに、甚大なる冢山にて存なり、箸中は、箸之墓の約りたる名と聞ゆ、さて此崇神卷に見えたる、倭迹々日百襲姬命を、或人疑て云て、是は孝靈の皇女の百襲

々都久和比賣命と申すも坐り、速は光映なり（此事神代の哥、阿那陀麻波夜の處に云り）書紀には是を、細媛命の一の傳として、春日千乳早山香媛とあり、（速眞若と、早山香とは、互に夜と和との省かりたるが異なるのみなり）さて此記書紀共に、父を擧ざるは、傳はらざりしにこそ、○千々速比賣命、書紀には、此御子無し、神名式に、尾張國中嶋郡に、知除波夜神社と云あり、○意富夜麻登久邇阿禮比賣命は、浮穴宮御宇天皇の御曾孫にて、彼御段に見ゆ、蠅伊呂泥の亦名なり、書紀には、倭國香媛、亦名絚某姉とあり、○夜麻登々母々曾毘賣命、此御名、夜麻登々のこと、書紀には、倭迹々日百襲姫命とあり、又御妹の御名、倭飛羽矢若屋比賣と申すも、書紀には、倭迹々稚屋姫命とありて、各互に少しづゝの異あるを、彼此相照して參考るに、委く云ば倭登々なるを、登を一畧て、倭登とも云るなり、（此記は略ける方、書紀は委き方なり）御妹の倭飛の例を以知べし、（是も書紀には倭迹々とあり）又書紀、崇神卷に、（三丁）倭迹速云々と云名もある、是も同じことなるを、迹を一略けるなり、凡て同音の重なるときは、一略かるゝ例多し、（登々麻流を登麻流とも云類なり、然るを此御名を、書紀とくらべて、登字一つ脱たるかと思ふは、中々に委しからず）さて又書紀にも、御妹の御名にも共に、登の下に毘てふ言あれば、此も然るべきが、脱たるにやとも見ゆめれど、然らず、毘は稱名なれば、添ても省きても云るにて、此は本より添ざるなり、御妹の御名倭飛を、書紀には、倭迹迹とありて、毘はなく、又彼崇神卷なる倭迹速は、速と連きたるさへ同じきにも、毘は添ざる、これらを以准へ知べし、さて御名義は、登々（登を一略けるも、意は同じ）は、上の千々と同く、（通音なり）母々は百、曾は勤功なり、（伊曾

り、書紀開化卷に、春日此云箇酒鵞、繼躰卷、勾大兄皇子、御哥に、播屢比能、哿須我能倶儞（武烈卷哥にも如此あり、上に引り、波流比能と云枕詞は、師の冠辭考に、春の日のかすむと云かけたるなりとあり、萬葉九に、春日之霞時爾、とあるにて知べし、さて加須賀を春日と書ことは、云なれたる枕詞の字を、即その地名に用ひたるものなり、飛鳥の明日香と云から、明日香をやがて飛鳥と書と同例なり、此事別に委く云り、）などあり、さて此地名の起の事、姓氏錄、大春日朝臣の條に見えたれど、疑はし、（其文は、上の春日臣の下に引るが如し、其詞に、彼氏の先祖、大雀天皇の御代に、糟を以垣にせしに因て、糟垣臣と號たまへるを、後に春日臣と改むとある、此說に依るときは、本糟垣なりしが、後に省りて、加須賀とはなれるなり、さて又其糟垣は、本賜はりし姓なれば、地名になれるは、後のこと、聞ゆるなり、然れども此說の疑はしき由は、先書紀の綏靖卷に、既に春日縣主と云こと見え、又此段にも、如此春日之云々とあるは、正しく地名なるに、彼糟垣の事は、遙に後大雀天皇の御世とあればなり、されば地名を本にて、彼姓は、其地に因れるにこそ有けめ、然れども若猶彼說をたすけて云ば、糟垣の事は、いと上代のことなりけむを、誤て大雀の御世とは傳へたるにや、其は若くはかの糟垣に因て、其の地名を加須賀と云來つるを、後に姓に賜ひしが、大雀の御世なりしにやあらむ、さて糟を以て垣とすと云るは、いかなることぞと云に、古には、川の堤の如く、廣く築たる垣もありしとおぼしければ、然るさまの垣なるべし、哥などに垣穗と云も、さる堤の如くなる垣に、生じたる草木を云なり、）○千々速眞若比賣、名義千々は、神代の栲幡千々姬命の千々に同じかるべし、水垣宮、天皇の日女御子に、千

る、此なるべし、今も黒田村あり、(出雲風土記に、意宇郡黒田驛、土躰色黒、故云黒田とある、此例に依らば、此處も然る故の名にや、) ○廬戸宮、此宮の御趾は、大和志に、宮古村と黒田村との間なる、都杜なりと云り、書紀に、日本足彦國押人天皇百二年、冬十二月癸亥朔丙寅、皇太子遷都於黒田、是謂廬戸宮とあり、○十市縣主、十市は、和名抄に、大和國十市郡、止保知、これなり、(十は登袁なるを、止保とあるは、假字違へり、地名なればなるべし、されど其はや、後の訛にこそあらめ、十字をしも書來れるは、本は登袁とぞ唱へけむ、然れども今は姑く和名抄に從て訓つ、) 神名帳同郡に、十市御縣坐神社 (大月次新嘗) あり、さて此縣主氏、他には見えず、○大目、神名式、尾張國山田郡、大目神社、佐渡國羽茂郡、大目神社、和名抄に、同郡大目、(於保女) 郷などあり、さて此人を、書紀孝元卷には、磯城縣主とあり、○細比賣命、細は、師の久波志と訓れたるを用ふべし、目微比賣など云例もあればなり、又細字を然訓る例も、萬葉などにも多かり、書紀には、二年春二月丙辰朔丙寅、立細媛命爲皇后、一云、春日千乳早山香媛、一云、十市縣主等祖、女直舌媛也と見え、又孝元卷に、母曰細媛命、磯城縣主大目之女也とあり、○大倭根子日子國玖琉命、書紀に、后生大日本根子彦國牽天皇とあり、御名意、玖琉は、括にて、統る意なり、(今の俗言に、物を統るを、久留米流とも、久々流とも云り、凡て久流てふ言は、環る意なれば、統るを云も、括ると云も、環らし包て、もらさぬ意より云なり、さて書紀に、牽字を玄も書れたるは、繰寄引く意か、又拘也と注せる意か、其は史記に、牽於所聞など云る類にて、俗言に久々良留々と云にあたれり、) ○春日、和名抄に、大和國添上郡春日郷加須加とある、此なり、神名帳同郡に、春日神社、春日祭神などあ

上に云り、書紀仁徳卷に四十年、佐伯直阿俄能胡てふ人、私地を公に獻て、雌鳥皇女の玉を盜みし罪を贖ひたりし、其地を玉代と號しことあり、是は何れならむ、さだかならず、但安寧天皇の大御名の玉手は、河內國なるとおぼしければ、彼は仁徳の御世よりの地名には非じを、御陵の名などは、後の地名を以ても、申し傳へつべければ、此玉手ならむか、なほよく考ふべし、又天智紀の童謠に、多麻提能伊鞞能とあるも何れならむ、さだかならず、)

黑田宮卷

大倭根子日子賦斗邇命。坐黑田廬戸宮。治天下也。此天皇。娶十市縣主之祖大目之女。名細比賣命。生御子。大倭根子日子國玖琉命。一柱。玖琉二字以音 又娶春日之千千速眞若比賣。生御子。千千速比賣命。一柱 又娶意富夜麻登玖邇阿禮比賣命。生御子。夜麻登登母母曾毘賣命。次日子刺肩別命。次比古伊佐勢理毘古命。亦名大吉備津日子命。次倭飛羽矢若屋比賣。四柱 又娶其阿禮比賣命之弟。蠅伊呂杼。生御子。日子寤間命。次若日子建吉備津日子命。二柱 此天皇之御子等。并八柱。男王五 女王三

此天皇後の漢樣の御謚、孝靈天皇と申す、○黑田は、和名抄に、大和國城下郡黑田郷久留多とあ

には非るか、其故は、是は大吉備と申す御名負坐る由も、おぼつかなし、又進も、彼伊佐勢理と同意なればなり、(其由は、彼處に委云べし、)○大倭根子日子賦斗邇命、御名意、根子は尊稱にて、景行天皇の御子にも、倭根子命と申すあり、凡人にも、記中に難波根子、書紀神功巻に、山背根子など云名見えたり、天皇は、大倭國所知看を以て、倭根子とは申奉るなり、故此御號、是を始として、孝元開化の二御世、又清寧元明などの御名にも、稱奉れり、(光仁より仁明までの御諡號には、皆是あり、)凡て御代御代の天皇の御通號となりて、詔命などにもみな、倭根子天皇と申し奉ることなり、(孝德紀大化二年の詔に、明神御宇日本倭根子天皇詔云々、天武紀十二年の詔に、明神御大八洲日本根子天皇勅命者云々、續紀一の詔に、現御神止大八島國所知倭根子天皇命云々、などとあるが如し、)賦斗邇は、書紀に、太瓊と書れたる字の意ならむか、(邇の義は、なほもあらむかと思はるれども、いまだ他に思ひ得ず、)さて書紀には、后生大日本根子彦太瓊天皇とありて、大吉備諸進命は無し、○御年壹佰貳拾參歲、書紀には、百二年春正月戊戌朔丙午、天皇崩とありて、御年は記されず、(但し大御考天皇の六十八年、立爲皇太子、年二十とあるに依ば、百三十七歲なるべし、)或書には、百三十七とも、百二十七とも云り、○玉手岡書紀、孝靈卷に、百二年春正月、日本足彦國押人天皇崩、秋九月甲午朔丙午、葬于玉手丘上陵と見え、諸陵式に、玉手丘上陵、室秋津嶋宮御宇孝安天皇、在大和國葛上郡、兆域東西六町、南北六町、守戸五烟とあり、今も玉手村ありて、即御陵も其地にあり、前皇廟陵記に、玉手村是也、在室村西北河東と云、大和志に、玉手村陵南有天神祠、小冢二在邑中と云り、(河内國安宿郡にも、玉手てふ地あり、

此天皇後の漢様の御謚は、孝安天皇と申す、○室は、和名抄に、大和國葛上郡牟婁郷あり、是なり、今も室村あり、又三室村と云もあり、書紀履中巻に、掖上室山とあるも、此處なり、○秋津嶋宮、書紀に、二年冬十月、遷都於地室、是謂秋津嶋宮とあり、此は彼神武巻に、皇輿巡幸因登腋上嗛間丘而廻望國狀曰云々、猶如蜻蛉之臀呫焉、由是始有秋津洲之號也とあるは、誰も大倭一國のことゝは思へど、若くは又此掖上のあたりの地形を御覽して、詔へるにもあるべし、(古へは郡郷などの如きをも、某國と云る、常のことなれば、廻望國狀とあるに妨なし、)若然らば、秋津嶋と云は、彼時より此地の號なりしが、此天皇の百餘年も久しく敷坐せる、めでたき大宮地の名なりし故に、後におのづから、倭國の大號の如くにもなれるか、(師木嶋の例と同じ、)又彼御古事を、倭一國のことゝせば、此宮號は、彼御古事のありし地なる故に、如此はつけ賜へりしか、何れにまれ、彼御故事に依れる號なり、○姪は、和名抄に、姪釋名云、兄弟之女爲姪、和名米比と見ゆ米比とは、女甥の意の稱なるべし、○忍鹿比賣命、御名、鹿の義未思得ず、書紀には、二十六年春二月己丑朔壬寅、立姪押媛爲皇后、一云、磯城縣主葉江女長媛、一云、十市縣主五十坂彦女五十坂媛也とあり、又孝靈巻に、母曰押媛、蓋天足彦國押人命之女乎とあり、(如此疑て記されたるゆゑは、天皇の御兄弟はたゞ天押帶日子命一柱のみ坐ば御姪ならむには、必此御女なるべく、されど誰の御女と云ことゝは傳はらざれば、決ては云難きなり、)○大吉備諸進命、(進を、師は須美と訓れつれど、なほ須々美なるべし、)此御子は、書紀には見えざるに依て思に、此は孝靈天皇の御子、比古伊佐勢理毘古命、亦名大吉備津日子命を、或は此天皇の御子とも、傳へ誤れる

御年玖拾參歳、書紀には、八十三年秋八月丁巳朔辛酉、天皇崩とありて、御年は記されず、(但シ大御父天皇の廿二年に、爲皇太子、年十八とあるに依ば、百十四歳なるべし、)或書には、百十四とも百十五とも、百二十とも云り、○掖上博多山上、書紀孝安卷、三十八年、秋八月丙子朔己丑、葬觀松彦香殖稻天皇于掖上博多山上陵、とある、三十八年心得ぬ事なり、(舊事紀に、八十三年、天皇崩、明年八月葬と云るは、書紀に依りながら、三十八年を疑て、明年とは、おしあてに記せるなるべければ、據とするにたらず、)諸陵式に、掖上博多山上陵、掖上池心宮御宇孝昭天皇、在大和國葛上郡、兆域東西六町、南北六町、守戸五烟とあり、大和志に、在室村、陵畔有八幡祠弁家四と云り、(○凡て御陵地を、山上坂上など記せるは、上にまれ下にまれ、そのあたりと云事なり、古へは宇倍又倍と云る、皆其意なり、必しも今俗に云ふ上のみには非ず、此は古への御陵どもの、今在るを見て、其地形の記に違へるがごと思ふ人のありぬべき故に、思ひ出るまゝに、此に驚かしおくなり、)

秋津島宮卷

大倭帶日子國押人命。坐葛城室之秋津嶋宮。治天下也。此天皇。娶姪忍鹿比賣命。生御子。大吉備諸進命。次大倭根子日子賦斗邇命。二柱。自賦下三字以音故大倭根子日子賦斗邇命者。治天下也。天皇。御年壹佰貳拾參歳。御陵在玉手岡上也。

飯高公大人諸丸二人、賜姓宿禰と見え、續後紀に、承和三年三月庚子朔丙午、左京人飯高宿禰全雄、同姓弟高等五烟、改宿禰賜朝臣、(全雄、一の卷には今雄とあり、)また同九年六月甲子朔丙寅、伊勢國人飯高公常比麻呂、弟五百繼、飯高宿禰濱永等、男女廿七人賜姓飯高朝臣、編附左京三條と見え、三代實錄に、貞觀十五年十二月二日、越前國敦賀郡人、伊部造豐持、賜姓飯高朝臣、即改本居、貫左京五條三坊、其先出自孝昭天皇皇子、天足彥國押人命也、○壹師君、和名抄、伊勢國壹志郡(伊知之)是なり、續紀十三に、壹師君族古麻呂、續後紀十九に、壹志公吉野など云人見えたる、此吉野を、文德實錄齊衡二年の處に、壹志宿禰吉野とあれば、此より前に、宿禰姓を賜はりしを、史に其事の漏たるなるべし、三代實錄に、貞觀四年七月廿八日、左京人、壹志宿禰吉野、賜姓大春日朝臣、天足彥國押人命之後也、○近淡海國造、こはいまだ物に見あたらず、(書紀崇峻卷に、近江臣滿てふ人見えたるは、此氏か他姓か、しらず、國造本紀には、淡海國造、志賀高穴穗朝御世、彥坐王三世孫、大陀牟夜別、定賜國造と云り、)○書紀に、天足彥國押人命、此和珥臣等始祖也とあり、此に此姓は漏たり、こは殊に廣き氏なれば、此にも必載るべき事なり、此姓のことは、伊邪河宮段に云べし、さて此皇子の御後は、上件の外にも、氏々多くして、姓氏錄に見えたり、又三代實錄九に、民首方永てふ人、此命の後とあり、又續後紀四に、近江國人、島朝臣眞行、賜姓高生朝臣、其先觀松彥香殖稻天皇之後也、(島朝臣、古本には鳥脚臣とあり、)とあり、是も此皇子の後なるべし、

天皇御年玖拾參歲。御陵在掖上博多山上也。

なる身狹に非ず、邪射などは、濁音假字なり、）國造本紀に、武社國造、志賀高穴穗朝、和邇臣祖彦意祁都命孫、彦忍人命、定賜國造と云り、續紀に、神護景雲三年三月、陸奥國牡鹿郡人、春日部奥麻呂等三人、賜姓武射臣とあるは、素より此氏族なりけむ、（三代實錄卅六にも、武射臣助守など云見えたり、○舒明紀皇極紀に見えたる身狹君身狹臣は、別姓なるべし、）○都怒山臣、此地名も姓も、いまた古書に見あたらず、續紀九に、角山君内麻呂と云人は見えたり、（こは君の尸なれば、異姓か、はた同姓か、知がたし、されど角山は同地なるべし、此人獻私穀於陸奥國鎭所とあれば、東國の人ならむ、なほ考ふべし、）○伊勢飯高君、和名抄、伊勢國飯高郡（伊比多加）これなり、（大神宮儀式帳に、忍飯高國と見え、倭姫命世記に、于時飯高縣造祖乙加豆知命乎、汝國名何問賜白久、意須比飯高國止白而、進神田幷神戸、倭姫命、飯高志止白事貴止、悅賜支と云り、）續紀に、天平十三年四月甲申、伊勢國飯高郡采女、正八位下飯高君笠目之親族、縣造等、皆賜飯高君姓、また神護景雲三年二月辛酉、伊勢國飯高郡人、飯高公家繼等三人、賜姓宿禰、また寶龜六年四月戊辰、飯高公若舍人等十一人、賜姓宿禰、（また同八年五月戊寅、典侍從三位飯高宿禰諸高薨、伊勢國飯高郡人也、性甚廉謹、志慕貞潔、葬奈保山天皇御世、直内教坊、遂補本郡采女、飯高氏貢采女者、自此始矣、歷仕四代、始終無失、薨時年八十とあり、此人は、即上に引る采女笠目なり、後に名を諸高とは更たるなるべし、寶龜元年のところにも、諸高とあり、さて笠目の目字を、廿二の廿三葉には、日に誤り、廿三の十四葉には、因に誤れるを、古本にはみな目とあり、さて此ころ此氏人の、したしく朝廷に仕奉て、榮えつるは、此人のゆかりと見えたり、）また同九年二月癸巳、

〱見えたれば、是ならむも知りがたし、）さて此姓、此より外に見あたらず、（姓氏錄なる大坂、直は、異姓なり、）○阿那臣、阿那は、書紀景行卷（十三丁）に、穴海安閑卷に、（六丁）婀娜國などある地にして、和名抄、備後國安那郡（夜須奈）これなり、（夜須奈とは、安那と云事を嫌ひて、後に唱かへたるものなり、此例他國にもあり、）國造本紀に、吉備穴國造、纏向日代朝御世、和邇臣同祖、彥訓服命孫、八千足尼、定賜國造、（彥訓服命は、天押帶日子命の三世孫なり、）姓氏錄に、右京皇別、安那公、天足彥國押人命之後也とあり、（那字、印本に郡と作るは誤なり、古本には那とあり、さて此氏は、此には臣姓なるに公とあるは、いかなることにか、○此姓の事、近江國坂田郡阿那、垂仁紀に、吾名邑とある是なり、又美濃國郡上郡安那あり、然るに是らをおきて、備後國なる安那としも定むる事は、國造本紀に依てなり、さて是を備後の安那とするに依て、上なる大坂をも、彼國のならむとは云なり、）○多紀臣は、丹波國多紀郡より出たるか、多紀てふ地名は、なほ他にもあるべければ、定め難し、又此姓もいまだ他に見あたらず、○羽栗臣、和名抄、尾張國葉栗郡（波久利）葉栗鄕、これより出たるべし、（山城國久世郡にも羽栗鄕あり、）續紀に、寶龜七年八月丙辰朔癸亥、山背國乙訓郡人、羽栗翼賜姓臣、（後紀、文德實錄などにも、羽栗氏人見ゆ、（姓氏錄、左京皇別、葉栗、和爾部朝臣同祖、彥姥津命三世孫、建穴命之後也、（穴一本に安と作り、（また右京皇別、葉栗、小野同祖、彥國葺命之後也、（臣の姓なるが無きは、いかなるにか、）○知多臣、和名抄、尾張國知多郡、（萬葉七に、知多之浦、）これより出たるべし、羽栗に並べればなり、さて此姓、他に見あたらず、○牟邪臣、和名抄、上總國武射郡これなり、（大和國高市郡

五月、授無位小野神從五位下、依遣唐副使小野朝臣篁申也、三代實錄、貞觀四年十二月、近江國小野神、授從四位下などあり、又式に、同國高島郡にも、小野神社あり、又山城國愛宕郡、小野神社、和名抄、同郡小野、同國宇治郡小野などあり、是らも由緣あるにやしらず、）又姓氏錄に、山城皇別小野臣、天足彥國押人命七世孫、人花命之後也ともあり、（人花の人字、印本にはなし、古本にあり、）さて紹運錄に、小野妹子臣を、敏達天皇の御子春日皇子の子として、世に小野氏を、敏達の後と云は、ひがことなり、こは思ふに、春日皇子の御母は、春日臣氏の女にて、春日臣と小野臣と同祖なれば、かゝることよりぞ誤りつらむ、）○柿本臣、天武紀に、十三年十一月戊申朔、柿本臣、賜姓曰朝臣、姓氏錄、大和國皇別、柿下朝臣、大春日朝臣同祖、天足彥國押人命之後也、敏達天皇御世、依家門有柿樹、爲柿本臣氏とあり、（神名式に、山城國紀伊郡、飛鳥田神社、一名柿本社とあり、又今大和國葛下郡に、柿本村あり、）歌仙と仰がるゝ人麻呂は、此氏人なり、なほ此氏の人續紀に此彼出たり、○壹比韋臣、壹比韋は、大和國添上郡の地名にて、輕嶋宮段の大御哥に、伊知比韋能、和邇佐能邇袁とある是なり、猶此地の事は、彼御哥の下に云べし、さて此姓は、天武卷、十三年十一月戊申朔、櫟井臣、賜姓曰朝臣、姓氏錄、左京皇別、櫟井臣、和安部同祖、彥姥津命五世孫、米餅春大使主命之後也、（和安部朝臣、大春日朝臣同祖云々とあり、これらの安字は、爾を誤れるなり、猶此事伊邪河宮段、丸邇臣の下に云、）此外朝臣なるは見えず、○大坂臣、大坂は地名にて、和名抄に、備後國安那郡大坂郷あり、是ならむか、其由は次なる阿那臣の下に云、（又和名抄に、大和國葛上郡に、大坂郷あり、神名式に、同國葛下郡大坂山口神社あり、此天和なる大坂は、古書にをり

皇別、粟田朝臣同祖、天足彦國忍人命之後也、(又山城國皇別) 粟田朝臣、天足彦國押人命三世孫、彦國葺命之後也と見ゆ、續後紀に、承和四年二月甲午朔癸卯、勅聽大春日布瑠粟田三氏五位已上、准小野氏、春秋二祠時、不待官符、向在近江國滋賀郡氏神社とあり、(布瑠氏の事は、傳十八石上神宮の條下にいへり、さてこの近江國なる氏神の事は、次の小野臣の下に云べし、) ○小野臣、(舊印本延佳本並に、臣字脫たり、今は眞福寺本又一本に有に依れり、) 此姓の事は天武紀に、十三年十一月戊申朔、小野臣賜姓曰朝臣と見え、姓氏錄、左京皇別、小野朝臣、大春日朝臣同祖、彦姥津命五世孫、米餅搗大使主命之後也、大德小野臣妹子、家于近江國滋賀郡小野村、因以爲氏、(妹子臣は、小治田の御世に、始て唐國に大御使に罷れりし人なり、滋賀郡に、今も小野村あり、堅田より北、比良より南なり、) 山城國皇別、小野朝臣、孝昭天皇皇子、天足彦國押人命之後也、(姓氏錄今印本、此處、第卅一葉と、第卅二葉との次序錯亂て、前後になれり、故に第卅一葉の始に、姓を標ずして、孝昭天皇云々とあるは、第卅二葉の終なる、小野朝臣の條にして、今此に引る是なり、又第卅一葉の終なる阿閇臣は、第卅三葉の始に、阿部朝臣大彦云々とある、是其條なり又此錯簡によりて、第卅一葉粟田朝臣より、阿閇臣まで八氏、右京皇別となれり、此等は右の小野朝臣の次にて、山城國皇別なり、近きころ一本を得て、校へたる次第かくの如し、姓氏錄を看む人、此錯簡に因て、數姓等を誤む事を恐て、かく委く辨へおくものなり、) 神名帳、近江國滋賀郡、小野神社二座、(名神大) これ此氏神なり、續後紀に、承和元年二月壬午朔辛丑、小野氏神社、在近江國滋賀郡、勅聽彼氏五位以上、毎至春秋之祭、不待官符、永以往還、(同三年

は異姓なり、思混べからず。）○大宅臣、大宅は、和名抄に、大和國添上郡に、春日大宅と並たる郷にて、書紀武烈卷哥に、暮能娑幡儞、於裒野該須擬、播慶比能簡須我鳴須擬、とよめる地なり、（物澤にてふ枕詞は、澤に多しと云意のつゞけなり、さはと多とは同じ事なれども重言る例あり、萬葉十八に、山乎之毛、佐波爾於保美等とよめり。）さて此姓は、天武紀十三年十一月戊申朔、大宅臣、賜姓曰朝臣と見え、姓氏錄、山城皇別に、大宅、小野、朝臣同祖、また攝津國皇別に、大宅臣、大春日同祖、天足彥國押人命之後也とありて、朝臣なるは見えず、（されど類聚國史職官部、弘仁元年の處に、大宅朝臣年雄從五位下に敍する事見えたり。）脫たるにや、（右京皇別、火氏の次、粟田朝臣の上に、姓を標ずして、たゞに孝昭天皇皇子、天足彥國押人命之後也とある、もしこれ大宅朝臣にて其一行脫たるにやあらむと思ひしに、後に一本を得て校るに、火氏の次なる孝昭天皇云々は、小野朝臣條の錯亂たるなり、其事委く末に別に云り。）續後紀、承和三年五月己亥朔庚子、山城國人、大宅臣福主、改臣賜朝臣、（○姓氏錄に、大宅眞人、大家臣、大宅首、大家首などもあり、是等は異姓なり。）○粟田臣粟田は、和名抄に、山城國愛宕郡上粟田（阿波多）下粟田、此地なるべし、（諸陵式にも山城國愛宕郡上粟田鄉とあり、文德實錄八に、山城國宇治郡粟田山とあるも、同地なり。）さて此姓は、天武紀に、十三年十一月戊申朔、粟田臣、賜姓曰朝臣と見え、續紀に、天平寶字三年七月丁丑、粟田臣道麻呂賜姓朝臣、また天平神護元年三月癸巳、近江國坂田郡人、粟田臣之瀨直瀨斐太人池守四人賜姓朝臣、（之瀨の之字は、誤寫なるべし。）また神護景雲元年六月己亥、左京人、粟田臣弟麻呂種麻呂乎奈美麻呂三人、賜姓朝臣などあり、姓氏錄、右京

の意なり、帶は借字にて、足の意なり、（萬葉二に、御壽者長久天足有）さて記中に、多羅志に帶、字を借れる事は、古哥に、御帶の倭文服結垂とある如く、帶は結垂る、物なる故に、此名あるなり、（大刀を御佩、弓を御執と云など、同じ心ばへなり、）書紀に、后生天足彦國押人命、日本足彦國押人天皇とあり、）

故弟帶日子國忍人命者。治天下也。兄天押帶日子命者。春日臣。大宅臣。粟田臣。小野臣。柿本臣。壹比韋臣。大坂臣。阿那臣。多紀臣。羽栗臣。知多臣。牟邪臣。都怒山臣。伊勢飯高君。壹師君。近淡海國造之祖也。

春日臣、春日は、大和國添上郡にある地名なり、此地の事は、黑田宮段に云べし、さて此姓は、書紀天武卷に、十三年十一月戊申朔、大春日臣賜姓曰朝臣とあり、大てふ言は、是より前何れの御代に加へられたるにか、詳ならず、（持統卷、五年の下に、十八氏を擧たる中には、たゞ春日とありて、大字はなし、元明紀に出たるには、大字あり、）姓氏錄、左京皇別、大春日朝臣、出自孝昭天皇皇子天帶彦國押人命也、仲臣令家重千金、委糟爲堵、于時大鷦鷯天皇（謚仁德）臨幸其家、詔號糟垣臣、後改爲春日臣、桓武天皇延曆二十年、賜大春日朝臣姓とあり、（是に仲臣令とあるは、文字の脫誤れるにや、人名なるべき處なり、仲は一本に件とあり、是もいかゞ、さて桓武天皇云々と云るも疑はし、是より先既に大春日朝臣姓なればなり、糟垣の事も論あり、黑田宮段に云べし、）文德實錄に、齊衡三年八月辛未朔丁酉、春日臣雄繼、賜姓大春日朝臣、（○姓氏錄なる、春日眞人

張宿禰同祖火明命之男天香吾山命之後也、右京神別（天孫）尾張連、火明命五世孫武礪目命、之後也、（右京なる尾張連、天長十年に、忠宗宿禰と云姓を賜はれるあり、）山城國神別尾張連、火明命子天香山命之後也、大和國神別尾張連、天火明命子天香山命之後也、河内國神別尾張連、火明命十四世孫小豊命之後也とありて、此外にも此姓より別れたる氏々、甚多くして、同書（又舊事紀）に見えたり、○奥津余曾、舊事紀に、三世孫天忍男命、此命葛木土神劒根命女賀奈良知姫為妻生二男一女、（書紀神武巻に、以劒根者為葛城國造、）四世孫瀛津世襲命、亦云葛木彦命、尾張連等祖、天忍男命之子とあり、天忍男命は、天火明命の子天香語山命、其子天村雲命の子なり、○余曾多本毘賣命、書紀に、二十九年春正月甲辰朔丙午、立世襲足媛為皇后、一云、磯城縣主葉江女渟名城津媛、一云、倭國豊秋狹太媛女大井媛也（狹太媛女とはいかゞ、）また孝安巻に、母曰世襲足媛、尾張連遠祖瀛津世襲之妹也とあり、舊事紀に、天忍男命の二男一女を擧て、瀛津世襲命、次建額赤命、妹世襲足姫命、亦名日置姫命と云り、（和名抄に、大和國葛上郡に、日置郷あり、）名、義妹兄共に、未思得ず、（多本を書紀には、足とあるに依て、本字は、李の誤かと、師は云れつれど、此記に、李は假字に用ひたる例なし、）○天押帶日子命、大倭帶日子國押人命、二柱の御名、共に皆美稱なり、押は意布志にて、大の意なり、其證は、凡河内を、安閑紀推古紀などに、大河内とも書き、（傳七凡河内國造の條下）天武巻に、凡海てふ姓を、大海とも書き、（天武天皇幼御名を、大海人皇子と申せしも、此姓を取れるなり、）神代紀一書に、熊野忍隅命を、一書には、熊野大隅命ともあるを以、思定むべし、凡て稱名の押（忍とも書り、）皆同じ、押並てなどの押も同く大

の葛城を、高尾張邑とも云けむを、誤て本名の如く得へ云しなるべし、但しこれらは、今己が思ひよれることにて、たしかには定めがたけれども、とまれかくまれ、葛城に高尾張てふ名のあるは、此氏の本居なる由縁なる事は、違はざるなり、三代實錄九に、尾張國海部郡人、其目連公宗氏、尾張醫師其目連公冬雄等、同族十六人、賜姓高尾張宿禰、天孫火明命之後也とあるを以て、尾張と高尾張と、別ならざる事を知べし、右の其目の目、印本には日とあり、古本目なり、又其は、甚の誤り、伊勢一志郡に甚目村あり、尾張海部郡に甚目寺あり、さて此氏人の、葛城より始て尾張國に下り住居しは、何れの御世なりけむ、さだかならず、國造本紀に、尾張國造、志賀高穴穗朝、以天別天火明命十世孫小止與命、定賜國造とあれども、倭建命の下り坐し時に、既に彼國に此氏人はありつれば、志賀高穴穗朝と云るは違へり、小止與命は、さもあるべし、なほ尾張國なる此氏人の事は、彼倭建命段に委く云べし、さて又備前國に、此氏の由緣ある事あり、まづ和名抄に、備前國邑久郡に尾張鄕ありて、神名式、同國御野郡に、尾針神社、尾治針名眞若比女神社あり、舊事紀に、十四世孫尾治針名根連、これを姓氏錄に、波利那乃連公とあり、さて尾張國愛智郡にも、針名神社あり、又尾張國海部郡に、伊福鄕、神鳳抄に、尾張國伊福部御厨ありて、備前國御野郡にも、伊福鄕あり、姓氏錄に、伊福部宿禰、尾張連同祖、火明命之後也とあり、）書紀天武卷に、十三年十二月戊寅朔己卯、尾張連、賜姓曰宿禰、（天平寶字二年三月庚申、初尾張連馬身云々、未被賜姓、其身早亡、於是馬身子孫、並賜宿禰姓と、續紀に見ゆ、）姓氏錄、左京神別（天孫）尾張宿禰、火明命二十世孫、阿曾連之後也、（二十世、一本二十七世とあり、曾は、一本には魚と作けり、）尾張連、尾

同記五巻に、此姓の世系を次々に擧て、(其中に、始祖天火明命を、饒速日命と混一にして、此尾張連を、物部連と同祖にしたるは、甚き僞説なる由、傳十五の始に委く辨へたるがごとし、又其御子天香語山命を、亦云高倉下命と云て、白檮原宮段なる高倉下と一人としたるも、信られぬことなり、その外にも、取がたきことゞもまじれり、然れども凡ては、古き家乘のありけるを取て記せりと見えて、ひたぶるに捨べき物には非ず、)始祖より十三世孫、尻綱根命、品太天皇御世、賜尾治連姓とあり、(かくて十四世孫より下、世々の名みな、尾治某連と記せり、)其は倭建命段に、尾張國造之祖美夜受比賣とある、此國造即此氏とおぼしければ、此氏人既く尾張國に下居住けるを、尻綱根に至て、此姓をば賜へるなるべし、)此事猶輕島宮段に云を、考合すべし、書紀にかの美夜受比賣を、尾張氏之女とあるは、當時既に此姓なりし如く聞ゆれども、こは例の後を前へ及して云るなり、さて此氏の本居は、大和國葛城なり、然云故は、境原宮段に、此氏人に、葛城之高千那毘賣とあり、又舊事紀に、此氏三世孫、天忍人命、異妹角屋姫、亦名葛木出石姫云云、次天忍男命、葛木土神劔根命女爲妻云々、四世孫瀛津世襲命、亦云葛木彦命、七世孫建諸隅命、葛木直祖大諸見足尼女爲妻などゝあり、さて書紀神武巻に、高尾張邑、或本云葛城邑也、また高尾張邑云々、因改號其邑曰葛城とあるは、高尾張と云は、葛城の本名と聞ゆれば、國名の尾張は、此高尾張より出て、其は此氏人の葛城より出て、彼國に下住居し故に、其本居の名を取て、國名とせるかと思へども、然には非じ、かの神武巻の趣は、一の傳へにて、實は天火明命の子孫、葛城に住居けるが、尾張國造になりて、彼國に下り居住し人ありし縁によりて、其國名を取て、本居

年作掖上池、持統巻に、四年二月、幸于腋上陂云々、など見えたり、(掖上、室山とある、牟婁郷も、葛上郡なり、姓氏録秦忌寸條に、大和朝津間腋上地とあるも、同處なるべし、今朝妻村も同郡にて、室村など、遠からぬ地なり、)さて此地名、いかに訓べきにか、さだかならねど、書紀に何處も、和伎能加美と訓る故に、姑く是に従ひつ、(和伎倍とも、和伎能倍とも、和伎加美とも訓る故に、定めがたきなり、和伎能賀美と云は、石上は伊曾乃加美、丹波國多紀郡草上は久佐乃加美なる、これらの例なり、城上郡葛上郡などは、上下と分たる上なれば、此の例に非ず、)書紀に、元年七月、遷都於掖上、是謂池心宮とあり、○尾張連、書紀神代巻一書に、天忍穂根尊、娶高皇産靈尊女子栲幡千々姫萬幡姫命而生兒天火明命、次生天津彦根火瓊々杵尊、其天火明命兒天香山、是尾張連等遠祖也、また一書に、正哉吾勝勝速日天忍穂耳尊、娶高皇産靈尊之女天萬栲幡千々姫爲妃、而生兒號天照國照彦火明命、是尾張連等遠祖也、次天饒石國饒石天津彦火瓊々杵尊と見えたり、(然るを本書に、彦火々出見尊の御弟を、號火明命、是尾張連等始祖也とあるは、傳の異なるなり、その事傳十五の始に云り、彦火々出見尊の御弟なる火明命は、此記には、火照命とありて、隼人の祖なり、)然るを此記には、天火明命の下に、此姓の祖なりと云ことの見えざるは、漏たるなり、(凡て此記は、其子孫の氏々をあぐること、殊にくはしき例なれば、彼處に此姓之祖也と云ことも、必あるべきことなり、)さて舊事紀に、天孫の御天降の御供奉、三十二神(これを饒速日命の天降る時の事にして記したるは、例の僞にて、實は邇々藝命の御天降の供奉にて、其古き傳への有けむを取て、記せるなるべし、)の首に、天香語山命、尾張連等祖とあり、又

御年肆拾伍歳、書紀には、三十四年秋九月甲子朔辛未、天皇崩とありて、御年は記されず、（但大御父天皇の十一年に、爲皇太子年十六とあるに依らば、七十七歳なるべし。）○眞名子谷上、書紀に、明年冬十月戊午朔庚午、葬大日本彥耜友天皇於畝傍山南纖沙谿上陵、（纖沙を麻佐胡と訓るはわろし、此記に依て麻那胡と訓べきなり、萬葉にも沙細砂など、皆然訓、又眞名子麻名胡など書、書紀私記にも、萬奈古とあるをや）諸陵式に、畝傍山南纖沙溪上陵、輕曲峽宮御宇懿德天皇、在大和國高市郡、兆域東西一町、南北一町、守戸五烟とあり、此御陵は、畦樋村より西方、吉田村へ起る路の、少し南方にあり、即畝火山の南の谷の内なり、（貝原氏が、畝火山の巽方に小谷陵あり、懿德天皇の御陵なりと云る、小谷は。眞名子谷の眞名を省ける名にや、其ころ此地を然云るにこそあらめ、又或說に、久米寺の東南にあると云るは、甚くたがへり、

掖上宮卷

御眞津日子訶惠志泥命。坐葛城掖上宮。治天下也。此天皇。娶尾張連之祖奧津余曾之妹。名余曾多本毘賣命。生御子。天押帶日子命。次大倭帶日子國押人命。二柱

此天皇、後の漢様の御諡は、孝昭天皇と申す、○葛城は上に出たり、○掖上は、（掖字、說文に、與腋同とあり、諸本皆此字なり、然るを延佳本に、腋と作るは、さかしらなるべし。）諸陵式に依に、葛上郡なり、書紀神武卷に、皇輿巡幸因登腋上嗛間丘云々、履中卷に、掖上室山、推古卷に、二十一

り息石耳命は、安寧天皇の御子にて、天皇の御兄なり、）○御眞津日子訶惠志泥命、御名、意、御眞木入日子、又御眞津比賣などの御眞と一にて、御孫の意か、又地名か詳ならず、（國造本紀に、長國造、志賀高穴穗朝御世、觀松彦色止命九世孫韓背足尼、定賜國造、と云り、長は、阿波國那賀郡なり、神名式、彼國名方郡、御間都比古神社あり、彼色止命を祭れるか、）訶惠志泥も未思得ず、（泥は例の稱なるべし、）○多藝志比古命、名義白檮原朝の皇子、多藝志耳命と同じかるべし、書紀に、后生觀松彦香殖稻天皇、一云天皇母弟武石彦奇友背命とあり、（多藝志と武石と通へり、舊事記には、此御子無て、安寧天皇の御子に、師木津日子命の御弟に、手研彦奇友背命あり、

故御眞津日子訶惠志泥命者。治天下也。次當藝志比古命者。血沼之別。多遲麻之竹別。葦井之稻置之祖。

血沼之別、血沼は地名にて、和泉國和泉郡にあり、上（傳十八五瀨命の下）に出、別は尸なり、此尸の事は、日代宮段に、國々之國造亦和氣云々、とある下に云べし、さて此姓他に見えず、（書紀雄略卷に、茅渟縣主あれども、異姓なり、）○多遲麻之竹別、但馬國に竹と云地、古書に見えず（和名抄に、美含郡に、竹野多加乃と云鄕はあり、）○葦井之稻置、同國に此地も見えず、（神名式に氣多郡に葦田神社はあり、）此等の地名、今在や無や、國人に尋ぬべし、さて此二姓も他に見えたることなし、

天皇御年肆拾伍歲。御陵在畝火山之眞名子谷上也。

子と云にありと云り、いかならむ）今も輕村あり、（大哥留とも云、そは中昔に、大小二村有りし
が、其小哥留の方は、今絕けるにやあらむ）此地、水垣宮段玉垣宮段、書紀應神卷（五十七丁）雄
略卷（二十丁）欽明卷（四十一丁）推古卷（十七丁）などにも見え、萬葉二（三十七丁）
に、天飛也輕路者云々、輕市爾吾立聞者、玉手次畝火乃山爾喧鳥之音母、不所聞、三（四十丁）に、
輕池之云々、四（二十三丁）に、天飛哉輕路從、玉田次畝火手見管、十一（二十八丁）に、天飛也
輕之祇之齋槻云々などよめり、〇境岡宮、岡は、師の袁と訓れたるに從べし、書紀には曲峽とあ
り、又神功卷に、渟中倉之長峽とある地名を、攝津國風土記には、沼名椋之長岡之前とあり、是ら
其證なり、萬葉（七の三十五丁）に向岡ともあり、（袁加の本語は、袁なるに、加を添たるにて、
加は處の意なり、坂も本は佐なるに、此加を添たる言なる由、上卷に云り、其と同じ、丘も常には
袁加とよむを、書紀に袁とのみも訓り、）さて此宮は、今彼哥留村より西方、三瀨と云處へ行間、
小高く廣き岡越の道にて、坂あり、其あたりにぞ有けむ、境は坂合なれば、境岡と云べき地のさ
まなり、又此岡上、廣き原なれば、堺原宮（孝元天皇の大宮なり、）も、此あたりなるべし、書紀に
は、二年春正月甲戌朔戊寅、遷都於輕地、是謂曲峽宮とあり、（或人云、此宮の趾は、輕の坤方にあ
り、今も未波理乎佐と云田地の字のこれり、）〇師木縣主、上なると同氏なり、〇賦登麻和訶比
賣命、名義太眞若なるべし、〇飯日比賣命、名義殊なる考なし、（日は例の美稱にて、上に云るが
如し、）書紀には、二年二月癸卯朔癸丑、立天豐津媛命、爲皇后、一云、磯城縣主葉江男弟猪手女泉
媛、一云、磯城縣主太眞稚彥女飯日媛也とあり、（天豐津媛命は、孝昭卷に、息石耳命之女也とあ

ときは、綏靖天皇の十五年に、生坐るなり、然るに、其廿五年に、皇太子に立坐る、年二十一とあるは、十年違へり、其年は十一歳にこそ當りたまへ、)○美富登は御陰なり、(上卷に見ゆ、)此は山をも、人體に准へて云るにて、巓腹腰脚なども云類なり、書紀懿德卷に、元年秋八月丙午朔、葬磯城津彦玉手看天皇於畝傍山南御陰井上陵、諸陵式に、畝傍山西南御蔭井上陵、片鹽浮穴宮御宇安寧天皇、在大和國高市郡、兆域東西三町、南北二町、守戸五烟とあり、(蔭字は、陰を寫誤れるか、又富登と云ことを惡て、昔御蔭と唱へ換たりけむも知がたし、なほ正本を考へて定むべきなり、)此御陵、吉田村と云にあり、畝火山の西南方の麓に著たる高き岡にて、(書紀に、畝傍山南とあるは、式に依に、南上に、西字を脱せるなるべし、)彼慈明寺村の南なる御陵と、全同じさまなり、(御陰井は、吉田里中の路傍に在て、尋常の小き井なり、御陵は、此井より一町あまりありて、西北方にあたれり、

境岡宮卷

大倭日子鉏友命。坐輕之境岡宮。治天下也。此天皇。娶師木縣主之祖。賦登麻和訶比賣命。亦名飯日比賣命。生御子。御眞津日子訶惠志泥命。自訶下四字以音 次多藝志比古命。二柱

此天皇、後の漢樣の御謚、懿德天皇と申す、○輕は、大和國高市郡にあり、神名帳に、此郡に輕樹村坐神社あり、(此は輕の内の樹村てふ地名か、又輕樹てふ地名か、大和志に、此社、池尻の屬邑輕

皇の御子に、千々衝倭姫命などあり、さて都は、例の辭、美は耳に同じき尊稱なり、〇淡道之御井宮は何郡何郷に在にか、未考へず、御井は、高津宮段に、旦夕酌淡道島之寒泉、獻大御水、書紀反正卷に、天皇初生于淡路宮、於是有井、曰瑞井、則汲之洗太子などある、皆一にて、上代より名高く、甚美泉にぞありけむ、(此泉今もありや、又絶たりとも、其跡だにありや、國人に尋ぬべし、)宮とは、此御子の住坐しゝに依て云なるべし、(舊より宮のありしには非じ、)さて此御子の、此地に下り住坐る所以は、傳へなければ知難し、〇此王、王字美古と訓べし、其由は伊邪河宮段に云り、〇二女は、美牟須賣二柱と、師の訓れたるに從ふべし、〇兄は伊呂泥と訓べし、〇蠅伊呂泥、繩の義未思得ず、若くは地名などか、(蠅は借字なるべし、假字は波弊なり、)伊呂泥の事は、上に云り、明宮段末に、百師木伊呂辨と云名も見えたり、〇亦名意富夜麻登は大倭、久邇は國なり、阿禮の義は、未思得ず、(若くは明淨の意にてもあらむか、賀茂の齋王を阿禮袁登賣と申すも、明淨の意かと所思ればなり、彼は齋淸まはれるより云ひ、此はたゞ淸してふ美稱ならむ、)〇弟は伊呂杼と訓べし、〇蠅伊呂杼、蠅上に同じ、伊呂杼は伊呂弟なり、書紀に、弟字妹字などをも訓り、さて此二柱の御女等は、共に黑田廬戸宮御宇天皇の妃になり坐て、御子をも生坐り、彼段に見ゆ、書紀彼卷に、御姉を倭國香媛、亦名絙某姉、御妹を絙某弟とあり、

天皇御年肆拾玖歲。御陵在畝火山之美富登也。

肆拾玖歲、書紀には、三十八年冬十二月庚戌朔乙卯、天皇崩、時年五十七とあり、(此御年數に依

紀に、伊賀國云々、難波朝御世、隷伊勢國、飛鳥朝代割置如故、倭姫命世記に、伊賀國、天武天皇庚辰歳七月、割伊勢國四郡、立彼國）此國名は、下三姓へ係れり、○須知之稻置、和名抄に、伊賀國名張郡周知、延長風土記に、同郡に、周知山あり、又神名式に、同國阿拜郡須智荒木神社あり、（此社今荒木村にあり、延長風土記に、荒木山有神、號須智明神、所祭猿田彦、武内宿禰、葛城襲津彦也と見ゆ、）此二處の内、何れならむ、（又和名抄、播磨國餝磨郡にも、周智郷あり、）○那婆理之稻置、和名抄、伊賀國名張郡名張、奈波利、（延長風土記に名張てふ名の説あれども、信がたし）書紀天武卷に、隱郡隱驛家又郡張など見ゆ、萬葉一に、吾せこは何所ゆくらむ、おきつ藻の隱の山を今日か越らむ、又暮に逢て朝面無み隱にか、け長き妹が廬せりけむ、八に、暮相て朝面羞隱野の、芽子は散にき黄葉はやつげ、是ら皆此地をよめるなり、（今本に、加久禮と訓て、伊勢にありと云は、非なり、那婆流は隱の古言なり、萬葉十六の卅葉長哥に、おしてる難波の小江に廬作、難麻理弖居葦蟹をとある、其證なり、是も今本は、訓を誤れり、難は那の假字なるをや）○三野之稻置書紀持統卷に、伊賀國伊賀郡身野と見えたる、此地なるべし、（天武紀に、三野縣主あれど、異姓なるべし）さて書紀に、磯城津彦命是猪使連之始祖也、（此姓、天武天皇十三年に、宿禰になれり）姓氏錄、右京皇別、猪使宿禰、安寧天皇皇子、紀都比古命之後也、（紀上に、志字脫たり）また左京皇別、新田部朝臣、安寧天皇皇子、磯津彥命之後也と見ゆ、（磯下に、城字を脫せり）此記には、此二氏は漏たり、○一子は、比登波志良能美古と訓べし、○和知都美命、和字は知なるべきかと、師の云れつる、信に和知てふ言は、聞着ぬこゝちすれば、知知なるべし、知知てふ例は、孝靈天

本義には非ず、此字に勿泥みそ。）倭建命段に、御鉏友耳建日子と云名もあり、書紀懿德卷なる、奇友背命の友も、同じ美稱なり、○師木津日子命、師木は、御兄命の鉏と一なり、書紀には、后生二皇子、第一曰息石耳命、第二曰大日本彥耜友天皇、一云、生三皇子、第一曰常津彥某兄、第二曰大日本彥耜友天皇、第三曰磯城津彥命、（舊事紀に、常津彥を、息石耳の亦名とせるは、おしあてなるべし、

此天皇之御子等。幷三柱之中。大倭日子鉏友命者。治天下。次師木津日子命之子。二王坐。一子孫者。伊賀須知之稻置。那婆理之稻置。三野之稻置之祖。一子和知都美命者。坐淡道之御井宮。故此王有二女。兄名蠅伊呂泥。亦名意富夜麻登久邇阿禮比賣命。弟名蠅伊呂杼也。

二王は、布多婆斯良と訓べし、王字の事は、伊邪河宮段に云べし、○一子孫者は、比登婆斯良能美古波と訓て、子孫を御子の意に取べし、（然らざれば下に祖とあると應わろきなり。）此御子の名は、漏て傳はらざりけむ、○伊賀は、伊賀國風土記云、（殘篇一卷あり。）猿田彥神、始此之國爲伊勢加佐波夜之國、時二十余萬歲知此國矣、猿田彥神女吾娥津媛命云々、此神之依知守國、謂吾娥之郡、其後清見原天皇御宇、以吾娥郡、分爲國之名云々、後改伊賀、吾娥之音轉也、（和名抄に伊賀郡に、阿我郷あり。）同延長風土記云、伊賀國者、往昔屬伊勢國、大日本根子彥太瓊天皇御宇癸酉、分而爲伊賀國、本此號者、伊賀津姬之所領之郡也、仍爲郡名、亦爲國名とあり、（國造本

通ふ稱なり、(同母姉を云は、阿泥の阿を省きて、泥と云なり、)さて伊呂とは、人を親み愛みて云る言にて、某入彦某入姫と申す御名の伊理、又郎子郎女などの伊良も、皆此同言の活用にて、同意なり、日子坐王の御子に伊理泥王、崇神紀に飯入根と云名なども、伊呂泥と云と通へるを以知べし、同母兄弟を伊呂勢伊呂杼伊呂妹、母を伊呂波と云も、(伊呂波は、伊呂波々なり、)親み愛みて云稱ぞかし、(萬葉十六に、伊呂雅せる菅笠小笠とよめるも、伊呂は、其人を親みて云るなるべし、)さて此伊呂泥を、書紀に某兄と書れたる某字は、如何なる由にか、(若くは古へに人を親みて云るより轉て、其名を云べき時に、名に代て伊呂と云しことのありしにや、某は那爾賀志曾禮賀志など、訓て、名に代て云字なり、書紀には、此下なる蠅伊呂泥蠅伊呂杼をも、絚某姉絚某弟と書れ、垂仁紀一丁に、某邊とも書れたり、)○大倭日子鉏友命、日子は大倭へ屬て讀べし、鉏は師木なり、上卷に阿遲鉏高日子根神を、阿遲志貴ともある、是其證なり、(傳十一大國主神御末段下、)師木縣主より出て、此大御父天皇及弟命などの御名に負坐る師木と同じ、友は登毛志と云言にて、美稱なり、(ともしを、ともとのみ云は、久しをひさ、戀しをこひとのみも云に同じ、)其意は、心におむかしく宜しと思ふにて、萬葉二(二十六丁)に、味凝文爾乏寸高照日之御子、九(十五丁)に、欲見來之久毛知久、吉野川音清左、見二友敷一十三(三丁)五十串立神酒座奉、神主部之雲聚山蔭、見者乏文、(今本に、山を玉に誤れり、山蔭は日蔭の蔓のことなり、山かづら蔭ともよめり、)などある是なり、此外乏と云言、萬葉に甚多し、(或は羨む意、或は戀しぬぶ意などにも云り、乏字を書は、不足思ふより轉れる一の意にして、登毛志てふ言の

らず、○阿久斗比賣、（斗を、舊印本延佳本共に、計と作るは誤なり、計は、記中に假字に用ひたる例なし、今は眞福寺本、又延佳が一本にも然あるを取りつ、）神名帳に、攝津國島上郡阿久刀神社あり、（此社、芥川村にありと云り、然らば芥は、もと阿久刀なるべし、さて神名帳、但馬國養父郡、伊久刀神社もあり、又和名抄に、同國二方郡に、久斗郷もあり、これらは名の似たる故に引るのみなり、）書紀には、三年春正月戊寅朔壬午、立淳名底仲媛命（亦曰淳名襲媛）爲皇后、一書云、磯城縣主葉江女川津媛、一書云、大間宿禰女糸井媛とあり、（淳名底仲媛命は、懿德卷に、事代主神孫鴨王女也とあり、鴨王と云名、心得ず、其故は、王とは、必皇胤ならでは申さぬ例なるに、事代主神御子に、此名あるべき由なし、思ふに是は、大和國葛上郡、鴨都波八重事代主命神社か、高市郡高市御縣坐鴨事代主命神社かの御靈の、顯男に化て、婦人に娶て、生ませる御子なりし故に、鴨神御子と云意にて、鴨御子と申せしを、名と心得て、鴨王とは書るなるべし、是を舊事紀には、天日方奇日方命とせり、其事は水垣宮段に委云べし、）○常根津日子伊呂泥命、此御名義、常何の由にか、未思得ず、（若書紀の如く、御母淳名底仲媛命とせば、其御名の底に依れるか、底と常と通ふ由は、上卷に云るが如し、）根は美稱、（書紀には根字なし、）伊呂泥は、伊呂勢と同くて、同母兄の意か、書紀に此御名を、某兄と作れ、神代卷神武卷欽明卷孝德卷などに、兄をも然訓り、和名抄にも、兄日本紀云伊呂禰とあり、（同母姉を伊呂泥と云によりて、此泥は、凡て女に限れる稱の如く聞ゆめれども、然らず、白檮原宮段に、神淳河耳命の、御兄を那泥汝命と申し賜へれば、那泥と云も、女には限らず、伊呂泥も准ふべし、）されは此は、男女に

國府渡と云は、大和國平群郡より、津國住吉郡へ通る大道にて、此川を渡る處なり、)是ら古く語傳へたる說にやあらむ、天皇の御名の師木も由あり、(志紀郡)かの玉手てふ村も、此石川に近き地にて、かた〴〵由緣あれば、此宮は、此川の近きあたりにぞありけむ、(彼若江郡も、志紀郡の北に並べり、○師冠辭考に、此宮を、交野郡なりと云れつるは、據をしらず、交野郡なる舟橋川を、片足村川とも云と云り、これもよりどころをしらず、又或說に、大和國葛下郡三倉堂村に、此宮の跡ありと云、又高市郡なりとも云、皆據なし、)書紀に、二年遷都於片鹽是謂浮穴宮とあり、(凡て書紀に、遷都とあるは、たゞ漢籍にならひて記されたるものにして、實は後世の如く引遷されたるには非ず、上代に、御代ごとに都のかはれるは、大方上代には、皇子たちも、御父天皇と、同大宮には住坐ずて、多くは別地に住坐りしかば、御父天皇崩坐て、皇太子天津日嗣所知めせば、其元より住坐る鄕、即都となれりしなり、されば諸臣連たちなども、多くは各其本鄕に住めりしかば、都城と云ても、後世の如く、こよなく大きになどはあらざりしかば、何地にまれ、元來住坐る宮ながらに、天下始しゝなり、されば此記などの如く、坐某宮治天下と云るぞ實にて、古言には有ける、)○河俣毘賣は、大御母にて、前段に出たり、○縣主は、師木縣主なるを、先に師木縣主之祖河俣毘賣と云て、其兄と云る故に、師木をば省けるなり、○殿延は、書紀に葉江とあるに就て、殿字、延佳は、破なるべしと云、師は般ならむかと云れつれども、是らの字は、記中に假字に用ひたる例なければ、なほ波の誤ならむか、(一本に、殿字の傍に、波字を書て、御本とあり、)されど是は字形やゝ遠ければ、定め難し、訓は、姑書紀の葉に依て、此名地名かさだかな

賣之兄縣主殿延之女。阿久斗比賣。生御子。常根津日子伊呂泥命。自伊下三字以音次大倭日子鉏友命。次師木津日子命。

此天皇、後の漢様の御諡、安寧天皇と申す、○片鹽は、訶多志波と訓べし、書紀雄畧卷に、堅磐此云柯陀之波、和名抄に、筑前國穗波郡、堅磐加多之方、(方を今本に萬とあるは、方を万に誤れるを、遂に萬と作るなり、) 神名式に、越前國今立郡加多志波神社、これら訶多志波てふ名の例なり此なるも、堅磐の意の地名にて、片鹽と書るは、借字ならむか、(志波に鹽字を書るは、志波由々志などの志波なり、) さて此は萬葉九 (十九丁) に、見河内大橋獨去娘子哥に、級照片足羽河之、佐丹塗大橋之上從云々、と賦る地なりと師の說れつる、信に然るべし (片足羽を、今本に、加多阿須波と訓るは非なり、師の訶多志波と改められたるぞ宜き、) ○浮穴宮は、姓氏錄、河內國神別に、浮穴直あり、續後紀三に、女孺河內國若江郡人、浮穴直永子賜姓春江宿禰 (和名抄、伊豫國の郡名に、浮穴宇城安奈と云あり、續後紀三に、伊豫國人、浮穴直千繼、同姓眞德等賜姓春江宿禰とある、是ら共に、春江宿禰姓を賜へるを思へば、河內國なると同姓なるべし、然らば伊豫なる浮穴も、元河內なるよりうつれる地名なるべきか、) とあると、天皇の御母の御名の川俣の在所とを思合すれば、若江郡ならむか、但河內志に、片足羽河を、志紀郡と安宿郡との堺なる石川の舊名なりと云、或人も此川なりとして、彼大橋は、今國府渡と云處に掛れりしなりと云る、(石川は、石川郡より、古市郡を經て、安宿郡西志紀郡東堺を北へ流れて、大和川に入川なり、

鳥野、在三瀬村と云るは、今然云野のあるにや、尋ぬべし、いかにも身狹は、今の三瀬と思はるゝなり、此事委くは、檜垧宮段に云べし、又萬葉十六に、都久怒とあるは、是か非ぬか、又鳥屋村の西南方に、宣化天皇の御陵と申すあり、是桃花鳥田丘上陵ならむか、周は池にて、中に御陵あり、樹ども生茂れり、廟陵記に、桃花鳥田丘、俗云鳥田丘、在久米寺戌亥と云るも此所を云るに似たり、若此御陵ならば、桃花鳥坂と同地には非ず、桃花鳥坂の御陵の事は、檜垧宮段に云べし、空海益田池碑銘序に、右鳥陵と云るは、桃花鳥田丘上陵を云るか、若然らば、益田池の西方近處にあるべし、此鳥陵を、倭建命の白鳥陵のことゝ謂は、非なり、其は彼池より程遠ければなり、又大和志に、桃花鳥田丘上陵、在慈明寺村東南丘、俗呼主膳冢と云る御陵は、神武天皇なるべき由、彼御段に云るが如し、綏靖の御陵は、決て是には非ず、其故は、神武安寧懿徳などの御陵、畝火山に附たるは、何れをも、此記書紀共に、畝火山某陵と記されたれば、此綏靖の御陵も、若かのいはゆる主膳冢ならば、殊に畝火山に附たる尾なれば、必畝火山某とあるべきに、是は畝火山を云ず、たゞ衝田丘とあれば、彼山をば離れたる地なること明らけし、貝原氏が、畝火山の乾方に鳥田陵あり、綏靖天皇御陵なりと云る、乾方と云るは、彼主膳冢の如く聞ゆれども、鳥田陵と云るは、又彼廟陵記の鳥田丘のことゝ聞えたれば、乾方は誤なるべし、)

浮穴宮巻

師木津日子玉手見命。坐片鹽浮穴宮。治天下也。此天皇。娶河俣毘

此地、片鹽浮穴宮に由あればなり、其事次御段に云べし、(大和國葛上郡にも、玉手岡あり、孝安天皇の御陵地なり、されど其處には非じ。) 見は耳と同くて、尊稱なり、(其由は傳七御宇氣比段下にくはしく云り、さて又此御名、玉は美稱にて、手見は、日子穂々手見などの手見かとも思はるれども、是は然にはあらじ。) ○天皇御年、天皇は、堺原宮段玉垣宮段、又下卷にも此彼、此天皇御年云々とあるに傚ひて、此天皇と、此てふ言を加へて讀べし、古言は必然あるべき處なり、次々なるも皆同じ、(此字を畧て置ざるは、漢文の格に依れるなり。) ○肆拾伍歳、(此下に、舊印本又一本などに、崩字あるは、例なきことなり、今は眞福寺本又一本などに、無きに依れり。) 書紀には、三十三年夏五月、天皇不豫、癸酉崩、時年八十四とあり、○御陵、在衝田岡也、書紀安寧卷に、元年冬十月丙戌朔丙申、葬神淳名川耳天皇於倭桃花鳥田丘上陵、(都伎を桃花鳥と作れたるは、借字にて、和名抄に、鴾和名豆木とある鳥名にて、今は登伎と云り、登伎色も、此鳥の色なるを云なり、鴾漢名朱鷺ともいふ。) 諸陵式に、桃花鳥田丘上陵、葛城高丘宮御宇綏靖天皇、在大和國高市郡、兆域東西一町、南北一町、守戸五烟とあり、此御陵、今は詳ならず、(神名式、葛下郡調田坐一事尼古神社あり、是若高市郡堺に近くば、此地なるべし、古と今と、郡堺は變れること多ければなり、されど此神社も、今詳ならねば、定めがたし、大和志に此神社を、疋田村に在と云るは、據あるか、はた調と疋と名の似たるからの推當か、おぼつかなし、疋田は、高市郡堺とは、やゝ隔れり、同郡に築山村と云もあれど、是もその在所をさだかに知らず。) 此郡内に、身狹桃花鳥坂(垂仁紀宣化紀に見ゆ、神武紀の築坂と同じ。) あれば、其と同地ならむか、(大和志に、桃花

とは云なるべし、さてかの神八井耳命の、子孫の志紀縣主は、後に此地より出たる姓なり、さて此河内なる志紀郡に、神名式に、志貴縣主神社あり、此は二流の内何れの縣主にか、詳ならねども、大社の列にて、月次新嘗にもあづかり給ひ、又貴字を書るなど、此彼を以見れば、倭の師木縣主にて、即日子湯支命を祭れるにやあらむ、此人天皇の御外祖なる故に、其神社の列重きかと思はるればなり、）其國の女に娶て、此河俣毘賣を生賜ひけむ、（舊事紀に、彦湯支命、日下部馬津名久流久美女河野姫爲妻とある、日下は、河内國河内郡なれば、是れも由なきに非ず、）若然らば、河俣は、其御母の本郷などにやあらむ、さて此處の文、師木縣主之祖某之女とこそあるべきに、某之女と云ことなくて、直に祖とあるは、先祖の姉妹などをも、先祖として云るものにて、（師は是を疑ひて、祖字の下に、某之女てふことの脱たるなり、と云れつれど、）此例多し、境岡宮段に、師木縣主之祖、賦登麻和訶比賣命、水垣宮段に、尾張連之祖、意富阿麻比賣、日代宮段に尾張國造之祖、美夜受比賣、玉穂宮段に、三尾君等祖、名若比賣などあるが如し、さて河俣毘賣は、時世を以思ふに、彼日子湯支命の女にやあらむ、）若姉妹ならむには、祖とは云べからず、日子湯支命は、此縣主の始なればなり、第二世よりの姉妹をこそ、祖とは云べけれ）書紀云、二年春正月立五十鈴依媛爲皇后、一書云、磯城縣主、女川派媛、一書云、春日縣主大日諸女糸織媛也、即天皇之姨也、后生磯城津彦玉手看天皇、とあり、○師木津日子玉手見命、師木は御母家の師木、（河俣毘賣、河内より大和に上りて、父家に師木縣に住坐て、此皇子を生坐るか、又河内にて生坐りとも、師木てふ御名は有ぬべし、）玉手は、今河内國安宿郡に、玉手村玉手山あり、此地名なるべし、

に師木縣主と云二流あり、一は書紀、神武卷に、弟磯城名、黒速、爲磯城縣主、とある是なり、されど此は、傳への誤りには非るか、若然らずば、一世にして絕たるなるべし、其故は、此氏若絕ずて存むには、彼日子湯支命と同時に、一師木に、二氏の縣主あるべきに非ず、又此子孫の物に見えたることもなければなり、さて今一は、姓氏錄に、河內國皇別志紀縣主、多朝臣同祖云々、また志紀首、云云、また和泉國皇別志紀縣主、雀部臣同祖、また右京皇別志紀首、多朝臣同祖などある是なり、こはもと河內の志紀にて、皆神八井耳命の後なり、さて此流の中には、連なるは無し、故にかの天武卷に、連姓を賜へるをば、日子湯支命の流と定めて、上に引つ、又續後紀四に、志紀宿禰永成と云人見えたるは、右の皇別の方か、後には大氐大和のをば、志貴、河內のをば志紀と書ればなり、されど何れにまれ、宿禰になれることは、史に見えず、脫たるなるべし、）神名帳、大和國城上郡、志貴御縣坐神社あり、○河俣毘賣、（延佳本に、俣を股と作るは、さかしらなり、其事既に上卷に云り、）河俣は地名、和名抄に、河內國若江郡川俣鄉これなり、（此俣字を、今本には、保と誤れり、）神名帳に同郡、川俣神社もあり、書紀、應神卷、大雀命御歌に、伽破摩多曳とよませ賜へるも、此處の江なるべし、（川俣村今もあり、又川俣公と云姓もあり、）又神名帳に、大和國高市郡川俣神社あり、（是は御子天皇の御代などに、此比賣命を祭り賜へる社などにやあらむ、）然れども此御名は、なほ河內のより出たるなるべし、所生御子、河內國にかたぐ由緣あればなり、（此事次御段に委く云り、考合すべし、）さるは此御父倭、師木縣主、河內國に知領地など有て、通ひ住れける、（河內の志紀は、此倭、師木縣主の知領る地なりし故に、其本居の名を取て、同く志紀

なると、河内なるとに三氏ありて、まぎれぬべし、此事次に委く辨へつ〕熟考ふれば、即物部連の先祖なり、其は書紀、天武卷に、十二年冬十月、磯城縣主賜姓曰連、姓氏錄、大和國神別志貴連、神饒速日命孫、日子湯支命之後也、〔印本に、此下に二十六字あるは、後人舊事紀の文を書入たるなり、古本に是無きぞ宜き〕とある日子湯支命は、宇摩志麻遲命の子にして、物部連の先祖なればなり、然るに物部連祖と云ずして、師木縣主祖としも云るは、如何と云に、此日子湯支命の世より、始て師木に居住て、其の縣主にして、當時いまだ物部連と云稱は無かりし故なり、〔此氏の物部連になりしは、日子湯支命の五世の孫、十市根大連の世にて、其以前は、世々師木縣主と云しなり、傳十八、物部連下考合すべし、抑此氏の事は、舊事紀五に、委系譜を載たるを考るに、日子湯支命の四世孫、伊香色雄命の子に、大新川命十市根命建新川命大咩布命などあり、其大新川と十市根とに、始て物部連と云姓を賜ひ、十市根石上の神寶を掌れり、されば物部連になれる十市根などは、此時に、石上邑へ居住を移したりけむを、弟の建新川と大咩布とは、師木の本居に留りて、舊のまゝに子孫まで、師木縣主にてありしなり、されば舊事紀には、建新川を倭志紀縣主等祖と云り、是物部連と此氏と、別れたる始なる故なり、然るに姓氏錄に、日子湯支命之後也とあるは、此縣主になれる始の祖を擧たるものにて、彼と此と違へるには非ず、又大咩布の後は、姓氏錄、和泉國神別志貴縣主、饒速日命七世孫、大賣布之後也とある是なり、大和の師木より、子孫の和泉へ移居しなるべし、上件の事ども、よくせずばまぎれぬべし、舊事紀は、大凡は信がたき書なれども、此氏の事は、委く載たる、考への助となること多きぞかし、〇さて又別

本居宣長謹撰

高岡宮卷

神沼河耳命。坐葛城高岡宮。治天下也。此天皇。娶師木縣主之祖河俣毘賣。生御子。師木津日子玉手見命。一柱 天皇御年肆拾伍歲。御陵在衝田岡也。

此天皇、後の漢樣の御諡、綏靖天皇と申す、○葛城は、書紀神武御卷に、高尾張邑有土蜘蛛、其爲人也身短而手足長、與侏儒相類、皇軍結葛網、而掩襲殺之、因改號其邑、曰葛城、（また以劒根者、爲葛城國造）と見え、高津宮段、大后の御歌に、迦豆良紀多迦美夜とよませ賜ひ、書紀推古卷に、葛城縣、天武卷に、葛城下郡など見えたり、和名抄に、大和國葛上郡、加豆良岐乃加美、葛下郡、加豆良木乃之毛とあり、高岡此名は他に見えたることなし、（大和志に、此宮趾、葛上郡森脇村にありと云れど、例の信がたし）高宮と云は、若は此宮の趾にて、岡を省て云る名歟、はた其は別なるか知らず、書紀に、都葛城、是謂高丘宮、○師木縣主、師木は、大和國の地名なり（城上城下二郡是なり、猶此地のこと、水垣宮段に云べし、磯城とも志貴とも、字はさま〴〵に書る、同ことなり）さて此縣主のことは、甚まぎらはしきを、（まづ志紀、大和と河内と二所にあるを、縣主も、大和

古事記傳之卷二十終

ごろの御世々々は、皆然らぬはなく、御陵無ききが如くにて、たゞ法華堂とか申して、全佛舍のさまなりけるは、甚もく〳〵あさましく、哀きならひなりけるを、近き御世々々、此火葬にし奉ることの停ぬるは、禍津日神の荒びも漸に靜まりて、何事もめでたかりける古に、立還りぬべき時の來向へるかも、さて又漢國俗には、王も臣も、墓の外に廟と云物を建て、祖をまつる、皇國には陵墓を祭り坐て、外に廟は無し、書紀、皇極卷に、蘇我、蝦蛦、大臣の、己が祖廟を建て、八佾之儛を爲しつとあるは、漢國王のまねせしなるべし、

まれる内を廢かれたると、新に置れたるとあり、其後御代々々に廢置ありて、延喜式のころは十陵八墓なり、かくて後々には、たゞ此近陵墓の御祭のみの如くになりて、遠陵の奉幣のことは、隱れゆきてをさ〳〵物にも見えず、いと心うきことなりかし抑近陵墓は、當代に近きを、殊に厚く祭り坐なれば、然もあるべきことなるを、其中に天智天皇をば、永く廢かれぬことになりぬるは、此も彼漢國の制に、太祖の廟をば、百世といへども廢ずと云にならひ賜へるなるべし、されど始清和の御代に、此天皇を第一に置れたるは、當代の大御父尊より、上七世なる故にこそありつらめ、必しも太祖と玄賜ひしにはあらざるべし、然るを其より後々の御代に至りても、猶此天皇を殊に祭坐は、何の由にかおぼつかなし、續紀御代々々の宣命に、近江大津宮御宇大倭根子天皇乃、與天地共長、與日月共遠、不改常典止、立賜敷賜覇留法乎云々、などゝありて殊なる由もありげなれども、此天皇は、皇太子に坐しゝほどより、藤原大臣と共に謀給て、蘇我入鹿を滅し給し御功と、又天下の御制度を漢樣に革め給へることゝこそあれ、其他に殊なることも坐まさず、凡孝德の御世に、萬の御世の古へより有來ぬるを廢て、多く漢樣にしもなれるは、此天智天皇と、藤原大臣との御心より出つとぞ見えたる、後世に此天皇をしも、中興の主など申すめるは、此漢樣の事を多く創坐る故なるべし、かくて此天皇の御陵をしも、永く殊に祭坐とならば、神武天皇の御陵をこそ、第一に厚く祭り賜ふべく、猶又餘にも有べきをや、さて上代の御陵どもは、上にも云る如く、何れも〳〵甚大に、嚴き御構なりけるは、誠に然あらまほしきわざなるを、佛の道の廣く行はれて、いとも〳〵可畏く火葬と云に玄奉ることの始まりて、中

十陵八墓にて、其餘を凡て遠陵墓とす、近とは、當代に親しく近き意を以云なり、故近陵の幣物は、こよなく多く、なほ又別貢の幣物も多くありて、其は別に內藏寮より供ることにて、其色目は內藏式に見え、又中務式に、凡十二月奉諸陵幣者云々、其別貢幣者、臨幸便所奉送、其使參議已上、及非三議、三位、太政官定之、自餘省點之云々、など、見えたる如く、近と遠とは甚く差別あるなり、抑此近遠の定まりしは、三代實錄に、天安二年十二月九日、詔定十陵四墓、獻年終荷前之幣とあるや始ならむ、其十陵は、天智天皇、田原天皇、光仁天皇、桓武天皇、平城天皇、仁明天皇、文德天皇と七代、是當代の皇祖等なり、平城は然らざれども、近き故に加られたりと見ゆ、嵯峨淳和は近けれども、遺詔にて、山陵を置れざる故に入ず、如此七代をしも定められしは、漢國の七廟の制をまねばれたるなるべし、さて餘の三陵は、桓武の御母后と、皇后と、崇道天皇となり、崇道天皇は、延曆の廢太子にて、そのころ厲給へりしより、殊に祭らるゝなり、次に四墓は、贈太政大臣正一位藤原朝臣多武峯墓、藤原朝臣冬嗣墓、尙侍藤原朝臣美都子墓、源朝臣潔姬墓これなり、冬嗣公は文德天皇の御外祖、美都子は同御外祖母、潔姬は當代の御外祖母なればなり、然るに多武峯墓は、不比等公にて、聖武孝謙の御外祖にこそあれ、清和の御代に殊に祭らるべき由はなきに、此內に置れたるは、此時天皇は未幼坐々ば、凡て良房大臣の御心より出たる故なるべし、さて三代實錄今本に、右の多武峯墓、鎌足とあるは、後人のなまさかしらに改めつるものなり、古本には此名なし、多武峯は不比等公と、諸陵式にも見え、贈太政大臣正一位も、鎌足公にてはかなはぬ物をや、さて又元慶八年十二月廿日、定每年獻荷前幣十陵五墓云々、この時、さきに定

諸陵寮美佐々岐乃豆加佐、(書紀持統卷に、五年十月、詔曰、凡先皇陵戸者、置五戸以上、云々、若陵戸不足、以百姓充、免其徭役、三年一替、(陵戸は上代より有しことなるべし、近飛鳥宮段に、韓袋が子等をして、大御父市邊王の御陵を守らしめ賜ひしこと見ゆ、是を書紀には、充陵戸とあり、喪葬令に、凡先皇陵、(義解、謂先代以來帝王山陵、)置陵戸令守、非陵戸令守者、十年一替、兆域內、不得葬埋及耕牧樵採、(陵戸と云は、永く其陵々に屬たる戸なり、非陵戸令守と云は、持統紀に以百姓充と云るにて、是は其陵戸無きか、或はたらざれば、其陵の近き民戸を差充て、守らしむるをいふ、諸陵式各陵の下に、守戸と有は是なり、)諸陵式に、凡山陵者、置陵戸五烟令守之、有功臣墓者、置墓戸三烟、其非陵墓戸、差點令守者、先取近陵墓戸充之、また、凡陵墓側近、有原野者、寮仰守戸、幷移所在國司、共相知燒除、また、凡諸陵墓者、毎年二月十日、差遣官人巡撿、仍當月一日、錄名申省、其兆域垣溝、若有損壞者、令守戸修理、專當官人、巡加撿挍、また、凡毎年十二月、奉幣諸陵及墓、其陵別五色帛各三尺、庸布一段一丈四尺、倭木三尺、木綿四兩、麻一斤、近陵、別五色帛各一丈、絁一匹、絲一絇、調布一端、倭文一丈、木綿十三兩、麻三斤五兩、裹料薦五尺、黒葛三兩、遠墓及近墓、幣各同遠陵例、(其別貢幣物色目、見內藏式、)同月上旬云々、頒幣日、差各陵墓預人奉、(但神功皇后陵、差寮主典已上奉、)云々と見えたり、(此諸陵の幣物は、大藏省より供る、大藏式に、十二月供諸陵幣、其物納調之日、別收正倉、供幣數見諸陵式、とある是なり、さて參議以下、大藏省の正倉院に行向て、幣を頒つ儀式も、諸陵式大藏式に見えたり、此日天皇建禮門前の幄に行幸あり、其儀貞觀儀式に見えたり、さて近陵遠陵近墓遠墓とは、路程の近遠を以云に非ず、近陵墓はいはゆる

多けれども何れも〳〵いと高く大に、山の如くにて、內の石構など、すべて〳〵おほろけならず、當初大に嚴しかりしほど、推計られて着明きを、是はさらに上代の御陵のなごりとは見えず、同山の邊にて、安寧懿德の御陵などは、さばかり高大なるに、此御陵しもかりそめなるべき理なきをや、是はやゝ近き代に、をこの者の、畝火山の東北にあたりて、此丘のたま〳〵あるを見付て、ゆくりなく是ぞと定めたるなるべし、されど白檮尾上とあるをも考へず、上代の御陵どものさまをも知ずて、いと妄なることなり、）昔承和のころすら、成務天皇の御陵を、神功皇后と誤られしこと、續後紀に見えたれば、況て近代には、まがひけむこと、あやしむべきに非ず、さて歷代の御陵の事、上代には其諸の制、又祭り賜し式など、如何有けむ、詳なる事知がたし、書紀天武卷に、壬申年の亂のほど、神の御諭に因て、遣高市郡大領高市縣主許梅而、祭拜神日本磐余彥天皇之御陵、因以奉馬及種々兵器、と云こと見ゆ、是は臨時の事なれども、御陵を祭り幣を奉賜ふことの、物に見えたる始なり、（是より先も、定れる奉幣などは必有つらむ、）續紀に、神龜五年八月、緣皇太子病、遣使奉幣帛於諸陵、（是御陵等に御祈事ありし事の、物に見えたる始なり、）又年號天平と改まりし時に、諸大陵差使奉幣、（取分て大陵と申が有しにや、此は未考へず、）同二年九月、遣使以渤海郡信物令獻山陵六所、（是蕃國の信物を、御陵に奉り給ふ事の、物に見えたる始なり、六所は何々なりけむ、）などゝ見ゆ、さて職員令に、諸陵司、正一人、掌祭陵靈、（義解、謂十二月奉荷前幣是也、）喪葬凶禮、諸陵及陵戶名籍事、佑一人、史一人、土師十人、掌贊相凶禮、員外臨時取充使部十八、直丁一人、續紀に、天平元年八月、改諸陵司爲寮、增員加秩、（和名抄に、

傍橿原宮御宇神武天皇在大和國高市郡兆域東西一町南北二町、守戸五烟、と見えたり、此御陵今は詳ならず、但綏靖天皇の御陵と申傳たるぞ、(里人主膳家と云り、綏靖を訛れるなるべし、また綏靖家とも申せり、)綏靖には坐ずして、(綏靖天皇の御陵の事は、彼御段に云り、考へ合すべし、)此神武天皇の御陵なるべき、其は山本村の西、慈明寺村の南に連きたる高き處に在て、即畝火山の西北方に屬たる岡上にて、正しく尾上と云べき地形なり、(是は山の西北方なれば、書紀及式に東北とあるには違ひたれども、御陰井上御陵も、正しく此山の西なるを、書紀には南とある違ひもあれば、必しも東北とあるに堅く泥むべきに非ず、式は書紀の隨にぞ擧られつらむ、又此記には北方ともあるをや、さて松下氏が前皇廟陵記に、此御陵下に、可百年以來壞爲糞田、民呼其田字神武田、暴汚之所爲可痛哭也、餘數畝爲一封云々、夫神武天皇、繼神代草昧之蹤、東征平中州、王道之興實創於此、我國君臣億兆、當致尊奉之廟陵也、澆季至此噫哀哉と云り、大和志にも在四條村と云り、これらに云るは、四條村の一町許東にて、畝火山よりは五六町も東北方にあたりて、田間に僅に三四尺許の高さなる小丘にて、松一木櫻一木生てあり、誰も是を此御陵の趾と思ふめれど、決て是には非ず、まづ地形、白檮尾上など云べき處に非ず、久しき世々を經れば、山も變て平になるなど、常のならひなれども、其もなほ其とは見ゆる物なるに、此地のさまは然らず、山とは淸く離れて、其間にいさゝかも、尾の壞れたらむ蹤など思はるる、小高處も殘らず、凡て此わたりは、元より平原なりける地とこそ見えたれ、且上代の御陵どもを今見奉るに、有つるまゝに全きもあり、又發き壞はれて、内のさまの顯露になれるなども

けれ、壽數など然云べきに非ず、）○壹佰參拾漆歳は、毛々知麻理美曾那々都と訓べし、（歳字は、漢文の方にて書れども、皇國にては古より今に至るまで、人の壽數を若干歳とはいはず、ただ幾つと云、是ぞ古言なる、）書紀に、七十有六年春三月甲午朔甲辰天皇崩于橿原宮、時年一百二十七歳とあり、御年數、此記と十歳の差あり、元より傳の異なりし歟、又二と三とも、廿と卅とも、只一畫の差のみにて、常によく相誤る字なれば、古書にてまがひつるにも有べし、今就を正しとも定め難し、○御陵は美波加と訓べき由、上卷（傳十七鵜羽產屋段の末）に云るが如し、○北方は岐多能加多と訓べし、（師は、凡て方をば倍と訓れつれど、處に依べし、必しも倍をのみ古言と、ひたぶるには定むべからず、）○白檮尾上は訶志能袁能宇閇と訓べし、（尾は上へ騰る心に讀べし、）萬葉廿（六十一丁）に、多加麻刀能乎能宇倍乃美也とあり、（宇を省て訓まむも不可からず、されど是又、袁能閇をのみ古言と偏には定むべからず、）さて山に袁と云に、峯と尾との二あり、尾は鳥獸などの尾と同くて、山のすその長く引延たる處を云、猶此事傳四十二朝倉宮段に、自所向之山尾登山上とある下に委云べし、白檮尾とは、畝火山の北面の尾にて、白檮樹の多く有しより、此名を負るなるべし、さて上と云に、上を云と邊を云と二あり、凡て宇閇は、裏表と云て、裏は內、表は外なるを、上も邊も共に外表なれば、本は同意なり、（共に宇を省て閇とも云り、然るを後には、宇閇は上、閇は邊と分て、二つ言となれり、又邊字は、邊裏邊垂など云て、中央ならざるはしつ方を云り、されどほとりは其表外をも云なり、）此の宇閇は上を云なり、書紀には、明年秋九月乙卯朔丙寅、葬畝傍山東北陵とあり、諸陵式に、畝傍山東北陵、畝

神八井耳命の讓坐るに因てぞ、始て御位は定まりつらむ、(或人、此即位の遲かりしは、三年の御喪を竟賜ひてなりといふは、例の漢國の儒意なり、皇國にそのかみ三年喪など云ことのあるべきかは、

凡此神倭伊波禮毘古天皇。御年壹佰參拾漆歲。御陵在畝火山之北方白檮尾上也。

記中御代々々の段の終に、御年御陵を記せる處の例、多くは、此天皇御年云々など、あるを、此に凡此と凡字を置る、此例は訶志比宮段の終に、凡此帶中津日子天皇之御年云々、とあると、輕嶋宮段終に、凡此品陀天皇御年云々、とあるとのみなり、(抑此凡字、うちまかせては心得ぬことなり、意富余曾と云ても、意富加多と云ても、須辨豆と云ても、並古語の法にあたらず、訓べき言なし、故つら〳〵思ふに、)こは其天皇の御事をば離れて、中間に他事を長く記して、終に其御代の一段を括總畢る意にて置る辭と聞えたり、故須辨氐と訓る、其は上卷に、凡伊邪那岐伊邪那美二神共所生、嶋一十四嶋、神三十五神とある凡は、此二大神の嶋をも神をも生々坐る終に、其數を括總云る辭なり、又日代宮段の始つ方に、其御子等を擧たる終に凡此大帶日子天皇之御子等、所錄廿一王、不入記五十九王、幷八十王とあるも同じ、是らは凡と云ること當れるを此は彼等の例とは異なれども、事の終に云る意は相似たるを思に、彼例より轉れる辭なるべし、(又御年の數へ係て云るかとも思へど、物の數をこそ凡若干といふべ

たる功によりて、島田地を賜はりて、其處に在けるか、若然らば丹羽臣も共に、此子上の子孫にやあらむ、）文德實錄七に、島田朝臣清田云々、弘仁十四年改臣姓爲朝臣とあり、（清田は、續後紀八にも見え、同十六に、島田朝臣貞繼と云人も見えて、此人は、類聚國史弘仁元年の處にも朝臣とあり、）上件十九姓の外にも、姓氏錄に、右京皇別志紀首、多朝臣同祖、神八井耳命之後也、園部、同氏、河內國皇別志紀縣主、多朝臣同祖、神八井耳命之後也、（此氏人三人に宿禰姓を賜しこと、三代實錄六に見ゆ、）紺口縣主、志紀縣主同祖云々、志紀首、志紀縣主同祖云々、と見えたり、

神沼河耳命者治天下也。

書紀綏靖卷に、元年春正月壬申朔己卯、神渟名川耳尊即天皇位、是年也大歲庚辰とあれば、大御父天皇崩坐て、三年過て後に、御位には即坐しゝなり、（神武天皇元年を辛酉とあれば、崩の年は七十六年とあれば、丙子に當れり、さて丁丑戊寅己卯と三年過て庚辰なり、）凡て上代の事は、年紀は必しも拘はり難けれども、此御世の初を、三年の後として定められたるは、據ありけむ、（其所以は今知べき由なけれども、つら〳〵思ふに、）神日本磐余彥天皇崩、時神渟名川耳尊孝性純深悲慕無已、特留心於喪葬之事焉、其庶兄手研耳命云々、遂以諒闇之際、威福自由、苞藏禍心圖害二弟、于時大歲己卯冬十一月云々、至於山陵事畢乃云々、とあるを以見れば、手研耳命の禍害を構へ賜ひしに因て、大御葬すら、四年になるまで（子年より卯年まで四年なり、然るに崩の明年秋九月葬と上にあるは、此の文と違へり、）延緩つるなどなりしかば、其間は、天皇は何の皇子とも、未定坐ずてありけむを、手研耳命を殺し給て、世間靜まり、さて

乙未、割上總國、平群安房朝夷長狹四郡、置安房國とあれは元は上總國の内なりき、又思ふに、上なる常道は、此長狹へも係るか、若然らば、上代には上總下總安房かけて、大名を常道と云しにも有べし、此は嘗に驚かしおくのみなり、又上總國夷灊郡にも長狹郷あり、又同國望陀郡に飫富神社あり、長狹國造の祖神なるべし、）○伊勢船木直、船木、何郡にあるにか、詳ならず、（神鳳鈔に、志摩國船木原御厨あり、志摩國をば、古伊勢へ攝て云ること多ければ、是ならむか、又多氣郡に今世舟木村あり、）和名抄に、他國には此郷名此彼見えたり、是皆古に船に造べき材を採れるより負る名と聞えたり、（書紀推古卷廿六年に、安藝國の山にて、舶材を伐せられしこと見えて、和名抄に、其國安藝郡船木布奈木と云郷あるは、其地なるべし、○續紀廿八より卅六まで、船木直馬養と云人見え、後紀一に船木直安麻呂見えたれども、これらは越前國人にて他姓なり、）○尾張丹羽臣、和名抄に、尾張國丹羽、（邇波）郡、是なり、（郡内に丹羽郷もあり、神名式に同郡爾波神社もあり、）續紀十七に丹羽臣眞咋と云人見ゆ、○嶋田臣、和名抄に、尾張國海部郡嶋田郷、是なり（神名帳、同國中嶋郡大神社、名神大、臨時祭式に、大或作多と見え、文德實錄五に尾張國多天神、三代實錄卅に尾張國多名神などある、皆此神社のことなり、丹羽臣島田臣など、多臣の支別なれば、其祖神なるべし、）續紀卅七に島田臣宮成といふ人見ゆ、姓氏錄右京皇別、島田臣、多朝臣同祖、神八井耳命之後也、五世孫武惠賀前命孫仲臣子上、稚足彥天皇（謚成務）御代、尾張國島田上下二縣、有惡神、遣子上平服之、復命之日、賜號島田臣也、（仲臣は、子上の姓にて彼仲國造氏なる歟、さて尾張に多神社あり、又丹羽臣も同祖なれば、子上かの惡神を平げ

さて類聚國史に、天長三年、外正六位上磐城臣藤成授外從五位下とあるは此氏人歟、國造本紀に、石城國造、志賀高穴穂朝御世、以建許呂命定賜國造とあるは異姓なり、（其故は、同紀師長須恵馬來田等國造の下に、茨城國造、祖建許呂命云々とありて、茨城國造の下に、天津彦根命孫云々とあり、茨城國造は、書紀神代卷に出て、天津彦根命の後なり、さて常陸國風土記にも、茨城國造、初祖祈許呂命とあり、祈は祁の誤にて、此上に多字脱たるなるべし、然れば建許呂命と云は、天津彦根命の子孫なり、）○常道仲國造、常道は常陸なり、萬葉廿（二十六丁）に比多知、和名抄に常陸比太知、）比多に常字を書は、萬葉十八に等能乃多知波奈比多底里爾之弖とあるは、變らず常に照を、比多底里と云り、此意なり、又十三に常土と書り、今本には常を當に誤れり、さて知に陸字を書は、陸奥の陸と同くて、陸道の意なり、古今集顯注に、常陸は、ひたかちをひたちとは申すなり、陸をかちともよむなりと云るを、契沖が、陸をかちとよめること未知ず、ひたちはひたみちなりと云る、まことに然り、古哥に、東道の道のはてなる常陸とよめるは、東海道の極なればなり、）常陸國風土記に、往來道路、不隔江海之津濟、郡郷境堺、相經山川之峯谷、取近通之義、以即名稱焉、（此は常道の意なり、）また倭武尊巡狩東夷之國、幸過新治之縣時、遣國造毘那良珠命、新令堀井、流泉淨澄、尤有好愛、時停乘輿、翫水洗手、御衣之袖、垂泉而沾、依漬袖之義、以爲此國之名、國俗諺、云筑波岳黑雲掛、衣袖漬國是矣とあり、仲は和名抄に、常陸國那珂郡これなり、（郡内に那珂郷もあり、）國造本紀に、仲國造、志賀高穴穂朝御世、伊豫國造同祖、建借馬命定賜國造、○長狹國造、和名抄に、安房國長狹郡奈加佐是なり、（續紀に、養老二年五月甲午朔

國にあり、郡名となれり、）○科野國造、信濃國の事は、上卷（傳十四）に出たり、國造本紀に、科野國造、瑞籬朝御世、神八井耳命孫建五百建命定賜國造、○道奧石城國造、道奧、書紀齊明卷にも道奧と作、又陸道奧とも作れたり、萬葉十四十八に美知能久と見ゆ、（能に於の韻ある故に、自於は省かる、なり、）和名抄には、陸奧三知乃於久とあり、（古今集顯注に云、陸奧國と書て、みちのおくのくにとよむなり、哥にはみちのおくとよむを略して、みちのくとも書り、世俗にみちのくにて申すは、哥の詞に非ず、ましてむつの國と申す無下のことなり、陸と云文字をむつと云へばと思へり、陸をばみちとよむなりと云り、陸をむつと云とは、數の六に此字を借用ることなり、信に此國名の美知を、牟都と訛れるは、是よりぞまぎれつらむ、）奧は口に對云稱にて、道口道後の後に同じ、京より行に、初の地を道口と云、終を後とも奧とも云り、此國は東北の極に在て、實に道の奧なり、（筑紫にても、大隅薩摩を奧の國と云ること、檜垣家集に見ゆ、又陸奧國にても、黑川郡より北を、奧郡と云大同五年の官符に見えたり、源氏物語若菜卷には、播磨國內にて、此國の奧郡と云ることあり、）石城は、和名抄に、陸奧國磐城郡これなり、（伊波岐とあり、此郡內に磐城鄕もあり、又名取郡宮城郡桃生郡などにも、磐城鄕あれど、其等にはあらず、）後に郡鄕などになれる地をも、古は國と云ること多し、（春日國吉野國難波國など云、長谷小國などもいへり、）又國と云ながら、猶大名の道奧をも擧るは、書紀敏達卷に、火葦北國造などある例なり、さて續紀八、養老二年五月甲午朔乙未、割陸奧國之石城標葉行方宇太亘理菊多六郡、置石城國とあるは、後の事なり、（今本に此陸奧を、常陸と作るは誤字なり、今古本に依れり、）

倍、丹波國天田郡雀部などあり、〇雀部造、此の外はいまだ物に見あたらず、〇小長谷造、まづ小長谷と云は、雄略天皇の大御名を、大長谷と申せるに對へて、武烈天皇を小長谷若雀命と申せる、此大御名に由れり、其は彼段に、天皇无太子故、爲御子代定小長谷部（書紀には、置小泊瀬舍人とあり、）とあり、然れば此姓は、神八井耳命の後の中の人の、彼小長谷部にてありしが、姓とせるなるべし、（大和國の長谷を、歌などに小長谷とよめども、是は直に其地名より出たる姓にはあらず、）書紀仁徳卷に、小泊瀬造祖宿禰臣賜名曰賢遺臣、天武卷に、十二年九月乙酉朔丁未、小泊瀬造、賜姓曰連とあり、（續紀十三に、小長谷常人、廿九に、小長谷部宇麻呂、後紀十九に、小長谷直淨足など云人見ゆ、是らも皆、彼小長谷部より出たる姓なるべし、）〇都祁直、都祁は地名、（祁、清音に讀べし、濁るべからず、）和名抄に、大和國山邊郡都介、（續紀六に、開大倭國都祁山之道、神名帳に、山邊郡都祁山口神社、主水式に山邊郡都介、）是なり、書紀仁徳卷に、闘鷄稻置大山主、允恭卷に、闘鷄國造、貶其姓謂稻置と見えたる、（仁徳卷なると允恭卷なるとは、一姓と聞えたるに、仁徳卷に國造と云ずして、稻置とあるは如何、若初稻置なりしが、中ごろ國造にはなれりし歟、又は後に貶されたる尸を以て、古へも及ぼしていへる歟、）是ら此氏と同じきか異なるか知ず、（都祁闘鷄地名は一なり、）〇伊余國造、伊豫國の事は、上卷（傳五）に出たり、和名抄に、伊豫國伊豫郡、（神名帳、伊豫郡伊豫神社、名神大、伊豫豆比古命神社、續紀廿七に久米郡伊豫神、）國造本紀に、伊余國造、志賀高穴穗朝御世、印幡國造同祖、敷桁彦命兒速後上命定賜國造、（印波國造、輕島豊明朝御代、神八井耳命八世孫伊都許利命定賜國造とあり、印幡は下總

在何無人耶、故號其國曰阿蘇とあり、國造本紀に、阿蘇國造、瑞籬朝御世、火國造同祖、神八井耳命孫速瓶玉命、定賜國造、神名式に、肥後國阿蘇郡健磐龍命神社、名神大、阿蘇比咩神社、國造神社と見ゆ、國造本紀科野國造條に、神八井耳命孫建五百建命とあるは、健磐龍と同じと聞ゆ、彼社傳には、本宮武磐龍命は、神八井耳命の子なり、阿蘇姫神は武磐龍命の妃にて、速甕玉命の母なり、國造神は、速甕玉命にて、武磐龍命の子なり、一說には、神八井耳命の子なりと云り、書紀に化人出賜ひし阿蘇都彦は、即健磐龍命の神靈なるべし、さて阿蘇山の事は、筑紫風土記に、肥後國閼宗縣、々坤二十餘里有一禿山、曰閼宗岳、云々、と委く見えたり、〇筑紫三家連、三家は美夜氣と訓べし、美夜氣の事は、日代宮段に、倭屯家とある下(傳二十六の末)に委く云べし、筑紫の屯家は、書紀繼躰卷に糟屋屯家、(糟屋は筑前なり)安閑卷に、二年五月、置筑紫穗波屯倉鎌屯倉等、宣化卷に、筑紫肥豐三國屯倉、散在懸隔など、所々に見えたり、かくて又安閑卷に、詔櫻井田部連縣犬養連難波吉士等、主掌屯倉之稅など云ことも見えたれは、此姓は、筑紫なる屯家の事を掌れるより出たるか、又三家てふ地名に由れるか、地名は和名抄に、筑前國那珂郡三宅、筑後國上妻郡三宅など見えたり、さて書紀天武卷に、筑紫三宅連得許と云人見ゆ、〇雀部臣、佐邪伎辨と訓べし、(佐々伊辨と訓は、後の音便なり)、姓氏錄和泉國皇別雀部臣、多朝臣同祖、神八井耳命之後也(また志紀縣主雀部臣同祖)と見ゆ、又建内宿禰の後にも雀部臣ありて、姓氏錄其條下に、雀部と云事の由緣を擧たり、(其文は其下に引り)若此氏も同じく然る由緣ありしにやあらむ、又地名には、和名抄に、參河國寶飫郡雀部散々倍、上野國佐位郡雀部佐々伊

御後なるは見えず、若右の二の中の一がまがひて、此に出たるにやあらむ、さて書紀雄略卷に坂合部連贄宿禰、(是は神別の方なり、) 推古卷に境部臣摩理勢、境部臣雄摩侶、(是らは臣尸なるは別姓か、) 孝德卷に坂合部連磐積、齊明卷に、同磐鍬同藥同石布など見え、天武卷十三年十二月に、境部連賜姓曰宿禰、(是らは皇別の方か、神別の方かしらず、) と見えたり、○火君、(火字、或は大、或は炊、或は炊などに誤れり、今は延佳本又一本に依れり、) 火は地名、筑紫の肥國是なり、名の由など上卷 (傳五大八島、成出の段下) に委く云り、其處に引る肥後風土記に、肥君等祖健緒組とあるは、即此氏の祖なるべし、書紀欽明卷十七年に、筑紫火君見ゆ、(今本火を大に誤れり、) 國造本紀に、火國造、瑞籬朝、大分國造同祖、志貴多奈彥命兒遲男江命、定賜國造、(大分國造同祖とあれば、此氏なるべし、) 姓氏錄、(右京皇別) 火、多朝見同祖、また (大和國皇別) 肥直、多朝臣同祖、神八井耳命後也とあり、(景行紀に火國別又火國造なとあるは、別姓なり、)

○大分君、大分は地名、書紀景行卷に、十二年天皇遂幸筑紫、到豐前國、云々、冬十月到碩田國、其地形廣大亦麗、因名碩田也、碩田此云於保岐陀、とあるなり、風土記にも同じ如見えたり、和名抄に、豐後國大分郡於保伊多とある、岐を伊と云るは、後の音便なり、(大隅國桑原郡にも大分てふ鄕あれど、其にはあらず、) 伎陀を分と書は、段の意なり、さて此氏人は、書紀天武卷に、大分君惠尺同稚臣 (臣を見ともかけり、) 見ゆ、壬申年の亂に功ありき、○阿蘇君、阿蘇は地名、和名抄に、肥後國阿蘇郡 (阿曾) 阿蘇鄕是なり、書紀景行卷に、十八年六月、到阿蘇國也、其國郊原曠遠、不見人居、天皇曰、是國有人乎、時有二神曰阿蘇都彥阿蘇都媛、忽化人、以遊詣之曰、吾二人

臣蔣敷、天武卷に多臣品治など見えて、同卷十三年十一月戊申朔、多臣賜姓曰朝臣、姓氏錄、左京皇別、多朝臣、出自諡神武皇子神八井耳命之後也とあり、此記撰はれたる安麻呂朝臣は、此氏人なり、(萬葉十七に、太朝臣德太理てふ人見ゆ、) 三代實錄に、貞觀五年九月五日、右京人散位外從五位下多臣自然麻呂、賜姓宿禰、信濃國諏方郡人右近衞將監正六位上金刺舍人貞長、賜姓大朝臣、並是神八井耳命之苗裔也、○小子部連、小子の訓は、和名抄、越中國婦負郡郷名小子知比佐古とあるに依べし、さて此姓の人は、書紀雄略卷に少子部連蜾蠃、(七年に、此人大命を蒙りて、三諸岳の雷神を捉へ參れりし勇に依て、雷と云名を賜ひき、姓氏錄に小子部雷とある、此人なり、右の故事、靈異記に委く記せり、) 天武卷に小子部連鉏鉤など見ゆ、同御世十三年十二月戊寅朔己卯、小子部連賜姓曰宿禰、姓氏錄左京皇別、小子部連宿禰、多朝臣同祖、神八井耳命之後也、大初瀨幼武天皇御世、所遣諸國、收斂蠶兒、誤聚小兒、貢之、天皇大哂、賜姓小兒部連、また和泉國皇別、小子部連、神八井耳命之後也、○坂合部連、坂合は佐加比と訓べし、書紀に即境とも書れたり、(凡て境は、即坂合の意の名なり、) さて此姓の此に出たること心得ず、其故は、姓氏錄大和國皇別に、坂合部首、阿部朝臣同祖、大彥命之後也、また攝津國皇別、坂合部、大彥命之後也、允恭天皇御世、造立國境之標、因賜姓坂合部連、(連の尸を賜ふと云ながら、此尸を擧ざるは如何ぞや、若脫たるにや、) また左京神別、坂合部宿禰、火明命八世孫、邇倍足尼之後也、右京神別、坂合部宿禰、火闌降命八世孫、邇陪足尼後也火明命と火闌降命と異傳なり、) 和泉國神別、坂合部、火闌降命七世孫、夜麻等古命之後也と見えて、皇別と神別と、二の坂合部氏あれども、神八井耳命の

六年四月壬子朔庚申、右京人正六位上茨田連魚麻呂等七人賜姓忠宗朝臣、又姓氏錄山城國皇別、茨田連、茨田宿禰同祖、彥八井耳命之後也など見ゆ、（此外にも同書に、河內國皇別に、下家連、彥八井耳命之後也、また江首、彥八井耳命七世孫來目津彥大雨宿禰大碓命之後也、また尾張部、彥八井耳命之後也なども見ゆ、是らは茨田連より別れたる氏などもなるべし、○姓氏錄の撰者萬多親王の御名は、乳母の姓を取れるなり、そは此氏人なりけむ、此御名も初は茨田と書れしを、後に萬多とは改め書れつるなり、）○手島連、手島は和名抄に、攝津國豐島（手島）郡豐島天之萬とある、此地より出たる姓なり、姓氏錄攝津國皇別、豐島連、多朝臣同祖、彥八井耳命之後也、日本紀漏、（松津首豐島連同祖、）とあり、

神八井耳命者。意富臣。小子部連。坂合部連。火君。大分君。阿蘇君。筑紫三家連。雀部臣。雀部造。小長谷造。都祁直。伊余國造。科野國造。道奧石城國造。常道仲國造。長狹國造。伊勢船木直。尾張丹羽臣。島田臣等之祖也。

意富臣、意富は地名、和名抄に、大和國十市郡飫富とある、（今本に、飫を誤て飯と作り、上總國望陀郡の飫富をも、飯に誤れるを、於布とあるにて、其誤を志るべく、大和なるをも准へて知べし、さて今も十市郡に多村ありて、太とも書り、神名帳に、多坐彌志理都比古神社、臨時祭式に太社と見えて、或作多社とある是なり、此社今も多村にあり、此氏神にや坐らむ、）此より出たる姓なり、書紀にも、神八井耳命云々、是即多臣之始祖也と見え、景行卷に多臣祖武諸木、天智卷に多

故其日子八井命者。茨田連、手島連之祖。

日子八井命、書紀には、此皇子無し、姓氏録には、神八井耳命、男彦八井耳命とあり、（其文は下に引べし、舊事紀にも、御名は彦八井耳命とありて、神渟名川耳尊の御弟とせり、）故思に、此命若白檮原朝の皇子ならましかば、御兄弟等の當藝志耳命を殺し賜ふ時に、必出給はましを、其段には唯二柱のみにて、此命は見え給はぬを思へば、書紀の方正しくて、姓氏録に見えたる如く、實は神八井耳命の御子にぞ坐けむ、然るを此記に其御兄としもせるは、混れたる傳なるべし、其まぎれは、此命御齡も長しく、勇などの優りて、父命よりは、御威名も殊に高くありし故なるべし、されば姓氏録に、茨田連など、たゞに神八井耳命之後とのみはいはずして、その男彦八井耳命之後と、此御名をしも擧るは、彼氏々、此命を以本祖とする故なるべし、○茨田連、茨田は河內國の地名にて、其地より出たる姓なり、其地の事は、下卷（傳三十五）に、茨田堤とある下に云べし、さて此姓は、高津宮御世十一年に、茨田堤を築せられし時、河內人茨田連衫子てふ人、功を立たりし事、書紀に見え、繼躰紀に、茨田連小望と云人見ゆ、さて天武卷に、十三年十二月戊寅朔己卯、茨田連賜姓曰宿禰、姓氏録河內國皇別、茨田宿禰、多朝臣同祖、彦八井耳命之後萓呂母能古、仁德天皇御代、造茨田堤、（萓呂母能古を、今本に男野現宿禰と作るは誤なり、古本に依て改めつ、）又續紀に、文武天皇二年八月戊子朔、茨田足嶋賜姓連、（萬葉廿に、茨田連沙彌麻呂と云人見ゆ、）又姓氏録右京皇別、茨田連、多朝臣同祖、神八井耳命男彦八井耳命之後也、續後紀、承和

毘、(此訓注の齋字の下に、今本に主字あるは誤なり、是は上の齋字の訓注にて、伊幡比とのみあれば、主字あるべき由なし、後人のさかしらに加へたるなり、さて此文を、齋主と齋之大人とは同言なるに、かく云るはいかゞと、人の疑ふことなれども、よく聞えたることなり、齋主はその時の職をいひ、下の齋之大人は、其神の名になれるよしを云るなり、後まで香取神號を、伊波比奴志神と申すを以考るべし、)など見え、萬葉七(四十丁)に、三幣帛取、神之祝我、鎮齋杉原、十四(廿丁)に、爾布奈未爾、和家世乎夜里弖、伊波布許能戸乎など猶多し、さて此の忌人は、書紀にも、吾當爲汝輔之奉典神祇者と有て、天皇の御親行ひ給ふ御神事を、扶輔奉り給ふ職を云なり、然るは上代には、御神事を、有が中に最嚴重き御業として、(職員令に神祇官を第一として、太政官より上に次第られたるなど、上代の意の遺れるなり、後世何事も如此こそあらまほしけれ、)書紀に右に引る文にも、朕親作顯齋と見え、神功卷には、皇后選吉日入齋宮、親爲神主、とも有如く、大御親仕奉り賜へる故に、(後世までも大嘗などには此式遺れり、)其御扶輔を爲給ふなれば、甚々重き職掌にぞ有ける、上に扶汝命といひ、書紀にも爲汝輔とあるに心を著べきものぞ、(齋主と云ずして、齋人と云るは、如何にと云に齋主は、中臣忌部などの諸の神職を總帥て仕奉る職なる故に、主と云を、今此神八井耳命の仕奉り賜ふは、然には非ず、天皇の御自ら仕奉賜ふ御事を、扶奉給ふ方の職なる故に、主とは稱ざるなり、)○仕奉は、神に仕奉と見むか、天皇に仕奉と見むか、何れにても違ふべからず

於神沼名川耳尊曰、吾是乃兄而儒弱不能致果、今汝特挺神武、自誅元惡、宜哉乎、汝之光臨天位以承皇祖之業とあるは、心得ぬことなりかし、(其故は、若神沼河耳命一柱、既く皇太子に定まり坐てあらむには、皇位を嗣坐むこと、本より論なきに、此に至て今更に、譲云々とあるは如何ぞや、また宜哉乎云々とある語は、かねてより定まり坐る如く聞ゆれども、若然らばいよ〳〵、譲曰云々てふ語に叶はず、されば此は、哉乎二字を除きて、宜汝之光臨天位以承皇祖之業と云てこそ、本末あひ叶ふべけれ、凡て書紀に、某年月日立某為皇太子とあるは、上代のは何れも疑はしきを、此に宜哉乎と書給へるは、上に為皇太子とあると、首尾を合さむとての文なるべし、)さて上代には武を主として、天下治しめしゝこと、此段を見てさとるべし、○僕は阿禮と訓べし、(上にも吾者とあり、書紀にも吾とあり、)○忌人は、師の伊波比毘登と訓れたるぞ宜き、此訓は、黒田宮段に、伊波比瓮を忌瓮と書るにて定むべし、凡て伊波布と伊牟と本同言にて、齋字をも書て、(後世には、忌字をば伊牟とのみ訓て、伊波布には齋字祝字などをのみ書ども、齋を毛能伊美とも訓を以て、同言なることを知るべし、)諸の凶惡事汙穢事などを忌避て、萬を愼むを云なり、故多く神に仕奉る事に言り、(後世には伊波布とは、壽く事をいひ、伊牟とはたゞ嫌惡て去ことをのみ云て、反對なる如くになれゝども、壽を云も、其人其物を吉からしめむと願ふにつきて、凶惡事を嫌去て愼む意より轉り、又たゞ嫌去を伊牟と云も、凶惡事を嫌去より轉れるにて、本は一意なり、)書紀此御卷に、時勅道臣命、今以高皇產靈尊、朕親作顯齋、用汝為齋主云々、顯齋此云于圖詩怡彼毘、また神代卷に、是時齋主神號齋之大人、齋此云伊幡

委く云りき、○雖兄は阿爾那禮杼母と訓べし、(此兄は、伊呂勢など訓てはわろし、)○不宜爲上は、加美登阿流辨加羅受と訓べし、さて此上は、只此二柱の間の上下を云には非ず、天下萬人の上にて、天皇となることを云なり、一姓の中の長を氏上といひ、(氏長者と同じ、)長子を子上といひ、(兄字を古能加美と訓によりて、一人には限らぬ如く聞ゆれども、然には非ず、漢字に依て古言の意を勿失ひそ、)諸官の長官をも皆加美と云、是らも皆其所有中に、最上たる一人を云て、同じことなり、さて又爲を登阿流と訓は、多流と云と同じ、多流は即登阿流の切りたる辭なり、故多流と云べきを、登阿流と云ること、古言に多し、(凡て此多流多理に二あり、躰言の下に附るは、此と同じくて、皆登阿流登阿理なり、但漢文にて、悉兮個兮など云類は、用言の下なれども、字音にて活かざれは、體言に同じくて、是も登阿理の切りたるなり、さて用言の下に附るは、皆弖阿流弖阿理の切りたるなり、云たり聞たりなど云類是なり、多良牟多禮など活きたるも右の二なり、)○汝命爲上、此爲上は、加美登麻志氐と訓べし、凡て尋常の人には、阿理阿流と云辭を、尊みていふときは、坐と云例なり、續紀宣命に、皇坐弖天下治賜君者云々、また君坐氐御宇事云々など、此外も皆かくの如し、○上代には日嗣御子と申すは、一柱に限らざりしかば、(此事上にも下にも委く云り、)神八井耳命も神沼河耳命も、共に日嗣御子に坐て、此時御位を嗣坐べきは、未何れとも定り給はざりし故に、今如此る御論議はあるなり、若豫て定まり賜へらむには、今更に此御議論はあらめやも、然るを書紀には、四十有二年春正月壬子朔甲寅、立皇子神渟名川耳尊、爲皇太子、とありて、此處に至ては於是神八井耳命懣然自服、讓

○書紀に、曾有手研耳命於片丘大窨中獨臥于大牀、時渟名川耳尊（渟上に神字を脱せるか。）謂神八井耳命曰、今適其時也、夫言貴密事宜愼故我之陰謀本無預者今日之事唯吾與爾自行之耳、吾當先開窨戸、爾其射之、因相隨進入、神渟名川耳尊突開其戸、神八井耳命則手脚戰慄不能放矢、時神渟名川耳尊掣取其兄所持弓矢、而射手研耳命、一發中胸、再發中背遂殺之と見ゆ、（是に大窨中に臥とあるに依て思へば、此記に持兵入而云々、故持兵入以云々、所持之兵入殺云々、と三たびまで入と云るは、窨内なる故歟、はたさばかりの意はなきか、又三處ながら、入字の兵字の下につゞきてあるは異なる意などある歟、驚かしおくなり。）○亦稱其御名謂建沼河耳命、こは本の神を建と更めたるにはあらず、是時より亦御名に如此も申せりといふなり、上の亦字に其意見えたり、故次の此命の御段の始には、又舊のまゝに神とあり、建沼河耳命登母麻袁志伎と訓べし、大毘古命の御子にも、建沼河別命といふあり、

爾神八井耳命讓弟建沼河耳命曰。吾者不能殺仇。汝命既得殺仇。故吾雖兄。不宜爲上。是以汝命爲上。治天下。僕者扶汝命。爲忌人而仕奉也。

讓てふ言は、佛足石歌に、由豆利麻都良牟とあり、○得殺仇は延志勢賜比奴と訓べし、仇字は讀べからず、仇をと云ことは、上にあるを、此に又云むは、煩はしければなり、また得殺とあるをば、常には殺すことを得と訓ども、其は漢籍讀なり、延志勢と云ぞ古言なる、此事先に例など引て

兵字、又卒などを然訓るは誤なり、又其をイ。ク。サ。ビ。ト。など、訓る、これぞ宜しき)名義は鐔物なり、(和名抄に、鐔都美波、)匠具農具其餘も、諸器に刀鉾の屬の物は多かる中に、兵器に局りて鐔ある故に、此名を負るなり、(都美波の美を省きて都波と云るは、後世には鐔をも即都婆と云と同じ、さて書紀には此に、弓矢を新に造給へることと見えて、遂に其を以射殺し給ふとあるを以思へば、此に兵とあるも、弓矢ならむか、若然らば、刀鉾のたぐひより轉りて、弓矢などをも同く都波毛能と云る歟、但此記の傳へは弓矢にはあらで、刀鉾のたぐひなりけむも知がたし、〇諸器物を凡て、宇都波毛能といへば、兵器も本も宇都波毛能と云て、其は諸器の惣名なるが、別て兵器の名にもなれる歟、又兵器を本にて、諸器の惣名にもなれる歟、何れにまれ宇都波物とは、本一名の如くにて、まぎらはしけれども、本より別にて、宇都波物は、本坏の屬の名にて、空埴物の義なるを、爾を省けるは、土師を波自と云と同じことなり、物を實む料に、内を空に造れる故に然云り、さて後には、必しも土物ならねども、凡ての名にもなれるなり)〇持は登理氐と訓べし、書紀神功巻にも、荷持此云能登利とあり、(されど毛知弖と訓も、あしくはあらず、)〇故持兵は神八井耳命なり、〇和那々岐氐は、書紀には戰慄とあり、又神功巻に戰々栗々、淸寧巻に慄然振怖、敏達巻に搖震、皇極巻に動手、又掉戰など見え、字鏡に、悸動也亦惶也和奈々久、また怙懺也和奈々久、又乎乃々久とあり、このほか物語文などにも常に云る言なり、(和と乎とは、殊に親しく通ふ音にて、乎乃々久も同言なり、俗言に身の震動ふ貌を、和陀々々とも、乎杼々々ともいふ、是も同じ、)〇弟は伊呂登と訓べし、下巻若櫻宮段に伊呂弟とあると同じ、

春になりゆくなり、春去にけりと云るも、春になりにけりといふ意なり）今の俗言に、夜を夕さりとも夜さりとも云は、此より出たる言なるべし、○此御哥は、當藝志美々の、晝のほどは忍びて、さりげなくて在るを、雲の靜まり居るに譬へ、夕になれば、汝等を殺し奉むとて、其事謀設けをするぞと云ことを、風の吹むとして、木葉のさやぐに譬たまへるなり、○聞知とは、御母命の御歌を聞て、其意を解り給へるなり、○爲將殺當藝志美々之時云々、書紀に、至於山陵事畢、乃使弓部稚彦造弓、倭鍛部天津眞浦造眞麛鏃、矢部作箭、及弓矢既成、神渟名川耳尊、欲以射殺手研耳命とあり、○兄は伊呂勢と訓べし、其解傳九（八俣遠呂智の段下）に見ゆ、○那泥は、人を親み尊みていふ稱なり、書紀神代卷に阿姉と見え、萬葉四（五十丁）に、己が女を名姉とよみ、今本の訓は誤れり、）九（三十二丁）に妹名根とよみ、常にも、男には兄、女に姉と云へば、那泥は女に局るべきに似たれども、此に兄命を詔へれば、男にもわたる稱にて、（伊呂泥も女に限る如くなれども、安寧天皇の御子に、常根津日子伊呂泥命と申すあれば、是も男女にわたる稱なり、）泥は、天津日子根など、常多かる泥なり、○汝命は、那賀美許登と訓べきこと、上（傳七のはじめ）に云り、○兵は、和名抄に、兵庫寮豆波毛乃々久良乃官とあれば、都波毛能と訓べし、刀鉾の屬の總名なり、書紀に、鉾及兵、器兵、仗兵、革など、然訓り、（漢國にても兵字は、もと械也とも戎器也とも注して、其義なるを、轉して、其兵を執人を多く兵と云る、其をも誤て都波毛能と訓るから、後世には、只勇士の稱の如くなりて、剛者の意と心得て、刀鉾の屬の名なることをば知ずなりぬ、皇國にては、古へ其人を指て都波毛能と云ることは無りき、書紀などに人を云る

此、宮若其家にありし歟、たとひ家には在ずとも、住りし地に遠からじ、是を以見れば、其家、京より東北の方にはあらじとぞ思はるゝ、さて又雲の立渡るは、風の吹むとするさまなれども、木葉のさやぐは、方に風の吹時の事にこそあれ、吹むとするさまによみ給へるは、事のさま違へるに似たれども、然細に思ふは、後世の意なり、たゞ木葉のさやぐは、風の吹に事縁る故に、かくはよみたまへるなり、凡てかゝること、古へは大らかにこそよめれ、又風は先山上より吹て、後に山下へは吹おろすものなる故に、先山の木葉のさやぐが見えて、いまだ山下までは吹及ざるほどなりとも云むか、其は殊にくだくだし、○又歌曰は、たゞ麻多とのみ訓べし、○比流波久毛登韋は、晝者雲と居にて、雲と居とは、雲にて居るを云れり、夕には風になるべき雲の、晝のほどは、未雲にて居るを云、居とは、起騷ぎなどはせずて、山際などに懸りて、駐り集るを云なり、(俄に黒雲の起て、いみしく雨の降ぬべきけしきなるが、雨はふらずて、風の吹出て、其雲は晴ゆくことなど、常にあるものなり、これらも其雲の即風になるなり、師の、此句を、雲の如く居るなり、又多知を切むれば知なるを、通はして登と云るか、然らば雲立居なり、と云れつるは、二共にわろし、雲の如く居とは、何物の居るにか、又立居とは云がたし、さては立もし居もすることになるを、此處はたゞ靜まり居る意ならではかなはず、)○由布佐禮婆は、夕去者にて、夕になればと云むが如し、萬葉に多き詞なり、明去ば朝去ば、春去ば秋去ば、又春去ぬればなどもいひ、夕さらば春さらば、秋さらばなどもいひ、又夕去來れば春去來ればとも、春去にけりとも、又春去往とも、さまざまに云る、みな去は其時になる意に云り、(去往る意にはあらず、春去往と云るも、

ことをなり、○歌曰は曾能美宇多と訓べし、○佐韋賀波用は自狹井河なり、此川の事上に見ゆ、用を延佳本に由と作るは非し、此事も先卷に委く云り、○久毛多知和多理は雲起亘なり、此は直に狹井川より起と云には非ず、(狹井川に雲の立騰る處は、白檮原京より見え分るべきに非ず、) 此川の方よりと云意なり、其は京より狹井川は東北方にあたれば、たゞ東北の方より起るなるを、此比賣命の本郷なる故に、女の御心に、平日に其方さまをば、凡て狹井川の方と心得坐るから、如此は讀坐るなり、○宇泥備夜麻は畝火山なり、○許能波佐夜藝奴は木葉喧擾ぬにて、木葉のさや／＼と鳴り騷ぐなり、萬葉二 (十九丁) に、小竹之葉者、三山毛清爾亂友、(清は借字なり、) 十 (三十八丁) に、葦邊在、荻之葉左夜藝、秋風之、吹來苗丹、雁鳴渡、古今集十九に、小竹の葉の佐夜具霜夜をなどよめり、又上卷に、葦原之水穗國者、伊多久佐夜藝氐有祁理、(傳十三のはじめ) 此御段の上にも同語あり、又傳十一宇伎由比の段須勢理毘賣の御歌に、多久夫須麻、佐夜具賀斯多爾ともあり、○加是布加牟登須は欲風吹なり、○一首の意、表は、狹井川の方より雲の發渡て、大宮のべなる畝火山の樹葉どもの喧擾ぐを見坐て、風の吹發なむとすることを所知看たるさまにて、然譬賜へる裏の意は、當藝志美々の方に事謀をし設るぞ、其は汝等を殺さむとてなりと云るにて、雲起亘木葉さやぐは、事謀する譬へ、欲風吹は殺さむとする譬なり、(雲の起る方を、狹井川從としもよみ給へるは、若くは當藝志耳命の家、其方に在し故かとも思はるれども、其までの意はあるべからず、彼命の家は、何處にありけむも知べからねど、書紀に片丘なる大窖中に臥たまへりしことのある、片丘は葛下郡なれば、畝火山の西なり、

るも、如此有事の亂のありし故に、當時より貶して申せるか、當藝志耳命も、是より下には、みな命てふことを省ける例をも思ふべし、されど假令然る事ありとも、后の御心より和ひ給へるには非ずして、たゞ當藝志耳命の強たる所爲なりけむこと、御哥よみして其惡事を令知賜ひしにておしはかるべし、）○三弟は美婆斯羅能意登御子多知と訓べし、上に擧たる三柱の御子なり、○將殺は斯勢牟登志氐と訓べし、上卷沼河日賣の哥に、伊能知波、那志勢多麻比曾、（命は莫殺給ひそなり、）水垣宮段の哥に、奴須美斯勢牟登、宇迦々波久斯良爾（竊弑むと窺はく不知なり、）など見え、書紀卷々に、弑また殺を斯勢麻都流と訓り、斯勢は令死の切りたるにて、殺をいふ古言なり、（弑の字音には非ず、）○謀之間は波加理碁都富杼爾と訓べし、獨言するを獨碁都、政爲を麻都理碁都など云例にて、謀事爲を切めて、如此云なり、書紀云、神日本磐余彥天皇崩時、神渟名川耳尊孝性純深悲慕無已、特留心於哀葬之事焉、其庶兄手研耳命、行年已長歷朝機、故亦委事而親之、然其王立操厝懷本乖仁義、遂以諒闇之際威福自由、苞藏禍心、圖害二弟、于時也、大歲己卯冬十一月、神渟名川耳尊與兄神八井耳命、陰知其志而善防之、至於山陵事畢乃云々、（抑大后の所生る御子は、三柱の弟御子等なれば、天日嗣は、此御子たちの中ぞ所知看むこと論なきに、其を殺奉むと謀れるは、高御座を窺へりしこと知られたり、また大后に婚けむとせられしはさらなり、）○御祖、古御母を皆御祖と云り、此事上に委く云り、○患苦は宇禮比氐と訓べし、上卷にも、其御祖命哭患而とあり、○以歌は宇多與美志氐と訓べし、（宇多毛弖と訓まむも惡からず、）○令知は、殺奉むとする

りの如く庶兄と書り、然れども皇國にては、嫡庶を論ず、凡て異母の兄弟を麻々兄麻々弟と云けむこと、彼字鏡に嫡をも庶をも萬々とあるにても知べく、又和名抄に、繼父萬々知々、繼母萬々波々と見え、又古へも今も、非所生子を麻々子と云、今言に非所生親子の間を麻々志伎中と云り。〕○嫡后は意富岐佐伎と訓べし、上に大后とあるとおなじ。○婆は、此は多波久と訓べし、書紀に、通（景行卷允恭卷）姧（允恭卷）淫（安康卷）など皆然訓り、凡て男女の交通の義に違へるを多波久と云りと聞ゆ、字鏡に、姧亂也犯淫也多波久とあり、（同書に淫太波留とあり是も本同言なるべく、又萬葉二十に多波和射とあるも、又狂も、皆同言にて、本は男女の事には限ず、凡ての事にいふ言なりけり。〕さて此當藝志耳命の、嫡后に姧坐ること、書紀には見えず、疑はしきことなり、此次に嫡后の患苦坐て、御哥賦して、御子等に知しめ給へるなどを以見れば、未交通はしたまはざれども、強て犯し奉むと欲て、聘ひ賜へるを、多波久とは云るにやあらむ、（與婆布又都麻杼比などいふも、既に交通せるをも、未せざるをもいへば、多波久も然らむか、又思ふに、上卷に將婚欲婚など書る例を以見れば、此もたゞ交通せむとし給ふをいはゞ、將字欲字などを加へて書べきに、然はあらで直に娶と書るは、若くは既に其事ありしにもやあらむ、若然らば書紀には、綏靖天皇の皇母なる故に、憚り忌て省かれたるか、但書紀にては、天皇元年に皇后に立給て、七十六年に崩坐しかば、其時皇后御年甚く老給たるべければ、然ることあるべくもあらず、然れども此記の傳へにては、此大后何れの年より召れ給ひしともなく、又凡て書紀の年數、強て拘り難きこと多ければ、左右に定めがたし、此御名に多く命と云ことを省て云

故天皇崩後。其庶兄當藝志美美命。娶其嫡后伊須氣余理比賣之時。將殺其三弟而謀之間。其御祖伊須氣余理比賣患苦而。以歌令知其御子等。歌曰。佐韋賀波用。久毛多知和多理。宇泥備夜麻。許能波佐夜藝奴。加是布加牟登須。又歌曰。宇泥備夜麻。比流波久毛登韋。由布佐禮婆。加是布加牟登曾。許能波佐夜牙流。於是其御子聞知而。驚乃爲將殺當藝志美美之時。神沼河耳命曰其兄神八井耳命。那泥(此二字以音)汝命。持兵入而殺當藝志美美。故持兵入以將殺之時。手足和那那岐(此五字以音)不得殺。故爾其弟神沼河耳命乞取其兄所持之兵。入殺當藝志美美。故亦稱其御名謂建河河耳命。

庶兄は、字鏡に庶兄萬々兄とあり、如此訓べし、(上卷に庶兄弟とあるをば、たゞ阿爾於登杼母と訓たりき、彼は異母兄弟等を凡て云る、其を麻々某といふ稱を知ざればなり、又書紀綏靖卷に、庶兄をイロ子、用明卷に、庶弟をハラカラと訓るなどは、皆當らず、)又同書に、嫡母萬々波々、可萬々妹などもあり、(漢國にて、庶字は嫡に對へる稱にして、嫡妻の生る子を嫡子といひ、妾の生るを庶子といふ、されば庶兄とは、嫡妻の生る弟の、妾の生る兄をいふ稱なり、此も其定ま

まだ思得ず、御弟命の沼河の例に依らば、字の如きか、さて此御子の事、下に論あり、○神八井耳命、名義、八井は上と同じ、耳は上巻忍穂耳命の處に云るがごとし、次なるも同じ、書紀綏靖御巻に、四年夏四月、神八井耳命薨、即葬于畝傍山北、とあり、(此御墓の事、大和志に、在高市郡山本村、稱御陵山、傍有小祠、曰岩井耳、と云り、山本村畝火山の邊にあり、)○神沼河耳命、沼河は書紀に依て奴那加波と訓べし、上巻に沼河比賣と云あり、萬葉十三(九丁)に、沼名河之底奈流玉、神名帳に、越後國頸城郡奴奈川神社あり、是を和名抄郷名には、沼川奴乃加波とあり、此例に准へば、那は之の意にやあらむ、(淨御原天皇の御名天渟中原瀛眞人、渟中此云農難、とあり、是も中は借字にて、同意なるべし、)さて沼河とは、沼の如く水の淀みて深き川などをいふか、また砂ならで泥なる川をいふか、又此御名は、然る川の意にて、御兄の御名の八井も此も、稱名になる由あるか、將地名か、詳にはしりがたし、書紀云、庚申年九月壬午朔己巳、納媛蹈韛五十鈴媛命以爲正妃、辛酉年春正月庚辰朔、天皇即帝位於橿原宮、是歲爲天皇元年、尊正妃爲皇后、生皇子神八井命神渟名川耳尊、とあり、(凡て書紀に、上古の御代々々皇后を立たまふことなどを、如此某年某月某日と、月日を記されたること甚疑はし、其由別に眞曆考に委く論へり、考へ見べし、又きはやかに尊爲皇后などゝいふことも、漢國の事にこそあれ、皇國の上代にはさる事あるべくもあらず、皇后は何時よりとなく、自皇后なるべきをや、さて神八井耳命は、綏靖巻には、此記と同く、井下に耳字あるを、此處に無きは、後に脱せるにや、又此記に日子八井命と申す例もあれば、本より耳てふ言をば省きても申せるか、

めて、希見しき旅宿せしことよとよみ賜へるなり、○阿禮坐は生坐にて、宇麻禮賜へりと云こ
となり、阿禮てふ言の意は、新現と通へり、生る、は此身の新に成なり、又現る、なればなり、（宇
麻を切れば阿なる故に、阿禮は即宇麻禮なり、と意得るは違へり、宇麻禮は所産にて、言は元よ
り別なり、）明宮御宇天皇の生坐るをも、其御子者阿禮坐とあり、續紀一に、天皇御子之阿禮坐
牟彌繼々爾と見え、月次祭祝詞にも、阿禮坐皇子等乎毛惠給比と見え萬葉一（十六丁）に、阿
禮座師神之盡、六（四十二丁）に、阿禮將座御子之嗣繼など見ゆ、又書紀允恭卷に、皇后産大泊
瀨天皇とある産を、阿良志麻須と訓るは、令生坐なり、（凡て阿禮坐とは、御子に就ていふ言に
て、宇麻禮賜ふと云意なり、故御母に就ていふときは、阿良志坐なり、令生坐の意なればなり、又
宇牟は母に就たる言なる故に、子に就ていへば宇麻流といふ、所生の意なり、されば古書に生
字を書るに此差別あり、母に就て某生某とある生は、親の子を産なれば、宇牟とか阿良志坐と
か訓べし、子に就て某生とある生は、子の誕生なれば、宇麻流とか阿禮坐とか訓べし、然るに世
人此差別なく、生字をば、子に就ても親に就ても、阿禮坐と訓を古言と心得たるは非なり、凡て
何事も文字に委ねおく故に、古言のかゝる差別あることを得辨へ知ざる、此類多し、其例を一
二いはゞ、賜ふと賜はるとを一に心得、遣すと遣さるとを一に心得るなど、皆誤なり、多麻布は
與ふる人に就ていふ言、多麻波流は受る人に就ていふ言にて、所賜の意なり、都加波須は遣る
人に就ていふ言、都加波佐流は行人に就ていふ言にて、所遣の意なり、凡ての言づかひ、此等を
以て准へ知べし、）○日子八井命、姓氏錄には彦八井命とあり、（舊事紀も同じ、）八井の意い

りと云れつるは、葦原の繁き中にある小屋と云意なるべけれど、若其意ならむには、葦原の志宜美能小屋などいはでは聞えず、此言小屋へ著たれば、小屋を云ること明けし、）萬葉四（五十四丁）に、牟具良布能穢屋戸爾、十三（十四丁）に、刺將燒、少屋之四忌屋爾、掻將棄、破薦乎敷而、十九（四十四丁）に、牟具良波布、伊也之伎屋戸母、大皇之、座牟等知者玉之可麻思乎などあり、さて此は、彼狹井河のべなる家なり、抑此比賣の家は然云ばかりの醜屋には非るべけれど、天皇の大宮に比べては、こよなかりけむ故に、如此はよみ給へるなりけり、上代には、凡て海川の邊は、多く葦原なりしかば、此家のあたりも然ぞありけむ、○須賀多々美は菅疊なり、倭建命段に、弟橘比賣命將入海時、以菅疊八重皮疊八重絁疊八重敷于波上而、下坐其上とあり、○伊夜佐夜斯岐氐は彌清敷而なり、日本紀に、潔身を美乎佐夜米氐と訓り、さやめては清めてなり、萬葉に清を佐夜とよめりと契冲云り、伊夜は、此は幾重も重ぬる意なるべし、此家は醜屋なれども、天皇の御寢坐に因て、菅疊を重彌敷て、清潔めたるなり、（若此意ならば、伊夜斯岐佐夜米など、あるべきに、伊夜佐夜とあるは、異意歟とも云べけれども、幾重も重ね敷て、清潔なるを指てよみ賜へるなれば、清潔に敷てと云意なり、師は多にの意なりと云れき、障るをも佐夜流と云る例もあれば、是もさることなれども、疊は幾重も重ぬることをこそ云れ、多きことを云むは似つかはしからず、）○和賀布多理泥斯は朕二人寢しなり、終は伎とあるべきを、斯とよみ賜へるは、和賀の賀の結の格なり、（賀は之の格と同じ、）○此御哥は、今伊須氣余理比賣を大宮内に召納て率寢坐に就て、有し新枕のをりを所思出て、さる醜屋に負ぬ菅疊を八重敷清潔

依らば、左は大物主神なるべし、大神御子神とあるにもかなへり、）かくて神祇令に、孟夏三枝祭、義解に率川社祭也、以三枝華飾酒罇祭、故曰三枝也（四時祭式此祭條に、三枝花の事は見えざるは、官幣物の限には非ればなり、）とあり、由縁あることなりけり、○此註の文に疑あり、其故は、本文に狹井河と書るを、字を變て佐韋河と作ることいかゞ、下なる哥に、佐韋賀波と書るに依れるなるべけれど、凡て哥は假字書の例なれば、論なきを、註は必その本文の字のまゝにこそ書べけれ、又狹井は地名なれば、其處にある故に狹井河とは云なるべきを、佐韋草の多かりし故といふもいかゞ、（若は本河名より出て、其あたりの地名にもなれるか、又は地名本此草名より出たるを、此は河名の註なる故に河へ係ていへるか、

後其伊須氣余理比賣參入宮内之時。天皇御歌曰。阿斯波良能。志祁去岐袁夜邇。須賀多多美。伊夜佐夜斯岐弖。和賀布多理泥斯。然而阿禮坐之御子名。日子八井命。次神八井耳命。次神沼河耳命。二柱

宮内は意富美夜能知と訓べし、○御歌曰は美宇多余美志賜波久と訓べし、○阿斯波良能は葦原之なり、○志祁去岐袁夜邇は醜小屋になり、醜きを延て志祁去岐と云は、寒き暑きを佐牟祁伎阿都祁伎などいふ類なり、（但しこれらの格ならば、志古祁伎と云べきを、古祁を下上に云るも、一の格なるべし、又下上に誤れるもしりがたし、一本には去字を志と作り、それも志岐はきひしきかなしきなどのしきと聞ゆれば、醜しきなり、さて此志祁去岐を、契冲も師も繁きな

はたゞ由理なるべし、佐は多く添て云辭なればなり、姫百合は、別に一種にて、夏の野のしげみに咲るとよめるなど、かの漢名山丹と云物と聞ゆ、今世に姫由理と云物も山丹なり、さて山由理てふ名は、他に見えざれども、凡て木草の名に、山某と云多ければ、此姫由理も、山由理と云つべき物なりかし、師は、山字を少の誤として、佐由理と訓れき、然れども佐夜佐枝など云類の佐を、小とも少とも書は、後世のことにこそあれ、古書にはさらに例なきことなり、其上此も、諸本みな山字にて、少と作る本もなければ、かた〴〵従ひがかくなむ、〇山由理草之本名云佐韋、也、新井氏、百合を由理と云は、もと韓地の方言と聞ゆと云りき、若此説の如くならば、信に古名は、佐韋とぞ云けむ、師の冠辭考さきくさの條に、古へに三枝と書て、佐紀久佐と云し物は、佐由理花なるべしと云て、此處の文を引て、(其中に、山由理の山字を少に改めて、佐由理と訓れたるは、誤なること上に云るが如し、然れども佐由理はたゞ由理なれば、山由理を指て然云むも、實は違はず、但由理反伊なれば、佐由理と佐韋と音近ければ、一名の轉れるかと思ふ人もあらむか、そはひがことなり、名は元より別なり、)佐韋と佐紀と音通ふと云れき、信に古へは此佐韋草を、三枝とも云て、一物なるべし、(今世に人の氏族の名に、三枝と云ありて、佐伊具佐と唱ふ、こは紀を音便に伊と云なり、)韋と紀と通ふ例は、書紀神武御卷に、山城水門亦名山井水門とある、是も一の名なるを、韋とも紀とも云るなり、さて神名式に、大和國添上郡率川坐大神御子神社三坐、これを或書に、三座中は此伊須氣余理比賣命、左は事代主神、右は玉櫛媛なりと云り、さもあるべし、(但し事代主神と云るは、書紀神武卷の傳へに依れるなるべし、神代卷又此記に

さけるとめと、奇しみとがめたるに應へて、如此吾裂たる利目は、天皇の御爲に、汝に行遇て、見つけむとてぞ、と云なせる哥なり、○白之仕奉也とは、上に娶むと所思看ことを詔へる大命を諾奉れる御答なり、○伊須氣余理比賣命、そも〱此比賣の御名、都て十二度出たる中に、初て出たる處と此處と、二處のみ命とありて、其餘は、命と云言なし、此は大后にして、次の天皇の大御母に坐ば、必いづくも〱、命とあるべきに、然らざるは、所以あるか、(若所以あらば、二處には命とあるはいかに、)將所以はなきか、いぶかしくこそ、○狹井河は、神名帳、大和國城上郡に、狹井坐大神荒魂神社(令義解、又四時祭式などに、狹井社とあり、)あれば、其處にある河なるべし、(大和志城上郡部に、狹井溪、源自三輪山遶狹井寺跡至箸中村入纒向溪と云り、まことに此川にや、猶よく尋ぬべし、)○上は邊と云ことなり、辨と訓べし、○之許は、師の賀理と訓れたるに從ふべし、(又能母登と訓むも惡からず、)萬葉十四(三十丁)に、伊可奈流勢奈可、和我理許武等伊布、(吾之許なり、)又己許呂能未伊母我理夜里弖、又(三十三丁)和我理可欲波牟など、此外にも多し、○一宿は比登與と訓べし、○御寢坐也は、玉垣宮段にも、爲御寢坐也と見え、丹後風土記にも、神御寢坐間云々と見え、若櫻宮段には、大御寢也ともあり、○註に佐葦河、延佳云、印本作佐阿、別本作韋河、今參考補正と云り(己が見たる一本にも、韋河とあり、一本には佐井河とあり、是も惡し、)まことに然るべし、○山由理草は、百合の一種なるべし、此より外他古書に見えず、和名抄にも、百合和名由里と、一種のみなり、萬葉哥には、佐由理又姫由理と云はあり、(山由理は、百合紅花者、名山丹是也と、新井氏は云り、さもあらむか、萬葉によめる佐由理

は裂たる利目なるぞ、と云るにやあらむ、(此歌契冲が、阿米は天、都々は千鳥を喚聲なるべし、又は千鳥を都々千鳥とも云にや、さて倭建命薨坐て、化二八尋白知鳥一翔レ天とあれば、都々天千鳥と呼かくる意なるべし、麻斯は汝にて、千鳥を云たるべし、登々は都々と通ず、又千鳥を呼詞か、と云るは皆ひがことなり、まづ都々といひ汝と云て、千鳥を呼かけたることも、此哥の趣に似つかはしからず、又倭建命の千鳥に化て、天に翔たまへる例のあればとて、天千鳥と云むこともいかゞなるうへに、天と千鳥との間に、都々てふ呼言を挟て云べきものかは、又師は、五言七言六言と讀て、初句を天地、中句を取坐、末句を黥利目なりとして、一首の意は、天地をも手に取坐が如き、さかしき眼ざしなる勇士なりと云るなり、と云れき、されど天地と云に、都てふ助辭を中に置べきにあらず、若地の本語を、都々知なりとせば、さもあらむか、神名式、對馬に都々智神社あり、されど此は異意なるべし、さて又天地をも手に取坐すべき勇士と云ことを、杼理麻斯登々那と云ては、語とゝのはず、登々那は如何なる詞とかせむ、そのうへ杼は、凡て濁音に用る字にて清音に用ひたる例なきに、此說の如くにては、二共に清音なるをや、此はみづからも心よからずや思はれけむ、誤字ならむかと疑ひおかれたり、此杼字、記中に梯と書る處多きにつきて此を梯にて、清音のト歟とも云べけれど、梯はテの假字にこそ用ふべき字なれ、ドには用ふべくもあらず、記中假字に此字を書るは、みな杼を誤れるものなり、) ○袁登賣爾は孃女になり、汝にと云むが如し、○多陀爾阿波牟登は直將逢となり、萬葉などの哥にも、まのあたり逢見ることを、直に逢と多く云り、古の言なり、○和加佐祁流斗目は吾裂有利目なり、彼より、何

和名抄に胡鷰子阿萬止里とある、是を阿米とのみも云るにや都々は鶺鴒の一名、(または阿米都々は、千鳥の枕詞にもあらむか、されど其意は未思ひ得ず、)知杼理は古哥に多く見えて論なし、麻斯登々は、書紀天武卷に、巫鳥此云芝苔々、和名抄にも、鵐之止々とある鳥にて、眞鵐ならむか、(眞といふは、眞鴨眞牡鹿などの例なり、)さて如此鳥どもの名を擧たるは、凡て鳥の目は圓くて利げなる物なる故に、此大久米命の目を譬へたるなり(刀具に鵐目と云名のあるも、其形の似たるより云り、此等を以ても、此鳥などの、目の譬へに似つかはしきことを思ふべし、又天竺國に舍利弗と云し僧は、舍利は鳥名にて、その母の眼の明らかなること、かの鳥の眼の如くなりし故に、舍利と云しを、子名にせるなり、といふこともあり、)古の哥には、鳥を以物の譬にせる例多し、神代に沼河日女の哥に、吾心浦洲の鳥ぞ、八千矛神の御哥に、奥つ鳥胸見時、又群鳥の吾群徃ば、牽鳥の吾所牽徃ばなど見え、朝倉宮段には鶉鳥領巾取掛て、鶺鴒尾行合、庭雀うずくまり居てなど、多く並べたるも有をや、されど右の考も、猶思ひ定めがたきことなむある、(其故は、鳥を譬に擧るは然ることなれども、そは皆一事には一をこそ云れ、かの朝倉宮段なる哥も、鳥二を云れども、各異事の譬なり、然るに是は一物の譬に、鳥四を並云るは、いまださる例を見ざれば、いかゞあらむ、若くは此、さける利目のあやしきことを甚しく云むとて、ことさらに多く重ねたるにもやあらむ、萬葉十四に、おきにすむ小鴨のところ、八尺鳥いきづく妹を、云々、と鳥名二云るはあり、なほ後人よく考へてよ、)○那杼佐祁流斗米は何裂有利目なり、○一首の意は、汝の目を見れば、胡鷰鶺鴒千鳥眞鵐などの目の如くになむある、何如此

志伎とのみ云り、此等の如し、〇以天皇之命は、娶むと所思看すことを詔ふ勅命なり、〇黥利目は、歌に依に、佐祁流斗米と訓べし、黥は只借字にて、佐祁流は裂有なり、そは自然に裂て有るをいふ、他の此を裂たるには非ず、(黥は、罪ある人の面を刻て墨を入る　を云て、米佐久と訓む字なり、そは目のあたりを裂ゆゑに、然云るなるべし、さて此處に此字をしも書るは、此人の目大にして、裂たるが如くなる故に、米佐久てふ訓を借たるのみか、又は打見たるが、彼黥る者の目のさましたりし故に書るか、何れにまれ借字にてはあるなり、猶黥の事は、穴穗宮段に、面黥とある處に云べし、さて師の冠辭考みつ〳〵しの條に此文を引れたるには、此字を黥に改めて書れたり、まことに黥は慧也とも堅也とも注して、佐登志とも加斯許志とも訓ば、黥よりは利目に似つかはし、然れども、哥に佐祁流とあるは、決裂有なるべければ、此も其同言の借字なるべければ、なほ黥なるべく思はる、若黥字とせば、三字を連て、佐登伎米など、訓べきにや、されど此は目の貌を旨と云るなれば、佐祁流なるべし、思奇と云も、佐登伎にてはいかゞなり、)さて此は、此命の目の甚大にして、裂たる如くなるを云なり、利目は、視ることの明らけき目なり、(俗に目のときと云は、速にて物を速視取方に云り、其とはいさゝか異にて、物を明らかによく見辨るを、利とは云なり、されど云もてゆけば、彼も此も一なり、耳口などの利も同じ、)抑此命の目は、滿々し久米と名に負て、(此事傳十九に委く云り、)人に異なる目になむ有ける、故に伊須氣余理比賣命も、見て奇しと思ほせりしなり、〇阿米都々(四音一句なり、)知杼理麻斯登々、此二句甚解り難し、されど例の試に強て云ば、鳥の名四ッ歟、そは阿米は詳ならねど、若くは

云る言多けれども、古言にはいまだ見あたらず。）上卷（傳六）夜見段に、最後とあるをも、伊夜波氏と訓つ、其處の傳考合すべし。○加都賀都母は且々もなり、こは事の未慥ならず、はつはつなるを云辭なり、假令ば且々見ゆとは、未さだかには見えず、はつ〳〵に見え初るをいふ、其は慥に見ゆると、未見えざるとの中間なる故に、且見え且未見えずと云意にて、且々と重ね言なるべし、萬葉四（四十丁）に、玉主爾、珠者授而、勝且毛、枕與吾者、率二將宿、（勝且毛を、玉主爾の上へ移して見べし。）こは且々も玉主に玉をば授てと云るにて、未うけばりて授畢ぬるにはあらざれども、先はつ〳〵に授初たる意なり、（此勝且を、誤字なりと云は、此句を上へ移して心得べきことをしらざるなり。）此餘中昔の物語文などにも多かる、皆同意なり、（今世の語にも、物の足はぬを且々なりと云めり。）○伊夜佐岐陀氏流は最先立有なり、抑伊夜てふ言には、常に彌と書き、萬葉往々に益とも書き、顯宗紀には轉字をも訓り、是らは皆意通ひて一しく聞ゆるを、此は上文に最前とある字の如く、七八の中に第一に先に立る意と聞ゆ、（俗言に一ちと云に同じ。）○延袁斯麻加牟は可愛を將覓にて、斯は助辭なり、延は、伊邪那岐伊邪那美大神の、愛袁登古愛袁登賣と詔へる愛を（此愛は假字なり。）書紀には、可美とも可愛とも善とも書れたる意にて、即可愛媛女なるを、可愛とのみ云るなり、其例は下卷輕太子の御哥に、宇流波斯登、佐泥斯佐泥弖婆とある、宇流波斯はうるはしき妹と云ことなり、又萬葉十四（九丁）に、曾能可奈之伎乎、刀爾多氏米也母、又（十九丁）加奈之伎我、古麻波多具等毛、又（三十二丁）加奈思家乎於吉氏（家は、伎を東語にかくいへるなり。）など云るも、悲愛夫と云ことを、加那

も言ずして、然聞ゆるは古文なり、さて此人は、本より伊須氣余理比賣をばよく知居しなるべし、故今七人の中に在を見付たるなり、さてそは容色のこよなく勝れて美麗くして、諸の媛女等に混ふべくもあらざれば、彼ぞと指ては申さずとも、必いちじろく見取賜はむ物ぞと、推量奉れる故に、歌以て試み奉れるなり、○夜麻登能は倭之なり、大和國を云、(餘國ならむにこそ國を云べけれ、倭には國を云べくもあらざれば、是は城下郡なる倭鄕なるべしと云疑もありぬべけれど、凡て哥は、五言の句より起まることにて、七言より起まるはなき故に、首に五言句を置むために、國名を出せるものなり、さて五言句を、四言にも三言にも云は古の恒ぞ、)○多加佐士怒は高佐士野なり、○那々由久は七行にて、七人行を云、○袁袁賣杼母は媛女等なり、○多禮袁志摩加牟は誰を將覓にて、志は助辭なり、麻久とは妻問するを云、(契冲が、志摩加牟と讀て、志を發語とし、枕を纏ことゝして、萬葉二の磐根四卷手といへるを引るはあたらず、)上巻八千矛神御哥に、夜斯麻久爾、都麻々岐迦泥弖とあり、○一首の意は、今此處を七人連ねて遊び行、媛女等の中に、何れにか大御心は着坐ると問申すなり、其は此中に、彼伊須氣余理比賣の離れることをば先申し置たるべければ、即何れを其人と見坐るぞと申す意にて、如此は申せるなり、○立其媛女等之前、こは大美和大神の御子なる故に、常に尊みて、今も先には立たるか、はた母方も良家なりし故か、はた何となく此時たま〳〵先に立るか、何れにても有なむ、○御心知云々、大久米命の推量奉れるに違はず、最先に立るを其人と、炳焉く見取たまへるなり、○最前は、御哥に依に、伊夜佐伎と訓べし、(師は麻佐伎と訓れつれども、いかゞ、近世には眞先と

余理比賣立於最前。以歌答曰。加都賀都母。伊夜佐岐陀弖流。延袁斯麻加牟。爾大久米命以天皇之命詔其伊須氣余理比賣之時。見其大久米命黥利目而。思奇歌曰。阿米都都。知杼理麻斯登登。那杼佐祁流斗米。爾　大久米命答歌曰。袁登賣爾。多陀爾阿波牟登和加佐祁流斗米。故其孃子白之仕奉也。於是其伊須氣余理比賣命之家在狹井河之上。天皇幸行其伊須氣余理比賣之許。一宿御寢坐也。其河謂佐韋河由者。於其河邊山由理草多在。取其山由理草之名。號佐韋河也。山由草理之本名云佐韋也。

七媛女は、那々袁登賣と訓べし、上卷に八稚女とも見え、又日代宮段に二孃子ともあり、○高佐士野は、歌に夜麻登能とはあれども、何郡ならむ詳ならず、(大和志に、十市郡南浦村にありと云るは、何の據あるにか、例のおぼつかなし、又師は、城下郡にありと云れつれど、是は夜麻登を、倭鄕と見ての說なるべければ、取がたし、)姓氏錄の未定雜姓の中に、河內國に佐自努公と云あり、(右京皇別にも此姓あり、又神名帳、常陸國新治郡に佐志能神社あり、)○遊行は阿督辨流と訓べし、(下を辨理とよめば語絕る、を、辨流とよみて、次の語へ意を續くるは、雅文の格なり、)○大久米命云々、此段は天皇幸行の時、高佐士野にして、七人の媛女の遊べるが行遇奉れる、其時に大久米命も御從に侍ひ賜へるなり、然るに幸行のことをも、御從に侍へることを

神の御子とのみあるは、いかにぞや、二ともに古の傳へにはあるべけれども、彼卷と此卷と違へるに似たるをや、さて事代主神と申すも、此神の鎭坐社の御靈を云なれば、神名帳に、大和國葛上郡鴨都波八重事代主命神社、また高市郡高市御縣坐鴨事代主神社、此二社の内の御靈なるべし、飛鳥神社も同神なれども、事代主と申す社號の方なるべし、)○上件大物主神の故事、水垣宮段なる、同神の活玉依毘賣の許に通ひ坐ること、相似たり、姓氏錄の大神朝臣條に、初大國主神娶三嶋溝杭耳之女玉櫛姫云々とあるは、此と彼と一に混ひたるものなり、(舊事記に、事代主神化爲八尋熊鰐、通三島溝杭女活玉依姫、生天日方奇日方命姫蹈鞴五十鈴姫命と云るも、二事を一に混へたり、)又書紀崇神卷なる、倭迹々姫命の事もよく似たり、(仙覺が萬葉抄に引る、土佐國風土記には、此倭迹々姫命の故事を、即かの三輪てふ名の由緣の故事とせり、)同神にしてかく似たる事の此彼に見えたるは、本一なりしが、傳への混て、此事彼事に轉れるか將神の御所爲なれば、此時も彼時も似たる事のあまたありしか、測り難くなむ、○謂神御子也、これまで大久米命の天皇に申し給へる詞なり、

於是七媛女遊行於高佐士野。佐士二字以音 伊須氣余理比賣在其中。爾大久米命見其伊須氣余理比賣而。以歌白於天皇曰。夜麻登能。多加佐士怒袁。那那由久。袁登賣杼母。多禮袁志摩加牟。爾伊須氣余理比賣者。立其媛女等之前。乃天皇見其媛女等而。御心知伊須氣

萬葉十六（九丁）に、古部狹々寸爲我哉とあるも、少年のすゞろきさわぐを云り、猶上卷（傳十七）海神宮段須々鉤の下考合すべし、さて右の例どもを以思ふに、伊は略ても云言なるべし、（師は、此伊をも發語なりといはれつれども、他の發語の伊とは、いさゝか異に聞ゆ、是は出坐などの伊と同じ、凡て言の頭を濁る例はなければ、出を傳といふは、伊を略けるにて、伊は發語にはあらず、此も是に准へてしるべし、）伎は語辭なり、〇置於床邊倭建命の御哥に、袁登賣能、登許能辨爾、和賀淤伎斯、都流岐能多知とあり、〇富登多々良伊須々岐比賣命、富登とは、父神丹塗矢に化て、御母の陰を突坐しゝにより、多々良は御母の御名により、（書紀に、蹈鞴と書れたるは、借字なるべし、）伊須々岐は、上文なる立走伊須々岐の事に依れる御名なり、〇比賣多々良伊須氣余理比賣、富登を比賣と、改たるなり、伊須氣は、伊須々岐を、通音に約たるなるべし、余理は、玉依毘賣の依と一なり、意は彼處に見ゆ、（傳十七鵜羽産屋の段下）〇是者云々の十三字は、亦名の註なり、抑此比賣命の御事、書紀には、庚申年秋八月癸丑朔戊辰、天皇當立正妃改廣求華胄時、有人奏之曰、事代主神共三嶋溝樴耳神之女玉櫛媛所生兒、號曰媛蹈鞴五十鈴媛命是國色之秀者、天皇悅之と見え、綏靖卷にも、媛蹈鞴五十鈴媛命、事代主神之大女也と見えたり、此記と傳への異なるなり、但し神代卷には、大三輪之神之子姫蹈鞴五十鈴姫命、（蹈鞴此云多々羅）又曰事代主神化爲八尋熊鰐、通三嶋溝樴姫而生兒、姫蹈鞴五十鈴姫命、是爲神日本磐余彦火々出見天皇之后也と見えたり、（抑かく神代卷には、此記と同じく、大三輪神の御女と云方を主として記しながら、此御卷には、其傳へをば一曰とも擧ずして、たゞ事代主、

可茂別雷命所謂丹塗矢者乙訓社坐火雷命在とあり、似たる事なり、○化は、大物主ノ神の化坐るなり、○爲大便之滞流下、此七字を訶波夜能斯多と訓べし、古厠は、溝流の上に造て、まりたる屎は、やがて其水に流失る如く構たる故に、(今ノ世にも、如此構たるもあるなり、) 河屋とは云なり、(省キて河とのみも云り、萬葉十六に川隅とよみて、川に廁をもたせたる哥あり、又今ノ世に、兒の尿屎を受る器を、御河といふも是なり、) ○富登は上卷に出ツ、○立走、萬葉五に、難波津爾、美船泊農等、吉許延許婆、紐解佐氣亘、多知婆志利勢武とあり、○伊須々岐伎は、即驚て立走るさまなり、大殿祭ノ詞に、夜女能伊須須伎伎云々事無久とあるを、夜睡るほどに、物に壓はれなどして、心さわぎ驚くを云て、同シ意なり、(夜女は夜目にて、夜睡れるを云、上に朝目ともありし類なり、然るを師の祝詞考に、童女のことゝせられたるは叶はず、又童女なりと云ながら、夜の御床に仕奉ると云れつるは、いかにぞや、一ツの夜を、童女の與と夜と、二ツに兼用ひむことあるべきかは、) 又源氏物語朝貌ノ卷に、西なる御門を云々、驚てあけさせ給ふ、御門守寒げなるけはひ、宇須々伎いで來て、速にもえ聞やらずとある、宇須々伎も同言なるべし、(伊と宇とは殊に近く通フ音なり、此レも門守がおどろきて、立走來るを云り契冲此レを春歟といへるは當らず、) さて又榮花物語 (かゞやく藤壺ノ卷) に、曾々伎立て云々、狹衣に、若宮おはして曾々伎ありき給ふ、などあるは、驚くには非れども、事のさまは同じ、(須と曾とは通音なり、今ノ世に、人のふるまいの靜やかならず、騒がしきを、曾々許志といふも、同言なり、) 又大殿祭ノ詞に、取葺計魯草乃噪伎 (古語云蘇々伎) 無久とある、蘇々伎は、亂れそゝくるを云て、此レも事は異なれども、意は通へり、又

人なる故に、彼八十萬神を指て物とは云り、（又神代紀に、葦原中國之邪鬼とある邪鬼を、私記に安之岐毛乃と訓、また尸者を毛乃萬佐と訓、中昔に毛乃々氣と云るなど、これらの例に依ば、皇孫命を守奉る神靈の方に就て云か、何れにまれ、彼八十萬神を云ことは、違はざるなり、）主は之大人の約りたるなり、大は例の美稱なり、かくて此御名は、此神現御見は八十坰手に隱坐て、御靈の此國には留まりて、御護神となり給ふ方の御名なるが故に、現御身の一名には非ずて、大美和に拜祭る御名とはなれるなり、（彼高御產巢日命の賜へるを以て、即美和に鎭坐御名とせるなり、然るを書紀に、大巳貴神の一名どもを擧たる處に、亦名大物主神とあるは、古意に違へり、撰者のさかしらに加へ給へるか、かくて世々の識者、たゞ廣く大巳貴命の一名とのみ心得居るは、古書を見ることの精しからざる故の誤なり、）○見感而は美米傳旦と訓べし、此詞上卷（傳十七）海神宮段に出たり、○其美人は、勢夜陀多良比賣を云、○爲大便は、加波夜爾伊禮流と訓べし、日代宮段に、朝入厠之時云々、と云例もあればなり、（此を師は、久曾麻流と訓れき、そは上卷に屎麻理、書紀神代卷に、送糞此云倶蘇摩屢などあれば、然もあることなれど、彼はその糞を主として云る處なるを、此は同事ながら、糞の事を云る處に非れば、然訓はわろし、又加久志須、或は氣賀志須など訓るは、糞てふ言を惡み避て、修ろへるものにて、古言とは聞えず、中昔の言に、波許須など云る類なり、）○丹塗矢は爾奴理夜と訓べし、（之を添て訓はわろし、）矢に丹を塗れるは、何の料にか、未考得ず、若くは唯餝のみにやあらむ、山城風土記に、玉依日賣於石川瀨見小川遊爲時、丹塗矢自川上流下、乃取挿置床邊、遂孕生男子云々、號

名は、美和にのみ申せるをや、さて此御名の義は、まづ書紀一書に、是時歸順之首渠者大物主神及事代主神、乃合八十萬神於天高市、帥以昇天、陳其誠欵之至時、高皇産靈尊勅大物主神、汝宜領八十萬神、永爲皇孫奉護とある、つら〳〵此段を考るに、此神の御名、初には大已貴神とのみありて、今歸順へる處に至て、名を更て、かく大物主神とあるは、即此時に高御産靈命の賜へる御名なるべし、(神代記にて此一段は、事の趣まぎらはしき故に、古來くさ〴〵解誤れることなり、よくせずば、まがひぬべし、己別に委き考へあり、今その大旨をいさゝか云む、まづ長隱者矣と云までは、此神の現身の事、大物主神及事代主神云々と云よりは、御靈の事なり、凡て神代の故事、現身と御靈と、差別なく語り傳へたる物なる故に、まぎるゝこと多し、此段も此差別をよく辨ふべきことなり、長隱とは、現身は八十坰手に隱たまふを云、さて御靈を留めて、皇孫命の御護神となし賜ふ、其時に高天原に參出たまひて、高御産巣日命の詔を蒙りたまひ、大物主てふ御名をも賜はりたまふなるべし、故此處に至て、始て此御名を擧たるなり、されば帥給ふ八十萬神も、御靈を云なり、さて又彼上文に、故更條々而勅之、夫汝云々とある、此つゞきの條々は、御靈のうへの事を豫て詔し賜へるにて、汝應住天日隅宮と云も、御靈の鎭坐べき宮を云なり、抑如此現身と御靈とを別て見ざれば、此段解がたし、一段の内にして、前と後と御名のかはれるを以ても、此差別あることを曉るべし、)物主とは、八十萬神の首として、皇孫命を護奉るを以て、神之大人と云むが如し、凡て物と云稱は、萬に泛くわたる中に、人を指て云こと多し、(たとへば此人彼人を、此者彼者ともいふ類なり、)此も然なり、そは神は神代の

此比賣の名、書紀神代卷には、三島溝樴姬、神武卷には玉櫛媛とあり、○其容姿麗美は、曾禮加富余斯と訓べし、容姿を加富と訓べき由は、上卷（傳十三阿遲志貴高子根神の下）に云り、さて萬葉十四（十三丁）に可抱與吉と見え、書紀景行卷に容姿麗美、垂仁卷に美麗、雄畧卷に麗、允恭卷に艷妙、孝德卷に美姿顏など、みな加富與斯と訓り、さて上なる其は、即多々良比賣を指言にて、中昔の物語文などにも此如云る例多し、（かゝる處に其と云むは、漢文訓めきたりと思ふ人あるべけれど、からぶみの其とは云ざまいたく異なり、また此字は、甚の誤りかとも思はるれど然らず、）記中には、活玉依毘賣其容姿端正、また二孃子其容姿麗美、また髮長比賣其顏容麗美など見え、又朝倉宮段には、河邊有洗衣童女、其容姿甚麗ともあり、（是に下に甚とあれば、上なるは皆甚に非ることとしるべし、）○美和は、大和國城上郡大神神社を云、此社のこと、水垣朝段（傳二十三大物主神の條）に委云べし、○大物主神、書紀崇神卷の哥に、於朋望能農之とあり、此神は大穴牟遲神の和魂に坐て、美和に拜祭る神なり、出雲國造神賀詞に、乃大穴持命乃申給久、皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天、己命和魂乎八咫鏡爾取託天、倭大物主櫛𤭖玉命登名乎稱天、大美和乃神奈備爾坐云々、皇孫命能近守神登貢置天、とあるを以ゑるべし、抑此大物主と申す御名は、右の詞の如く、美和に鎭坐御魂の御名にして、大穴牟遲命の一名にはあらず、倭大物主とあるにてもしるべし、（須佐之男命の、出雲の熊野に拜祭る御名を、櫛御氣野命と申し、建御雷神の、下總の香取に拜祭る御名を、齋主命と申すたぐひにて、美和社にかぎれる御名なり、）故上卷に、大穴牟遲神の亦名どもを擧たる處には、此御名は出さず、大方古書皆此御

神御子とは、大かた神社の御靈の、顯壯夫に化て、女に娶て、生坐る御子を云なり、水垣宮段に、意富多々泥古を神子と云る類なり、彼段を考合すべし、○三島は、津國に在て、書紀雄畧卷に三島郡と見ゆ、後に二郡に分れて、島上島下といふ是なり、(凡て諸國郡鄕の名、字はつゞめて二字に書ども、なほ元のまゝに讀例なれば、是もミ。シ。マ。ノ。上。ミ。シ。マ。ノ。下とこそ云べきに、和名抄に、志末乃加美と、頭の美を畧ていへるは、いかなることにか、) 三島之藍御陵は、諸陵式に島上郡にありと見え、神名帳に、島下郡に三島鴨神社あり、伊豫國風土記には、津國御島と書り、萬葉七(三十四丁) に、三島江之玉江、十一 (三十九丁) に、三島江之入江などよめり、(後世の哥にも多くよめる名所なり、) 今も島上郡に三島江村あり、(淀川に傍たるところなり、) ○湟咋、神名帳に島下郡溝咋神社あり、今此郡に溝杭莊と云ありて、其內なる馬場村と云に此社は坐なり、(此他島上郡の堺に近くして、三島江と相遠からず、) さて此神社は、此人を齋へるか餘神かさだかならず、又湟咋と云は、本此人の名なりしが、後に地名とはなれるか、將地名を取て此人名とせるか、是も詳ならず、此人書紀には、溝咋耳神とあり、(國造本紀に、都佐國造、志賀高穴穗朝御代、長阿比古同祖、三島溝杭命九世孫、小立足尼定賜國造、) ○勢夜陀多良比賣、勢夜は地名なるべし、聖德太子傳曆に勢夜里と云見えて、今大和國平群郡に勢夜村あり、(太子傳なるも是なるべし、) 陀多良は、如何なる意にか未考得ず、(陀濁れるは、上より續きの音便なり、) 內膳式、漬年料雜菜の中に、多々良比賣花搗三斗 (料鹽三升) と見え、衞門府風俗歌にも多々良女乃花、字鏡にも莘、太々良女とあり、此花の名、此比賣に由緣ありて著たるにやあらむ、さて

差別はあらざりしかば、大后にまれ凡の后たちにまれ、御母となり坐ては凡て大御祖とぞ申せし、孝德紀に、皇極天皇を皇祖母尊と御號奉らるゝこと見えたる、こは天皇に坐すら猶如此申せるを以て、后も夫人も、大御祖と申すに差別はなかりしことさとるべし、さて皇極は孝德の大御姉に坐ども、大御母に准へて、此御號奉り給へりしなり、さて又こは御母と申すことなるに、祖母と書れたるは、如何、と疑ふ人あり凡て古へは、母を多く美意夜と申して、古書どもに御祖と書れば、其例のまゝに祖字を書き、又皇祖尊と書ては、先代天皇にまぎるゝ故に、御母なることを知しめむために、母字をも添へられたる物なり、かゝる例他にもあり、彼八咫烏を、書紀には頭八咫烏と書れたるも、八咫は頭の大さなることを知しめむ料に、頭字を添へられたる類なり）其後遂に常の語にも、當代の嫡后をばたゞ后と申し、大御母を大后と申すとにはなれるぞかし、（凡て何事もかく漢樣にのみ變はてゝは、古へ樣をよく辨知人もなくて、たま〱古書に遺在を見ては、返て疑をさへなすめり、師の萬葉考にすら、彼二の卷なる大后を疑ひて、天皇いまだ崩坐ざるほどなれば、大后とあるは誤なりとて、皇后と書改められ、又別記に、夫人の訓を論はれたるなど、中々にみな誤りなり）○美人はみな袁登賣と訓べし、（必しも美字にはかゝはらず、古へに若き女をばなべて袁登賣と云り）○求は麻岐と訓べし、上卷八千矛神の御哥に、夜斯麻久爾、都麻々岐迦泥弖とあり、○此間は許々と訓べし、倭國を指て云なり、（間字、一本に國とあれどなほ間なるべし）○媛女もみな袁登賣と訓べし、（袁登賣をば、記中に美人とも媛女とも孃女とも孃子とも書り、みな同じことなり）此媛女は、伊須氣余理比賣を申すなり、○

そ皇大后とは書れたるに、此は其例に違ひて、たまたま當時の實の稱のまゝに、當代のを大后とは書れたるなり、此餘にもかくさりはづしては、凡ての漢樣の例に違ひて、古の稱のまゝに書れたることもまゝ見えたり、御子をば皇子皇女と書るが、凡ての例なるに、をりをりは王とも書れたる類なり、）又萬葉二に、近江大津宮御宇天皇聖躬不豫之時、大后奉御歌、また天皇大殯之時大后御歌、また明日香清御原宮御宇天皇崩之時、大后御作歌など見え、又伊豫國風土記に、天皇等於湯幸行降坐五度也、以大帶日子天皇與大后八坂入姫命二軀爲一度也、以帶中日子天皇與大后息長帶姫命二軀爲一度也、云々とある、是らなり、さて上件の如く、古に大后と申せしは、當御代の第一なる御妻なり、然るを萬の御制漢國のにならひ賜ふ御代となりては、正しき文書などには、當代のをば皇后、先代のを皇大后と書るゝことゝなれり、されど口に言語、又うちとけたる文などには、奈良のころまでもなほ古の隨に、當代のを大后、先御代のをば大御祖と申せるを、（されば書紀などに、皇大后皇大妃皇大夫人などゝあるをば、皆意富美意夜と訓べし、古の稱は然なり、まことに大御母に坐を、伎佐伎美賣などゝは申すまじき理なり、然るを書紀清寧卷に、皇大夫人を意富伊伎佐伎と訓るは、古に叶はず、皇極卷に、天皇の御母吉備姫王と吉備嶋皇祖母命とある、此ぞ古の稱なる、又續紀九に、藤原夫人を、宜文則皇大夫人、語則大御祖、との詔のあるを思ふべし、皇后にまれ夫人にまれ、大字を加て御母の事とするは、漢國の定めにこそあれ、皇國の古にはさることなし、故文には漢樣を用ひながら、語にはなほ古のまゝに申されしなり、いまだ漢籍を取用ひられざりし前の御代には、大妃大夫人など云品の

申す班までを、幾柱にても申せり、(今世女童の詞に、十二人の御后といふなるは、愚なるに似たれども、かへりて古に近し。)倭建命段に、弟橘比賣命を、其后とありて、又次に坐倭后等云々とあるは、橘比賣をも坐倭をも、共に后と申せるなり、(倭建命は、萬を天皇に准へて申せる例なり。)又等と云るを以ても、一柱に限らざることを知べし、されば書紀反正巻(九丁)に、皇夫人また夫人、敏達巻(四丁)にも、夫人、これらを伎佐伎と訓るは、古にかなへる訓なり、字鏡にも、妣妃也支佐支とあり、(又書紀に、夫人をば意富刀自と訓る處もあるは心得ず、又妃夫人嬪女御などを、多くは美賣と訓り、そも〳〵御賣とは、皇后を始奉て、夫人嬪などの列までも通ひて申すべければ、此訓は惡からず、但神武巻に、尊正妃為皇后とある、正妃を牟加比賣、皇后を伎佐伎と訓る、こは文字に就ては然も訓べけれども、當時の實の稱には叶ふべくも非ず、牟加比賣とは皇后を申すべく、又伎佐伎とは、妃などにもわたる稱なればなり、さればこは、正妃を伎佐伎、皇后を意富岐佐伎と訓て宜し、凡ていづこにても、妃夫人などは伎佐伎、皇后は意富岐佐伎と訓べきなり。)さて其后等の中の第一なるを大后と申せし證は、此處を始として、玉垣宮段に、其大后比婆須比賣命と見え、訶志比宮段に、息長帶比賣命を大后と申し、高津宮段に、大后石之日賣命と見え、又遠飛鳥宮段、朝倉宮段などにも、同く大后と申せり、又書紀天智巻に、天皇御病甚重くならせ給へる時に、天武天皇の儲君に坐けるが、後事を辭申給へる御言に、請奉洪業付屬大后云々、とある大后も、皇后倭姫王を申たまへるなり、(凡て書紀の例は、上代の事を記されたるも、後世の如く漢國の定めに隨ひて、當代の大后をば皇后と書き、御母后をこ

と着らるゝことになれり、此後天皇の大御名に仁字の着ざるは、後鳥羽天皇を尊成順徳天皇を守成、後二條天皇を邦治、後醍醐天皇を尊治と申せる、是のみなり、そも〳〵時代に從ひて、萬の事の漸くに移りかはるまゝに、人の御名どもゝ、古今と世々にかはり來ぬるさまを知しめむために、如此近き世の御事まで、事のついでにかつ〲申せるなり、)

然更求爲大后之美人時。大久米命曰。此間有媛女是謂神御子。其所以謂神御子者。三嶋湟咋之女名勢夜陀多良比賣。其容姿麗美故。美和之大物主神見感而。其美人爲大便之時。化丹塗矢。自其爲大便之溝流下。突其美人之富登。此二字以音下效此爾其美人驚而立走伊須須岐伎。此五字以音乃將來其矢。置於床邊。忽成麗壯夫。即娶其美人生子名謂富登多多良伊須須岐比賣命。亦名謂比賣多多良伊須氣余理比賣。是者惡其富登云事。後改名者也。故是以謂神御子也。

大后は、字の任に意富岐佐伎と訓べし、後世の皇后なり、古は天皇の大御妻等を后と申て、其中の最上なる一柱を、殊に尊みて大后とは申せしこと、上卷(傳十一)八千矛神段に云るが如し、(大は、大臣大連などの大と同じくて、あるが中に一人を尊みて云稱なり、)されど猶疑あらむ人の爲に、其證どもを擧てなほ委に云む、先古に后とは、一柱に限らず、後に妃夫人などゝ

を取て、御子の御名とせられし御制も有き、文德實錄に、先朝之制、毎皇子生、以乳母姓、爲之名焉、故以神野、爲天皇諱、と見えたる、此は嵯峨天皇、御名神野と申せるは、御乳母の姓なりしことに就て云るなり、抑此制は、何れの御世より始まりしにかあらむ、上代よりも稀々には此例も有つるか、詳ならず、欽明天皇の御子たちなどよりして、姓と思はるゝ御名の多く見ゆるは、此例か、桓武平城などの御子たちの御名は、男女みな此なり、さて彼嵯峨天皇の御名の外に、乳母の姓を取られたる證の、物に見えたるは、天武天皇初大海人皇子と由せしに、その崩りまし、時に、大海宿禰蒭蒲といひし人の、第一に誄奉りしことの見えたるは、御乳母の氏族と聞え、孝謙天皇御名阿倍と申せるに、阿倍朝臣石井といふ御乳母見え、平城天皇初御名小殿と申せるに安倍小殿朝臣堺と云御乳母見え、桓武の皇女朝原内親王の御乳母に、朝原忌寸大刀自と云見えたる、是らなり、(然るに嵯峨天皇の御子たちの御名は、悉く古の例を廢て、何にも依ることなく、たゞに二字を撰て着らる、是後世の名の如くになれる始なり、其御名ども、皇男のはみな良字を下におかる、其中に源朝臣と云姓を賜へるはみな、皇子のは一字、皇女のは某姫と云、次に淳和天皇の御子たちのも同じさまにて、此は多く上に恒字をおかれ、仁明天皇の御子たちのは、下に常字をおかれ、文德のは、上に惟字をおかれ、清和のは、上に貞字、陽成のは、上に元字、光孝のは、上に是字、醍醐のは、下に明字、村上のは、下に平字なり、又皇女のは、嵯峨天皇より以來今に至るまで、みな某子と申す、さて又清和天皇を惟仁と申せしより始まりて、醍醐天皇を敦仁、一條天皇を懷仁、後冷泉天皇を親仁、後三條天皇を尊仁と申す、是より後は、皇子等凡て某仁

京にては院と申せり、凡て院と申す御號は、御位避坐て後の宮の號より起れゝば、正しくは某院、天皇、若くは某院、帝などとこそ申すべけれ、只院とのみ申すは、甚く畧きたり、さて圓融花山光嚴光明などは、漢樣ながら佛寺の名なり、さて又桓武を柏原帝、仁明を深草帝、文德を田村帝、光孝を小松帝とも申し、又宇多醍醐村上など、これらは皆御陵の地名なり、又平城嵯峨水尾などは、後に御坐ましゝ地名、陽成朱雀冷泉などは、後の宮の名なり、其後の御諡みな京城の坊名、若は京の邊の地名などを取て着奉らるゝことゝなれり、抑これらの御事どもは、古の御諡の事のついでに、一わたり申せるなり、）大概古への王等の御名は、上件の三種にして、又希々には、御母の名に因れりと見ゆるもあり、孝靈天皇の御子千々速比賣命は、御母千々速眞若比賣なり、孝元天皇の御子建波邇夜須毘古命は、御母波邇夜須毘賣なるが如し、又繼體天皇の御子茨田大娘女は、御母茨田連氏の女、用明天皇の御子當麻王は、御母當麻藏首氏の女なる、これらは御母の姓を取るか、又應神天皇の御子大山守命は、職名なり、（此例は他に見えず、後世に式部卿、親王帥宮などいふさまなり、）猶此等の外なるも種々あるべし、さて又上の色々の中なる此と彼とを、合せ連ねて申せる御名も多し、又某王亦名某亦名某など、あるを以て、凡てを思ふに、一柱の王に、御名二三もありし中の一が傳はりて、餘は傳はらぬも多かるべし、（たとへば生坐し時に、由緣につきて着奉りし、本よりの御名は御名として、又其居地の名などを以申せる御名もあり、又美稱て申せる御名もありつるを、其中に何れにまれ一を記し傳へて、世に遺れるがごとし、）なほ細なることゞもは、其處々に云べし、さて又や、後には、其乳母の姓

に、穴穂命と申せし類は、皆居地名を以申せる證例なり、又舒明天皇の御子蚊屋皇子は、吉備國
の蚊屋采女が腹、天智天皇の御子伊賀皇子は、伊賀采女が腹より生坐る、此等は御母の本郷の
名を取れる御名と聞えたり、次に神武天皇、初は豐御毛沼命、又狹野命と申せしを、後に天下所
知看て、神倭伊波禮毘古命、又神倭伊波禮毘古穗々手見命と申し、(此大御名のこと、書紀神代
下卷に見ゆ、)倭男具那王は、武御功によりて、倭建命と申せる類は、美稱て着奉れる證例なり、
凡て御代々々の天皇たちの、長き大御名などは、大方何れも此例なり、凡人にも其類多かり、(凡
人のは、書紀垂仁卷に、八綱田が功をほめて、倭日向武彥八綱田てふ名を賜ひし類なり、さて又
天皇崩坐て後に、大御謚を奉らるゝことは、書紀神功卷に、皇大后命崩坐て、葬奉れる日に、氣長
足姬尊と着奉られしことと見えたれども疑はし、此事委く伊邪河宮段に論べし、此外には、上代
には其例二記に見えず、續紀に至て、持統天皇崩坐て後に、大倭根子天之廣野日女尊とつけ奉
られたることと見えて、次々の天皇のも其御事見ゆ、此は何れの御代のころより始まりしこと
にか、詳ならず、書紀天武卷に、大三輪眞上田君子人の卒しに、壬申年の功をおもほして、大三輪
眞上田迎君と云謚を賜しことと見えたり、然れば天皇のも、是よりは先よりありけむかし、さて
後には、仁明天皇の御謚日本根子天璽豐聰慧尊と申すまで見えて、其後は見えず、此事絕たる
にやあらむ、文德淸和光孝の三御代は、此漢樣の御謚のみなり、平城嵯峨陽成又宇多より以來
は、凡て漢樣のも絕て、其後に漢樣なるはたゞ、崇德安德順德崇光稱光明照靈元などのみなる、
それも皆院と申して、天皇と申すは安德のみなり、後醍醐は吉野にては天皇と申せるを、此も

御代々々の王等(皇子皇女男王女王等を、古は凡て王と云り、)の御名に種々の色あり、今茲に其大概をいはゞ三種なり、一には由縁に就て、諸物名など以つけられたる、二には居地名を以申せる、三には美稱て付奉れるなり、王等のみならず、凡人の名ども、大方此三種なり、さて此三色の例を一二づゝいはゞ、垂仁天皇の御子火中に生坐し故に、本牟智和氣御子と着られ、景行天皇の御子雙生坐るを、父天皇異坐て、碓に誥し給へりし故に、大碓命小碓命と申し、應神天皇は、生坐し時に、御腕に鞆のごとくなる御肉の坐ける故に、大鞆和氣命と申し、仁徳天皇と建內宿禰の子と同日に生坐て、木兎と鷦鷯との祥ありしに因て、其祥を相易て、御子を大鷦鷯、建內宿禰の子を木兎と名け坐し、清寧天皇は、生坐ながら御白髮坐ける故に、白髮命と申し反正天皇に、御齒の奇びに坐しに因て、水齒別命と申しゝが如きは、由縁の物名を取て着奉れりし證例なり、又聖德太子は、廐の戸にして生まし故に、廐戸と申し、天武天皇の御子大伯皇女と申しゝは、備前國の大伯海にして生坐しゝ故の御名なる、是等も處名ながら、猶由縁に就たるなり、次に開化天皇の御孫沙本毘古王の、沙本に坐し、(此王、垂仁天皇を弑せ奉らむと謀ける時に、天皇の大御夢に、沙本の方より暴雨降來と見坐しゝこと見ゆ、)應神天皇の御子宇遲能和紀郎子の、山代の宇遲に坐し、仁賢天皇の御子春日山田郎女の、春日に坐し、(書紀繼躰卷に、勾大兄皇子の、此皇女を妻問坐る御哥に、春日の春日の國に、くはし女をありと聞て云々、)雄略天皇の大后若日下王の、河內の日下に坐る、(天皇、此后の御許に、日下に幸行しゝ事見えたり、)又此天皇長谷宮に坐しゝ故に、大長谷若建命と申し、安康天皇は、石上穴穗宮に坐る故

石偏なるべし、碕は橋なりと字書に云りと云れつれども、是もいかゞ、埼も碕も、古書に崎と同く佐伎に用ひたる字にて、橋に用ひたる例もなく、又字書に其義も見えず、さて椅も字書には橋の義なけれども、皇國の古書どもに多く見えたれば、決て此字なり、凡て古は、漢國の字義によらずして、世にあまねく用ひならへる例多し、倉に椋字、隈に前字を書たぐひなり、)○阿比良比賣は、和名抄に、大隅國郡名姶羅阿比良、又同國大隅郡姶䕸、熊毛郡阿枚、(これら皆本は一地なるべし、書紀神代卷の、日向吾平山上陵といふも同じ地なり、)是らの中の地名に因れる名なり、書紀には、娶日向國吾田邑吾平津媛爲妃とあり、(是にも姓を擧ずして、吾田邑とあるを以て、此記の阿多も、此は地名なることを知べし、)○娶は米志弖と訓べし、(又伊禮弖とも、美阿比坐弖とも訓べし、)○書紀に、此字又御又納又通などをも然訓たり、○多藝志耳命、書紀には手研耳命と書れたり、名義さだかならず、若は倭建命段に、吾足不得歩成當藝斯形とある、此物に因れる御名か、(當藝斯といふ物のことは、彼處に釋べし、)○書紀に書れたる研は、伎志流と訓字にて、此は借字なるべし、)○耳は尊稱にて、忍穗耳命などの耳と同じ、其事彼處に(傳七御宇氣比段)委くいへり、○岐須美々命、書紀には此御子無し、故思に、此御名志と須とは通音なれば、御兄の御名とたゞ多の畧りたるのみの差にて、いとよく似たり、(舊事紀に研耳と書るは、おしあてなるべし、)又下に至て、多藝志美々命の御事のみ出て、此御子の御事見えず、(若此御子坐ば、必其御事も出べきことなり、)これらを以思に、此は御兄の御名の傳へのいさゝか異なりしが、まがひて二柱とはなれるにて、書紀の方や正しからむ、○是より次々、凡て古の

ればなり、又君てふ加婆禰は、必姓の下にこそ附る例なれ、名の下にはいかゞともいふべけれど、凡て加婆禰は、元は其人を尊みて云るより起れることなり、此御代のころは、未さだかに姓と云物はなかりしこと、見ゆれば、たゞ其居處の名などを以て、某處君と尊み呼るが、世々に其種の傳はりて、つひに姓とはなれるなり、殊に此小椅君などは、妃の兄君にしあれば、尊みて某處の君といはむことさらなり、書紀神代卷に、火闌降命即吾田君小橋等之本祖也とある小橋も此人を指て云るなり、(凡て此記にも書紀にも、某者某氏祖とあるは、皆其子孫の姓を擧る例にて、人名を擧る例はをさ〳〵無れば、此小橋も猶姓の如にも思はるれども、若姓ならば、君字は小橋の下にあるべきに、上にしもあるは、必人名なり、かゝる處に人名を擧たるは、同神代上卷に、大三輪之神、此神之子即甘茂君等大三輪君等、又姫蹈鞴五十鈴姫命、とあるたぐひなり、是も此天皇の大后に坐故に、かく御名を擧たる如く、小橋も妃の兄君なる故に、殊に其名を擧たるなるべし、さて此時は、いまだ吾田君と云は姓にはあらず、尊みて如此呼るまゝに記せるなり、凡てかゝる事も、其時代に隨て心得別くべきものぞ、)さて此記には、橋階などに皆椅字を書り、凡て古へは多く此字を用ひたりと見えて、萬葉集神名帳姓氏錄和名抄鄉名など、其餘の古書にもあまた見えたり、(萬葉七に倉椅、神名式下總國に、高椅神社、阿波國に天椅立神社、和名抄武藏國鄉名良椅與之波之など、此外もなほ多かり、)さて此字、舊印本に手偏に書るも、延佳本に記中なるを皆土偏に書るも、共に誤なり、今は一本に從へり、他の書なるも記中異處なるも、みな木偏なればなり、(延佳が皆土偏に書るは、さかしらに改つる物と見ゆ、又師は、

古事記傳二十之卷

本居宣長謹撰

白檮原宮下卷

故坐日向時。娶阿多之小椅君妹名阿比良比賣自阿以下五字以音生子。多藝志美美命。次岐須美美命。二柱坐也。

阿多は地名にて、薩摩國にあり、委くは上卷隼人阿多君とある下（傳十六の末）に云るが如し、（此の阿多も、彼上卷なる阿多君と一にて、姓とこそ聞えたるに、地名なりといへるは如何といふに、此御代のころは、いまだ姓を云る例なければなり、此事猶次に委いへり、但此はなほ地名ながら後に姓となりつれば、即彼阿多君にてはあるなり、）○小椅君は、地名に依れる人名なり、（阿多は大名にて、其中にある小椅といふ地なるべし、此地物に見えざれども、必然るべし、今此名の地は無きか、大隅薩摩の國人に尋ぬべし、舊事紀に景行天皇の御子たちを擧たる中に、襲小橋別命、三田小橋別祖と云り、三字一本に兎と作り、何れも誤にて、吾田小橋別なるべし、是も此なると一地名と聞えたり、さて小椅君は、其地をうしはける人にて、即名に負るなるべし、又此は名には非すして、阿多氏中より別れたる一姓の如くにも聞ゆめれど、若姓ならむには、必下に其人の名あるべきに、名をいはで妹と云ることといかゞ、某氏の妹とは云まじけ

ること、甚く疑ひあり、此事己委曲に論へり、其文いと長くて、此には擧がたき故に、別に眞曆考と號て一卷とせり、

古事記傳十九之卷終

に宅地を賜て、築坂邑に居しめ、大來目を來目邑に居しむとあるは、皆京城の近き邊の地なりけむ、(築坂は、宣化天皇の御陵のある身狹桃花鳥坂と同じ、今三瀬より東方輕村へ越る間の岡にて、東よりも西よりもやゝ登る坂路なり、其上の平なる地に窟あり、これ彼御陵なるべし、此事猶委き考あり、此地畝火より遠からず、又久米村久米寺なども、畝火に近き地なり、(書紀云、己未年三月辛酉朔丁卯、下令曰、云々、觀夫畝傍山東南橿原地者、蓋國之墺區乎、可治之、是月即命有司經始帝宅、(古語拾遺に、此大宮造らし、間の事、其餘も此御代の御制どもなど、くさぐさ記せり) 萬葉一 (十六丁) に、玉手次畝火之山乃橿原乃日知之御世從云々とよめり、○治天下、治は斯呂志賣志伎と訓べし、次々の御世の段なるも皆同じ、萬葉廿 (五十丁) に、安吉豆之萬夜萬登能久爾乃可之婆良能宇禰備之宮爾美也婆之良布刀之利多弖々安米能之多之良志賣之祁流須賣呂伎能云々、攝津國風土記に、宇禰備能可志婆良能宮御宇天皇世など見ゆ、(凡て古の天皇の御事を申すに、古は某宮治天下天皇と申せり、書紀天武卷に、孝德天皇を、難波宮治天下天皇、天智天皇を、於近江宮治天下天皇などある類なり、又某宮御宇天皇とも書る、御宇も阿米能志多志呂志賣志々と訓ことなり、後世には是を誤て、某天皇御宇と云て、御宇を御時の意に用るは非なり、御宇時とはいふべし) 書紀云、辛酉年春正月庚辰朔、天皇即帝位於橿原宮、是歳爲天皇元年云々、故古語稱之曰於畝傍之橿原也太立宮柱於底磐之根峻峙榑風於高天之原而始馭天下之天皇、號曰神日本磐余彥火々出見天皇焉、(書紀に、此大御代の元年を辛酉と定め、又紀中何事にも某月某日と、日を指て書された

段に、撥治參上覆奏とある、撥治も、波良比多比良牙豆とも、波良比牟氣豆とも訓べし、)書紀神代卷に駈除平定、○畝火は、大和國高市郡にある山名なり、此下なる大后の御哥に、宇泥備夜麻と見え、書紀欽明卷哥にも見え、允恭卷に、新羅客が此山を愛て、宇泥咩巴椰と云ること、又推古卷に畝傍池、皇極卷に、蘇我大臣の畝傍家、(此畝字を釋紀にも今本にも敏に誤て、トシカタノイヘと訓るはひがことなり、)續紀に文武天皇四年八月に、此山の樹木の故なくして枯たりしことも見ゆ、萬葉一(十一丁)には、雲根火耳梨香山と三山の妻競の近江宮天皇大御歌、又(二十三丁)藤原宮御井哥に、畝火乃此美豆山者日緯能大御門爾彌豆山跡山佐備伊座、二(三十八丁)に、輕市爾吾立聞者、玉手次畝火乃山爾鳴鳥之音母不所聞四(二十三丁)に、天翔哉輕路從玉田次畝火乎見管などよめり、書紀此御卷に、畝傍山此云宇禰縻夜摩とあり、神名帳大和國高市郡畝火山口坐神社(大月次新嘗)あり、さて今此山の東南の麓に、畦樋村と云あるなり、今土人は樋を清て呼り、然れども古書には備字などを用て、皆濁音なり、)○白檮原宮、白檮は加志と訓べし、此樹の事は、玉垣宮段(傳二十五)に葉廣熊白檮とある處に云べし、さて此宮號は、此地舊は白檮樹原にて有し故に(書紀には、披拂山林經營宮室とあり、)負るなるべし、かくて此地名は、今世には遺らざれども、大宮所は、畝火山の東南の麓に近き地なりしこと、書紀にて著明し、(或說に、葛上郡なる柏原村、此宮趾なり、此村畝火山の西南方にあたれば、日本紀の東字は、西を寫誤れるなりと云るは非なり、今の柏原村は、畝火山のあたりに非ずや、遠ければ、さらに畝火の白檮原と云べき地理にあらず、由なきことなり、)書紀に、道臣命

て總云なり、○荒夫琉神は、此は彼熊野山の荒神を云べし○言向は許登牟祁、平和は夜波斯と訓べし、此語のこと傳十三國平御議の段に云り、上卷に、言趣和其國之荒振神等、また言向和平葦原中國などあり、○不伏人は、麻都漏波奴比登と訓べし、人字諸本皆之と作るは、決て寫誤なり、故今は例に依て改つ、其例も訓の例も次に擧るが如し、水垣宮段に、令和平其麻都漏波奴人等、倭建命段に、言向和平東方十二道之荒夫流神及摩都樓波奴人等、また同段に、平東西之荒神及不伏人等也、また言向和平山河荒神及不伏人等などあり、さて此言は、書紀雄略卷大御哥に、飫裒枳瀰僞磨都羅符、（是に依ば、漏を羅とも通はし云るなり、）萬葉二（三十四丁）に、千磐破人乎和爲跡、不奉仕國乎治跡、十八（二十一丁）に、麻都呂倍乃牟氣乃麻爾々々、二十（五十丁）に、知波夜夫流神乎許等牟氣、麻都呂倍奴比等乎母夜波之波吉伎欲米、（此倍は、必波とあるべき處なるを、もとより如此よみ誤れるか、又後に寫誤れるか、）書紀に、歸順不服不順などあり、○退撥は、萬葉十九（三十九丁）に、天雲爾磐船浮云々、國看之勢志弖安母里麻之、掃平千代累彌嗣繼爾所知來流天之日繼等云々、とあるに依て、波良比多比良牙弖と訓べし、又五（十三丁）に、可良久爾遠武氣多比良宜弖ともあり、（如此訓まむも宜しけれども、上に言向とあれば、牟氣てふ言重なる故に、此は然は訓がたし、又字のまゝならば、曾祁波良比とも訓べけれど、言うるはしからず、凡てかゝる古言は、例をよく考へ、勤めて語をうるはしく訓べきなり、師は波伎夜良比弖と訓れつれど、此も宜しとも聞えず、又上卷大穴牟遲神段に、毎河瀨追撥とあるに依に、若は退は追字の誤にて、淤比波良比と訓べきかとも思へど、此は然らじ、さて倭建命

臣等祖と云あれど、臣と云る尸も違ひ、又書紀の趣と合ざれば、信がたし、姓氏錄には此氏見えず、たゞ和泉國神別に、榎井部といふありて、饒速日命後也とあるのみなり、朴井てふ地名は、椎古紀二十葉に見ゆ、）〇穗積臣、此氏の事は、檮原宮段（傳二十二の始）に云べし、〇婇臣、婇は宇泥辨と訓べし、舊印本に此字を妹と作るは寫誤、延佳がさかしらに釆女二字に改めつるも、中々に非なり、今は一本に依れり、猶婇の事は下卷（傳四十二）朝倉宮段の三重婇下に委に云べし、さて此氏の婇てふ名を負けるは、元如何なる由縁にか知がたし、踐祚大嘗祭式薦悠紀御膳行立次第に、釆女司釆女朝臣二人（左右前駈）とあれば、元婇の事に由れる名には有なり、さて此氏人、書記舒明卷に釆女臣摩禮志、孝德卷に釆女臣使主麻呂、天武卷に釆女臣竹羅など見えたり、同卷十三年十一月、釆女臣賜姓曰朝臣、また續紀に、天平神護元年二月、攝津國島下郡人右大舍人釆女臣家麻呂、釆女司釆部釆女臣家足等四人、賜姓朝臣と見ゆ、姓氏錄右京神別（天神）釆女朝臣、石上朝臣同祖、神饒速日命六世孫大水口宿禰之後也、（舊事紀に、大水口宿禰命、穗積臣釆女臣等祖、出石心命子と云り）和泉國神別（天神）釆女臣、神饒速日命六世孫伊香色雄命之後也とあり、（天武紀に、釆女造賜姓曰連とあるは、異姓なるべし、

故如此。言向平和荒夫琉神等。夫琉二字以音**退撥不伏人等而。坐畝火之白檮原宮治天下也。**

如此、こゝは朝倉宮段大御歌に加久能基登とあるに依て訓り、さて此は始よりの事どもを指

連源等言、己等是物部大連等之苗裔也、夫物部連等、各因居地行事、別爲百八十氏云々とあり、(百八十とは、たゞ百にも多く餘りて數の多きをいふ古言なり、) 又神名帳に、諸國に物部神社いと多し、(こは其國々に居住る此氏人の祖神を齋へる社と見ゆ、其中に物部天神社と云もあるは、正しく邇藝速日命を祭れるならむ、) さて持統紀に、四年春正月戊寅朔、物部麻呂朝臣樹大盾云々、(是は天皇即位の時の儀なり、) 續紀に、神龜元年十一月己卯大嘗云々、從五位下石上朝臣勝男、石上朝臣乙麻呂、從六位上石上朝臣諸男、從七位上榎井朝臣大嶋等、率内物部、立神楯於齋宮南北二門、また延暦四年正月丁酉朔、天皇御大極殿受朝、其儀如常、石上榎井二氏各竪桙楯焉、貞觀儀式大嘗祭儀に、石上榎井二氏、人各二人、率内物部卌人、(着紺布衫) 立大嘗祭南北門、神楯戟、(門別楯二枚戟四竿) 云々と見えたり、此氏人此事を仕奉るは、上代の式の遺れるなり、(榎井朝臣は、物部氏より別れたる氏なり、孝徳紀に、物部朴井連椎子、齊明紀に、物部朴井連鮪などいふ人見え、天武紀に、朴井連雄君と云人を、物部雄君連とも記されたり、此雄君連は、壬申年の大功あるに依て、天武五年に卒れる時、贈位など有て、氏上と云賜へる人なり、然れば榎井朝臣は、此人の子孫なるべし、さて同十三年に五十二氏に朝臣姓を賜へる中に、此氏見えざるは、朴井連とも稱ながら、此時はなを物部連の内にて、共に朝臣にはなれるなるべし、さて正しく榎井朝臣と改まりしは、かの麻呂公などの石上朝臣と改まりし同じ時のことなるべし、續紀文武天皇二年十一月己卯、大嘗、榎井朝臣倭麻呂竪大楯、とある、是榎井朝臣と見えたる始なり、又養老三年五月榎井連桛麻呂賜朝臣姓などもあり、舊事紀物部氏の歷世の中に、榎井

從三位石上朝臣宅嗣賜姓物部朝臣、以其情願也、同十年十一月、勅中納言從三位物部朝臣宅嗣宜改物部賜石上朝臣、(宅嗣卿は、麻呂大臣の孫、中納言弟麻呂卿の子なり、大納言正三位にて、天應元年六月に薨、年五十三、) 姓氏錄左京神別(天神) 石上朝臣、神饒速日命之後也、(宇摩志麻治命十六世孫物部連公麻呂、賜物部朝臣姓、改賜石上朝臣姓、) とあり、一本には細書二十九字は無し、(細書は、後人の舊事紀に依て書加たるものなるべし、連公と公字を添たるは、例なきことにて、舊事紀にのみ然あるなり、さて物部連麻侶は、天武卷に出たれば、朝臣姓を賜へるは信に此人の世なり、又石上と改まりしことは、書紀に見えざれども、同卷の末又持統卷に石上朝臣麻呂と見え、次に十八氏を擧たる處にも、石上とあれば、是も此人の世に改まりしこと明し、舊事紀に、饒速日尊十七世孫物部連公麻侶、淨御原朝御世改連公賜物部朝臣姓、同朝御世改賜石上朝臣姓と云り、麻侶は、續紀に養老元年三月癸卯、左大臣正二位石上朝臣麻呂薨、大臣、大連物部目之後、宇麻子之子也とあり、凡て物部氏の事、饒速日命より麻呂大臣までの世次、舊事紀五卷に具に擧たり、其文の中には信がたきことども多けれども、歷世の次第などは、大方違へることも無しと見ゆるは、家譜を取て記せるものなるべし、さて石上と改められし由緣は、傳十八卷、石上神宮の下に云るが如し、さて代々住地も即石上にぞありけむ、古今集雜上詞書に、石上並松がみやづかへもせで、石上と云所にこもり侍りけるを云々、とあるを以見れば、今京に移りて後も、此氏大和石上に、昔の宅地など猶そのまゝにぞ持たりけむ、) 抑宇摩志麻遲命の子孫、物部連氏より支別たる氏々甚多くして、姓氏錄にも數多見え、續紀四十に、韓國、

物部四十人、掌主當罪人決罰事（續紀和銅四年十月、始定祿法中にも、召使門部物部主師等並絲二絇錢十文とあり、類聚國史天長八年二月、囚獄司物部定額四十人、依无名負氏入色人通取他氏云々とある、名負氏とは、先祖より世々物部なる種の人をいふなり、）とありかゝれば後には、降りてたゞ刑人の事を掌て、いと賤職となれるなり、（雄略卷にも既く其さま見えたり、）さて物部連氏は、遠祖宇摩志麻遲命武勇勳功ありける故に、上件の天物部の人等を帥領しめ賜ひしより、（舊事紀に、宇摩志麻治命率天物部而剪夷荒逆云々と云るは、實なるべし、）子孫世々相嗣て、物部を率領て仕奉れるによりて（書紀雄略卷に、物部目連自執大刀、使筑紫聞物部大斧手執楯叱於軍中云々、大斧手以楯翳物部目連云々、目は人名なり、續紀九に、石上朝臣勝男等率内物部云々、これら物部を率たる證なり、）此姓を賜はれるなり、書紀崇神卷に、物部氏遠祖大綜麻杵、又物部連祖伊香色雄、垂仁卷に、物部連遠祖十千根などいふ人見ゆ、されど此姓を賜ひしは、何時とも見えず（傳二十一の始師木縣主の下考へ合すべし、さて垂仁卷二十六年の處に、物部十千根大連とあれば、此より先に既に此姓は賜へるなり、舊事紀に云、饒速日命兒宇摩志麻治命云々、七世孫建膽心大禰命、伊香色雄命子也、弟安毛建美命、弟大新河命、纏向珠城宮御宇天皇御世賜物部連公姓、弟十千根命、同御世賜物部連公姓と云り、さも有けむ、姓氏錄にも、伊香色雄命は饒速日命六世孫、大新河命は七世孫とあり、）さて仲哀卷に、物部膽咋連、履中卷に、物部伊莒佛大連、同長眞膽連見え、雄略卷に、物部連目爲大連と見え、此後も位貴き人世々に見えたり、さて天武卷十三年十一月戊申朔、物部連賜姓曰朝臣、續紀に又、寶龜六年十二月

さて物部と云者は、一部の武士にて、其は上代に、殊に勇て武事の勝れたる輩なりし故に、其部を殊に武士部とは名けられしなり、(されば母能々布と云は、凡て武き人の稱、物部と云は、一部の武人の稱にて、差別あるを、萬葉などに、母能々布にも物部と書る故に、まぎらはしきことあるなり、)さて上代に物部と云る者の見えたるは、崇神紀に物部八十手とある是なり、(この物部は姓にあらず、物部の人を云なり、)姓氏錄に、原造、神饒速日命天降之時從者天物部現度造之後也、また坂戸物部、同神從者坂戸天物部之後也、また二田物部、同神從者二田天物部之後也と見え、(舊事紀饒速日命天降段に、五部造、爲伴領率天物部天降供奉とありて、其五部の中に、二田造と云も坂戸造といふもあり、又天物部等二十五部人同帶兵仗天降供奉とありて、此二十五部皆某物部と云名等なり、其中に二田物部と云もあり、又嶋戸物部と云もあるは、姓氏錄に現度造とある是歟、現一本に覡と作り、嶋字の誤にや、さて姓氏錄の右の三氏は、未定雜姓部に收れり、未定雜姓といふは、勘尋氏姓、職由本系、而此等姓、祖違古記、事漏舊典、雖加研究、稽然所不及、故集爲別卷、號曰未定、附之於末、以俟後賢とありて、慥ならざる姓どもなり、然れば右の天物部などある類も、皆實は御孫命の御天降の御從神なりけむを、僞て饒速日命の伴神とせること、上に云るが如くにて、祖違古記と云るものなり、されど物部といふ稱は、神代より有て、彼御天降の御從にて、天より降れる故に、天物部とは云なるべし、)書紀雄略卷に、遣物部兵士三十人、誅殺前津屋幷族七十人、また天皇便疑御田姧其采女、自念將刑而付物部、また付物部使刑於野、欽明卷に、有至臣所將來民筑紫物部莫奇委沙奇能射火箭など見え、職員令、囚獄司に、

とにて、布辨を約て母能々辨とはいふなり、さて其母能々布と云は、(名義は未考得ず、)總て武勇職を以仕奉る建士の稱にして、萬葉哥に、是を宇治の枕詞に云るも、いちはやしといふ意なり、(此事冠辭考に委し、)又三巻には武士とも書り、(五十一丁)後世までも武士をものゝふと云り、さて又朝廷に仕奉る人等を凡ても母能々布と云て、母能々布之八十伴緒などよめるも、萬葉に多きは、上代に武勇職を主とせられし世の古言の遺れりしなり、(母能々布の事、師の冠辭考に委く說れたり、其中に、古へ凡て武き人をものゝふと云て、そは世に限なく多ければ、八十稜威人とは云りと云れつるは違へり、八十氏とつゞけ云るは、かの八十伴緒と云ると同じくて、武人のみならず、凡て朝廷に仕奉る人をも皆母能々布と云る、其氏々の多き意にて、八十稜威人の意には非ず、彼八十と云ずして、たゞものゝふのうぢといひ、又ちはやぶるうぢ、ちはや人うぢなど、云るとは、つゞけの意異なり、彼ちはやぶるちはや人などは、唯宇治とのみつゞけて、八十宇治とはつゞけたる例なきを以て、此差をさとるべし、母能々布之と云る枕詞は、只宇治とつゞけるは、彼ちはや人など、同じくていちはやき意、八十宇治とつゞけるは、八十伴緒の氏々の多き意にて、同枕詞同地名ながら、そのつゞけの意ことなり、よくせずば混ぬべし、さて又ものゝふの八十乃孃嬬、ものゝふの八十心などつゞけるも、八十氏とつゞくと同意にて、八十の枕詞なり、さて又冠辭考に、上代には母能々布てふ稱は見えず、後に云る名なりと云れつるもいかゞとぞおもふ、二記に此種は見えざれども、そはついでなくてたまたま漏たるにこそあらむ、物部てふ稱、既に上代よりあれば、母能々布の稱も有しことゝしるべし、)

などの類も、天上のは尋帶の制とは遙に勝れて、めでたく貴き物なりけり、さて天皇の天表を見て、益踧踖しを思へば、天孫命の御物は、又更に絶異たること知られたり、さて舊事紀に、天神御祖詔以天璽瑞寶十種授饒速日尊云々、また宇摩志麻治命以天神御祖授饒速日尊天璽瑞寶而奉獻於天孫云々、また饒速日命自天受來天璽瑞寶同共藏齋號曰石上大神云々など云り、思ふに此十種神寶を授かり賜へりしも、實には邇々藝命なるを、例の僞りて邇藝速日命とせるにや、但し垂仁天皇の御代より、石上の神寶を物部氏の掌れるは、元來此十種神寶の由緣も有りし故かとも聞ゆれば、此は實に饒速日命の持來しにもあらむか、若然らば、今此に天津瑞と云物は、かの天羽々矢歩靫のみならず、此十種神寶も其中にありけむ、十種神寶の事は、傳十根堅洲國の段下に云り、）此天上より持來し瑞物を、私寶とせず、天皇へ獻れるは、（書紀の趣は異なり、又舊事紀に、天羽々弓天羽々矢復神衣帶手貫三物、葬斂於登美白庭邑以此爲墓とあるは、此記に、獻天皇とあるに違ひ、又天羽々弓と云名なども心得ず、）服從へる表なり、○登美夜毘賣、名意、登美は地名にて、上の登美毘古の處に云るが如し、夜は未思得ず、○宇摩志麻遲命、書紀には、可美眞手此云于魔詩莽耐、とあり、名義、遲は阿斯訶備比古遲などの遲ならむか、（但書紀には手とあれば他意か、さて姓氏錄に此人名多く出たる、みな治とあり、味島乳とも書り、手と云る處は一もなし、舊事紀には、亦云味間見命と云り、）さて舊事紀に此人の勳功の事をいみしく記せるは、子孫の氏々の大に廣ごり榮へたるを思へば、然もありけむかし、○物部連、此はまづ母能々布又物部てふ稱の事を說て、後に此氏の事をば云む、抑物部は、母能々布部といふこ

て、天皇には仕奉しも知がたし、舊事紀には、饒速日命は既く薨て、天皇に仕奉しは、子の宇摩志遲命とせれども、登美毘古が妹に娶とある、其登美毘古も猶存在れば、邇藝速日命の存在むも何かは疑はむ。)○天津瑞は天上より持來つる物にして、天神の子なる徵信の實なり、されば瑞は、師の斯流志と訓れつるぞ當れる、(萬葉十九の三十九葉に、從古昔無利之瑞、これらの瑞も、新流志と訓べし、瑞字は說文に、以玉爲信也とある意を取て、表初に用たるなり、然に是を美豆と訓は、いみしきひがことなり、其はもと書紀神代卷に、美豆穗國の美豆に、此瑞字を書て、此云彌圖とありて、其餘も同意の美豆には、瑞宮瑞籬など皆書れたるより起れり、此も當らぬ文字なれども、此らの美豆と讀言は違はぬを、是らに效て他意の瑞字をも、皆同く美豆と訓ことと心得て、祥瑞などをさへ然訓るも、大非なり、それも斯流志とこそ訓べけれ。)書紀に、時長髓彥乃遣行人言於天皇曰、嘗有天神之子乘天磐船自天降止、號曰櫛玉饒速日命、是娶吾妹三炊屋媛、亦名長髓媛亦名鳥見屋媛、遂有兒息、名曰可美眞手命、故吾以饒速日命爲君而奉焉夫天神之子豈有兩種乎、奈何更稱天神子、以奪人地乎、吾心推之未必爲信、天皇曰、天神子亦多耳、汝所爲君是實天神之子者、必有表物、可相示之、長髓彥即取饒速日命之天羽々矢一隻及步靫以奉示天皇、天皇覽之曰、事不虛也、還以所御天羽々矢一隻及步靫賜示於長髓彥、長髓彥見其天表益懷踧踖、然而凶器已構其勢不得中休而猶守迷圖無復改意、饒速日命本知天神慇懃唯天孫是與、且見夫長髓彥稟性愎狠不可教以天人之際、乃殺之帥其衆而歸順焉天皇素聞饒速日命是自天降者、而今果立効、則褒而寵之、此物部氏之遠祖也とあり、(是を以見れば、矢又靫

さて此邇藝速日命は、天上より降れる神なることは論なけれども、(姓氏錄にも、此神の子孫なる氏々は、皆天神部に載せ、續後紀八にも、天神饒速日命とあり、)何神の御子とも知難し、(姓氏錄などにも、御父を記せる所は無し、)思ふに、天照大御神の御子孫には非て、他天神の御子なるべし、(其故は、姓氏錄の例、神別に天孫天神地祇の三ありて、天照大御神の御子孫の氏々をば、天孫部とし、他天神の子孫をば、天神部とせるに、此神の子孫の氏々は、天孫に收ずして、天神の部なればなり、然るに舊事記に、天忍穗耳命の御子天火明命を以、此邇藝速日命とせるは甚く古書どもの趣に違ひて、全僞說なる由、傳十五の始に委く辨るが如し、さて此神の天降坐し時の事を甚嚴重て記して、三十二人の防衛神、五部人五部造、天物部二十五部人などを、御從に副て降し賜ふと云て、盡く其神等の名をも擧たるは、ひたぶるの虛言とも見えず、思に是らは實には、皆御孫命の天降坐し時の御供奉の神たちにて、古記に記し傳へたるが、埋れて遺れりしを、竊に取て、此邇藝速日命の事に僞りなせる家記を取て記せる物とこそ見えたれ、)さて此神の天より降坐し時代は、御孫命の御天降よりは後、天皇の日向より發坐し時よりは遙に前なるべくして、其中間何時のほどとも、さだかには知がたし、(御孫命の天降坐るを聞て、追て降るとあるは、追續てほどなく降れる如くに聞ゆめれども、然には非ず、先御孫命の降坐て後に、又同じ如降れる故に、追てとは云なり、其間幾許年を經て後の事とも知がたし、さて天皇日向に坐しほどに、往昔倭國へ此神の天降けむことを聞食しも、いたく近き事の如くも聞えず、抑此ほど神代の際なれば、猶人の命長きもありぬべければ、此神も、天降て後數百年存在

昔既く歌は絶て、舞のみ遺れりしなり、）抑初國所知着し天皇の大代に始まりて、さばかりめでたかりし樂の絶はてぬるは、可惜しとも可惜しく、哀しとも哀し、

故爾邇藝速日命參赴白於天神御子。聞天神御子天降坐故。追參降來。即獻天津瑞以仕奉也。故邇藝速日命娶登美毘古之妹登美夜毘賣生子宇摩志麻遲命。此者物部連。穗積臣。婇臣祖也。

邇藝速日命、書紀に、饒速日此云儞藝波椰卑とあり、名義、邇藝は、書紀に書れたる饒の意にて、邇々藝命を、天邇岐志國邇岐志云々と申せる邇岐志と同し、速日は、上卷勝速日の御名の處（傳七御誓約の段下）に云るが如し、○參赴は麻韋伎弖と訓べし、（書紀に、此二字をマウヅともマウケリともマウキツとも訓り、マウはマヰの轉れる言、ケリは來而有と云意なり、此外詣至參來來朝來歸などをも、マウケリと訓り、高津宮段、御哥に麻韋久禮、萬葉四（四十六丁）に參來而、廿（十一丁）に麻爲許牟などあり、○白於天神御子は、天皇に申すなり、○聞天神御子云々は、邇々藝命の御事なり、○追參降來とは、邇々藝命の御跡を追て、天より降來るなり、（天より降るを參と云るは、常の例に違へれども、こは邇々藝命既に此國に降居坐る故に、其方を尊みて參とはいふなり、）書紀此卷首に、抑又聞於鹽土老翁曰、東有美地、青山四周、其中亦有乘天磐船而飛降者云々、厥飛降者謂是饒速日歟と見え、又終にも、及至饒速日命乘天磐船而翔行大虛也、睨是郷而降之、故因目之曰、虛空見日本國矣、（日本國とは、畿內の大和國をいふ、）

續紀に、天平勝寶元年十二月に、東大寺に行幸て、佛事行はせ賜へる時、又四年四月に、同寺の大佛の開眼れし月、行幸ありし時など、種々の音樂ありける中に、久米儛もありしこと見えたり、(當時などまでは、かゝる事にも此舞ありければ、他節もおもひやるべし) 其後は大嘗會に見えたり、三代實錄に、貞觀元年十一月十六日丁卯大嘗祭云々、十九日庚午、撤去悠紀主基兩帳、天皇御豐樂殿廣廂宴百官、多治氏奏田舞、伴佐伯兩氏久米舞、安倍氏吉志舞、內舍人倭舞、入夜奏五節、並如舊儀、(元慶八年の大嘗會の處にも、如此見えたり、さて此儛を伴佐伯二氏の仕奉るは、久米部は後に大伴氏の下に屬る故なり、佐伯は大伴より分れたる氏なり、此等の事上に委く云り、) 貞觀儀式踐祚大嘗祭午日段に、伴佐伯兩氏率舞人入自儀鸞門、(左伴氏右佐伯氏、五位已上相分而列、) 就中庭床子、(所司豫設) 奏久米舞、(廿人二列而舞) また金作劒廿口、右久米儛料など見ゆ、北山抄同午日條にも、右の如くありて、舞人廿人琴工六人、新式云、所司設五位幷彈正琴床子、又設琴臺床子、寬平記云、王四人着緋衣、末額劒靴、承平記云、於舞臺東供奉舞人在前後、端者服四位袍、中間服五位袍、皆帶劒、終頭拔劒舞、無歌、以琴爲節、舞如駿河舞、(彈正琴とあるは彈琴工の誤、終は絡の誤なるべし、さて此儛の事、此後江次第、又諸家の記錄などに往々見たるも、大抵右の如し、兵範記、仁安三年十一月廿五日壬午云々、一獻國栖奏笛歌、次伴佐伯兩氏奏久米舞、悠紀方行之、兩氏五位着小忌列之、舞人廿人着冠退紅袍半臂下襲白袴冒額劍等、琴工六人從之、於舞臺北列舞、舞如駿河舞、次安倍氏奏吉志舞、主基方行之云々、) と見えたり、近世に至ては、此儛絕て傳はらずとぞ、(北山抄に引れたる承平記、又江次第などに無歌とあれば、當

などには鵜養ありて、今世にも稀には遺れり、さて登母とは其徒類を云て、萬葉一（二十四丁）に處女之友、六（二十六丁）に大夫之伴、十八（十二丁）に之津乎能登母などもあり、さて宇字の下なる上字は、舊印本又一本共に大字なれども、此は上聲は讀との注にて、上卷に例多き皆細字なれば、今も改めて細書つ、（延佳本には此上字無し、哥には例なき故に、さかしらに削きしにや、○伊麻須氣爾許泥は今助に來ねなり、今と云に速にと云意あり、（今世の語にも、速にと云ことを強く云には、今又只今など云なり、）須氣を多須氣と常にいふは、手助にて、本語は須氣なり、故諸司の次官（輔副助介など）などをも、皆須氣と云、今俗言にも、助るを須氣流と云り、來ねは、來れと云むが如し、早く食物を齎來て、軍士の飢疲たるを救へとの意なり、さて人もこそあれ、鵜養をしも擇出て如此よみ坐る故は、契沖が、前に吉野にて、阿陀鵜養の祖贄持之子仕奉ければなりと云る、然もあるべし、贄持てふ名も緣あり、若は此度の戰に、此人の許より、軍糧を送獻るべき約束などの、豫てありしにも有べし、（○師は、書紀と合せて思に、此御哥の次に文脫たらむと云れつれども、然には非ず、上の登美毘古を討たまふ處も、哥のみを擧て、前後の事をば畧ける、其例なるをや、）○書紀に、上件數首歌ども（宇陀能多加紀爾云々てふ哥より是まで、合せて六首、書紀には猶外に二首ありて八首なり、又其次第も異なるところ〳〵あるなり、）の終に、凡諸御謠皆謂來目歌、此的取歌者而名之也とあり、後に久米儛と云は、此樂なるべし、（書紀に、彼宇陀能多加紀爾の哥の次に、是謂來目歌、今樂府奏此歌者、猶有手量大小及音聲巨細、此古之遺式也とある、此儛の狀を云るなり、其由上に引て委くいへり）

音を以て敵を驚駭さむための御策なるべし、炭火に水を灌げば、おびたゞしき音のして鳴轟くものなればなり、）先弱軍を出し戰はせて、敵をして輕り怠らして、其形狀を窺ひつゝ、伊那佐の山の木間隱れに、陰に强軍を率て行廻りて、後方より攻戰賜ふなるべし、如是て思へば、伊那佐能山と云は、即墨坂の本名と聞えたる、（墨坂てふ名は、此時に燒炭を置るより起れる由、書紀の上文に見ゆ）○多々加閇婆は戰者なり、○和禮波夜惠奴は吾者飢ぬにて、夜は歎辭なり、余と云に近し、水垣宮段哥に、美麻紀伊理毘古波夜云々、とある波夜と同じことなり、此外哥のとぢめに置る多し、そは傳二十七倭建命の、阿豆麻波夜と詔る處に委く云べし、（早なりと注るは非なり、又者哉と注して、疑の夜と心得るもわろし、）さて和禮は天皇の吾にて、軍士も其中にこもれり、飢の字を省ける例は、書紀聖德御子命御歌に、伊比爾惠弖とあり、さて上詞には暫疲とありて、此には飢ぬとあるを合せて思ふに、此戰、先女軍を出して戰はせ、其後に伊那佐山を越て、敵の後方へ行廻などして、左右に時刻の移りたるべければ、皆人飢たる故に疲たるなるべし○志麻都登理は嶋つ鳥にて、鵜の枕詞なり、雉を野鳥、鷄を庭鳥と云たぐひなり、○宇加比賀登母は鵜養之徒なり、萬葉十七（四十五丁）安由波之流奈都能左加利等、之麻都等里鵜養我登母波、由久加波乃伎欲吉瀨其登爾可賀里左之、奈豆左比能保流、十九（十二丁）に、嶋津鳥鵜養等母奈倍などあり、古は鵜を使て魚を捕ことといと多かりき、故公に供奉る鵜養も有て職員令大膳職の下に、雜供戶と云あるを、義解に、謂鵜飼江人網引等之類とあり、萬葉集を始めて、世々の哥にも、鵜河をよめる多く、物語書などにも此彼見えて、中昔まで何處にも川邊

ことあるはいかにぞや、欲はユの假字に用ひたる例なし、又從自など、書る處をも、右に引る哥どもに依て、ヨとも訓べし、必しもユと訓に限れることには非ざるをや、）然れば古は、用理とも用とも又由理とも用とも通はし云るなりけり、（書紀崇神卷哥に、於朋耆妬庸利云々とあれば用理と云も上代の言なり、然るを必理を省くをのみ古言と心得居るも偏なり、又由理と云るは、萬葉二十の十五葉に、阿須由利也と見えたり、）伊由岐麻毛良比は行候にて、伊は發語なり、（古伊を發語に置例多き中に、伊由伎と云るは殊に多かり、）麻毛理の理を延て良比と云も、古言の常なり、さて麻毛流は、萬葉七（三十九丁）に、淡海之海浪恐登風守、年者也將經去榜者無二、（風守は風を候ひ考るなり）とある風守の如く、敵の形狀を考へ候ふを云、上に木間よもとあるも、蜜に伺ふ意なり、（麻毛流とは身を護すると、目を放たず物を見ると、二の意を兼て見るべきかど契冲は云れど、そは末の意にて、本の意に非ず、凡て麻毛流と云は、本は候ひ考るより出て、目を放たずて見るも、害あらせじと物を守護るも、皆此より轉れる意なり、又佐毛良布と云言も、毛流を延たるなり、）書紀の此段に、椎根津彥許之曰、今者宜先遣我女軍出自忍坂道、虜見之必盡銳而赴、吾則駈馳勁卒直指墨坂、取菟田川水以灌其炭火、儵忽之間出其不意則破之必也、天皇善其策乃出女軍以臨之、虜謂大兵已至、畢力相待云々果以男軍越墨坂從後夾擊破之斬其梟帥兄磯城等、とあるに依て思ふに、（女軍とは、女々しく弱軍、男軍とは、雄々しく强軍を云、上に勁卒とある即是なり、契冲追手搦手歟と云るは、さらに當らず、此は先弱軍を出して、敵を欺きたまふ御略なるをや、又炭火を置て灌し事は、其

此山の名は見えず、）下に考へあり、○許能麻用母は從樹間にて、母は添たる辭なり、さて用理の理を省きて用とのみ云は古言なり、（抑これを由と云ことをば、人皆知れども、用とも云ことをばをさ〳〵知らず、故今此事を委曲に云む、）萬葉にも五（十九丁）に久毛爾得夫久須利波牟用波云々、十四（十丁）に、乎都久波乃之氣吉許能麻欲多都登利能、又（十三丁）與曾爾見之欲波、（仙覺抄に云、東詞に賤しき者の、今もよりをよと云なり、）又（十四丁）安素乃河伯良欲、又（十七丁）伊毛我多太手欲、又（十八丁）麻久良我欲安麻許伎久見由、又（二十九丁）兒呂我可奈門欲由可久之要之毛、十五（三十八丁）に許欲奈伎和多流、十七（七丁）に安我松原欲見度婆、十八（十丁）に保等登藝須許欲奈枳和多禮、又（廿一丁卅一丁三十二丁）伊爾之問欲、又（二十三丁）和可禮之等吉欲、十九（十三丁）天地之遠始欲などある用欲みな從の意なり、かくて記中の歌に、從を一言に云るは、凡て皆用とのみありて、由と云るは一も無し、然るを書紀には、此記と同歌なるも其餘も皆由とのみありて、用と云るはなし、萬葉には欲とも由ともあるなり、（此記の哥の從の意なる用字をば、延佳本には、何れも皆由字に作るは非なり、そは書紀に由とのみあるに泥て、用とも云ることは知ずて、さかしらに改めたる妄ごとぞ、舊印本にも又の本どもにも、みな用と作るを用ふべし、又師は用字に作る方を取りながら、ユと讀れつれども、此記に用はヨの假字にのみ用ひてユに用ひたる例なければ取がたし、抑此辭、書紀に由とのみありて、萬葉にも從自など、書るが一言なるをば、今の本にはみな由とのみ訓るに目なれて、皆人用と云る古言をば知ずて、欲とあるをさへにユと讀るひが

は志麻志波と訓べし、(波は者なり) 萬葉に之麻志、又思末志久母など、あり、(師は御哥の詞に依て、暫字は飢の誤なるべしと云れつれど、書紀に不無疲弊とある不無も、暫の意なり) さて如此云るは、終には勝賜ひしかども、中比且者疲れ賜へる時もありし意なり、書紀に、先是皇軍攻必取戰必勝、而介冑之士不無疲弊、故聊爲御謠以慰將卒之心焉謠曰とあり、○彌歌曰は、曾能登伎能意富美宇多と訓べし、○多々那米弖は楯並而なり、成務天皇の御陵多他那美を、書紀に盾列と書て、此云多々那美とあり、是此と同意の地名なり、(但那米は、人のこれを並べるを云言、那美は其並びたるを云言なり、又楯を多々と云は、稻を伊那酒を佐加船を布那といふなど、同格なり) 此句、契冲云二の意あるべし、一には楯を衝並て射ると云意に、次句の伊へ云かけ賜へる序か、戰には先楯を衝て、敵の矢に中るまじく身を守て後に、弓を射る物なればなり二には序には非ずて、實に今楯を並べるを詔へるか、萬葉十七に、楯並而伊豆美乃河乃云々とよめるも、伊の一言にかゝる序か、又泉川はもと挑川なれば、楯を並て互に挑む意につゞけたるか、是も二に聞えたりと云り、(萬葉なるは何れにても序なり)、今思に誠に二に聞ゆるなり、若後の意ならば、下の多々加閇婆といふへつゞけて心得べし、(師は共に伊の冠辭と定られたり) ○伊那佐能夜麻能、此山は、大和國城上下兩郡の內にあるかと契冲云り、(師は城上郡にありと云れき、大和志に、一名山路山在宇陀郡山路村上方と慥に云るは、例の信られず、伊那佐てふ地名は、遠江 (引佐郡) 出雲 (伊那佐小濱) など此彼に見えたれども、大和には此の外には聞えず、(書紀、此戰の段に、忍坂墨坂菟田川などの事は見えたれども、

螺に譬させ賜ふなりと云るも違へり、細螺は皇軍の譬なるをや）萬葉二（三十五丁）に、鶉成伊波比廻（三の十三葉にも同語あり）など云ると、言は同じけれど意異なり、○書紀には、宇知弖志夜麻牟といふも、疊て二句あり、又此御哥を、彼國見岳なる八十梟帥を討たまふ時の御哥として、於佐箇廼云々といふ哥の前にあり、又此御哥の次に、謠意以大石喩國見丘也とあり、此等此記と傳への異なるなり、

又撃兄師木弟師木之時。御軍暫疲。爾歌曰。多多那米弖。伊那佐能夜麻能。許能麻用母。伊由岐麻毛良比。多多加閇婆。和禮波夜惠奴。志麻都登理。宇上加比賀登母。伊麻須氣爾許泥。

撃兄師木弟師木、書紀に、復有兄磯城軍布滿於磐余邑、また十有一月癸亥朔己巳、皇師大擧將攻磯城彦、先遣使者徵兄磯城、兄磯城不承命云々、（彼紀には此事委く記されたり、其文長ければ此には略けり、本書を開て考ふべし、）とあり、師木は大和國の地名にて、城上下郡是なり、此地の事、水垣宮段の始（傳二十三）に委云べし、さて此兄弟此地名を名に負るなり、書紀に磯城彦とあるは、（登美毘古と云る類なり）兄弟を合せて云り、又弟猾又奏曰倭國磯城邑有磯城八十梟帥とあるも、此磯城彦が黨を云るなるべし、さて弟師木は、書紀に、八咫烏を遣して召けるに、速に皇命に從て參て、忠に仕奉て、後に弟磯城名黒速爲磯城縣主とあり、然るに今此記には、兄弟を共に討賜ふ如くあるは、未參らざる以前を以先如此云るなるべし、○御軍暫疲、暫

匍匐と蔓延と、本は一言なるべけれど、事は同じからず、次句の譬なり、此下へ如くと云言を加へて意得べし、書紀には、此次にまた之多太彌能、次に阿誤豫々々、次に又之多太彌能、と云三句あり、(如此同言を幾回も返したるは、樂府にて歌へるまゝを記されたるものなり、) さてかく、近くもあらぬ伊勢海の物をしも取出て譬させ給へるは、前にも云る如く、嚮に熊野を經賜し時に、伊勢國の堺なる錦浦までも幸行しかば、其時に親く所看行して、大御目に付たりしが所念出られつるからなり、(上代には凡て、由もなきに他國の事を引出よめることはなし、紀國、錦浦より今道五里ばかり東に、伊勢國度會郡に贄浦と云あり、其十町ばかり海中に、大石と云ていと大なる石あり、此大御哥によみたまへるおほいし即是なるべし、今も其石に細螺多く着るを、其浦人はしりじろと云り、さて其わたりの人のみたけ詣するには、山越のさがしき道ありて、七日ばかりに往來ると云り、此事は天明三年冬、荒木田久老みづから彼浦にまかりて見聞たりとて、かたりつるなり、彼大石をも見たりとぞ、) ○伊波比母登富理は蔓延迴にて、伊は發語なり、此は彼細螺の夥しく大石に蔓迴れる如くに、登美毘古が軍の四面を、千萬の皇軍以て、透間もなく、繞らし圍賜ふを詔へり、蔓延とは、皇軍士の長く連なり續を詔ふなり、(契冲上、句なる波比を匍と注して、此句なるをも、上に注するが如しと云るは、書紀の倍字を、への假字として、いはひもとへりと讀て、此句をも細螺の事とせるなり、此說誤れり、倍は此にてはホの假字にて、此記に富とあると同じくて、いはひもとほりうちてと、次句へ連く詞なるをや、されば此句は決て皇軍の事にして、細螺のことには非ずと知べし、又小畝とおぼしめして、細

一丁卅二丁）に、大殿之此廻之云々、大殿乃此母等保里能云々とあるは、躰言になせるにて米具理能と云ことなり、（衣服などの縁も、俗に云幣理のことにて、米具理といふ意なり、）さて此句書紀には異波臂茂等倍屢とあり、（倍は此にてはホの假字なり、下句なるも同じ、此字ホに用たる例もあるなり、へと讀は誤なり、共にへにては叶はず、）○志多陀美能は細螺之なり、和名抄に、崔禹錫食經云、小蠃子貌似甲蠃而細小、口有白玉蓋者也、楊氏漢語抄云、細螺之太々美、又玉蓋和名之太々美乃不太、萬葉十六（二十九丁）に机之嶋能小螺乎伊拾持來而、石以都追伎破夫利云々、大嘗祭式に細螺二十坩とあり、拾遺集の物名にも見ゆ、（其哥は東にてやしなはれたる人の子は、舌たみてこそ物は云けれ、○谷川氏云、細螺は、吐哯をつだみと云に依れば、舌吐の意なるべし、今きしやご又ちしやごと云物なり、玉蓋は、本艸に相思子と云る物にて、今俗に醋具と云是なりと云り、又或人云、したゞみは、榮螺の如くにて角無き物なり、ちしやごとは異なりと云り、又或人云、如此なる形にて、物に附てある具なりと云り、又荒木田久老云志摩國にて今も志多陀美と云、又尻高とも云り、さて布久陀美と云物あり、此名と合せて思ふに、したゞみは尻高だみの意、ふくだみは低たみの意にて、陀美は此類の總名歟といへり、）さて此二句は、倭建命段の歌に、伊那賀良邇波比母登富呂布登許呂豆良とある（稻柯に延廻蘇葛なり、）如く、許多の細螺の大石に著るが、絡石などの蔓延たるさまに長く連なり纏ひ繞れるを詔へるにて、（大石を匍匐あるきて行廻るには非ず、かの倭建命段哥の前に、作御陵、即匍匐廻云々と見え、又萬葉三に、若子乃匍匐多毛登保里なごある匍匐と、思ひ混ふること勿れ、

も、辛くて齒の蹙む由にて、同名を負へり、那流とは、實にて木になる物なればなり、さて此は薑を御見て、此物を食へば、後まで口の疼く如くにと云意にて、次句の意の譬に借て詔ふなり、（此時天皇此物を聞食て、大御口の疼坐とには非ず、○比々久を、書紀に弭比倶とあるは、比弭を下上に誤れるなるべし、弭字濁音なり、）○和禮波和須禮士は、吾者不忘にて、かの大御兄五瀨命の、此登美毘古が痛矢串を負て崩し、慷慨さは、吾世の限り忘るまじとなり、（此意上に引る書紀の文に見ゆ、）上卷日子穗々手見命の大御哥に、伊毛波和須禮士余能許登碁登邇とあると同意なり、士を、本どもに志と作るは誤なり、今は古寫一本に依つ、記中濁音には必士字を用る例なればなり、書紀には儒とせり、（ずなれば、今に忘れずと云意なり、）次句へかけて思ふに儒の方まされり、○加牟加是能は神風之なり、此枕詞の事、師の冠辭考に見えたり、（契冲の萬葉二なる人麻呂の哥を引て、天照大神の吹させ賜ふ風なりと云るは非なり、神武天皇の御時、大御神はいまだ伊勢には坐ざるものをや、）○意斐志爾は大石になり、富伊を切むれば斐となる、書紀には於費異之珥夜とあり、（夜はうたふ調に添たる聲にて意なし、費を此にてはヒと讀は誤なり、）○波比母登富呂布は蔓延廻なり、母登富流の流を延て呂布と云は、古言の常なり、母登富流は廻繞るを云、字鏡に、遶また言を轉也信也移也毛止保留とあり、萬葉四（十六丁）に、磐間乎射徃廻、九（二十一丁）に嶋山乎射徃廻流河副乃、十七（十八丁）に、をみなへし咲たる野べをゆきめぐり、君を思出多母登保里きぬ、又（三十六丁）之夫多爾能佐吉多母登保里、十八（七丁）乎敷乃佐吉許藝多母等保里などあり、（此外にも多し、）又十九（卅

へて思ふべし、猶書紀年紀のこと、下に委く論へり、）さて穀の中に粟生をしも賦たまへることは、凡て古へは粟を殊に多く佃れることにて、此物の事を多く言り、（奈良京のころに至てすら、事の譬にも粟蒔などよめる哥、萬葉に此彼見えたり、）されば久米部の營れる粟生の中に、韮の一本まじりて立るを見そなはして、其に寄て賦坐るものなり、（書紀に久米の子らが垣下にと詔ふは、敵を御手に入たる物におもほしめせる意歟と、契冲は云へれども、其意はあるべからず、又此御歌は十二月によませたまへれば、當時粟ありしには非ずと云るも、書紀に十二月とあるに、泥めるものなり、當時大御目に觸ずば、韮を云む料に、由もなき粟生を取出たまふべきに非ず、されば此御歌、實には粟の畠に在時節によみたまへるものなり、凡て此御歌などを以ても、書紀の年月日を疑ふべきものぞ、）○又歌曰は、たゞ麻多と訓べし、（此は字のまゝ、に訓ては、上の歌曰を意富美宇多と訓ると照して、語のつゞきわろし、次なるも同じ、（○加岐毎登爾は於垣下なり、此も久米部の軍營の垣の下に殖るを御見てよみ賜へるなり、○宇惠志波士加美は所殖薑なり、薑は、今もたゞ波士加美と云を、和名抄には、生薑和名久禮乃波之加美俗云阿奈波之加美、乾薑和名保之波之加美と見え、字鏡には、干薑久禮乃波自加彌と見ゆ、（これらに久禮乃と云るは、いかなる由にか、○加賀國加賀郡波自加美神社式に見ゆ、又大神宮四月十四日祭に、遠江神戸より進れる種薑を、獻る神事あり、年中行事に見ゆ、）○久知比々久は契冲、口響なり、薑を食へば、辛味の氣の後までのこりて、口中の疼くを云、是聲の響の如くなればなりと云り、波自加美てふ名義も齒盬なりと、谷川氏が云るも此意にてよく當れり、（蜀椒

(彼漢籍に韭白と云る是なり、釋にも契冲も其妻なりと云るは非なり、妻にしては上に韮を云る何の料ぞや、且此記の例、女妻の假字には賣をのみ用て、米を用たることなし、是は延佳が芽と注せるぞ當れる、) 凡て芽は萠の約まりたる名なり、(又萠は芽生の約まりたるにてもあらむか、米波は麻と反るを、通はして母といふか、萬葉に目生と書る處あり、) さて書紀齊明紀御製に、伊喩之々乎都那遇何播杯能倭柯矩娑能とある、都那遇は他處へ放ち令去ざるをいふ、此も其意にて、根をも芽をも一に合せて遺さずと云なり、さて根は登美毘古、芽は其黨類を譬へて、皆縱さず漏さず、盡に討滅してむと云譬なり、(契冲云、かくよませ賜へるは、右詞に意欲窮誅」とあるに叶へり、) ○此御歌、始に久米之子等が粟生としもよませ賜へるは、何の由にかと云に、先皇軍大倭國に入坐てより、此彼あまたの敵等を平賜ふには、年をも經たるべければ、其間許多の御軍士等、穀を營らずてはえあるべからねば、久米部の人々粟をも佃りけむ、其粟生は近處にて、天皇の大御目にも觸ける故に、賦坐るなるべし、(契冲、是は設けて詔ふなり、實は此時來目部の粟生、いまだ大和國に有に非ずと云るは、書紀の年紀に依るときは、一わたり然ることなれども、猶熟思に、若設けて詔はむには、粟生には久米子等は由なし、猶似付はしき事他にあるべきものをや、故思に、書紀に依れば、先皇軍の大倭に入坐て、始て兄猾を討たまへるは、戊午年八月にて、此長髓彥を攻たまふは、同年の十二月なれば、信にいまだ粟を佃るべき間はあらず、然れども必しも此書紀の年月に泥むべきに非ず、初日向國より發坐て、上幸る途にて經給へる年數も、此記と書紀とは、十年あまりの差あれば、大倭に入坐て、後の年數も、又准

亦得たるは誤なり、其之と云ことは有べくもあらず、能と賀とは同く之の意なれば、能賀と重ね云る例なし、萬葉三に、玄ひる玄ひのが云々、又十四に、せなのがそでも云々、これらは別なる例なるをや、且次句に曾禰とあれば、此も必曾禰とあらでは宜しからず、さて書紀に曾廼とあるに依て、此記の曾泥をも其の意とせるは、いよ誤なり、能を通はして那とは云れども、泥といへる例なし、)さて其を曾とのみ云ることは、古言に常多かる中に、曾某と連言は、其處を曾許と云類なり、(凡て其てふ言の用格は、此己吾彼誰など、同じくて、下は禮とも能とも賀とも活き、又下を省きて許於能和和多など、のみも云、又下へ他言を連言ときに、此處此度己妻吾君なども云例なれば、其根を曾泥と云もこれらの例なり、)根之莖とは、先凡て木草に母登と云は、立る幹のことにて、(必しも末に對へて云本には非ず、)大祓詞に繁木本乎とあるも、繁木の木立を云、孝德紀歌に模騰渠等爾波那播左該騰模とあるも、木毎と云ことなり、又一もと二もとなど云も、木にては一木二木と云に同じければ、草も其意にて、生立る莖を以云なり、さて韮は、土中に隱れたる根の處も莖にて立る物なれば、其處を根之莖と云べし、(たゞ根をも根之莖とも云べけれど、然にはあらじ、)韮は殊に根を賞る物なる故に、如此はよみ賜へるなり、(漢籍にも本草に、禮記謂韮爲豐本、言其美在根也、薤之美在白、韮之美在黄、黄乃未出土者と云、韮の莖を韮白と云、根を韮黄と云り、是等をもおもふべし、韮と韮とは同じ、)〇曾泥米都那藝豆は、其根芽繁而なり、上に其根之莖と光言置て、又其根と重ねいふは、古哥の常なり、(書紀神代哥に、石河片淵片淵にと云る類甚多し、)芽は、根之莖に對へて、土上へ萠出たる莖を云、

然後は、此は曾能々知と訓べし、○登美毘古は、前に大御船青雲白肩津に泊坐し時に、軍を興て待戰し登美能那賀須泥毘古なり、書紀に、十有二月癸巳朔丙申、皇師遂擊長髓彥、連戰不能取勝、時忽然天陰而雨氷、乃有金色靈鵄飛來、止于皇弓弭、其鵄光曄煜、狀如流電、由是長髓彥軍卒皆迷眩不復力戰、云々昔孔舍衞之戰五瀨命中矢而薨、天皇御之常懷憤懟、至此役也意欲窮誅、乃爲御謠之曰とあり○歌曰は、意富美宇多と訓べし、○阿波布爾波は、於粟生者なり書紀神代下巻に、粟田豆田とありて、和名抄に、日本紀私記云、粟田安八不と見ゆ、布は、麻生淺茅生蓬生なとの生にて、其物の專と生殖る地を、某生と云なり、（書紀の田字には泥むべからず、萬葉には苧原など、、原字をもかけり、）さて書紀には、此句の上に、介者茂等珥と云一句あり、されども此處には此句は無きぞ宜き、○賀美良比登母登、美良は韮なり、和名抄には、薤和名於保美良、韮和名古美良と見え、字鏡には、薤奈女彌良、薤太々彌良、また葱韮彌良と見ゆ、萬葉十四（十八丁）に、久君美良ともよめり、（莖韮なるべし、）さて賀美良と云は、物に見えず、別に一種か、又 [illegible]の韮にて、臭韮と云るにても有べし、越前國敦賀郡鹿蒜も、臭蒜の意の地名歟、式には加比留神社とあり、（書紀釋には、謂大韮と云れども、據を知らず、契沖は、賀はか青か黑などの加にて、助語歟と云れど、さも聞えず、又延佳は、和名抄の古美良を引たれども、古の通音ともきこえざるなり、）美良後には爾良と云り、比登母登は一莖なり、書紀允恭卷に、蘭一莖とあり、上巻八千矛神御哥に、比登母登須々岐ともよみ賜へり、○曾泥賀母登は其根之莖なり、書紀に泥を廼とあるは、樂府にて歌ひ訛れる物なるべし、（此句を、書紀に就て、釋にも契沖も其之本と

賜へるあり、此と同言なり、なほ彼處（傳卅二髮長比賣の條下）にも云ることを考合すべし（さきには、かの御哥の、書紀には伊弉佐伽婆曳那とあるに依、又彼をも此をも、余は爾とある本に依て、爾良二字を、延の誤として、延斯と訓りしかども、なほよく思へばわろかりき、）○如此歌而は、師の加久宇多布時爾と訓れつるも、理聞え易くて宜しけれども、（上に聞歌之者云々とあれば、歌ふ人と斬る人とは異なるに、歌而云々と云ては、歌ふも斬も同人の如くにて、事違へるに似たればなり、）而字を書るを思ふに、なほ宇多比弖と訓て宜し、其は歌ふも、斬も、人は異なれども、共に御方の人の爲事なる故に、一に連ねて、歌而云々と云るぞ古文のさまなりける、（若は聞加此歌而とありけむ、聞字の脱たるかとも思へど、然には非ず、）書紀に、時我卒歌、俱拔其頭椎劒、一時殺虜々無復噍類者とあり、

然後將擊登美毘古之時歌曰。美都美都斯。久米能古良賀。阿波布爾波。賀美良比登母登。曾泥賀母登。曾泥米都那藝弖。宇知弖志夜麻牟。又歌曰。美都美都斯。久米能古良賀。加岐母登爾。宇惠志波士加美。久知比比久。和禮波和須禮士。宇知弖斯夜麻牟。又歌曰加牟加是能。伊勢能宇美能。意斐志爾。波比母登富呂布。志多陀美能。伊波比母登富理。宇知弖志夜麻牟。

作れる由の名にて、別物には非ず、(上古の劒頭石を以作れるを見たりと、谷川氏云りき、此事上卷頭椎の處に云り、師は石靫など云類なりと云れつれど、そは堅き意を以て石某と云例は多けれども、みな伊波とこそ云れ、伊斯と云るは無し、又私記に、其頭似石と云るも非なり、)○宇知弖斯夜麻牟は擊而將止にて、斯は助辭なり、さて此は、將擊と云て足ぬべきを、將止としも云るは、擊むことを決てつよく云る言にて、擊ずは止じと云むが如し、さて書紀には、此句をとぢめとして、次の五句は無し、○久米能古良賀、上に同し、良はあるも、無きも、意は異なることなし、○伊麻宇多婆余良斯は、(余字、舊印本一本には、爾と作り、今は眞福寺本延佳本又一本などに依れり、)上は今擊者なり、下は善らしにて、善かるべきさまに思はると云むがごとし、今の世の俗言にいはゞ、よささうなといふ意なり、良斯は、櫻ちるらし、しぐれふるらしなど、常に多くいふ良斯なり、(櫻ちるらしなども、俗言にいへば、さくらが散さうなと云意なり、凡て良斯は、此意と心得べし、さて若善らしならば、よからしとこそ云べけれ、よらしと云むは、いかゞなる如くにも聞ゆめれども、萬葉に煮らしなどもあれば、古言にはかくも云つべし、さて師は、將宜なりと注せられたるは、きることなり、契沖が、余字爾とある本に依て云、煮疑にて、これは八十膳夫にうたすれば、今うちたらば煮む歟の意か、又は似らしにて、似はよき意なり、不肖とはよからぬ人をいふ、肖は似なり、是を思合すべし　云　は、煮も似も非なり、膳夫なればとても、煮むと云こと、此に由なし、又似をよき意として、不肖字を證に出せるも、さらに叶はぬことなり、古言と漢字と混るべきにあらず、)輕嶋宮段の大御哥にも、伊邪佐佐婆、余良斯那と、ちめ

ありぬべけれども、是は凡て名高き神の御子孫などは、代々に人に異なる奇き相のあることなど、今世にすらまゝ聞ゆることなれば、本此天津久米命の御目の久流目に坐て、久米てふ名は負坐るを、其子孫代々大久米命までも、同じく久流目に坐しゝにもあるべし、又は大久米命の目の久流目なりしが、世に名高かりける故に、先祖の神をも、此名を以て後より稱奉れるにもあるべし、何れにても名の意は同じ、）さて此大久米命の帥坐る軍士を、久米部とも大久米部とも云て、今此に久米之子とあるは、其久米部を指て云るにて、即彼膳夫と爲て刀佩せ置る人々なり、（師は此久米之子をも、大久米命を云と云れつれど、一人と見ては、上に八十膳夫に毎人佩刀といひ、一時共斬と云るに叶はず）子とは、男をも女をも親みて云稱なり、書紀此卷哥に阿誤、（吾子なり）又輕嶋朝段大御歌に古杼母、（子等なり、萬葉にもあり）又推古紀大御歌に、蘇我大臣の蘇餓能古羅とよませ賜へり、（又武烈紀歌に、鮪臣を思寐能和倶吾、繼躰紀歌に、毛野臣を愷那能倭具吾とよめり、わくごは若子なり、又女を云るは、朝倉宮段歌に、三重婇を美幣能古とよみ、又萬葉に子とも兒等ともよめる多し、）此句も書紀には固邏餓とあり、○久夫都々伊は頭椎にて、上卷御天降段に、天忍日命天津久米命二人取佩頭椎之大刀とあり、此刀の事、彼處（傳十五日向宮御鎭座の段下）に云り、都々伊は槌と云ことなり、そは槌を上代には常にも都々伊と云し歟、又は今歌ふ言の調に任せて延てかくは云なせるにもあるべしさて此は一の刀の名には非ず、一種の製にて、此は即上に毎人佩刀とある其刀等なり、○伊斯都々伊母知は石椎以なり、石椎は、即上の頭椎と一物なるを、彼は形を以云る名、此は其を石以

室内に滿る意に取れるなり、非なり、又契沖は、大久米命の目をさけるが、にらまへたるやうなれば、大に見る意に見つ見つしと云なるべしと云て、二の都は天津國津などの津に同じと云るも非なり、都の助辭も事にこそよれ、見つ〳〵と云言のあるべきかは、又師は、都を濁りて、美豆垣などの美豆として、若く健なる人をほめて云り、今も萬の物のわかくうつくしきを、みづみづしと云りと云れき、されど物をほめて云、みづは、記中に美豆能小佩、又水垣など書き、萬葉にも水枝など、書て、豆は濁言なるを、此みつ〳〵しは、此記にも書紀にも、みな都字をのみ書て、必清言なるをや、又余思ふに、書紀顯宗卷に、不才をア。ツ。ナ。シ。と訓り、彼紀の傍訓にミ。をサ。と書る多ければ、此もミ。ツ。ナ。シ。にて、ミ。ツ。は才の古言か、然らば此のみつ〳〵しも才々しにて、目つきの才々しきを云にやとも思へど、なほ上に云る意なるべし、）萬葉三（四十九丁）にも、見津々々四久米能若子とあり、（師は此枕詞をも、若子までへ係て、若きを云ことは此にても知べしと云れつれど、是はたゞ久米てふ御名へかゝれるのみの枕詞にこそあれ、）○久米能古賀は、久米之子之なり、先久米てふ稱は、本天津久米命及大久米命より出たり、其中に大久米命を黥利目と下文にありて、目の圓に大きにありし故に、久米てふ名を負賜へる、其久米は久流目の約りたる言なり、久流目とは、うつほの物語俊蔭卷に、阿修羅怒れる形を出して、眼を車の輪の如く見久流辨かして云々と云ひ、今世の言にも、人の目の圓く、大にて利げなるを、目の久流々々としたると云、是なり、故滿々し久流目とは續けたり、（さて久米を大久米命の目に因れる稱とするにつきて、若然らば此命の先祖をも既に天津久米命と申せしは如何と云疑ひ

吾歌聲、則一時刺虜、已而坐定酒行、虜不知我之有陰謀、任情徑醉時、道臣命乃起而歌之曰とあり、○意佐加能は、忍坂之なり、○意富牟盧夜爾は、於大室屋なり、○比登佐波爾は人多なり、八十建等を云、萬葉十四(二十丁)にも、比登佐波爾とあり、○岐伊理は、來入居なり、(此記と書紀と趣の異なるに就て、來と云意いさゝか異るべし、此記にては、此大室は元來八十建等の棲なれば、此彼より來聚て住居る意なり、書紀にては、此時に此大室を新く作て、招集たるなれば、常の棲より來て入居なり、言のさま書紀の方にてはいさゝかまさりて聞ゆ、)高津宮段、大御哥に、岐伊理麻韋久禮とあり、さて書紀には此句異離烏利苫毛とあり、○伊理袁理登母は雖入居なり、袁流登母と云ずして、袁理登母と云るは、高津宮段哥にも、玖毛婆那禮曾岐袁理登母、又比登理袁理登母、などありて、凡て居は必如此言べき言格なり、(居は、有など、同じ言の格にて、有も阿理登母と云格にて、阿流登母とは云ず、然いふは俗言なり、居も、袁流登母と云ば俗言なり、古今集俳諧哥に、胸走火に心所燒袁理とあるも、所燒有と云むと同格なり、此も今人の心には、袁流と云べきことゝ思ふべけれど、然云は俗言なり、)さて此句、書紀には枳伊離云々と、初に枳てふ言あり、さて右の四句、同言を再返して云るは、古哥の常なり、(今世とても、賤男賤女の常に歌ふ歌は皆然なり、是謠ふ物の自然の勢なり、)○美都々々斯は、滿々しにて、圓々しと云むが如し、(斯は喜し悲しなどのしなり、)美都と麻登とは本同言にて、音通へり、(全も本同言にて、此等皆物の足ひて缺たる處なきを云言なり、)此は目の圓に大なる貌を云るにて、久米の枕詞なり、(書紀釋にも滿々也と云れども、そは言充滿也と注せれば、八十建が大

考べし、○命以は勅にてなり○饗賜は、御饗乎賜伎と訓べし、此は書紀に云る如く謀事なり、○宛、此字延佳本には充と作り、義はさることなり、(充字は、當也と云注あり、宛字にはあつる意なし)然れども皇朝の古書には、多く宛と作て、此も一本等皆然り、(世に、分りあつる物數を幾箇づゝと云豆都にも此字を書ならへり、)○膳夫の事、上卷(傳十四櫛八玉神の條下)に見ゆ、○毎人、人は即膳夫を云、此は歌に、依に大久米命の帥坐る大久米部の士等を、膳夫に爲立たるものなり、○佩刀は多知波氣互と訓べし、倭建命の御哥に、多知波氣麻斯袁とあり、令佩を約て波氣とはいふなり、○聞歌之者は、宇多乎伎加婆と訓べし、此事は俗にいはゆる相圖なり、○一時共は、毛呂登毛爾と訓べし、書紀に一時とある處皆然訓り、(俗に伊知杼伎爾といふに同じ意なり、)又同時倶時などゝもあり、皇極紀に一時倶とあるは、此の書ざまと同じ、さて此は、八十と多くの建等なる故に、一時とはいふなり、○斬は八十建をなり、○明とは、其とは云ずして、彼膳夫等に其意を顯し示すをいふ、○歌曰は宇多と訓べし、此歌、此記には誰作とも見えず、歌詞に依て思ふに、若天皇の大御歌ならずば、必大久米命の作賜へるなるべし、然るに書紀に、是をしも道臣命のとせるはいかにぞや、(其故は、まづ大久米部は、必大久米命の帥坐る軍士にてあるべきに、書紀には大久米命、といふ人はなくて、道臣命帥大來目部とのみあり、此事上に委論へるが如し、然れば此哥も、實は大久米命の歌ひ給へるを、同く道臣命へ係たるなるべし、)書紀云、勅道臣命汝宜帥大來目部作大室於忍坂邑盛設宴饗誘虜而取之、道臣命於是奉密旨、掘窨於忍坂、而選我猛卒與虜雜居、陰期之曰、酒酣之後吾則起歌、汝等聞

の例皆、訓云々云云々とこそあるに、此はたゞに訓云とありて、訓雲と云ざるも例なきことぞ、○八十建は、書紀に、天皇陟彼菟田高倉山之巓、瞻望域中時、國見岳上則有八十梟帥、梟帥此云多稽屢と見え、また弟猾又奏、倭國磯城邑有磯城八十梟帥、又高尾張邑有赤銅八十梟帥、此類皆欲與天皇距戰、また弟磯城云々詣到而告之曰、吾兄兄磯城聞天神子來、則聚八十梟帥具兵甲、將與決戰云々、是時磯城八十梟帥於彼處屯聚居之、果與天皇大戰、遂爲皇師所滅、また景行卷に、襲國有厚鹿文迮鹿文者、是兩人熊襲之渠帥者也、衆類甚多、是謂熊襲八十梟帥、其鋒不可當焉など、ありて、一人の名に非ず、右の中に、八十梟帥を聚ともあるを以見れば、八十と數多の建どもをいふなり下文に宛八十建設八十膳夫とあるにても知べし、さて右の如く書紀には、此御世に八十梟帥と云る此彼ありし中に、此忍坂の大室なりしは、彼國見岳上に有とある八十梟帥なり、そは先擊八十梟帥於國見丘、破斬之云々、旣而餘黨猶繁、其情難測、乃顧勅道臣命、汝宜帥大來目部作大室於忍坂邑云々とありて傳の趣此記と異なり、さて建とは、定まれる名にはあらず、威勢ありて猛勇き者をいふ稱なり、(書紀に梟帥と書れつれど、必しも此字に泥むべからず、) 日代宮段に、熊曾建(書紀には川上梟帥ともあり、) 出雲建など云もあり、○在其室と云る、書紀の傳と異なり、○待伊那流、此言いと〳〵意得難し、(種々思ひ依れることもあれども、我ながらだに可と思ふ說もいでこず、されど其中に一ついはゞ、) 若は獸の怒て吼るを宇那流と云に通ひて聞ゆれば、(凡て伊と宇とは殊に近く通音にて、魚伊良芋伊毛鱗宇呂古など例多し、) 其意にて、皇軍來たらば戰はむと、怒り誥びて待居るを云にもやあらむ、猶

誅土蜘蛛田油津媛、（山門縣は筑後國山門郡なり）など、ある類にて、岩窟土窖などに住て、人を害ひ殘暴ぶる梟帥等を、蜘蛛に准へて、如此は稱けられたるなるべし、（上に引る攝津國風土記に其由見えたり、又書紀に見えたるかの高尾張邑なりしは、身短手足長とあれば、此形に因て稱けられたるを始として、其餘のも此にならひて、此稱を付られしにもあるべし、然るに新井氏云、大古の時につちぐもと云しは、國神と云が如し、古語にクマと云しは、神と云語の轉にて、クモと云もクマの轉なり、されば虫の蜘蛛に寄て云しには非ず、土蜘蛛と書るは後の借字なり、蜘蛛をクモと云は韓地の方言にて、今も朝鮮の人クモと云なり、但是本我國の語なるを、彼國へ習たるも知べからずと云り、此說は不可し、久母と云名、本より皇國の言なり、されば、本我國の語なるを彼へ習へるかと云るは宜し、凡て韓語には然る例も多きぞかし、又或人、クモはコモリにて、土隱と云稱なりと云り、此は語はさも云べきことなれど、なほ其意の稱には非じ、さて又今世に、吉備國などに、大石を積て作れる、大なる岩窟處々に多くありて、土人の傳へに、昔火雨の降し時、諸人の隱れし跡なりと云と、彼國人語れり、今思に是らも上代に土雲等の住りし蹟なるべし、火雨のことは後の傳への虛說なり、又日向國風土記に、御孫命の天降坐し時に、大鉗小鉗と云二人の土蜘蛛ありて、云々の事奏せしこと見えたり、此は人を殘害し者には非れども、土中に住し故に、後に此稱を負せたるなるべし、）さて此土雲は即八十建をいふなり、○訓云具毛とある注心得ず、雲を具毛と訓むに、注を附べきに非ず、（久を具と濁る故の注かともいふべけれど、是又土雲と連言むに、濁ることは注を待べきに非ず、）且記中の訓注

は、到忍坂之時、生尾云々在大室と云べきを、到忍坂大室と云るは、何とかや地名の如くなるいひざまなれども、此は歌に意佐加能意富牟盧夜とありて、殊に名高かりし故に、其歌詞に就て如此は云るなるべし〇生尾とは、上の吉野段にも有し如く、いと上代には然る人も間ありつと見ゆ、書紀神功巻に、羽白熊鷲といふ人は翼ありて高く飛翔しことも見えたり、〇土雲、雲は借字なり、書紀此御巻に、層富縣波哆丘岬有新城戸畔者、又和珥坂下有居勢祝者、臍見長柄丘岬有猪祝者、此三處土蜘蛛並恃其勇力不肯來庭、天皇乃分遣偏師皆誅之、又高尾張邑有土蜘蛛、其爲人也身短而手足長、與侏儒相類、皇軍結葛網而掩襲殺之、(攝津國風土記に、宇禰備能可志婆良能宮御宇天皇世僞者土蛛、此人恒居穴中、故賜賤號曰土蛛とあり、)又景行巻に、到速見邑、有女人曰速津媛、爲一處之長、其聞天皇車駕、而自奉迎之諮言、茲山有大石窟、曰鼠石窟、有二土蜘蛛住其石窟、一曰青、二曰白、又於直入縣禰疑野有三土蜘蛛、一曰打猨二曰八田三曰國摩侶、是五人並其爲人强力亦衆類多之、皆曰不從皇命云々、(速見邑は豐後國速見郡なり、其國の風土記に、速水郡、昔者纒向日代宮御宇天皇云々時、於此村有女人、名曰速津媛云々、奏言、此有大磐窟名曰鼠磐窟、土蜘蛛二人住之云々、又於直入郡禰疑野有土蜘蛛三人云々、また禰疑野、昔者纒向日代宮御宇天皇行幸之時、此野有土蜘蛛云々と見え、又同書に、石井郷、昔者此村有土蜘蛛之堡、不用石築以土云々、五馬山、昔者此山有土蜘蛛、名曰五馬媛云々、細磯野、同天皇行幸之時、此間有土蜘蛛名曰小片鹿臾小片鹿臣云々など、もあり、)又同巻に、自高來縣渡玉杵名邑時、殺其處之土蜘蛛津頰焉、(肥前國に高來郡、肥後國に玉名郡あり、)神功巻に、轉至山門縣則

比登佐波爾。伊理袁理登母。美都美都斯。久米能古賀。久夫都都伊。伊斯都都伊母知。宇知弖斯夜麻牟。美都美都斯。久米能古良賀。久夫都都伊。伊斯都都伊母知。伊麻宇多婆余良斯。如此歌而。拔刀一時打殺也。

自其地は宇陀よりなり、○忍坂は、和名抄に、大和國城上郡恩坂於佐加、(恩字は忍の誤なるべし、恩も於の假字に用ふまじきにはあらねども、なほ此字にはあらじ、) 神名帳に、同郡忍坂山口坐神社、又忍坂坐生根神社などあり、諸陵式にも、押坂内陵在大和國城上郡と見ゆ、今も忍坂村と云あり、書紀垂仁卷にも、忍坂邑と見え、萬葉十三 (三十一丁) に、青幡之忍坂山者、走出之宜山之出立之妙山叙とよめり、(延佳が是を大坂と一つに意得て云る說は、いみじきひがことなり、大坂は玉垣宮段出、そこに云を見べし、) ○大室、室は和名抄に白虎通云、黃帝作室以避寒暑、和名無呂とあり、(師は歌に依て此の室をも牟呂夜と訓れき、) 凡ての室の事は、甕栗宮段に、新室とある處 (傳四十三の始) に委云べし、此なるは土雲の棲なれば、書紀に掘窨とある如く、土中の室にて、(窨は、字書に地室と注せり、仁德紀に窟をも牟呂と訓り、) 山腹などを横に掘て、岩窟の如く構たる物なるべし、(平地を下へ掘たるには非ず、) 大室といへば、其内は甚廣かりけむ、書紀綏靖卷に、手研耳命於片丘大窨中獨臥于大牀とあるは、尋常の室の廣きなるべし、(但是も片丘と其地名をしも云るを思へば、掘たる土中の窨にも有べし、) さて此

一度にいへる、記中にかゝる例往々にあることなり。）○陀水取、水取は毛比登理と訓べし、和名抄に主水司毛比止里乃豆加佐とあり、モドリ或はモムトリ或はモムドなど訓は、後世の訛なり。）なほ水取のことは、高津宮段に、水取司とある處（傳三十六の始）に委くいふべし、宇陀なるは、當昔宇陀に住て、水部の職を奉仕し者のありしなり、職員令主水司の下に、水部四十人とある是水取なり、（令今本に、此水部を氷部と作るは誤なり、古本に水部とあるぞ宜しき、）主水司式にも、官人率水部云々と云こと、處々に見ゆ（又令の同司下に、氷戸と云ものあり、是も一本には水戸とあり、水戸ならば、此も水取の戸なるべし、氷戸ならば、氷室に因る戸なり、）さて書紀には二年春二月甲辰朔乙巳定功行賞云々、又給弟猾猛田邑、因爲猛田縣主、是菟田主水部遠祖也とあり（猛田は竹田にて、十市郡なり、神名式に見ゆ、今も竹田村あり、）二記共に猛田縣主祖と云ざるは、其氏は既く絶て、たゞ宇陀の水取のみ、此人の子孫はのこれりしなるべし

自其地幸行到忍坂大室之時。生尾土雲（訓云具毛）八十建在其室待伊那流。（此三字以音）故爾天神御子之命以饗賜八十建。於是宛八十建、設八十膳夫。毎人佩刀。誨其膳夫等曰。聞歌之者一時共斬。故明將打其土雲之歌曰。意佐加能。意富牟盧夜爾。比登佐波爾。岐伊理袁理。

て、阿々云々の注は、嘲咲者也なりけり）さて此言、舊本一本には、伊能基布曾とあり、（靈異記に、彼犬之子毎向家室而期剋睚眥嗥吠云々とありて、期剋イノ。去不と注せれども、何の意にか心得がたし、）何れよけむ定め難けれども、姑く延佳本に依て云るぞかし、○阿々、此言書紀には、於佐箇廼云々と云歌の次に、皇軍大悅、仰天而咲因歌之曰伊莽波豫、伊莽波豫、阿々時夜塢、伊莽儺而毛阿誤豫、伊莽儺而毛阿誤豫、今來目部、歌而後大哂是其緣也とあり、（此は此記と傳への異なるなり、さて今來目部云々と云るは、久米舞の時の態なり、）私記に、阿々を咲聲也と注せり、誠に今世の人も、咲聲は阿々と云り、○志夜胡志夜は上なると同じ、私記に、かの時夜塢を、猶言乎加志と注せり、○嘲咲者也は、阿邪和羅布曾と師の訓れつるに從ふべし、即あざけり笑ふ意なり、字鏡に、嗤蚩同、阿佐介留、又曾志留、又和羅不、書紀神代卷に、笑嘔又嘲とあり、さて者也を曾と訓は、上の伊碁能布曾の曾の例によればなり、さて盈々と云より下は、歌には非ず、（歌は斐惠泥といふまでなり、）上の歌をうたへる次に言る詞にて、（書紀の阿々時夜塢云々は、因歌之曰とあれば、別に一首哥の如く聞ゆれども、其次に、來目部歌而後大哂とある、今此處の詞どもは、此後大哂とあるに當れり、）兄宇迦斯がおふけなき所爲を、詈辱しめ嘲り嗤へるものなり、さて此は、盈々、志夜胡志夜、阿々、志夜胡志夜と續きたる詞なるに、此者伊碁能布曾と云注の詞を、其中間にしも置るは、いかにぞや聞ゆめれども、如斯短く約めていへるも古文のさまなり、（委く記さば、まづ盈々云々、阿々云々とつゞけ書て、次に盈々云々此者云々曾、阿々云々此者云々者也、とあるべきことなれども、さては同詞を二度いふが煩しき故に、約めて如此

志牟ともいふ類なり、曾は辭にて、此ぞ彼ぞなどいふ曾なり、(延佳が、いきのぶぞと假字を附たるは、息延と心得たるにや、基をキの假字とするも、布を濁音とするも皆非なり、さて師は、疊々を延佳本に亞々と作るに就て、次なる阿々と一言と心得て、其說に云く、此處は阿々志夜胡志夜、阿々、此者伊基能布曾、志夜胡志夜、此者嘲咲者也とありけむを、後に今本の如くには誤れるものなり、今本は、上の阿々を亞々と作るも、又其下に音引とあるも、皆誤なり、次に阿々とあれば、上も阿字なること明らけく、又音引と云注は、次の阿々の處にこそ有べけれ、上には有べき由なし又下の阿々は、右の如く此者伊基能布曾の上にあるべきを、其下に書るも誤なり、伊基能布曾とは、阿々の注にて、伊基は息にて、いごうなり、兄猾を滅して息を延るなりと云れき、今思ふに、まづ亞も疊も、記中に假字に用たる例なければ、阿の誤とせむもさることなり、又亞々の下に音引とあるも、下の阿々と、二と見るときは非なり、又下の阿々を、此者伊基能布曾の上へ移されたるも、亞々と阿々とを一としては然るべきことなり、又伊基能布を休息と云る、も一わたり聞えたり、今世の俗にも、力を用て勞れたる時に、打休みては阿々と云、又苦勞のありし者の、其苦勞を終へて休まることを阿々と思と云り、此ら伊基能布を阿々の注としてよく叶へり、然れども猶よく考るに、まづ阿と亞疊とは、字形甚く異なるうへに、亞も疊も、假字に用ひならはぬ字なれば、此らの字には寫し誤るべき由もなく、又下の阿々の置所を替るも心ゆかず、又息を延ると嘲咲とは、甚く趣の異なる事なるを一に連けて言べきにも非ず、彼此を思ふに、なほ上の疊々と下の阿々とは、一にあらず、異言にして、伊基能布曾は、疊々云々の注にし

衣のくび取て引立よなどある(猶此外にも多し)志夜と同くて、物を賤しめ嘲る辭なり、(今の俗言にもシヤツツラと云ことあり)さて右に引る中昔の語どもなるは、車者などの字音の如く呼しと聞ゆるを、(虫の志夜尻にと云る句、必七言なるべければなり)上代には然る言なければ、志と夜とを慥に讀べし、○胡志夜は、袁胡志夜の遠を省けるにて、袁加志夜と云に同じ、(袁加志と云は、即袁許志なり)袁胡は、袁胡賀麻志などの袁胡なり、此言は輕島宮段大御哥に見ゆ、彼處(傳三十二の末)に委く云べし、志夜は、喜しや悲しやなどの志夜にて、夜は歎息の辭なり、(上の志夜とはいさゝか異なり)又書紀に時夜塢とある(此は下に引り)に依ば、塢と胡とは、横に通て殊に近き音なれば、胡を上へ屬て、志夜胡と讀み、下の志夜は、上の志夜を再び重て云りとすべし、是も惡からず、其時は胡は上の志夜に附たる辭なり、○伊碁能布曾、此言甚心得難し、(凡て如此假字に書るは、古より其意の詳ならざる故に、言傳たる言のまゝに記せるが、往々あることなり、書紀神功巻に阿豆那比之罪、又欽明巻に、歎曰久須尼自利、此新羅語未詳也とある類なり、此は殊に上の言を注せる語なれば、其意の知たることならましかば、かく假字には書ましやは、然ればかゝる言を、遙の後世に、さる意ぞなど、注せむは、中々に物ぞこなひにもあるべけれども、さりとて又默止て有べきにはた非ざれば)されど例の強ていはゞ、伊碁は、上文に見えたる伊賀を轉かしたる言にて、能布は、賭の物を出すを都久能布と云類の能布にて、(賄をするをまひなふ、仇をするをあたなふといふ類の那布も同じ)伊賀と云て人を賤しめ詈るを、伊碁能布と云しにや、咄嗟と云て駭くことを、阿夜志とも阿夜

とて、羂を張たるに、思ひかけぬ大魚の鯨のかゝれるぞ、家なる妻が魚を待乞ば、此肉の長く大なるを望むまゝに幾らも多く聶て與へよとよみ賜へるにて、其鯨の肉の饒きに、皇軍の盛に大なることを譬て、いかなる強敵に遇ひて、足はぬことなど、餘ある物を、小き謀以て害ひ奉むとせしことのおふけなさよと、兄宇迦斯が所為を賤しめ嘲り賜へる下の意なり、さて書紀に此御哥の次に、是謂來目歌、今樂府奏此歌者、猶有手量大小及音聲巨細、此古之遺式也とあり、(手量とは、舞の手の動く量なり、大小は、其手を大に動かす處と、小く動かす處とのあるを云なり、)○疊々は詳ならねど強ていはゞ、盈の草書の字を、疊と見誤れるにや、盈は假字に用たる例なければど、(後世平假字には用ふ、其躰疊の草書と全く同じ、)其言によりては、例なき假字をも用たる、處此記にも往々あるを、此は殊に尋常の言にも非ればか、ゝる假字をも用ひたるべし、故姑く盈字と定めて、延々の假字とす、さて此言は、今俗に醜惡き事或は汙穢き事などを見聞て、延々といふ、是惡み疎む歎息の聲なり、此も其に同くて、兄宇迦斯がおふけなく逆なる所為を、辱しめ惡みたる辭なり、(延佳本又一本にも、亞々と作るは心得ず、其故は、亞々にては、次に阿々とあると同言なるを、此者伊碁能布曾、此者嘲咲者也と、異事に注せること通えざればなり、)○音引とは、二の盈を離しては讀ず、只一の盈を長呼が如く引て讀めとの註なり、(阿々の下なるも同じ、)○志夜は、平家物語に、志夜冠を打落せ、又志志頬をむずくとぞ蹈れける、宇治拾遺物語に、貫之が東人に令似てよめる哥とて、あな照や虫の志夜尻に火の著て、小人魂とも見え渡る哉、今昔物語に、志夜頬は猿に似て、又志多足打折てむ物を、又志夜

りと云れつれどいかゞ、古嚴橿とは云れども、嚴坂樹と云る例もなく、又此、御哥には嚴と云こと由なし、又橿の實の獨とは云れども、其實は大きなる物に非れば、大の序とせむこともいかが）さて此句は次の意富祁久の序なり、○意富祁久袁は、大きなるをと云むが如し、大と多とは本は同言なりしかば、（古は少きと小きとをも通はし云て、小きことを須久那と云る例も多かり。）大をも意富祁久ともいひしなり、さて彼、柃の實は細小なる物なれば、大の序には叶はぬに似たれども、言の同じきまゝに、序は多の意につゞけたるなるべし、（上の那祁久を、姑く長けくと定めつるから、此をも大けくとせり、若かの那祁久も他意ならば、其意によりて、此も多けくならむも、知がたし、其は後の人の考へを待つなり。）さて此は鯨、肉の大きに切置るをと云なり、○許紀陀斐惠泥は、幾許聶よなり、許紀陀のこと上に云るが如し、凡て同言を再云ときは、少し云ざまを變ること、古哥に多し、（上卷八千矛神の御哥に、上には阿理登伎加志弖と云て、下には阿理登伎許志弖と云、高津宮段御大哥に、上には須賀波良とありて、下には須宜波良とある類なり、猶多し。）故上には許紀志此には許紀陀と、變て詔へるなり、師は、上も此も共に許紀志陀なりしを、上なるは陀、此は志を互に脫せるものなり、さて許紀志陀斐惠泥とは、實をこきおろしゑなへよと云るなり、志陀と志那と同じく、斐惠を約むれば、幣となればなり、さてかくいふ意は、前妻の子の小きをも、後妻の子の大なるをも、皆なぶり殺せと云意なりと云れき、されど此說いとむつかしきうへに、書紀にも此記と同く、居氣辭居氣儀とあれば信がたし、又此、說の如くにては、鯨を出せる何の由もなく聞ゆ。）○御哥の總ての意は、鴫を捕む

にも有べし、此は何れにても有なむ、）泥は然せよと仰する辭にて、斐惠與と云むが如し、○宇波那理賀は後妻之なり、和名抄に、後妻和名宇波奈利と見え、（同書に、前夫之太乎、後夫宇波乎ともあれば、宇波は後の意なるべし、凡ての事に、前を下云々といひ、後を上云々といふたぐひ多し、）字鏡には嫐宇波奈利とあり、（嫐字は心得ず、）大和物語にも、こなみうはなりと云ることあり、檜垣家集に、船にのせなどするほどに男も來たり、此うはなりこなみ一日一夜萬の事を云語らひて、つとめて船に乘ぬとあり、又書紀に、嫉妬をウハナリネタミと訓り、（此は本妻の後妻に嫉むを云なり、）○那許波佐婆は上なると同じ、さて前妻後妻は、鴫羂を張れる者の家の妻にて、（是はたゞ譬へのうへのみのことなり、兄宇迦斯が妻にあて、いへるには非ず、）必しも二人には非るを、假に前妻後妻と二にいふは、古の長哥の常なり、さて夫の獵漁に出つれば、家なる妻は、夕魚朝魚の料に其獲物を待居るものなる故に、魚乞者とはよみ賜へるなり、○伊知佐加紀微能は、田中道麻呂云、今近江國の彦根のあたりにて知佐加紀と云木あり、是なるべし、尾張にては志良者氣、美濃にては、毘者加紀と云り、黒く小き實の甚多くなる木なれば、意富祁久の序によく叶へりと云り、此説宜し、其木は和名抄に、柃漢語抄比佐加木とある是なり、（柃字を當たるは未詳、）今も比佐加紀と云り、伊勢にては微佐加紀とも毘者許ともいふ、北國にては此木を佐加木と云とぞ、何處の山にも多かる木なり、（是に大小二種ありて、實の多きは大なる方なり、小き方はいと低く叢り生て、春の若葉の色いと赤し、○契冲は嚴龍眼木歟と云、師も是に依て、古佐加紀どいひしは、多く橿にて、橿の實の獨と萬葉によめる如く大の序な

十七の三十四丁に曾許婆、廿の廿五丁に曾伎太久毛、などある、皆同言なるを、如此さま〴〵に云れば、許紀志とも云べきなり、さて右の言どもを、眞字には幾許と書て、卷々にいと多し、(皆右の假字書の例どもに依て訓べし、) 抑此言は、本は物の數の多きことなれども、阿麻多佐波爾などいふとはいさゝか異にして、伊加婆加理加といふことなる故に、幾許とは書るなり、(萬葉四の卅七丁に、幾許思ひけめかも云々、是はいかばかりと訓べし五卷に伊加婆加利と云あり、又八の五十八丁に、わがせこと二人見ませば幾許か此降雪のうれしからまし、) さて其いかばかりかと云は、數の多きより云言なるを轉して、甚しき意にも云るなり (こゝた戀しきなど云はいかばかりか戀しきと云ことにて、甚戀しきと云意になれり、此にて何れをも准へ知べきなり、) さて又正しく數の多きことに云るは、萬葉五 (十八丁) に、妹がへに雪かもふると見るまでに許々陀母まがふ梅の花かも、(源氏物語などに許許良、又曾許良など云るは、皆正しく數の多きことに云り、) 是なり、さて此の許紀志許紀陀は、伊久良母といふ言にて、然云は幾ほどにても多くといふ意なり、斐惠泥は、漢籍禮記 (禮運) に、捭豚 (注に、擘折豚肉也、) 又 (少儀) 牛與羊魚之腥、聶而切之爲膾、(聶は䐑牒と同じ、簿切肉也と字書に見えたり、) この捭又聶を、古より比惠互と訓り、(凡て漢籍の舊訓に、古言の遺れること多し、物をへぐといふも、ヒ。エ。グのつゞまれる言なるべし、) 肉を簿く小く切ことなり、(書紀神代下卷に竹刀、和名抄に、日本紀私記云、竹刀阿乎比衣とあるは、衣の假字なれば、此の斐惠とは別言ならむか、但し宇流波志を、字鏡に于留和之と書るなどの例もあれば、斐惠を誤て、比衣と私記には書る

る、是なり、(又中をも那とのみ云るは、書紀神功卷にある淳中倉てふ地名を、津國風土記には沼名椋とあり、又繼躰紀に坂中井、中此云「那」、又天武紀に淳中此云「農難」とあり、此等も今の例ともすべし、) 祁久は伎と云むが如し、伎また久を、古言に祁久と云ること多し、(古今集に、世中のうけくにあきぬと云るなどは、宇伎にて、伎を祁久と云るなり、又惜けくもなしなど云は、惜久にて、久を祁久と云るなり、何れも萬葉などに例多し、) 但し序の曾婆も、今何木と慥には知らざれば、其實も如何なる形したる物とも知らざれども、此句を長けくとせば、彼實をも姑く形の長き物として、長きの序とすべし、さて長きは鯨肉の長く切たるをいふ、(鯨は大魚なれば、其肉を全にては置がたき故に、宜き程に切分て置物なれば、其長く切置る肉をと云るなり、)〇師は此句を少けくをなるが須久二字の脱たるなりと云れき、信に下なる意富祁久に對へては然るべけれども、書紀にも此記と同じくて、須久の字は無ければ、從ひがたし、)〇許紀志斐惠泥、許紀志は下許紀陀と同言にて、(書紀には、二共に紀を氣と書り、氣はケ。の假字にて、書紀にもケ。にのみ用ひたれば、彼はケ。と讀べきかとも思へど、凡て書紀の假字は、吳音をも漢音をも用ひ、一字を三音四音にも通はし用たれば、此字も漢音を取て、此はキ。と讀べし、) 延佳が幾許と注せるぞ宜しき、其は萬葉二(四十四丁)に、御笠山野邊往道者己伎太雲繁荒有可久爾有勿國、廿(二十五丁)に、己伎婆久母ゆたけきかも、十四(二十八丁)に、許己婆かなしき、又(七丁)己許太かなしき、十五(二十三丁)に、奈曾己許波いのねらえぬも、十七(四十八丁)に許己太久母えげき戀かも、十八(六丁)に、許己太久爾云々、(又九の十八丁に曾己良久爾

る故に、多知某と云り、木立などいふも同じ、(倭建命段の哥に、宇惠具佐、萬葉三に殖木、また殖子水葱、十四にもうゑこなぎ、又うゑ竹など、ある宇惠も、人の植たる由にはあらずて、植りてある意なれば、多知といふと同意なり、) 曾婆は、和名抄に唐韻云栿棱、木也又四方木也、和名曾波乃木とあり、(字書を考るに、栿棱は木名に非ず、木の楞なり、然るに、此字を曾婆の木に當たるは、物の稜角を曾婆といふから、思ひ混へたる誤りなり、) 書紀仁徳巻皇后御哥に、箇波區莽珥多知瑳箇踰屢、毛々多羅儒椰素麽能紀破とあるも、この木にやあらむ、(谷川氏云、是は箭栿棱にて、今矢筈と云、漢名鬼箭といふ木なりと云り、又八栿棱か、又八十葉木か、何れならむ詳ならず、) また枕冊子に木はと云る中に、そばの木、はしたなき心ちすれども、花の木ども散はてゝ、おしなべたる緑になりたる中に、時もわかず濃き紅葉のつやめきて、思ひかけぬ青葉の中より差出たる、めづらしと云り、(はしたなきこゝちすとは、そばといふ名のことなり、) さて此は何れの木にか、未慥に考得ず、(今かなめといふ木を、山里人などはそばの木とも云り、此は何處の山にも多かる木にて、三月のころ若葉の赤くつやゝかなる物なれば、枕冊子に云るにはよく叶へり、) さて此句は次の那祁久の序なり、七言一句の序いとめづらし、(古哥を考るに、凡て序は、或は五言七言と二句、或は五七五と三句などは常のことなれども、一句にて七言なるは、をさ〳〵見あたらず、一句のときは皆五言なり、又三言四言なるは多し、それは五言の格なり、) ○那祁久袁、此句心得難し、(契冲も未詳と云り、) されど強て試にいはゞ、長けくを歟、長を那とのみ云る例は、風神を書紀には級長津彦命と書るを、此記には志那都比古神とあ

云しなるべし、壹岐國風土記に、鯨伏てふ地名の由縁を云るに、鯨を俗に伊佐といへるよし見ゆ、」○久治良佐夜流は鯨障にて、鴫羂へ鯨の罹れると云なり、如此譬たまへる意は、思ひかけぬ大軍の來て、小謀の違へるとなり、和名抄に、唐韻云大魚雄曰鯨、雌曰鯢、淮南子云鯨鯢魚之王也、和名久知良と見ゆ、さて鴫の小に對へて云むには、大に猛き物は鳥にも獸にもあるべきに、羂に似つかはしからぬ、海物の鯨をしも作賜へるは、徒に大なる物を擇出賜へるのみには非ず、此は此大饗の御饌物の中に、鴫と鯨との有しに就て、即其物に寄て詔へるなり、(然らざれば羂に鯨は似つかず、)さて此句、書紀には流を離とせり、流の方ぞ優れる、○古那美賀は前妻之なり、和名抄に、前妻和名毛止豆女、一云古奈美とあり、字鏡には娟古奈彌とあり、(娟字は心得ず、)○那許波佐婆は魚乞者なり、乞ばを許波佐婆といふは古言の格ぞ、(立を多々須、行を由加須などいふと同じ云ざまなり、)さて魚の事を詔は御饗に因てなり、(此句、延佳も契冲も師も、汝子者として、佐婆をば、契冲は訕嗟なりといひ、師は歌ふ辭なりと云れつる、何れもわろし、まづ子の假字には、記中に古字をのみ用ひて、許を用ひたる例なし、此事傳首卷に委く云るが如し、書紀にも子には、古胡固などの字をのみ用たるに、此には居字を書る、是子に非る證なり、又汝子としては、下の詞ども、聞えがたし、誰も皆此句を解誤れる故に、次々も明らかならざるなり、己も年ごろ心得かねて、くさぐさ思ひめぐらしつるを、近ころ思得て魚乞者と定めつ、)○多知曾婆能微能は、契冲立柧棱之實之かと云り、然るべし、多知は、書紀神代卷に、門前所植湯津湯桂木とある、訓注に所植此云多底婁とある意にて、凡て木草は立てある物な

(二十七丁)旅にして物戀之伎乃鳴事毛十九(九丁)に、春儲て物悲きに三更て羽振鳴志藝誰田にかすむ和那は、和名抄畋獵具に、蹄、周易云蹄者所以得兎也云々、師說和奈と見え、書紀(神代卷下)には、時有川鴈嬰羂困厄と見え、字鏡には、胃擊也挂也和奈と見ゆ、(胃は罥字にて羂と同じ、)萬葉十四(五丁)に、あしがらのをてもこのもにさす和奈の云々、さて此句は、兄猾が機を構て落し入奉むとせし小き謀を、鳴取むとて羂張置に譬て詔へりと契沖云り、○和賀麻都夜は我待にて、鳴の罹るを待なり、夜は高行や隼別(高津宮段)打や霰(遠飛鳥宮段、哥)咲や斯花(古今集序)などの類の夜にて、待や鳴と、次の句へ續くなり、(此句を上句へ着て心得るは非なり、上句は、波留と切れたり、)和賀は、此羂を張れる人の我にて、己が待鳴はと云むが如し、(故此句は下へ續なりとはいふなり、若上へ連けて見るときは、我と云こと聞えず、又和賀を、契沖の、兄猾が我なりと云るは、いさゝか違へり、譬たる意は兄猾に當れども、言のうへは然らず、)○志藝波佐夜良受は、契沖云鳴者不障なり波と夜と同韻にて通ふ故に、障を佐夜留と云り、萬葉五に百日しも行ぬ松浦路けふ行て、あすは來なむを何か佐夜禮留とよめり、さて此の障は罹るなり俗に物に觸るゝを佐波留と云と同じと云り、此說の如し、又萬葉五(三十八丁)に、訪良爾佐夜利奴ともあり、○伊須久波斯は、契沖云勇細なり、佐と須と音通へり、鯨を伊佐那と云て、萬葉に勇魚と書り、久波斯は、名細花細香細などの類にて、美稱る詞なり、故鯨と云むために、まづ其を稱る詞を發語に置なりと云り、此說の如し、猶師の冠辭考いすくはし又鯨魚取條に委し、(萬葉に伊佐那を鯨魚と書るを思へば、鯨をやがて伊佐那とも

大饗は意富美阿幣と訓べし、(天皇へ獻る饗なる故に、大とはいふなり、後世にいはゆる大饗の謂には非ず、彼は饗の大なる由にて、大饗とは云り、)○委とは、御饗の物を殘さずと云にもあるべく、又御軍士等一人も漏さずといふにても有べし、○此時とは、此御饗の物を賜はりて、皇軍士等の宴飲遊ぶ時なり、○歌曰は、書紀の訓注に依て、美宇多余美志賜久と訓べし、此歌は、此宴に御軍士等の歌へるなれども、天皇の作坐る大御歌なる故に、書紀に御謠とは云るなり、書紀云、已而弟猾大設牛酒以勢饗皇師焉、天皇以其酒宍班賜軍卒、乃爲御謠之曰、謠此云宇多預瀰とあり、(設牛酒と書れたるは、漢籍に傚へる潤色の文なり、戎國にてこそ、かゝる饗などにも牛肉を主とはすれ、皇國にては、古も今もさらに無きことなり、天武天皇の御世に、牛馬肉を食ふことを禁められしは、やゝ後に民間などにては、食し者もありつらむ、上代にはさらにさることとなし、縱ひ食し者は稀々ありしにもあれ、かゝる大御饗などに用ひしことは、決て無きなきことなり、ゆめ虚文にな惑ひそ、)○宇陀能は、三言の句なり、(次へ連ねて七言の句とするは非なり、)○多加紀爾は、契冲、高城になりと云る、然なり、(高樹とするは非ぞ)紀とは、必しも後世の城の如くしたゝかならねども、かりそめに、垣ゆひ廻らし構へたる處などをもいふなり、(稻を積置處を稻城、馬を居しむる處を牧と云るにても知べし、)多加紀は、高津宮段歌に、美母呂能曾能多迦紀那流、書紀顯宗卷哥に、於尸農瀰能莒能拕哿紀儺屢などもあり、○志藝和那波留は、鴫羂張なりと契冲云り、鳴を取むとて羂を張置を云り、志藝は、和名抄に、玉篇云、云鷸野鳥也、楊氏抄云之木、一云田鳥とあり、書紀(神代上卷)には、鷸此云之伎とあり、萬葉一

辭乃自蹈機而壓死とあり、(廝爾を、本にはイヤシキヤツコと訓り、今此記に依てイガと訓つ、さて獲罪於天と云るは、例の漢意の潤色なり、かゝることに天を云は、古意に非ず、故此天字を阿米とは訓ずして、伎美としも訓るは、古への道をよく辨へ知れるものなり、)〇控出とは、壓れてある下より引出すなり、〇斬散は、伎理波布理伎と訓べし、上卷八俣遠呂智段に切散とあるをも然訓つ、此は水垣宮段に、斬波布理其軍士、故號其地謂波布理曾能とあるに依り、此言のこと彼處に云べし、〇血原、此地名今は聞えねば、何處方とも知がたし、たゞ宇陀郡と心得べし、(大和志に、在上田口村と云るはおぼつかなし、凡て彼書、古蹟を其處と定めて云る、妄なること多し、)書紀に云、時陳其屍而斬之、流血沒踝、故號其地曰菟田血原と云り、此記には血の流れたることは云ざれども、斬散と云るに、おのづから血はきこえたり、

然而其弟宇迦斯之獻大饗者悉賜其御軍。此時歌曰。宇陀能。多加紀爾。志藝和那波留。和賀麻都夜。志藝波佐夜良受。伊須久波斯。久治良佐夜流。古那美賀。那許波佐婆。多知曾婆能微能。那祁久袁。許紀志斐惠泥。宇波那理賀。那許波佐婆。伊知佐加紀微能。意富祁久袁。許紀陀斐惠泥。疊疊音引志夜胡志夜。此者伊碁能布曾。此五字以音阿音引志夜胡志夜。此者嘲咲者也。故其弟宇迦斯。此者宇陀水取等之祖也

爲、陰には難を爲むとしながら、陽には仕奉ると見せたる故に、此方よりも、言には其陽の戸爲を以如此云て、下の意は、汝其押に打れて死ねと云意なり、(今世人の語にも、此格つねあることなり、)其押に打れて死るは、即難をなし奉むとする狀を自顯すなり、○握橫刀之手上は、書紀此卷(五瀨命の段)に、撫劒此云都盧耆能多伽彌屠利辭魔屢とあり、如此訓べし、(但屢は言の居りたる處を以注せる例にて彼も理とよむ處なり、今此も然り、)神代紀に急握劒柄、また此御卷に案劒とあるなど、皆然訓り、手上のことは傳五(迦具土神被殺の段下)に云り、登理志婆流は、かの字の意にて、つよく堅く握るを云(撫劒と書れこゝは、漢文ざまにて、此言の意には疎し、)○矛由氣は、書紀、崇神卷に、豐城命以夢辭奏于天皇曰、自登御諸山向東而八廻弄槍八廻擊刀、とあり、さて此に由氣と書るは假字なれば、氣下へ志てふ辭を添て、躰言に讀は非なり、用言に讀べし、(凡て假字の下へ辭を讀附ることなく、又此は上の握も下の矢刺も用言なるに、是をのみ躰言によむべきに非ず、かの書紀の弄鎗擊刀をも、ホコユケタチカクと用言に訓べきなり、)さて由氣てふ言は、他に見えざれば、如何なる態ともさだかには知がたければ、(言の活用は、受掛付退避などの例に依ば、由氣由久由久流と活くべきにや、)姑くかの弄槍に依て意得おくべし、○矢刺は、上卷(傳十手間山段の末)に見ゆ、書紀には彎弓とあり、○追入は、彼押機を設置る殿內へ、兄宇迦斯を追入るゝなり、○所作は波理於祁流と訓べし、書紀曰、天皇卽遣道臣命察其逆狀、時道臣命審知有賊害之心、而大怒誥嘖之曰、虜爾所造屋爾自居之、(爾此云飫例、)因按劒彎弓逼令催入、兄猾獲罪於天事無所

り、○伊賀、此は他に例もなく、甚心得がたき言なるを試に強ていはば、伊賀國風土記伊賀郡處に、猿田彥神女吾娥津媛命云々、此神之依知守國、謂吾娥之郡云々、後改伊賀吾娥之音轉也とあり、(同國延長の風土記には、伊賀國本此號者伊賀津姬之所領之郡也、仍爲郡名亦爲國名と云り、)是に依に伊賀は阿賀と通へり、さて於能禮とは自己を云稱なるに、又人を賤しめて云にも用ひ、(今世にも然り、宇治拾遺物語に、此度の我命にかはれおのれらよなど、あり、)意禮とは人を賤しめて云稱なるを、今世には自己のことを然云、此らの例を以見れば、阿賀と云も、自己のことなるを、又人を賤しめて云にも用ひしにや、是又今世にも然り、書紀に此を虜爾と書れたるも其意にや、(師は、若は嚴しくなるを字の落たるかと云れつれど、宜しとも聞えず、)皇極紀(十一丁)に、蘇我大臣蝦蛦云々嗔罵曰、噫入鹿云々、儞之身命不亦殆乎、○大殿內、この殿字を諸本に誤て麻と作るを、延佳が改めつるは當れり、故今も其に從へり、萬葉十三(二十九丁)に、大殿乎都可倍奉而とあり、○意禮は、人を賤しめ詈る稱なること、上卷(傳十根堅洲國の段下)にいへるが如し、(宇治拾遺物語に、やうれおのれらよ、又おれは何事いふぞなどもあり、)○明白は、阿加志麻袁世と訓べし、阿加須は隱せることを顯し言なり、(今世にもさる意に云言なり、)此は言を以云には非れども、其狀を顯すは、言ふも同じこゝろばへなり、(自字は、己が罪を自顯し告ることに用ふ後世にいはゆる白狀など是なり、然れども此は必しも其意にて書るには非じ、只麻袁世云言に用ひたるのみなるべし、又明白とつゞける字に就て、師は此二字を伊知自漏志と訓れつれど、わろし、)○將爲仕奉之狀とは、今の兄宇迦斯が所

四世の孫なり、天押日命の事は傳十五に見ゆ、）○大久米命は、皇孫命の天降坐し時、大伴連の祖天忍日命と相並て御前に立坐し、天津久米命の子孫にて、今度も又當昔のまゝに、如此道臣命と相並て、大功を立賜へる人なり、然るを書紀には、日臣命帥大來目云々、また勅道臣命汝宜帥大來目部云々など、道臣命の下に屬たる人の如く記されたるは如何ぞや、此はや、後に子孫に至ては、大伴氏のみ榮て、此久米直氏は甚く衰て、終に大伴氏の部下に屬ることゝなりにけるを、書紀は其衰へたりし子孫の時代の狀を以記されたる物とこそ聞ゆれ、（さばかり大功ありし臣命を、たゞに大來目とのみにて、命とも書されず、又部とあるなどは、一人の名とだに聞えず、此命のためにも氏のためにも、いと心うきわざならずや、）此事上卷（傳十五）に委論へり、考見べし、さて久米てふ名意は、猶下に云べし、さて書紀のかの道臣命に築坂宅地を賜へる事の次に、亦使大來目居于畝傍山以西川邊之地、今號來目邑此其緣也、（來目邑は、和名抄に、大和國高市郡久米鄕あり是なり、式に久米御縣神社もあり、此村白檮原京にいと近し、今も久米村久米寺などあり、川邊とあるは、雄略紀に來目水とある是なるべし、さて伯耆美作伊豫などに久米郡と云あり、其餘も國々に此地名の多くあるは、皆本は此氏より出たるものなり、）續後紀に、伊豫國人浮穴直千繼云々、千繼之先、大久米命也とあり、（伊豫國浮穴郡に並て久米郡あるも由ありけむ、此事傳十五にもいへり、）○罵詈は、能理豆と訓べし、萬葉十二（二十八丁）に、柜楉越爾麥咋駒乃雖罵、また於能禮故所罵而居者、十六（九丁）に將若異子等丹所詈金目八などあり、能流とは、もと詔宣などを云を、又如此人を辱しめて言ことにも用ふめ

上に大殿とあれば、此も意富登能と訓べし、書紀に、弟猾即詣至因拜軍門而告之曰、臣兄々猾之爲逆狀、聞天孫且至、即起兵將襲、望見皇師之威、懼不敢敵、乃潛伏其兵、權作新宮而、殿內施機、欲因請饗以作難、願知此詐善爲之備とあり、(さてかく、弟として兄の罪を顯はし白せることを、義いかにあらむと論ふは漢意なり、假使父にまれ、君に背奉むには、從ふまじきことわりなれば、況て兄ならむをや、いかばかり善事を爲ても、天皇に背奉む者は、いみじき逆としるべし、)〇大伴連又久米直のことは、上卷(傳十五)に云り、〇道臣命、書紀に、大伴氏之遠祖日臣命、帥大來目督將元戎、蹈山啓行、乃尋烏所向、仰視而追之、遂達于菟田下縣云々、于時勅譽日臣命曰、汝忠而且勇、加能有導之功、是以改汝名爲道臣とあり、此にて名義知られたり、(延喜六年竟宴哥に此命を、伊佐袁志久多陀斯岐彌知乃於牟迦斯佐斗旦曾我那毛岐微波多末比斯、二三の句の際に道臣をたち入たり、意美を意牟とよめるは音便、)また初天皇草創天基之日也、大伴氏之遠祖道臣命、帥大來目部、奉承密策、能以諷歌倒語掃蕩妖氣、倒語之用始起乎茲、(繼體紀の詔に、故道臣陳謨而神日本以盛云々、)また二年春二月甲辰朔乙巳、天皇定功行賞、賜道臣命宅地、居于築坂邑、以寵異之、(築坂は、垂仁紀に葬倭彥命于身狹桃花鳥坂、と見え、又檜隈天皇葬大倭國身狹桃花鳥坂上陵と見えたる同所なり、高市郡と諸陵式に見えて、白檮原京に遠からぬ地なり、)さて姓氏錄の大伴宿禰條に、高皇產靈尊五世孫天押日命とあると、高志連條に、高魂命九世孫日臣命とあるとを、合せて考れば、道臣命は天押日命の玄孫なり、(又大伴大田宿禰條には、高魂命六世孫天押日命とあり、此に依ば

伊都波理弖と訓べし、(陽は佯と同じくして、實には然らぬことを、うはべに然る貌をする意の字なり、)○作大殿は、書紀に請　饗とある、其料として作れるなり、○押機は淤志と訓べし、(師の於志波自伎と訓れつるはわろし、)下に押とのみも書り、書紀には機とあり、(文選にも機をオシと訓る處あり、)さて此物は、下文に押見打而死と云、書紀に踏機而壓死とある如く、人を欺て殺む爲に、然りげなく見せて、踏ば覆り墮入て壓れ死ぬべく構たる物なり、和名抄畋獵具に、漢語抄云、鼠弩、一云鼠弓、於之とある、(拾遺集物名に、押年魚を、はし鷹の招餌にせむと構へたる鼠弩あゆがする鼠とるべく、あゆがすは動搖すなり、)是は鼠を取む料の押機なり、又天武紀に、詔諸國曰、自今以後制諸漁獵者莫造檻穽及施機槍等之類とある機をば、フムハナチと訓れども、(蹈發の意なり、)此も於志と訓べし、獸を取る押機なり、(今世には於登志と云、又處によりて、許夫知とも云り、○凡て機と稱ふ具くさ〴〵あり、いづれも此處に觸れば彼處に發くが如き事に名けたり、)○作は波理弖と訓べし、次の文には即張と作けり、是古言なるべし、○先參向、先とは彼構へたる大殿へ未入來坐ぬ、先に彼へ參るを云、○拜は袁呂賀美弖と訓べし、書紀推古御卷の歌に、烏呂餓彌弖兎伽陪摩都羅武とあり、袁賀牟と云は、此呂の省りたるなり、○兄々宇迦斯の上の兄は、阿尓と訓べし、(阿爾と云べきこと、上卷に云り、さて舊印本には、兄字一は無し、其もあしからず、既に兄と云うへは、又兄といはでもあるべければなり、然れども他の本どもにも書紀にも、皆兄々とあれば、今も其に依つ、)○將爲は、爲將を下上に寫誤れるかとも思へども、下にも將爲仕奉など、あれば、如此も書しなるべし、○殿は

又書紀此卷に兄倉下弟倉下もあり、(是も地名か、)又雄略卷に、兄君弟君兄麻呂弟麻呂あり、女には景行卷に、兄遠子弟遠子と云あり、兄比賣弟比賣は此記にも此彼あり、○鳴鏑は那理訶夫羅と訓べし、上卷(傳十根堅洲國の段下)に委云り、○使は八咫烏なり、書紀には、此には、八咫烏の御使の事なくて、先遣使者徵兄磯城、兄磯城不承命、更遣頭八咫烏召之時、烏到其營而鳴之曰天神子召汝、怡奘過怡奘過、(過音倭)兄磯城忿之曰、聞天壓神至、而吾爲慨憤時、奈何烏鳥若此惡鳴耶、乃彎弓射之、烏即避去、次到弟磯城宅、而鳴之曰天神子召汝、怡奘過怡奘過、時弟磯城惵然改容曰、臣聞天壓神至、旦夕畏懼、善乎烏汝鳴之若此者歟、即作葉盤八枚、盛食饗之、とあるは、一事の、宇迦斯と磯城と傳の異なるなり、(天壓神とは、其ころ倭國人どもの申せる稱なるべし、然申せるこゝろは、天神御子と名のらして、その御軍の向ふ處は、いかなる敵も、たちまちに敗らるゝこと、物を壓ひしぐが如くなる御いきほひなりし故なるべし、阿米能淤斯賀微と訓べし、訓注にオスとあるは、言のすわりたる方を以注せる例なり、)○待射返は、待取て射還すなり、凡て古言に待云々と云こと多し、さて射返と云は、必しも射殺むとには非で、ただ射て逐還すなり、○訶夫羅前は、他に見えたることもなく、此地名も聞えたることなし、書紀に、秋八月甲午朔乙未、天皇使徵兄猾及弟猾者、是兩人者、菟田縣之魁帥者也、時兄猾不來、猾此云宇介志、とあり、(介をケの假字とするは誤なること、上に云るが如し、)○將待擊云而とは、天神御子の幸行すを待取て擊奉むと云てなり、○不得聚軍者は、延阿都米邪理志加婆と訓べし、(軍字は此は讀べからず、上に既に軍とあればなり、下に此同語あるには此字無し、)○欺陽は

宇迦斯は、地名に依れる名なるべし、今世にも宇陀郡に宇賀志村と云あり、(日張山の下也、)是此兄弟の住し地なるべし、兄某弟某と云名、其住る地の名なる例多し、(下に引り、)然れば上文に、曰二宇陀之穿一と、あるも、實は宇迦斯なるを、宇賀知と云言と音の近きに就て、かの蹈穿越坐る故事に因て、穿と名けたりと語り傳へたる物なるべし、されば穿邑と云は、世間に此故事を語り傳へたるのみの地名にて、實は其地にては、始より宇迦志邑とぞ云けむ、(又上文の穿てふ地名と此宇迦斯てふ人名とは、元來別なるかとも思へども、其名甚近ければ、かにかくに別にはあらじとぞ思ふ、今の現にも宇賀志村あればなり、また今の宇賀志村は、此兄弟宇迦斯の住しに因て、後に地名とはなれるにて、彼穿に由あるには非じかとも思ひ、又穿を訛て宇賀志となれるにて、人名とは別なるかとも、種々に思へども、猶此人名も今の村名を、彼穿も、別事とは聞えずなむ、又此人名書紀に猾字を書るに依て、師は地名に非ず、みだりなる意なりと云れつれど、然には非ず、彼猾字は、兄宇迦斯が不服る爲人に就て書れたるものにて、必しも宇迦斯てふ言の意に依る字には非ず、兄こそ猾なりとも云べけれ、弟は天皇へ忠に仕奉しものを、爭かは猾なりと云む、八十建をも、書紀には八十梟帥と書れたり、是も此人不服る爲人に就て當られたる字なり、多祁流とはたゞ勇猛きことにこそあれ、梟字の意は無し、天智天皇の御子に建皇子と申す坐る、皇子に梟帥の意の御名を付奉むものかは、此等の例を以ても、猾字は必しも言の意に非ることをさとるべし、)さて兄弟の名を兄某弟某と云る例は、下に兄師木弟師木、書紀、景行、卷、兄夷守弟夷守、兄熊弟熊などあり、此等も皆地名にて、此の宇迦斯の類の人等なり、

古事記傳十九之卷

本居宣長謹撰

白檮原宮中卷

故爾於宇陀有兄宇迦斯〔自宇以下三字以音下效此也〕弟宇迦斯二人。先故遣八咫烏問二人曰。今天神御子幸行。汝等仕奉乎。於是兄宇迦斯以鳴鏑待射返其使。故其鳴鏑所落之地謂訶夫羅前也。將待擊云而聚軍然。不得聚軍者。欺陽仕奉而。作大殿。於其殿內作押機待時。弟宇迦斯先參向拜曰。僕兄兄宇迦斯射返天神御子之使。將爲待攻而聚軍。不得聚者。作殿。其內張押機。將待取。故參向顯白。爾大伴連等之祖道臣命。久米直等之祖大久米命二人。召兄宇迦斯罵詈云。伊賀〔此二字以音〕所作仕奉於大殿內者。意禮〔此二字以音〕先入明白其將爲仕奉之狀而。即握橫刀之手上。矛由氣〔此二字以音〕矢刺而追入之時。乃己所作押見打而死。爾即控出斬散。故其地謂宇陀之血原也。

翔降、天皇曰云々、遂達于菟田下縣、因號其所至之處曰菟田穿邑、穿邑此云于介知能務羅、とあり、(此穿を今本に、ウゲチと假字を附たるは、訓注の介字をケの假字と思ひ誤れるなり、此字和名抄などには、ケの假字に用ひたれども、書紀にはカの假字にのみ用ひて、ケに用たる例なし、思ひまがふべからず、萬葉五の七丁に、宇既具都とあり、穿沓なり、是は沓の破れて、孔のあきたるを云て、宇既は所穿の約まりたるなれば、某を穿つといふとは、言の用ひざま異なり、)

古事記傳十八之卷　終

まはむには、其より徑に大和の國中へこそは幸行すべきに、さはあらで、又更に吉野山へ入りたまひ、東方なる宇陀にしも幸行ること、何の由もなく、又蹈穿越とある文も、國栖よりにては似つかぬなど、彼此叶はぬこと多きぞかし、然ればかにかくに、河尻とあるより國栖までの事は、返す〴〵書紀の傳への如く、異時の幸行とすべきなり、）○蹈穿越とは、八咫烏の翔りゆく導のまに〳〵、道もなき荒山中を行達り坐るをいふ、穿とは、常に物に孔を鑿て、面より背へ貫通すをいふごとく、此方より彼方へ、路なき地を行通り貫け坐る意なり、（穿字、通也とも貫也とも字書に注せり、）○宇陀は、和名抄に、大和國宇陀、（宇太）郡これなり、此郡內に、今も宇陀といふ邑もあるなり、萬葉に、宇陀乃大野宇陀乃眞赤土など、よめり、（二の三十丁、七の三十七丁、八の四十八丁、）○穿、今郡內に宇賀志村といふあり、これ即宇賀知の訛れるか、此ことなほ下に論ひあり、（傳十九の始め）○也字、延佳本に無し、今は舊印本又一本に有に依れり、（上文に云、日下之蓼津也、また故謂血沼海也、下文に、故其地謂宇陀之血原也など、皆也字有ればなり、さて又舊印本に、穿と也との間に、指聲二字あり、是を師は、穿指聲三字は、宇牙智邑てふ四字を誤れるなりといはれき、信に穿と宇牙二字とも、指と智とも、聲と邑とも、字形は似たり、然れども此地名は、宇賀知にこそあれ、宇牙知にはあらず、牙字ハゲの假字にて、ガ。には用ひず、故また指聲は能邑の誤かなども思へど、かゝる處に能字は書べくもあらねば、なほ此二字は衍字と定むべし、其はもと後人の、穿字の傍に訓を附て、云々指聲と識し置るを、又後に本文と心得誤りて、書加へたるものなるべし、中昔指聲といふことの有しぞかし、）書紀に、果有頭八咫烏、自空

いふありて、(南と云は、昔は北國栖と云も有しにや、)其あたり七村を、總て國栖莊といふなり、萬葉十(十六丁)に國栖等之春菜將採司馬乃野之云々とよめり、(此哥の初句を今本に、クニスラガと訓り、是古にかなへるか、又くずと云ことを知らずて、妄に訓るか、袖中抄に引るには、グズビトノとあり、)書紀に、更少進、亦有尾而披磐石而出者、天皇問之曰、汝何人、對曰臣是磐排別之子、此則吉野國樔部始祖也、姓氏錄大和國神別、(地祇)國栖、出自石穗押別神也、神武天皇行幸吉野時、川上有遊人、于時天皇御覽、即入穴、須臾又出遊、竊窺之喚問、答曰、石穗押別神子也、爾時詔賜國栖名云々とあり、(是に石押別神子といへるは、異なる傳なり、若神字衍か、または之子といふ稱に因て、石押別といふをば、其父の名と心得誤れるにや、)なほ國栖のこと、輕島宮段(傳三十三のはじめ)に委くいふべし、○自其處は、吉野郡の內の東方の山奧よりと見べし、上文を受て、國巢の地よりとは見べからず、其由は上に次々論へるがごとし、(上件河尻と云るより、國巢までの事、地理に合ざればなり、若此を國巢よりとするときは、蹈穿越といへる文、似つかはしからず、國巢より宇陀へは然いふばかり嶮き路にあらず、程も甚く遠からぬ物をや、○若此度熊野より幸行の道路を、今世に熊野の本宮より吉野郡へ越て、十津川天川などいふを經て、下市へ出る道ある、是なりとして、宇智郡の阿陀に出たまひ、次に飯貝の地を經て、吉野山に入坐し、國野に到坐るなりともいふべきか、如此く見れば、河尻に到坐りと云るもよく叶ひ、其より次々國野までの路次も皆叶へり、然れども彼十津川などを經る路は、北方を指て大和へ來る路なれば、かの背負日云々とあるにも叶はず、また此時に阿陀へ出た

の地より河に傍ては上坐ずて、吉野山に入て、國巣へ越坐るなるべし、故入其山とはいふなり大和志に、川上莊の碇村に、井光の宅址ある由いへり、韋比加理を訛て伊加理と云むことは、然もあるべし、然るに其碇村は、國栖よりは山奥東南に在て、河上の方なれば、此に入其山とあるに叶はず、若碇村のあたりより國栖へ幸行には、出自其山といふべき地理にこそあれ、又書紀、に、更少進とあるにも叶はぬものをや、）○過生尾人は、袁阿流人阿閉理と訓べし、（袁阿流人爾阿比賜と訓は、雅言の例にあらず、此例のこと、傳十六大山津見神、詛の段下に委く云り、）○巖、和名抄に、巖以八保とあり、石秀の意なり、○石押分之子は、伊波於斯和久能古と訓べし、書紀に磐排別之子と作て、排別此云飫時和句とあり、（師は、分を和氣と訓れつれども、なほ和久と訓べし、此例かの賛持の下に云るがごとし、）さて上件三人の名は、皆此時の事に因て名づけたる物と聞ゆるを、（彼水光姫てふ名、天皇の賜へる由、姓氏錄に見えたるをも思ふべし、）此時の御答に、各謂某と名告るさまに記せるは、後を以て前へも及ぼして言傳へたるなり、○今聞云々は、上卷に、答白、僕者國神名猨田毘古神也、所以出居者、聞天神御子天降坐故、仕奉御前而參向之侍、とあるに似たり、○吉野國巣、昔より久受と呼來れゝども、此記の例、若久受ならむには國字は書くまじきを、此にも輕島宮殿にも、又他の古書にも、皆國字を作るを思ふに、上代には久爾須といひけむを、やゝ後に音便にて久受とはなれるなるべし、（凡て言の中間にある爾は略かりて、其下の濁音になる例多し、是おのづからの音便なり、）されど正しく久爾須といへること物に見えねば、姑舊のまゝに今も久受と訓り、さて今も吉野川に添て、南國栖村と

名なり、光を比加とのみいへる例は、和名抄に、伊勢國朝明郡田光多比加てふ郷名あり、(式に多比鹿神社もあり、)さて此井氷鹿に遇たまへる地は、今の飯貝なるべきか、井光りを訛りて伊比加比といへるから、飯貝と書き、また後に伊賀比とは訛れるなるべし、此村は吉野川の南づらに在て、上市の向ひなり、(書紀の次第にしても、今の飯貝の地にてよくかなへり、其故はまづ此地に幸行て、次に更少進とあるは、川上の方へ上りたまふにて、次に國栖の事あり、其より及縁水西行とあるは、河にそひて還り下りませるにて、つぎに苞苴擔の事あるは、阿陀にて、路次叶へればなり、)○吉野首、書紀に、至吉野時、有人出自井中、光而有尾、天皇問之曰、汝何人、對曰臣是國神名爲井光、此則吉野首部始祖也、(此記には、井有光と云て、この人に光のあることは見えぬを、書紀には、人に光ありといへる、いさゝか異なり、)さて天武紀に、十二年十月乙卯朔己未、吉野首賜姓曰連、姓氏錄大和國神別、(地祇)吉野連、加彌比加尼之後也、謚神武天皇行幸吉野、到神瀨、遣人汲水、使者還曰、有井光女、天皇召問之、汝誰人、答曰、臣是自天降來白雲別神之女也、名曰豐御富、天皇即名水光姬、今吉野連所祭水光神是也とある、(加彌比加尼と水光姬と同じきか異なるか、まぎらはし、)此水光姬即井氷鹿と聞ゆるを、(水と井と義も近く、音も横に通へり、)女と云るは異なる傳なり、續紀五に、和銅三年正月壬子朔甲子、授正六位上吉野連久治良從五位下と見え、續後紀十八に、嘉祥元年十一月丁巳朔辛未、大和國吉野郡大領吉野連豐益、依政績有聞、借授外從五位下と見ゆ、○入其山之、上文に從其地幸行者とある者字の例に依らば、之字は者の誤ならむか、(師は、之下に時字脫たるなりと云れき、)さて此道は、飯貝

に陀、音可濁讀とあるは、そのかみ既に訛て、清る故か、はた後人の書加へたるか、後世哥人の説に、清てよめといふことあるは、古にはかなはぬことなり。）萬葉十一（三十二丁）に、安太人乃八名打度瀬速、十（三十四丁）に、阿太乃大野之芽子花散などよめるも、此處なるべく、（今西阿田村東阿田村は、吉野川の北に在て、伊勢より紀國へ通ふ大道なり、南阿田村は河の南にあり、また此あたり十二村を惣て阿陀郷といへり、又阿田村に今も贄持の宅址とてありと大和志にいへり。）また今贄持の魚取居たるも、即此地なるべし、吉野河尻とあるに合へり、（若此段を、熊野より越來坐る時の事とするときは、地理に叶はず、其故は、熊野より吉野へ到たまはむには、先國栖などを經て後にこそ、阿陀の方へは到坐べきことなるに、先始に此贄持の事をいへるは、路の序に違へばなり、又吉野より蹈穿越て、宇陀へ幸行とあれば、阿陀は經たまふべき地方にもあらざるをや、故此段は別時の事ならむとはいふなり。）鵜養のことは、此天皇の大御哥に宇加比賀登母とある、其處にいふべし、さて此段、書紀には、（兄猾弟猾が事の次下に。）是後天皇欲省吉野之地、乃從菟田穿邑、親率輕兵巡幸焉、至吉野時云々、更少進云々、及緣水西行、亦有作梁取魚者、天皇問之、對曰臣是苞苴擔之子、此則阿太養鸕部始祖也とありて、熊野より宇陀へ越坐る時にはあらず、其後別時の事なり、是ぞ正しき傳なるべき、故今も此傳に依て解なり、又事の次第も、書紀は先井光、次に磐排別、次に苴苞擔とありて、此記と異なり、（此次第は何れにても違はざるうちに、此記の方勝れり、其由は次々に見ゆ。）○生尾人は遠阿流比登、○有光は比加禮理、と師の訓れつるに從ふべし、○井氷鹿は、書紀に井光と作り、此意の

宇倍、笴取魚竹器也、とありて、筌は宇閇なれば、(萬葉十一の四十七丁に、山河爾筌乎伏而とある是は伏と云れば宇閇なり。) 夜那とは別なれども、凡てかゝる物名などは、古書には其作者の心々に字をば當たれば、猶此は夜那に筌字を書るなるべし、(作と云るも夜那にて叶へり。) 相違からぬ物は、然例常多し、又作を宇知と訓る由は、萬葉三 (三十九丁) に、梁者不打而、又梁打人乃、十一 (三十二丁) に、八名打渡などあるに依れり、書紀にも作とあり、(古今六帖夜那哥に、やな見れば川風寒く吹時ぞ浪の花さへ落まさりける。) ○魚は那と訓べし、凡て饌の料の魚をば那といふなり、萬葉五 (二十三丁) にも奈都良須 (魚釣なり) とあり、○贄持之子、書紀に苞苴擔と作て、此云珥倍毛菟とあり、如此訓べし、(師は、持を毛知と訓れたり、凡て之と受る上は、必躰言なる例なり、書紀に毛菟と注せられたるは、此記にも上巻に、必多祁備と訓べき建字を、多祁夫と注したる例にて、言の居りたる處を以注せる物とすべければ、毛知と訓むこと諾なるが如し、然れども猶熟思ふに、たゞ擔一字ならむにこそ、言の居りたる所を以て毛菟とも注すべけれ、是は苞苴擔とつゞきたるうへに、人名にさへあれば、毛知ならむには、決て毛菟とは注すまじく思はる、故今は彼訓注のまゝに訓つ、下なる石押分の分字の訓も、此と同格なり。) 之子は、別に添たる稱なれば、毛都之と用言より之へ連くも妨なし、さて某之子といふ名は、浦嶋之子などの例なり、書紀仁德巻に、衫子此云莒呂母能古といへる人も見えたり、なほ此外もこれかれあり、さて贄持てふ名は、此時に魚を取て、大御贄を獻しに因て賜へるものなるべし、子孫も鵜飼なるをや、○阿陀は、和名抄に、大和國宇智郡阿陀郷あり、是なり、(和名抄

て、（伊勢の宮川の川上なり。）甚山深く、西方は彼吉野川の源なる大臺原へ續きて、今も土人の吉野へ越る山路あるなり、（大杉村より、吉野の川上莊の鹽葉村といふへ、八里半ばかりありといへり、此鹽葉村は、彼大臺原の西に在て、伯母谷などいふ處を歴て、吉野へ出る處なり。）是ぞ東より西を指て物する路なれば、彼上文に、背負日云々とあるによく合へりける、さて此處、書紀には、果有頭八咫烏自空翔降、天皇曰、此烏之來自叶祥夢、大哉赫矣我皇祖天照大神、欲以助成基業乎、是時大伴氏之遠祖日臣命帥大來目、督將元戎蹈山啓行、乃尋烏所向仰視、而追之遂達于菟田下縣とありて、吉野を歴賜へる事は見えず、（若此書紀の傳に依て、此時吉野をば經給はず、熊野より直に宇陀へ越坐りとせば、其路次はかの伊勢の大杉より、同國の河俣谷へ越坐し、高見山を越て、宇陀に到坐るなるべし、河俣谷と云は、大杉より北方にて、飯高郡の西の極にて、高見山を越て大和へ物する道なり、高見山は河俣の西の極にて、伊勢と大和との堺なり、此山を越て西は、吉野郡の内の杉谷村と云へ出、此あたり宇陀郡の境に近き地なり。）然れども地理を思ふに、吉野の東方の山奥を經て宇陀へは出坐りとするぞ優りて聞ゆる。（然るを書紀の傳は、吉野を歴たまへるは、中途なる故に、省ける物なるべし。）但し河尻といふより下、石押分の事までは、上にもいへるごとく、後に別に幸行る時の事なりけむを、同じき吉野なるから、混て此にはいへるなるべし、其由は次々に委く論ふべし、○作筌は、夜那袁宇知豆と訓べし、其は書紀に、梁と作て此云椰奈とある、此訓注に依れり、和名抄には、毛詩注云、梁魚梁也、和名夜奈、唐韻云、籍取魚箔也、漢語抄云夜奈須、また野王按、筌捕魚竹笱也、和名

理なり）さて又贄持井氷鹿石押分の次第も、地理にかなひがたし、此事下に次々論ふがごとし、故思ふに、此時の幸行は、熊野より吉野の內の東方の山中を經て、宇陀へ越坐るにて、河尻と云より、石押分の事までは、此時の事にはあらずて、是は後に別に幸行る時の事なりしが、混ひつる傳ならむかし、さて此時の幸行の路次は、正しくは何の地とも今さだかには知がたけれども、まづ書紀に、至熊野荒坂津亦名丹敷浦、因誅丹敷戸畔者、時神吐毒氣人物咸瘁とありて、次に高倉下の事ある、今も熊野の東北の極、伊勢國（度會郡）の堺に近き地に、錦浦といふ處あり、是彼丹敷浦なるべく、また天皇大御哥に、伊勢能宇美能云々、とよませたまへる、古は由なき處を取出て哥によむことなければ、必此時に伊勢海の境まで幸行て、御覽しけるなるべし、是らを以思ふに、此時熊野の地を東北へ行廻り盡て、彼丹敷浦まで幸行るなるべし、（此記は、上に到熊野村之時と云て、高倉下の事ありて、此段も即其地にての事にして、自此奥方莫使入幸など、あるを以見れば、此處も皆熊野の地の中程あたりまでの事にて、甚く東方伊勢の堺などまで到坐りとは聞えぬに似たれども、上文に背負日とあるを以見れば、甚く東方まで廻り幸行て、さて西方を指て倭國に入坐道ならでは叶はず）さて其より大倭國に入坐むとするに、山中嶮絕無復可行之路と書紀に見えて、八咫烏の道引に賴て、辛くして越坐るをおもへば、此道は殊にゆゝしき荒山中なりけむと思はるれば、彼丹敷浦のあたりより、伊勢の大杉谷へかゝりて、（今紀國の河內村といふより、伊勢の大杉村へ越る山路ありとぞ、河內村は彼錦浦のあたりより遠からず）吉野へは越坐るなるべし、大杉谷といふは、多氣郡の西の極に

いふ立にて、行ことなり、從は、歩從行舟從行など云從なり、（此從字、シ。タ。ガ。ヒ。テ。とも、ツ。キ。テ。とも訓べけれど、なほ余理と云むぞ古言なるべき、） 書紀に既而皇師欲越中州而、山中嶮絶、無復可行之路、乃棲遑不知其所跋渉時、夜夢天照大神訓于天皇曰、朕今遣頭八咫烏、宜以爲鄉導者とあり、○書紀には此次に、果有頭八咫烏自空翔降とあり、此記にも此下に然の如き言あるべきに、其言無して、直に故隨其敎覺云々と云るは、言足ぬに似たれども、然るぞ此記の例にて、古文のさまなりける、○敎覺は御佐登志と訓べし、○吉野は延斯怒と訓べし、下卷朝倉宮段の大御歌に、美延新怒能とよませ給ひ、書紀天智卷の童謠にも、美曳之弩能、曳之弩能阿喩、阿喩擧曾播、施麻倍母曳岐とあり、即此童謠に、余伎を曳岐と云へば、吉をも延斯とも云て、古へは此地名をも然ぞ呼けむ、（萬葉十八、二十三丁家持哥には、與之努とよめり、） 和名抄に、大和國吉野郡吉野與之乃とあり、さて此地は、上代より今に至るまで、絶れたる名地なることは云も更にて、山も河も、萬葉集より始め世々の歌等など、計るに勝ず、又地の廣きことは此郡は大和國の半にも過て、南は木國の熊野に續けり、○河尻、書紀仁德卷に流末ともあり、さてまづ吉野河は、源は遙に東方の山奥、大臺原といふ處（伊勢國の堺なり、）より出て、川上莊といふを歷て流出來るなり、さて下は宇智郡へ流れ、紀國の伊都那賀名草の三郡を歷て（紀の川といふ、）海に入めり、さて今熊野より山越に幸行て、吉野へ出たまはむ地は、なほ川上といふべきあたりにこそあらむを、河尻としもいへるは、地理を考るに、違へるがごとし、（今の上市飯貝などいふあたりより末ならでは、河尻とはいふべからず、其より上ざまならむには、川上といふべき地

依日子者、今賀茂縣主等遠祖也、と見えたり、(然れば此八咫烏神は、愛宕郡の賀茂上社別雷神の御外祖父、下社御祖神の御父なりけり、さて此神此度天より先日向の曾峯に降著たまひて、其より東方に來坐て、此郷導をなし賜ひ、天皇中州に入竟賜て後、葛城峯に行坐し、其より山代へは遷坐るなり、式に、山城國相樂郡岡田鴨神社、大月次新嘗、和名抄に同郡賀茂郷、) 古語拾遺にも、賀茂縣主遠祖八咫烏者、奉導宸駕、顯瑞菟田之徑、といへり、(然るに此記にも書紀にも賀茂縣主の祖と云ことの見えざるは、傳に脱たるにや、但し書紀に、又頭八咫烏亦入賞例、其苗裔即葛野守殿縣主部是也とあり、これ賀茂縣主と一か別なるか、さだかならず、又此守殿は地名にや、) 續紀三に、慶雲二年九月丙戌、置八咫烏社于大倭國宇太郡祭之とあるは、神名帳に、大和國宇陀郡八咫烏神社あり是なるべし、(此社今はおとごろすの社と云て、鷹塚村に在りと云り、又書紀釋に、賀茂建角身命、大和國宇陀郡八咫烏神社、山城國愛宕郡久我神社、同國同郡三井神社、已上鎭坐三箇所とあり、久我三井二社も式に載て、三井社は殊に名神大にて、月次新嘗に預りたまふ、) ○遣は淤許世牟と訓べし、(遊仙窟などにも然訓り、凡て遣字、此より彼へやるをば、夜留とも都加波須とも訓べし、彼より此へ來らしむるをば、於許須と訓べし、今世の俗文に申越など云、越は於許須の於を省ける言なるを、越字の義と心得て、此より彼へいひやることをも、申越といふはひがことなり、) 萬葉十八 (二十四丁) に、思良多麻能、伊保都々度比乎、手爾牟須妣、於許世牟安麻波、牟賀思久母安流香、十九 (十二丁) に、紅之八鹽爾染而、於己勢多流、服之欄毛云々、などあり、○從其立後は、曾能多々牟斯理余理と訓べし、立は、先に立、後に立など

といふをば、其御覺しの御言とすべし、○奥方とは、行前を指て詔ふなり、(今も口熊野奥熊野と云稱もあり、) ○莫使入幸は、那伊理麻志曾と師の訓れたるに從ふべし、(使字幸字にかゝはるべからず、使字は若くは便の誤にもあらむか、) ○自天、高木神は天に坐神なれども、此は此國に天降坐て諭白賜ふ命なる故に、如此詔へり、○八咫烏、名義は八頭烏にて、頭の八ある由なり、八咫は借字なること、上卷(傳八天石屋戸の段)八咫鏡の處に委く云るが如し、八頭なりしは、彼八俣蛇の八頭八尾ありし類なり、八は必しも七八の八ならずとも、幾箇もあるをもいふべし、序にはたゞ大烏と云り、猶此烏の事、彼八咫鏡の下と考合べし、(和名抄に、歷天記云、日中有三足烏、赤色、今按文選謂之陽烏、日本紀謂之頭八咫烏、とあるは心得ず、) 姓氏錄山城國神別(天神部)に、賀茂縣主、神魂命孫武津之身命之後也、鴨縣主、賀茂縣主同祖、神日本磐余彥天皇(諡神武)欲向中州之時、山中嶮絕、跋涉失路、於是神魂命孫鴨建津之身命、化如大烏、翔飛奉導、遂達中州、時天皇嘉其有功、特厚褒賞、八咫烏之號從此始也と見え、山城風土記に、可茂社稱可茂者、日向曾之峯天降坐神、賀茂建角身命也、神倭石余比古之御前立坐、而宿坐大倭葛木山之峯、自彼漸遷至山代國岡田之賀茂、隨山代河下坐、葛野河與賀茂河所會至坐、迥見賀茂河而言雖狹小然石川淸川在、仍名曰石川瀨見小川、自彼川上坐、定坐久我國之北山基、從爾時名曰賀茂也、賀茂建角身命娶丹波國神野神伊可古夜日女、生子名玉依日子、次曰玉依日賣、玉依日賣於石川瀨見小川遊爲時、丹塗矢自川上流下、乃取挿置床邊、遂孕生男子云々、乃因外祖父之名、號可茂別雷命云々、可茂建角身也、丹波神伊可古夜日賣也、玉依日賣也、三柱神者、蓼倉里三井社坐也、玉

且依夢中教、開庫視之、果有落劒倒立於底板、即取以進之、于時天皇適寤、忽然而寤之曰、予何長眠若此乎、尋而中毒士卒悉復醒起とあり、

於是亦高木大神之命以覺白之。天神御子。自此於奧方莫使入幸。荒神甚多。今自天遣八咫烏。故其八咫烏引道。從其立後應幸行。故隨其教覺。從其八咫烏之後幸行者。到吉野河之河尻。時作筌有取魚人。爾天神御子問汝者誰也。答曰僕者國神名謂贄持之子。此者阿陀之鵜養之祖。從其地幸行者。生尾人自井出來。其井有光。爾問汝者誰也。答曰僕者國神名謂井冰鹿。此者吉野首等祖也。即入其山之。亦遇生尾人。此人押分巖而出來。爾問汝者誰也。答曰僕者國神名謂石押分之子。今聞天神御子幸行故參向耳。此者吉野國巢之祖。自其地蹈穿越幸宇陀。故曰宇陀之穿也。

覺白、書紀に依ルに、此も大御夢に諭し給ふなり、(此には夢とはいはざれども、亦といふに、夢なることをも含めたるべし、上に高倉下の夢の御諭事を云る次なればなり、) さて此は天神御子に覺白とも讀べけれど、白字の下に之字あるを以見れば、まづ覺白賜はくと讀て、天神御子

汝庫裏宜取而獻之天孫とあり、(是に依ば、此記の文も、可降と云までを御答の詞として、降此刀状と云より下を、高倉下へ敎たまふ詞とすべけれども、若然らば、其間に故建御雷神敎曰、など云言なくては足はず、そのうへ穿高倉下之倉頂と云るもいかゞ、高倉下に對ひて宣ふ詞に、高倉下之倉とは云べからず、故此記は墮入と云までは御答の語なり、)○阿佐米余玖とは、師說に、旦目吉なり、後世人も、朝に吉物を見れば、朝目吉とて悅ぶめり、又田舍人の、夜の目佐の目も合せずと云なるは、夜目朝目をも合せずと云語なりと云れし、(冠辭考のいなのめの條に見ゆ、)此意なり、朝に起出て、此刀のあるを見るは、朝目の吉きなり、江次第大嘗會の條に、天皇丑刻云々、御主基殿、天皇還廻立殿之後、釆女進南戶下申云、阿佐女主水、夕曉乃御膳平久供奉都止申、(新嘗祭儀にも此事見ゆ、)とある阿佐女も同意なるべし、又寤と云言も、本は朝目と云ことにやあらむ、(伊勢家集に、人々寤の目さましてといふことも見えたり、)○如夢敎而は、伊米能袁斯閇能麻々爾と訓べし、(而字を志弖と訓ては、爲而の意となる故にかなはず、未見ぬ前に爲而といふべき事の無ければなり、)○旦は都登米弖と訓べし、凡て夜有し事を云て其明旦のことを、都登米弖とは云なり、○獻耳は、多氐麻都流爾許曾と訓べし、然訓故は、高倉下の今如此申すは、上に天神御子、問獲其横刀之所由とある御答なる故に、此刀を獲て今如此獻る所由は、云々にてこそ侍るといふ語勢なる故に、許曾と訓べきなり、(凡て耳字を置る處は、許曾といふにあたる由は、首卷に委云るがごとし、又許曾侍禮と云べき處を、たゞ許曾とのみいひとぢめて、侍禮と云意をば含むるも、雅言の常なり、)書紀に高倉曰唯々而寤之、明

社於大倭國山邊郡石上邑、則天祖授饒速日尊自天受來天璽瑞寶、同共藏齋、號曰石上大神、以爲國家、亦爲氏神崇祠、と云るごとく、先祖の傳へられたる彼十種の神寶も、此神宮に納れるをも、共に物部氏の掌て、氏神と祠れるから、布留といふことと地名にはなれるなるべし、凡て舊事紀は信がたき書なれども、此物部氏のことなど委く記せるは、依所もあることゝ聞ゆれば、是らは强て棄がたき由もあるなり、師說には、石上神宮に韴靈の劒の坐が故に、其處を布都ともいひけむを、後には語の通ふまゝに布留とは云なり、韴は斷聲と注して、刀を振に音通へり、然れば古へは布都といひしは、刀を振ことなりと云れつれども、地名に布都と云ることも見えず、又古へ刀を振ことを布久とは云へれども、布都と云る例もなきうへに、韴を斷聲と注して、刀を振ことなりといふことと心得ず、斷聲とは、上に云るごとく物の斷る時の聲といふことにこそあれ、刀を振とは大異なり、都と留と横に音の通へばとて、大く異なることを混に說べきにあらず、）〇倉頂は久良能牟泥と訓べし、〇墮入の下に脫文あるべし、其故は、下まで續て同く建御雷神の言にはあれども、墮入と云までは、天照大御神へ御答に申給へる言にて、故阿佐米と云より下は、高倉下へ敎給ふ言なれば、此間に其堺なくては通え難し、故今試に、故建御雷神敎曰、穿汝之倉頂以此刀墮入、と云十七字を補へつ、（必かゝる言の有けむを、墮入故といふ言の重なれる故に、其間の語の脫たるなるべし、）かゝる語なくては、故阿佐米云々といふ言も上へ連きて、御答の言となるなり、熟味ふべし、此處書紀には、武甕雷神對曰、雖予不行、而下予平國之劒、則國將自平矣、天照大神曰、諾、時武甕雷神謂高倉曰、予劒號曰韴靈今當置

石上神正三位、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、奉授大和國正三位勳六等石上神從一位、同九年三月十日、進大和國從一位勳六等石上神階加正一位と見ゆ、(今世此神宮の在處は布留村なり、礒上と云處はや、距れり、こは古は石上と云が廣き名にて、布留村のあたりも其內なりしを、後に今の一村の名に遺れるなり、)さて此石上神御名は、右の如く此記にも書紀にも布都御魂と見え、上卷に出たる建御雷神の亦名、又此刀の名ども、皆某布都といひ、又かの備前國なるも布都之魂とありて、凡て古は皆布都とのみ云るを、神名式にしも布留御魂とあるに就て、布都と布留との差別を考るに、まづ書紀履中卷に石上振神宮と見え、顯宗卷の御言擧に石上振之神榲と見え、武烈卷哥に伊須能箇瀰賦屢と見えたれば、布留てふこともいと古くは聞ゆめれども、これら皆其地名をいへるものにて、(右に引る姓氏錄の文にも、御布瑠村と見えたり、)正しく神名を指て布留御魂など、云ることは、古くは見えず、(聖德太子傳曆にも、物部府都大明神と云り、)然れば布留と云は、神名の布都とは本より別事なりけむを、(布都を地名にいへることもさらに見えず、)常に布留てふ地名の方を普く言ならはして、振神宮(如此いへるも、振は地名なり、)など云るから、神名の布都をも語の通ふままに混はして、終に式のころは布留御魂ともいへるなるべし、(然るに彼備前國石上なるなどは、返て後までも上代の神名を失はずて、布都之魂神社と申せるなり、○布留てふ地名の義は、舊事紀に云る、饒速日命の十種神寶を、由良由良止布瑠部、是則所謂布瑠之言本也と云る、此事傳十根堅洲國段下に引て、委論るが如し、又同書物部氏のことを云る卷に、伊香色雄命云々、遷建布都大神、

日本紀畧に、延暦二十三年二月丙午朔庚戌、運収大和國石上社器仗於山城國葛野と見え、類聚國史に、同廿四年二月庚戌、造石上神宮使正五位下石川朝臣吉備人等、支度功程、申上單功一十五萬七千餘人、太政官奏之、勅曰、此神宮所以異於他社者何哉、臣奏云、多収兵仗故也、勅有何因縁所収之兵器、奏答云、昔來天皇御其神宮、便所宿収也、去都差遠、可愼非常、伏請卜食而運遷云々、収山城國葛野訖、(是までは、去年二月の事を追て記せるなり、昔來の來字は在の誤か、)とありて次に、聖體不豫の御事あり、是石上神の祟なる由、巫に託て告賜へるに依て、天皇の御年數に准て、六十九人の僧をして彼神宮にして經を讀しめ賜ひ、御告文を奉賜ひ、典藥頭從五位上中臣朝臣道成等を遣て、かの兵仗を石上神社に返納奉賜しこと見えたり、(其文長ければ引かず、)かゝれば此神宮は、布都御魂御刀を主神として、上代より種々の神寶、及兵器など納め置れし社なりけり、(中昔奈良僧の訴に依て、春日社の賢木を京へ上せ奉りし時々は、此布留の神寶をも共に上せ奉りしことにや、彼賢木を歸し奉る時、先布留神寶を出し奉り、次に本社の御榊五所の御正躰出させ賜ふこと、二條良基大臣の榊葉日記と云物に見えたり、○神皇正統記に、此劒をば豐布都神と號す、初は大和の石上に坐ましき、後には常陸の鹿島神宮に坐ますとあるは、非なり、こは舊事紀に、建甕槌之男神亦名豐布都神、今坐常陸國鹿島大神、即石上布都大神是也、とあるを取て記し給へるなり、建甕槌神と布都御魂劒とを一にして、今鹿島に坐と云るは、例の妄説なり、此劒は後までも石上にこそ坐ませ、いかでか鹿島には坐さむ、)續紀に、神護景雲二年十月甲子、充石上神封五十戸、文德實錄に、嘉祥三年十月乙己朔辛亥、進大和國

庫造梯、豈煩登庫乎、故諺曰、神之神庫隨樹梯之此其緣也、然遂大中姫命授物部十千根大連而令治、故物部連等至于今治石上神寶是其緣也と見え、(書紀同御代廿六年の處に、天皇勅物部十千根大連曰、屢遣使者於出雲國、雖撿校其國之神寶、無分明申言者、汝親行于出雲、宜撿校定、則十千根大連挍定神寶、而分明奏言之、仍令掌神寶也とあれば、後に此人の石上の神寶を掌れるも元より由緣あることとなりけり、さて又かの市河てふ人は、春日臣と同祖にて、十千根大連の物部とは異姓なるに、同御代に共に石上神寶を掌て、此も彼も物部氏なるに就てまぎらはしきを、熟考れば、此時に此神寶を掌れるは、實は一人なりしを、此と彼と傳への異なるかとも思へども、然には非ず、先十千根大連の方の物部氏の、此神寶を掌れることは顯にして、後に石上朝臣とさへ改て、子孫に至るまでまぎれなく、又かの市河臣の子孫の物部氏も、後に社地名に依て布留宿禰と改つれば、是も又此神寶を掌りしこと疑なし、かゝれば十千根大連首長として掌り、市河臣も相副て神主職として、共に掌れりしなるべし、古今集雜上に、石上並松が宮づかへもせで、石上と云處にこもり侍けるを、にはかにかうぶり賜はれりければ、よろこびいひつかはすとて、よみてつかはしける、布留今道云々、これ石上氏と布留氏と、共に上古より由緣ある故に、哥よみて賀びつかはせるなるべし、さて共に物部氏といふことは、もと物部の稱は、此神宮の兵器を掌れるより出たることとなるべし、)又同年、牟士那といふ獸の腹にありし八尺瓊勾玉も、今在石上神宮と見え、天武卷に、三年八月戊寅朔庚辰、遣忍壁皇子於石上神宮、以膏油瑩神寶、即勅曰、元來諸家貯於神府寶物、今皆還其子孫と見え、(神府は石上宮の神庫なり、)

離る、貌を、布都と云り、(布都理など云り、狹衣にふつと見はなつともあり、) 然れば此劒の利して、物を清く斷離つ意を以稱へつる御名なるべし、(上卷に見えたる建布都神、豐布都神、又此の佐士布都甕布都、又書紀の經津主神などの布都、みな一つなり、) 神名式、備前國赤坂郡石上布都之魂神社、(此神社のことは、傳九、八俣遠呂智の段下、十拳劒の條にいへり、) 阿波國阿波郡建布都神社、壹岐嶋石田郡物部布都神社などいふも見ゆ、○石上神宮は、神名式に、大和國山邊郡石上坐布留御魂神社 (名神大月次相嘗新嘗) とある是なり、和名抄同郡に石上(伊曾乃加美) 鄕もあり、さて此神宮の事、玉垣宮段に、印色入日子命の作らせる横刀一千口、奉納石上神宮、と見え、書紀にも此事を載て、是後命五十瓊敷命、俾主石上神宮之神寶、一云、其一千口大刀者藏于忍坂邑、然後從忍坂移之藏于石上神宮、是時神乞之言、春日臣族名市河令治、因以命市河令治、是今物部首之始祖也、(姓氏錄に、布留宿禰、柿本朝臣同祖、天足彦國押人命七世孫米餅搗大使主命之後也、男木事命市川朝臣、大鷦鷯天皇御世、達倭賀布都奴斯神社於石上御布瑠村高庭之地、以市川臣爲神主、四世孫額田臣武藏臣、齊明天皇御世、宗我蝦夷大臣號武藏臣曰物部首并神主首、因茲失臣姓、爲物部首、男正五位上日向、天武天皇御世、依社地名改布瑠宿禰姓云々とあり、春日臣と柿本朝臣とは同祖なり、さて右の文に、市川朝臣とある、朝字は衍なるべし、又達字は幸の誤なるべし、さて市川を、大鷦鷯天皇の時の人とせるは、書紀と異なり、) また八十七年云々、五十瓊敷命謂妹大中姬命曰、我老也、不能掌神寶、自今以後必汝主焉、大中姬命辭曰、吾手弱女人也、何能登天神庫耶、五十瓊敷命曰、神庫雖高、我能爲神

ず、故此記には、天にしていふ處には皆、たゞ降とのみあるなり。）○専有の専字は、有字の下にある意なり、○平其國之横刀、上卷の此平國の段には、此記にも書紀にも、此刀の事は見えず、（拔十掬劒逆刺立于浪穗云々とはあれども、是は此劒の事を主と云るにはあらず、）されど其時主と佩持て、功を成賜へりし刀は必有ぬべし、况や此建御雷神は、伊邪那岐大神の迦具土神を斬賜へる御刀より生坐て、元來劒に縁れる神なるをや、○可降は久陀志弖牟と訓べし、（延佳本又一本には、降字の下に是刀二字あり、師も此二字あるを佳とすと云れつれども、舊印本又一本にも無く、釋日本紀に引るにも無きにつきて、猶思ふに無方まされり、有も惡くはあらねど、次言に降此刀狀とあるに重なりて、煩はしくも聞ゆかし、）○佐士布都神、佐士の義未思得ず、下に高佐士野てふ地名もあり、神名帳に、壹岐嶋壹岐郡佐肆布都神社、同佐肆布都神社あり、○亦名云の云字、師は衍れりと云れつれど、如此有も例多し、○甕布都神、甕は（和名抄に瓱美加、甕毛太非とあれども、字鏡に甕彌加とあり、書紀などにも美加といふに此字を借れり、）借字にて、美加の義は傳五卷迦具土神被殺の段下に云るが如し、三代實錄四に、進河内國從三位彌加布都命神比古佐自布都命神、階並加從二位と云ことあり、（是は何れの神社にか、神名帳に見えず、當昔從二位を授奉給ふばかりの神の、官帳に載ざることは有まじきを、いぶかしきことなり、若くは枚岡四座の内にやあらむ、若江郡弓削神社を、今布都大明神と云なれども、それにはあらじ、）○布都御魂、書紀に韴靈と書て、此云赴屠能瀰哆磨とあり、韴字、廣韻玉篇などに、斷聲と注せる意を以て、用ひられたるなるべし、今の世の言にも、物の殘なく清く斷れ

書漢文の心ばへなるべし。）さて自とあるに心を著べし、未切ざるに自ら切仆さるゝなり、抑此大刀を獻しかば、即先天皇醒坐、次に此を受取賜へば、即御軍士も、悉醒て、如此くなるは、奇しとも奇しく、靈しとも靈しき大刀の御威德にざりける、○惑伏は、上に遠延而伏とあると照して、師の遠延許夜世流と訓れつる宜し、○己夢云は、意能禮伊米爾と訓べし、（云字讀べからず。）古は凡て伊米と云て、由來とは云ざりき、師說に伊米は寢目なりと云れき、米は所見の約りたるにて、（目も所見なり。）眠たる間に見ゆる由なり、○伊多玖佐夜藝帝阿理祁理、此言既に上卷に出て其處に云り、（傳十三のはじめ）此は惡神の荒びて、如此天皇を惱まし奉るを詔ふなり、○我之御子等、子とは凡て子孫にわたる稱なること、上に云るが如し、○不平は夜久佐美と訓べし、此言の意は未よくも得ざれども、古言なるべし、書紀、神代、上卷に、須佐之男、命の荒び坐る處に、日神擧體不平と見え、（私記には耶須加良須と訓り。）天武、卷に、朕身不和と見ゆ、（是天皇の御病玄たまふを詔へる御言なり。）今も荒神の氣に遠延惱坐ことを詔へるなれば、事の趣同じ、（書記神代下卷に、彼地未平とある未平をば、サヤケリと訓り、又允恭、卷に皇后之色不平とある不平をばヨウモアラズと訓り、又遊仙窟に、不平をコト〴〵シとも訓り、これらは皆此の不平には叶はず。）○坐良志、凡て良志は、然ぞあらむと他を推量る辭なり、○專汝云々、此平國の事、上卷に見えて、傳十四、卷に委く云り、（專又言向などの解も既に出。）○可降は久陀理弖余と訓べし、（此、降字を、師はアマクダルと訓れき、其は天降と書るに效て、然訓むは理なれども、天降とは、天より降來るを、此國にして云言にこそあれ、天にしていふ言にはあら

音なれば、此とは異なり、）書紀推古卷に吉士倉下てふ人あり、續紀卅（十一丁）に秦勝倉下てふ人あり、又藤原倉下麻呂もあり、神名式、大和國宇陀郡椋下神社あり、（此椋下を、印本にム。クモトと訓るは非なり、）書紀此卷に、菟田高倉山と云も見えたり、（舊事紀に此高倉下を、饒速日命の子、宇麻志摩治命の兄とし、天香語山命天降名手栗彥命、亦云高倉下命など、あるは、例のおぼつかなし、又或説に、熊野の神藏大明神は此高倉下なりといふは、然も有むか、猶よく尋ぬべし、）○此者人名とある四字注は、後人の所爲ならむ、と師の云れつる、さもありなむ、○一横刀、一字は讀べからず、（かゝる處に一と云は、漢文の格なり、）さて凡て横刀と書る、皆ただ刀なり、横字に心を着べからず、○天神御子とは、此は神倭伊波禮毘古命を指て申なり、此御稱のこと、傳十四の始、八重事代主神のところに云り、○到は麻韋伎弖と訓べし、○寤起は佐米坐弖と訓べし、（師はオ。ド。ロ。キ。マ。シ。テ。と訓れき、是もさることなれども、此はたゞに眠給へるには非ず、遠延坐るをりなれば、酒の醉の醒ると同じ心ばへなれば、佐米と訓ぞ優れる、かの倭建命の醒井の故事をも思合すべし、）○長寢乎は、師の那賀伊志都流加毛と訓れつるに從ふべし、こは惡神の氣に遠延坐ることをば、御自所思賜はで、唯何となく長眠しつと所思看て、如此は詔へるなり、○受取、上に獻とあるは、未醒坐ざるほどなれば、只大御許まで齎參入る處をいひ、さて今は醒坐て正しく受取給ふなり、○荒神は、上卷に荒振神とあるに同じ、阿羅夫流神と訓べし、○爲切仆は、伎理多布佐延弖と訓べし、（禮と云べきを延と云は、古言の格なり、）仆の假字は、字鏡に太不留と見えたり、（爲字は、少しめづらしきかきざまなれども、爲所切仆と

たるに依べし、爲字あるはいかゞなる書ざまなれども、日代宮段に、爲泥疑也ともある爲字の格なり、(かゝる處に此字を添て書、古の一の格なるべし、) 彼もたゞ泥疑都と訓べき處にて、爲字は讀がたければ、此も此字を舍て、坐てふ言を讀附べきなり、さて遠延は書紀に瘁と書り、(瘁は、字書に病也とあり、) 又景行卷に、度信濃坂者多得神氣以瘼臥、(是を引て和名抄に、瘼臥和名宇江不世利とある、宇は乎の誤寫なるべし、) 仁德卷に被蛇毒而多死亡、欽明卷に毒害などあり、又景行卷に、吉備穴濟神及難波柏濟神、皆害心以放毒氣、令苦路人と見え、倭建命の伊服岐山神に惑され賜ひしなど、皆同類の事なり、○御軍は軍士を云り、萬葉二 (三十四丁) に、御軍士乎喚賜而云々、御軍士乎安騰毛比賜、又六 (二十五丁) に千萬乃軍、又廿 (二十七丁) に須米良美久佐、(皇御軍士なり) などゝある、皆其人を指て伊久佐と云り、師說に、伊久佐とは箭を射合と云ことなるを、用を躰に云なして、軍人のことゝもせりと云れき、(書紀天武卷に習射、また觀射なども見ゆ、) ○伏は許夜志伎と訓べし、書紀推古卷聖德皇子命の御哥に、伊比爾惠弖、許夜勢屢、諸能多比等阿波禮とあり、猶下卷 (傳三十九) 允恭段の哥に、都久由美能許夜流、とある處に委云べし、書紀曰、天皇獨與皇子手研耳命、帥軍、而進至熊野荒坂津、(亦名丹敷浦) 因誅丹敷戶畔、時神吐毒氣、人物咸瘁、由是皇軍不能復振、○高倉下、書紀、此御代卷なる兒倉下弟倉下の訓注に、倉下此云衢羅餌、とあるに傚て此をも訓べし、名義さだかならず、(下文に穿倉頂云々の事に依るかと思へど、此名他にもこれかれあれば、彼倉の事によれるには非じ、又書紀欽明卷に、鞍橋此云矩羅賦とある、是は馬鞍橋の事に依て名たる由あり、賦は知の濁

其地とは男水門を指なり、○廻幸、此まで三處に廻幸と云るは、皆初に行廻とある意にて、徑に、倭の方をば指ずして、南方へ廻給ふを云、熊野までの途然なり、○熊野村は、紀國牟婁郡なり、抑此地は、牟婁郡の半に過て、數十里に亘て、いと〳〵廣く、一國ともあるべきを、一郡にも建られず、和名抄の鄕名にだに載ざるは、山國にて、古は民いと少かりつと見ゆ、（牟婁郡の鄕纔に五なり、）名の由は、此の大熊の事より起れるか、又出雲の熊野より起れるか、（此由は、傳十手間山の段下に云り、考合すべし、）定めがたし、書紀神代上卷に熊野之有馬村見え、神名帳に熊野早玉神社（大）熊野坐神社（名神大）などあり、○大熊髮、髮字は決て寫誤なり、故くさ〳〵思に、序に此事を化熊出爪と書る、爪字も誤にて、山か穴かなるべければ、此も從山の二字を髮とは誤れるにや從山と髮と草書似たり（一本に髴とあれば、富能加爾と訓べきかとも思へど、若然らば所見といふべきを、出とあれば然には非じ、又延佳が頭書に、異本に作雞疑鰐字之誤乎と云るは、書紀神代卷に熊鰐と云あるを思ひよせたるなれど、此には由なきひがことなり、）○出入、入字心得ず、下に失とあれば、入とはいふべからざればなり、（若くは出即入失とありけむを、即字と下上に誤れるかとも思へど、入とはいはゞ、失とは云まじく思はる、又は出み入み數度して失ぬる意かとも思へど、若然らば即と云ることいかにぞや聞ゆ、）故今は姑く此字をば讀ずて、大なる熊山より出て即ち失ぬと訓つ、さて此熊は世常のに非ず序に化熊とある如く、荒振神の假に化れるなり、○倏忽は爾波加爾と訓べし、書紀天武上卷に然訓り、又安康卷欽明卷などには多知麻知爾と訓り、然訓むもあしからず、○爲遠延は、師の遠延麻志と訓れ

故神倭伊波禮毘古命。從其地迴幸到熊野村之時。大熊髮出入即失。爾神倭伊波禮毘古命條忽爲遠延。及御軍皆遠延而伏。遠延二字以音此時熊野之高倉下。此者人名齎一横刀到於天神御子之伏地而獻之時。天神御子即寤起。詔長寢乎。故受取其横刀之時。其熊野山之荒神自皆爲切仆。爾其惑伏御軍悉寤起之。故天神御子問獲其横刀之所由。高倉下答曰。己夢云。天照大神高木神二柱神之命以。召建御雷神而詔。葦原中國者伊多玖佐夜藝帝阿理祁理。此十一字以音我之御子等不平坐良志。此二字以音其葦原中國者。專汝所言向之國。故。汝建御雷神可降。爾答曰。僕雖不降。專有平其國之横刀。可降。此刀名云佐士布都神。亦名云甕布都神。云名布都御魂。此刀者坐石上神宮也。降此刀狀者。穿高倉下之倉頂。自其墮入。

故建御雷神教曰。穿汝之倉頂以此刀墮入　故阿佐米余玖自阿下五字以音汝取持。獻天神御子。故如夢教而旦見己倉者。信有横刀。故以是横刀而獻耳。

異神ならむかさだかならず、）此社は和田の竈山明神とて、名草郡宮鄉和田村の西南三町許に今もあり、（宮鄉とは、日前宮の邊十七村の惣名なり、）弱山より一里半許東南にて、古の大道（今俗に小栗海道といふ、）に近し、近世に國の殿より年毎に使をも奉遣賜ふ社なり、さて其社の近き地に、丸山と云て大なる塚あり、物舊たる大樹ども生茂れり、是や此竈山御陵ならむ、猶國人に委く尋ぬべし、（或說に、今世に九度山といふ處是なりといふは非なり、九度山村は、高野山近き處にて、怡土郡なれば、名草郡とは那賀郡を隔てゝいと遠し、抑此說は、今世竈と竃とを混て、竈を久度ともいふ處ある故に、推當に定めつるなるべし、又或說に、紀國に加信土山といふあり、是は信字を麻と訓て、即此竈山なりといふも非なり、紀國に加信土山といふ山あることなし、此名は、萬葉九卷なる、木方往君我信土山云々、とある哥を謬訓せるより出たるものなり、）書紀に、五月丙寅朔癸酉、軍至茅渟山城水門、（亦名山井水門、茅渟此云智怒、）時五瀨命矢瘡痛甚、乃撫劒而雄誥之、曰慨哉大丈夫被傷於虜手將不報而死耶、時人因號其處曰雄水門、進到于紀伊國竈山而、五瀨命薨于軍、因葬竈山とあり、（竈山に到て薨とある、此記と異なり、此記は男水門にして崩坐り、）○首より是までは、五瀨命天皇に坐ば、上件の事は皆此命へ係れり、（故此次より更て、故神倭伊波禮毘古命云々といへり、）然れども未大倭國に入坐ざる以前に崩坐ぬる故に、一御代には立られず、故此記にも、此命の段を別には立ずて、始より伊波禮毘古命の段と立て、其中に記せる趣なり、此事首に委く論へるが如し、）

かゝなれば、今も志といはぬ訓を取つ）記中に崩字を書る例の事は、宇治若郎子の處に云べし、さて神上とは、萬葉二（二十七葉、日並知皇子命薨時長哥）に、天原石門乎開、神上、上坐奴とよみて、天所知といふも同意なり、凡て人は死れば、尊も卑きも皆悉く、底津根國（即夜見國なり）に罷ることなるを、天皇を始奉、凡て尊むべき人をば、其を忌憚て反を云て、天に上坐とはいひなせる古言なり、（此事傳十三天若日子の段にも委云り、考合すべし、）○水門、上卷に出づ、○謂男水門也、抑男建に依れる名なれば、建水門とこそ謂べきを、只男としもいふは如何と云に、此男は、たゞ男子と云意にはあらず、猛く雄々しき意なり、故男とのみ云るに、男建の意あるなり、○陵は美波加と訓べき由、上（傳十七鵜羽産屋の段の末）に云るかごとし、○即とは紀國にして崩坐て、御陵も即其國に在を云なり、（倭國ならむには、如此ことわることは有まじきを、他國なる故にかくいへるなり、）○竈山は加麻夜麻と訓べし、書紀の訓も然なり、（加麻度夜麻と訓はわろし、筑紫なるは加麻度山にて、竈門山と書り、おもひまがふることなかれ、）延喜諸陵式に、竈山墓、彦五瀬命、在紀伊國名草郡、兆域東西一町南北二町、守戸三烟と見ゆ、（此御陵の如此後世まで式にも載て、毎年に御幣を奉り賜ふを以ても、此尊は天皇に坐けることを知べし、若おしなべての皇子に坐むには、然ることあるべからず、上代の皇子等の御墓の中に、諸陵式に載れるは、五十瓊敷入彦命、日本武尊、菟道稚郎皇子、などの外は例なし、さて陵と云ずして墓と云るは、一御代に立られざる故なり、飯豊皇女などのも墓とある例なり、）又神名帳に、同國同郡に竈山神社もあり、（此社も即五瀬命を祭ると云り、さもあらむか、されど社は

ど、間三里許ありと云り、此等も由ありげには聞ゆめれど、たしかに古書に見えざれば取がたし、又は古へは紀國との堺まで男郷にて、猶古へは此郷紀國に屬りしも知がたし、(今の男里より西南へ大道を行ば、國堺まで今道五里餘もあれども、正南の方は國堺遠からざるなり、○書紀に、此地を茅渟山城水門とありて、亦名、山井水門とあり、是も疑はし、其故は、茅渟は古へはいと廣き地名にはありしかども、かの男里のあたりとは遙に距れり、其うへ崇神卷に、茅渟縣陶邑とある、陶は今は陶器莊と云て、大鳥郡なり、又式に山井神社も大鳥郡なれば、日根郡の男郷とは、いよ〳〵遙なるものをや、)○負賤奴之手乎死乎字(舊印本に誤て守と作るを、延佳乎字に改めつるは宜しけれども、死字の下へ移せるはわろし、今は一本に依れり、)夜と訓べし、かゝる處に乎字を置る、記中に此彼例あり、上卷に此口乎不答之口、(傳十六猨田毘古神、阿射加の段下)などゝあるが如し、死は伊能知須疑那牟と訓べし、萬葉五(廿八丁)に道爾布斯弖夜伊能知周疑南とあると、語の勢いとよく似たり、人の死ぬるを過と云ことは、冠辭考黄葉のすぎ云々條に見えたるが如し、又命てふことを上に附ていふも、古言の例なり、書紀雄畧卷(十七丁)すなはち命過とも書り、○男建は傳七(御宇氣比の段下)に出づ、○崩は加牟阿賀理麻志奴と訓べし、(書紀の訓然なり、但神武天皇の崩をば、加牟阿賀理志麻志奴と、志てふ言を添て訓り、信に神上と云は本は用言なれども、躰言にいひなせるものなれば、直に坐ぬとは連き難ければ、爲坐ぬと云ぞ正しかるべき、されど然訓ては、何とかや中々に穏ならぬが如聞ゆ、上卷に神避坐とある、神避も同例にて、躰言に云なせるなれど、加牟邪理志麻志奴と訓てはい

神之威とある如く、其威を借賜ふ意あるなり、〕○南方は美那美能加多と訓べし、〔南をも、比牟加志に倣て、牟を添て美牟那美と云は非なり、〕○血沼、玉垣朝段に血沼池見え、書紀崇神巻に茅渟縣、允恭巻に茅渟宮〔續紀十五にも智努離宮見ゆ、〕などある、皆同處なり、さて欽明巻に、河内國言、泉郡茅渟海中云々、續紀に、靈龜二年三月癸卯、割河内國和泉日根兩郡、令供珍努宮、〔宮字、印本に官と作るは誤なり、古本には宮とあり、さて和名抄に、靈龜二年割河内國大鳥日根兩郡、置和泉國とあるはたがへり、〕四月甲子、割大鳥和泉日根三郡、始置和泉監焉、天平十二年八月甲戌、和泉監并河内國、天平寶字元年五月乙卯、和泉等國依舊分立とあり、是等にて血沼は和泉國和泉郡なることしらる、此郡は、大鳥郡の南に續たれば、自南方廻幸す路次もよく合り、萬葉七〔十二丁〕に陣奴乃海、十一〔十二丁〕に珍海又血沼之海とよめり、〔六巻に千沼回、九巻に智奴壯士などもあり、〕古は名高かりし處なり、〔黒鯛の屬に知奴と云魚あり、和名抄に海鯽魚を當たり、此魚血沼海の名産なりし故に、地名を即其物の名に負るなるべし、さる例此方にも漢國にも甚多し、然るに此魚の多くあるより地名ともなれりといふ説は、本末たがひて此記の趣にもそむけり、〕○紀國、上巻に出○男之水門、神名帳に、和泉國日根郡男神社〔二座、〕和名抄に同郡呼唹乎郷あり、〔今に男里村と云あり、男神社も即此村にあり、和泉志に一座神武天皇今稱男森明神、一座彦五瀨命今稱濱天神といへり、〕是なり、日根郡は和泉郡の南なれば、此も路次よく合り、但紀國とあるは傳の誤ならむか、〔或説に、雄山と云處あり、昔は日根郡なりしを今は紀國に屬りといひ、又或說には、今名草郡若山に雄町と云あり、竈山

は御言なる故に、泛く痛手と詔ふなり、痛手といへば、矢に限らず何物にも渡るなり。〕訶志比宮段の歌に、布流玖麻賀伊多弖淤波受波とあり、抑刀劔又矢などに傷られたるを、手を負と云故は、凡て人の爲る事を指て手といふ類多くして、(書法擊劔搦力圍碁など其外も、各其法を手といひ、又爲べき限の事を盡すを、手を盡すといひ、又其より轉て其事をする人を指て某手と云ことも多し、敵を討軍士を討手といひ、捕ふる人を捕手と云類なり、追手搦手と云も、もと此方より追人を追手といひ、其を彼方に待取て搦取人を搦手と云より初れる稱なり、さて又轉ては、物を見人を見手、聞人を聞手と云類も萬にあり、又物を造る人を、古は手人と云り、又萬の物を作るに、麁きを隱して精く見せて、人を欺くを、手を爲といひ、人に欺むかるゝを、手を喰と云、其外萬の事に、手といふこと猶多し、其中に敵對ありて其を謀る事には、殊に多く云り。〕刀劔にて擊も射るも手なれば、其刀劔矢などに傷らるゝを、手を負とは云なり、(人に傷れたる疵を、手疵といふも此なり。〕○行廻は、徑よりは行ずて、他方へ曲行て、志す處へ旋り向ふなり、○背負は勢淤比弖と訓べし、(此の背を、曾毘良と訓はわろし、曾毘良のことは傳七御宇氣比の段下に云り。〕凡て淤布とは、古言には身に受持ことを廣く云て、必しも背に持には限らず、故背に負をば背負とも云るなり、(常には背に負をも、唯負とも云へども、此は背後にすることを主とする處なる故に、殊に背負とは詔ふなり。〕此言今の俗言にも遺れり、下卷朝倉朝段に、若日下王令奏天皇背日幸行之事甚恐、とあるは意異なり、(同じ背字なれども、彼は後方にして背く意、今は大御身の背に負持奉る意なり、故彼處には負といはず、此は書紀にも負日

ば凡て夜都古と云り、國造郡領伴造なども皆御臣の意なり、此事は傳七巻に委く云り、又欽明紀に、陪臣を伊夜都古と訓るも、臣の臣なる故に、又臣の意なり、伊夜は重なる意なり、そもそも古へは君に仕奉る人をも、又凡人の中にて良人に使はるゝ者をも、共に夜都古と云るを、漢國にては臣といひ奴婢と云て名を分たる故に、後人は此字に泥て、臣を夜都古と云ことをしらず、又夜都古は君臣の臣にもわたることをもしらざるなり、然るを此にまゝ其文字に拘らずして、賤奴字を、君臣の臣の義に借用ひたるなり、）天皇の御上よりは、凡人は皆臣なる故に、如此詔へるなり、下巻穴穗宮段に、都夫良意富美の言に、賤奴意富美と自いへり、（是は己がことを云るなれば、僕と漢文に云意のごとく聞ゆめれど然らず、これも臣と云意なり、但漢文に己がことを臣といふとは異なり、卑下る辭にはあらず、又此人は、書紀に圓大臣と書て、大臣なるに、夜都古と云り、此を以ても、夜都古は、必しもひたすら賤き者のみの稱にあらざることをしるべし、）是は皇子に對へて、凡人を臣と云るなり、凡て古へは天皇のみならず、皇子諸王に至るまでも、皇胤をば、天皇と同じく大君とも申し、又王とも申して、凡人の種とはさらに相混らず、其差別いと嚴なりき、（故上代には、皇太子はさらにも申さず、諸皇子諸王までも、皇胤の人を臣と云ることなく、自も然詔ふことなし、然るを後には、何事も漢風を用ひらるゝ故に、皇太子すら天皇へは臣と申し賜ふめり、されど朝廷の人々を惣擧るときに、諸王諸臣とも又王臣とも云て、王と臣とを分つは、古へ意の遺れるなり、）○痛手は後世までもいふ言にて、深手とも云に同じ、上に所謂る痛矢串なり、（上なるは地詞なる故に、其物をあらはして痛矢串といひ、此

天つ日の事には、たゞ日出日入など、のみ云て、出賜ふ入賜ふなど、はいはざれども、不敬とせず、神代の沼河日賣の歌にも、日之隱者とよめれば、是おのづから古意の差別にかなへるものなり、○此に皇祖をば日神と詔ひ、天日をばたゞ日と詔へるを以て、天照大御神と天日とは異なる故と思へばひがことなり、天照大御神即天日に坐々こと、上卷に申せるが如し、さて日は、東方より出て、西方へ旋行坐故に、東方に向て戰は、其に逆ふなり、○不良は布佐波受と訓べし、此訓の事、傳四美斗能麻具波比の段下に委く云り、(此を書紀に、此逆天道也とあるは、古意に非ず漢意なること、首卷に論へるが如し、)○賤奴二字を夜都古と訓べし、賤は良に對へる賤にて、是も奴の義なり、續紀三十二に鹿島神賤、また紀寺賤、また萬葉七(二十七丁)に、住吉云々賤鴨無などあり、みな奴婢を云り、卑賤しと云意に言るにはあらず、(さて師は、奴をば凡て夜伊都古と訓れたり、是書紀神功卷の哥に據てなれども、彼哥の詞も必奴の義とは決めがたし、其他に夜伊都古と云ること一も見えず、萬葉十八にも夜都古と見え、和名抄にも夜豆古とあれば、如此訓ほかなし、)但し此にては、賤奴字は借字の如くにて、實は君臣の臣の義なり、(良人に對へて賤とも奴ともいふは、凡人の上にての分ちなり、此は其にはあらず、天皇に對へて凡人を云る夜都古なれば、臣の意なり、凡て君に對へては、臣をば皆夜都古と云故に、書紀などにも、君臣の意に云る臣字をば、みな夜都古と訓り、是古意なり、然るに後世人は、臣をばたゞ意美とのみ心得、又夜都古と云は、ひたすら賤き者のごとく心得るは、非なり、意美といふは、朝廷に仕奉る人等を尊みて云稱にて、君臣の臣の義にはあらず、君に對へては、貴人にても臣を

○負は手を負の負なり、敏達紀に、如中獵箭之雀鳥とあり、凡て負は身に受持を云り、さて此を書紀には、有流矢中五瀨命肱脛、皇師不能進戰とありて、彼孔舍衛坂にて戰坐し時の事なり、此記も地異なり、(此流矢をしも伊多夜具志と訓るは、此記に依る訓なれども、當らず、痛矢串とは、身に中りたる上にてこそはいふべけれ、)○詔は五瀨命の詔なり、○吾者云々、此御言にても此時は五瀨命ぞ君に坐けることを明し、(書紀には、此詔をも伊波禮毘古命へ係たり、)○日神、天照大御神を日神とは此に始て見ゆ、抑上卷には天照大御神とのみあるを、此に至て更て如此ある故は、神代にては即此神の御上の事を語る故に大御名を申し、(此下高倉下の夢の段も同じ、)此は高天原に坐ます御體を、此國土に在て仰瞻奉る處に就て(次に向日とあると合せて見べし、)詔ふ御言なるが故に、如此あるなり此等を以ても、古言の差別の精きほどを知べし、(書紀は漢文を主として書れたる故に、かゝる處に古言にはかゝはらざること多くして、神代卷にも、日神と書れたる所多し、)○御子とは御子孫の謂なり、凡て子孫は幾世を重てもみな子といふこと、前に云るが如し、○向日、上には日神とあるを、此には忽變りて、たゞ日とのみ詔へる、是又古言の差別なり、上は其御子と詔ふ處なる故に、神てふことを添て詔ひ、此は唯に仰見奉り賜ふ日を指て詔ふまでなる故に、神とは無きなり、(これらはいひもてゆけば、強て差別はなきに似たれども、よく思へばなほいさゝかの差別あることぞかし、そも〳〵今、世の人の言にも、直に天つ日をさしては、天照大御神とは申さずて、只日とのみ申し、又此神の御上の事を申すには、天照大御神と申し、必云々し賜ふ、云々坐など、尊辭を添て申すを、

物をや、白肩津草香津など云むは、必海邊と聞えたれば、和泉の日下なること疑ひなし、さて和泉の地も、舊は皆河内國なりしを、別に一國とせられしは、靈龜二年よりのことなれば、古傳には河内國と云ること論なし、さて又更欲東踰の東字は、趣龍田の上にあるべきことなり、其故は、龍田より行も伊駒山より行も、共に東なれば、上の龍田の處にこそ此字は置べきことなるに、伊駒の處にわきて此字を置るは、是又地理まぎらはしく聞ゆめり、）また却至草香津、植盾而爲雄誥焉、因改號其津曰盾津、今云蓼津訛也とあるも、此記と異なり、（此記の趣は、御舟の泊たる處に、敵の軍待向て防戰ふ故に、楯を執れるなれば、事もなく聞えたるを、此書紀の趣は、虜亦不敢逼と云るに、草香津へ却て、盾を立て雄誥せるは何の故にか、聞え難し、若くは上代の軍陣の祝事などにもやありけむ、）○蓼津、此地名は他の古書にも見えず、今に聞えず、○登美毘古は即那賀須泥毘古なり、此が妹をも登美夜毘賣といへれば、兄をも如此もいひしなるべし、（但登美とは、彼鵄の瑞に因て、後に此人の討るゝところに云初つる地名なれば、生存るほどに登美毘古とは云じを、討れて後に、追て世人の云る稱なるべし、）○痛矢串、痛とは事の甚しく切なるをいふ、甚字をも書り、下の痛手の痛なり、串は、物を貫く物を凡て云る名なり、（玉串なども云るを思へ、）されば矢の體を穿て徹りたるをも云るなり、（さて久志はもと丳字にて、字書に燔肉器とあり、然るに此方にては、古より串字を用ひたり、串字には久志の義は見えず、但物相連貫也と注し、字形も丳と似たる故に、まがひつるなるべし、漢國にても此二字まがへることあり、和名抄には、唐韻云、丳炙肉丳也、和名夜以久之とあり、是も古本には串と作り、）

るぞかし、(此高津と高石とを合せて思へば、古は高石のあたりまでも、日下と云しことしらる、さてこの高津の津字は師の誤にて、此記なるも高師池にてもあらむ、又此時に大御舟の泊し津なれば、高津と云む地名も似つかはしけれ、何れにしても、大鳥郡に日下ありし據なり、さて此高津池を或説に、河内國なる日下村に在といふは、和泉にも日下有しことをしらで、妄に云るものなり、)又姓氏錄和泉國皇別に、日下部首、また日下部など云姓あり、是等も日子坐王の御末にて、河内國の日下部氏と元は一なり、(河内國の日下部氏の事は、伊邪河宮段に委く云べし、)故思に、彼日下部氏の人等の分て、此和泉國大鳥郡にも住ける族の廣ごれるより、其處の名をも日下とは云けむ、されば和泉なるも、元は彼河内の日下より出たる地名なるべし、書紀には、三月丁卯朔丙子、逆流而上、徑至河内國草香邑青雲白肩之津、夏四月丙申朔甲辰、皇師勒兵步趣龍田、而其路狹嶮人不得並行、乃還更欲東踰膽駒山而入中州、時長髓彥聞之曰、夫天神子等所以來者、必將奪我國、則盡起屬兵、徼之於孔舍衞坂、與之會戰とあるは、此記の趣と異なり、(まづ逆流而上と云ることいと心得ず、草香はたとひ河内の草香にしても、難波より遡流て至る處にあらず、甚く地理たがへり、況や和泉なるをや、故おもふに、こは地理をも思はで、たゞ妄に潤色に書添られたる文にやあらむ、然るを此文につきて、白肩津とは今の枚方なりと云說もあるは、いたく非なり、さて此に河内國とあるに依て、草香を河內國河内郡なる日下とのみ誰も思ひ居るも誤なり、河内の日下は海邊にあらざれば、船の泊る處ならず、川にも津といふことはあれども、かの日下は、船通ふばかりの川だに無き地なる

○於今者、三字を伊麻爾と訓べし、記中に例多し、(此事傳十稻羽、素兎の段下に云り、師は此を伊麻志久波と訓れたり、此萬葉に見えたる古言にて、今はといふ意なり、然れども此は其意に云るには非ず、然訓ては於字あまれり、者字は、常のごとく波の意に置るに非ず、今者、二字にて伊麻と云ことなり、記中に此例多し、) ○日下は、久佐訶と訓て地名なり、是は河内、國河内、郡なる日下にはあらざるべし、(河内、郡なる日下は、古書に多く見えて名高し、其處の事は、下卷畧、段に云べし、又日下と書く文字のことなども彼處に云む、) 其故は、難波、海をば過て、なほ海路を幸行て、泊賜へる津なれば、必難波より南方にて、海邊なるべければなり、故思に、和名抄に、和泉國大島郡に日部(久佐倍) 郷あり、式に同郡日部神社もあり、此郷今草部村と云り、是實は日下部にて、此の日下は是なるべし、(下字を畧て日部と書るは、凡て諸國郡郷の名、必二字に約て書、例にて、大和の葛城、上下、郡を葛上葛下、磯城上下、郡を、城上城下と書と同じ、然るを和名抄に久佐倍とあるは、佐、下に加字脱たるか、又今も草部と云を以見れば、和名抄のころより既く訛て、久佐倍と云ならへるか、如何にまれ元は久佐加倍なるべし、日下と二字連ねてこそ久佐加とは讀め、日字のみを久佐と讀べき由なし、春日を加須賀とよめばとて、春、一字を加須とはよみ難きを思へ、さて又今の草部村は、海邊には非ざれども、甚しも遠からず、古へは海邊までかけたる廣き名なりけむ、又日下とも日下部とも通はし云るは、下卷雄略天皇の大御哥に、日下山を久佐加辨能許知能夜麻とよませ賜へるなど、例あるなり、) 玉垣宮、段に日下之高津、池とあるも、此、日下なるべし、彼池を書紀には高石池とある、高石も同大鳥、郡の海邊な

るなどは、此登彌なり、又斑鳩の富の小川といふも、此登彌に因れる名にや、斑鳩は平群郡なれども、此川添下郡より流る、なり。）此の登美にはあらず。○那賀須泥毘古、長髓は邑之本號なりと書紀に見えて、上に引るが如し、妹の一名をも長髓媛と云とあれば、さもあるべし、（凡て兄と妹と同地名を負て、比古比賣と名くるぞ、古の常なりける、さて和名抄に、野王云髓、骨中脂也、和名須禰と見えたり、然るに世俗言には、足を須禰といふに就て、長髓とは脛の長き由の名の如く聞ゆめれど、髓字に足又脛などの義は見えず、但骨中脂にては、長と云る似つかはしからず、若は髓は借字にやあらむ。）○待向、待は待受る意なり、凡て待云々と云こと古言に多し、向は迎の意として、牟加閇とも訓べけれど、此は敵對ふ意なれば、牟加比と訓べし、さて此那賀須泥毘古が本居は、大倭の登美なるを、今は大御舟の泊る處へ出向ひて、防戰ふなり、○楯は、和名抄に、兼名苑云、楯一名樐、和名太天、また釋名云、狹而長曰歩楯、歩兵所持也、和名天太天などあり、名義は立なるべし、兵庫寮式に、凡踐祚大嘗會新造神楯四枚、（各長一丈二尺四寸、本濶四尺四寸五分、中濶四尺七寸、末濶三尺九寸、厚二寸、丹波國楯縫氏造、）戟八竿云々、其料黒牛皮八張、（各長八尺廣六尺、）掃黒一斗三升六合、（楯別二升八合、戟別三合、）云々、商布四段四尺、（裏料楯別二丈六尺、）云々、（猶其料物委く見えたり、）とあり、是にて古の楯のこと大氏に知らる、（楯を造るをば縫と云へれば、皮を板の面に縫合せて張て、裏には布を張るなるべし、料の板は載せざれども、厚二寸とあれば、必板に張れるなるべし、）○取は、軍士の手に執持なり、○下立は、御舟より陸へ軍人の下立なり、（楯を下して立るにはあらず、）○其地とは即白肩津なり、

早く長髓彦を登美毘古とも云、其妹をば書紀にも鳥見屋媛とあれば、當時より登毘とはいはず、登美といひしなり、然れば上代には虻をも阿牟といひし如く、鵄も登美とぞいひけむを、訛れりと云るは、鳥名の登美を呼と、此地名の登美を呼と、聲の去と上との訛りありしにや、楯津を蓼津と云も、たゞ弖音の清濁の違ひのみなるをも、訛と云るに同じ。）さて此地名、神名帳に大和國城上郡等彌神社、又添下郡登彌神社と、二所見えたる中に、今は城上郡なる登美にて、今世に外山村といふぞ、此名の遺れる地なる、即神武紀の末に、乃立靈畤於鳥見山中、其地號曰上小野榛原下小野榛原、用祭皇祖天神焉とあるも、（榛原は、今世に萩原と云驛ある是なりと云り、さもあるべし、此村長谷の東方にて、今は宇陀郡に入て、彼外山村とはやゝ遠けれども、古へ登美といひしは、廣き名と聞ゆれば、彼驛のあたりまでかけて、鳥見山中と云むこと、違ふに非じ。）天武紀（廿九の十八丁）に迹見驛家とあるも、此登美なり、（かの迹見驛は、飛鳥宮より泊瀬に幸て、還坐をりの路次なれば、今の外山村のあたりにてよく叶へり、（又式なる城上郡の宗像神社のことを、元慶五年の官符に、（類聚三代格に載り。）坐大和國城上郡登美山とあり、（此神社は、今外山村にある春日と稱社なりといへり。）又萬葉四（四十九丁）八（三十七丁三十九丁）などに、跡見莊といひ、射目立而跡見乃岳邊之とよめるも、同じ登美なり、（其故は、八卷に跡見田莊作哥二首と題て、其一首に吉名張乃猪養山をよめり、吉名張は今も城上郡に在て、其村彼萩原に近き處なればなり。）さて添下郡なる登彌は、今も鳥見莊と云處にて、（書紀六に作迹見池と見え、續紀六に、大倭國添下郡人倭忌寸果安云々、登美箭田二郷云々とあ

例あれば、雲に限らず白き物を青菜と云、其は甚く白き物は、青く見ゆる故なり、と云るも心得ず、甚く白き物のいさゝか青みて見ゆればとて、推て青とはいかでか云む、さては白と青との名混ひて分りがたし、かの白馬節會を青馬とも云は、白馬をやがて青馬と云には非ず、是は舊は實に青馬にて、白馬には非ず、故萬葉又文德實錄延喜式などに、皆青馬とのみありて、凡て古書には白馬と作ることなきを、後に更て白馬を用ひらるゝことになりて、白馬節會と云ひ、又舊の名をも呼て、青馬節會とも云なり、平兼盛集に、降雪に色もかはらで牽ものを、誰青馬と名づけ初けむ、是白馬を用ひられて、なほ青馬と云名のある故の哥なり〇又或人は、此に青雲とあるは、地名なるべし、枕詞には非じと云れども、地名とはきこえず、さて歌及宣言などの類にもあらぬ直の言にも、かく枕詞を置る例は、三代實錄二（十九丁）に、薦枕高御產栖日神と云ることあれば、上代にはかゝる類なほ有けむことと知べし、（拆鈴五十鈴宮などとあるは、神の詔言なれば、たゞの詞の例に非ず、）〇白肩津、（白は、志良か志漏か知られず、姑く書紀の訓によりて志良と訓つ、）名義未思得ず、此地のことは下に論へり、〇泊とは、舟の到り着をいふ、〇登美は地名なり、書紀に、戊午年十有二月癸巳朔丙申、皇師遂擊長髓彥連戰、不能取勝時、忽然天陰而雨氷、乃有金色靈鵄飛來、止于皇弓弭、其鵄光曄煜狀如流電、由是長髓彥軍卒皆迷眩不復力戰、長髓是邑之本號焉、因亦以爲人名、及皇軍之得鵄瑞也、時人仍號鵄邑、今云鳥見是訛也とあり、（是は此段の時の事には非ず、熊野より廻て大倭國に入坐て後の事なれども、後の名を初へも廻らして、此にも登美とは云るなり、さて鳥見と云を訛れるなりとあれども、

雲は無物なれども、たゞ大虚空の蒼く見ゆるを然云なり、(今世人も、晴たる虚空を青雲と云り、さて又漢國にて青雲と云なるも是なり、右の萬葉二卷十四卷の哥などに、たなびくとよめるにつきて、虚空にてはいかゞと思ふ人もあるべけれど、凡てたなびくとは、雲にまれ霞にまれ、おしなべてあまねくきりわたるを云、たなぐもりと云も同じ、萬葉の哥どものさまをよく考てさとるべし、然るを後世人は、たなびくとは、たゞ一むら引はへたるなどを云、たなぐもるとは、うすく曇ることゝ心得たるは、みなたがへり、古哥に山にたなびくとあるは、山おしなべてわたるを云なり、然れば雲といふから、青雲にもたなびくと云むこと妨なし、かの北山にたなびくとよめるは、北山の虚空のことなり、又いでこの枕詞としたるは、曇りて雨ふる時など、晴るをまちて、青きそらの見えこむことを願ふ意なり、) さて白とは、凡て物の鮮明なるを云、伊知志漏志登保志漏志などの志漏も是なり、(御火白く燒けなどゝ云も、明りのためなれば、鮮明に燒けといふことなり、又太平記などに、矢前白く射通してと云るなども、矢鏃の鮮明に見ゆばかり射とほせるを云、) かくて霽たる虚空の蒼き色は、鮮明なるものなる故に、青雲之白とは續け云なるべし、(師の説に、青雲は本白雲なれば、白てふ語に冠せたり、いと晴たる蒼空にある白雲は、青く見ゆる物なれば、即見るまゝに青雲とは云なり、とあるは心得ず、もし白雲なれども青く見ゆるに依ていはば、白雲の青とこそは云べけれ、そのうへ蒼く晴たる空なる白雲は、いよ〳〵白くこそ見ゆれ、さらに青く見ゆる物にはあらざるをや、又右に引る祝詞の文、又萬葉十三の哥などにて、青雲と白雲とは別なることしるし、又或説に、白馬を青馬と云

○浪速は、字のまゝに那美波夜と訓べし、(此にては那爾波とは訓べきに非ず、但後に那爾波を浪速と書むは惡からじ)書紀に戊午年春二月丁酉朔丁未、皇師遂東舳艫相接方到難波之碕會有奔潮太急因以名爲浪速國亦曰浪華今謂難波訛とあり、此事師冠辭考(おしてるの條)に委見たり、考見べし、さて難波は、古は難波國とも云て、攝津國西生郡又東生郡の西邊までかけての大名にて、古書どもに多く見えたること、云も更なり、○渡とは海にまれ川にまれ渡行處を云、(後世の歌などに、難波わたりといふとは異なり、)万葉一(二十六丁)に、對馬乃渡々中爾云々、六(四十五丁)に、泉川渡乎遠見云々、此外も多し、凡て某渡と云は皆此意なり、景行紀に、柏濟吉備穴濟向津野大濟名籠屋大濟見え、又川には、仁德紀に考羅濟などあり、又難波之大渡とも此記に見ゆ、(高津宮段)何れも海路に就ていふ名なり、○經は歷過てなり、難波津には泊賜ずして、此處をば過て、なほ海路を幸行を云り、(抑難波は、西國より上る船は、悉く必泊る津なるに、此處をしも過坐るは、書紀に見えたる如く、此をりしも浪太急て、御船泊難かりしなるべし、さて然ありけむは、此あたりより徑に東方に向て幸行むは、不良所由ある故に、南方より廻り幸さしめむ爲の、神の御所爲にぞありけむ、次の事と考へ合せて知べし、)此事下に論へり、○靑雲之は、白の枕詞なり、靑雲と云る例は、祈年祭祝詞に靑雲能靄極、白雲能墜坐向伏限、(月次祭のにも見ゆ、)萬葉二(二十五丁)に、向南山陣雲之靑雲之、十三(二十九丁)に、白雲之棚曳國之、靑雲之向伏國乃、十四(二十八丁)に、安乎久毛能伊氏來和伎母兒、十六(二十九丁)に、靑雲乃田名引日須良霖曾保零、そも〳〵靑色の

同時に、播磨國明石郡人、海直溝長等十九人大和赤石連を賜ふ、是も大和氏の支別なるべし、さて又姓氏錄攝津國同部に、物忌直、椎根津彥命九世孫矢代宿禰之後也と見え、又河內國神別地祇部に、等禰直椎根津彥命之後也とも見ゆ、）さて續後紀に、承和七年八月甲辰朔己未大和國人戶主從八位上大和宿禰吉繼、戶口掌侍從四位下大和宿禰館子等、賜姓朝臣、貫附左京三條一坊とあり、

故從其國上行之時。經浪速之渡而。泊青雲之白肩津。此時登美能那賀須泥毘古（自登下九字以音）興軍。待向以戰。爾取所入御船之楯而下立。故號其地謂楯津。於今者云日下之蓼津也。於是與登美毘古戰之時。五瀨命於御手負登美毘古之痛矢串。故爾詔。吾者爲日神之御子向日而戰不良。故負賤奴之痛手。自今者行迴而。背負日以擊期而。自南方迴幸之時。到血沼海洗其御手之血。故謂血沼海也。從其地迴幸。到紀國男之水門而詔。負賤奴之手乎死。爲男建而崩。故號其水門謂男水門也。陵即在紀國之竈山也。

從其國上には只速吸門の事を云るのみなれば、此に其國と指べき處は無し、いかゞ、（上段の次第の亂れつるから、かゝることもあるにやあらむ）○上行をも能煩理伊傳麻須と訓べし、

るべし、)さて天平九年十一月壬辰、大倭忌寸小東人同水守二人賜姓宿禰自餘族人連姓爲有神宣也、(自餘族人に連姓を此時に賜へるは、なほ直にて在し族も有しなるべし)同十年閏七月段に、大養德宿禰小東人とあり、是は天平九年十二月に、改大倭國爲大養德國とありて、國名の文字を如此改られしに依て、此姓を其字に改しなり、(同十九年三月に、又舊の如く大倭國とせられたり、)同十九年四月段に、大倭神主正六位上大倭宿禰水守授從五下下と、見え、(此氏人大倭神主といふこと此に見ゆ、)同廿年正月壬申朔甲戌、大倭連深田魚名並賜宿禰姓、天平勝寶三年十月丁巳、大倭國城下郡人大倭連田長古人等八人賜宿禰姓、神護景雲三年十月、大和國造正四位下大倭宿禰長岡卒、五百足之子也云々、勝寶年中、改忌寸賜宿禰云々とあり、此に至て倭字を書ずして和と作るは、天平勝寶のころ國名の大倭字を改て、大和とせられしかば、(此事委き考あり、別に記せり、又やまとに大字を添て、大倭大和など書るは、みなオホヤマトとよむことなり、たゞヤマトとよむはわろし、さればたゞやまとゝ云には、大字を添て書もわろし、)姓にも其より此字を用るなり、(後世の如く意に任せて妄に書るには非ず、)さて姓氏録に、(大和國神別地祇)大和宿禰、出自神知津彥命也、神日本磐余彥天皇從日向地向大倭國、到速吸門時有漁人乘艇而至、天皇問曰汝誰也、對曰臣是國神名宇豆彥、聞天神子來、故以奉迎、即牽納皇船以爲海導、仍號神知津彥、(一名椎根津彥)能宣軍機之策、天皇嘉之任大倭國造、是大倭宿禰始祖也と見えたり、又(攝津國神別地祇)大和連、神知津彥命十一世孫御物足尼之後也、(續紀廿九に、攝津國菟原郡人、倉人水守等十八人賜姓大和連、とあるは此族にや、又

はしく云り、考へ見べし。）又此事、一傳には、師木玉垣朝御世廿六年の事とす、（そこには大倭直祖長尾市宿禰とあり、さて此大神を祠る地を、定神地於穴磯邑、祠於大市長岡岬とあり、此穴磯字、傍にシキと假字を付たるは非なり、字によらばアナシと訓べし、されど崇神紀に市磯長尾市とあると照して思へば、穴は市の誤にもやあらむ、又長尾市といふは、長岡岬の地名に依れる名にもやあらむ。）共に書紀に見えたり、此長尾市、檣根津日子の末にて、大倭國造の先祖なるを、此人より始て、大倭大神を以祭く神主となりて、後まで此氏人相傳て以祭けり、次に仁徳紀に倭直祖麻呂、又倭直吾子籠見ゆ、雄略紀二年段にも、大倭國造吾子籠宿禰と云人見え、欽明紀に、倭國造手彥と云見えたり、さて天武天皇十年四月己亥朔庚戌、倭直龍麻呂賜姓曰連、（これまでは直姓なり、そは欽明紀までは國造とのみありて、直とはなきを、此にかくあるは、何れの御代より直姓にはなれりけむ、此記に倭國造等之祖とある、等字に依れば、始は此氏人みな國造と云姓なりしなるべし、書紀に倭直祖とあるは、直の姓にて有し程の語を以云るなり、さて直姓になりてよりは、其中に殊に一人を國造には補されしなるべし。）同十二年九月乙酉朔丁未、倭直賜姓曰連、（十年の時に連になれるは、龍麻呂一人なりしを、此度其餘の人も連になれるなり。）同十四年六月乙亥朔甲午、大倭連賜姓曰忌寸、（是までは或はたゞ倭と見え、或は大倭と見えて、大てふ言の有無定まらず、此程まではさもありけむ、後には必定まれることなり。）さて續紀六に、以從五位下大倭忌寸五百足為氏上令主神祭、（神は大倭大神。）と見え、九卷に、大倭國造大倭忌寸五百足とあり、（是にて國造は此氏人の中に殊に一人なることし

て、此方へ引入るなり、○槁根津日子、名義は、書紀三（十八丁）に、人名に劒根と云も見え、又八尋桙根なども云類に、檣を檣根と云るなり、さて如此名け賜へる由は、此人海道を能知れりと申せるに因て、即其導者とし賜むと所思看て、今執着せて引入つる檣に就て、此檣以て漕まに〳〵船のよく行意に、彼導を准て稱給へるなるべし、（たゞに檣に執着せて引入たるのみは、名に稱ふべくもあらねば、必海路の導の意あるべきなり、）○倭國造、（倭のこと、又國造のことは、既に上卷に出つ、）書紀此御世二年の處に、春二月甲辰朔乙巳、天皇定功行賞云々以珍彥爲倭國造、（珍彥此云宇豆毘古、）とあり、（此人、前に椎根津彥と云名を賜て、其後所々に皆其名をのみ云るに、此に至て立歸て更に又初名をあげて珍彥と云るはいかゞ、又珍彥の訓注は、初に出たる處にあるべきに、今此にあるもいかゞ、○舊事紀十國造本紀に、東征時於大倭國見漁父、謂左右曰、浮海中者何物之耶、乃遣粟忌部首祖天日鷲命使見之、還來復命曰、是有人耳、名椎根津彥、即召率來矣、天孫問汝誰哉、對曰、吾是皇祖彥火々出見尊孫椎根津彥と云、又六卷に、故遣女弟玉依姬命以來養者矣、即爲御生一兒、則武位起命矣、また武位起命、大和國造等祖と云るは、椎根津彥を、彥火々出見尊の孫、武位起命の子とせるなり、此說信がたし、若彥火々出見尊の御孫ならば、此人の後胤の姓は、姓氏錄に天孫の部に收べき例なるに、皆地祇部に收れるは、元來國神の子孫なること明けし、）さて師木水垣朝御世七年に、夢の諭ありしに依て、倭直祖市磯長尾市を以て、倭大國魂神を祭主とし給へり、（此處には倭直祖と云ことは見えざれども、玉垣朝御世三年又七年の段に、倭直祖長尾市と見えたり、倭大國魂神の御事は、傳十二卷にく

とあり、槁字には佐乎の義は見えず、誤なるべし、（和名抄印本に㰏と標ながら、唐韻を引る文には槁とあり、是は寫誤なり、古本には此をも㰏と作り、さて右の古書どもにみな㰏とあれども、漢籍には多く篙とのみ作り、但し玉篇に、㰏、古勞反所以進舡とあり、此物竹のみならず、木を以ても造る故に、木偏を加へて、㰏とは作成せるなるべし、かゝる類多し、）さて檝字はいと〳〵心得がたし、此字船具に縁あることなし、若は檝字を誤れるにや、（檝は古加遲にのみ用て、佐乎と訓る例はをさ〳〵なけれども、輕島朝段の末に、宇治川の渡舟の事にも、執檝者とあり、これらは佐乎とこそ云べけれ、又和名抄二に渉人條に、檥榜とある注に、檥正也和名佐乎とあれば、此檥字の誤歟とも云べけれど、此字は佐乎と訓べき由なし、佐乎とあるは、下の榜字の注にこそあらめ、）そは如何にまれ、槁檝二字を連ねて佐乎と訓外なし、（師は、景行紀に、大木の僵れたる上を人々の往來けることを、時人の哥に、瀰概能佐烏麼志とよめるを例として此の二字を佐乎婆志と訓れたり、誠に圓木の獨橋は竿の如くなれば、竿橋の義にてもあるべければ、此も然訓むことよく當れるに似たれども、猶よく思へば當らず、かの佐烏麼志は、小橋に佐てふ辭を添たるかとも聞えて、竿橋とも決めがたきがうへに、檝を波志と訓べき由もなく、又こゝは、次の言に引入と云、書紀には令執而牽入とさへあれば、橋に爲て其上を渡らしむるには非るをや、指度とある言に迷て、橋とな思ひそ、）○指度は、大御船の中より㰏を下して、彼龜に乘て在る處へ差遣るを云、（書紀に授と書る、此字にて心得べし、）度とは、此より彼まで至らしむるを云、大御舟は高く、龜背は低ければ、間遠くて直には乘移り難き故に、此㰏末に令執着

迎引皇舟表積香山之嶺と云り、○喚歸は與備余世氐と訓べし、歸を余世と訓る例は、萬葉三(四十丁)に樹爾伐歸都と見え、此記上卷(少名毘古那神の段)に歸來とあるも、必余理來と訓べき處なり、さて萬葉十五(十六丁)に、於吉敝欲里、布奈妣等能頻流、與妣與勢弖伊邪都氣也良牟多婢能也登里乎、これ余毘與世氐と云る例なり、(首二句のさまさへこゝによく似たり)○誰也は多禮曾と訓べし、下卷朝倉朝大御哥に然あり、(多曾と訓は俗し)○國神とは、此土地の神と云意なり、當國人を國人、當里人を里人と云が如し、(天神に對へて云國神にはあらじ)さて人と云ずして神と云るは、猶神代の言の隨なるか、將乘龜來は凡人に非ず、實に神なる故か、(下なる贄持之子など三人の名告も、皆國神といへり)書紀にも如此ぞある、さて此下に必其名を告べきに、名の無きは脫たるなるべし、誰ぞと問給むに、たゞ國神とのみ申て止べきかは、又かゝる御答の例を考るに、上卷に僕者國神名、猿田毘古神、また此下段に僕者國神名謂贄持之子、また僕者國神名謂井氷鹿、また僕者國津名曰石押分之子、などゝのみありて、名を告ざる例は一も見えず、故今書紀及姓氏錄に依て、名宇豆毘古の五字を補ひつ、(毘古の毘、書紀の訓注に依て濁音と定めつ)○海道は宇美都遲と訓べし、書紀七(九丁)に海路、萬葉九(二十八丁)に、海津路乃、名木名六時毛、渡七六などあり、海原を舟より行路を云、(東海道西海道などいふ海道にはあらず)○從而仕奉乎は、師の美登毛爾都加閇麻都良牟夜と訓れたるを用べし、(而字にかゝはるべからず)○槁機二字を佐乎と訓べし、槁は、書紀には檣と作り、和名抄にも、檣、唐韻云、檣棹竿也、字亦作艢、和名佐乎、方言云、刺船竹也、と見え、字鏡にも檣、左乎

は豊前の早鞆浦のことならむと云り、まことに潮の速きことは名に負れども、さてはいたく地理違へり、書紀の傳に依ても、宇佐より前にあればあはず、）○此一段の事、書紀には、日向を發坐て宇沙に至坐す前にあり、此記と次第異なり、故思に、此地名正しく豊後國にあれば、書紀の傳ぞ正しかるべき、吉備國より難波までの間には、此地名あることを聞ず、（書紀に釣魚於曲浦とありて、攝津國八田部郡輪田御崎と云あれば、此わたりにもやと思ひよれど、かの曲浦は地名とも聞えず、ワダノウラと云訓もいかゞとぞおもふ、）此記は、此一段の次第の亂れつるなるべし、書紀曰、至速吸之門時、有一漁人乘艇而至、天皇招之因問曰、汝誰也、對曰、臣是國神名曰珍彥、釣魚於曲浦、聞天神子來、故即奉迎、又問之曰、汝能爲我導耶、對曰導之矣、天皇勅授漁人椎檣末、令執、而牽納於皇舟、以爲海導者、乃特賜名爲椎根津彥、（椎此云辭毘）此即倭直部始祖也とありて、此人の功ありし事ども、後に見えたり、（名を椎根津彥とあるは、此記と異なり、椎と云る意さだかならず、まづ上に檣を椎檣とあるは、かの比々羅木之八尋矛など、器名に其材の名をも連て呼る例あれば、さもあるべけれども、此人の名に負せむには、此記の如く檣とこそあるべきことなれ、其檣に造れる材の名をしも取むことは、いかにぞや思はる、故つら〱思に、姓氏錄には、此名神知津彥とあれば、もと知根津彥なりけむを、書紀には、志理を志比と訛れる傳を取れたりしにや、理と比とは橫に通音なり、是海路をよく知由の稱名なるべし、さて後に志比と訛れるに就て、此記の傳の檣根津日子とくらべ見て、此名と合せむために、かの檣をも推て椎檣とは書成れたるにや、なほ考べし、）古語拾遺に、大和氏遠祖椎根津彥者、

くて主とある方を下に云ぞ定まりなる、）○羽擧は波夫理と訓べし、（上卷に以此比禮三擧打撥とある擧も必布理豆と訓べきこと、傳十のをはりに云るが如し、考へ合すべし、）又波夫伎と訓むも同じことなり、（古は布理を布伎とも通はし云り、）古今集哥にも、山郭公打波夫伎とよめり、和名抄に、唐韻云、翥飛擧也、字亦作䎗、文選射雉賦云、軒翥、波布流、俗云波豆々と見え、靈異記にも、翥波不利、又云加介利伊久とあり、萬葉十九（九丁）に羽振鳴志藝、又（三十三丁）打羽振鷄者鳴等母、これらは鳥に云り、又二（十八丁）に、朝羽振風社依米、夕羽振浪社來緣、六（四十六丁）に、朝羽振浪之聲躁など、浪風などにも云り、凡て振とは、物の動き擧るをいふ言なり、後撰集雜哥に、古も契てけりな、打羽夫伎飛起ぬべし天の羽衣、（是は羽衣といふから、鳥に擬て如此は云るなれども、人の身に云るは、今此處の羽擧にいと近きなり、）なども云り、此處は鳥の羽振如く、左右袖を擧て打振つゝ、來るなり、然爲る故は、大御舟を慕て招奉るなるべし、（書紀に奉迎とあり、來とは大御舟の方へ依來なり、）袖を振て人を招くは、古の常なり、（萬葉に多く見ゆ、）○速吸門は、波夜須比那度と訓べし、（吸を須布と訓はわろし、釋紀の秘訓にも爪比とあり、）書紀神代卷、伊邪那岐大神の御禊段一書に、速吸名門とあると同處なり、（是に名門とあるを以て、今も然訓べきなり、即之門といふに同じ、此外にも之を那といふ例多し、）神名帳に、豐後國海部郡早吸日女神社あり、（續後紀十三三代實錄四十四などには、早吸咩神とあり、）此地にて、此神名によれる地名なるべし、速吸とは、大祓詞に、速開都咩止云神持可々呑氐牟とある意にて、彼御禊に緣れる神名なるべし、門は海門なり、（或人、速吸門

故從其國上幸之時。乘龜甲爲釣乍、打羽擧來人。遇于速吸門。爾喚歸。問之汝者誰也。答曰僕者國神〔名宇豆毘古〕又問汝者知海道乎。答曰能知。又問從而仕奉乎。答曰仕奉。故爾指度槁機引入其御船。即賜名號槁根津日子。此者倭國造等之祖。

龜甲は、師の加米能勢と訓れつるに從ふべし、龜は、和名抄に、龜大戴禮云、云々、和名加米、兼名苑云、龜一名蔡、漢語抄云宇美加米、また鼇鼉、玉篇云鼇鼉大龜也、和名於保賀米、などゝあり、甲は同書に、甲文字集略云、龜蚌之屬甲曰介、甲音俗云古不、とありて、和名は見えず、(今も東國にては龜甲を加米之加和良と云とぞ、然らば古不と云も、甲字音にはあらで、加和良の轉れる名にてもあらむか、それは如何まれ、此は龜の上に乘れることを云る處なれば、甲字にはかゝはらずて、背と云むぞ宜しかるべきなほ加和良のことは、輕島宮段之訶和羅前の下に委くいふべし、)書紀には此處を、乘艇とあり、○爲釣乍は、都理志都々と訓べし、(乍字は、萬葉などにもみな都々と云に用ひたり、)凡て都々てふ辭は、此事を爲ながら、彼事をも相交へて爲るを云ときに置り、(されば那賀良と云辭と相通ふ意ある故に、後世には、那賀良に乍字を書も、當らざるにはあらず、されど古は、那賀良に此字を書ることは無きなり、)こゝは釣をもしながら來るにて、釣すると來ると二相交るを云なり、(さてかく相交る二事の中に、此は大御舟の方へ來るを主として云る故に、來るは乍の下にあるなり、凡て事の輕くて傍になる方を、乍の上にいひ、重

呑氏なり、文字は異なれども、即多家なり、家を能美と云例は、伊勢國壹志郡に、今も新家村といふあり是らなり）さて多祁理てふ名義は高か、又建の意か、（若高ならば、理の意は別に有べし）さだかならず、○七年坐、書紀には、甲寅年十二月壬午（二十七日なり）に安藝國に至り坐て、明年乙卯三月己未（六日なり）に、吉備國に移坐る由あれば、其間わづかに七十日許なれば、此記と大異なり、○遷上幸、始に幸行と云、次に遷移と云、次に上幸と云、次に此に遷上幸と云て、次々に詞を換たるは文なり、○吉備、上卷（傳五大八島成出の段下）に見ゆ、○高島宮、此地さだかならず、（或云、今備前國に高島と云島あり、神武天皇の宮趾は此處なり、今に神異き事どもありと云り、其郡など猶委く尋ぬべし、又吉備國人云、今高島はいと小き島にて、天皇のとゞまり坐べき地に非ず、其島を去ること遠からぬ兒島の北浦に、宮浦と云處あり、これ行宮の跡ならむかと云り、又或備中國に高の島あり、是なりと云り、されど是は、神名帳に備中國小田郡神島神社あれば、神島にこそあらめ、高島には非じ、又和名抄に、備後國三上郡に多可鄕あり、若是島には非る歟、さもあらば、高島宮は、多可と云島に在し宮歟、又同國安那郡に高迫鄕あり、若是多加勢麻と訓て、是などにもやあらむ、されど、此等は凡て、地理を知ぬことなれば、くさ〴〵驚かしおくのみなり）猶熟く尋ぬべきことなり、○八年坐、書紀には、乙卯年春三月甲寅朔己未、徙入吉備國、起行宮以居之、是曰高島宮、積三年間、脩舟檝、蓄兵食云々と有て、戊午年二月に、難波に到坐ることあれば、吉備宮に坐しは三年間なり、此記と又異なり、

云ある處なり、さて廣島より出雲石見へ通ふ道、此可部川にそひて上る、上にては根谷川と云り、川上に八岐大蛇の居住し跡と云あり、又山縣郡の山奥、石見の堺近き所に、可愛淵と云もありとぞ、又廣島より西に、川合川と云あり、川合は可愛の字音にて、これぞ可愛之川なるとも云り、此川のあたりに、式に載る速谷神社あり、今は速田大明神と云、瀨織津姫を祭りて、是神武天皇の御禊し給し所なりと云り、信られぬことゝもなり、此外にも、此天皇の古事を云處々あり、何れも實しげにも聞えずなむある、さて書紀に埃宮とある、埃字こそ疑はしけれ、若かの可愛之川と同處ならむには、此も可愛宮と書るべきことなり、此外可愛之山陵などの文字も然なり、此山陵の下の訓注に、可愛此云埃とあり、然るに今はその訓注の假字の音を用ひて書れたる、さらに例なきことなり）此埃宮と名は異なれども一にや、（かの此字の疑はしきにつきて思ふに、若くは峻字にて、多祁と訓べきか、又埈も峻と同じければ、此字ならむか、多祁は多加と通ひて、嶽なども高の意なり、萬葉十三に吉野之高などかけり）又本より傳への異にして異處にや、何にまれ多祁理てふ地名は、高宮郡高宮郷あれば是ならむか、（郡も郷も、和名抄には多加美也とあれども、上代には多祁美也と云しか、左まれ右まれ祁と加とは近く通音なり、さてかの可部川の上は、高宮郡をも流るれば、是實に可愛之川にて、多祁理宮一名埃宮とも云しにてもあるべし、さて又周防國との堺に、大竹川と云あり、續紀十一にも見えたり、是歟とも思ひしかど、然には非じ、又神名式に、安藝郡に多家神社あり、今府中村に在て總社と云、この多家を多祁と訓べきかとも思ひしかども、然らず、是は意富能美と訓べきなり、此社の神主世々大

午（二十七日なり）には、安藝宮に至り坐る由あれば、此宮に坐し間は、僅に四十日餘なり、此記と異なり、〇上幸、凡て四方國より京へ行を、上ると云り、今世とても然なり、（京より四方へ行を下ると云、又四方國より、京の方を上といひ、畿内を上方と云、京よりは、四邊方を下と云り、然るに今山城伏見より南方、奈良のあたりまでの土人の言を聞に、京方を下と云、其方へ行を下ると云、奈良の方を上と云、そなたへ行を上ると云り、是は古倭京のころに言ならへるまゝの遺れるにや、猶諸國の言を尋ねば、此類のめづらしきこともありなむかし、又漢國にては、西上東下と云は、東邊に偏れる國にて、水も皆東に流るればなり、）されば此時は、未東に行を上るとは云まじき理なれども、既に倭京に定まりての後を以て、前へ及して語傳たる言なり、さて始に日向より筑紫へ幸行をば、上るとは云ずして、此に始て云るは、地方を以て思に、信に然るべきことなり、（日向より筑紫へは北行にて、必しも京の方へ行に非ず、上るとは云がたからむか、今世國人は如何云らむ、尋ぬべし、さて筑前より阿岐へは東行にて、京の方なれば、誠に上るなり、）〇阿岐國は、山陽道なる安藝國なり、名義未思得ず、（山城國相樂郡の和伎は、崇神紀に依ば、我君の義なり、是に准へば、此國名も若くは我君歟、さる由縁ありてや名けゝむ、）安藝郡安藝郷もあれば、其より出たる國名なるべし、（三代實錄十四に、此國に安藝郡彥神と云も見えたり、）岐字濁て讀べし、藝も濁音に用ふ字なり、〇多祁理宮、書紀には、十有二月丙辰朔壬午、至安藝國、居于埃宮とあり、（埃は、神代紀に、素戔嗚尊下到於安藝國可愛之川上、とあると同處にや、此可愛之川は、今可部川と云川なりとぞ、可部と云邑もあり、和名抄に安藝郡漢辨

らば、天三降命と云は、高御魂尊の御子にて、宇沙都比古は其子にや、）○足一騰宮、書紀に、乃於菟狹川上造一柱騰宮而奉饗焉、一柱騰宮、此云阿斯毘苫徒鞅餓離能宮とあり、（菟狹川、景行紀にも見ゆ、）此名は、宮の造樣に依れる名なり、さて如何なる構ぞと考るに、宮の一方は、宇沙川の岸なる山へ片かけて構、今一方は、流の中に大なる柱を唯一つ建て支へたる構なるべし、（宇沙川の岸へ、山ある處なり、）さて騰と云故は、宮の御床は、山の片岸の上に構たるに、彼一方を支たる柱は、川中より立たる故に、其方より望めば、高く騰りて見ゆればなり、抑此宮は、一時大御饗を奉む料なるが故にことさらに如此めづらしくけしきあるさまには構たるなるべし、（彼一方の柱を、川中へ唯一立て持せたるも、ことさらに希見しく構たるなり、さればこそ足一騰てふ名をも負つらめ、さて柱を足といふことは、後世にも四足門など云例あり、延佳本に、漢籍の一柱觀のことを引り、似たることなり、此名義は、種々思ひ依れることあれども、皆善からず、右の考に思ひ定めつ、○御饗、上卷（傳十四の櫛八玉神の下）に出づ（○書紀に是時勅以菟狹津媛賜妻之侍臣天種子命、とあり、中臣系圖に、天種子命の子宇佐津臣命あり、是は此菟狹津媛の所生にて、母名を取る名にや、）○岡田宮、書紀には、十有一月丙戌朔甲午、天皇到筑紫國崗水門とあり、和名抄筑前國遠賀郡あり、是歟、仲哀紀にも、幸筑紫時岡縣主祖云々、また自山鹿岬廻之入崗浦到水門と見ゆ、（和名抄に、遠賀郡に山鹿郷あり、さて萬葉七に、水莖之崗水門とあるは、此岡水門にて、水莖は枕詞なり、別に考あり、）岡と岡田とは一にや、別に岡田てふ地名は、古書に見えず、○一年坐、書紀には、十一月甲午より（九日なり）坐て、十二月壬

御身滌の段）に見ゆ、古へは大隅薩摩までかけての總名なり、○筑紫、上卷（傳五卷のはじめ）に見ゆ、九國を總ても筑紫嶋と云へども、此は其中の一國の筑紫にて、後の筑前筑後の域を云、○幸御の御字は行の誤なり、（御字にても通ゆれども、幸御と云ること、記中にも他の古書にも例なし、凡てかゝる處は、みな幸行とある例なり、）さて此は、筑紫國へと行給ふを云なり、既に筑紫に到坐るには非ず、（故次にその間の路次の事を云て、筑紫に到坐ることは、下にあり、）○豊國、上卷（傳五のはじめ）に出、此國は、日向と筑紫との間に在ば、今幸行す道路なり、（日向の北に並て豊後、々々の北に並て豊前、々々の西に並て筑前なり、）○宇沙、和名抄に豊前國宇佐郡、これなり、書紀神代卷には、宇佐島ともあり（海中ならねど、山川の周れる故に嶋といふ）名義未考ず、さて書紀に、其年冬十月丁巳朔辛酉、天皇親帥諸皇子舟師東征と見え、其次にも皇舟の事あれば、此わたりも海路より幸行りと見ゆ、○土人は久邇毘登と訓べし、（こは豊國の國人といふことにても有べけれど、なほ）宇佐の國人なり、（書紀に菟狹國造ともあれば、宇佐をも國と云べし、凡て後に郡とも郷とも云ほどの地をも、上代には國とも云りしこと、云もさらなり、）○宇沙都比古宇佐都比賣は、兄弟と聞ゆ、名は地名に依れり、書紀に、行至筑紫國菟狹、時有菟狹國造祖號曰菟狹津彦菟狹津媛とあり、（菟狹を、筑紫國と云るは疑はし、若九國の總名の意ならば、日向も筑紫内なれば、こゝに分て筑紫國とことわるべきにあらず、さて舊事紀三、饒速日命の天降坐時供奉の神等の中に、天三降命と云ありて、豊國宇佐國造等祖といひ、又十國造本紀に、宇佐國造、橿原朝、高魂尊孫宇佐都彦命定賜國造と云り、此説ども若據あ

は、東西南北みな方と訓附たり、(こは其用ひ所によりて、加多と云では言の足はぬ故なり、古人はさる語の用ひざまをよく辨へ居し故に、然訓るを、今人はさる差別をば知ずて、煩はしと思ふめり、)伊傳麻須は、行賜ふと云ことにて、古は天皇の行幸をも、伊傳麻志と云り、此事前に見えたり、さて此處を書紀には、及年四十五歲、謂諸兄及子等曰云々、(こゝの文に、是時運云々といふより、積慶重暉といふまでは、古意にあらず、例の漢意を以て、撰者の添られたる潤色の文なり、)抑又聞鹽土老翁曰、東有美地、青山四周、其中亦有乘天磐船飛降者、余謂彼地必當足以恢弘天業光宅天下、蓋六合之中心乎、厥飛降者、謂是饒速日歟、何不就而都之乎、諸皇子對曰、理實灼然、我亦恒以爲念、宜早行之、是年也大歲甲寅とあり、(かゝれば書紀の趣は、日向にして議り給ふ時より、既に大倭國へと定めて發向せるなり、此記の趣は、未何國と定賜へることはなくて、只東方にと幸行て、行々美地を求賜ふと聞えたり、邇々藝命の國覓給ひしと同じさまなるべし、故阿岐國にも七年、吉備國にも八年坐り、若始より大倭國と定て幸行むには、半途にかくまで久しく留りたまふべくもあらずかし、大歲甲寅、このことは論ふべきことあり、下に委し、)さて今如此、皇祖の遠き御代より久しく坐々ける宮所を去て、他處に遷坐むことを議給ひ、終に東方にと決め賜へる御意を、地方に就て推度るに、此日向國は西の邊なる故に、天下所知看に不便ず、中央なる國に坐むとなるべし、かの書紀に、大倭國のことを詔へるに、蓋六合之中心乎とあるも、其由なり、○即、こは只語つゞけの助のみに置る辭にて、いと輕し、必しも猶豫たまはず速なる意にはあらず、○日向上卷(傳五大八嶋成出の段、同六

とは自奉仕るを云言、麻都呂閇は、他をして奉仕らしむるを云言なればなり。）○平は、安くと云むが如し、さて其は難きの反の易きにて、何の地に坐ば、天下治易からむといふ意なり、（何事にまれ爲難ければ平らかならず、爲易ければ平けし、故易きをも平とは云るなり。）天下を治坐に、其地によりて、便不便とある故に、其地を議りたまふならむ、○聞看とは、天下の臣連八十伴緒の執行ふ奉仕事を、君の聞し賜ひ看し賜ふを云り、續紀卅一（十四丁）詔に、自今日者大臣之奏之政者不聞看夜成牟、とあるを以心得べし、（聞看と云を以ても、其政は臣下へ係る言なるを思ひ定むべし。）さて看聞てふ言の意は、傳七の始ところ〴〵所知所知看の處に委く云り、又八のはじめ聞看大嘗てふ處をも考合すべく、なほ此卷にも下卷にも、處々見えたる言なり、又續紀十七（十六丁）に聞看食國、又（二十七丁）天津日嗣高御座乃業者、伊夜嗣爾奈賀御命聞看止勅夫なども見ゆ、○猶、此猶の意は、（常のにはいさゝか異りて。）數多ある中の物を、此やよからむ彼やよからむと、左右に反覆ひ思ひて、終に一に思決むるが如きことに云て、（今世の俗言に、登加久爾といふが如し。）中昔の物語文などにも、此意に云ること多し、此處は、坐べき地を此處やよけむ、彼處やよけむと、相論ひ議りて、終に東方地こそ善からめと決め賜ふ意なり、萬葉八（五十七丁）に、梅花折も不折も見つれども、今夜の花に尚しかずけり、○思東行は、比牟加志乃加多爾許曾伊傳麻佐米と訓べし、（別に思字をば讀むべからず、かかる處は於毛布於毛富須など、訓ては、語のさま宜しからず、然訓ねども、おのづから其意はあるなり。）只比牟加志とのみは云ずて、方てふ言を讀添るは古言なり、漢籍などにも、古訓に

べからざれども、漢國より書籍渡參來て言初たる稱を以て、古へ及ぼして語り傳へたるなるべし。)○政は、凡て君の國を治坐す萬事の中に、神祇を祭り賜ふが最重事なる故に、(他國にも此意あり、皇國は更なり。)其餘の事等をも括て祭事と云とは、誰も思ふことにて、誠に然ることなれども、猶熟思に、言の本は其由には非で、奉仕事なるべし、そは天下の臣連八十伴緒の、天皇の大命を奉はりて、各其職を奉仕る、是天下の政なればなり、さて奉仕るを麻都理と云由は、麻都流を延て麻都呂布とも云ば、即君に服從て、其事を承はり行ふをいふなり、(されば都加閉麻都留は、事服從なり、又服從は奉仕にて、皆本は一意より出たり、書紀雄略卷大御哥に、波賦武志謀飫裒枳瀰儞磨都羅符とある、羅都羅符は奉仕るをよみ賜へり、又萬葉二に不奉仕とあるは、服從ぬことを云り、これらを以て、言の相通ひて、本同意なることをさとるべし、又神を祭ると云も、其神に奉仕るにて、本同言なり、されば政とは、天皇の神に奉仕り坐義とせむも、言の本の意は同じけれども、其祭祀の事に因て云稱にはあらず、臣連等の天皇に奉仕る方に就て云稱なり。)故古言には、政と云をば、君へは係ず、皆奉仕る人に係て云り、上卷天照大御神の詔に、思金神者取持前事爲政と見え、輕嶋朝の詔に、大山守命爲山海之政、大雀命執食國之政以白賜、宇遲能和紀郎子所知天津日繼也と見え、又下に引る續紀卅一の文など、皆然るを以曉るべし、(然れば言の本を以て見れば、麻都理碁登には政字は當らず、此字になづむべきに非ず、されど臣下の奉仕る萬事は、即君の國を治め賜ふ御事なれば、末は一におつめり、○麻都理碁登は令服事なりと云說もあれど、若然らば、麻都禮碁登と云ざれば、自他の違あり、麻都理

記及書紀の五の傳ある中四の傳には、皆伊波禮毘古命を末とせれども、一の傳には第二の御子とせれば、五瀨命崩坐ては、此命の嗣坐べき理にて、彼第二とせるや正傳ならむとも思へども、此記の次第に違へれば取がたし、然れば左に右に此時の事は、五瀨命と伊波禮毘古命と二柱、元より日嗣御子に坐しを、父命崩坐てよりは、御兄の五瀨命、君にて坐けむが、此命崩坐る故に、伊波禮毘古命の嗣坐るにぞありける、故稻氷命は、此伊波禮毘古命を救奉り賜はむが爲にぞ、海原には入坐けむ、(此事既に上卷傳十七の末に委く云り、考合すべし、)若然らずば、海原に入坐しは何の由とかはせむ、〇高千穗宮、此宮の事傳十七鵜羽産屋の段の終に委曲く云る如く、大隅國なるべくおぼゆ、(日向國宮崎なりと云說は、古書の趣に叶はず、今世に日向國南方村と云に、神武天皇の社とて有て、其處を皇居の趾ぞと云なるも信られず、書紀などに、日向高千穗峯と云、此記の此處の言にも、自日向發とあるから、今の日向國の地なりと心得るは、委しからず、上代には、大隅薩摩の地までをかけて、日向と云しこと、上に處々云るが如し、三代實錄に、日向國高智保神と云あり、和名抄、同國臼杵郡に智保鄕あり、是らも高千穗山に附たる名とは聞ゆめれど、高千穗宮はなほ大隅國の方に有べきこと疑ひなし、)〇天下は、萬葉十八(三十二丁)又廿(二十四丁五十丁)に、安米能之多とあり、如此訓べし、(能を我と云るは、古に見えず、わろし、)さて此稱は、天照大御神の所知看すなる高天原に對へて、此國土を謂むこと、古意にも叶てはあれど、猶よく思に、本漢籍より出たる稱にて、神代よりの古言にはあらじか、然れど甚々古より普云なれぬることにてはあるなり、(此天皇の御代などには、未此稱ある

柱をのみ擧たるを思ふべし」かゝれば此處は、當時の有けむ隨に記さば、五瀨命與其伊呂弟若御毛沼命二柱云々、とあるべきことなれども、若御毛沼命(伊波禮毘古命なり」御業を成終て、遂に天下を知看ける後を以て、其御世の初を記す言なる故に、彼命を主として首に標て、五瀨命をば客に爲て、次には云るなり、(此處書紀には、元より伊波禮毘古命を主として、謂諸兄及子等曰云々とありて、殊に五瀨命を取分てはあげず、此記の趣と異なり、然れども是も伊波禮毘古命既に天下を治しける後を以て記せればこそ、如此はあるなれ、實は五瀨命ぞ君にては坐々けむ」さて若五瀨命崩坐なば、第二の御子なる稻氷命こそ、天津日嗣は所知食べきに、末の御子に坐伊波禮毘古命しも嗣賜へるは如何と云に、凡て上代には、諸皇子の中に、取分て日嗣御子と定まり坐も、必しも一柱には限らざりしこと、日代宮段に其證あり、(此事委くは彼處にいふべし」然れば此御兄弟四柱の中にても、五瀨命と伊波禮毘古命と二柱ぞ、由ありて元來日嗣御子にては坐々けむ、(又思に、稻氷命の海に入坐、御毛沼命の常世國に渡坐しは、此記には既に上卷に見えたれば、末日向宮に坐ける時の事にて、今東方幸行の時は、此二柱は坐まさゞる故に、自然伊波禮毘古命の嗣坐るにて、此處に五瀨命一柱をのみ擧たるも、彼二柱は既に薨坐し故なりとも云べけれども、彼二柱の御子の海に入坐常世國に渡坐しこと、日向國に坐けるほどの事としては、然るべき由緣なし、此事は書紀に見えたる如く、東征せる時、紀國の海路にての事なりけむは明らけきを、此記は、其時も處を云ざる傳によれる故に、上卷に彼二柱の御名の出たる處に云るにこそあれ、實は東征し時も存在けるなり、又思に、此

ゝる由あるは、委曲も考へざる浮たる説なり、そは淡海、御船てふ人は、世に聞なれざる故に、ゆりなく淡海公に思ひまがへて、桓武の御世をも文武と誤れるものなり、○ついでに云、凡て古の御代を、古は或は近江、大津宮御宇天皇、或は飛鳥淨御原朝など、こそ申せるを、後世人はたゞ後の漢謚をのみ知て、返て本の眞の御稱をばさらに玄らず、古書に記せるを見ても、何れの御代の稱とも得辨へぬ人のみ多し、甚しきものは、漢謚を當昔の眞の御名と心得て、上代を疑ふ者もあるをや、古を尙む人は、よく思ふべきことなりかし、○又ついでに云、古の文には、凡て某宮御宇天皇、御世と申せることとなるを、後世の俗文には、なべて某、天皇、御宇と申すは非なり、御宇は天下所知看と云ことにて、御宇、時御宇、御世など、こそいふべけれ、たゞに御宇とのみにては、其、御時と云ことにはなり難きぞかし）○與其伊呂兄五瀨命、伊呂兄の解は傳九八俣遠呂智の段に見え、五瀨、命の御名義は傳十七の末に見ゆ、○注なる上伊呂の上字は、衍なるべし、例なきことなり、○此時の有狀を思ふに、五瀨、命は葺不合命の第一の御子に坐せば、父命崩坐てよりは、此、命ぞ天津日嗣は所知看たりけむ、（書紀に、此、御兄弟の次第に、五の異なる傳あれども、此、五瀨命は、何の傳にも皆第一なり）然れば伊波禮毘古命も、此時は稻氷命御毛沼命と共に、此五瀨、命に奉仕て坐けむを、五瀨、命は、未中州を言向終賜はぬ間に早く崩坐て、御業を終賜はざりし故に、其事は慥に傳はらざれども、今此處に取分て、此、命一柱をしも擧たるを以て、君に坐しことを玄るべし、（若此時伊波禮毘古、命既に天津日嗣所知看て、御兄弟諸共に議り給はむには、稻氷、命御毛沼、命も同じく御兄に坐ば、此、命等をも此處に連ね擧べきに、只五瀨、命一

諡を奉りしことのみ見えて、漢樣のはすべて見えず、然るに天平寶字二年八月に、寶字稱德孝謙皇帝と云尊號を奉りしことあり、是は當代の御事にて、諡には非ざれども、漢樣音讀の號の始にぞ有ける、さて同月に、豐櫻彥天皇に勝寶感神聖武皇帝と云尊號を奉らる、是ぞ諡號の漢樣の始なる、されど此時も、古の歷代天皇の漢諡のさだはなかりき、さて光仁天皇崩りて、上尊諡曰天宗高紹天皇とあるは、音讀の漢諡の如く聞ゆめれども、さにあらず、なほ古禮の諡なり、文武天皇の天眞宗云々、桓武天皇の皇統云々なども、皇朝樣の諡ながら、漢めきたるは、やうやくに漢意のまじれる故ぞかし、此天宗高紹天皇も、漢樣のは別に光仁と申て、本紀の首にも、細字にて光仁天皇と注せり、續紀の例、凡て古禮の諡を標て、其下に漢樣のを注せれば、是も其例なること明けし、又此後仁明天皇までは御代々々皆古禮の諡あれば、光仁天皇にのみ無るべきに非ず、孝謙天皇は出家え賜へるに因て、諡を奉らず、かの寶字二年の尊號を用る由見ゆ、嵯峨天皇のは、有けるが傳らざるか、又元より無りしか、物に見えず、此二御代の餘は、仁明まで皆有なり、如此て桓武天皇の御代に至て、かの御船眞人の在世し延曆四年七月までの間にぞ神武より光仁までの漢樣の諡は撰定めしめ賜ひけむ、其證は、延曆十六年に成れる續紀に古の天皇たちのも往々見えたり、第一卷に天武天皇天智天皇などある類是なり、然るに如此く漢諡を以て記されたる處を考るに、皆撰者の文のみにして、昔の文を載たるには、皆某宮御宇天皇、或は某宮朝などとのみありて、漢諡は見えたることなし、これらを以て、撰ばれたる時を定むべし、然るに甘露寺親長卿記などに、文武天皇の御世に、淡海公藤原不比等に勅して定めしめ賜

り、皇國の上代の天皇たちの大御名は、諱と申すべきに非ず、凡て尊むべき人の名を呼ことを忌憚るは、本外國の俗なり、名は本其人を美稱ていふものにて、上代には稱名にも多く名てふことをつけたり、大名持などの如し、されば後世萬事漢國の制に因たまふ代に至てこそ、天皇の大御名をば諱と申すべきなれ、上代のは何れの御名も、諱と申べきに非ず、仁賢紀に諱大脚と記して、註に、自餘諱天皇不言諱字、而至此天皇獨書者據舊本耳とあり、此大脚を諱と書るも非なり、さて自餘天皇には諱を言さずとあれば、此神武天皇の彥火々出見てふ御名も、古書には諱とはあらざりしを、撰者のさかしらに然書れたること著し、さて上代には名を忌こと無ければ、伊美那と云も古言に非ず、諱字に就て設たる訓なり、又此字を多々乃美那と訓るも古言にあらず、是は稱名諡などに對へて、唯何となき常の名と云意にて設たる訓なり、）此天皇、後の漢樣の諡號神武天皇と申す、凡て御代々々の漢樣の諡のこと、書紀私記に、師說神武等諡名者、淡海御船奉勅撰也とあり、まことに然るべし、（時は桓武の朝と或說に云るも然るべし、抑此御船てふ人は、續紀に、天平勝寶三年正月辛亥、賜无位御船王淡海眞人姓とあるを始にて、次々に官位進まれしこと見えて、延曆四年七月庚戌、刑部卿從四位下兼因幡守淡海眞人三船卒云々、年六十四とありて、其處に傳を記されたり、考見べし、さて此人廢帝紀に、敏性聰慧兼明文史と見え、光仁紀に、自寶字後爲文人之首とも見えて、大學頭文章博士などにも任せられたり、然れば此御代々々の諡號の事、此人に撰しめ賜けむこともあるべし、さて桓武の御時と云說も然るべしと云、故は、先續紀を考るに、持統より以來御代々々の天皇崩の時みな古禮の

古事記傳十八之巻

本居宣長謹撰

古事記中巻

白檮原宮上巻

神倭伊波禮毘古命。自伊下五字以音與其伊呂兄五瀨命〔上〕伊呂二字以音二柱。坐高千穗宮而議云。坐何地者平聞看天下之政。猶思東行。即自日向發幸御筑紫。故到豐國宇沙之時。其土人名宇沙都比古宇沙都比賣此十字以音二人作足一騰宮而獻大御饗。自其地遷移而於竺紫之岡田宮一年坐。亦從其國上幸而。於阿岐國之多祁理宮七年坐。自多下三字以音亦從其國遷上幸而。於吉備之高嶋宮八年坐。

神倭伊波禮毘古命、御名義上巻傳十七の末に見ゆ、(書紀に、諱彦火々出見とあるは、心得ぬ書ざまなり、先此天皇をも彦火々出見と申せしことのよしは、傳十六のすゑに云るが如し、然るに是を諱としも書れたるは、漢國の史どもに、某帝諱某と云例に倣てなれども、甚く事たがへ

三大考をよみてしりへにしるせる

はとりの中つねが、此あめつちよみのかむかへはも、さとり深く、物よくかむがふなる西の國の人ども、いにしへより、いまだえかむがへ出ざりし事をし、めづらかにも考へ出たるかもくすしくも考出たるかも、かくてこそ、高天原も夜之食國も、いぶかしきくまなくはあからひぬれ、これによりても、いにしへのつたへとは、いよゝますく〳〵たふとかりけり、須賣良御國のゆゑよしは、いよゝますく〳〵たふとかりけり、

宣長

古事記傳十七之卷附錄終

は、重く凝濁れる物の滓なれば、滓の方が返て輕く淡きなり、さて今現に海潮の滿干の月のめぐりに隨ふも、本一つなるが故なり、さて思ふに、記に須佐之男命に所知せとある海原、又書紀に、滄海原潮之八百重とあるは、すなはち泉國を云るにもあらむか、○上に云る如く、天と地とつゞきてありし帶の天浮橋、數條ありしやうにも聞えたり、若然らば、富士信濃の淺間、嶽日向の霧島山などは、其帶の斷離れたるあとの蒂にもやあらむ、山のさまも然云べきさまなり、又今に火の出るも、初に昇りゆきし氣のなごりの、なほのこりて騰るにやあらむ、○今水晶などを以て、日の火月の水を取といふことあり、これは日は火月は水なるによりて、其火水の降來ると思ふめれど、然にはあらず、日月の親しくうつり來る故に、其氣に牽れて、地なる火水のより來るなり、○遙なる西國の説に、此大地も、恒に旋轉ると云説もありとかや、すべて西國は、さるたぐひの測度、いと精密ければ、さるまじきにもあらず、さてたとひ大地をめぐる物としても、古の傳への旨に合ざることもなく、己が此考にも、いさゝかも妨はなきなり、○外國には、星を日月にならべて、いみしき物にすれども、皇國の古傳には、星の事なし、たゞ書紀に、星神香々背男と云、微き神名の見えたるのみなり、日月とならべてことごとしく云べき物にはあらず、

寛政三年五月廿五日に書をへぬ　　服部中庸

て、彼浮脂の如くなりし物これなり、其中に清明かゝる物分れて、葦牙の萠出る如く、上方へ騰り去て、天となれる、是即日なり、又重濁れ　物は、分れて下方へ垂降り去て、泉となれる、是即月なり、かくて其中間にのこり留まれる物、是大地なり、されば日の質は、清明かにして此地なる物にては、火と近き物なり、然れども、火と全く同き物には非ず、彼浮脂の如くなる物の中に、混れてありしほどは、一つなれども、既に分れ昇りて、日となれるところと、地にのこり留まりて、火となれるところとは、異ありて、地にある火は、日の昇去ぬる跡に殘れる、滓の　ごとくなる物なり、本同物なる故に、其熱きとも、明きとも、よく似たり、然れども日と火との熱さ、全くは同じからず、又明さも、日は火とは異ありて、火の如くに、物を照す光はなくして、たとへていはゞ、炭火などの如くなりと見えたり、世を照し賜ふ光は、日の光にはあらず、此光は、其中に坐々天照大御神の大御光なること、上に云るが如し、何を以て知ぞと云に、此大御神、天石屋に隱坐れば、天地皆闇かりしかばなり、或人問、火は日の滓の如しと云、其滓に光ありて、日に光なきといかゞ、答、滓は凝たる物なる故に、かへりて光はまされるなるべし、同じ火にても、炭火などは、炭につきたるのみにて、火凝ざる故に、光らず、燃る火は、專火ばかり凝てもゆるゆゑに、光あるを以て知べし、日は物に着たる物にはあらざれども、もとより清て凝らざる物のなれるなれば、火とはそのやう異なり、次に月の質は、重く濁りて、此地なる物にては、水と近き物なり、然れども是も、水と全く同物には非ず、既に分れ降りて、月となれるところと、地に殘り留まりて、水となれるところとは、異有て、地にある水は、月の垂下り去ぬる跡に、のこれる滓の如き物なり、但し是

鳴せたることも、大御神つねに此鳥を愛好ませ給へる故と見れば妨なし、たゞ心得がたきは、沼河比賣の哥に、青山に日が隱らば、ぬばたまの夜は出なむとある、此時いまだ日はめぐらざりしに、かくよめるは、いぶかし、又或人、皇國は大地の頂上に在て、正しく天に對へりし國なりと云こと、心得ず、若然らば日のめぐり、春分秋分の時、眞頂上をめぐるべきことわりなるに、恒も南方にかたよりて、斜に旋るを以て見れば、地の頂上とはいひがたしいかゞと問に、已此ことわりをえ解らず、師に問けるに、師の考へに云、こは人の面の、頭頂には着ずして、目も鼻も口も、前の方にかたよりてあると同理なり、抑地は圓にして、其形には、上下前後などのけぢめなきが如くなれども、實には其けぢめなきにあらず、日月星みな、東西とのみめぐりて、南北とはめぐることなし、故日をつねに横にのみ見る國もあり、然ればこれ、まのあたり東西と南北との差ありて、何方も同きには非るにあらずや、これに准へて、上下も前後もあることをさとるべし、かくて其上方の正中は、皇國にして、南方は前なり、北方は後なり、東方は左なり、西方は右なり、故日月のやゝ南方によりてめぐるは、人面の、前方にあると同じことにて、前方をめぐるなれば、皇國の大地の頂上なることいよゝ着明しと云れき、又問、もし然らば、日月をやゝ南のそらに望む國々は、皆地の頂上と云べし、頂上いかでか皇國に限らむ、答、皇國の地の頂上なることは、日月の南によりてめぐる故に然りとするにはあらず、もとより頂上なるが故に、日月は其前方によりてめぐるなり、されば皇國と同じさまに、日月を南の空に望む國々あるは、たゞ〳〵皇國の東西にあたるすぢに近きが故なり、且日と地と月との三つ、初には一つにて、分ちなく混れ

いひて、天泉とは、別物の如くなれるなり、或人問、日のめぐらずして、恒も頂上に在し世には、晝夜の別あるべからず、地の上半は、いつも晝、下半はいつも夜なるべし、然るに鎮火祭祝詞、伊邪那美命の御言に、日七日夜七夜と見え、記、黄泉段に、一日といふと見え、大穴牟遲神の、泉國に往坐し段にも、晝夜のさま見え、天若日子段に、日八日夜八夜と見えたる、これらみな、いまだ皇御孫命の天降坐ざりしほどにて、日の旋り初ぬ世なるに、何を以て晝夜をば別たるにか、いぶかし、答、日月の旋る世になりてこそ、專日の出沒によりて、晝夜を分つことなれ、未旋らざりしほどには、日にはよらずして、他に晝と夜との分ちはありて、運びゆき、又その晝夜の長短などもありしなるべし、さて後に、日のめぐるも、其もとよりの分ちに隨ひて、晝は地の上方をめぐり、夜は下方を旋るなるべく、長短なども、もとよりのまゝによるなるべし、さて泉國は、もと地の下に在しかば、いつも日の光はあたらねば、いつも闇かりしか、他に光ありしか、しらねども、晝夜と定まりありしことは、此國土と同じかりけむ、さて又地の下半に着たる國々の晝夜のことは、今世にすら、夜國とか云て、夜がちなる國もありといへば、そのかみは地の下半は、日の光至ることなかりしは、論なし、凡て外國どもの成竟たるは、皇國とははるかに後のことゝおぼしければ、いまだ皇御孫命の天降坐ざりし前の世の、外國の事は、とかく論ふべきにあらず、百餘萬歳の前にあればなり、又問、日神天石屋に隱坐しほど、天地共に常夜往とある、そのかみ晝夜を分つこと、日の出沒によらずは、闇きを以て常夜とは云べきに非ず、いかゞ、答、闇かりしことを常夜といへるは、後の言を以て語り傳へたるなれば、妨なし、此類はつねに多きことなり、又長鳴鳥を

第十圖

天照大御神
天
日
上
皇御孫命
地
外國
外國
外國
外國
南　前
後　北
下
月讀命
泉
月

○是レハ天地泉ノ連キタル帶斷離レテ、天モ泉モ、旋ルトコロノ圖ナリ、サテカクノ如ク圖シタルサマハ、假ニ十五日ゴロノ正午時ニ、西ノ方ヨリ見タルトコロノ、大カタノサマナリ、

○天ト地ト泉トノ大サ小サナド、必シモ圖ニカヽハルコトナシ、又其各アヒ去ルコトノ遠サ近サハ、殊ニカヽハラズ、此ハイタク縮メテ圖セリ、

天は即日のことなり、泉は即月のことなり、さて其は、上件の圖どもの如く、初は天地泉と三、珠を貫きたる如く、帶つゞきて、天はいつも地の頂上に在、泉はいつも地の下方に在て、共に動き轉ることはなかりしに、皇御孫命の既に天降坐て、天下を所知看時に至て、其つゞきたる帶絶はなれて、正しく三つとなる、是よりして、天も泉も、地を中におきて、恆に相旋ることを今の現のごとし、これらの事、すべて神の產靈の、奇く妙なる理によりて然るなれば、さらに人の小き智を以て、とかく測り識るべき限にあらず、さて世人、日即天なり、月即泉なりといふことを知らざるは、初いまだ旋らざりしほど、天は頂上にあり、根國は下方に在しならひにて、頂上を天と心得、根國は地下にありと心得來れるから、旋る世になりて後も、なほ其心にて、旋る物をば、日といひ月と

いふに、皇御孫命の天降坐るは、兒の生れ出たるが如し、又二柱大神の生成し賜ひ、天照大御神の生坐る、此御國の君の定まり賜ひて、天降來坐て、所知看は、天地國土の事、全く成竟たるなれば、これ木草の實の成竟て熟たると、全同じ理ならずや、此を思ふにも、皇國はこれ天地の根蔕、皇御孫命は、四海萬國の大君に坐ますと、いよゝいちじろくして、尊しなど申奉るも、中々よのつねなり、然るを世の人、ひたすらに外國の妄説どもに、惑ひ溺れて、皇國のかばかり尊きことを識らず、たま〳〵これを聞ても、かへりて云破らむとさへするは、いかなるまがことぞや、○天浮橋の事、古書どもを考るに、古事記傳にも云れたる如く、一つのみにもあらず、此處彼處に有し如くにも見ゆ、其は彼帶はたゞ一條ながら、下の方、地へ降る路は、幾條もありしにや、又は彼帶、下の方にては、數條に分れてありしにや、さるこまかなることは、知がたし、何れにても、凡てのさまは、かはることなし、○地と泉と斷離れたるは、何時のほどゝいふこと、知がたけれど、天と地と離れたる時代に准へて、大かたには推度るべし、大國主神、初には現身ながらに、往還給ひしと、上に云るが如し、其時はなほ連けりしさまなり、さて此御國を經營賜ひて後、皇御孫命に避奉給ひて、八十坰手に隱て侍とあるは、永く此世を去て、泉國に隱侍て、幽事を掌賜ふにて、是は尋常の人の死ぬると同じさまに聞ゆれば、其時には、既に地よりつゞきて通ふ路は、斷絶たりしにやあらむ、これ又こまかには知がたし、大かた世中の人の、死て泉に往は、屍は此地に留まりて、魂のゆくなれば、此地よりつゞける道なけれども往くを、現身ながら往還ふことは、連きたる道無くては、得往還はぬことなり、

ながら、泉國に往て、還り賜へりしこと、右のごとし、然れば此時、大地と泉と、未だ斷離れず、連きて、地中より通ふ路ありしこと知るべし、黄泉比良坂の事、第六圖と併考ふべし、

記に曰、天照大御神之命以、豊葦原之千秋長五百秋之水穂國者、我御子正勝吾勝々速日天忍穂耳命之所知國言因賜而、天降也、於是天忍穂耳命、於天浮橋多々志而詔之云々、更還上云々、又曰、爾日子番能邇々藝命將天降之時、居天之八衢而、上光高天原、下光葦原中國之神、於是有云々、

記に曰、天津日子番能邇々藝命、離天之石位、押分天之八重多那雲而、伊都能知和岐知和岐弖、於天浮橋、宇岐士摩理蘇理多々斯弖、天降坐于竺紫日向之高千穂之久士布流多氣云々、

第九圖

天
天照大御神
皇御孫命
地
月讀命
泉
大國主神

天浮橋の往來の事、初伊邪那岐伊邪那美命の往來賜ひしほどなどは、天と地との間、いと近く聞えたるを、今皇御孫命の天降坐時のさまは、甚遠く聞えて、漸々に相遠ざかりたるほど見えたり、そもそも天浮橋は、天と地と相連續ける帶にて、天地の漸に相遠ざかりゆくに隨ひて、此帶も漸々に細く微くなりて、皇御孫命の天降坐まで、此帶ありしが、既に天降坐て、終に斷離れて、永く天と地との往來止ぬるなり、是を物に譬へていはゞ、兒の臍帶の、胞衣とつゞきたるが、既に生れては、斷離るゝ如く、又木草の實の、熟すれば蔕おちのするが如し、これらは、たゞに其狀の似たるのみならず、其理も全く同じことなり、いかにと

罷らむとすと云るにて、穢き泉國に罷らむことの哀さに、愁哭賜ふよしなり、然れば始より、此神には泉國を所知せと、任し賜へるにて、是即月讀命に、夜食國を任し賜ふと一つなり、書紀に素戔嗚尊是性好殘害、故令下治根國、また故汝可以馭極遠之根國などある、これら初より根國を任し給へる趣なると、思ひ合せてさとるべし、されば、もと須佐之男命と申すは月讀命の一名なるが、まぎれて別神の如く傳はりたるから、御事依のことも何も、彼と此と二つになりたるにて、書紀に、月神可以配日治、故亦送之于天、などあるは、月日の旋轉る世になりて後、其見るところによりていへる傳へなるべし、月讀命須佐之男命を、一神として見るときは、その本の紛いちじるく、何事も明らかにして、夜食國といふは、すなはち泉國根國なること、疑なきものなり、

第八圖

天
天照大御神
高御產巢日神
天忍穗耳命
天之八衢
天之浮橋
皇御孫命
伊邪那岐命
大國主神
地
少名毘古那神
泉ニ往還路也
第六圖ニ出
月讀命
泉
伊邪那美命

記曰、大穴牟遲神云々、御祖命告子云、可參向須佐之男命所坐之根堅洲國、必其大神議也、故隨詔命、而參到須佐之男命之御所者云々、大神追至黃泉比良坂、遙望呼、謂大穴牟遲神曰云々、始作國也、　又曰、故自爾大穴牟遲與少名毘古那二柱神、相並作堅此國、然後者、其少名毘古那神者、度于常世國也、

大國主命、現身

は第九第十の圖の下に云べし、初のほどは、上件の圖どもの如く、天地泉と、三連接きたる物にて、旋轉ることなければ、泉は大地に隔てられて、いつも御光の及ばざりしなり、さて夜食國は、高天原の如く、內裏方にあるか、又大地なる國の如く、外表方に在か、知がたし、若外表方にあらば、月中にむら〳〵と見ゆる物、これ其國にてもあらむか、さて泉國には、伊邪那美命の坐ませども、其國を所知看神は、月讀命なり、或人疑ひて問けらく、夜食國を月のことなりといふは、さもあるべし、然れどもこれを根國泉國と一にいふは、心得ず、根國は、須佐之男命の逐はれて、罷坐る國なり、月讀命のしろしめす國には非ず、いかゞ、答ふ、先伊邪那美命は、泉國に坐ますを、須佐之男命の、妣國根之堅洲國と詔へれば、泉と根國と一なることは、論なし、かくてその根國即夜食國なる由は、まづ師の古事記傳九の卷に、月讀命と須佐之男命とは、一神かと思はるゝこと多しとて、其由を擧られたる、中庸つら〳〵是を思ふに、書紀に、月讀尊者、可以治滄海原潮之八百重也、と見えたるに、記及書紀一書には、須佐之男命に、滄海原を所知べしとありて、今現に海潮の滿干の、月のめぐりに隨ふは、これ須佐之男命と申すは、月讀命の亦御名にて、信に一神なるべし、又書紀の傳々を考見るに、何れの傳へにも、須佐之男命の惡行を擧たるに、彼保食神の一書にのみは、須佐之男命の事はなくて、月讀命の惡行を擧たる、其事即記にては、須佐之男命の事なる、これら全く一神とこそ聞ゆれ、さて月讀の讀と、黃泉と名同く、夜食國に由あり、さて又記に、須佐之男命の啼泣賜ふことを、伊邪那岐命の問給へる、御答に、僕者欲罷妣國根之堅洲國、故哭とある、欲罷とは、妣國に罷らむことを願欲し給ふ如く聞ゆめれど、然らず、欲字は、將の意にて、

くには非ず、清く透たる物なれば、其内なる御國に坐ます大御神の大御光の、照徹りて、虛空をも大地をも、普く照し賜ふなり、されば日の光と見ゆるは、實は日の光にはあらず、天照大御神の御光にぞありける、さて第三第四の圖に擧たる如く、高天原には、五柱天神坐まし、又伊邪那岐命も留坐ませども、其高天原を所知看君たる神は、たゞ天照大御神なり、但し君に非ずとて、餘神等を臣なりと思はむは、漢意なり、君に非ずといへども、臣にはあらず、皆至て尊き神たちなり、○夜食國は、中庸思ふに、即泉國のとなり、泉は、根國底國とも云て、大地の下方に在ること、つぎ〳〵の圖の如し、さてその泉は、即これ月にして、月讀命の所知看國是なり、されば月讀命は、月には非ず、月の中に坐ます神なること、天照大御神の、日の内にましますと同じ、如此云故は、まづ夜食國と云をたゞ月は夜を照し給ふことゝのみ見ては、食國といふにかなはず、必別に其國無くはあるべからず、黃泉國は夜の國にて、其國をしろしめす神なるが故に、月讀命とは申すなり、國名の黃泉と、御名の讀と、同きを思ふべし、豫美とは、月は夜見ゆる物なる故の名なるべし、さて書紀一書、月讀命の、保食神を殺し給へる段に、天照大神云々、乃與月讀尊、一日一夜隔離而住とある、此一日一夜といふと、いかに見ても心得がたし、故思ふに、こは古傳には、日夜とありけむを、漢文を潤色て、一日一夜とは書れたるにやあらむ、凡て彼紀には、然類多ければなり、日夜隔離とは、大御神は高天原に坐、月讀命は夜食國に坐をいへるなり、その隔離れるさま、圖にて知べし、大御神の御名を、大日女命とも申て、其御光の照及ぶ限を、晝と云、其御光の及ばぬ處を夜と云、夜食國は、大御神の御光の及ばぬ國なり、抑今の如く、日月の旋轉るは、後の事にて、そ

看神と申すに同じ、又須佐之男命の參上坐時に、大御神丈夫の御裝束にして、待給ふ、これ全く人體の如くなる神に坐ますと明らけし、日なりとは申しがたし、又八咫鏡を、此大御神の御象と申すと、實には人の如くなる御形にましませども、大御光の熾なるによりて、遠く膽奉れば、圓く見え賜ふなり、ともいふべけれど、其は此國土よりこそ、然も見え賜はめ、彼御鏡を造奉りしは、高天原にての事なれば、御象を圖すとならば、眞の御形をこそ圖し奉るべけれ、いかでかは下なる國土より膽奉るところの狀をばうつすべき、抑此御鏡を、此神の御象と申すことは、書紀の一書に、たゞ一處見えたるのみにて、其餘の一書どもにも見えず、もとより記にも見えざることなり、さればこれは、大御神の御形に似せて造れるには非ず、此神の御影をうつし奉むために作れる御鏡なり、そは大御神の、天石屋に隱坐し時、此鏡を示奉りて、其御影の、此鏡にうつりて見え賜ふを、御覽して、吾と等き神の坐と所思むために構へたるなり、記を見て知べし、然るをかの書紀の一書の說は、御影をうつせりといふがまぎれて、御象を圖せりとも、申傳へたるものなるべし、さて日は、即かの葦牙の如く萠上りて成れる物にて、天と云物は、即是なり、又これを高天原と云は、古事記傳に見えたるごとく、其天にも、此國土の如く、國あるなり、かくて此大地にある國は、皆地の外表方に屬たるを、天にある國は、內裏方に屬たりと思はる、其故は、記に天若日子が、雉を射上たりし矢の、高天原に坐高木神の御許に至れるを、初に射上つる矢の穴より、衝返し降し給ふとあればなり、內裏方に國あること、此大地なる國の例に泥みて、疑ふべきにあらず、物の理は窮りなく、妙なるものなればなり、さて天は、其質もとより此國土の如

しこと、次第の圖を見て、其狀を知べし、○又書紀に、伊弉諾尊於是登天、報命、仍留宅於日之少宮矣とある、日之少宮は、天上なること、仍留の字にて論なし、○天といふ物、漢國などにては、虛空をおきて、別に其體は無き物とし、或は理を以ていひ、或は氣を以ていふのみなり、又重々あることをいふ說などもあれど、それも其形ありとにはあらず、然るに皇國の古傳は、虛空と天とは別にして、天はもと、葦牙の如く萌上れる物の成れるにて、正しく其體ありて、高天原とて、其國もあるなり、又天竺國などにていふ天は、高天原に似て、體あれども、そは皆妄說なれば、論ふに足らず、さて高天原は、虛空の上方に在と見るは、一わたりのことにて、誰も然思ふめれども、其高天原を所知看す天照大御神は、今の現に虛空に見え賜ふに、高天原といふべき物は、さらに見えず、又大御神は、天地を周りて、下方へも至り坐なれば、高天原、上方に有と云がたし、たとひ高天原は遠きが故に見えず、大御神は、御光の坐故に、其御形のみ見え賜ふなりといふとも、地下に廻り賜ふをば、何とか云む、若又高天原は、異國にて云ところの天の如く、大地を包みて、其上下四方に周れりと云むにも、かの葦牙の如く萌上りて成れるにかなはず、されば如何考へ見ても、此高天原の在處心得がたし、故中庸つら／＼思ふに、異國に云ところの天は、ともあれかくもあれ、吾古典に天といひ、高天原といへる物は、虛空にも非ず、虛空の上方に別にあるにも非ず、日ぞ即高天原なりける、されば日は、天照大御神には非ず、其所知看御國にして、大御神は、日の中に坐ます神なり、其故は、記の神武天皇段に、吾者爲日神之御子、向日而戰不良とある、此にて日と日神と別なることを知べし、日神とは、日を所知看神と申す意にて、高天原を所知

あれば、既に別神も有しなり、故第四圖に是を擧つ、然れども其名も傳はらず、幾柱と云ともなければ、むね〳〵しき神にはあらじとぞ思ふ、○黄泉比良坂は、此國土と泉國との堺なり、其在處は、此國土より、大地に入際か、又は大地の中心にあるか、又は大地と泉との間に在るか、詳ならず、記の趣は、出雲の伊賦夜坂、すなはち其處の如く聞ゆ、もし然らば、大地中に入むとする際なり、さかれどもこれはたゞ、黄泉比良坂に通ひし處は、伊賦夜坂なりといふ意にて、語傳へたるにもあるべし、

第七圖

○天は即日ナリ、其中ナル國ヲ、高天原ト云、

○泉ハ即月ナリ、其中ナル國ヲ、夜之食國ト云、

記ニ曰、是以伊邪那岐大神詔之云々、到ニ坐竺紫日向之橘小門之阿波岐原一而禊祓也云々、右件八十禍津日神以下、速須佐之男命以前、十柱神者、因レ滌ニ御身一所ニ生者也云々、賜ニ天照大御神一而詔之、汝命者、所レ知ニ高天原一云々、次詔ニ月讀命一、汝命者、所レ知ニ夜之食國一、次詔ニ建速須佐之男命一、汝命者、所レ知ニ海原一矣、高天原は、天なる御國なり、書紀に大日孁貴云々、是時天地相去未レ遠、故以ニ天柱一擧ニ於天上一也とあり、天と地と泉と、初は混一なりしが、漸に分れ、漸に相遠ざかれるを、是時は未いたく遠からざり

神の產給へる國に非ず、是皇國と、初より尊卑美惡きけぢめの、分るゝところなり、さて後に外國はみな、少名毘古那神の天降らして、經營給へるなり、此らの事、古事記傳に見えたり、披き見て、然る所以を知るべし、○皇國の在處は、圖の如く、大地の頂上なり、其故は、初葦牙の如き物の、萠上り初し、根の處にして、天地と分れて後も、天浮橋の往來ありて、未斷離れず、續きてありしほど、正しく天と上下相對へる、蔕の處、皇國なればなり、そもく大地は、虛空に懸りて、圓體なる物なれば、何方を上とも下とも横とも云べきにあらず、此方より下とする方は、其方にては、亦此方を下とす、横の方にても、何方にても、同じことなり、と心得るは、一わたりのことにて、其は天と地と離れて、今の如くなれるうへをのみ知て、元の狀を知らざるものなり、なほ大地は、上下もあり、前後もあること、師の說もあり、第十圖の下に擧るが如し、

第六圖

天

皇國

地

泉

此處出雲國伊賦夜坂

伊邪那美命

是伊邪那岐命ノ黃泉國ニ往還リ坐シヽ路ナリ、
此道ハ、地ノ中ニアリ、出雲國ノ伊賦夜坂ヨリ通フ、

記曰、既生國竟、更生神云々、又曰、故伊邪那美神者、因生火神、遂神避坐也、　又曰、伊邪那岐命、欲相見其妹伊邪那美命、追往黃泉國、云々、故號其伊邪那美命、謂黃泉津大神云々、故其所謂黃泉比良坂者、今謂出雲國之伊賦夜坂也、　此より黃泉國に坐神は伊邪那美命なり、さて此段に、此神の御言に、與黃泉神相論と

を思ふに、まづ高天原より降坐時に、天浮橋に立して、沼矛を以て、かの浮脂の如くにたゞよへる物を、掻成し賜ひて、引上給ふ時、其矛の鋒より、滴り落る物凝て、淤能碁呂島となれる、其矛の滴は、微なる物なれども、其物に因て、漂へる物聚り凝堅りて、廣く大きになりて、一の嶋とは成れるなれば、大八洲を産賜へるも、其如くにて、まづ二柱神の交合の滴、女神の御腹内に、合凝成りて、さて御腹より産出し給ふところは、微小き物なれども、其物に、かの漂へる物、寄聚り凝て、國土とは成れるなり、近くは人身の成る初にても知べし、父母の交合の時に、滴る物は、微なれども、月を經て、兒の形となるにあらずや、又人も鳥獸魚虫なども、生れ出たる時は、なほ小けれども、漸に大きになる、其中にも、殊に蛇などは、生れたるほどは、尋常の小虫なるが、年久しく經て、大蛇となるに至りては、ことの外に大きなる形ならずや、又草木も同じことにて、生初たる二葉の時は、いと小さけれど、年を經ては、雲ゐをしのぐ大木となるなり、神代のほどの年序は、いと〱久しきことなれば、此國土も、産出し賜へるより、全く國土と成了るまで、幾萬歳をか經けむ、其間には、いかほども大きになるべし、殊に國土の初などは、産巣日神の殊なる産靈によりて、成れることなれば、女神の御腹より産出し賜へると、さらに疑ふべきに非ず、これを疑ふは、正しき倭魂にあらず、例のなまさかしき漢意なり、さて國を産成し給ひて、國土と海水と分れて、漸に大地は堅まりつるなり、○外國どもの初は、二柱神大八洲を生賜ひて、國土と海水と、漸に分るゝに隨ひて、此處彼處と潮沫のおのづからに凝堅まり合たるどもの、大きにも小くも成れるものなり、これはた産巣日神の産靈によりて成れることは、ひとしけれども、外國は、二柱

る物是なり、泉字は、只漢文を假れるのみなり、字に拘るべからず、さて其垂降りて成れる事は、天の萠上りて成れると、何れか先何れか後なりけむ、知べからず、理を以ていはむは、例の漢意にて妄なり、なほ泉の事、第七圖の下に委云べし、○此より次々、天と地と泉と、漸に分れ、漸に相遠ざかりゆきて、遂に第十圖の如くに成了るなり、

是ヨリ次々ノ圖ニハ、天ニ成坐ル神、地ニ成坐ル神タチ、其圖ニ用アルヲノミ擧テ、餘ハ略ケリ

第五圖

○外國ドモノ在處、又ソノ大小、其數ナド、此圖ニ拘ルベカラズ、タヾ假ニ大カタノサマヲ着セルノミナリ、但皇國ノ在處ハ、圖ノ如シ、ソノヨシ次ニ云リ

○此圖ハ、二柱神、國ヲ産成シ給ヒ、又外國ドモヽ、成テ、國土ト海ト、分レタルウヘノアリサマナリ、

記曰、於是天神諸命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、云々、故因此八嶋先所生、謂大八嶋國、云々、　書紀曰、處々小嶋、皆是潮沫凝成者矣、　二柱神の、此大八洲國を産給へると、世人、漢意を以て見る故に、これを信ずして、種々なまさかしき説あれども、そはみな私ごとなれば、取にたらず、たゞ古傳の隨に心得べし、たゞ人の兒を産が如く、御腹より生賜へるものなり、但し其委曲き狀は、いかにありけむ、傳なければ、知がたけれども、今これ

○是ヨリ次々ノ圖皆、外輪ヲ畧ケリ、紙ノ地ヲ虚空ト見ルベシ、

第四圖

○地ニ成坐ル十二柱神ノ座位、タヾ記ノ文ノ次第ノマヽニ着セリ、必シモ拘ルベカラズ、○黒白ニ分タルハ、黒ナルハ隱身トアル神タチナリ、

記曰、次成神名、國之常立神、云々、上件自國之常立神以下、伊邪那美神以前、并稱神世七代、此を天神七代と申すは、後世の俗説なり、此神等は、天神にはあらず、地に成坐る神なり、○彼葦牙の如く萠上る物、漸に騰り、漸に成て、天となり、其跡に殘れる、地となるべき物は、未堅まらず、混れて漂へり、○記曰、於是欲相見其妹伊邪那美命、追往黄泉國、云々と見えて、黄泉といふ國あり、然るに其黄泉の初發の事は、記にも書紀にも見えず、傳説なければ、知べきに非れども、かの萠騰る物ありて、天と成れるに准へて思ふに、彼一物の中より、垂降る物も有て、黄泉とは成れるなるべし、其は根國、底國とも云て、地下に在ればなり、故今其趣を以て、圖に着せり、泉と記せ

とあるは、これもたゞ世の初といふとなるを、初判など書れたるは、たゞ漢文なり、判字は拘るべからず、天地未生之時ともあり、又虛中空中とあるにて、いまだ地も何も無き時なると知べし、すべて書紀は、つとめて漢文を餝られたるほどに、細にいふときは、當らぬ文字多く、漢文に引れて、おのづから古傳のおもむきの、まぎらはしき事も多し、其心して見るべきなり、○記には、此一物の初めて成れることは、記されざれども、次國稚云々とあるにて、既に一物の生れること知られたり、○此一物の、虛空に初めて生れるより始めて、次第に第十圖の如くに、成了るまで、これ皆悉く、高御產巢日神神產巢日神の產靈によりて、生成るなり、其產靈は、いともく靈く奇く妙なるものにして、さらに尋常の理を以て、測知べき限にあらず、そもく此天地の初を、太極陰陽乾坤などいふ理を以て、かしこげにいふ漢國人の說などは、なみ此產靈の神靈によりて生ることを、しらざる故の妄說なり、

第三圖

宇麻志葦牙比古遲神
一物
天之常立神

記曰、次國稚如浮脂而久羅下那洲多陀用幣流之時、如葦牙因萌騰之物而成神名、宇麻志阿斯訶備比古遲神、次天之常立神、云々

かの初めて成れる一物、浮脂の如く、虛空に漂蕩へるなり、さて其物の中より、葦牙の如く萌上る物あり、これ天となるべき物なり、かくてその天となるべき物は、萌上り了りて、其跡に殘れるが、堅まりて、地とは成る也、されど此時は、いまだ海と國土との分ちなどもなく、たゞ混つにて、ふはくとたゞよひてあるなり、

第一圖

此輪ノ内ハ大虚空ナリ、輪ハ假ニ圖ルノミゾ、實ニ此物アリトニハアラズ、次々ナルモ皆然リ、

○三柱神ノ座位ハ、記ノ文ノ次第ニ依テ、假ニ如此書ルノミナリ、必シモ拘ルベカラズ、

記ニ曰、天地初發之時、於高天原成神名、天之御中主神、次高御産巣日神、次神産巣日神云々、

此時いまだ天も地もあることなく、すべてたゞ虚空なり、天と地との初は、此次の文に見えたり、然るを天地初發之時と云るは、後より云る言にて、たゞ世の初といふことなり、また高天原にとあるも、此時いまだ高天原はあらざれども、此三柱神の成坐たる處、後に高天原となれる故に、後より如此云る語なり、

第二圖

輪中ノ●●●ハ第一圖ニ擧タル、三柱神ナリ、

書紀ニ曰、天地初判、一物在於虚中、狀貌難言、又曰、天地未生之時、譬猶海上浮雲、無所根係、又曰、天地初判、有物若葦芽、生於空中、云々、又有物若浮膏、生於空中、

書紀の傳へども、かくの如く各少しづゝの異ありて、全くは同じからずといへども、彼此を合せて、其さまを知べし、さて天地初判

書添(キヘ)て、一卷となし、三大考と名けつ、三大は、天地泉(アメツチヨミ)の三(ツ)なり、これを大と云むは、漢(カラ)めきたれど、さてもあへなむか、さて其あるやう、彼なまさかしき理もて云る、外國ざまの說は、すべて取らず、もはら皇國の傳へに隨ひ、其說は、すべての事は、古事記傳に依れり、されば大かたは、彼書に委(ユダ)ねて、こまかにはいはず、かの書を看て心得べし、日ごろたゞ漢意(カラゴヽロ)の說にのみなれたる人、いぶかることなかれ、

寬政三年辛亥五月

伊勢人服部中庸

萬の事、外國の如く、かしこげに言痛く、論ひさだすることなく、たゞ大らかなる御國ぶりなるが故に、天地の初の說なども、外國の說どもの如く、これは此故にかくのごとし、それは云々の理によりて、かくの如しなどやうに、細にこちたく、說諭したる物にはあらず、たゞ有しさまのまゝを、おほらかに語り傳へたるのみなり、然れども上代に、いまだ外國の說どもの、來り雜らざりしほどは、世の人みな古の傳說を守りて、さらに異なる論ひもなかりしかば、又殊に論ふべきこともなかりしに、後に外國のこざかしくこちたき說ども、入來りまじりては、人みな其說どものうはべの言美きに惑ひて、古の傳說の趣をば、忘れはてゝ、ひたぶるに外國の說にのみ依ること、ぞなりにける、されば神の御書を說く人も、みなその外國の說にのみまつはれて、いにしへの趣を得たる人は、よゝに一人もなかりけり、こゝに吾本居大人、はやくそのひがことなることをさとりて、いささかも外國の意をまじへず、專皇國の古傳に依て、そのおもむきを委曲に考得て、古事記傳を着し給へるにぞ、神代よりの傳への趣は、ふたゝび世に明らけくなりにける、中庸をちなき身なれども、神の御靈の幸厚くて、此大人の同郷にさへ生れて、務のいとまには、まのあたり其教を受て、正しきまことの道のかたはしをも、窺ふことを得たり、かくて此天地の初のさま、又其ありかたなど、かの古事記傳によりて、古傳說の趣を見るに、さらに人の造り云る、彼外國の妄說どもの、及ぶところにあらず、眞にかぎりなく深く妙なる味ありて、神代の傳說の、世にすぐれて尊きことを悟りぬ、如此して又いさゝか己が思ひよれることども、有けるを、大人に申し試みければ、あしくもあらぬさまに、許諾し給へるまゝに、其次第のおもむきを、十箇の圖にかきあらはし、其ことわりを

も直く正しくして、外國の如く、さくじり僞ることなかりし故にや、天地の初の事なども、正しき實の說有て、いさゝかも私のさかしらを加ふることなく、ありのまに〳〵、神代より傳はり來にける、これぞ虛僞なき、眞の說には有ける、そも〳〵彼漢國の說などは、これを聞に、理深く聞えて、信に然るべしと思はれ、皇國の傳へは、いと淺はかに、何の理も無きが如く聞ゆれども、彼は妄說、此は眞實なる故に、後世に至り、もろ〳〵の考へ、精くなるに隨ひて、かの虛妄說どもは、やう〳〵にその非の顯れゆくを、此眞の傳は、違ふことなし、然云ゆゑは、近き代になりて、遙に西なる國々の人どもは、海路を心にまかせて、あまねく廻りありくによりて、此大地のありかたを、よく見究めて、地は圓にして、虛空に浮べるを、日月は其上下へ旋るとなど、考へ得たるに、彼漢國の舊き說どもは、皆いたく違へることの多きを以て、すべて理を以ておしあてに定むることの、信がたきをさとるべし、然るに皇國の古傳說は、初に虛中に一物の成れりしより、つぎ〳〵其云ることゞも、凡て今の現のありかたに、合せ考るに、いさゝかもたがふことなし、これを以ても古傳の、眞なることは知べきなり、さてかの遙の西國の人は、右の如く、此大地のありかたを、よく見きはめ、又大虛空なることゞもをも、なほくさ〴〵精密に考得て、漢人の說とは、はるかに勝れることゞも多けれども、それもなほ、測算の及ぶ限りにこそあれ、其及ばぬ所は、今の現の事だに、なほ知盡すことあたはざること多ければ、まして大地日月などの、かくのごとく成れる初は、知べきやうなし、思ふに、其國々にも、各其說は有べけれども、それも又皆例の後人のおしはかりにて、かの天竺或は漢國の說どもあたぐひにぞあるべき、皇國の傳へは、さらに其類に非ず、先皇國は、神ながら言擧せぬ國と云て、

古事記傳十七之巻附録

三大考

天地國土のありかた、其成れる初のさまなど、外國の說どもは、いはゆる佛にもあれ、聖人にもあれ、皆己が心を以て、智の及ぶたけ考へ度りて、必如此あるべき理ぞと、おしあてに定めて、造りいへるものなり、其中に天竺國の說などは、たゞ世の女童を欺くが如き、妄說なれば、論ふにも足らず、又漢國の說などは、何もやゝ物の理を深く考へて、造れる物なれば、打聞くには、げにもと信らるゝが如くなれども、よく思へば、其太極無極陰陽八卦五行など云理は、もと無きことなるを此方より其名どもを作り設けて、何事にも是を當て、天地萬物皆、これらの理によりて成れる如く、これらの理をはなるゝことなきが如く云なしたるものにて、是も亦皆妄說なり、すべて物の理は、きはまりなきことにて、さらに人の智の、度りつくすべき限に非れば、理を以て云說は、信られず、人の考へて知べきは、たゞ目の及ぶ限、心の及ぶ限、測算の及ぶ限こそあれ、其及ばざる所に至りては、いかに考へても、知べき由なし、然れば此天地の成れる初、又かくの如く成竟たる、つぎ〳〵のさまなども、八百萬千萬歲の後に生れたる人、いかでか其初をよく知ことのあらむ、こゝに吾皇大御國は、殊に伊邪那岐伊邪那美二柱大神の、生成賜へる御國、天照大御神の生坐る御國、皇御孫尊の、天地と共に、遠長に所知看御國にして、萬國に秀で勝れて、四海の宗國たるが故に、人の心

欲レ沒、是必海神心也、願以二妾之身一、贖二王之命一、而入レ海、言訖乃披レ瀾入之、暴風即止、船得レ着レ岸、とあるといとよく似たるを以て思ふに、此命、海に入坐て、伊波禮毘古命の御身に代りて、救ひ奉らむとの御心なりけむ、さるを此記に、爲二妣國一と云るは、母命海神の御女なれば、己其宮に罷入て、海神に逢て、よきさまに請て、浪風を止めむと所念す御心にて、母命の國なるを、頼みづよく所思したる意あればなるべし、抑伊波禮毘古命は、御弟に坐ども、既く御世嗣て、君に坐ける故に、稻氷命は、御兄ながら、如此ありしにや、そも〳〵これらみな、おしはかりごとなり、）御毛沼命は御弟なるに、先に申し、稻氷命は、御兄なるに、後に申せるは、その事の時の前後によれるにやあらむ、

古事記傳上卷終

終字無き本もあり、又卷字も、共に無き本もあり、

古事記傳卷之十七終

は、御母の國なるによりて、と云むが如し、玉依毘賣命は、海神の御女に坐ばなり、須佐之男命も、欲往妣國と申賜ひしこと、上に見えたり、○入坐海原也とは、海底に沈入坐を云なり、(漢籍に、船に乗て海上へ趣くを、入海と云とは、異なり、又海原と云ば、たゞ海上の如く聞ゆめれど、上のみならず、底をも然云ること、例あり、) 上に天神之御子、不可生海原とあるも、海神宮なるを思ふべし、書紀神武御巻云、戊午年五月、進到于紀伊國(云々、) 六月到熊野神邑、且登天磐盾、仍引軍漸進、海中卒遇暴風、皇舟漂蕩、時稻飯命乃歎曰、嗟乎吾祖則天神、母則海神、如何厄我於陸、復厄我於海乎、言訖乃拔劒入海、化爲鋤持神、三毛入野命亦恨之曰、我母及姨、並是海神、何爲起波瀾、以灌溺乎、則蹈浪秀、而往乎常世鄕矣、(此二柱命の御事、此記と書紀とを相照して、委曲に考るに、先御毛沼命の、常世國に渡坐し事、此記には、何の所以と云ことと見えざれども、跳波穂とあるに、眼を着べきなり、さて書紀の趣も、亦恨之曰云々の御言は、只浪風の荒きを、恨み給へる意のみこそあれ、常世國に渡坐べき所以は、聞えず、海神の、浪風を起るが恨めしとて、遠つ國に渡坐むことは、由なければなり、故思ふに、此時此命の乗賜へる御舟は、何路ともなく遙に漂流て、終に破れ、若は覆りなどぞしたりけむ、書紀に、灌溺とあるも、此故と思はる、さて然御舟を失ひ給ひし故に、直に海上を歩渡りて、遙なる國に着坐りしなるべし、然れば二記共に、浪の穂を蹈跳てとあるは、舟無きが故に、然爲賜ひしなるべし、さるは海神の御魂幸ひてぞありけむかし、次に稻氷命の、海に入坐し所以は、書紀のおもむき、日本武尊の、東國征たまふ時に、乃至于海中、暴風忽起、王船漂蕩、而不可渡、時有從王之妾、曰弟橘媛、啓王曰、今風起浪泌、王船

書に、先生彦五瀬命、次三毛野命、次稻飯命、次磐余彦尊、亦號神日本磐余彦火々出見尊、一書に、先生彦五瀬命、次稻飯命、次神日本磐余彦火々出見尊、次稚三毛野命、一書に、先生彦五瀬命、次磐余彦火々出見尊、次彦稻飯命、次三毛入野命などあり、○波穗、上に出、(傳十二の初、)○跳は、布美弖と訓べし、(師は加祁理弖と訓れたり、此字、史記漢高祖本紀に、項羽遂圍成皐、漢王跳獨與滕公共車出、注に、跳走也と云、又輕身走出也とも云る、此勢にて、輕く捷きさまを以て、此字を書るなるべし、下に渡坐とあれば、此字はたゞ布美弖と訓ても、走行意は、おのづから具れり、又波穗をふみてといへば、輕く捷き意も具れり、)書紀には、蹈浪秀とあり、○常世國は、何國にまれ、皇國を離りて、易く往還がたき、絶遠き國を云こと、上(傳十二の初、)に委く云るが如し、さてかく御毛沼命の、然る國に渡坐し所以は、詳ならず、(下に、おしはかりの論ひはあり、)姓氏錄、右京皇別に、新良貴、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊男稻飯命之後也、是出於新良國、即爲國主、稻飯命出於新羅國王者祖、(印本には、是字の下に、出字有て、即爲國三字脱たり、今は一本に依れり、かの出字は、坐を誤れるにもあらむか、さて命下の出於二字も、衍なるべく、者字は、之の誤なるべし、さて又此姓は、葺不合尊の御子の後なれば、神別天孫部に收るべきに、神武天皇の御兄弟なるを以て、皇別には收れるなるべし、)とあるに依れば、新羅國に渡坐て、其國王に爲坐せるなるべし、(新羅も常世國なり、さてからぶみ北史新羅傳に、其王本百濟人、自海逃入新羅、遂王其國と云るは、實は皇國人にて、此命の御事なるを、誤りて百濟人とは傳へたるにや、)さて其は、御毛沼命なるを、姓氏錄に、稻飯命とあるは、御兄弟の間の傳の異なるなり、(さる例多かり、)○爲妣國

し、(こは然る由ありてぞ名けつらむ) ○若御毛沼命、如此四柱の御名並、稻御食を以て稱奉れることは、上處々に云る如く、殊に天津日嗣に、重き由緒あるが故なり、○神倭伊波禮毘古命、此大御名は、大和の京に遷坐て、天下所知看ての上に、稱奉れる物なり、書紀一書に、狹野尊、亦号神日本磐余彦尊、所稱狹野者、是年少時之號也、後撥平天下、奄有八洲、故、復加號、曰神日本磐余彦尊、とあるが如し、(狹野は、早稻主の意か、されど和を省く例は、未考出ず、早稻を和佐と云例は、早田早穗などの類なり、これらも、早稻田早稻穗の意なり、和佐と云稱、稻に限れるを以知べし、さて和世を和佐と云は、下に言を連ね云ときの例にて、稻をも、伊那某と云が如し、) さて神と申し、倭と申すは、論なきを、伊波禮と云も稱申せるは、何の由にか、詳ならず、(大和國十市郡に、此地名はあれども、大御名に稱申すべき由縁は、ありとも聞えず、但し書紀此御卷に、夫磐余之地舊名片居、亦曰片立、逮我皇師之破虜也、大軍集而滿於其地、因改號爲磐余、とあるに依て、考るに、皇軍倭國に到りて、此時に大く振になりて、集滿たるを賀て、倭伊波禮毘古とは稱奉れるにもやあらむ、若然らば、彼地名を取れるにはあらで、たゞ皇軍の倭に云て、集滿る由の御名にて、又其地の名にも負せしなるべし、また或曰、天皇往嘗嚴瓮粮、出軍而征、是時磯城八十梟帥、於彼處屯聚居之、果與天皇大戰、遂爲皇師所滅、故名之曰磐余邑、ともあるに依らば、あるが中に強き敵に勝たまひし地なるを以て、其地名を以て稱奉れるにもあらむか、思決めがたし、) 書紀云、彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、以其姨玉依姬爲妃、生彥五瀨命、次稻飯命、次三毛入野命、次神日本磐余彥尊、凡生四男、一書に、先生彥五瀨命、次稻飯命、次三毛入野命、次狹野命、云々、一

姨は御袁婆なり、新撰字鏡に、姨母乎波と見え、和名抄に、唐韻云、姨、母之姉妹也、爾雅云、母之姉妹曰従母、母方乃乎波とあり、(祖父祖母は、大父大母の意にて、於遲於婆と云、父母の兄弟は、小父小母の意にて、袁遲袁婆と云、於と袁と大小の差あり、さて父の父母又兄弟をば、たゞ於遲於婆、袁遲袁婆と云、母方のをば、母方之某々と云は、ことを分て云ときのことにこそあれ、常には、母方のをも、たゞ於遲於婆、袁遲袁婆とのみ云ことなり、今世とても然なり、さて或説に、以姨為妻非禮と云て、論あるば、心得ず、古の正しき書に、是を非禮と云ること見えず、何を據に云ことぞや、若漢國のさだめを以て云にや、そはいみしきひがことなり、外國のさだめに拘泥て、いかでか皇朝明神の御所為を議奉るべき、あなかしこ〳〵、) ○五瀬命、此御名を、伊世と訓は、いみしき非なり、五十をこそ伊とは云、たゞ五は、伊都と云例にて、五百の外には、伊とのみ云る例なし、) 御名義は嚴稲なり、稲を志禰と云る例多く、和名抄に、糯久萬之禰、粳米宇流之禰、秳乃古利之禰、などの類なり、) 其志禰を切めて、世と云は、早稲などのごとし、(嚴を五と書る例、垂仁紀に嚴橿之本、これを萬葉一に、五可新何本と書り、嚴と五とは、都の清濁差へるが如くなれども、五手船をも、萬葉廿に二處まで、伊豆手船と書り、これらを思へば、五も、古は都を濁れるかとおぼゆ、然れども、此はいまだ思定めがたければ、此御名の五も、姑都清音に讀、) 此命の御事は、白檮原宮段に出たり、(續紀二に、三田首五瀬と云人名も見ゆ、) ○稲氷命、御名、意書紀に、稲飯と作れたる字の意なり、○御毛沼命、御名義、御食主なり、出雲國造神賀詞に、熊野大神櫛御氣野命とあるも、(此は須佐之男命を申すなり、) 同意の稱名なり、又國名の上毛野下毛野も、同意なるべ

から、彼國に、今其ぞ彼ぞとて、神代の御跡どものあるは、心得ぬことなり、さて大隅薩摩に在べしとは、人もをさ〳〵心つかず、又かしこは、他國人の往ことなども、稀なる國なれば、おのづから埋れて、世に識人もなくなれるなり、己はやくより、此事を慷慨く思ひて、いかで大隅薩摩に古を慕ふ人に、逢てしがな、委く尋ねてば、必語傳へたる處のあるべきをと、願ひわたりつるに、近きほど、白尾齋藏國柱と云薩摩鹿兒島の人の書る、神代山陵考と云物を得て、見たるに、果してみな彼二國にありけり、今此御陵どもの注の中に、薩摩國人の云りとて、しるしたるは、みな彼説なるぞかし、）さて諸陵式に、已上神代三陵、於山城國葛野郡田邑陵南原祭之、其兆域、東西一町、南北一町とある、此は筑紫は甚く遠き故に、此地にして祭賜ふなり、（かゝれば古より、此御陵どもへは、御使を奉遣し賜ひし事なども無かりけむ故に、其地もさだかならず、終に何處とだに知れずなりぬるなりけり、）なほ歴代の諸御陵に關れる、種々の事どもは、中巻畝火山御陵の處に云べし、

是天津日高日子波限建鵜葺草葺不合命。娶其姨玉依毘賣命。生御子名五瀬命。次稻氷命。次御毛沼命。次若御毛沼命。亦名豐御毛沼命。亦名神倭伊波禮毘古命。四柱 故御毛沼命者。跳波穗。渡坐于常世國。稻氷命者。爲妣國而。入坐海原也。

里、有大陵、兇氣甚盛、而不得近焉、是可愛陵歟、又或人云、臼杵郡永井可愛村と云神社あり、傍百町餘山あり、絕頂に靈石三尖す、岩洞あり、是可愛陵なり、又或人云、今日向國延周の領内に、すなはち可愛と云所ありて、そこに陵山と云あり、山の腹に神社あり、御陵は何れのほどにありともさだかにしらず、又或人云、臼杵郡高千穂山の東南の方に、榎の嶽と云山あり其山中に、邇々藝命の陵なりと云あり、里人大石大明神と申すなり、など云り、何れも古く故ある地とは聞えたれど、可愛御陵には非じとぞ思ふ、）又書紀云、久之彦波瀲武鸕鷀艸葺不合尊崩於西州之宮、因葬日向吾平山上陵、諸陵式に、日向吾平山上陵、彦波瀲武鸕鷀艸葺不合尊、在日向國、無陵戸とあり、廟陵記に、今大隅國始羅郡之山と云り、然るべし、和名抄に、大隅國始羅（阿比良）郡、又大隅郡始䑺、熊毛郡阿枚あり、（これら本より別處か、又もと一の阿比良なるが、如く三郡に分れ屬るか、地理を尋ねて決むべし、又今世に、肝屬郡に、始良又大始良と云處あり、）御陵此等の内に在べし、（薩摩國人の云く、吾平山陵は、大隅國肝屬郡、始良鄕上名村の巖洞中にあり、此巖洞、東方に向へり、内の廣さ三十歩あり、陵上に祠あり、又小川を隔てゝ、前に廟あり、鵜戸權現と云て、葺不合尊を祭れり、）かゝれば神代の三御陵は、大隅と薩摩とに在て、日向國にはあらず、（然るを諸陵式に何れをも、在日向國と記されたるは、書記に日向とあるまゝに記されたるものにて、後に國分れては、日向國にはあらず、大隅薩摩の域に在ることをば、考へられざりしなり、歷代の御陵皆其郡をも記されたるに、此三御陵のみ、郡を記されざるにても、日向國とあるは、たゞ書紀の文に依れるのみなることを知べし、さて世々の人もみな、たゞ日向國にのみ尋ぬる

二陵、則無之、さて又此陵の右に、新田宮と云あり、瓊々杵尊を祀る、又天照大神栲幡千々姫をも配祀る、此宮は、後世に建たるなるべし、此廟の山を、神龜山とも、龜山とも云は、山の形に依てなり、此廟域は、即瓊々杵尊の宮城の墟なり、廟山の背を、城村と云、屏障を削成たるに似たり、是宮城の趾なりと云傳へたり、さて或人、川合と可愛の字音と、相近きを以て、彼川合陵を可愛陵なりと云は、非なり、今見るに、中山陵と端陵とは、大なる阜にて山の如くなるを、川合陵は、中山陵を距ること、一里許にて、其地卑濕狹隘、非可以藏玉體處、と上り、宣長今此説を按に、古へ帝皇を葬る、或は云々と云るは、然もあることなれども、必三墓を合せて、某山陵とせしことにも非れば、かの川合陵端陵と云二は、可愛御陵にはあらず、別にて、他神の御墓なるべし、其故は、川合陵は、中山陵を距こと、一里許と云ればなり、若是可愛御陵に附たるものならば、さばかり遠く放て在べきにあらず、端陵は、中陵より幾ばかり離れるにか、川合陵の遠きに准へて思へば、其も甚近くは非るにや、凡て右の説に、右にあり、左にありと云るは、いと近く、一域に相並べる如く聞ゆるを、かの川合陵は、一里許、距れりと云れば、端陵も、遠き近き程さだかならざるなり、凡てかゝる事を、委く記さむには、東南西北の方位を云て、某方幾ばく放れりと云べし、されば、其在處さだかならず、たゞ左右とのみにては、甚おぼつかなし、又高城郡は、穎娃郡と接て、此御陵の地、古へは穎娃郡なりしが、今は高城郡に屬たるにや、若この二郡相接ず、離りたる域ならむには、此中山陵も、なほ疑なきにあらず、此郡の在處をも、なほよく尋ねて決むべきことなり、）日向國にはあるべからず、（口決に、可愛之山陵、在日向國宮崎と云るは、心得ず、又或人云、曰杵郡縣西三

き海べに、高屋島と云ある、これ此御陵なりと云は、心得ず、書紀景行、卷十二年に、到日向國、起行宮、以居之、是謂高屋宮云々、居於高屋宮、已六年也、とあるは、大隅薩摩の域に非ず、日向國と聞えたれども、こは此御陵のある高屋とは、別なるべし、）○書紀には、邇々藝命葺不合命の御陵をも記されて、三御世の備れり、此記も、必然有きことなるに、たゞ穗々手見命のみ、御歷年をも、御陵をも記して、餘の二御世のは、共に見えざるは、初より漏つるなるべし、故今ついでに、此に其二御陵をも擧て注すべし、書紀云、久之天津彥々火瓊々杵尊崩、因葬筑紫日向可愛之山陵、（可愛此云埃）諸陵式に、日向埃山陵、天津彥々火瓊々杵尊、在日向國、無陵戶、とあり、廟陵記に、今薩摩國頴娃郡と云り、然るべし、和名抄に、薩摩國頴娃（江乃）郡頴娃郷、これなり、（娃字は、紀伊の伊字などの例にて、エの音の韻を添たるのみなり、今國人は、えいと云、其もエを長く引て呼なり、文字は、舊のまゝに頴娃と書、或は江居とも書り、和名抄に江乃とある乃字は、削るべし、）御陵必此處にあるべし、（薩摩國人の云、可愛山陵は薩摩國高城郡、水引郷五臺村、中山の巓にあり、天書に、瓊々杵尊云々葬筑紫日向緣之中山之巓陵也と見えたり、又川合陵端陵と云て、二あり、今俗に中山陵をば中陵と云て、中にあり、瓊々杵尊の陵と云り、川合陵は其左、端陵は右に在て、此二陵をば、天照大神と、忍穗耳尊の陵なりと云は、非なり、古へ帝皇を葬る、或は三陵を營す、一は聖體ををさめ、餘は轜車及服御の物等を、をさめ、三墓を合せて某帝皇山陵とする、然れば、此三陵合せて、瓊々杵尊の可愛山陵なり、其中に、玉體を藏奉たるは、中陵なり、今見るに、此中陵には、巓に安磐石二、尙如壙域、周圍以井韓、世命修之、其石最大、如俗謂片石、非神功不能輸山上、他

あり、但し某天皇の御陵など云ふときは、美波加と云ふべく、其御陵を指ては、美佐邪紀とも云べし、(たとへば、某處の美佐邪紀は、某天皇の美波加ぞ、など云むが如し、某天皇の美佐邪紀などは云ざりけむ、) 凡て同物も、指さまによりて、名のかはる類多し、(後世になりては、陵をばすべて美佐邪紀と申して、墓と別こと、なれり、) なほ美佐邪紀の事は、下巻 (傳四十、穴穂宮の段下) なる佐々紀山君の注に云べし、○在其高千穂山之西也、書紀には、後久之彦火々出見尊崩、葬日向高屋山上陵、とあり、口決に、高屋、前爲竹屋也、(前に見えたる竹屋は、以竹刀截其兒臍、其所棄竹刀、終成竹林、故號彼處曰竹屋、とありしところなり、) 延喜諸陵式に、日向高屋山上陵、彦火々出見尊、在日向國、無陵戸、松下氏前皇廟陵記に、薩摩國阿多郡、大隅國肝屬郡、倶有鷹屋郷、蓋二郷境相接、恐此地之山と云る、此説信に謂れたり、(但し阿多郡と肝屬郡と、相接きて、一ツの鷹屋の二郡にわたれるか、又は鷹屋二ツあるか、其地理を知らざれば、さる細なることは、えしもわきまへず、なほ國人によく尋ぬべし、) 和名抄に、大隅國肝屬郡鷹屋、薩摩國阿多郡鷹屋と見ゆ、此高千穂山は、上にも云る如く、霧島山なるべければ、其西は大隅國なり、(薩摩國人の云、高屋山陵は、大隅國肝屬郡、内浦郷北方村、高屋山の巓にあり、此山上を、今俗に國見山と云て、國中を見わたすところなり、麓に高屋神社あり、出見尊を祭れり、と云り、此説然るべし、彼地、霧島山より西方にあたれりや、なほ尋ぬべし、) 然るを日向とあるは、上に云る如く、上代には、大隅薩摩までかけて、日向國と云しことありつればなり、(神武紀に、日向國吾田邑とあるも、可愛山陵の可愛も、みな薩摩の地名なるを以ても知べし、然るに今日向國宮崎郡、佐土原のあたり近

萬六千四十二年、と記せるは、いみしき妄説なり、そも〳〵三御代、次々に如此御命長くなり坐むことも、由なく、又葺不合命は、然ばかり長く坐けるに、其御子の神武天皇は、俄に縮りて、わずかに百餘歳なりしは、何の由とかせむ、いとも〳〵心得ず、此に至て、かの詛言の驗あらはれたるなりとも云むか、されど二御世殊に長く坐々て、其を過て後に、俄に驗のあらはるべきにも非るやを、右の年數は、後人の彼神武紀の年數に據て、其を妄に三御代に分配りて、定めたるものにて、彼詛言の事をも、思ひわたさず此記に、此にかく五百八十歳とあるなどをも、考へずして、たゞゆくりなく物したるなり、次々に年數を多くしたるは、御世の彌益に長久しかりしよしに、祝奉れるこゝろしらひなるべし、此三御代の年を合すれば、かの神武紀なる數と、全く同きは、是後人のしわざなる證なり、凡て上代の傳は、かくさまのことは、必此と彼と、全くは同じからぬものなればなり、さて右の三御代の年數を、神代卷口決には、三十萬八千五百三十三年、六十三萬七千八百九十二年、八十三萬六千四十三年と分たり、此は少し差あれども、三十萬の萬の上に、一字を脱し、卌を卅に誤りたるにて、もと初に云ると同じことなり、〇御陵は美波加と訓べし、萬葉二（二十四丁）に八隅知之、和期大王之、恐也、御陵奉仕流、山科乃、鏡山爾云々、師の考に、古は天皇の山陵をも、御墓とぞ云つらむ、此も御陵とは書たれど、みさゝきとは訓がたく、必みはかと訓べければなりとあり、書紀仁德卷推古卷などに、難波、荒陵と云地名もあり、源氏物語須磨卷に、院の御はかとあり、（又御山ともあり、古書にも、御陵を、築くを、山作といへり、）又美佐邪紀と云も、古き稱なり、和名抄に、山陵、美佐々岐、また諸陵寮美佐々岐乃豆加佐と

書紀に、襲之高千穗峯ともある、襲は大隅國なれば、是霧島山をも、高千穗と云し證なり、かゝれば、初、邇々藝命は、笠沙御崎なる宮に坐々しを、穗々手見命に至て、此宮に遷坐しにこそはありけめ、○伍佰捌拾歲、凡て神代の年數の事、(今これをかにかくに論はむは、中々にいまだしき事に思ふ人あるべけれど、然らず、此にも如此見え、書紀にも見えたれば、必なほざりにすぐすべきにあらず、) 書紀、神武卷の首に、自天祖降臨、以逮于今、一百七十九萬二千四百七十餘歲とあるは、三御代(邇々藝命、穗々手見命、葺不合命、)の總ての年數なり、(此年數の、いみしく多く久しきを、近き世の、なまさかしき人の心には、信られぬことに思ふから、種々の說あれども、皆漢意のさかしらなり、たゞ古傳のまゝに心得べし、)今假に此數を三御代に等く分つときは、一御代大凡六十萬歲許づゝなるべし、然るを此に、五百八十歲とあるはこよなき短さにて、かの總ての數と、甚くあひかなはざるは、如何と云に、彼石長比賣の事に依て、父の神の、天神御子之御壽者、木花之阿摩比能徵坐、と詛白賜ひしに因て、至于今天皇命等之御命不長也とあれば、穗々手見命よりこなたは、御命こよなく短く坐べき理なり、(かの詛言、邇々藝命は闕り給はず、其御子より御繼々を詛奉れるものなり、)然ればかの一百七十九萬云々の年は、多くは邇々藝命の御世に經過て、穗々手見命は、僅に五百八十歲、次に葺不合命は、いよ〳〵短かるべく、次の伊波禮毘古命に至て、又いよ〳〵縮りて、百三十七歲に坐て、崩坐しなり、かゝれば此御年の數のこと、何かは疑ふべき、(然るを倭姫命世記など、後世の書どもに、神代の年數を、邇々藝命三十一萬八千五百四十三年、穗々手見命六十三萬七千八百九十二年、葺不合命八十三

崎なる宮なるべく思はるゝを、又よく思ふに、高千穂と云名、又御陵も、其高千穂山の西に在りとあれば、此宮は、彼笠沙御崎なるとは、別にして、（笠沙御崎は、必薩摩國なるべきこと、上に云るが如し、然れば其地ならむには、高千穂宮とは云べからず、彼山よりやゝ遠ければなり、）大隅國にて、高千穂山に近き地とこそ聞えたれ、（薩摩國人の云、火々出見尊の宮は、大隅國桑原郡宮内と云地これなり、神名式に、同郡なる鹿兒島神社も、此尊を祭れり、今は正八幡宮と申す、と云り、桑原郡は、高千穂山に近き域にや、なほよく地理を尋ぬべし、）さて此高千穂は、霧島山を云なり、（高千穂山の事、傳十五の末に委く云るが如く、其とおぼしき二ありて、何方とも決めがたき中に、此宮の名の高千穂は、必かの霧島山なるべきこと、御陵の在處を以て知べきなり、此、御陵の在處の事は、下に云を考見べし、若是を日向の臼杵郡なる高千穂としては、御陵の在所に叶はざるなり、さて此に依て、つら〳〵思ふに、神代の御典に、高千穂峯とあるは、二處にて、同名にて、かの臼杵郡なるも、又霧島山も、共に其山なるべし、其は皇孫命初て天降坐し時、先二の内の、一方の高千穂峯に、下著賜ひて、それより、今一方の高千穂に、移幸しなるべし、其次序は、何か先、何か後なりけむ、知べきにあらざれども、終に笠沙御崎に、留賜へりし、路次を以て思へば、初に先降著賜ひしは、臼杵郡なる高千穂山にて、其より霧島山に遷坐て、さて其山を下りて、空國を行去て、笠沙御崎には、到坐しなるべし、かゝれば神代の高千穂と云し山は、此二處なりけむを、此も彼も同名なりしから、古より混ひて、一の山のごと語傳へ來て、此記にも書紀にも、然記されたるなるべし、さて然二處共に、同名をしも負たりしも、所以ありたることなるべし、）

盡、(此二の盡字、いろいろ異さまに訓れど、みな非なり、此の御哥と相照して、コトゴトと訓べきこと決し。)十七(三十九丁)に、久奴知許登其等、夜麻波之母之自爾安禮登母、(これら、夜のかぎり、晝のかぎり、國内の限に、と云意なり。)貫之集に、櫻花ちらぬ松にもならはなむ色ことごとに見つゝ世をへむ、是は色のあらむ限と云意なれば、(これを契冲が、松と櫻と面々にと注したるは、ひがことなり。)此と正しく同じ、さて余は、人の生涯を云世にて、御自の御齡なり、(右の萬葉廿なる、貫之集なる、皆同じ。)凡て人の命の間を、世と云こと、常多し、結の遍、書紀には、母とあり、六帖又濱成歌式に出せるなどは、此記と同じ、(遍と云るは、世の限までに、と云に同く、母と云るは、世の限までも、と云に同じければ、何れにても同じ。)さて右の二首歌、書紀には、豐玉姬云々、言訖乃涉海徑去、于時彥火々出見尊、乃歌之曰、飫企都鄧利云々、是後豐玉姬云々、寄玉依姬、而奉報歌曰、阿軻娜磨廼云々、凡此贈答二首、號曰舉歌、とありて、(舉歌の事は、遠飛鳥宮段、傳三十九に云べし。)此記を、贈答反さまに相換れり、何れにても通ゆる中に、御歌のさまを思に、此記の方、やゝまされり、(谷川氏、此記の方を、非陰陽唱和之義、と云るは、例の漢意、いとくうるさくなむ。)又一書に、初豐玉姬別去時、恨言既切、故火折尊、知其不可復會、乃有贈歌、已見上とありて、豐玉姬の答歌の事無き、此も一の傳なり、(但已見上と云に、答哥をもこめたるにてもあるべし。)○高千穗宮は、白檮原宮段の初にも、坐高千穗宮、而云々とあれば、彼御世まで御世々々、此宮に坐坐しなり、抑邇邇藝命、天降坐て、初て笠沙之御崎に、宮敷坐りしこと、上(傳十五日向宮御鎭座の段下)に見えたる如くなれば、此高千穗宮と申すも、即彼笠沙御

其は伊の假字にて、異なり、思ひ混ふべからず。）凡て牽とは、身に副へ附るを云て、（ゐてゆくは、身にそへて行なり、ひきゐるは、引從へて身にそふるなり。）牽寢は、身に副附て寢るなり、孝德紀の哥に、陀虞毘預俱、陀虞陛屢伊慕乎、多例柯威爾鷄武（誰か、牽にけむなり。）ともあり、○伊毛波和須禮士は、妹をば不忘なり、妹とは、豊玉毘賣命を指て詔ふなり、禮を書紀には、邏とあり、（濱成哥式に出せるには、此記と同く禮とあり、書紀纂疏に、不可得忘也、と注せられたるは、邏とあるを、忘られじの意に見給へる物にて、誤なり、邏にても、意は忘れじなり、又契冲が、禮と邏とを、五音の通なりと云るも、精しからず、凡てかく言の活く處は、五音の轉用、定まれる格ありて、漫には通はし云ものに非ず、其轉用に從ひて、意も轉るものなればなり、然れば、忘れじを、忘らじと云も、通音の故には非ず、別に一の活用にて、常に、わすれ、わするゝ、と活用く格には非ず、わすらむ、わすり、わする、など活用く格なり、古へはさる例あり、隱も、常には、かくれ、かくる、かくるゝ、と活用くを、古へは、かくらむ、かくり、かくる、など多く云り、これらと同じ、後世にも、一言の二種に活用く例、あることなり、又六帖に、此御哥を、わぎもこと云題の處に出して、此句を、わすれずとせり、そは終句を、世の事毎にの意と見たる故に、士を受に改めたるなるべし、ひがことなり。）○余能許登基發邇は、契冲云、世の盡になり、世の限の意なり、萬葉廿に、多知之奈布伎美我須我多乎、和須禮受波、與能可藝里爾夜、故非和多里奈無、此意に同じと云り、（事々事毎などの意とするは、非なり、さて盡てふ言は、常には、數ある物を、一も遺さぬことにのみ云て、如此き限の意に云るは、めづらしきに似たれど。）萬葉二（二十四丁）に、夜者毛、夜之盡、晝者母、日之

云までは、たゞ嶋と云名に係てつゞけたる、序のみなり、此、海神宮に、鴨の寄と云には非ず、（或說に、萬葉に、奥鳥鴨云船とあるを引て、此の鴨も、船をよみ給へるにて、嶋は、かの無目堅間の小船の着たりし嶋なりと云るは、由ありげに聞ゆれども、非なり、上代に、船をたゞに鴨とのみ云が如きことは、あることなし、）さて海底にある海神宮をしも、島とよみ賜へるは、海路を經て到る處なる故に、海表にある尋常の島に准へて詔へるなり（この島を、いはゆる可怜小汀なりと、契沖が云るは、似つかはしくは聞ゆれど、非なり、こはかの小汀に關かることにはあらず、又或人、此御哥に島とよみ給へるを以て、海神宮も、一の島なりと云、證にしたるも、まことに然ることのごと聞ゆめれど、なほ然には非ず、志麻とは、必しもよのつねの、海上にある島を云のみにはあらず、周に界限の有て、一區なる處を云名なることと、國號考に委く云るがごとし、又或人の云、今薩摩國江居郡海門村に、海童神社あり、海門の後なる山を、今も鴨つく島と云り、神代紀に海宮と云るは、此海門山のことなりと云も、例の信られぬ事なり、今も鴨つく島と云とは、後世人の、此の御哥に依て、造り設けたる名とこそ聞えたれ、さる類、いづくにもあることぞかし、）〇和賀韋泥斯は、契沖云、我率寢しなり、謂を古事記には韋、濱成式には爲と書り、伊以など、同じからざれば、たゞ我寢しには非ず、妹を率て寢たりしなり、古事記雄略天皇御哥に、多斯爾波韋泥受、また和加々、閇爾、韋泥豆麻斯母能、萬葉十四に、伊伎豆久伎美乎、爲禰豆夜良佐禰また安麻多欲母、爲禰豆己麻思乎、同十六に、橘寺之長屋爾吾率宿之、みな率て寢るなりと云り、なほ遠飛鳥宮段の哥にも、多志陀志爾韋泥弖牟能知波とあり、（た。寢るをも、伊泥といへど、

如く、色々の玉の中に、白玉は殊に勝れたる故に、赤玉に對へて、譬へ賜へるなり、(或説に、三四の句を、天子は白玉を佩たまふ、其御裝束を云と云るは、わろし、須賀多などはいはずして、余曾比とあるは、其意かと思ふ人もあるべけれど、然らず、余曾比即光儀なり、たとひ裝束の意にもあれ、白玉を佩たまへるを云には非ず、其にてもなほ、白玉は譬なり、さて此御歌、書紀の趣は、白玉に譬へずして、直に君の儀を、赤玉に對へてよみ給へり、さて彼紀には、聞其兒端正、心甚憐重云々、とあるによりて、或説に、君がよそひを、莫不合命の御事なりと云り、然れども御歌のさま、然は聞えず、決く夫君を戀奉りて、よみ賜へる趣なれば、聞其兒云々とある詞と歌と、相叶はず、いかゞとぞ思ふ、)○比古遲、上に出たり、此も穗々手見命を申せるなり、○答歌曰は許多閇賜祁流美宇多と訓べし○意岐都登理は、奥つ鳥なり、奥に住鳥を云て、鴨の枕詞なること、野つ鳥雉、家つ鳥鷄、島つ鳥鵜などの例の如し、なほ師の冠辭考に委し、其餘萬葉十一(四十三丁)にも、奥爾住鴨之浮宿之、十四(二十八丁)に、於吉都麻可母、十五(十一丁)に、於伎爾奈都佐布可母須良母、などもあり、○加毛度久斯麻邇は、於鴨着島なり、着を度久と云る例は、上(傳十六猿田毘古神、阿射加の段下)に底度久御魂とあり、度、書紀には豆とあり、(此によりて、此記の度をもヅとよむは非なり。此記には、一字を二音に通用ひたる假字の例なし、度はドの假字にのみ用ひたり、)度と豆と通へる例、多杼伎多豆伎などのごとし、さて此着は、清音なるべき處なるに、度も豆も濁音なるは、古の音便にて、かゝる例多し、さて着は、寄と云むに同じ、(船などの寄をも、着と云り、又手着と手寄と同きをも思へ、)嶋は、海神宮を指て詔ふなり、かくて鴨着と

なり、然れば、御言を持とも云むには、口云て白す歌をも、獻ると云つべし、又は後に物に書て贈ること出來ての世の詞を以て、獻とは云傳へたるにもあるべし、）○其歌曰を、師は、曾能宇多と訓て、曰字は讀れざりき、是ぞ皇國の物言なる、（曰字は、たゞ漢文の例に書るのみなり、よむべきにあらず、）○阿加陀麻波は、赤玉者なり、（これを契冲が、海底の珊瑚なりと云るは、こと限りてわろし、たゞ赤き玉なり、又書紀の注に、明玉と云たるも、わろし、此記にては、殊に白玉に對へたるにかなはず、又吾玉と見て、葺不合命の御ことゝ云るなどは、殊にひがことなり、）○袁佐閇比迦禮杼は、緒副雖光なり、貫る緒まで映きて、光照を云て、玉の甚美麗きよしなり、○斯良多麻能は、白玉之なり、下に、如きと云言を添て心得べし、（此格古歌に常多し、）以上三句書紀には、阿軻娜磨廼、比訶利播阿利登、比鄧播伊珮耐とあり、○岐美何余曾比新は、君之儀しにて、君は、夫君穗々出見命を申給へるなり、斯は助辭なり、○多布斗久阿理祁理は、貴有けりなり、此貴は、上に、益我王而甚貴、とあると同くて、美く好きを云こと、彼處に云るが如し、萬葉六に、貴吾君などあり、○一首の意は、赤玉は、緒さへ光りて、いと美好しけれども、其よりも、白玉の如くなる君が御光儀ぞ、なほまさりて美き、と云て、戀慕ひ奉る御情を述賜へるなり、人を玉に譬へたるは、萬葉七（十九丁）に、奥津波、部都藻纏持、依來十方、君爾益有、玉將縁八方廿、（二十九丁）に、都久比夜波、須具波由氣等毛、阿母志々可、多須乃須我多波、和須例西奈布母、白玉に譬へたるは、書紀武烈卷、影媛に贈り賜ふ御歌に、擧騰我彌儞、枳謂屢箇皚比、謎、掩摩儺羅應、婀我裒屢、掩摩能、婀波寐之羅陀魔、萬葉十九（十六丁）に、白玉之、見我保之君乎、（此外にもなほ多し）などある

なり、然れば、縁に因てと云は、其使にと云意なるべし、(又思ふに因治養其御子之縁とは豐玉毘賣戀しきに得忍給はざれども既に訣別て海坂を塞て還坐るうへは又立迴りて逢奉賜ふべきにもあらざるが故に御子を治養奉るためと云なして其を縁にえて玉依毘賣を遣して歌を獻り給ふにもあらむかもし其意ならば其御子哀治養奉流哀余斯爾志弖と訓べし萬葉十一に久方乃雨毛零奴可其乎因將爲とあると同じ詞なり然れどもなほ初に云るに依べし)書紀一書に、是後豐玉姬、聞其兒端正、心甚憐重、欲復歸養、於義不可、故、遣女弟玉依姬以來養者也、于時豐玉姬命寄玉依姬、而奉報歌曰、阿軻娜磨廼云々とあるは、此記の趣と近し、(但し此記に、不忍戀心とあるは、夫君をおもほしたるにて、御子を戀給ふには非れば、是は異なり、なほ此事は、下に論ふべし、又御歌の贈答の、反さまなることも、下に云べし、又彼紀には、上に豐玉姬將女弟玉依姬來到とあれば、玉依姬は、初にも、御姉と共に來坐るなり、然れば御姉の返去坐し時に、又共に、返去坐けむを、今又更に參らせ給へるなるべし、)但し此記には、玉依毘賣、初に御姉と諸共に來坐し事は、見えざれば、此度始めて參らせ賜ふと聞えたり、かくて此處にも、正しく來坐るよしは見えざれども、其はおのづから然聞えて明し、又書紀本書に、豐玉姬將其女弟玉依姬來到、一書に、留其女弟玉依姬持養兒などあるも、初より將て來坐し趣なり、又一書に、一云、置兒於波瀲者非也、豐玉姬命自抱而去、久之曰、天孫之胤不宜置此海中、乃使玉依姬持之送出焉とあるも、一の傳なり、○獻歌とは、當時文字はなければ、後世の、物に書て、其を獻る如くには非ず、たゞ御口傳に奏し賜ふを云なり、(宰は、御言持にて、いと古き稱

も肥立と書は、俗のしわざにて、此も日數の經過よしにて、日足と同意なり、若は比陀流を訛れるにもあるべし、）書紀一書に、亦云彦火々出見尊、取婦人、爲乳母湯母及飯嚼湯坐、凡諸部備行以奉養焉、于時權用他婦以乳皇子焉、此世取乳母養兒之縁也とあるは、此御子を日足奉りしさまを、委く云る傳なり、○玉依毘賣、御名意、玉は、御姉の御名のに同く、依は、（字は借字にて、）余呂志の切りたるなり、（呂志は理と切）余呂志は、師説に、物の足り具れるを云、余呂都余呂布なども、同言の分れたるなり、萬葉一に、取與呂布天乃香具山とあるも、此山の、よろづとゝのひ足たるを云るなり、又宜奈倍吾背乃君など云るも同じ、と云れたるが如し、此意を以て美稱たる名なり、名の例は、男には、飯依比古、建依別、稻依別など、女には、伊須氣余理比賣、息長水依比賣、水穗五百依比賣などあり、續紀廿七に、與呂志女云名も見えたり、玉依てふ同名は、書紀一書に、栲幡千々姫、一云萬幡姫兒玉依姫命、此記水垣宮段に、活玉依毘賣あり、賀茂御祖神の御名も、玉依姫なり、（山城風土記に見ゆ、）皆右の意の稱名なり、神名帳に、信濃國埴科郡、玉依比賣神社あり、是は何れを祠れるにかあらむ、○附は、ことつくるなり、萬葉廿に、常陸さし行む雁もが吾戀をしるして都祁弖妹にしらせむ、古今集春下に、吹風に誂へつくる物ならば此一本はよきよと云まし、伊勢物語に、宇都の山に至りて云々、修行者過たり云々、京に某人の御許にとて、書かきてつく、（此つくを、眞字本に傳とかけり、これを告と心得るは、非なり、）などある都久と同じ、さて此處の趣は、豐玉毘賣、御自は本國に還去給ひしかども、御子を此國に遺置奉り賜へる故に、其を治養奉らしめむために、御弟の玉依毘賣を、此度參らせ賜ふ、其便に附給へる

岐美何余曾比斯。多布斗久阿理祁理。爾其比古遲〈三字以音〉答歌曰。意岐都登理。加毛度久斯麻邇。和賀韋泥斯。伊毛波和須禮士。余能許登碁登邇。故日子穂穂手見命者。坐高千穂宮伍佰捌拾歳。御陵者。即在其高千穂山之西也。

然後者は、（一句を隔て、）不忍戀心と云に係れり、然は斯加禮杼母と訓べし、上の白云々返入、と云を承て云るなり、○雖恨は、宇良美都々母と訓べし、後にいふ、恨那賀良の意なり、○不忍戀心は、許比志伎爾延多閇多麻波受弖と訓べし、此言は、下の獻歌と云へ係れり、○治養は、比多志麻都流と訓べし、中卷玉垣宮段に、日足奉とある、此字の意にて、多志は令足なり、（今世の言にも、令足を多須と云り、）書紀私記に、云比太須其義如何、答師說、凡人子、初生日數最少、而漸々長養、日數最稍足、故謂養長其子、爲日足耳、と云る如く、兒は、日數の積るに隨ひて、成長る物なる故に、日數を足らえむる意以て、養育ることを、然云なり、書紀にも、養、また子養長養持養膝養など、皆然訓り、上宮記（釋紀に引）に、無親族部之國、唯我獨難養育比陀斯、續紀四に、人祖乃、意能賀弱兒乎養治事乃如久、治賜比慈賜、萬葉十三（二十八丁）に、何時可聞日足座而、（此萬葉なるは、成長賜ふ自のうへより申せるにて、此多良志は、多理を延たるなり、令足には非ず、）など見ゆ、（倭姫命世記に、豐鋤入姫命、吾日足止曰支とあるは、儀式帳には、御形長成とあれど、これは老賜ひぬるを云る如く聞ゆるなり、又今俗に、病の愈りて後、漸に健になるを、比陀都と云

化爲龍。而（此間に、文脱たるべし。）甚慙之曰、如有不辱我者、則使海陸相通、永无隔絶、今既辱之、將何以結親昵之情乎、乃以草裹兒、棄之海邊、閉海途而徑去矣、故因以名兒、曰彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊、（これには、たゞ以草裹兒とのみありて、鵜羽のことなければ、御名の宇賀夜は、此傳にてはたゞ草名にや、然らば鸕鷀草と書れたるは、借字とせむか、又上に産屋のことも見えざれば、葺不合も何の由にか、明らかならざれば、かにかくに故因以名と云ること、通えず。）一書に、先是且別時、豐玉姬從容語曰、妾已有身矣、當以風濤壯日、出到海邊、請爲我造産屋以待之、是後豐玉姬果如其言來至、云々、猶以櫛燃火視之時、豐玉姬化爲八尋熊鰐、匍匐逶虵、云々、所以兒名稱云々者、以彼海濱産屋、全用鸕鷀羽爲草葺之、而甍未合時、兒即生焉、故因以名焉、一書に、先是豐玉姬謂天孫曰、妾已有娠也、天孫之胤、豈可産於海中乎、云々、屋甍未及合、豐玉姬自馭大龜、將女弟玉依姬、光海來到、時孕月已滿、産期方急、由此不待葺合、徑入居焉、云々、化爲八尋大鰐、云々、天孫就而問曰、兒名何稱者當可乎、對曰、宜號云々、言訖乃涉海徑去、一書に、云々、豐玉姬大恨之曰、不用吾言、令我屈辱、故自今以往、妾奴婢至君處者、勿復放還、君奴婢至妾處者、亦勿復還、遂以眞床覆衾及草、裹其兒、置之波瀲、即入海去矣、此海陸不相通之緣也、一云、置兒於波瀲者、非也、豐玉姬命自抱而去、久之、曰、天孫之胤、不宜置此海中、乃使玉依姬持之、送出焉、

然後者。雖恨其伺情。不忍戀心。因治養其御子之緣。附其弟玉依毘賣而。獻歌之。其歌曰。阿加陀麻波。袁佐閇比迦禮杼。斯良多麻能。

も思はるれど、なほ此は、上に係べきなり、後ながら倭建若建など申す例もあり、）○鵜葺草、眞福寺本に、此葺字無きは、（訓注にもなし、）わろかるべし、（其は、書紀には、草とあるに挍べて此も葺字は、衍として、削りたるにこそ、但し云加夜の訓注、上にあらずして、此にあるを思へば、彼本も、いはれなきにあらず、故姑葺字無き方に就ていはば、諸本に、此をも葺草とかけるは、上なるに效ひて、葺字は、後に加へたるものとして、さて上なる葺草をば、字のまゝにフキクサと訓て、こゝなる草の一字を、加夜とは訓べきなり、然れども今諸本並葺字あり、又上なるも、かならず加夜とこそ訓べけれ、フキクサと訓むはいかゞなれば、なほ彼本は取らず、訓注の、上にあらずして、此にあることは、波限の訓注も、然るをや、さてうがやを、水鏡に、うのかやとしるせるは、昔然もよみたりしにや、）○葺不合は、俊成卿の古來風躰抄に、此御名を、うのはふきあへずのみことゝ書れたり、（鵜葺草を、うのはとあるは、わろけれど、）不合を、阿閇受と云る、甚宜し、必古き據ぞありけむ、是に從ひて訓べし、阿波世受を切めて、阿閇受と云は、古言なり、下卷朝倉宮段、御哥に、麻那婆志良、袁由岐阿閇とあるも、尾行合なり、此他にも、令合を阿閇と云る例多し、（フキアハセズノ命と訓はわろし、あはせずと云言、御名に似つかはしからず、凡て上代の名に、然詞の調あしきは無きをや、）さて凡て屋を葺には、此方彼方の軒より、葺上りて、棟にて葺合せて、終ることなる故に、葺終るを、葺合すとは云なり、（六帖に、思ふ人雨と降來る物ならば漏るわが屋根は合せざらまし、）○書紀云、後豐玉姬、果如前期、將其女弟玉依姬、直冒風波、來到海邊、逮臨產時、請曰、妾產時、幸勿以看之、天孫猶不能忍、竊往覘之、豐玉姬方產、

り、(眞福寺本に恠と作るも、誤りなり、) 師の、恠を誤れるなりと云れたるぞ、正當れる考なる、故今然改めつ、中卷玉垣宮段に、是甚恠とあると、全同き文なるをも、思合すべし、萬葉十八(二十七丁)に、左刀妣等能、見流日波豆可之、さて此は甚恠加志伎許登と、許登と云辭を讀附べし、許登余と云意にて、雅語には常ある格なり、(古今集哥に、云々吾を欲と云うれはしきこと、此等のごとし、) ○海坂は、師の宇那佐加と訓れたるに從ふべし、(延佳が、坂字は、堺の誤かと云るは、あらず、) 坂は堺の義にて、(佐加比とは、此方より上る坂と、彼方より上る坂との、合處を云て、坂合の意なること、上に既に云るが如し、さて坂とのみ云ても、即堺のことになることもあるなり、) 海神の國と、此上國との間の隔ある處を云なり、(そこに山坂のあるには非れども、陸地の坂堺に准へて、坂とは云るなり、) 萬葉九(十八丁)に、浦島子を賦る哥に、海界乎過而榜行爾、海若神之女爾邂爾云々、とある海界も、此と全同じければ、相證して、彼をもウナサカと訓べく、此の坂も、堺の意なること、明らけし、(彼海界を、今本に、ウミギハと訓、師はウナベタと訓れたる、共にあたらず、) ○塞は勢伎と訓べし、勢久とは、閉塞ぎて、不令通を云、關も、其を躰言になせる名なり、○返入は、海神宮になり、さてかく此時に、海坂を塞ふたぎ賜へるに因て、永く海神宮の往來は、絕たるなり、○是以は、上の於其海邊波限、以鵜羽為葺草云々の事を承て云り、○天津日高日子は、上に出(傳十五の始め) ○波限建、上に於其海邊波限云々と見え、書紀一書には、遂以眞床覆衾及艸、裹其兒、置之波瀲、即入海去矣ともあるかゝる由を以て、如此名け奉れるなり、建は美稱なり、(建てふ稱は、多くは上に著る例なれば、此も下に係て讀べく

つゝけば云々、源氏物語（葵巻）に、大臣は、え立もあがり賜はず、かゝる齢の末に、若く壯の子に後れ奉りて、もこよふこと、恥泣たまふなどあり、さて此は、匍匐委蛇をば、輕く見べし、たゞ鰐に化給へる形狀を云るのみなり、（書紀の或注に、產時のなやみのさまを云、と云るは、わろし、）○伺見、これも、加伎麻見と訓べし、○心恥は、宇良波豆加志と、師の訓れたるに從ふべし、心を宇良と云は、宇良賀那志宇良佐備志など是なり、萬葉十四（二十五丁）には、心もとなきを宇良毛等奈久、心やすきを宇良夜須爾などもよめり、○生置は、下の返入と云に係て見べし、御子をば置て、御自は、海神宮に返給ふなり、○恒は、都泥波と訓べし、今までは、と云意にて、上に恒無歟とある恒に同じ、さてこは欲と云へ係る言なり、（ツ。ネ。ニ。と訓て、往來と云へ係て、今より以後のこと、見るは、非なり、）○海道は、宇美都治と訓べし、萬葉九（二十八丁）に海津路、書紀景行巻に海路などあり、○通は、師の登富志弖と訓れたる宜し、凡て登富流とは、此より彼に行到るを云て、（雨などに衣の沾て、表より裏に徹るを、沾登富流と云類の登富流と、同言なり、今俗に、たゞ經て行を、某處をとほると云は、違へり、）登富志は、令登富良なり、此は、海神宮と、此上國との間の海路を、誰も易く往來玄て、互に到るべくするを云り、○往來は加余波牟と訓べし、書紀萬葉などにも、然訓る例あり、さて此は、豐玉毘賣命の、御自のことのみにあらず、大凡の世人の事を、廣く詔ふなり、○欲字は、通字の上にある意にて、恒云々欲ひ〳〵と云つ[illegible]きなり、○然字は讀べからず、於母比斯袁と云袁に、此字の意を帶り、（夫木集に實淸朝臣、契だにたがへざりせばわたつ海の底にも人やゆきかよはまし、）○甚作、作字諸本皆作と作るは、誤な

なりけり、○願勿見妾は、阿袁那美多麻比曾と訓べし、(願ノ字讀べからず、此ノ字を讀ムは、皇國語の躰にあらず、) 此言黄泉段にも見えたり、○方産は、麻佐加理爾御子宇美賜布袁と訓べし、書紀にも方産と訓り、書紀に、願晒之間、此云美屢摩沙可利爾、萬葉七 (二十七丁) に、壯子時我度爲石走者裳、(方産を師は、ミ○コ○ウ○ム○ミ○サ○カ○リ○ニ○と訓れたるは、右の書紀の訓注の格なり、されど又、右の萬葉の如く、みさかりを上にも云り、麻と美とは同じ、) 麻佐加理は、俗に眞最中と云意なり、舊印本には、産の下に時ノ字あり、餘本には並無し、(有ルもあしからずとぞ、師は云れし、)

○竊伺は、加伎麻美と訓べし、垣間見なり、書紀にも、覗其私屏とあり、後の物語書などにも多き言にて、其は必しも垣の間ならねども、物の隙などより竊に見ルを云り、(加伊麻美と云は、垣の伎を、例の音便に伊と云るにて、やゝ後のことなり、故レ今は正シきに就て、加伎と訓つ、萬葉十に、垣間とあり、) ○八尋和邇は、甚大きなる鰐なり、○匍匐は、波比と訓べし、白檮原ノ宮ノ段の哥に、伊波比母登富理、(伊は發語なり、) 萬葉三 (五十三丁) に、若子乃匍匐多毛登保里 (又九ノ卷に迷匍匐と、借字にも用ひたり、) などあり、此ノ字上にも見えて、そは波良婆比と訓つ、(傳五ノ陰神御石隱の段下) 中卷倭建ノ命ノ段に、匍匐廻、○委蛇は、母許余比伎と訓べし、(伎は辭なり、許は濁ル音にもあらむか、此清濁定めがたし、) 書紀にも、委蛇とありて、然訓り、(字は、委蛇とも、逶蛇とも、逶迤とも、なほさまぐ\に作て、義も種々ある中に、說文に、斜去貌と注せるなどや、此には近からむ、母許余布に用ひたる意は、蛇などの行ク貌に取れるなるべし、) 文選ノ江ノ賦に、神蜧蝹蜦と云る、蝹蜦 (注に行ク貌) をも、モ○コ○ヨ○フ○と訓り、うつほ物語 (樓ノ上ノ卷) に逃て仆れもこよひつ

稱なる、其皆產屋より轉れるものとも聞えざれば、鵜羽を葺るよしにはあらじか、○古語拾遺に、彥瀲尊誕育之日、海濱立室、于時掃部連遠祖天忍人命、供奉陪侍、作箒掃蟹、仍掌鋪設、遂以爲職、號曰蟹守、今俗謂之掃守者、彼詞之轉也とあり、和名抄に、掃部寮加牟毛理乃豆加佐とあり、加牟毛理てふ官名は、信に蟹守なるべし、和泉國和泉郡の鄕名の掃守は、加爾毛利とあり、さて姓氏錄に、掃守連、振魂命四世孫天忍人命之後也、雄略天皇御代、監掃除事、賜姓掃守連とあるは、異なる傳なり、さて此御產殿のこと、今日向國那珂郡宮浦村の海邊に、其御跡と云て、大なる窟あり、鵜殿窟と云、中に社ありて、鵜戸權現と云、此はいかゞあらむ、○未葺合は、伊麻陀布伎阿幣奴爾と訓べし、其由は下に云むとす、○不忍御腹之急故は、美波良多幣賀多久那理多麻比祁禮婆と訓べし、(急は迫れる意なり、萬葉十六に、將死命爾波可爾成奴とある爾波可は、迫れるを云るなれば、此の急も、爾波加爾とも訓べし、)はや御子生坐むとする御腹のこゝちにて、產殿を葺終るを待間も、堪がたくなり賜へるなり、○爾將方產の四字、舊印本又一本には無し、今は眞福寺本延佳本又一本などに依り、○日子は、上八千矛神段に、日子遲神、下文にも、比古遲とあるに同じければ、遲字の脫たるなり、故比古遲と訓べし、穗々手見命を指て申せるなり、此稱の事、上(傳十一字伎由比の段)に云り、(師はこれを、御子あるに對へて、彥父と云なるべしと云れしかど、いかゞ、其意と云ては、彼八千矛神段なるにかなはず、)○以本國之形は、本國能形爾那理弖と訓べく、以本身も、本能身爾那理弖と訓べし、そも〳〵如此白云て、八尋和邇に化て、產給ふを以て見れば、海神はみな、眞の形は魚なるを、人に交る時、假に人の形には化居賜へる

雛、故産婦執之易生、と云ることあり、或は云不卵生と云は、妄說なり、そは鵜鳥とて、異鳥なりともいへり、）○葺草は、下に訓注ありて、云加夜とあり、凡て加夜と云は、此字の如く、屋を葺く草を云る名なること、上なる鹿屋野比賣神の處（傳五諸神生坐の段下）に云るが如し、たゞ草の古名と心得るは、非なり、（新井氏云、荻は、今うみがやと云物なり、日向國人の云を聞に、彼國には、今もうがやと云物のあるなり、即鵜葺草葺不合尊の御産屋を葺たりし物なり、と云傳へたりとなり、うがやとうみがやと、名近ければ、大古の時、うがやと云し物は、荻なりけむも知らずと云り、今思ふに、此說もさることなれども、以鵜羽云々とある、古傳に叶はず、）○産殿は、師の宇夫夜と訓れたるに從ふべし、書紀には産屋と作れたり、又此記、黃泉段にも、千五百産屋とあり、宇夫夜と云ぞ、古き稱なりける、書紀仁德卷允恭卷などに、産殿とあるも、然訓べし、（殿と作るを、夜と訓むは、いかゞとも云べけれど、此字必トノと訓に限れることならず、ミアラカともよめば、夜とも訓むに、なでふことかあらむ、これは太子の御なれば、屋と云むはいかゞとも云べけれど、宮も御屋なれば、屋と云は、上下にわたる名なり、かの仁德卷に、天皇の御をば産殿、臣のをば産屋と、別て書れたれど、そはたゞ文字のうへの差別にこそあれ、當時の言には、共にうぶやとこそ云つらめ、）さて兒の初めて生れたる時の、物をも事をも、宇夫某と云こと、古も今も多し、（今世の言に、凡て物の生れるまゝにて、修りかざれることなきをも、宇夫といへり、）その宇は、生の字と一にて、生れたるに云稱なるべし、（宇夫夜とは、今此に鵜羽を以て葺るより云、と云る說も、さることなれども、宇夫てふ言は、産屋のみに非ず、他の物にも事にも、多く云

天神之御子。不可生海原。故參出到也。爾即於其海邊波限。以鵜羽爲葺草。造產殿。於是其產殿。未葺合。不忍御腹之急。故入坐產殿。爾將方產之時。白其日子言。凡佗國人者。臨產時。以本國之形產生。故妾今以本身爲產。願勿見妾。於是思奇其言。竊伺其方產者。化八尋和邇而。匍匐委蛇。即見驚畏而。遁退。爾豐玉毘賣命。知其伺見之事。以爲心恥。乃生置其御子而。白妾恒。通海道。欲往來然。伺見吾形是甚怍之。即塞海坂而。返入。是以名其所產之御子。謂天津日高日子波限建鵜葺草葺不合命。訓波限云那藝佐　訓葺草云加夜

參出は、日子穗々手見命の御所になり、○已は、波夜久用理と訓べし、○臨產時は、美古宇牟辨伎登伎遍那理奴と訓べし、○海邊と波限とは、同じことの如くなれども、海邊と云は廣く、波限は、正しく波の打寄る際なり、(又波限とは、川池などにも云故に、海邊のとはことわれるにもあるべし、) 此は殊に御名に負せる由緒なれば、さらなり、萬葉廿 (卅丁) に、宇爾能奈伎佐爾云々、和名抄に、韓詩注云、一溢一否曰渚、和名奈木左、○鵜は上に出、此鳥の羽をしも、葺草に用ひられしことゝ、いかなる故にかありけむ、書紀釋に、今按、鸕口喉廣、飲入魚、又吐出之、容易之鳥也、是以象產生平安、令葺此羽於產屋者歟と云り、かゝる故にもやあらむ、(漢籍に、此鳥不卵生、口吐其

まで、其種々の狀態なり。）又本書には、乃自伏罪曰、從今以後、吾將爲汝俳優之民、請施恩活、於是隨其所乞、遂赦之、一書には、乃伏罪曰、吾己過矣、從今以往、吾子孫八十連屬、恒當爲汝俳人、（一云狗人、）請哀之、弟還出潮涸瓊、則潮自息云々などあり、この俳優は、即溺し時の種々の態を爲をいふなり、職員令に、隼人司、正一人、掌檢挍隼人、及名帳敎習歌儛、隼人司式に、凡踐祚大嘗日云々、其群官初入發吠、悠紀入、官人幷彈琴吹笛擊百子拍手歌儛人等、（彈琴二人、吹笛一人、擊百子四人、拍手二人、歌二人、儛二人、）從興禮門參入御在所屛外、北向立、奏風俗歌儛、主基入亦准此、大嘗祭式に、進於楯前、拍手歌儛など見え、續紀に、大隅薩摩隼人等、風俗歌儛を奏しこと、往々見えたり、此風俗歌儛も、彼俳優の遺れるにぞありけむ、（上代には、全俳優なりしが、後には哥儛の躰になれりしならむ、）○故至今云々、抑後世に隼人の職業は、上件の如く、守護と俳優と二なり、然るに今、火照命の能美の言には、たゞ守護人とならむとのみありて、俳優のこと無く、此處には又俳優の方のみを云て、守護の事を云ざるは、（互に略きて、相照して心得る文かとも云べけれど、然には非ず、）互にこと足らぬこゝちす、（書紀の傳どもには、たゞ俳優の方のみ見えて、守護の方を云るは、只一書に、不離天皇宮墻之傍、代吠狗云々、とある傳のみなり、其上文に、恒當爲汝俳人、一云狗人とある俳人は傳の誤にて、狗人とあるぞ、正しかるべき、其故は、其下の是以云々の文、もはら守護の事にして、俳優に非ればなり、）但し故と云るは、上の出鹽盈珠而令溺云々の事を承たるなり、（能美の言を承ては見べからず、）

於是海神之女豐玉毘賣命。自參出白之。妾已妊身。今臨產時。此念。

りの、隼人の儀見えたる、右に引る式、文の如し、抑隼人の、京に上りて仕奉りし事の見えたるは、下卷朝倉宮段に、所近習墨江中王之隼人名曾婆加理と云あり、次に書紀に、大初瀬天皇の崩坐し時に、隼人晝夜陵側にて哀號て物も食ずて死けることあり、(天武天皇崩坐し時、大隅阿多隼人、誄を奉し事、書紀に見ゆ。) 天武天皇十一年七月、大隅隼人と阿多隼人と、朝廷にして相撲しこと、持統天皇九年五月にも、隼人の相撲を觀しことなどあり、さて清寧天皇四年、欽明天皇元年、齊明天皇元年など、隼人衆を率て內附しこと、(こは畿內に移住しことなどを、內附と記されたるか、漢籍に內附と云は、彼國に服ひ附ことなり、なほ隼人の入朝し事、續紀にも、をり〳〵見ゆ。) 大寶二年養老四年など、隼人を征討賜ひし事も、續紀に見えたれば、叛きしこともありしにこそ、○其溺時之種々之態とは、彼弟命の、鹽盈珠を出し賜へる時、溺れ苦みたりし狀態を、令似行ふを云、然子孫に至るまで、此狀態を仕奉るは、此時に伏事奉しことを、長に忘れぬよしなり、書紀一書に、火折尊歸來、具遵神敎、至乃兄鉤之日、弟居濱而嘯之時、迅風忽起、兄則溺苦、無由可生、便遙請弟曰、汝久居海原、必有善術、願以救之、若活我者、吾生兒八十連屬、不離汝之垣邊、當爲俳優之民也、於是弟嘯已停、而風亦還息、故兄知弟德、欲自伏辜、而弟有慍色、不與共言、於是兄著犢鼻、以赭塗掌塗面、告其弟曰、吾汚身如此、永爲汝俳優者、乃擧足踏行、學其溺苦之狀、初潮漬足時、則爲足占、至膝時、則擧足、至股時、則走廻、至腰時、則捫腰、至腋時、則置手於胸、至頸時、則擧手飄掌、自爾及今、曾無廢絕、(神の上に海字脫たるなるべし。) とあるは、其種々の態を、委曲に云る傳なり、(擧足踏行とは、先惣てを云るにて、初潮云々より、飄掌と云

と別ち云なり、或人、大衣をも、大隅阿多など、、並べて、一種の隼人の如く云るは、式をも考へざる妄説なり、續後紀に、山城國人、右大衣、阿多隼人逆足と云人見えたり、又番上隼人と云は、本國より、かはる〳〵上りて、仕奉る者なり、職員令義解に、分番上下一年爲限とある、是なり、續紀廿五に、大隅薩摩等隼人相替、と云ことと見ゆ、隼人式に、凡番上隼人、二十人、有闕者、取五畿內及近江丹波紀伊等國隼人幹了者、申省補之とあり、類聚國史に、延曆廿年、停太宰府進隼人とあるは、番上隼人のことには非じ、又今來隼人と云は、番上にはあらで、本國より新に上りて、永く留りて、京畿に住居する者なり、此は妻子をも率て上る故に女もあり、式に見ゆ、凡今來隼人給時服及鹽云々、また今來隼人身亡者、擇取畿內隼人充之、二十人爲限云々、など式に見えたれば、此も中昔には、人數定まり有て、召上せられしと見えたり、諸儀に吠聲を發るは、今來隼人の職なり、類聚國史に、大同三年勅、定額隼人、若有闕者、宜以京畿隼人隨闕便補之云々、其女者、不在補限とあるは、女のことゝあれば、番上には非で、今來の隼人なるべし、又續紀廿八に、隼人司隼人百十六人、不論有位无位、賜爵一級とあるは、番上今來の外に、別に司隼人と云あるにや、職員令、隼人司に、直丁一人の次に、隼人と云あり、是なるべし、員は見えず、式に、白丁隼人一百三十二人とあるは、凡大儀者、預前申官、喚集諸國隼人、令供其事、とあるを以て見れば、司隼人とは別なるにや、これらは詳には知がたし、さて威儀に、隼人の執る楯に、鉤形を畫とある、此も失たる鉤を徵りし故事を、後世まで示さむためなるべし、鉤字、本に釣と作るは、誤なり、〕萬葉十一(十三丁)に早人名負夜音灼然とあるも、吠聲をよめるなり、なほ貞觀儀式などに、元日又踐祚、大嘗などのを

の職なり、隼人司式に、凡元日即位、及蕃客入朝等儀、官人三人史生二人、率大衣二人、番上隼人二十人、今來隼人二十人、白丁隼人一百三十二人、分陣應天門外之左右、云々、今來隼人發吠聲三節、(蕃客入朝、不在吠限、)云々、大衣及番上隼人云々、自餘隼人皆云々、執楯槍並坐胡床、また凡踐祚大嘗日、分陣應天門内左右、其群官初入、發吠、云々、また凡遠從駕行者、官人二人史生二人、率大衣一人、番上隼人四人、及今來隼人十人、供奉、其駕經國界及山川道路之曲、今來隼人爲吠、また行幸經宿者、隼人發吠、但近幸不吠、また凡今來隼人、令大衣習吠、左發本聲、右發末聲、惣大聲十遍、小聲一遍、訖一人更發細聲二遍、また凡威儀所須、横刀一百九十口、楯一百八十枚、(云々以赤白土墨畫鉤形、)木槍一百八十竿、胡床一百八十脚云々など、隼人の事、なほ委く見えたり、(そも〳〵隼人は、大隅薩摩國人なること、上に云るが如し、さて朝廷に召れて、仕奉れるが、永く留りて、京近き國の人になれるも、子孫までなほ隼人と稱て、其職に仕奉れりしなり、隼人式に、五畿内及近江丹波紀伊等國隼人とある、是なり、又諸國隼人とあるも、右の國々のを云なり、和名抄に、山城國綴喜郡に、大住郷あるも、大隅國の隼人の留住しよりの名なり、中原康富記に、隼人司領、山城國大住莊と見え、又康正元年十月十七日、是日當國大住莊内、隼人司領、名主南、未知實名、來申、予對面、申云、大住内隼人領、大嘗會田卜申テ、田地一町二反有、大嘗會時參洛、於官廳奏風俗舞人役是也、など見えたり、さて大衣と云は、右の近き國々の隼人の中にて、二人を擇びて補たるものなり、隼人式に、凡大衣者、擇譜第内、置左右各一人、大隅爲左、阿多爲右、教導隼人、云々と見ゆ、大隅阿多とは、其國の人を云には非ず、先祖の出たる地を以て、近國なるをも、大隅隼人、阿多隼人

能美麻袁佐玖と訓べし、書紀崇神巻に、彦國葺射埴安彦、中胸而殺焉、其軍衆云々、知不得免、叩頭曰云々、叩頭此云迺務、景行巻に、日本武尊抽襟中之劔、刺川上梟帥之胸、未及之死、川上梟帥叩頭曰云々、神功巻に、新羅王降於王船之前、因以叩頭曰云々、などあると、事のさまも皆同じ、(又稽首と叩頭と、字義も大かた同じ、) 此記朝倉宮段に、志幾之大縣主懼畏、稽首白云々、故獻能美之御幣物云々、これも事のさま同くして、稽首の表物を、能美之御幣物と云るにて、能美と訓べきことを知べし、(延佳本には、ヲ。ガ。ミ。と訓、師は、ウ。ナ。ヅ。キ。テ。と訓れき、そは祝詞に、頭根衝抜と云ることゝ、多くあるに依られたるなり、これらの訓、稽首の字義には當れども、此處は、たゞに字の如く、首を地につけて、拜むのみを云るには非ず、) 能牟は、ひたぶるに伏從て、罪を赦し給へと、請願申すなり、(俗言に、眞平あやまり奉ると云がごとし、) 故書紀には此を、自伏罪曰と書れたり、又萬葉哥に、神に物を祈るを、許比能牟と多くよめるも、(奈牟ともあり、能と奈とは、通ふ音なり、) 本は同意なり、書紀崇神巻に、請罪神祇ともあり、此は二方 (伏罪方と、祈る方と、) にわたれり、○晝夜は余流比流と訓べし、續紀卅一宣命に、旦夕夜日不云などあり、古語皆如此し、祝詞に、夜乃守日乃守と云ること、常に多く見ゆ、○守護人、書紀欽明巻に、爲守護、さて書紀一書に、云々於是兄知弟有神德、遂以伏事其弟、是以火酢芹命苗裔、諸隼人等、至今不離天皇宮墻之傍、代吠狗而奉事者也、世人不債失針、此其緣也とある、代吠狗と云る、即守護人なり、不離宮墻之傍とあるは、晝夜と云るに當れり、(職員令に、衛門府、督一人、掌諸門禁衛云々、及隼人門籍門牓事、) 抑この火照命は、隼人の祖に坐て、(其事傳十六に出、) 此守護の事、後まで隼人

は伊奈々々と云なれど、古は伊余々とのみ云しなり、）萬葉五（四丁）に、伊余與麻須萬須、廿（五十一丁）に、伊與餘などあり、さて此は、事の漸に甚しくなりもてゆくを云、言にて、（今世には、本より然る事の、甚しくなるを云が如くなれども、然のみには非ず、本よりある事ならでもいへり、）稍兪貧とは、三年之間、漸に貧くなりまさるを云なり、（俗に次第々々に貧くなると云意なり、本より貧しかりしには非ず、）さて然貧くなりゆくは、彼淤煩鉤貧鉤と言る、二の詛言の驗に當れり、（貧くなれば、愁思ふ事ありて、心晴やらず、然れば貧くなるに、淤煩てふ驗をも兼たり、）○更は、先に失たりし鉤を、强に責徵りしうへに、今又更になり、○起荒心、これ彼須々鉤宇流鉤と言る、二の詛言の驗に當れり、（弟命の御威德に勝がたきことを、得悟らで、なほかく須々美荒ぶるは、癡駭心なれば、宇流てふ驗をも兼たり、）○迫來、此にて語を絕べし、此は大凡を先云るにて、此次の言に、其迫來ての狀を子細に云り、○將攻之時云々、愁請者云々、此は唯一度の事にはあらで、幾度も如此有しと聞ゆる文のさまなり、書紀一書に、時彥火々出見尊、受彼瓊鉤、歸來本宮、一依海神之敎、先以其鉤與兄、兄怒不受、故弟出潮溢瓊、則潮大溢、而兄自沒溺、因請之曰、吾當事汝爲奴僕、願垂救活、弟出潮涸瓊、則潮自涸、而兄還平復、已而兄改前言曰、吾是汝兄、如何爲人兄而事弟耶、弟時出潮溢瓊、兄見之走登高山、則潮亦沒山、兄緣高樹、則潮亦沒樹、兄既窮途、無所逃去とある、是正しく一度に非りし趣なり、又一書に、弟時出潮滿瓊、即兄擧手溺困、還出潮涸瓊、則休而平復、其後火酢芹命、日以襤褸而憂之、○惚苦、惚字、諸本に摠、或は惣と作り、今は上文なるに依て改めつ、○稽首白は、（諸本、首字を脱せり、今は眞福寺本延佳本に依る、）

なきをや、さて須加比の切りたるにや、とおぼしきにつきて思へば、書紀に鋤字を書るは、古須伎を延て須加比とも云るが、此佐比の本言の須加比と、同き故に、通はし借れるにやあらむ、和名抄農耕具に、鎛鋤屬也、漢語抄云、佐比都惠、とあれば、鋤をも佐比とも云しにや、）續紀十に、紀朝臣佐比物、類聚國史九十九に、玉作佐比毛知、など人名にも見えたり、（天武紀に、小子部連鉏鉤、また小子部連鉏劒あり、こは同人にて、鉤劒のうち、一々は誤字なるべし、さて何れにても、チと訓ること心得ず、神代紀の鉤の謬訓によれるにや、さて又齊明紀に、膽振鉏此云伊浮梨娑陛とある、此は佐比を、佐閇とも通はし云りと見ゆ、）

是以備如海神之教言。與其鉤。故自爾以後稍兪貧。更起荒心迫來。將攻之時。出鹽盈珠而令溺。其愁請者。出鹽乾珠而救。如此令惚苦之時。稽首白。僕者自今以後。爲汝命之晝夜守護人而仕奉。故至今。其溺時之種種之態。不絶仕奉也。

故自爾、此三字、上なる（傳十二）少名毘古那神段にもあり、○以後の下に、其兄と云ことあらまほし、さて與其鉤と云次に、高田を營れば云々、下田を營れば云々の事も有べきに、なきは、其は初に、教奉し言に、既に備に出たる故に、此には略けるなり、（かゝる例、記中におほし、）○稍兪は、伊余々と訓べし、（兪字は、愈と通ふ、稍は、常には夜々とよむ、夜々は、伊夜々の伊の省かりたるなれば、即伊余々と本同言なり、故今は二字を合せて、伊余々と訓つ、さて此言、後世に

有ける、其神の初の由縁の傳への、此と彼と異なるなり、此神の二あるにはあらず、）名義は、かの被賜れる紐小刀を有持る由なり、佐比は、書紀推古卷大御哥に、多智奈羅磨、句禮能摩差比、（これ呉の眞佐比をすぐれたる大刀のよしによませ給へるなり、私記に、呉眞鋤、良劒之名也と云り、）又神代卷に、蛇韓鋤之劒と云あり、（呉眞鋤と韓鋤と、心ばへ似たる名なり、韓鋤をカ。ラ。ス。キ。と訓るは非なり、さて佐比に、書紀に鋤字を書れたるは、いかなる義にか、心得がたし、此事なほ次に云む、さて又此佐比の比を、濁りて讀はわろし、此にも書紀推古卷にも並、清音の比字を書ればなり、濁るべき據は無し、鏟と一意に心得るは妄なり、）さて中卷倭建命の御哥に、木以造れる詐刀のことを、佐味那志爾阿波禮とよみ賜へる佐味も、佐比と通ひて、同きが如聞えて、（師の冠辭考にも、然るよし見えたり、和名抄に、越中國新川郡佐味、左比、越後國頸城郡佐味、佐美とある、これらも此比と美と通へる例なり、）共に大かたは、刀のことゝは聞ゆれども、右の御哥の佐味は、直に刀とのみ見ては、穩ならず、（冠辭考は、木刀は身なき謂にて、佐味那志とよめり、刀に身てふことを、古も云りとありて、此の佐比持神のことをも引れたり、今思ふに、佐味那志は、身無しにて聞えたり、佐比持は、身持としては、穩ならず、）故かの佐味とは、なほ別なるにやあらむ、かくて佐比は、物を截斷貌を云る言にて、須加比の切まりたるにて、かの須加流劒布都御靈など云類の、劒の稱にやあらむ、上なる都牟刈之大刀の處（傳九、八俣遠呂智の段下）を考合すべし、（或說に、神代紀に竹刀あれば、佐比は小刀なりと云れど、右の推古紀の御哥に、大刀に摩差比とあれば、小刀のみの稱に非ず、且小をば、佐々とこそ云れ、佐と云ること、古言に例

經て行路を、一尋和邇は、一日に行なるは、纂疏に、短者身輕、而行駛、長者身重、而行遲とある、是故にや、(よのつねの例を以て思へば、大なるぞ速かるべきに、却て小きが速きは、鰐は實に然る物にや、なほよく尋ぬべし。) 隨己身之尋長、限日而白とあれば、長き短きに隨て、速き遲きけぢめあるなり、又一書には、乘火々出見尊於大鰐、以送致本鄕とあるは、小きと大なると、異なる傳なり、又一書に、召集鰐魚、問之曰天神之孫、今當還去、儞等幾日之內、將作以奉致、時、諸鰐魚、各隨其長短、定其日數、中、有一尋鰐、自言一日之內則當致焉、故即遣一尋鰐以奉送焉、(作字は、供の誤か。) とあるは、此記と同じ、○若渡海中時、萬葉一 (二十六丁) に、對馬乃渡渡中爾云々、さて若は、惶畏へ係れる言なり、(海中を渡るは、もとより定まれる事なれば、若と云べきに非ず。)

○無令惶畏は、那訶志許麻世麻都理曾、と師の訓れたるに從ふべし、こは凡て海中を行ほどは、可畏き物なる故に、其心して、懼賜はぬさまに物せよと戒め給ふか、將鰐は猛くおそろしき物なる故にてもあらむか、○載其和邇之頸、背にこそ乘奉るべき物なるに、頸にしも乘奉れる由は、鰐は、書紀に、竪其鰭背などある如く、背には、鰭の有て、乘がたきにやあらむ、○如期は、伊比斯賀基登と訓べし、○紐小刀、上に出たり、(傳十六猿女君の段下) 此を頸に着て還し賜ふは、送致奉りし功を、賞賜ひての賜物なるべし、○佐比持神、書紀には、紐小刀の事もなく、此神のことも、此處には無くして、神武卷に、進到于紀伊國云々、海中卒遇暴風、皇舟漂蕩、時稻飯命乃歎曰、嗟乎吾祖則天神、母則海神、如何厄我於陸復厄我於海乎、言訖乃拔劒入海、化爲鋤持神とあるは、甚異なる傳なり、(此記に於今謂とあるを以見れば、後まで海中に佐比持神と云神の

海神宮は、海底にして、此御國は上なるが故に、如此云なり、(或人、漢文にいはゆる上國のことを思ひて、尊める稱なりと云るは、ひがことなり。) 鎭火祭詞に、吾名妹能命波、上津國乎所知食倍志、吾波下津國乎所知牟止申弖、(こは豫美國にて申賜ふ御言なるが故に、此現國を、上國と詔へり、豫美も、根國底國と云て、下方に在ればなり。) ○誰者幾日、これ言少くして、意詳に聞えたり、古文なりけり、(然るを誰者と云ことを聞なれず思ひて、異さまに訓るは、非なり、多禮波と云ざれば、意明らかならず。) ○覆奏、中卷にも如此書り、覆は復なり、書紀にも、復命を服命とかき、萬葉に、都を堵と書るたぐひ、往々あり、みな音の通ふまゝに、あらぬ意の字をも書ること、古書の例なり、(漢籍にも覆奏と云ことあれど、其は異意なり、又漢には、覆を復と作る例はあれども、復を覆と作ことはなし。) ○己身二字を、美と訓べし、(己字を別には訓べからず。) 上に各とある、即己も己もなればなり、○尋長二字を、那賀佐と訓べし、(ヒロとも、ヒロノナガサとも訓べけれど。) 上の八俣遠呂智にも、其長とあり、○一尋和邇、(ヒトヒロノと、之を讀附るはわろし、下文の八尋和邇もしかなり。) 書紀一書に、鹽筒老翁計曰、海神所乘駿馬者、八尋鰐也、是竪其鰭背、而在橘之小戸、吾當與彼者共策、乃將火折尊、共往而見之、是時鰐魚策之曰、吾者八日以後方致天孫於海宮、唯吾王駿馬一尋鰐魚是當一日之內必奉致焉、故今我歸、而使彼出來、宜乘彼入海云々、言訖即入海去矣、故天孫隨鰐魚所言、留居相待、已八日矣、久之方有一尋鰐來、因乘而入海とあるは、いたく異なる傳なり、(一尋和邇に乘せるは海神宮より還坐度の事なるを、此一書の傳は、其宮へ幸行すをりの事とせり。) さて是に依に、八尋和邇は、八日も

珠は、今火遠理命に授奉れるのみにもあらず、なほ幾箇もある物と聞えたり。）萬葉十九（二十九丁）に、和多都民能、可味能美許等乃、美久之宜爾、多久波比於伎弖、伊都久等布、多麻爾末佐理弖云々、とよめり、○若其、其字曾禮と訓べし、（此下に兄字の脱たるかとも思へど、然には非ず。）火照命を指て云言なり、（漢文に其と云格とは、異なり。）下文にも、其愁請者とあり、○令惚苦は、多斯那米賜幣と訓べし、書紀に、厄字又辛苦困厄劬勞などを、然訓り、（此言、多志那美といへば、自のうへなり、多志那米と云ときは、米は麻世の切りたるにて、他をたしなましむるなり、こゝに上に令字ある、是にあたれり。）惚字上に出たり、（傳六夜見國の段下、桃子のところ）

○授鹽盈珠云々、此言は前に先云べきを、云はずして、出鹽盈珠云々と先云て、後に此にかく云るも、文の一格なり、書紀云、復授潮滿瓊及潮涸瓊、而誨之曰、漬潮滿瓊者、則潮忽滿、以此沒溺汝兄、若兄悔而祈者、還漬潮涸瓊、則潮自涸、以此救、如此逼惱、則汝兄自伏、（これに瓊を漬とあるは、此記に出とあると、用法の傳異なるなり。）又一書に、以思則潮溢之瓊、思則潮涸之瓊、副其鉤、而奉進之曰云々、又一書に、復進潮滿瓊潮涸瓊二種寶物、仍教用瓊之法、又教曰、兄作高田者、汝可作洿田、兄作洿田者、汝可作高田、とあり、又一書には、又汝兄渉海時、吾必起迅風洪濤、令其沒溺辛苦矣、一書には、又兄入海釣時、天孫宜在海濱、以作風招、如此、則吾起瀛風邊風、以奔波、溺惱など云ことありて、瓊の事はなし、○和邇魚の魚字、讀べからず、（上にも下にもたゞ和邇とのみあるを、此にのみ魚字を加へ書るは、漢名に效ひてなるべし、漢名には、鰐とも鰐魚ともいひ、又鯉を鯉魚、鮒を鮒魚など云例なり。）○上國は、書紀に、上國此云羽播豆矩儞とあり、

るを、國の異なるは、傳の異なるなるべし、さて書紀に如意珠と書れたること、心得ず、いかにも訓べき方なし、そのかみ文字なき世に、如意など云名、あるべくもあらぬを、強に漢をまねび給ふあまりに、かゝる名をさへ物し給へるは、後世の人まどはしなり、さてかく如意と書れたる意、たゞ珠の美きを稱たるのみか、又は此姫尊新羅を征たまへる時に、彼國中まで潮の押上りし事ある、其は即此珠の德なりし故に、其意を以て書れたるか、されどかの新羅の國中へ潮の上りし事、此珠の德なりと云ことは、此記にも彼紀にも見えざれば、いかなりけむ、宇佐宮縁起に、神功皇后干珠滿珠を龍宮より得賜ひて、三韓をまつろへたまへる由云るは、古き傳か、はたかの書紀の如意珠と、新羅の國中へ潮の上りし事とを、引合せて、おしあてに云るか、是もたしかならず、又其二の珠、後に肥前國佐嘉郡河上宮と云に納まれるよし云り、かくて書紀釋に、元曆之比、宇佐宮監行之時、本宮注文、滿瓊涸瓊二種、在當宮之由、注進之云々、二種瓊己在當宮、神功皇后征伐三韓之時、就新羅海潮滿宮庭思之、定令持此瓊御歟、然而無慥所見と云り、此にもおぼつかなきことあり、神功皇后の珠は、新に海中より得賜へるなれば、かの神代の瓊とは別なるに、神代の瓊の、宇佐宮に在は、何の由緣にか、心得がたし、故思ふに、宇佐宮に在りと云は、神功皇后の得たまへる珠にて、かの肥前國河上宮に納れる珠ぞ、神代のなりけむを、此と彼とを一に心得誤りて、左右にまぎれつるにやあらむ、かの河上宮と云は、神名式に、佐嘉郡與止日女神社とある、是なりと云り、或書に、豐玉姫を祭ると云るも、由あり、さてかの神功皇后の得賜ひし珠も、若實に干珠滿珠にて、新羅の國中へ潮の上りしも、其玉の故ならば、海神の有てる鹽盈珠鹽乾

くに聞えて、意違へり、爾とはよむべからず。）中卷明宮段末に、其兄八年之間干萎病枯、とあるも同じ、○貧窮は、麻豆志久那理那牟と訓べし、下文に自爾以後稍兪貧とある是なり、（師はマヂタシナミナムと訓れつれども、言の重なりざま、いかにぞや聞ゆ、たしなむは古言にて、窮字には近けれども、此は貧をむねと云て、窮字は輕し、故下文には、たゞ貧とのみあり、又書紀一書に、貧窮之本とあるも、貧を主とせり、又書紀に襤褸とある、此言にあたれども、やつると云言は、形狀につきて云言なれば、貧窮字には當らず。）高田を佃れば早し、下田を佃れば雨多くて、毎も稔を得ずして、貧くなりなむとなり、○恨怨其の其字は、若の下にある意にて、火照命を指て云言なり、次に若其愁請者とある其と同じ、○爲然之事とは、初の詛事、及田佃て稔得ず、貧くなることなどを、皆都て云なり、其中に、田佃て稔得ぬなどは、海神の所爲なれども、弟命の御爲に爲給ふなれば、其をも直に弟命の爲給ふ事と云て、かくは云なり、○鹽盈珠鹽乾珠は、志本美都多麻志本比流多麻と訓べし、（志本美知陀麻志本比陀麻と訓べきかとも思へど、なほ然には非ず、又乾は書紀景行卷に、賦と訓注あれば、比流とは云ず、急居を菟岐于とあると同格にて、比布々流と活用く言なるべし、されど布流と云むは、今は耳遠ければ、姑く尋常の如く、比流と訓つ。）中卷末に、振浪比禮切浪比禮振風比禮切風比禮と云物見えたり、此類なり（書紀仲哀卷に、皇后泊豐浦津、是日皇后、得如意珠於海中、と云ることあり、こは土佐國風土記に、吾川郡玉島、或說云、神功皇后巡國之時、御船泊之、皇后下島休息、礒際得一白石、圓如鷄卵、皇后安于御掌、光明四出、皇后大喜、詔左右曰、是海神所賜白眞珠也、故以爲島名、とあると一事な

一書に、因敎之曰、以鉤與汝兄時、則可詛言貧窮之本、飢饉之始、困苦之根、而後與之、一書に、貧鉤滅鉤落薄鉤、一書に、因奉敎之曰、以此與汝兄時、乃可稱曰大鉤踉䠙鉤貧鉤癡騃鉤、言訖則可以後手授賜、一書に、因敎之曰、還兄鉤時、天孫則當言汝生子八十連屬之裔、貧鉤狹々貧鉤、言訖、三下唾與之、○然而は、然爲而なり、此言此處にては、上の事を下へ係る言なり、○高田は阿宜多と訓べし、書紀然訓り、(字のまゝに、タカタと訓むも、あしからじ、國々に然云地名も多し、されど)萬葉十二(十七丁)にも、水乎多上爾種蒔とよめり、(田中道麻呂云、尾張近江美濃などにて、今も田の中の水のつかぬ處を、あげと云り、)地高くて、よく燥く田なり、○下田は、書紀に洿田とあるに依て、久煩多と訓べし、窪み卑くて、水多き田なり、○掌水故は、美豆袁斯禮婆と訓べし、(師は、ミヅヲシレルカラニと訓れき、故をカラニと訓れたるはわろし、此は然は云べきに非ず、掌をシレルと訓れたるは、いと宜し、今も其に依れり、此字、常にはツカサドルと訓めども、此は然訓ては、古言にあらず、)斯流は、天下を知る國を知るなどの知にて、水を保有ち掌りて、心に任すを云り、されば兄若高田を佃らば、吾旱して水を有らせじ、若又下田を佃らば、雨を多くふらせて、妨げむとなり、萬葉十八(三十二丁)に、安米布良受、日能可左奈禮波、宇惠之田毛、麻吉之波多氣毛、安佐其登爾、之保美可禮由苦云々、安之比奇能、夜麻能多乎理爾、許能見由流、安麻能之良久母、和多都美能、於伎都美夜敝爾、多知和多里、等能具毛利安比弖、安米母多麻波禰、これ海神水を掌賜ふゆゑに、雨を乞へるなり、○三年之間は、漸に貧窮くなる間、三年なるを云、(然るを間の下に爾てふ辭を添て、アヒダニ、或はホドニなど訓ときは、三年を經て後に、貧くなる如

の煩治の濁音と重なればなり、古言に濁音の二重なることは、をさ〳〵例なし、）これに二の考あり、一には、佐知の知と同くして、取なり、（海佐知山佐知の佐知は、幸取の意なること、上に云るがごとし、）其由は、此失ひ賜ひし鉤は、もと海佐知毗古の幸取なるを、今は詛ひて、其幸の反の不幸事どもを取具と云意にて、（幸取も、幸を取具と云意なること、上に委云り、）鬱悒取、踉蹡取、貧取、癡騃取なり、（此四は、不幸事どものかぎりなり、さてかく某取と云ときは、上の言みな躰言なり、）さて取の意なるに、鉤字を書るはいかにと云に、其取具即鉤にて、備にいへば、某取鉤と云ふことなればなり、（かの佐知も、備に云ば、幸取弓幸取鉤と云ことなるに同じ）二には、鉤字は、もと釣なりけむを、後人さかしらに、鉤の誤として、改めつるか、（書紀今本に此二字は、たがひに誤れる處多し、又書紀に效ひて、此記も同く改めたりけむ、眞福寺本には、此四の鉤、みな釣と作り、されど彼本は、上なる鉤をも、みな誤りて、釣と作たれば、據としがたし、）さて釣を知と訓は、都理の約まりたるにて、此種々の不幸事を釣る具と云意なり、物を釣る具を指て、某釣と云も、取具を取と云と同格なり、かくて凡ての意は、上の考と同じ、右二のうち、見む人、心の向はむ方を取べし、但し幸取を反さまに云るなれば、なほ取とせむ方や優りたらむ、（此知を、たゞ鉤の古名と心得、或は都理婆理を切むれば知なりなど云、此段なる鉤字をば、すべてみな知と訓るは、精しからぬひがことなり、）○後手は、上傳六黄泉段に見ゆ、此處は、是も詛態なり、書紀一書に、以後手投棄與之、勿以向とあり、（これをかの逆手と一に心得るは非なり、逆手と後手とは異なり、）書紀云、因誨之曰、以此鉤與汝兄時、則陰呼此鉤曰貧鉤、然後與之、

類なるべし、此記に能美てふ辭なきは、詛言なる故に、言の調をなして、淤煩須々、麻治宇流と、皆二音に齊へたる物なり、(書紀一書に、貧窮之本、飢饉之始、困苦之根とあるも、本始根と換て、言を文なせるなり、) さて此四皆本は用言なるを、此には躰言になせるなり、(其由は下に云、) 凡て用にも躰にも云言は、用の時は下に活く辭を加へ、躰の時は、其を除くこと多くして、(用言には、渡り渡ると云を、躰言には海と云、用言には、歌ひ歌ふと云を、躰言には歌と云たぐひなり、) かの意保々志久などは用言なるを、此には躰言に淤煩といひ、須々牟須々呂久などは用言なるを、此には躰言に、須々と云り、(又須須能美と云は、用言なるを、下なる活く辭をそのまゝにて、躰言になせるにて、渡りと云用言を、そのまゝにて、渡る處を指て、躰言にも渡りと云、歌ひと云用言をそのまゝにて、歌ふ物をも謠と云が如し、此例も常のことなり、) 〇貧鉤は、麻治知と訓べし、書紀にも如此ありて、昔より然訓來れり、麻治は、麻豆志の切まりたるか、はた麻豆志は、本は麻治志にてもあらむ、〇宇流鉤は、書紀に、癡騃鉤、此云于樓該膩とあり、此字の意なり、(騃も、字書に癡也と注せり、) 又景行卷に失意とあるなども、(敏達卷に、於閭礙と云人名もあり、) 同言ならむか、(俗言に、うろたゆ、うろ〱、うるむなど云言も、同言の轉れるなり、又水の寒からざるを、ぬるしと云も、うるしと通へり、物を塗物を、うるしと云にて知べし、又俗に、鈍きことを、ぬるしと云も、宇流の意なり、) さて書紀には于樓該とあるを、此記に該の無きは、上の須々の例の如く、皆二音に齊へたるなり、さて右の四の鉤は、皆書紀の訓注に、膩とあるに依て訓べし、(膩は女利反にて、知の濁音の假字なり、但淤煩鉤貧鉤の二は、清音に訓べし、上

おほゝしくと、本は同し、淤と伊と通ふは、淤伎と伊伎との如し、さて此いふかしいふせしの布も、常に濁れども、萬葉には多く清音に書り、）又おほろかおほよそおろそかおほかたなども、委曲ならぬを云へば、本は明らかならざる意にて同じ、淤富とのみも云り、さて此の淤煩は、愁思ふことの有て、心の晴せぬ意なり、（心を晴らすことを、明らむと、萬葉などに云へれば晴せぬは、明らかならざるなり、）萬葉二、（三十丁）日並皇子命の薨坐て、舍人等の慟傷哥中に、旦日照島乃御門爾鬱悒人音毛不爲者眞浦悲毛、四（三十三丁）に、今更妹爾將相八跡念可聞幾許吾胸鬱悒將有、五（二十六丁）に、國遠伎路乃長手遠意保々斯久許布夜須疑南已等騰比母奈久、（許布夜は、戀やなり、）これらの鬱悒の如し、○須々鉤、師の冠辭考（ふせやたきの條）に、廬八燎須酒師競云々、すゝしきそひとは、壯士どもの、心の進みすゝろぎて、身もしらず競ふを云、古事記に須々鉤とあるを、神代紀に踉蹡鉤と書たり、是もすゝろぐ意なり、又古事記に美人驚而立走伊須々岐伎とあるも、立走りすゝろぎたるなり、後の書に、すゞろそゞろなど云るも是なりとあり、又上須佐之男命の於勝佐備云々とある處（傳八の始め）に引る師説に、佐備は須佐備なりとある、此によく當れり、須佐と須々と同くて、かの須佐備は、進み荒ぶるなれば、こゝの須々も、進みすゝろぎて荒ぶる意なり、書紀に、踉蹡鉤此云須々能美膩とあり、（玉篇に、踉蹡欲行貌と注し、又蹡急行とも注し、又字書に、踉高蹈也とも、また跳踉踊躍貌なども注せり、すゝみすゝろぐ意に近き字なり、又字鏡に、猖獗須々乃彌とあるも、荒ぶる意に近し、獗字は獗なるべし、さて須須能美の能美は、其言を活用す辭にて、音をおとなひ、商をあきなひなど云、那比の

之、皆曰不知、但赤女有口疾不來、(亦云口女有口疾)云々、於是海神制曰、僻口女從今以往、不得呑餌、又不得預天孫之饌、即以口女魚所以不進御者、此其緣也、(此一書、上には赤女と云て、下に口女と云るはいかに、初に、赤女とあるは、口女を寫誤れるにや、また亦云口女云々の注も心得ず、こは一本にかくありしを、後人の注せるにや、)一書に、海神召赤女口女、(赤女即赤鯛也口女即鯔魚也)問之時、口女自口出鉤以奉焉、○清洗は須麻志弖と訓べし、洗ひ清むるを須麻須と云り、○給其兄、こは火遠理命を尊崇み、又火照命を賤め惡みて、御兄なれども、給ふと云るなり、○淤煩鉤、書紀一書に、因奉教之曰、以此與汝兄時、乃可稱曰大鉤踉蹡鉤貧鉤癡騃鉤、言訖則、可以後手投賜、とあると相照して考るに、淤煩鉤は大鉤に當れり、(大は借字なり、此大字の意を以て說は、あたらぬことなり、餘の三鉤は、皆借字に非れども、此大のみは、借字とせざれば、意明らかならず、)煩は濁音なれども、此淤煩の煩は、淸ても云り、此言は、萬葉卷々に、鬱悒と云こと多かる是なり、四の卷に、朝居雲乃鬱なども あり、明かならざる意なり、(十の十六葉、十二の十八葉などに、不明とあるを、今本にはホノカニモと訓たれど、是もオホヽシクと訓ぞ宜き、ほのかも、本おほのかのおの省かりたるなり、)これを假字には、意保々斯久など保には多く淸音の字を用ひたり、(五卷十一卷十四卷十六卷)然るに又十七(八丁)には、於煩保之久と濁音にも書り、(淸ても濁りても云る言なるべし、)又おぼつかなし、(此も常には煩を濁るを、萬葉八卷十卷などには、於保束無と、淸音の保を書たり、)おぼろなども明らかならぬを云て、本同言なり、(又かの鬱悒を、イフカシとも、イフセシとも訓處ある、これらの伊布も、淤煩と通ひて、

錫食經云、鯛味甘冷無毒、貌似鯽而紅鰭者也、和名太比と見え、字鏡にも、鯛太比とあり、(師は、此の赤海鯽魚をも、書紀に依てアカメと訓れたり、其もさることなれども、此記の例、若あかめならむには、直に赤女と書べきなり、さて又書紀の赤女を、赤鯛也とあるに依て、或説に、鯛の中の一種殊色赤きなりとするは、わろし、後世にこそさもあらめ、上代には、さばかり細に分て、名くることはなかりしぞかし、赤鯛とあるも、即よのつねの鯛にて、黒鯛の類もあるに對へて、赤字は添たるものなり、然るにかの仲哀卷に、海鯽魚をタヒと訓るにつきて、此の赤海鯽魚をもアカタヒと訓て、かの殊に赤き一種と心得るは、非なり、又アカチヌと訓るも、非なり、) さてこの多比の下に、那母てふ辭を讀添べし、語の勢必然るべし、○喉は能美斗と訓べし、呑門の義なり、和名抄に、喉和名乃無止、(こは美を音便にんと云、後のことなり、) 萬葉五に、能杼與比と云言あり、(喉聲に嗁をいへり、) 美を省けるなり、(かくさまに省き云下は、多く濁る例なり、今世にも能度と云り、) ○鯁は、能義阿理と訓べし、和名抄に、唐韻云、鯁魚刺在喉也、和名乃木とあり、(又字書に、骨不下咽也とも注せり、) ○愁言故の三字を、宇禮布禮婆と訓べし、身の憂を人に告るを、宇禮布と云故に、愁言二字を然訓り、(さて禮婆と云に、故字の意はあり、) ○是とは赤海鯽魚を指て云なり、(許禮賀と云意なれども、かゝる處を賀と云は、雅言に非ず、) 古文に此例多し、(漢文の是字の格とは、異なり、) 書紀云、海神乃集大小之魚、逼問之、僉曰、不識、唯赤女、比有口疾而不來、固召之、探其口者、果得失鉤、一書に、海神於是總集海魚、覓問其鉤、有一魚對曰、赤女久有口疾、疑是之呑乎、故即召赤女云々、一書に時海神便起憐心、盡召鰭廣鰭狹而問

にも多し、)○罰は波多禮流と訓べし、上には、乞徵とありき、○海之大小魚は、波多能比呂母能波多能佐母能と訓べし、(書紀の大小之魚をも、かく訓べきなり、)そは上天宇受賣命段に、悉追聚鰭廣物鰭狹物以問言とあると、語のつゞきさへ全同く、(此記の例、同言を、一は言のまゝに書き、一は意を以て書るが多きこと、首卷に云るが如し、此も意を以て書るものにて、訓は上なるに效はせたるなり、)又書紀一書に、此をすなはち盡召鰭廣鰭狹而問之、としるされたるを以てさとるべし、(かく訓べきことを知らずして、かの大小之魚を、トホヒロクヒキイヲドモ、或はトホシロク云々、など訓るは、古書めきて、何とかや由ありげに聞ゆれど、みなひがよみなり、)○頃者、この言いかゞ、鉤を呑たりしは、三年前なるべきをや、されば此は、書紀に、(一書)赤女久有口疾とある久ぞ、當りて聞えたる、○赤海鯽魚は、多比と訓べし、鯛なり、書紀には、赤女とありて、赤女は鯛魚名也と注あり、(但此注は、後人のしわざにもあらむか、)一書には、赤女或云赤鯛とあり、又一書には、鯛女、又一書には、赤女とありて、即赤鯛也と注せり、さて仲哀卷に、海鯽魚とあると、和名抄に、辨色立成云、海鯽魚知沼、とあるとを合せて見れば、赤海鯽魚は、鯛なること決し、(知沼は、鯛の色灰色き物にて、黑鯛の類なり、和名抄に、知沼と久呂多比とは別なれど、遠からぬ物なり、さてつねの鯛は、知沼と形全く同くて、色赤き故に、赤海鯽魚と書るなり、檀を白檮と書るたぐひなり、又仲哀卷なるは、色の赤き黑きを一にして、海鯽魚を鯛にあてたるものなり、凡て古書に、物の漢名を書ること、其人の心々にて、右の如く少しづゝの違あり、彼此をよく考合せて、定むべし、よくせずはまぎれぬべきものぞ、)多比は、和名抄には、崔禹

も、なほ今夜と云こと、津國風土記、夢野鹿、事を記せる處に、明旦、牡鹿語其嫡云、今夜夢吾背爾雪零於祁利止見支、伊勢物語に今夜夢になむ見え給ひつると云りければ、源氏物語野分卷、野分せし明旦の詞に、今夜の風とあり、和泉式部物語に、いたく零明して、明旦、今夜の雨の音は云々、○若有何由は、母志那爾能由惠阿流爾加と訓べし、若と何とを重ね言ること、穩ならず聞ゆれども、下文に、若渡海中時無令惶畏とあるも、若と無と重なれる、古言には、かく格にも云けむかし、(書紀仁德卷大后御哥に、あによくもあらず、萬葉四に、豈不益歟などある、豈の用格も、聞つかぬこゝちす、これらの類なり、今俗言の格をもていはゞ、何ぞの由あるか、と云意に見れば、若と云言、穩なる如くなれども、何と云言を、然用ひたること、雅言には未見あたらず、) ○父大神、こゝに至りて大神と云るは、火遠理命の御婦翁になり賜へる故にやあらむ、○聟夫は、御牟古能君と訓べし、(たゞ牟古とのみ訓むは、輕きが如くなればなり、) 和名抄に、爾雅云、女子之夫爲壻、作聟聟、和名無古と見え、字鏡には、聟毛古とあり、○今旦、旦字、諸本並如此あれども、決く且を誤れるなり、祁佐と訓べし、○爲大歎、こゝには一字なし、さもあるべき處なり、○若有由哉、書紀には、海神乃延彦火々出見尊、從容語曰、天孫若欲還鄕者、吾當奉送とあり、○亦到此間之由奈何、書紀には、娶豐玉姬と云より前に、因問其來意時、彦火々出見尊對以情之委曲云々とあり、一書ども、同じ、信に此事は、初に先問賜ふべきものなり、然るを此記には、此に至て問給ふは、御長息の事を聞せるに就て、其所由は奈何なるにかと所思すから、其につきて先初此處に來坐る所由をも、問給へるなり、(此處を此間と書ことは、漢文に常多くして、萬葉など

せり、」などあり、これら息のいと〳〵長き由に、八尺と云り、伊伎豆久伊毛など、よめるも、長き息を衝て、戀思ふ妹と云ことなり、同五（六丁）に、和何那宜久、於伎蘇乃可是（長き息の風なり、於伎蘇は、息嘯なるべし、」などもよめり、大とは、其長息の聲の、高く大なるを云、（漢文にも、長大息と常に云り、」思ひの深きまゝに、其聲も大なるなり、萬葉十三（十四丁）に、此床乃、比師跡鳴左右、嘆鶴鳴、廿（三十四丁）に、於比曾箭乃曾與等奈流麻遅、奈氣吉都流香母、古今集戀に、つれもなき人をこふとて山彦の答へするまで歎きつるかも、これら長息の聲の大きにて、物に響きたるよしなり一は、一聲なり、長息に歎を云ること、中卷倭建命の、阿豆麻波夜と詔へる處にも、「三歎とあり、（されど彼は、三をミタビなどは訓まじきこと、彼處に云が如し、漢文に一唱三歎など云り、」萬葉四（三十九丁）に遍多嘆久嘆など、あり、さて此は、所念すとの淺くて、唯一聲なるには非ず、此時まで御心に隱て、顯し賜はざりしを、三年にもなりて、甚久しきほどに、今は得忍び敢たまはで、思ほえず出たる一聲なり、一と云るに、其意見えたり、（次なる言に依るに、豐玉毘賣此御長息を聞て、驚き賜へるさまなれば、此、比賣にも、國思び給ふことを、語り賜はざりしなり、然れば御心に隱給へりしこと、いよゝ玄るし、書紀に、此長息を、數或は時などあるとは、趣異なり、」○恒無歎は、都泥波那宜加須許登母那加理斯爾と訓べし、都泥波は、今まではと云意なり、（故者と云辭を添て訓り、」其は中卷倭建命段に、吾心恒念自虛翔行、萬葉七（三丁）に、常者曾不念物乎此月之過匿卷惜夕香裳、などの如し、○今夜は、昨夜を云るなり、此は次の父神の言に、今旦云々とあれば、御歎を聞賜ひし、明朝の詞なればなり、其夜明て後

比持神也。

思其初事とは、たゞ本國を戀しく所念看なり、(かの御兄の、鉤を責賜ひし事を指が如く聞ゆめれど、然にはあらず。)さるは三年にもなりぬる前の事なる故に、初事とは云るなり、書紀に、仍留住海宮、已經三年、彼處雖復安樂、猶有憶鄕之情、故時復太息、豐玉姫聞之、謂其父曰、天孫悽然數歎、蓋懷土之憂乎、一書に、是後火々出見尊數有歎息、豐玉姫問曰、天孫豈欲還故鄕歟、對曰然、豐玉姫即白父神曰、在此貴客、意望欲還上國、などあるを以見べし、

○大一歎は、意富伎那流那宜伎比登都志賜比伎と訓べし、(舊印本延佳本などには、オホキニナゲキマスとよみ、師は、イタクナゲキタマヘリと訓れき、かくさまに訓むは、なべてのことなれども、若然訓べくは、一字を加へては書まじきに、此にも下にも一字あるは、必用あるべきものなり、故くさ〴〵思ひめぐらすに、字のまゝに、オホキニヒトタビ云々、なども訓べきかとおもへど、それも古の雅言のさまにあらじ。)那宜伎は長息にて、心に思ひ結ぼるゝ事あるをりは、長き息の衝るゝを云、(さるは哀き事憂しき事などは、もとよりにて、喜しきこと愛きことなども、凡て心にあまりて、こめがたき時には、長息あり、漢國にても、歎字など、何れにもわたること、此間と異なることなし、さて其中にも、哀き事憂しき事などは、殊に深く心に結ぼるゝ物なる故に、後にはもはら其方にのみ取て、那宜伎と云へば、やがて哀み憂ふることにもなれり。)萬葉十三(十六丁)に、吾嗟八尺之嗟、又(三十四丁)杖不足八尺乃嘆、十四(二十九丁)に、也左可杼利伊伎豆久伊毛乎(これ鸊鷉は、息の長き鳥なる故に、八尺鳥と云て、息衝の枕詞と

之狀。是以海神。悉召集海之大小魚問曰。若有取此鉤魚乎。故諸魚白之。頃者赤海鯽魚。於喉鯁。物不得食愁言。故故必是取。於是探赤海鯽魚之喉者。有鉤。即取出而淸洗。奉火遠理命之時。其綿津見大神誨曰之。以此鉤。給其兄時。言狀者。此鉤者。淤煩鉤。須須鉤。貧鉤。宇流鉤云而。於後手賜。（淤煩及須須亦宇流六字以音）然而。其兄作高田者。汝命營下田。其兄作下田者。汝命營高田。爲然者。吾掌水故。三年之間。必其兄貧窮。若恨怨其爲然之事而。攻戰者。出鹽盈珠而溺。若其愁請者。出鹽乾珠而活。如此令惚苦云。授鹽盈珠鹽乾珠幷兩箇。即悉召集和邇魚。問曰。今天津日高之御子虛空津日高。爲將出幸上國。誰者幾日送奉而覆奏。故各隨己身之尋長。限日而白之中。一尋和邇白。僕者一日送。即還來。故還其一尋和邇。然者汝送奉。若渡海中時。無令惶畏。即載其和邇之頸。送出。故如期。一日之內送奉也。其和邇將返之時。解所佩之紐小刀。著其頸而返。故其一尋和邇者。於今謂佐

き物とは見えず、）後世神今食新嘗祭などに神座に、八重疊と云を設けらる、は、上代の儀なり、○敷其上の其字、舊印本又一本などには、具とあり、今は眞福寺本延佳本に依れり、○坐其上の坐は、麻世麻都理豆と訓べし、書紀清寧卷に、起柴宮權奉安置、敏達卷に、請其佛像二軀、孝德卷に、迎佛像四軀、使坐于塔内、萬葉十二（十八丁）に、君乎座而、この餘にも麻世と訓ること多し、令坐を約めたる古言なり、○百取机代物、上に出、○具は曾那幣豆と訓べし、祝詞に、置足豆と云ると同くて、今俗言に、とりそろえてと云意なり、（俗に、神に物を獻るを、曾那布流と云は、具へて獻るより轉れるなり、）○令婚は、阿波世麻都理伎と訓べし、書紀一書云、於是豐玉彦遣人問曰、客是誰者、何以至此、火々出見尊對曰吾是天神之孫也、乃遂言來意、時海神迎拜、延入、慇懃奉慰、因以女豐玉姬妻之、故留住海宮、已經三載、一書に、是時海神自迎延入、乃舖設海驢皮八重、使坐其上、兼設饌百机、以盡主人之禮、一書に、海神聞之曰、試以察之、乃設三床、請入、於是天孫於邊床則拭其兩足、於中床則據其兩手、於内床則寛坐於眞床覆衾之上、海神見之乃知是天神之孫、益加崇敬、

於是火遠理命。思其初事而。大一歎。故豐玉毘賣命聞其歎。以白其父言。三年雖住。恒無歎。今夜爲大一歎。若有何由故。其父大神。問其聟夫曰。今旦聞我女之語云。三年雖坐。恒無歎。今夜爲大歎。若有由哉。亦到此間之由奈何。爾語其大神。備如其兄罰失鉤

委く見えたり、海人藻芥に、疊事、帝王院、繧繝縁也、神佛前半疊、用繧繝縁、此外更不可用者也、大紋高麗縁、親王大臣用之、以下更不用之、大臣以下公卿、小紋高麗縁也、僧中、僧正以下、同有職非職、紫縁也、六位侍黄縁也、諸寺諸社、三綱等、皆用黄縁云々、四位五位雲客、用紫縁也」○絁は伎奴なり、和名抄には、絹、和名岐沼、帛、俗云波久乃岐奴、絁、和名阿之岐沼、(阿之岐沼とは、唐韻云、絁、紬似布也、と云る如く、麁く惡き絹と云意の名なり」などありて、各差別あれども、古書には、たゞ伎奴に、絹字をも絁字をも、通用ひたり、○八重は、例の彌重にて、たゞ幾重もと云ことなり、書紀に、海神於是鋪設八重席薦、以延内之とあり、此記中巻倭建命段、弟橘比賣命の、海に入坐處に、以菅疊八重、皮疊八重、絹疊八重、敷于波上、而下坐其上、ともあり、さて萬葉九(十一丁)に、吾疊三重乃河原之、(三重とつゞくるは、三にはかゝはらず、たゞ重にかゝれり、然るを三重は、表中裏を云など云は、後世意なり」十六(二十一丁)に、薦疊平群、又(二十九丁)韓國乃、虎云神乎、生取爾、八頭取持來、其皮乎、多々彌爾刺、八重疊、平群之山爾、(八重疊まで七句は、みな序なり」又右に引る、倭建命の御哥などみな、疊は幣てふ言に係たる序にて、(幣は、即一重二重などの重の意なり」幾重も重ぬる物なる故に、然つゞけたるなり、さて物を重ぬるを、多々牟とも云ば、疊と云名も、重ぬるよしなり、(廣き物を、狹く折約むるを、多々牟と云も、折れば重なる故なり」然れば疊は、上代には、必幾重も重ね敷たる物なり、(萬葉十一に、疊薦隔編數、十二にも、疊薦重編數とある、此は薦を幾重も重ね編て、一の疊に造るを云り、こはやゝ後の事にて、かの上代の如く、幾重も敷べきを、便よく一に編重ねて、厚く造成せる物なるべし、上代の疊は、後世の如く、厚

あり、岩屋の內に上り、よく睡る物なり、皮は馬具に用ふ、其首馬に似て、大さは小馬ばかりなり、これ海驢なるべし、陸奥松前蝦夷、又國々の海邊にも、稀にあるなり、と云り、(本草綱目に、東海嶋中出海驢、能入水不濡、) 又或人の云く、今も北海に海驢あり、其皮、潮滿れば柔に、潮干れば枯る、今も敷皮にするなり、と云り、右の說どもの內、何れか正しく美智に當るべき、(かの紀國人の云る阿志加と、或書に云る登騰とは、一物の、地によりて名の異なるか、はた別物か、なほよく尋ぬべし、相遠からぬ物とは聞えたり、又近き年、西國の海にて捕れりとて、水豹と云物を、觀せ物にしたる、長さ三尺許ありて、阿志加のたぐひなる物と見えたり、こは已正しく見たる物なる故に、云なり、水豹と云名は、新にみだりに著たるなるべければ、依るに足らざることなり、)今世にも、美智と云名の遺れる地は無きにや、尋ねて定むべし、○疊は、白檮原宮段大御哥に、須賀多々美、伊夜佐夜斯岐弖、倭建命御哥に、多々美許母、幣具理能夜麻能、遠飛鳥宮段、哥に、和賀多々彌、などありて、いと〳〵古き名なり、皮を以て疊とせる例、此次に引る、弟橘比賣命云々、萬葉十六、韓國乃云々、などのごとし、さて皮疊絁疊などあるを以て見れば、上代には、氈茵などのたぐひをも、凡て多々美と云りしなり、(右の白檮原朝の大御哥に、菅疊を敷て、二人御寢坐しよしあれば、敷て寢る物をも、疊と云しこと知らる、) 和名抄に、疊、和名太々美、(此ころに至りては、疊と云は、今世にいふ疊にて、皮絁などのをば、疊とはいはず、氈茵席など、おの〳〵別なり、さてその疊に、又品々あり、長帖短帖狹帖半帖、又厚帖薄帖などあり、帖字は、疊と音を通はして用るなるべし、さて又其端に、暈繝端、錦端、兩面端、布端、緣端、黃端など、くさ〳〵あり、掃部寮式などに

記の虚空津日高も、其意かとも云べけれど、此記には、天津日高と申す至て尊き御稱ありて、其御子とあれば、其に亞る御稱なること論なし、然れば虚空を、天と地との中間にとれることは同くて、其中間を、亞るかたに取ると、勝れたる方に取れるとは、異なり、さて此記には、虚空津日高とあるを、書紀には虚空彦とあり、邇々藝命の御名の天津日高も、天津彦とありて、凡て書紀には、日高と申す御名なし、此は思ふに、當代の天皇の大御名、氷高と申せるを諱て、撰者の心ばらひを以て、みな彦に改められたるにぞあるべき、されど其はいみしきひがことなり、御末の天皇の御名に觸ればとても、皇祖神の御名を改むべきにあらず、且天津彦彦云々と、彦と云ことの重なれるもいかゞ、)○美智皮、書紀に、海驢と作て、此云美知とあり、釋に海馬也と注し、(海馬は漢名なり、本草に、陳藏器曰、海驢海馬等、皮毛在陸地、皆候風潮則毛起、)口決には、海驢之皮、在陸而潮滿則自起毛、とのみ云て、其物のさまは云ず、建長八年百首に、衣笠内大臣、我戀は海驢の寐流れ寤やらぬ夢なりながら絶やはてなむ、(夫木集に出)紀國人の云く、今紀の海に、阿志加と云物あり、其處にて昔より、字には海馬と書來れるよし、日高郡の海中に、阿志加島と云島のあるに、年毎の秋冬のころ、多く來て、岩上に睡り、又波上に浮びながらも熟睡て、凡て寤ることの遲き物なり、大きなるは、長さ一丈許なるもあり、足は無くて、水搔の如くなる物あり、此物西國の海にもあるなり、和名抄に、葦鹿と云物を載て、本文未詳としるせり、思ふに是海驢なるべし、と云り、(或人は、阿志加は、本草綱目に海獺とある物なりと云り、)或書には、山東志曰、海驢出文登海中、狀如驢、常於秋月登嶋產乳、其皮製爲雨具、水不能潤、今按に、海中に登騰と云物

は、美米傳亘と訓べし、米傳てふ言は、書紀允恭卷、大御歌を始めて、多く見えたり、(めづらし、めでたしなども、此言より出たるなり、) 見感は、中卷白檮原朝段、倭建命段などにも見えて、書中に、見驚見喜見畏、などある類の古言なり、○目合の事は、上に云り、(傳十根堅洲國の段下) ○而白の而字、延佳本又一本などには無し、(舊印本には、而字は有て、白字を脱せり、) 今は異編寺本又一本に有によれり、○天津日高上に出、(傳十五皇孫命御天降の段) ○虛空津日高、谷川氏、天津日高は天子の稱、虛空津日高は太子の稱なりと云り、(此說古意に非るが如聞ゆれど、よく考るに、) 信に然るべし、其故は先、邇々藝命穗々手見命鵜葺草葺不合命、みな天津日高と申せる、これ天津日嗣所知看せるうへの大御稱なり、かくて此は、穗々手見命、いまだ皇太子にて坐ほどなるが故に、天津日高之御子と申せり、(此にては、天津日高は、此尊の御稱には非ず、) さて其を虛空津日高と稱す以所は、虛空は、天と地との中間なる故に、天津日高に亞て尊み申す御稱なるべし、(常には通はして、天をも蘇良といひ虛空をも阿米と云ことも多きは、地よりいへば、虛空も天の方なればなり、故今世の言には、上を蘇良と云こともあるなり、また地上即天など云は、漢籍の意なれば、云べきにあらず、) 書紀神功卷に、於天事代、於虛事代云々、これ天と虛空とを別言る例なり、書紀一書に、白其父神曰、門前井邊樹下、有一貴客、骨法非常、若從天降者、當有天垢、從地來者、當有地垢、實是妙美之虛空彥者歟とあるは、いたく異なる傳なれども、虛空彥と云稱、又虛空を、天と地との間を取れるなどは、此に似依れることなり、(右の書紀の意は、天垢もなく、地垢もなしと云て、虛空を殊に勝れたる意に取れるものなり、然れば此、

かゝなる文字づかひなり、書紀にも、我王また其王など書れたり、こゝは阿賀伎美爾母麻佐理弖と訓べし、爾母とは、此姫の心に常に、綿津見神をのみ、甚貴き物に思居によりて云る辭なり、(たゞ爾とのみ讀ては、其意足はず、) 書紀一書に、告其王曰、吾謂我王獨能絶麗、今有一客、彌復遠勝、とあるが如し、○貴は、此巻末なる豐玉毘賣命御歌に、斯良多麻能、伎美何余曾比斯、多布斗久阿理祁理、萬葉二 (二十七丁) に、春花之、貴在等、催馬樂に、安名多不止、介不乃太不止在也、などあると同くて、美く好き意なり、是貴きの本義なり、(太占太祝詞太幣などの太と、同言にて、多布斗伎は、太きに、多の添りたるなり、後世には、音便に、多布斗をば、とをたゝ呼故に、異なるが如くなれども、古へは本音のまゝに呼ければ、同じことなり、) ○挙水者は、たゞ多弖麻都理斯加婆と訓べし、水字は讀べからず、(上に水といふことはあればなり、) ○任入將來は伊禮那賀良母知麻韋伎弖と訓べし、書紀云、門前有一井、井上有一湯津杜樹枝葉扶疏、時彦火々出見尊就其樹下、徙倚彷徨、良久有一美人排闥而出、遂以玉鋺來當汲水、因擧目視之、乃驚而還入、白其父母曰、有一希客者在門前樹下、一書に、有一美人容貌絶世、侍者群從、自內而出、將以玉壺汲玉水、仰見火々出見尊、便以驚還、而白其父神曰、門前井邊樹下、有一貴客、骨法非常云々、一云、豐玉姫之侍者、以玉瓶汲水、終不能滿、俯視井中、即倒映人笑之顏、因以仰觀、有一麗神倚於杜樹、故還入白其王、一書に、門前有一好井、井上有百枝杜樹、故彦火々出見尊跳昇其樹、而立之、于時海神之女豐玉姫、手持玉鋺來、將汲水、正見人影在於井中、乃仰視之、驚而墜鋺、々既破碎、不顧而還入謂父母曰云々、などあり、かくて玉を唾入賜へる事は、書紀には何れの傳にも見えず、○見感

とし、）万葉廿（十丁）に、山人乃和禮爾依志米之夜麻都刀曾許禮、○婢乃、この婢は、又麻加多知と訓べし、○御頸之璵は、上に出、（傳七の初、）○含口は、美久知爾布々美弖と訓べし、書紀應神卷、大御哥に、府保語茂利、萬葉十四（三十五張）に、布敷麻留、十八（十六丁）に、敷布賣利、十九（四十六丁）に、布敷賣流波、廿（三十一丁）に、保々麻例等、又（四十三丁）布敷賣里之、また六（十七丁）に、含而、八（十七丁）に含有などあり、さて如此玉を御口に含まして、唾出し賜ふは、いかなる由にかあらむ、詳ならず、（前には、御口含給へるは、玉を嚼碎き賜へるにや、と思ひしかど、下文のさま然は聞えず、若くは玉を、器に著て、離れざらしむる術にやありけむ、神代にある類の術、をり〳〵見ゆ、さて然此玉を、器に著て離れざるべく爲賜ふは、必海神、女に見せ賜はむとてなり、其は此、玉、尋常の餝の玉とは、遙に絶れて、美麗きを見て、凡人に非ること、を知らしめむための御所爲なるべし、なほよく考ふべきことなり、）○璵任著は、多麻都氣那賀良と訓べし、萬葉十六（二十九丁）に、角附奈我良、○我井上、この我と云言の用ひざま、何とかや漢文めきて聞ゆれども、上代にもありしことにぞ有けむ、吾君など云は、もとより古言なるを、それと同じければなり、下なる吾門も同じ、（伊勢物語に、わがみかど六十餘國と云るは、漢文の吾朝を取れる如くなれども、此も古言に違ひはせじ、凡て右の類の吾は、つねに云吾門吾家などゝは、いさゝか異なる故に、かく論ふなり、）今俗言に許知能と云意なり、○我王は、綿津見神を指て云るなり、（伎美と云に、王字を書るは、佛書の海龍王を思へるにや、こは皇國を離れて、外なる域なれば、王と云まじきにも非るが如くなれど、なほ古文には、かゝる處には、い

はかの武烈紀の哥などを以て思ふに、盛る器の名より出たるにやあらむ、）また内膳式に、瓱十一口、（汲運水料、）由加十六口、（汲運水料とあり、和名抄に、俗人呼大桶爲由加乎介、）主水式に、汲水料器に、缶一口、土垸一合、（加盤、）片盤五口など見え、此外も水を盛器種々、式に見えたり、さて後世には、井より水を汲揚るには、必繩など著たる都流倍を用ふる事なれども、（和名抄に、罐汲水器也、楊氏漢語抄云都流閇、）上代の井は、淺き泉なるなども多かりしかば、（今も山里などのは然なり、）盛器を以て、直に汲揚もしつとおぼしければ、此の玉器も、盛器以て汲にてもあるべく、又汲たるを盛る料にても有べし、（次の文に、酌水入玉器貢進とあれば、汲揚るのみの料の器には非ず、）書紀には此を、玉鋺玉壺玉瓶など作れたり、皆タマモヒと訓べきなり、（玉鋺をタマリと訓たり、麻理も、古き名とは聞えたり、なほ鋺の事は、下巻若櫻宮段に、隱面大鋺とある處、傳卅八に云べし、）竹取物語に、天人のよそほひしたる女、山中より出來て、銀のかなまりを持て、水を汲ありく云々、○有光は、加宜阿理と訓べし、書紀に、見人影在於井中とあり、（此には、影字をかゝずして、光字を書るを思へば、比加理とも訓べきにや、されど白檮原宮段に、其井有光、とあるなどゝは異にして、是は光明のあるには非ず、たゞ影を云なり、加宜は、かゞやくかぎろひなど云、かゞかぎなどゝ、本同言なれば、比加理と云ても、終には同意になるなり、）火遠理命の樹上に坐す影の、井の水にうつりて見え賜ふなり、○註、訓壯夫云々、此注は、既に上大穴牟遲神段に有れば、又此處には無くてありなむ、○見其婢、この婢は、袁美那と訓べし、○乞欲得水は、美豆袁延志米余登許比賜と訓べし、（えゑめよは、えさせよと云ふがご

さて此處の事狀は、かの敎奉りし語に委く云る故に、此には略きて、たゞ如其言と云るなり、○豐玉毘賣、名義、書紀一書に、父神の名豐玉彥とあれば、其に因れるなるべし、(父神の名は、或人の說に、鹽盈珠鹽乾珠を有てるによれる名なりと云り、さもあらむか、又たゞ美稱にてもあるべし、) 但此記にては、父神には其名無ければ、豐玉はたゞ比賣の御名にて、容顏の美麗きを稱へたるにもあるべし、山城國風土記に、久世郡水渡社、(祇社) 名天照高彌牟須比命、和多都彌豐玉比賣命と見え、(帳に、水度神社三座とある社なり) 神名帳に、阿波國名方郡和多都美豐玉比賣神社あり、(同郡に、天石門別豐玉比賣神社と云もあり、これは如何なる由の名にかあらむ、) ○從婢は、麻加多知と訓べし、書紀に此を侍者と書き、又欽明卷に從女、遊仙窟に婢また侍婢など、皆然訓り、前子等等の意なるべし、(幣を省き古良を切て加と云) 天皇の御前に候ふ臣等を、前つ君 (書紀景行卷哥に、摩幣菟者彌とあり、後に音便に轉りて、まうちぎみと云、) と云と、意ばへ似たり、子等とは、女を云古言なり、萬葉などの哥に多し、(子等とは、一人をも云へば、良と多知と重なること、妨なし、) ○玉器は、多麻母比と訓べし、書紀武烈卷哥に、𣗄摩暮比爾瀰逗佐倍母理 (玉盌に水さへ盛なり、) とあり、和名抄瓦器類に、說文云、盌小盂也、字亦作椀、辨色立成云、末里、俗云毛比、(毛比はいと古き名なるを、俗云とあるは誤なり、) 萬葉四に片垸、(垸字は、埦の誤か、) 大膳式に、片埦十二口、片埦四十八口、片埦八十七口、豐受宮儀式帳に、御水四毛比、御水六毛比、など見えたり、(主水、又さいばら飛鳥井哥に、御母比も寒しなど云る母比は、水を云り、但し池川などにたゞある水を、凡て母比とはいはず、母比は、汲て飮む水の名なり其

書を披きて見べし）などあり、これら各一の傳へなり、

故隨教小行。備如其言。即登其香木以坐。爾海神之女豐玉毘賣之從婢。持玉器。將酌水之時。於井有光。仰見者。有麗壯夫。訓壯夫云遠登古。下效此以爲甚異奇。爾火遠理命見其婢。乞欲得水。婢乃酌水。入玉器貢進。爾不飲水。解御頸之璵。含口。唾入其玉器。於是其璵著器。婢不得離璵。故璵任著。以進豐玉毘賣命。爾見其璵。問婢曰。若人有門外哉。答曰有人坐我井上香木之上。甚麗壯夫也。益我王而甚貴。故其人乞水故。奉水者。不飲水。唾入此璵。是不得離。故任入將來而獻。爾豐玉毘賣命思奇。出見。乃見感。目合而。白其父曰吾門有麗人。爾海神自出見云。此人者。天津日高之御子。虛空津日高矣。即於內率入而。美智皮之疊敷八重。亦絁疊八重敷其上。坐其上而。具百取机代物。爲御饗。即令婚其女豐玉毘賣。故至三年。住其國。

備は都夫佐爾と訓べし、上八千矛神の御哥に、麻都夫佐爾とあり、漏ることなく具備れる意にて、此は、鹽土神の敎へし如くにて、事々に（俗言にいふ一々になり、）違へることなきを云り、

倍とあるに依れり、(式に大和國平群郡猪上神社、萬葉七に井上、これらも地名なり、) 井のほとりなり、○湯津香木の事は、上天若日子段に、湯津楓とありて、其處に云り、(傳十三天若日子の段) ○其木上、この上は、下に對ふ上なり、(井上の上とは異なり、) 次に登其香木とあるにて知べし、○海神は、和多能迦微と訓べし、(他古書には、常に和多都美神にも、海神と書たれど、此記には、書別けたり、) ○相議者也、こは上大國主神段に、御祖命告子云、可參向須佐之男命所坐之根堅洲國、必其大神議也、とあるに同じ、其前後の凡ての事の趣も、よく似たり、考合すべし、(傳十根堅洲國の段) さて是まで、鹽椎神の敎奉れる語なり、○註、訓香木云々、舊印本などに、訓香云加都良木とあるは、香下なる木字を、(二行にて並べるに因て、) 誤て良下に書るなり、又眞福寺本延佳本などには、香下良下共に木字あり、其も非なり、(良下に木字あるは、決くわろし、訓を注するに、訓を用ふること、例もことわりもなし、且加都良紀とは云べくもあらず、若又加都良能紀ならば、必能字も有べきなり、されば此は、香下なる木を、誤て良下に書る本を見て香下に脱たることをばさとりて、補ひながら、良下なるが錯なることをばえしらざりしなり、) 故今は一本に從ひつ、書紀一書云、時有一長老忽然而至、自稱鹽土老翁云々、老翁即取囊中玄櫛、投地、則化成五百箇竹林、因取其竹、作大目火籠、内火々出見尊於籠中、投之于海、一云、以無目堅間爲浮木、以細繩繋著火々出見尊而沈之、所謂堅間是今之竹籠也、又一書に、是時弟往海濱、低佪愁吟時、有川鴈嬰羂困厄、即起憐心、解而放去、須臾有鹽土老翁來云々、又一書に、時遇鹽筒老翁云々、計曰、海神所乘駿馬者八尋鰐也云々、(文長ければ、此には略きぬ、本

へて說たるものなり、又漢ぶみにも似たる事のあるも、然なり、そも〳〵皇國は、萬國を御照し坐天津日大御神の本御國なれば、凡て萬の事も物も、みな皇國ぞ本にして、主にして、他國々へもおのづから流れ及びたるものにて、相似たることも、もとより多かるは彼が吾に似たるにこそあれ吾が彼に似たるには非ず、然るを世々の物知人みな、此元の本末をば、得知らずして、たゞ後に萬の事も物も、異國を學び、異國より來り、又物語書などに、異國の故事を取て、作りかへたることのあるなどに倣ひて、萬の事、みな、異國を本と心得るから、神代の故事などをさへに、其類かと疑ふは、よく異國書に惑へるものなり、よしや本末はしばしおきぬ、天地の中に、人の形を始めて山川草木、其餘の物も、皇國漢天竺と、大かた異なることなく、皆おのづから同じさまなれば古への傳へ事なども、此方と彼方と、などかは同じきこともあらざらむ、同じきからに必彼を學びたりと思ふは、いと愚なり、人の形も何物も、彼を學びて造らざれども、おのづから同じきにあらずや、さて又近き代の、なまさかしき人の心には、水中に宮室などのあるべき理なし、と思ひとるから、かの龍宮などの說をも信ず、此段の事をも、實は海底には非ずとして、或は薩摩國近き一の島なりといひ、或は琉球國なりといひ、或は對馬なりなども云て、其證などをも、とり〴〵に云めれど、凡てさる類は、皆古傳に背ける、例の儒者意の私事なり、さばかりさかしく漢めきて書れたる書紀にすら、內彥火々出見尊於籠中、沈之于海、また海底自有可怜小汀などあれば海底なることは、これらの語にても、しるきものをや、）○井上は韋能辨と訓べし、和名抄に河內國（志紀郡）に井於、甲斐國（山梨郡）に井上と云鄉名ありて、共に井乃

の格にはたがひて、古言の例なり、まれにはとりはずして、返りてか、るよきこともあるなり）萬葉十三（卅丁）に衣社薄其破者、伊勢物語に、女御高子と申すいまそかりけり、それうせ給ひて云々、なほ物語等に此たぐひ多く見ゆ、○綿津見神は、上に大綿津見神ありて、名義など其處に云り、又御禊段に、底中上と、三柱、綿津見神あり、其は阿曇連が祖神に坐よし、其處に見えて、姓氏錄に安曇宿禰、海神綿積豐玉彥神子穗高見命之後也とあると、書紀此段（一書）に、海神豐玉彥とあるとを、合せて見れば、此の綿津見神は、卽彼御禊段のなりけり、萬葉九（十八丁）詠浦嶋子哥に、海若神之宮乃内隔之細有殿爾云々、（此哥凡て此段の趣と似たることあり、考へ見べし）さて海神の宮は、海の底にある國なり、後世のなまさかしき說どもは古傳の趣にかなはず、佛書に龍宮と云る物あり、其說るさま、あやしきまで此段にいとよく似たる處あり、故書紀の口决纂疏などには、此海神宮を、直に龍宮とぞ云れたる、佛書を信める人は、然上客の語の別まへだになくて、彼所謂龍宮を主として云れたるなり、又漢籍にもをり〳〵、水神宮の事を云るありて其はたよく似たる故に、かにかくに此段は、異國書に依て、造れるものかと、疑ふ人あるなり、されどそはたゞ異國書をのみ信みて、皇國の古傳をば信ざるものなり、凡て皇國のは其書こそ後に出來つれ、其事は、神代より語傳へ來つるまゝなれば、こよなく古きを、異國の說どもは其書こそ、此方のよりや、先なれ、說る事は、己がさかしらのみ多く交て、古のまゝならねば、返りて皇國書より遙に後なり、然れば此段の傳說は、眞なり本なり、佛書の龍宮は、此綿津見神宮の事の上代におのづから、天竺などにも、かたはし傳はりたるに、種々の事を造加

の甍のさまを云るが如くにも聞ゆれども、然にはあらじ、さては所造と云るにうとし、）うつほ物語藤原君卷に、四面四町の殿に、面ごとに御門を建て、伊呂古の如くに造り重ねたるおとゞに云々、（おとゞは殿舍なり、）又梅花笠卷に、色々のあげはりを、伊呂古のごと打渡して、云云、などいへるも物の稠く重なり連れるさまの譬なり、（からぶみ楚辭の九歌、河伯篇に、魚鱗屋兮龍堂、注に、言河伯所居、以魚鱗蓋屋、堂畫蛟龍之文云々、形容異制、甚鮮好也云々、河伯水神也、故託魚龍之類、以爲宮室也といひ、また靈何爲兮水中、注に、言河伯之屋殊好如是、何爲居水中而沈沒也、また乘白黿兮逐文魚、また魚隣々兮媵予、注、媵送也言江神聞己將歸、亦使波流滔々來迎、河伯遣魚隣々侍從而送我也、など云る、凡て此段といとよく似たれば、如魚鱗造と云も、此文を取て書るかとも云べけれども、彼は直に魚鱗を以て屋を葺るよしなり此は其狀を譬へたるなれば、其趣異なるをや、なほ又凡ての事の似たることの論ひは、下にあり、）書紀に、其宮也、雉堞整頓、臺宇玲瓏、また城闕崇華、樓臺壯麗、などあるは、ひたぶるに漢文を餝れる物にて、さらに古言にかなはざることなり、宮室は、二字を美夜と訓べし、さて如字の上に、有字あるべく、若無くとも阿良牟と云言を讀附べきが如くなれども、上に將有味御路といひ、下にも有湯津香木と云れば、あまり同言の重らむを厭ひて、此はことさらに省けるならむ、さて有むと云ざれども其意と聞えて足はぬこゝちもせず、返りて語の勢宜くぞありける、○其は、曾禮と訓べし、上なる物を指て云言なり、書紀景行卷に、有女人曰速津媛、爲一處之長、其聞天皇車駕云々、また以討土蜘蛛、若其畏我兵勢云々、（凡て書紀は、つとめて漢文ざまに書れたるを、これらの其は、漢文

紀にも、道と書ずして、御路としも書る所以は、まづ常には、たゞ知と云べきにも、美知と云て、けぢめなけれども、美知はもと、道をほめて、御てふ言を添たる名なり、かくて此處は、甚善道なる由をいふ處にて、美てふ言、用有て重きが故に、本義の隨に書るなるべし、）○乘は、字のまゝに能理弖と訓べし、此道は、尋常の陸なる道にあらず、水中なる故に、乘と云る、おもしろし、（萬葉十一に、海原乃路爾乘哉云々とよめるは、海路を舟に乘を云るなれば、異なり、又靈異記に、乘路而行、時云々ともあるは、路のまに〳〵など云意にて、これも別なり、但し此も其に准へて、道のまに〳〵なども訓べきに似たれども、此記の例、まに〳〵と云むに、乘字など書べきに非ず、又書紀には、尋路とあれば、此も乘字は尋を誤れるにや、とも思はるれど、なほ然にはあらじ、）○往者は、伊麻志那婆と訓べし、凡て由伎坐と云べきを、伊麻須と云ること、古言に常多し、中巻（傳三十二）明宮段大御哥に、須久々々登、和賀伊麻勢婆、此餘萬葉に多く見えたるは、彼大御哥の下に引て、委云べし、○如魚鱗所造之宮室、魚鱗は伊呂古と訓べし、和名抄に、唐韻云、鱗魚甲也、文字集畧云、龍魚之屬、衣曰鱗、和名以呂久都、俗云伊呂古、字鏡には、鰭魚脊上骨、又伊呂己とあり、（和名抄に、伊呂久都と云るは心得ず、又伊呂古をば、俗云とあれど、俗には非じ、さて又これを、今は宇呂古と云、此宇と伊とは、何れか古ならむ、魚をも、中昔には伊袁と云れども、今は多く宇袁と云る、古言にも宇袁と云り、然れば鱗も、中昔にこそ伊呂古とのみ云へれ、古言は宇呂古なりけむも知がたし、されど古書に然云るを未見ざれば、姑和名抄に隨ひて訓るなり、）さて如魚鱗と云は、壯麗く大きなる宮の、殿門など、數多並立連りて見ゆる狀を譬へたるなるべし、（屋上

て、目の無きを云り、（中卷に八目之荒籠、書紀に大目麁籠、など云るは、目の麁きを云り、さて加多麻と云を、凡て籠の古名と心得て、右の麁籠などをさへに、アラカタマと訓は非なり、麁きをかたまとは云べき由なし、許と云ぞ、本より總名にはありける、筥と云も、布多許の切りたるにて、もと葢のある籠の名なり、これらにても、總ての名は許なりしことを知べし、）萬葉十二（九丁卅四丁卅九丁）に、玉勝間とあるも、此物なり、（和名抄に、周防國佐波郡勝間加都萬、讃岐國三野郡勝間加都萬、三代實錄卅七に、筑前國賀津萬神、萬葉十六に、勝間田池、これらみな、此物に因れる地名と聞えたり、加都麻と訓べきこと、これらにてもしるし、又式に紀伊國名草郡堅眞神社もあり、）さて和名抄に、唐韻云、籠竹器也、和名古、また四聲字苑云、笭箸小籠也、漢語抄云賀太美、とある賀太美は、加多麻の轉りたるなり、（古今集よりして後の哥などにも、皆加多美とのみよめり、さて小籠をしも加多美と云けむは、古と違へり、加多麻はもと、大きなるにも小きにも云りし名なればなり、）○小船とは、此は必しも船の形に造れりとには非じ、何物にまれ乘て水を行物を、船とは云るなるべし、書紀に以无目堅間為浮木、とあるも同じ、和名抄に、唐韻云、艇小船也、釋名云、一二人所乘也、楊氏漢語抄云、艇乎夫禰、○押流其船の其は、此と云べき處なり、故今は然訓つ、○差暫は、夜々志麻斯と訓べし、差を夜々と訓るは、萬葉七（二十七丁）にあり、暫は、同十五（十四丁卅一丁）に、思末志久母、十八（六丁）に、布禰之麻志可勢、などあるに依て訓つ、○味御路は、書紀に、可怜小汀ともありて、可怜此云于麻師、と注し、又可怜御路ともあり、甚善道と云むが如し、さて此に御路と書る、これ美知の本義なり、（此處にのみ、此記にも書

紀にに鹽土老翁、また一書に、鹽筒ともあり、(都知と都々とは、通音にて同じ、續紀廿九に、賀茂、朝臣鹽筒と云人名も見ゆ、)老翁とは、たゞ尊みても云稱なれど、凡て年老たる人ぞ、物をばよく知識ことなれば、此は實に翁にてもありけむ、(書紀に、有一長老とあるは、老翁てふ稱に就ての、例の撰者の文にてもあるべし、)さて神武卷なる鹽土老翁も、物知れる翁といふことなり、又事勝國勝長狹神をも、亦名鹽土老翁とあり、これも物知れりし神にて、此稱はありしならむ、(帳に、薩摩國穎娃郡枚聞神社あり、こは此段の鹽土神を祭れる社なりとぞ、今世に開聞が嶽と云これなり、)○虛空津日高の御事は、下に申すべし、○易鉤、此所いさゝか足はず、字の脱たるならむと、師は云れき、信にかくのみにては、互に鉤と鉤とを相易賜ひし如く聞えて、紛らはし、然れども字の落たる物とも見えず、本よりたゞ如是ぞ有けむ、さるは弓矢と鉤と易賜へるなれど、弓矢の事は、此に用なき故に略きて、一方のみを云るや、古文ならむ、○汝命は、那賀美許登と訓べきこと、上(傳七の初)に云るが如し、○爲は、美多米爾と訓べし、萬葉に、御爲と多く見ゆ、奉爲と書るをも、然訓ことなり、○議は、許登婆加理と訓べし、萬葉四(五十四丁)に、事計爲與、十二(十二丁)に、事計吉爲、此他も多し、○无間勝間は、麻那志加都麻と訓べし、无間は、書紀に無目と作る意なり、(間は借字、)加都麻は、堅津間の約まりたるにて、書紀には、即堅間とあり、(師は、此書紀の字に依て、勝間と書るをも、みな、加多麻と訓べし、と云れつれど、此記の字づかひ、加多に勝などは書ることなし、又次に引る如く、地名などにも、加都麻と云る多かるをや、然れば古加多麻とも加都麻とも云りしなり、)こは籠の、編る竹と竹との間の堅く密り

故、鉤

於是其弟。泣患居海邊之時。鹽椎神來問曰。何虛空津日高之泣患所由。答言。我與兄易鉤而。失其鉤。是乞其鉤故。雖償多鉤。不受。云猶欲得其本鉤。故泣患之。爾鹽椎、神。云我爲汝命作善議。即造无間勝間之小船。載其船以。教曰。我押流其船者。差暫往。將有味御路。乃乘其道往者。如魚鱗所造之宮室。其綿津見神之宮者也。到其神御門者。傍之井上有湯津香木。故坐其木上者。其海神之女。見相議者也。

訓香木云加都良

海邊は、宇美辨多と訓べし、書紀に海畔、古今集（戀三）に、世をうみべたに云々とあり、萬葉十二（廿丁）に、淡海之海、邊多波人知、後撰集にへたのみるめ、（萬葉十四に、宇奈比と云ることあり、凡て邊を比と云ること、山備濱備の類、古言に多し、然れば宇奈比は、海邊と聞ゆれども、又地名かの疑あり、此外に、正しく海邊を然云るを、未見ざれば、然は訓がたくなむ、）さて此は、海邊を先讀て、泣患を後に讀べき語のさまなり、（凡て上に云と、下に云とによりて、其言、重くも輕くもなることぞ、）〇鹽椎神は、一柱の神名には非ず、凡て物をよく知識る人を云稱にて、名義知識大都知なり、（大は、例の美稱、都知も、野椎神の處に云る如く、例多くして、美稱なり、）書

凡ての意は、山幸取の弓矢も、海幸取の鉤も、己が本より得たる幸取なれば、久しく易置べきに非ず、互に既に試つれば、今は己々本の如く返さむとなり、○强は、阿那賀知爾と訓べし、書紀に多く然訓り、(此言は、孔穿にと云ことゝなるべし、)○乞徵は、許比波多理伎と訓べし、萬葉十六(二十二丁)に、課役徵者、○破は夜夫理弖と訓べし、凡て夜夫流は、成の反對にて、壞字毀字などをも當たる、其意なり、斂をやぶるは、銷鑠を云、○五百鉤は伊富波理、○一千鉤は、知波理と訓べし、○償は、都具能比と訓べし、字鏡に、貳豆久乃布、また償還也復也報也、豆久乃布などあり、(償字書に、酬也とも、報也とも、還所直也とも注せり、)○猶は、左右に償ふを聽ずして、其は猶不欲、といふ意より云る言にして、押てひたぶるに乞意になるなり、(俗言に、是非とも、どう有てもと云意になるなり、さて物語文などに、物を彼此といろ〳〵に試み考へて、他は何れも宜しからず、猶此こそ宜しけれと、終に一に思定むる處に云る猶も、是なり、)また云、字の上にある意として、猶云と見ても通ゆ、(其時は、よのつねの猶なり、)○其正本鉤は、如能母登能波理と訓べし、(正字は、讀べからず、)下には其本鉤とあり、(書紀にも、故鉤とあり、)書紀に、始兄弟二人相謂曰、試欲易幸、遂相易之、各不得其利、兄悔之乃還弟弓箭、而乞己釣鉤、弟時既失兄鉤、無由訪覓、故別作新鉤與兄、兄不肯受而責其故鉤、弟患之、即以其橫刀鍛作新鉤、盛一箕而與之、兄忿之曰、非我故鉤、雖多不取、益復責、また一書に、時兄弟欲互易其幸、故兄持弟之幸弓、入山覓獸、終不見獸之乾迹、弟持兄之幸鉤、入海釣魚、殊無所獲、遂失其鉤、また一書に、時兄謂弟曰、吾試欲與汝換幸、弟許諾云々、俱不得利、空手來歸云々、故別作新鉤數千、與之、兄怒不受、急責

につりばりと云つれば、次々はたゞ波理と云ぞ、語の定まれる法なる。）○山佐知母云々、海佐知母云々、こゝの佐知も、皆幸取にて、其具を云ること、上に同じ、母は辭なり、己之は、人々の己々之なり、（俗言に、面々之、また手前手前之、など云が如し、火照命の自云、已にはあらず、）佐知佐知と重ね云は、凡て物を相對へて云ときの古言の格にて、山佐知の方は、海佐知に對へ、海佐知の方は、山佐知に對へて云るなり、さる例は、萬葉九　（三十三丁）　に、遠津國黄泉乃界丹、蔓都多乃各々向々、天雲乃別石往者、こは弟の身まかれるをよめるにて、只一人の事なるを、向々と重言る、これ此世に留れる吾身に對へてなり、又古今集戀哥に、思ふどち一人々々が戀死なば、誰によそへて藤衣著む、此は思交せる男と女の中に、何方にまれ、一人が若戀死なば、と云意なるを、一人〳〵と云る、此も今一人に對へてなり、（竹取物語に、一人々々に逢給へ、此も幾人もある中にて、何れにまれ一人と云るにて、其餘の人に對へて云り、大和物語に、一人々々に逢なば、これも同じ、源氏物語若菜に、一人々々罪なきときには、椎本に、一人々々なからましかば、などあるも、皆二人の間にて、何方にまれ一人にて、今一人に對言り、今世の心以て思へば、一人々々は、一人毎と云が如く聞ゆれども、然に非ず、又からぶみ禮記曲禮に、二名不偏諱と云る、二名とは、二字の名を云り、こは二字の名の中にて、上字にまれ下字にまれ、離して一字は諱ずと云ことなるに、偏をヒトツ〳〵と訓るも、古言の例によく當れることなり、大かたこれらを以て曉るべし、）山佐知母海佐知母、己々之佐知々々と見れば、早く心得らるゝなり、○今は伊麻波と訓べし、（俗言に母波夜と云に當れり、）○各は、此は淤能淤能と訓て宜し、さて此處の語の

とは、上に出たり、(傳十四大國主神禱言の下) 萬葉五 (二十三丁) に、多良志比賣、可美能美許登能奈都良須等、美多々志世利斯、伊志遠多禮美吉、和名抄に、聲類云、鉤、設鉤餌取魚也、和名都理、字鏡に、釣伊乎豆留、○都は、加都豆と訓べし、萬葉四 (四十三丁) に、花勝見都毛不知戀裳摺可聞、十 (十九丁) に、木高者曾木不殖、十三 (二十四丁) に、戀云物者都不止來、(此都は、今本には、スベテと訓れど、四巻なるに效て、カツテと訓べし、) ○不得一魚は、比登都母延賜波受と訓べし、(漢文ざまに一魚とは書たれど、魚は上にあれば、又讀むは煩し、) ○鉤は都理婆理と訓べし、(書紀にて、此段の鉤字を、みな知と訓て、古名と心得、或は其知を、都理婆理の切まりたる名なりとするなどは、ひがことなり、そもそも之を知と訓ることは、もと彼紀に、踉蹡鉤、此云須々能美膩、などあるより出て、又此記に、海佐知などある知をも、鉤と心得、彼此を以て、まぎれ誤りたるものなり、かの須々能美膩などの膩も、鉤字にあたりたる言にはあらず、其由は、下に委云べし、) 波理と云は、もと物縫針の名にて、其を曲て、釣に用ふるを、釣針と云なり、(書紀神功巻に、勾針爲鉤、とあるが如し、或人、翻譯名義集に、婆利翻曲鉤、と云るを引て、波理は梵語なりと云るは、本末を辨へざるひか説なり、曲鉤は、波理の本義に非れば、末の自似たるにこそあれ、) さて此鉤の下に、佐閇と云辭を添て讀べし、魚を得給はざるのみならず、鉤をさへ失ひ賜ふなり、(書紀には此處に、兄命の山に入て、獸を獵れるに、其も得ざりし事もあるを、此記には、たゞ海の方の事のみを云るは、山の方の事は、用なき故に、畧けるなるべし、) ○失海、失てふ言は、萬葉十五 (三十四丁) に、安我之多其呂母、宇思奈波受、○乞其鉤、この鉤は、たゞ波理と訓べし、(初

むと云意ならでは、聞えぬ事ぞかし、）○不許は、由流佐邪理伎と訓べし、(師は、ウ。ナ。ヅ。ル。サ。ヾ。リ。キ。と訓れき、書紀に、不聽などを然訓り、此も古言とは聞ゆれども、たしかなる例を未見ず、由流須と云言は、武烈紀平群臣鮪の哥にも有て、慥なり、）○纔は、事の、かつ〳〵に、始めて其處に及びたる如き意にて、(纔字の注に、一入色之淺也とも、始也とも、甫爾也とも見え、また僅字の注に、纔能也ともある、よく叶へり、此意より轉りて、少許のことをも、和豆加といへども、此は其意にはあらず、）此は、三度まで乞賜へども、許さぬを、なほ強て乞て、辛くしてかつ〳〵に易賜ふを云なり、(俗言に、やう〳〵と易たりと云意なり、）○得相易は、延加幣賜比伎と訓べし、得を延と先讀べき由は、上(傳十二幸魂奇魂の段)に委曲に云り、さて此幸取易の事、此記にては、弟命の御方より乞賜へるなり、書紀は、本書及一書にては、兄弟互に相語らひて、易給へるなり、又の一書にては、兄命の方より乞賜へるなり、此、三の傳の中に、兄命の方より乞賜へるぞ、此段の終までの趣に、よく叶へりける、なほ其傳には、はじめに、兄則毎有風雨、輙失其利、弟則雖逢風雨、其幸不惑とあれば、易てむと所欲る由縁さへ知られて、いよゝ明らけし、然れば、此記の傳へは、紛ひ誤れる物なるべし、○海佐知、これも海にて幸を取る具をいふこと、上に同じ、(これ又佐知をたゞ幸の意とするときは、以海佐知釣魚と云こと、聞えがたし、）書紀に、弟持兄之幸鉤入海釣魚、また弟取兄釣鉤入海釣魚、などあると、照して知べし、(師は、此記にも、佐知の下に鉤字脱たらむ、と云れつれど、其は佐知を、たゞ幸の意に見られたるからなり、幸取の意と見るときは、鉤といはざれども、鉤のことになるなり、）○釣魚は、那都良須爾と訓べし、魚を那と云こ

また一書に、兄火酢芹命、得山幸利、弟火折尊、得海幸利、（此は海と山とを、相誤る傳へなり、）○各は、師の加多美邇と訓たる宜し、互になり、此言、欲用と云までへ係れり、○欲用は、母知比弖牟と訓べし、（舊印本などに、欲字なきは、わろし、今は眞福寺本延佳本などに依れり、）用の假字は、源仲正家集に、元日戀、千代までも影をならべて逢見むと祝ふ鏡の用ひざらめや、（夫木集卅二に載れり、又後なれど、藤原經衡家集にも、此同人宇治殿にて、餅をおこすとて、肴には何もあれども此中に心につかば是を用ひよ、かへし、君が代を心用ひのうれしきはいかなる人のなさけなるらむ、）と餅に云かへたるに依て定めつ、（仲正は、後撰集の作者なれば、いまだ假字の亂れざりしほどなり、もちひもちふもちふると活用く言にて、戀強など、同格の活きなり、）さて此の佐知も、（下なるも皆同じ、）上の海佐知山佐知の佐知と同くて、幸取ながら、上なるは幸を取人を指て云、（又毘古とつゞければ、取は、たゞに取事を指としても可し、さて其人を指て、某取と云例は、水取楫取などのたぐひなり、此例なほ他し言にも多かり、）此處なるは、幸を取具を指て云るなり、（欲用とあるを以て、其具を指て云るなることをさとるべし、）凡て用の言の、其具の名ともなれる例多き中に、火を取器を、火取と云など、（和名抄に、薫爐比度利、）正しく同じ、然れば海幸取彦の幸取は、海にして魚を取具にて、釣鉤などなり、（即書紀に、幸鉤ともあり、幸取鉤なり、）山幸取彦の幸取は、山にして獸を取具にて、弓矢などなり、（即書紀に、幸弓ともあり、幸取弓なり、）さて佐知と云ことを、幸とのみ心得てはたがふと云こと、此にて知べし、書紀に、欲易幸と書れたれども、幸を易とては、文字のうへ聞えがたし、取幸具を易

得ては、下に至りてかなはぬことあり、其由は其處に云べし、)佐知は、幸取にて、伎を省き、登理を切めて、知と云なり、(登理を知と云例多し、)さてまづ幸とは、凡て身のために吉き事を云、(福字をも書り、)此にては、海にて諸魚を得るを、海佐伎と云、山にて諸獸を得るを山佐伎と云、凡て物を得るは、身のために吉事なる故に、幸と云なり、さて其海山の佐伎を取賜ふを以て、幸取彥と申せるなり、次の文に、取鰭云々、取毛云々、とある取を思ふべし、萬葉一(二十六丁)二(四十四丁)六(十四丁)などに得物矢、(此をトモヤと訓るは誤なり、師のサツヤと訓れたるぞ、よくあたれる、)五(九丁)に佐都由美、三(十八丁)に山能佐都雄、十(三十九丁四十丁)に薩雄、又(五丁)佐豆人、などある佐都も、佐知と同じ、薩摩てふ地名も、此幸取彥たちの、住給へりしにぞ因つらむ、日本紀竟宴歌に、火遠理命を夜麻讃智比胡とよめり、〇鰭廣物鰭狹物は、上に出、(傳十六猿田毘古神の下)〇毛麁物毛柔物は、氣能阿羅母能、氣能爾古母能と訓べし、(廣瀨大忌祭辭に、和支物荒支物とあるに依て、伎を添て讀は、中々にわろきこと、上に云るが如し、)諸獸を云る古の雅言なり、氣母能又氣陀母能も、毛を以て云る名にて同じ、(和名抄に、獸を介毛乃、畜を介太毛乃と分たるは、いかなる由にか、介太毛乃も、毛津物とこそ聞えたれ、)書紀保食神段に、又嚮山、則毛麁毛柔亦自口出、龍田風神祭祝詞に、山爾住物者、毛乃和物毛乃荒物、(遷却祟神祝詞にもかくあり、)道饗祭祝詞に、山野爾住物者、毛能和物毛能荒物など見ゆ、書紀に、兄火闌降命、自有海幸、弟彥火々出見尊、自有山幸、一書に、兄火酢芹命、能得海幸、故號海幸彥、弟彥火々出見尊、能得山幸、故號山幸彥、兄則每有風雨、輙失其利、弟則雖逢風雨、其幸不忒、

古事記傳十七之卷

本居宣長謹撰

神代十五之卷

故火照命者。爲海佐知毘古(此四字以音下效此)而。取鰭廣物鰭狹物。火遠理命者。爲山佐知毘古而。取毛麤物毛柔物。爾火遠理命謂其兄火照命。各相易佐知欲用。三度雖乞。不許。然遂纔得相易。爾火遠理命。以海佐知釣魚。都不得一魚。亦其鉤失海。於是其兄火照命乞其鉤曰。山佐知母己之佐知佐知。海佐知母己之佐知佐知。今各謂返佐知之時。(佐知二字以音)其弟火遠理命答曰。汝鉤者。釣魚不得一魚。遂失海。然其兄強乞徵。故其弟破御佩之十拳劒。作五百鉤雖償。不取。亦作一千鉤雖償。不受。云猶欲得其正本鉤。

海佐知山佐知は、直に宇美佐知夜麻佐知と訓べし、(海之山之と、之を添るはわろし、)下なるも皆同じ、書紀に、海幸山幸と書て、幸此云左知とあれども、幸の意のみには非ず、(幸とのみ心

古事記傳十六之卷終

處云るか如し、考合すべし、然るにこれらの富々を、書紀の字に依て、火の意とするは非なり、火折こそ、生坐る時の火に因れる御名なれ、此、亦御名は、天津日嗣しろしめしての御稱名にて、彼火に因れることには非ず、故此記に、火照火須勢理火遠理と、火に因れる御名には、皆火字を書るに、同じつゞきにて、此御名のみは、穗字を書て、別たるを以ても知べし、但書紀には、或は彦火火出見尊とのみありて、火折てふ御名をば出さず、或は出しながら、亦御名とせるなどは、火々出見と申す方を、火明など、並べて、火の義に取れる傳へなり、されど其はもと混ひつるものにて、正しからず、此記及一書に、火折尊亦號彦火々出見尊とあるぞ、正しかりけり、)手は根に通ひ、見は耳と同くて、並美稱なり、手てふ例は、八嶋手(須佐之男命の御子にて、書紀に見ゆ、)などあり、又宇麻志麻遲命を、書紀には可美眞手とあれば、手は遲と通ふにもあるべし、其も同く美稱なり、(根又遲などの稱名の例は、常多し、又見耳の事は、傳七男御子女御子御詔別の段に委く云り、)手見と連ける例は、浮穴宮御宇天皇の御名、師木津日子玉手見命これなり、(さて書紀に、火折の命と彦火々出見尊とを、二柱としたる一書あり、そはいたく異なる傳へなり、又火夜織命次彦火々出見尊とあるもあり、火夜織は火折なれば、是も二柱とせる傳へなり、又火折彦火々出見尊と、二の御名を、一に連ねて擧たる傳もあり、)さて白檮原宮御宇天皇をも、彦火火出見尊と申せるよし、書紀に見えたり、天津日嗣に由ある稻穗を以て、美稱奉れる御號なる故に、又傳へ負賜へりしなり、

初起時に生坐る御子の御名にしも、此字を當られたるは、進昇ると、衰降ると、反對の違ひなるをや、）○火遠理命、これも火之と訓はわろきこと、上の二柱に同じ、此は火の衰へたる時に、生ませる故の御名にて、火弱りの義なり、書紀一書に、火夜織命ともあるを以て知べし、（本與を切むれば、本となり、和と袁と通ふ例は、たわやめたをやめ、たわむとをむ、たわゝとをゝ、わなゝくをのゝくなどのごとし、但し折と織と、袁淤の通ひたる例はめづらし、）又一書に、次避火炎時生兒、火折彦火々出見尊、また一書に、次火炎衰時躡誥出兒、亦言吾是天神之子名火折命、などもあり、さて右の三柱の中に、終に火の衰へたる時に生坐る御子しも、天津日嗣を所知看しけることは、如何なる故にか、知がたけれど、こゝろみに云ば、此御子等は、父尊の御疑を明め奉むとして、かく火中に在て生産るを、初に火の發れるほどは、御疑いまだ明ざるべく、熾に燃るほども、なほ燒む燒けじは、未定めがたかるべきを、其火既に盛過て、衰る時に至りてぞ、御母も御子も、終に所燒坐ざることと定まりて、實に天神の御子に坐徵驗は明らかなりける故に、終りに生坐るが貴きことわりならむか、（かの伊邪那岐大神の、阿波岐原の御禊の時も、最後に生坐る三柱御子ぞ、殊に貴く坐ける、其も漸に穢の除りて後、清明かりしことと、此もこゝろばへ似たり、）○天津日高は、父尊の御名にて、（傳十五の初に出、）傳へ負賜へるなり、○日子穗々手見命、穗々は稻穗にて、即字の如く、重ね云るか、又大穗にてもあるべし、（大を、意を省きて、富と云る例、傳七、忍穗耳命の處に委云るがごとし、）穗々と云例は、書紀一書に、邇々藝命を、天之杵火々置瀨尊ともあり、此火々も、稻穗に依れり、（稻穗は、天津日嗣に、重き由縁あること、上に處

命、次云々）とあるは、此記と、此神の生坐る次第も違ひ、又隼人祖も異なり、されどその生坐る次第に就て、第一なるが隼人祖なることは同じきなり、又一書には、此御兄弟を、火酸芹命と火折尊と二柱として、火明命無きは、火酸芹と火明とをば、同神とせる傳なり、（又一書に、火折命と火々出見尊とを、別神としたる傳もあれば、此火酸芹と火明も、或は一神とし、或は二神として、其生坐るついでも、互に前にも後にもなれるなり、）かゝれば此二柱の間に、此隼人祖の錯のあるは、かた〴〵由あることなりかし、○火須勢理命、これも火之と訓はわろし、（其由は上に云るが如し、然るに書紀の訓注に、火闌降此云褒能須素理、とある、能字は、後の訛訓に耳なれたる人の、さかしらにかへたるなるべし、又姓氏錄にも、富乃須佐利ともあれど、是もいかゞ、同書の二見首條に、富須洗利命とあるぞ、正しかりける、）此は火の熾に進み燃る時に生坐る故の御名なり、書紀一書に、次火炎盛時生兒火進命、又曰火酸芹命、また一書に、次火盛時蹋詰出兒、亦言吾是天神之子名火進命、とあるを以て心得べし、須勢理は（須素里須佐利も皆同言）進と同意なり、萬葉十七（四十丁）に、越國立山長哥に、之良久母能知邊乎於之和氣、安麻曾々理、多可吉多知夜麻とある、安麻曾々理も、此山の甚高くして、天に進み登る狀なるを、思ひ合すべし、（俗に、人の心の浮立進むをそゝると云も同じ）然るを書紀に、此御名を、火闌降とも書れたる文字は、撰者の誤にぞありける、（其故は、此神の生坐るは、始起烟末とも、焔初起時とも、また火炎盛時ともあれば、此御名は、闌降の意なるべき由なし、闌は、衰也とも、殘也とも注せる字なれば、一書に、次火炎衰時云々名火折命とある火折にこそ、よくかなふべき字なれ、然るを

見えたる、彼處に委曲に云べし、阿多君は、(多、清て讀べし、濁るは非なり、) 地名に由れる、書紀海神宮段に、其火闌降命即吾田君小橋等之本祖也、(上には是隼人等始祖也と云て、此には又如此云る、同本書の內にて、前と後と違ひあるはいかにぞや、小橋の事は、中卷白檮原宮段、傳廿の初に云べし、) 姓氏錄に、(右京神別) 阿多御手養、火闌降命六世孫、薩摩若相樂後也また、(山城國神別) 阿多隼人、富乃須佐利乃命之後也と見え、續後紀に、承和三年六月、山城國人右大衣阿多隼人逆足、賜姓阿多忌寸、など見えたり、(これら隼人の國より上りて、皇朝に仕奉れるが子孫の、京畿に遺り住るなり、大衣の事は、傳十七火照命奉仕の段下に云り、さて火闌降命の後は、右の外にも、大和國に二見首大角隼人、津國に日下部、和泉國に坂合部など、姓氏錄に見えたり、) さて火照命は、廣く隼人の祖と聞えたるに、分て阿多君の祖としも云るは、隼人の諸姓の中に、殊に顯れたる氏にこそありけめ、(或說に、此の隼人阿多君を、隼人と阿多君と二とし、又は、隼人國の阿多君と見たるなど、皆わろし、たゞ阿多君は、隼人なる故に隼人とは云るなり、) さて阿多てふ地は、和名抄に、薩摩國阿多郡阿多鄕あり、是なり、(此名今も存り、) 書紀に、吾田長屋笠狹之碕、神武卷に、日向國吾田邑 (古は薩摩までかけて、日向國と云しこと、上に云るが如し、日向國臼杵郡英多あれど、其にはあらず、) などある、皆此地を云り、天武紀持統紀などに、阿多隼人とあるは、此地の隼人なり、(又持統紀に、六年閏五月詔筑紫大宰率河內王等曰、宜遣沙門於大隅與阿多可傳佛敎、) さて書紀に、始起烟末生出之兒號火闌降命、是隼人等始祖也、次云々、次生出之兒號火明命、(一書には、焰初起時共生兒號火酸芹命、次火盛時生兒號火明

とも云は、波伊登と云たぐひなり、） 隼人と云者は、今の大隅薩摩二國の人にて、其國人は、絕れて敏捷く猛勇きが故に、此名あるなり、（古言に、猛勇きを波夜志とも登志とも云へれば、波夜と云に、猛勇き意もあるなり、隼字を書ことは、迅速きこと、此鳥の如く、又波夜夫佐てふ名も合へればなり、） 景行仲哀の御世のころ、熊曾と云し者も是にて、即其國を熊曾國と云き、（熊曾國の事は、傳五大八嶋成出の段下に云り、） 又其を隼人國と云るは、續紀二に、大寶二年、先是征薩摩隼人時云々、唱更國司等（今薩摩國也） 言云々とある唱更これ隼人なり、（拾芥抄改名所々部に、薩摩國元唱更とあり、職員令隼人司義解に、隼人者、分番上下、二年爲限云々、とある意を以て、其ころ唱更とは書たりしなり、今薩摩國也とは、續紀撰ばれし時の注なり、） 萬葉三（十五丁） に、隼人乃薩摩乃迫門、六（二十二丁） に、隼人乃湍門、など云るも、國名なり、（書紀孝德卷に、薩麻之曲、右に引る續紀に、薩摩隼人、萬葉に、薩摩乃迫門、などある薩摩は、國名には非ず、隼人國の中の地名なり、後まで薩摩郡あれば、其あたりの名にぞ有けむ、） 其を薩摩國とは、後に改められたるなり、（さて隼人とは、今の大隅薩摩二國の人を云る中にも、隼人國と云しは、今の薩摩國の域なるべし、大隅は、和銅六年に、日向より分れたる國なればなり、但し上古には、薩摩までかけて、日向國とも云しかば、其中に、薩摩より大隅かけてを、殊に隼人國と云しにもあるべし、さて國名の薩摩と改まりしは、大寶より靈龜までの間なるべし、其故は、右に引る大寶二年の紀には、唱更國とありて、養老元年の紀に、始めて大隅薩摩二國隼人とある、此薩摩は、既に國名なればなり、） なほ此隼人の、皇朝に仕奉る事などは、傳十七海神宮段の末に、其由緣の

次火盛時云々、次火炎衰時云々、次避火熱時云々など、一柱毎に、生坐る時の火の狀を、別て云るに就て、准へ見れば、此記は、たゞ火照命の生坐る時の狀をのみ云て、次の二柱には、火の事を云ざるは、事足らず、脫たる如く聞ゆめれど、よく考ふれば然らず、此記は、書紀の如く各別ては云ず、三柱を惣て云る物にして、盛とは、必しも初起時と、衰れる時とに對へて、云るには非ず、書紀なる盛とは異なり、此字に泥みて、勿思ひ惑ひそ、)さて然廣く云る中に、其火の初起れるほどと、中ごろ盛なるほどゝ、後衰りたるほどゝの次序ありて、三柱は生坐るにて、書紀の傳へは、其狀を細く云るものなり、〇火照命、本傳理と訓べし、本能弖流と訓はわろし、(此御兄弟三柱の御名、皆直に火某と訓べし、之を添べからず、此記には、火之と之の添たる名には、火之夜藝速男、火之炫毘古、火之迦具土など、皆之字あるをや、又照も、弖流とは訓まじく、必弖理なること次の火須勢理火遠理の理の例を以て知べし、)さて此は、初に火の燃起て、照明れる時に生坐る故の御名なり、書紀一書に、初火燄明時生兒、火明命、又一書に、其火初明時、蹈誥出兒、自言吾是天神之子、名火明命、とある、即此御子にて、照と明とは、同意なり、(書紀には、みな火明命とのみありて、火照命と云る傳へは無きは、彼天忍穗耳命の御子、尾張連祖なる天火明命と、混ひつるなり、故此段の火明命を、本書には、尾張連等始祖也とあり、そはいよいよ混亂たるものなり、然れば、此御名は、此記に火照とあるぞ、正しかりける、)〇隼人阿多君之祖、隼人は、波夜毘登と訓べし、和名抄にも、隼人司波夜比止乃豆加佐とあり、(後世に波伊登と云は、夜毘は伊と約まれども、なほ訛なるべし、又書紀の訓などに、ハイトンとあるは、いよゝ、正しからず、又今世に波夜登

は、眞福また福ともあり、此ほか幸眞幸と、いと多く見ゆ、○八尋殿は、上（傳四美斗能麻具波比の段下）に出たり、無戸とは、土以て塗塞ぎたる上を以て云なるべし、（書紀には何れの傳にも、土以て塗塞ぐ事は見えず、たゞ無戸室とのみあり、これ無戸室と云ば必塗塞ぎたる室にて、今の世俗に牟呂と云物のさまなるべし、故塗れることをば、殊に云ざるなるべし、）初より出入べき口のひたぶるに無くてはあるまじければなり、○土は波迩と訓べし、塗るは必埴土なるべければなり、○塞は布多岐と訓べし、かく塗塞ぎ給ふ故は、火を避て外へ遁出べき由無かるべく構へたるなり、○方産時は、宇麻須登伎爾阿多理弖と訓べし、○以火著其殿は、其殿爾肥袁著弖と訓べし、（火を、師の、すべて皆本と訓れたるは、一偏なり、）其は外をば塗塞ぎて、内より放るなり、書紀に、故鹿葦津姫忿恨、乃作無戸室、入居其内、而誓之曰、妾所娠、若非天孫之胤、必當燋滅、如實天孫之胤、火不能害、即放火燒室、一書に、吾所娠、是若他神之子者、必不幸矣、是實天孫之子者、必當全生云々、などあり、又一書に、一夜有身、遂生四子、故吾田鹿葦津姫抱子而來進曰、天神之子、寧可以私養乎、故告狀知聞云々ともあり、○其火盛燒時、盛燒は、麻佐加理爾毛由流と訓べし、火の燒る時に當りてと云むが如し、書紀に、顧眄之間、此云美屢摩沙可梨爾と見え、（間字、麻沙可利てふ言にあたれり、）又方産ともあり、（麻と美と同じ、萬葉七に壯子時、）これらの如し、然れば此は、三柱御子の生坐る時を、廣く凡て云るにて、火折命の生坐るまでに係れる言なり、（火照命一柱の生坐る時のみを、分て云にはあらず、然るに書紀には、始起烟末生出云々、次避熱而居生出、あるひは熘初起時云々、次火盛時云々、あるひは其火初明時云々、

勢理命。須勢理三字以音　次生子御名火遠理命。亦名天津日高日子穗穗手見命。三柱

參出は、邇々藝命の御許に詣るなり、萬葉十八（二十七丁）に、麻為泥許之、廿（三十二丁）に、麻為弖枳爾之乎、などあり、（麻宇傳と云は、音便にくづれたる言なり、）〇臨產時は、古宇牟倍伎時爾那理奴と訓べし、〇佐久夜毘賣とは、其名を呼出て、嘲り賜ふなり、〇一宿哉妊は、比登用爾夜波良米流と訓べし、一夜にて妊めるかと、嘲りて詔へるなり、書紀一書に、天孫見其子等嘲之曰、研哉、吾皇子者、聞喜而生之歟とあると、意ばへ同じ、（また皇孫未之信曰、雖復天神、何能一夜之間令人有娠乎、とあるによらば、ヒトヨニヤハラマムと訓べけれど、もし其意ならば、一宿妊哉と書べきを、哉字、妊の上にあるは、其意とは少し異なるべし、）又同書に、天孫報曰、我知本是吾兒、但一夜而有身、慮有疑者、欲使衆人皆知是吾兒、幷亦天神能令一夜有娠云々、故有前日之嘲辭也とあるも、一の傳なるべけれど、此は然らず、只實に疑ひて詔へるものとすべし、書紀雄畧卷に、童女君者本是采女、天皇與一夜而娠、遂生女子、天皇疑不養云々、物部目大連曰、此娘子以清身意、奉與一霄、安輙生疑、臣聞易生腹者、以褌觸體、即便懷娠、況與終霄而、妄生疑也、天皇命大連、以女子為皇女、以母為妃、〇產不幸は、宇牟許登佐伎加良士と訓べし、眞福寺本延佳本には、產の下に時字あり、其も佳し、さて此次なる幸は、佐伎加良牟と訓べし、幸とは、無恙く平安なるを云り、萬葉五（三十一丁）に、佐伎久伊麻志弖、十三（十丁）に

日子穂々出見命は、坐高千穂宮五百八十歳とあれども、これなほ不長りしなり、さて同じことながら、短しといはずして、不長と云るは、天照大御神の皇統を承傳へ坐て、天津日嗣所知着天皇に坐ませば、大御壽は、必長かるべき理なるに、と云意を含めり、(書紀に、世人短折とあるも、人代の中にての短命なるを云には非ず、神代の長壽かりし時に比べて云るなり、さて此記などには、天津神御子の御命を詛ひたるばかりにて、諸人の命までを詛ひたる由には非れども、天皇の御命の長く坐ざるうへは、天下にあらゆる人の命も、隨ひて短きは、本より然るべきことわりなりかし、さて書紀の纂疏に、皇胤蒼生短壽者、謂定業不可轉也、豈由磐長姫之詛乎とあるは、いと〳〵心得ず、そも〳〵神御典を説とて、其古傳にはよらずして、由なき異國の説を信じ給へるは、いかに惑ひ給へるひがことぞや、萬國の人の命の、神代の如く長からざることはもはら此時の詛に由るものなり、)

故後木花之佐久夜毘賣。參出白。妾妊身。今臨產時。是天神之御子。私不可產。故請。爾詔。佐久夜毘賣。一宿哉妊。是非我子。必國神之子。爾答白。吾妊之子。若國神之子者。產不幸。若天神之御子者。幸。即作無戸八尋殿。入其殿內。以土塗塞而。方產時。以火著其殿而產也。故其火盛燒時。所生之子名火照命。此者隼人阿多君之祖。次生子名火須

二丁)に、玉梓之妹者花可毛足日木乃此山影爾麻氣者失留、などよめり、能微は、而已にて、御世御世の天皇、何れも皆然而已坐て、然らざるは無らむと云意の而已なり、○至于今とは、此宇氣比言の驗の、遠き代まで延及べることを云るなり、○天皇命、かくの如く命字を添ても書奉れること、出雲國造神賀詞にも、二處あり、續紀の(一の卷三の卷など)詔詞の中などにも見えたり、三字を須賣良美許登と訓べし、儀制令義解に、須明樂美御德、(此假字は、異國人に示さむために書れたる物と見えて、好字のかぎりをあつめたるほどに、御字など、清濁さへ叶はず、此字に據て、許を濁るはひがことなり、なほ此假字の事は、馭戎慨言に云り、)書紀竟宴歌に、數女良美己度(又須女羅乃支美とも、數梅羅機濔ともよめるあり、)などあり、須賣とも、須賣良とも、須賣良藝とも申奉れり、須賣良朕と、御自も詔へり、(續紀十の卷の詔に、高天原由天降坐之天皇御世始而とあるは、邇々藝命をも、天皇と申せるなり、さて天皇字を當奉りしも、いと上代よりの事と見えたり、若は仁德天皇などの御世に、和邇などの如き博士の、申定奉しにやあらむ、さるは漢國孔丘が春秋に、かの王を天王と書るなどに本づきて、皇に天字をば冠へ奉りけるなるべし、彼國にても、遙の後に、唐高宗が時に、天皇と云號を、新に立たることありしかども、末とほらざりしを、たゞ吾須賣良尊の此御號ぞ、眞の理にかなひて、天地のかぎり、竪にも横にも往通り足はして、動くことなく、變ることなき大御號にはありける、)○御命不長也、そも〳〵上代の天皇等は、百歳に多く餘らせ賜ふが、あまた坐ましけるは、人代にては、御壽長かりしなれども、神代の人の壽の、なほこよなく長かりし時を以て云へば、甚く短きなり、此詛の後、

唯弟獨見御故、其生兒、必如木華之移落、一云、磐長姫恥恨而唾泣之曰、顯見蒼生如木華之俄遷轉當衰去矣、此世人短折之緣也、(此詛を、石長比賣の自の言とせるは、此記と傳の異なるなり、)とあると相照して考るに、阿摩比は、脆く不堅固き意と聞えて、(或說に、脆弱也と云る、然ることなり、)甘と同言なり、(花の脆く移ひ落る類のことを、阿麻と云る例は、いまだ見あたらざれども、物の堅固からぬを、あましと云ることは、漢ぶみにも、莊子天道篇に、斲輪徐則甘而不固、注に、甘緩也、など云り、今の俗語にも多く云ことなり、甘い事をいふ、甘い事では行ぬ、甘い奴ぢや、などの如し、又人の身の病無く健なるを、堅いといひ、病ありて弱きを、柔なといふ、此柔も、甘きに近し、又天の清く晴て、雨のふるべきけしきのさらに無きを、日よりの堅いと云、堅からぬを、甘いと云り、これらみな、脆く不堅固きと、其意遠からぬことなり、)小兒に髮固し髮甘しと云言のあるは、正しく此の意にあたれり、さて甘は、甘し甘く甘きなど活用く言なるを、比としも云るは、其甘き狀を云る辭か、(されど此と同格に活用く言に、比と云る例は、をさ〳〵おぼえず、若くは味に阿治波比、業に那理波比など云たぐひの、波比の切まりたるか、)はた異意あるか、此はなほよく考ふべし、(さきには、此比は、濁る音に讀て、荒きを阿良備と云と同格にて、夫流と活用く備ならむと云つるを、さては言の意はよく聞ゆれども、なほよく思ふに、清音の比を用ひたるは、其意にはあらじ、比と毘とは、互に寫誤れる例もあれば、さも云べきなれど、荒備の類には、記中、備字をのみ用ひて、毘を用ひたる例は見えず、)萬葉五(三十八丁)に、水沫奈須微命母、(此微命を、アマキイノチとも訓べし、)六(四十三丁)に、春花乃遷日易、七(四十

萬葉六に、春草者後波落易巖成常盤爾座貴吾君、月次祭又神嘗祭祝詞に、御壽乎、手長乃御壽止、湯津如磐村、常磐堅磐爾、これらも然なり、○佐久夜毘賣、こゝの毘字、諸本に比と作れど、今は一本に依れり、(此御名、前後なる皆毘とありて、比にあらず、) ○如木花榮、榮、佐加延は咲光映にて、(伎波は加と切まる、) すなはち御名の佐久夜これなり、(上に云る佐久夜の義と、考合すべし、さて榮とは、花を本にて、他物にも云言なり、上巻沼河比賣の哥に、阿佐比能惠美佐迦延と、朝日にも、人の顏にも云り、さてその惠牟と、花の開と、共に咲字を書ならへるも、榮は咲光映にて、同意なるが故なり、) 萬葉二 (三十五丁) に、木綿花乃榮時爾、七 (十丁) に、安志妣成榮之君之、また三に、青丹吉寧樂乃京師者咲花乃薫如今盛有、などもあり、佐加理も、もと咲の延たる言にて、咲光映たるを云なれば、榮と同じ、○宇氣比は上に出、(傳七御誓約の段) ○此令は、姑く加々流爾伊麻と訓つ、(かくの如き處に、此と云るは、めづらし、爾字に准へて、許々爾とも訓べけれど、然訓むよりは、加々流爾と訓むぞ、まさるべき、) 加々流爾は、如此有になり、令は、今字を誤れるなるべし、(今既不然と、書紀にあるにあたれり、) ○木花之は、此は木花の如くと云意なり、(某之と云て、某之如くと云意なる、古語に常多し、) ○阿摩比能微は、微字は、諸本並徵と作るは、決く誤なり、(此記は更にもいはず、凡て古書に、徵字を假字に用ひたる例なし、且徵字ハ、チヨウの音なり、チといふ音はたゞ、宮商角徵羽などの時のみなるを、いかでかチの假字には用ふべき、) 舊事紀舊印本に、微と作るぞ正しかりける、故今は然改めつ、さて書紀に、故磐長姫大慙而詛之曰、假使天孫不斥妾而御者、生兒永壽、有如磐石之常存、今既不然、

闕る言なり、(是はた風ふけどもと切て、恒石と心得ては違へり。) ○常堅不動、此四字を、登伎波爾加伎波爾と訓べし、登伎波は、常石の切れるにて、(即常に常磐と書り、許伊は伎と切まる。) 萬葉六にすなはち、人皆乃壽毛吾毛三吉野乃多吉能床磐乃常有沼鴨とあり、(床は借字なり。) 加伎波は、堅き石の、多の省かりたるなり、(又加多を切めても、加となる伊は伎の、韻にあれば、省くこともとよりなり。) 書紀雄畧卷に、堅磐此云柯陀之波とあり、さて此に、たゞ常堅と書て、二共に石字を畧けるは、上に既に如石とあればなり、(こは漢文の方の字面を思へるものなり。) 又不動、二字を添たるも、意を以てなり、(延佳本には、常石堅石不動とあり、こは舊事紀にかくの如くあるに依て、さかしらに、二の石字を加へたるものなり、諸本に石字あるはなし、眞福寺本に、常の上に一石字あれど、其は上なる石字よりまぎれたる衍なるべし、もし常の下なりしを、誤て上に書るならば、堅の下にもあるべきに、堅の下にはなければ、然にはあらず、又師は、不動を別に、ウ゜ゴ゜カ゜ズと訓れつれども、古の雅言ともおぼえず、後の宣命又哥などに、うごきなきなどあれど、古言とは聞えず、然れば此はたゞ、意を以て添たる字とすべし。) 萬葉三(二十五丁)に、常磐成石室、五(十丁)に、等伎波奈周迦久斯母何母等、十一(九丁)に、常石有命哉などよみ、祈年祭祝詞に、皇御孫命御世乎、手長御世登、堅磐爾常磐爾齋比奉、春日祭祝詞に、常石爾堅石爾福閇奉利、出雲國造神賀詞に、天皇命能手長大御世乎、堅石爾常石爾伊波比奉など、なほ餘の祝詞どもにも、此言多く見えたり、さて上に如石と云て、又登伎波加伎波と云むは、石と云言、煩はしく重なるに似たれど、此はあまねく云なれたる壽詞なれど、然も云、常の事なり、

々、)今陛下不嫌其醜、將滿荇菜之數、是甚大恩也、などあり、なほ傳二十四玉垣宮段に、茲二女王、淨公民故、宜使也、とある處を考合すべし、○天神御子は、此は邇々藝命のみならず、大御末々までをかけて申せるなり、書紀に、生兒永壽とあるが如し、萬葉二(二十三丁)に、大王之、御壽者長久、天足有、○雖雪零風吹は、雪字は、雨を誤れるなり、(舊印本又一本又一本舊事紀舊印本などには、並雪雨と作り、今は姑く眞福寺本延佳本に依れり、然れども、雪はいかゞなり、其由は次に云)故阿米と訓つ、其故は、此言は、木花の雨風に移落ふに對へて云るなれば、必雨をいふべし、木花は春の物にて、雪の降る時に非ず、雨と風とに傷はるゝ物なればなり、(もし又、木草を枯す物を云とならば、雪よりも、霜をこそ云べけれ、されば霜字を誤れるかとも云べけれど、然にはあらじ、さて又諸本に、雪雨とあるを取らざるは、雪のいかゞなることは、右の如くなるうへに、風一に並べて、雪と雨と二を云べきに非ず、風も一なれば、上も必一なるべき、文のならひなり、古言はかゝる處、必しらべ宜き物なるをや、然れば此は、もと雨とありしを、雪に誤れる本に就て、又雨とある本を見合せて、さかしらに、其字をも加へたるなどにやあらむ、そはいかにまれ、雪とあるも、雪雨とあるも、よろしからず、かならず雨とあるべきことなり、)さて其は、石の恒なるよしを云るにて、如雖雨零風吹、恒石と、如字、雖の上にある意なり、阿米布理加是布氣杼母と訓べし、(布氣杼母を、若布久登母と訓て、如字の在所を、文のまゝに心得るときは、此言の意たがふなり、)書紀一書に、弟則雖逢風雨、其幸不惑、○恒如石は、登許志幣那流伊波能碁登久と訓べし、さて恒は、雨ふり風吹ども(移落ことなく)恒なるよしにて、上に

るものなり、實は中昔までも、古への如くにて、姉に對へては、弟とこそ云つれ、古今集雜上詞書に、妻の弟をもて侍りける人に云々、源氏物語花宴卷に、朧月夜君のことを、女御の御おとうとたちにこそあらめ、などある類にて、姉に對へて、妹と云ことは無かりき、）〇一宿は比登與と訓べし、一夜なり、〇爲婚は、美刀阿多波志都と訓べし、上に、故八上比賣者如先期美刀阿多波志都とあり、言の意は、彼處に云り、（傳十の末）書紀云、時皇孫謂姉爲醜不御而罷、妹有國色引而幸之、則一夜有身、〇白送言は、麻袁志淤久理賜比祁流許登波と訓べし、（送は贈なり、）〇二並は、布多理那良倍弖と訓べし、萬葉三（五十六丁）に、水鴨成二人雙居、五（五丁）に爾保鳥能布多利那良毘爲などあり、（又思ふに、二人と書ずして、二と書るは、書紀應神卷の大御哥に、淡路嶋異椰敷多那羅弭、小豆嶋いやふたならび云々、萬葉九に、二並筑波乃山、などありて、物の二並べるを、布多那良毘と云れば、人の二人並べるをも、然云りしにや、然らば此も、直に布多那良毘と訓べきか、されど人に然云る例を未見ざれば、姑く上の如く訓つ、）〇立奉と、立字を添て書る例、上（傳九八俣遠呂智の段下）に云るが如し、（師は、立字は、出の誤なりとて、イ。ダ。シ。マ。ツ。ルと訓れしかど、其は例を考へられざりしなり、）〇使し者は、都迦波志弖婆と訓べし、（婆は濁るべし、）都迦比賜弖阿良婆と云意なり、都迦波志は、都迦比を延たるにて、尊む言にもなるなり、書紀推古卷大御哥に、宇倍之訶茂、蘇餓能古羅烏、於朋枳彌能、兎伽破須羅志枳、續紀、天平元年八月、立正三位藤原夫人爲皇后詔に、加爾加久爾、年乃六年乎、試賜使賜弖、此皇后位乎授賜、書紀安康卷に、天皇爲大泊瀬皇子、欲聘大草香皇子妹幡梭皇女、（云々）大草香皇子對言（云

は訓まじきなり、○萬葉二長歌に、遣使御門之人毛、とある訓は、ひがことなり、此遣使は、必ツカ。ハシ、と訓べき處なり、此外も麻陀須をば、つかはすの古言と心得て、遣字を、凡てみだりにマ。ダスと訓るは、皆非なり、麻陀須は、奉ると云意なれば、敬ふ處に、遣す事ならでは、云ぬ言なり、)書記一書に、皇孫因謂大山祇神曰、吾見汝之女子、欲以爲妻、於是大山祇神乃使二女、持百机飲食奉進、○甚凶醜は、甚字、諸本に其と作るは誤なり、今は眞福寺本に依れり、)伊刀美爾久伎と訓べし、(師はシコメケルと訓れつれど、いかゞ、)書紀神武卷に、大醜此云鞅奈瀰爾句、と見えたり、中卷玉垣宮段に、其弟王二柱者、因甚凶醜返送本土、○見畏而、此詞の例、何れも怖しき事を見たる處に云れば、此も石長比賣の顏貌、たゞ尋常の醜きのみには非で、可怖畏しかりしにやあらむ、○弟は淤登と訓べし、(伊呂杼と訓て宜きもあれど、所によることなり、)和名抄に、爾雅云、男子後生爲弟、和名於止宇止、(とあれども、淤登は男女にわたりて云稱なり、又もとはたゞ淤登と云りしを、淤登宇登と云は、夫を袁宇登、妹を伊毛宇登と云類にて、宇登は皆人にて、弟人夫人妹人なり、かく人と添て云は、後のことぞ、)また爾雅云、女子後生爲妹、和名伊毛宇止とあれども、古は、姉に對へて、後に生れたるをば、女をも弟と云て、妹とはいはず、記中の例皆然り、心を着て見べし、中昔までも、然にぞありける、(後に生れたる女子を、妹と云は、男兄に對へ云稱なり、姉に對へては、弟とのみ云て、妹と云ることなかりき、然るを後世には、姉にむかへても、妹とのみ云て、男ならでは、弟とは云ぬことゝなれるは、漢籍には、姉妹と云るに、めなれたる、うつりにして、皇國の古稱にたがへり、和名抄なども、たゞ漢ざまによりて云

天、奉出須止申賜布狀乎、同五年八月、祭北山神詞に、禮代乃幣乎令捧齎天、獻出事乎、續後紀、承和三年五月宣命に、云々令捧持弖、奉出事乎、同八年五月宣命に、奉出狀乎、同六月宣命に、奉出此狀乎、嘉祥三年二月宣命に、云々差使天、奉出須此狀乎聞食天、三代實錄、貞觀十八年五月宣命に、云々差使天、聞江奉出之賜不、元慶元年六月、渤海國使に賜ふ、太政官宣詞に、彼國王此制爾達天、使乎奉出世利、など見え、書紀に、奉遣（十四の十四丁、十七の二丁、二十四の一丁、）遣（十九の廿四丁）奉（十七の十八丁）遣（十九の九丁、卅二丁）奉施、（三十の十四丁）頒幣帛於諸神祇、（廿九の卅二丁）萬葉に、奉（四の三十七丁十の五十八丁）奉有、（十一の二十丁）藤原高光集に、忠淸の右衞門督、五節たてまだし賜ふに云々、それに入れてたてまだすとて云々、など見えたり、貞觀儀式、奉山陵幣儀の處に、貴所稱獻出、凡所稱奉出とあるは、文字のさだなり、（續紀卅四宣命に、歡奉出禮波、三代實錄卅一に、奉出流、これらはマタスとは訓がたければ、餘の奉出をも、皆タテマツルと訓べきかとも思へど、上に引る宣命どもに、奉出須、また奉出世利なども書れたれば、然らず、さて又萬葉二の詞に、奉入哥、祝詞式に、齋內親王奉入時、また天長五年の宣命に、大神御杖代止之弖奉入多留、これら奉入は、タテマツルとよむ外なし、さて出と入とは、反對ながら、又同意になることも多し、參出と參入と同きが如し、然れば奉出も奉入も、意は同じことなり、）さて麻陀須と云言は、萬葉十五（三十六丁）に、麻都里太須、可多美乃母能乎とあれば、（師は、此須を流の誤ならむと云れつれど、然には非ず、太も必濁音の假字なり、）麻都理陀須の省言なるべし、（然らば奉出を、直にマツリダスと訓べきが如くなれど、なほ然

崇神卷に、倭國之物實、物實此云望能志呂、とある實にて、何にまれ其物を指て云、机代は、机に居る種々の物なり、(今世に、代物と云言、此によく叶へり、) 禮物を、祝詞に禮代と云るも是なり、さて此禮代を、出雲國造神賀詞には、禮自利とあるを、師の考に、利自は、志流志の約まりたるなりとあり、然れば志呂も、ゝと其意にて、其と現れたる物を云るにて、灼然など云志呂と同じ、(志流志と志呂志と同じ、又社御船代御樋代の類、又苗代などの代も是より出たり、又物の代りを云も是より轉れるなり、) 貞觀儀式、及臨時祭式の、鎮魂祭條に、大膳職造酒司、供八代物、(其品目は、大膳式造酒式に見えたり、) 遷却祟神祝詞に、云々横山之如久、八物爾置所足弖奉留、などあり、これらの八字は、几を誤れるなり、(八物を、師のヤトリノモノと訓れたるは、誤なることを考へられざりしなり、) 書紀保食神段に、夫品物悉備、貯之百机而饗之、萬葉十六(二十九丁) に、高坏爾盛机爾立而、大神宮儀式帳に、御饌奉机二具などあり、(書紀孝德卷に兵代之物草代之物など云ことも見えたり又續後紀一に出雲國造奏神壽時に獻れる物の中に倉代物五十荷とあるは臨時祭式に御贄五十舁とあると同物と聞ゆれば置座に置く物を云るにて即机代之物と同じかるべし又大神宮儀式帳に机代貳佰拾前また机代七十一前などあるは机の代りと云意もて名けたる一器の名にて別なり、) さて今如此て獻るは、聟取の禮物なり、下卷穴穗宮段に、天皇爲大長谷王子、大日下王の妹若日下王を聘しめ賜ふに、大日下王、恐隨大命奉進云々と白して、即爲其妹之禮物、令持押木之玉縵而貢獻とあり、○奉出は、多弖麻陀志伎と訓べし、(伎は例の辭なり、) 類聚國史、天長四年十一月、告柏原山陵詞に、云々差使

等、太號磐長姫、少號木花開耶姫、亦名豊吾田津姫とあり、○目合は、麻具波比と訓べし、此言の事、上に云り、(傳十根堅洲國段下) ○僕不得白云々は、上の建御雷神の問給へる、大國主神の答に、僕者不得白、我子八重事代主神是可白、とあると同じ、此は殊に、父の心に隨ひ賜ふこと、さもあるべし、書紀一書云、皇孫後遊幸海濱、見一美人、皇孫問曰、汝是誰之子耶、對曰、妾是大山祇神之子、名神吾田鹿葦津姫、亦名木花開耶姫、因白亦吾姉磐長姫在、皇孫曰、吾欲以汝爲妻、如之何、對曰、妾父大山祇神在、請以垂問、○乞遣は、許比爾都加波志と訓べし、(コヒツカハシと訓はわろし、) ○副は、並べてと云むが如し、中卷黑田宮段に、二柱相副而、また明宮段大御哥に、伊蘇比哀流迦母、續紀卅に、歌垣の處に、男女相並分行徐進歌曰、乎止賣良爾乎止古多智蘇比云々、これらも皆同じさまに並び配ふを、蘇布と云り、(世の言に、夫婦にて在を、某と曾布と云も同じ、されば此も、木花之佐久夜毘賣を主として、其に附副る意には非ず、副字に拘るべからず、) ○百取机代之物、百とは、其數の甚多きを云るなり、(必しも百に限れるには非ず、) 取は、書紀神功卷に、荷持田村、荷持此云能登利、とある持の如し、(書紀には、百机とあれども、これは、机の數を云には非ず、机に置物の數百取なり、又私記に、百人共擧一机、言其高大也、と云るは、殊にいみしきひがことなり、) 机は坏居にて、(伎須は久と切まる、) 飲食の器を居る由の名なり、和名抄に、唐韻云、机案屬也、和名都久惠とあり、(坏居を本にて、又和名抄文書具に、書案、俗云不美都久惠もあり、又坐臥具に、凡、和名於之萬都岐もあり、於之萬都岐は、押坐几の約まりたる名にて、脇足のたぐひなり、さて古書には、字は案几机など通はし用ひて、皆坏居の意なり、) 代は、書紀

た、木花の咲光映ながら、即主と櫻花に因て、然云なるべし、や　後には、木花と云て、即櫻にせるもあり、古今集序の歌に、難波津に咲や木花とあるも是なり、(これも何の花となく、たゞ木花ともすべけれど、然にはあらず、又梅花とするは、由なし、そは冬隱り今は春べと、云語を、あしく心得て、おしあてに定めたる、ひがことなり、然るを其説に泥みて、此の御名の木花をさへに、梅なりと云説は、いよ　云にもたらず、)又萬葉八(廿丁)に、藤原朝臣廣嗣、櫻花贈娘子哥に、此花乃云々、和歌に、此花乃云々とよめる、是は贈る花を指て、(字の如く)此花と云る物ながら、櫻を木花と云から、其を兼たりげに聞ゆるなり、さていよゝ、後にはたゞ花といへば、もはら櫻のことゝなれり、(それもおのづから、上代の意に叶へり、)さて此處、書紀には、到於吾田長屋笠狹之碕云々、故皇孫就而留住、時彼國有美人、名曰鹿葦津姫、亦名神吾田津姫、亦名木花之開耶姫、皇孫問此美人曰、汝誰之女子耶、對曰、妾是天神娶大山祇神所生兒也とあり、(彼國有美人とのみにては、皇孫問此美人と云こと、由なく聞ゆ、いかなるをりに問賜ふとかせむ、又天神娶大山祇神と云こと、通えがたし、女字脫たるなるべし、若然らば、此傳は、大山津見神の外孫なり、)〇兄弟は、此は波良賀良と訓べし、(イロ子イロドと訓はわろし、)〇答白我の、白字、諸本には、曰と作れど、今は眞福寺本に依れり、前後の例皆白なればなり、〇姉は、和名抄に、爾雅云、女子先生爲姉、女兄、和名阿禰、〇石長比賣、名義、下なる宇氣比詞にある如く、常磐堅石に、長久き由なり、さて此二女の御名、石も木花も、主と山の物にて、父神に緣あり、書紀一書に、云々天孫又問曰、其於秀起浪穗之上、起八尋殿、而手玉玲瓏織紝之少女者、是誰之子女耶、答曰、大山祇神之女

袁登賣、下卷若櫻宮段大御哥に、淤富佐迦邇、阿布夜袁登賣、これらの遇も、袁登賣の方より遇にて、同じ、(袁登賣に遇給ふと云意にはあらず、) さて麗をかほよきと訓は、萬葉十四(十三丁)に、可抱與吉と見え、書紀に、麗又美麗又艶妙又容姿麗美など、みな然訓り、美人は、記中に、孃子孃女媛女などあると同くて、並をとめと訓べき例なり、○大山津見神之女、こは何地にまれ、此神の鎭坐社の御靈の、現壯士に化て、婦人に婚て、生賜へる御女なるべし、其例は、上に淤迦美神之女とある處(傳十一大國主神御末神等の段)に云るが如し、○神阿多都比賣、御名義は、神は、例の美稱、阿多は地名、和名抄に、薩摩國阿多郡阿多、これなるべし、○木花之佐久夜毘賣、上に大山津見神之女、木花知流比賣と云もあり、名意、木花は、字の意の如し、佐久夜は、開光映の伎波を切めて加なるを、通はして久と云なり、(若子を、和久碁と云類なり、) さて光映を波夜と云は、上なる下照比賣の哥に、阿那陀麻波夜とある、波夜の如し、(此事は、傳十三の末に委しくいへり、) かくて萬の木花の中に、櫻ぞ勝れて美き故に、殊に開光映てふ名を負て、佐久良とは云り、夜と良とは、横通音なり、(小兒のいまだ舌のえよくもめぐらぬほどの言には、良理流禮呂を、夜伊由延余と云て、櫻をも、佐久夜と云、これおのづから通ふ音なればなり、さて此御名も、庭つ鳥かけ、野つ鳥きゞし、などの例として、直に木花の櫻、と云こと、もすべけれど、木花知流比賣と云もあると、合せて思ふにも、佐久夜はなほ開光映の意に云るなり、もし即櫻ならば、下に如木花之榮、また木花之阿摩比など云處も、直に如佐久夜之榮、また佐久夜之阿摩比、とこそあるべきに、さはあらぬは、此佐久夜は、花名には非るが故なり、) されば此御名も、何の花とはなく、

字以音坐。故是以至于今。天皇命等之御命不長也。

遇麗美人は、加本余伎袁登賣能阿幣流爾とるにも是雅言の格なり、(近世にはか、る處は、美人爾と云例なれども、雅言は然らず、美人爾と云ときは、此方より美人に遇なり、美人遇、また美人之遇など云ときは、其美人の方より遇なり、かれば爾てふ辭のあるとなきとは、此と彼との違ひあるを、いかなればにか雅語には、凡て爾とは云ざる例なり、左にこれかれ擧るがごとし、)萬葉十三(二十三丁)に、裏觸而妻　會登人曾告鶴、(妻者と云も、妻之會なり、)古今集(春部)端詞に、志賀の山越に女の多く遇りけるに、伊勢物語に、宇都の山に至りて(云々、)修行者遇たり、拾遺集又六帖(伊勢の哥)に、散散らず聞まほしきを故郷の花見て還る人も遇はなむ、(人もと云も、人のあはなむなり、忠見集に、云々ゆく道に知たる人あひて兼盛集に、旅人いくあひだに、ぬす人あひたり、赤染衛門集に、同じ道に恥かしげなる男のいきあひたりしかば云々、後の物がら宇治拾遺物語にも、道に狐のあひたりけるを、又與佐の山に、白髪の武士一騎あひたりなど云、徒然草にすら、細道にて、馬に乘たる女の行遇けるがなど云り、其ころまでも、云ざまを失はざりしなり、)などあるを以て心得べし、凡て道などにして行遇たる事をば、皆如此云り、(然るを近き世には、某に遇と云ことになれるは、漢文よみよりうつれるものなるべし、漢文にては、遇字、上に在て、返りてよむ故は、爾とよみならへるなり、今此記などにも、遇字を上に置るは、漢文の格に依れるなり、)中巻輕嶋宮段大御哥に、許波多能美知邇、阿波志斯

の海の嶋にて、即志摩國なり〕如此てこそ、此段の趣は、明らかなりけれ、さて給とは、其内を分て給ふを云なり、〔みながら給ふと云にはあらず、〕

於是天津日高日子番能邇邇藝能命。於笠沙御前遇麗美人。爾問誰女。答白之。大山津見神之女。名神阿多都比賣。此神名以音亦名謂木花之佐久夜毘賣。此五字以音又問有汝之兄弟乎。答白我姉石長比賣在也。爾詔。吾欲目合汝奈何。答白僕不得白。僕父大山津見神將白。故乞遣其父大山津見神之時。大歡喜而。副其姉石長比賣。令持百取机代之物奉出。故爾其姉者。因甚凶醜。見畏而。返送。唯留其弟木花之佐久夜毘賣以。一宿爲婚。爾大山津見神。因返石長比賣而。大恥。白送言。我之女二竝立奉由者。使石長比賣者。天神御子之命。雖雪零風吹恒如石而。常堅不動坐。亦使木花之佐久夜毘賣者。如木花之榮榮坐宇氣比弖自宇下四字以音貢進。此令返石長比賣而。獨留木花之佐久夜毘賣故。天神御子之御壽者。木花之阿摩比能徵此五

どあり、今京になりても、三代實錄に、元慶六年十月廿五日、志摩國年貢御贄、四百三十一荷、令近江伊賀伊勢等國驛傳貢進、內膳式に、諸國貢進御式、旬料云々、志摩國、御厨、鮮鰒螺、起九月盡明年三月、月別上下旬、各二擔、味漬腸漬蒸鰒玉貫御取夏鰒等、月別惣五擔、雜魚十三擔、(並以傜丁運進)云々節料(云々)志摩國、(正月元日、新嘗會、二節各八擔、正月七日、十六日、五月五日、七月七日、九月九日、五節各三擔、)年料云々、伊勢國、(鯛春酢二擔二十籠二度鮨年魚二擔四壺二度蠣礒蠣)志摩國、(藻海松)主稅式に、凡志摩國供御贄潜女卅人云々、など見えたり、(又此國より、大神宮に御贄獻る事は、後世までも絕ず、伊勢の書どもに見えて、今世にものこれる事おほし、)○給猨女君等、此事、上代には例にてありけむを、やゝ後には絕やしにけむ、此處の外には、物に見えたることとなし、(但し事は有つれども、漏て記せることのなきにてもあるべし、)さて上の還到は、罷到の誤にて、其より拆其口と云までは、伊勢國にての事なり、(もし本の如く、還到ならば、此段、日向に還りて後の事なり、若然るときは、猨田毘古神を送れることには、さらに關らず、緣なき事なれば、別に端を更めてこそ記すべけれ、彼神を送れるに引連きて云るは、送りて伊勢に到て、其國にての事なればなり、)故其處の志摩の速贄を獻れる時に、給ふ例とはなれるなり、(若舊事紀に依て、嶋字を、御世二字の誤とするときは、此速贄は、何の國より獻れるとかせむ、この獻る處を、何處とも云ずして、たゞに御世々々の速贄と云ことやはあるべき、されば此も、必嶋にてこそ宜しけれ、さて志摩は、もと伊勢の内にて、嶋々の多くある處を、分て一國とはせられしものにて、後までも伊勢に附たる國なり、然れば此に嶋とあるも、伊勢

御世二字の誤とするはわろし、其由は下に云べし、）○速贄、和名抄に、唐韻云、苞苴、裹魚肉也、日本紀私記云、於保遲倍俗云阿良萬岐、（苞苴の注には、裹魚肉といへれども、爾閇は、魚肉には限らざるなり、）書紀神武卷、人名の訓注には、苞苴を珥倍とあり、爾閇と云名は、爾比阿閇の切れるにて、（この事、傳八の始、大嘗の處に云り、）もと新物を、神とも人にも饗、みづからも食ふより出たり、（苞苴又贄字などは、末なり、）爾閇の本義にはうとし、）さて朝廷に貢る御贄を、大爾閇とは云なり、（中卷に大贄とあり、書紀仁德卷に、苞苴をオホニヘと訓るも、天皇に獻るところなる故なり、又大嘗をおほにへと云は、名の本は一なれども、事は異なり、）其御贄は、御食津國々より、土産物種々貢るなり、（師云、御食津國とは、大御饌の御贄を貢る國を云り、食國と云とは異なり、）内膳司式に、諸國貢進御贄云々、右諸國所貢、並依前件、仍収贄殿、擬供御、とありて、其品物なども、委く擧られたり、（西宮記云、贄殿、在内膳中、太宰及諸國所進御贄納備供御、）さて速贄とは、初物を云なるべし、速と初とは意通へり、（波都は、即速津と云にてもあるべし、）今世に、初物を走と云も、速き意なり、（又は、定まれる時節より速く貢る物を云にもあらむか、萬の物、早く出來たるを殊に賞るは、今も古も同じかるべし、内膳式に、五月五日、山科園進早瓜一捧と云たぐひならむか、とも思へど、なほ初物なるべし、）此目此處より外に、古書には未見あたらず、源俊頼朝臣集に、垣根には百舌鳥の早贄たてゝけりしでの田長にしのびかねつゝ、さて志摩國は、殊に御贄を獻れりし國にて、萬葉六（三十九丁）に、御食國志麻、（神鳳抄に、此國に贄嶋と云もあり、）十三（五丁）に、御食都國神風之伊勢乃國、（志摩、伊勢の内なり、）な

那美命御石隱の段下）○紐小刀は、（紐字、諸本に細に誤り、眞福寺本には釼に誤れり、今は延佳本に改めたるに依れり）比母賀多那と訓べし、此物、海神神段にも見え、中卷玉垣宮段には、八鹽折之紐小刀とあり、書紀には匕首と書れたり、（史記刺客傳云々、索隱曰、匕首、劉氏云短劍也、鹽鐵論以爲長尺八寸云々、）和名抄に、大刀太知、小刀加多奈とありて、（大刀と加多那との事、傳九八俣遠呂智の段の下に云り、）加多那は片刄の小刀なり、紐と云は、懷中に佩て下帶に挿す故の名なり、此小刀は、彼玉垣宮段に見えたる、密に天皇を刺奉む料なれば、必懷中に隱し賜ひたるべし、（書紀に、是匕首佩于裀中云々とあり、）倭建命段に、以劍納于御懷幸行、などもあり、今宇受賣命も、女なる故に、懷中に佩たるにや、（或人云、今世に脇差と云物は、脇差の刀とて、古へのは、六七寸ばかりの長さにて、懷中に、隱してさす物なり、脇の方へよせてさす故に、脇差と云り、用心のために隱しさして、身を守る刀なる故に、守刀とも云り、東山殿のころより、下部の者など、顯して腰にさし初めしと見ゆ、今世の脇差は、其形大に變じたりと云り、此中昔の脇差、刀と云物、即上代の紐小刀の傳はりしなるべし、）但し此は、海鼠は小き物なる、其口を拆料なる故に、小刀を用ひたるよしにもあるべし、さて此に海鼠の事を記せるは、仕奉り仕奉らぬことには關らず、たゞ此物の口の裂たる事本の談なり、○是以とは、上の追聚鰭廣物鰭狹物云々の事を承て云り、（海鼠の事には係らず、）○御世は、御々世々と重ねてありけむが、脱たるなるべし、舊事紀に、御世御世速贄とあり、○嶋は、志摩國なり、（舊事紀に、嶋之二字無きは、作者のさかしらに省けるか、又後に脱たるかなるべし、然るを此舊事紀に依て、此記の嶋字を、

ろものさものと云べき言の格なり、故此言、もろ〳〵の祝詞に多かる、何れも支字あるはなし、右の廣瀬祭なる一にのみあるは、心得ぬことなり、）魚の大きなる小きを云る、古の雅言なり、（獸に毛和物毛𩩲物と云、下に見えたり、）鰭の事は、上に云り、（傳十四の末、大國主神禱言の條下）萬葉廿（二十一丁）に、鵜河立取左牟安由能之我波多波吾等爾可伎无氣念之念婆、（三の句、爾之鰭者なり、之我は、それがと云むがごとし、）これらも、魚には鰭を主としてかく云り、書紀に、鰭廣物鰭狹物、祈年祭祝詞に、青海原住物者、鰭能廣物鰭能狹物、春日祭祝詞に、青海原乃物者、波多能廣物波多能狹物、此餘龍田風神祭、平野祭、鎮火祭、道饗祭、鎮御魂祭、遷却祟神、などの祝詞にも、如此ある、童蒙抄に、海原の底まですめる月影に、數へつべしや鰭のせば物、古哥なり、鰭のせば物とは、小き魚なり、とあり、（狹は世婆の切りたるなれば、せば物も同じ、）○追聚、魚なる故に追と云り、（魚は、方々より追寄せて集むればなり、）海神宮段に、召集海之大小魚問曰云々、書紀同段にも、盡召鰭廣鰭狹而問之、○天神御子仕奉乎とは、皇孫命の大御饌の御贄になりなむや否やを問なり、萬葉十六（卅丁）に、爲鹿述痛哥に、佐男鹿乃來立嘆久頓爾吾可死王爾吾仕牟云々、また爲蟹述痛哥に、葦河爾乎王召跡何爲牟爾吾乎召良米夜云々、これらも御贄になるを云り、○諸魚、諸は母呂母呂能と訓べし、（カタ〳〵ノと訓はひがことなり、）○海鼠は、和名抄に、崔禹錫食經云、海鼠似蛭而大者也、和名古、本朝式、加熬字云伊里古とあり、（今世、なまこく、こきんこなど云名もあり、）内膳式、供御月料の中に、熬海鼠八斤四兩、また、海鼠腸四升五合など見ゆ、○此口乎、か、る處に乎と云は、余と云むが如し、例上に出、（傳五伊邪

あらず、そも〳〵此三の御魂神、當時いまだ朝廷より祭り賜ふ事もなく、社などもはか〴〵しきもあらざりし故に、祟らして、諭し給ひしにぞありけむ、かの崇神天皇の御世に、大物主神の祟らして、疫病のいみしく起し事など、思合すべし、大物主神は、皇京の御守神に坐すら、疫病をおこし賜へれば、猨田毘古神の御魂の、荒び賜ひけむこと、何か疑ふべき、〇或書に、多氣郡神山神社は、猨田彦命なり、里人鑰取神と稱す、鑰取貝取と通ふ、と云て、此段を引るは、あたらぬことなり、)

於是送猨田毘古神而。還到。乃悉追聚鰭廣物鰭狹物以。問言汝者天神御子仕奉耶之時。諸魚皆仕奉白之中。海鼠不白。爾天宇受賣命謂海鼠云。此口乎不答之口而。以紐小刀拆其口。故於今海鼠口拆也。是以御世。島之速贄獻之時。給猨女君等也。

於是の下に、天宇受賣命とあらまほし、〇還到、還字は、罷を誤れるなるべし、麻加理伊夜理弖と訓べし、伊勢に到れるなり、其由は、下に斷るべし、(君本の如く還ならば、日向京にかへれるなり、然れども然ては叶はず、下に云が如し、)〇鰭廣物鰭狹物は、波多能比呂母能波多能佐母能と訓べし、(然るに、廣瀬大忌祭祝詞に、毛能和支物、毛能荒支物、鰭能廣支物、鰭能狹支物、とあるを據として、師は各此のごとく、伎てふ辭を添て訓れしかども、伎と云ては、よろしからず、必ひ

神從四位上、同八年十一月、伊勢國阿邪加神授從三位」これ此三の御魂を齋祀れるなり、今世阿邪訶神社、大阿坂村と小阿坂村と、二處にあり、(二方共に、俗に龍天社と申すなり、)同じほどの森にて、共に古く見え、神殿も各三字あり、何方か古の本よりの御社ならむ、別まへがたし、(小阿坂村なる圓座藥師と云寺の緣起文に、小阿坂なる神社は、昔行基僧が勸請せるよし記せり、もし是實ならば、大阿坂なるや、本よりのなるべき、)さて此阿邪訶神、上古に荒び坐し事あり、倭姫命世記に、十八年己酉、遷坐于阿佐加藤方片樋宮、積年歷四箇年奉齋、是時爾阿佐加乃彌尼爾坐而、伊豆速布留神、百往人者、五十人取死、卌人往人、廿人取死、如此伊豆速布留時爾、倭比賣命、於朝廷大若子乎進上而、彼神事乎申之者、種々大御手津物彼神進、屋波志志豆目、平奉止詔、遣下給支、于時其神乎、阿佐加乃山嶺社作定而、其神乎夜波志志都米上奉天、勞祀支、(初に歷四箇年奉齋とあるは、皇大御神の御事なり、)また一書曰、天照大神、自美濃國、廻到安濃藤方片樋宮坐、于時安佐賀山有荒神云々、因茲倭姫命、不入坐度會郡宇遲村五十鈴川上之宮云々、即賜種々幣而、返遣大若子命、祭其神、已保平、定社於安佐賀以祭之矣、而後倭姫命即得入坐、とある是なり、かの儀式帳に、惡神平とあるも、此事なり、(阿邪加神社は、正しく此荒び坐し神を祀れる社と聞えたれば、猨田毘古神には非じか、とも云べけれども、荒びましゝ神、即此の猨田毘古神の三の御魂なるべし、三座に坐も、必然思はる、さて猨田毘古神の御魂ならむには、皇大御神の幸行の前途をしも、妨げ給はむこと、あるべくもあらじと、なほ疑ふ人もあらむか、其は凡人心なり、凡て神の御所爲は、測りがたき物なれば、さる理あらじなどは、さだむべきに

は、落たるなり、(前後の例に違へり) 今は一本に有に依れり、○阿和佐久は、沫咲なり、佐久は、花の咲と同くて、沫の起出るを云と、師の説なり、浪の立をも咲と云に同じ、書紀に、秀起浪穗、秀起此云左岐陀豆屢とあり、さて右の三の狀は、猨田毘古神の御身の、底に沈着坐るに依て、海水の都々夫々と鳴上りて、沫の起るなり、(三件の次序も如此し) ○阿和佐久御魂、諸本に阿和二字無きは、後に脫たるなり、故今補へつ、(延佳は、沫字を補て、據舊事紀補之と記せり、されど沫字は宜しからず、上に阿和佐久とあれば、此も必其字なるべきこと、疑なし、舊事紀は、上をも沫佐久と作ればこそ、此も其字にてはあるなれ) ○註の阿字、諸本に、佐と作るは、非なり、(もとは阿なりしを、本文の阿和二字、脫てなきにつきて、佐の誤ならむと思ひて、後人のさかしらに、佐に改めたる物なり、もとより佐久二字ならむには、たゞに佐久二字とこそ注すべけれ、凡て自某字至某字と注するは、三字以上の時の例なるをや、二字を然注すべきことわりも、例もなきことなり、此を以て、本文に脫たるも、必阿和二字にして、沫字には非ることをも、互に相照して、さとるべし) 故今これをも、阿に改めつ、○此三の御魂は、此時の事に就て、各分れたる、猨田毘古神の神靈なり、(或伊勢人の說に、此三御魂は、猨田彥神の、三人の妃を云るなり、凡て妻を御魂と云る例多しと云るは、さらに由なく、論ふにも足らぬ、ひがことなり) 神名帳に伊勢國壹志郡、阿邪加神社三坐、(並名神大とあり、續後紀に、承和二年十二月、奉授阿邪賀大神、從五位下、此神、坐伊勢國壹志郡、文德實錄に、嘉祥三年十月、授伊勢國阿邪賀神從五位上、齊衡二年正月、以伊勢國阿邪賀神、預於名神、同月、加從四位下、三代實錄に、貞觀元年正月、奉授伊勢國阿邪加

の人に尋問はゞ、今も古への名の殘れる處も有べきなり、さて今飯高郡の海邊に、平生と書て、比良於と呼村あり、壹志郡の堺に近くして、阿坂村より一里半ばかり東なり、これ若くは、古へは比良夫にて、此貝の此の故事より出たる地名にはあらざるか、神鳳抄に、平生御厨とある處なり。）
○海鹽は、（鹽は借字）　齊明紀の御哥に、于之裒とあるに依て、然訓べし、下なる海水も同じ、（師は、ウ。ナ。シ。ホ。と訓れつれども、據なし。）　○沈溺は、於煩禮と訓べし、さて此神は、如此て是時に薨坐しにや、然には非ずや、決めがたし、○底度久は、底著にて、底に沈着なり、下なる日子穗々手見命の大御哥に、加毛度久とあるを、書紀には軻茂豆句（鴨着なり）とある、是度久は着なる證なり、○都夫多都は、師說に、物の沈沒る時に、水の鳴音なりと云れき、藤原實方集に、物をだに岩間の水のつぶ〳〵と云ばや行む思ふ心の、（千五百番哥合、顯昭判詞に、世俗の口ずさみの哥に、雨ふれば軒の玉水つぶ〳〵といはゞや物を心ゆくまで。）　萬葉十八（十二丁）に、可治能於登乃、都波良都波良爾、これも櫓の水に觸て鳴音にて、都婆は都夫に同じ、（此つばらを、師は、かぢの舟ばたに摩る、音なり、と云れつれど、然にはあらず。）　今世言にも、物の水に沒り沈むを、都夫理と入など云、これなり、（又多都とあるに就て思へば、音にはあらで、物の沈沒る時に、水都煩の發を云にや、水都煩は、萬葉廿に見えたり、水上に圓に浮ぶ泡なり、又宇治拾遺物語に、大柑子の膚のやうに、つぶだちてふくれたり、これらも形を云り、然れども此處は、次に阿和佐久とあれば、形にしては、同じことの重なれば、なほ音なり。）　多都とは、上るを云て、（烟のたつ、鳥のたつなど、みなのぼるを云。）　底より音の鳴て上るなり、○時下なる名字、多くの本に無き

かとも云べけれども、坐時とあるなどを以て思に、なほ其後或時の事なるべし、○注なる地名、二字は、例なし、後人の加へたるなり、除くべし、と師の云れたる、然もあるべし、○為漁而は、須那杼理志弖と訓べし、和名抄に、漁、説文云、捕魚也、訓須奈度利、書紀欽明巻に捕魚、萬葉四に、奥幣往邊去伊麻夜為妹吾漁有藻臥束鮒などあり、師云、須那取は、伊須那取の伊を略き、須と佐は、上條(いすくはし)の如く通へば、即鯨魚取なり、然れば鯨魚を本にて、何の魚取をも云り、(冠辭考いさなとりの條に見ゆ、)さて阿邪訶地は、今は海邊やゝ遠けれども、(今の村よりは、海邊まで、一里餘許あるべし、)古へは海邊かけて廣き名なりけむ、又さらずとも、甚くは遠からねば、出て漁し給ひつべし、○比良夫貝は、古へ世に多かりし物とおぼしくて、人名に負る、書紀續紀にいと數多見えたり、(書紀に、大伴毘羅夫連、巨勢臣比良夫、額田部連比羅夫、阿曇連比羅夫、倭漢直比羅夫、河部、引田臣比羅夫、續紀に、民忌寸比良夫、采女朝臣枚夫、田邊史比良夫、石川朝臣比良夫などあり、これらみな、此貝を以て名けたりと見ゆ、)然るに和名抄などに見えざるは、後に名の變れるにやあらむ、今詳ならず、(なほくさぐさ思ひめぐらすに、今世に月日貝と云あり、殼のさま月日に似たり、是などにや、そは比良は平、夫は日に通ひて、平日の意かと思へばなり、又多比良岐と云貝あり、岐は貝比の切りたるにて、平貝の意にて、是にや、又佐流煩と云貝あり、猨溺らしてふ意にて、此の故事に依れる名にて、是にや、されどこれら皆、其名につきて、思ひよれるまゝに、こゝろみに云のみなり、かくて後に、志摩國の海邊の人に、此貝の事問へるに、云く、比良夫貝は、月日貝のことなり、此わたりの海に、いと稀にある物なり、とぞ云ける、なほ國々

語の首に輕く置る例なり、)

故其猨田毘古神。坐阿邪訶。此三字以音。地名時。爲漁而。於比良夫貝自比至夫以音其手見咋合而。沈溺海鹽。故其沈居底之時名。謂底度久御魂。度久二字以音其海水之都夫多都時名。謂都夫多都御魂。自都下四字以音其阿和佐久時名。謂阿和佐久御魂。自阿至久以音

阿邪訶は、伊勢國壹志郡なり、大神宮儀式帳に、次壹志藤方片樋宮坐只、其在阿佐鹿惡神平、驛使阿倍大稲彦命即御共仕奉支、彼時壹志縣造等遠祖建呰子乎、汝國名何問賜支、白久、宍往呰鹿國止白只、即神御田幷神戸進支、(此惡神の事、下に云べし、建呰子の呰字、倭姫命世記には、皆とあり、其一本には、比とも作り、呰鹿の呰は、字書に毀也とも注せれば、鮻の意に取て書るか、又靈異記に、呰。。。。アザケルとあり、此意か、又和名抄備中國郷名の呰部は、安多とあり、參河國にも、呰見てふ郷あれど、其には注なし、宍往と云る枕詞も、心得がたし、世記には、害行阿佐賀國とあり、害は誤字にや、)神鳳抄に、壹志郡大阿射賀御厨、(彼是廿六石凡絹廿匹)小阿射賀御厨、(卅三町八段十五石、)また小阿射賀神田(二町)とあり、今も大阿坂小阿坂と、北南に並びて、二村あり、(松坂より一里半許西方なり、)其の山をも阿坂山といふ、さて宇受賣命の送りて還られたること、下にあれば、猨田毘古神の、此阿邪訶に坐しは、日向より還賜ふをりの途の次

殿寮、解、內侍奏補之）裏書に、貢猿女事、（弘仁四年十月廿八日、猨女公氏之女一人進縫殿寮）延喜廿年十月十四日、昨尙侍令奏、縫殿寮申、以稗田福貞子、請爲稗田海子死闕替云々、天曆九年正月廿五日、右大臣令奏、縫殿寮申、被給官符於大和近江國氏人、令差進猿女三人死闕替云々、貞觀儀式、踐祚大嘗會卯日儀に、大臣一人、率中臣忌部御巫猿女、前行、（大臣在中央、中臣忌部在左右）延喜大嘗祭式に、大臣若大中納言一人、率中臣忌部（中臣立左、忌部立右）御巫猨女、（左右）前行、（江次第にも見えたり、平戶記に、仁治三年十一月十三日、今夜大嘗祭也云々、祭祀之間、又多違例等云々、無猿女云々、希代勝事也）鎭魂祭儀式に、縫殿寮率猿女、升自東側階、就座、また御巫舞訖、次諸御巫猿女舞畢、（延喜式にも見ゆ）縫殿寮式に、鎭魂齋服（新嘗祭同用之）云々、猨女四人、綠袍四領、（綠衣帛裏、別三丈）綿八屯、（別二屯）兩面紐四條、（別長一尺九寸、廣五寸）汗衫四領、（別三丈）綠褶四腰、（綠表帛裏、別三丈）褶腰料、縹帛四條、（別一丈五尺）綿八屯、（別二屯）下裙四腰、（裙別三丈、腰別一丈五尺）袴四腰、（別三丈）綿四屯、（別一屯）縹帶四條、（別長六尺、廣四寸五分）細布髮髻四條、（別二尺）緋帔四條、（緋表帛裏、別一丈五尺）細布袜四兩、（別三尺）線鞋四兩、（この種々の服、儀式には、大嘗祭の處に見えたり）○事是也とは、中卷末に、此者神宇禮豆玖之言本者也（師は是を、後人の注なりと云れつれど、然らず）と見え、又書紀に、多く云々之縁也、とあると同意にて、其事の所由始と云ことなり、（事の下に、本字の脫たるにや、さらずとも、意は其意なり）さて此處の文、上に是以と云て、是也と結めたるは、と、のひ宜しからず聞ゆ、（是以をば、故と云ると同く、輕く見べし、故は多く、たゞ

も其子孫にはあらざれども、此職業を相嗣て仕奉る女等を、猨女君と號て、此神を祖神とせるにやあらむ、書紀應神卷に、百濟王貢縫衣工女曰眞毛津、是今來目衣縫之始祖也とあるなども、同じ例にやあらむ、(又同卷に、工女兄媛を、筑紫の御使君祖とあるは、如何にあらむ、知らず、)されば此記書紀を始めて、世々の史どもに、猨女君と云姓の人も、見えたることなく、天武天皇の御世に、此同列の氏々(中臣忌部玉祖など)はみな加婆泥を賜はれるに、其中にも見えず、又姓氏錄にも見えざるも、然る故にやあらむ、(次に引く書どもに依れば、猨女君氏とて、一氏ある如くなり、其はやゝ後には、世々女子を此職に供奉らしむる家の、おのづから定まりて、例となりて、其家の女子を、猨女君氏とは云るにこそ、古語拾遺に、神武天皇の段などに云るは、氏字は、後世の稱に依て、書る文なるべし、凡て彼書には、後世の稱に依て云る事、此類多し、)なほよく考ふべきことなり、さて猨女といふ職は、後まで大嘗會鎭魂祭などに見えたり、次に引く書どもの如し、古語拾遺、神武天皇段に、猨女君氏供神樂之事、類聚三代格、弘仁四年十月、太政官符に、應貢猨女事、右得從四位下行左中辨兼攝津守小野朝臣野主等解偁、猨女之興、國史詳矣、其後不絕、今猶現在、又猨女養田、在近江國和邇村、山城國小野郷、今小野臣和邇部臣等、既非其氏、被供猨女、熟捜事緒、上件兩氏、貪人利田、不顧恥辱、拙吏相容、無加督察、也亂神事、於先代、穢氏族於後裔、積日經年、恐成舊貫、望請、令所司嚴加捉搦、斷用非氏、然則祭禮無濫、家門得正、謹請官裁者、捜撿舊記、所陳有實、右大臣宣奉勅宜改正之者、仍兩氏猨女從停廢、定猨女公氏之女一人、進縫殿寮、隨闕即補、以爲恒例、(この小野々主等の解文、類聚國史にも載れり、)西宮記に、猿女(依縫

は、何の由ぞや、故思に、本は是も、呼爲猿女君とありけむを、上にも猿女君等とある故に、煩はしと思ひて、後人のなまさかしらに、猿女二字を削れるにこそあらめ、）古語拾遺にも、天鈿女命者、是猿女君遠祖、以所顯神名爲氏姓、今彼男女皆號爲猿女君、此緣也とあり、（書紀にも此書にも、男女皆と云ることいかゞ、其故は、男女皆呼ことは、萬姓の常なり、いづれの姓かは然らざらむ、殊更に云べきことにあらず、且此號は、女に局れる事とおぼしくて、男に猿女君と云るとは、諸の書に見えたることなし、故思に、こは本は此記の如く、女とのみありなむを、例の漢文のあやに、何の意もなく、ふと書れたる物にこそあらめ、さるは男のみならず女もと云意にて、實は女を云むためにはあれども、かにかくに男を云るは、いたづらなるのみならず、事違ひてぞ聞ゆる、）さて書紀に依れば、此號は、即宇受賣命に賜へる號にして、其を後々まで嗣々傳へたる物なり、上に天宇受賣命者、猨女君等之祖、書紀に、猿女君遠祖天鈿女命、また猿女上祖天鈿女命とあり、さてかくあれば、猨女君と云は、尋常の姓氏の如聞ゆれども、鏡作連祖伊斯許理度賣命と、此宇受賣命とは、女神なるに、子孫の氏のあらむこと疑はし、（天照大神の、皇統の御祖神に坐などは、殊なる所由のまし〳〵て、殊に天上の事なれば、例には申しがたし、同じき神代といへども、御天降の後は、萬の事やう〳〵に、人代のさまと近ければ、此神たち、夫なくして子孫のあらむこと、いぶかし若くは夫神ありつれども、其夫神は功なくして、此婦神ぞ功ありて、皇朝に仕奉給ひ、後までも其家の職業は、世々女子の仕奉る氏なる故に、殊に妣神を以て、祖とはせるにやあらむ、ともいふべけれど、なほ然にはあらじ、）故思にこれらは、尋常の姓の如く、必し

きことなるに、然はあらで、宇受賣命よりして後までも、皆女にして其職に仕奉る故に、女にして男の代りを供奉ると云意にて、男神とはことわれるなり、次に女とあると、相應せる言ぞ、(師說に、日本紀古語拾遺など、合せて考るに、男神、名とある男字は、下の女字の上に在しが、錯れたるなり、と云れたるは、一わたりのことにて、なほ深く思はれざりしものなり、もしさもあらむには、男字の上なる之字も、いかゞなり、男神と云むとてこそ、之字をも置るなれ、) ○女呼猨女君、上の女字、袁美那袁と訓べし、(先には書紀古語拾遺などに、男女皆呼とあるに依て、袁美那母と訓て、男も女もと云意と云つれども、然にはあらずかし、) 此は女に云て、男神の名を負て、仕奉る所由を云處なる故に、男には用なく、たゞ女を主とは云り、猨と云は、男神の名なるを、女の負て、猨女と呼なり、(然るを、男字の脫たるかと思ふは、中々にあらず、) 呼字、師は伊布と訓れたり、(與夫と云は、からぶみ讀めきたれば、) それも然ることなれども、なほ此などは、與夫と訓べくおぼゆ、さて此處、書紀には、時皇孫勅天鈿女命、汝宜以所顯神名爲姓氏焉因賜猨女君之號、故猿女君等、男女皆呼爲君、此其緣也、(此は漢文を修はれたるにつきて、古意の主とある所を失へり、此記と合せ見て曉るべし、且此文には、心得ぬ事どもあり、まづ上には姓氏と云て、下には號と云る、姓氏と號と忽違へり、そも〳〵此時、いまだ姓氏と云ことあるべくもあらざれば、此二字は、此にかなはず、たゞ號とあるぞ宜き、次に呼爲君と云るも心得ず、其故は、此は猨田毘古神の名を取て、號とせるなれば、猨女と云こそ主なれ、君と云は、たゞ尊稱のみにて、こゝの由緣に關れることに非るを、その主とある猨女をば畧きて、たゞ君と呼ことを云る

傳の異なるなり、さて此記には、猨田毘古神、何處へ往坐とも云ずして、たゞ送奉とあるは、其本郷に還りたまふなるべし、(もし本郷に還賜ふに非ずは、必往坐處を云はでは、事足はず、)是に依て見れば、伊勢は初より其本國なりけり、(伊勢の書どもにも、其趣に云り、)かくて天宇受賣命の送りしは、書紀の趣は、かの御前に立て、天より降賜ふをりの如くに聞ゆれど、此記の趣は、然にあらず、猨田毘古神は、先伊勢に降到て、さて伊勢より、一度日向の宮に朝參て、(此事は傳十五御孫命御天降段にも云り、)さて暇を賜はりて、日向より伊勢に歸り給ふ時の事と聞えたり、(書紀に、遂以侍送焉とあるをも、口決などには、天孫降臨之後の事に云り、さもあるべし、)さて猨田毘古神の、日向に參り賜ひしことは、此記にも書紀にも見えざれども、若日向に參り給へる事無からむには、既に天降坐て後に、宇受賣命の送たるをは、何處よりとかせむ、必日向よりとこそ聞えたれ、○其神御名者汝負すべて名を負と云は、他人の名にまれ、物名にまれ、取て己が名につくを云、其名を負持よしなり、○仕奉は、皇朝に仕奉にて、(猨田毘古神に仕奉と心得るは、甚く違へり、)即後まである猨女の職これなり、さて是は、猨田毘古神躬づから皇朝に侍て、仕奉り賜ふべきを、此神は、幽契ありて、罷退て伊勢に坐べきが故に、宇受賣命此神の代と爲て、其御名を負持て、(近世に、身の代を名代と云は、此義によく當れり、)仕奉れと詔ふなり、(汝負其神御名とは云ずして、其神御名者汝負とある、語の勢に心を着て、よく味ふべし、其神の代には、汝仕奉れと詔ふ意、おのづから含めり、)○猨女君等、これは後の猨女君氏の人等を指て云り、○男神の名を負てとは、猨田毘古神の代として、其御名を負ふ者は、男なるべ

古事記傳十六之卷

神代十四之卷

本居宣長謹撰

故爾詔天宇受賣命。此立御前所仕奉。猨田毘古大神者。專所顯申之汝送奉。亦其神御名者。汝負仕奉。是以猨女君等。負其猨田毘古之男神名而。女呼猨女君之事是也。

此立御前云々、此は、彼と云むが如し、先に天降坐し時の事を指なり、（中昔の物語書などにも、彼と云べきを、此と云ること多し、）又此時猨田毘古大神、大前に侍り坐を、直に指て詔ふともすべし、○猨田毘古大神、書紀に、自名告賜ふ言にも、大神とあり、本より尋常ならぬ神にこそ坐つらめ、○專とは、他神は得問ざりしを、此宇受賣命たゞ獨、よく問顯せる意なり、其處にも、專汝云々とあり、○顯申とは、彼大神の御名をも、又其出居賜へる所以をも、問聞て顯せるを云、上に顯白其少名毘古那神、所謂久延毘古云々、とあるに同じ、申は、云々と奏せるを云、（顯に附て云辭には非ず、）書紀に、天鈿女還詣報狀とあるに當れり、○送奉、書紀には、猨田彥大神云々、因曰、發顯我者汝也、故汝可以送我而致之矣、また果如先期、皇孫云々、其猨田彥神者、則到伊勢狹長田五十鈴川上、即天鈿女命隨猨田彥神所乞、遂以侍送焉などあり、いさゝか此記とは

古事記傳十五之卷終

云は、かゝる差めあればぞかし、よくせずは、必混るべき物ぞ、かゝれば彼壽言も、此瓊の眼炎耀きて美きが如く、御徳光を妙に施し賜て、天下を所知看云々、と申せるなり、かく見るときは、其下文に、且如白銅鏡云々、乃提是十握劔云々、とあるにも、義理よく貫きて聞ゆるなり、然るを縣居翁の、出雲國造神賀詞の考に、青玉能水江玉乃行相爾云々、とある處に、此仲哀紀の語を引て、此に行相と云、如八尺瓊之勾と云る、共に天下をすべめぐらし知しめす譬なり、と説れしは、あたらず、上に云如くなればなり、此行相と云る意は、然る譬にはあらず、師の後釋の説の如し、

宣長云、勾玉と云名、此考いと宜し、従ふべし、なほ此考、委き本書あり、

と云ことの、由あるを知べし、然るを昔より、此意を得たる人なくして、たゞ玉の形の曲りたるに依れる名とのみ心得來れるは、非なり、今世に、土中より掘出などして、多くある、曲玉と云物は、其形の、いさゝか曲れるを以て、此を上代の曲玉と云し物ぞと心得て、みだりに曲玉と呼なれども、其今在は、さしも美き玉に非ず、土中などより出る、多くあれば、古多に有し物と見えて、殊に稱美たふとみたる物とは見えず、古の曲玉と云しは、世に希にして、すぐれて麗き玉にこそありけれ、今云曲玉の如く、多に有し物には非ず、たとひ其形は、今ある如く、いさゝか曲りたりし物にもあれ、其形に依て、曲玉と云しには非ずと知べし、形の曲りたらむは、何のめでたきことかあらむ、然るを書紀の仲哀卷に、筑紫伊覩縣主祖五十迹手、聞天皇之行、拔取五百枝賢木、立于船之舳艫、上枝掛八尺瓊、中枝掛白銅鏡、下枝掛十握劒、參迎于穴門引嶋而獻之因以奏言、臣敢所以獻是物者、天皇如八尺瓊之勾、以曲妙御宇、云々とあるは、全此瓊の形の曲れるを云る如くに、文字の書ざまと見え、又訓もそれにつきて附たれども、マガレルガゴトクタヘニと云と、さらに意得がたし、そも〳〵麻賀流とは、物の不吉ことにこそいへ、妙にとほむる事に、いかでか然はいはむ、されば是は、もと古文には、如八尺之勾玉妙、などありて、その勾は、もとより借字なるを、其字につきて、とり合せて、曲妙と、漢文を作られたる物と見えたり、其曲妙の字は、漢籍に、曲成萬物不遺、また曲盡其妙、など云ことのあるを以て、字面を餝られたるのみなれば、古く訓來れる如く、二字を合せて、多幣爾と訓より外なし、されば曲れると云ことの用は、さらになき物なり、すべて書紀は、からぶみの潤色によりて、皇國の古意を失へること多しと

賞することは、右に引る祝詞に、夕日乃日隱處とも云て、夕日にはかゝはらぬこともあるを以て知べし、萬葉十六なる、夕附日云々は、夕日のさす地なるに就て、賛たるなり、」○故此地の下に、曾と云辭を附て、加禮許々曾と訓べし、○甚吉、甚字、一本に者とあり、其も聞えはしたれども、今は眞福寺本延佳本に、甚とあるが勝れるに依れり、（舊印本又一本などに、其と作るは誤なり、」○於底津石根云々、これ此國にして、皇大宮の始りなり、下文又白檮原朝段の首などに、高千穗宮とあるは、即此宮のことにやあらむ、なほ其事は、彼處に委云べし、（傳十七鵜羽葺屋の段の末）

おひつぎの考

八尺勾璁

横井千秋、勾玉考云、吾師の考に、八尺勾玉は、八は彌なり、尺は佐明なり、佐は眞と通へる言なり、されば彌眞明の勾玉と云ことなり云々、此説によりて、八尺の意は、甚明らかなり、さて此説にすがりて、なほ思ふに、勾玉といふ名も、形の曲れるを以ていふにはあらず、勾曲などは、例の借字にて、麻賀と云は、古事記、帯中日子天皇段に、目之炎耀種々珍寶云々、書紀、同卷に、眼炎之金銀彩色云々、など見えたる、目炎耀にて、目赫なるを約めて麻賀とは云なり、眼かゞやくとは、物語書などに、目もあやなりといひ、俗言に、まばゆきかゞはゆきなど云に同じ、されば八尺勾玉とは、彌眞明之目赫玉と云ことにて、玉の世にすぐれて、明朗に玲瓏り、美麗きよしの名なり、垂仁紀に、鵜鹿々赤石玉と云あり、萬葉、哥に、加我欲布珠、などもよめり、これらを以ても、玉に赫

書るなどは、清音のごとおぼしければ、何方とも定めがたし、）通は、書紀に、行去此云騰褒屢と
ある字の如く、通り過て往なり、（凡て登本流と云言は、皆此意なり、今俗言に、たゞ行を、某處を
通ると云は、いさゝか違へり、）さて此處の語の都ての意は、鎭座べき國を覓め賜ふとて、膂肉
空虚地を通過て、笠沙之御崎に到坐るなり、韓國袁と、袁を附て讀べし、○此地者とは、笠沙之御
前を指て詔ふなり、○朝日之直刺國とは、東方に向ひて、朝日影を、直に正向ひに受る地を云、○
夕日之日照國とは、西方も打晴て、夕日影も、障らず刺地を云なるべし、下卷朝倉宮段哥に、麻岐
牟久能、比志呂乃美夜波、阿佐比能、比傳流美夜、由布比能、比賀氣流美夜、大神宮儀式帳に、朝日來
向國、夕日來向國、龍田風神祭祝詞に、吾宮者、朝日乃日向處、夕日乃日隱處云々、（日隱處は、賞べ
きにもあらざれども、たゞ朝日を主として、其對に、詞の文に云るのみなり、）萬葉二（二十九
丁）に、朝日弖流、佐太乃岡邊爾、又（卅丁）旦日照、嶋の御門爾、十六（十五丁）に、夕附日、指哉
河邊爾、構屋之など、皆日影のさすを以て、其地を美たり、師の冠辭考に、うちひさす宮とは、麗し
き日のさす宮とつゞけたるなりと云て、此記の此の語、又萬葉の哥どもを引て、此外にも、日影
を以て、宮をほめたる多きを思ふべしとあり、又物の美麗きことを賛るにも、日影はたとへに
云り、萬葉十三（五丁）に、内日刺、大宮都可倍、朝日奈須、目細毛、暮日奈須、浦細毛云々、百礒城之、
大宮人者云々、（こは女官等の、五十師原行宮の宮仕する狀を、賛て云るなり、）など是なり、さ
て地をほむるに、日影を云ことは、大方日影のさゝぬ地も、をさ〳〵無き物なれども、高くうち
晴て、殊によくさす地を、賞するなるべし、（又朝日夕日共に賞する中に、殊に朝日のさす地を

り、これらの意なり、神名帳に、大隅國贈唹郡、韓國宇豆峯神社あり、(此韓國と、此處なると一と聞ゆ。) ○笠沙之御前、(記中、地名の字に、音と訓とを雜へ用ひたるは、他には、熊曾をおきては、例なければ、此沙も、須那の切りたるにて、訓かとも思へど、なほ音なるべし。) 名義未考得ず、(若は書紀に、此處の國主とある人名、勝長狹の約りたるなどにや、勝長狹を切むれば、加多佐にて、多と佐と横に通ふ。) さて此地は、(書紀口決に、笠狹之碕は宮崎也と云るは、おしあてなるべし、又今世日向國那珂郡に、日の御崎と云處あり、これ笠沙の崎なりと云も、おぼつかなし。) 書紀に、吾田長屋笠狹の碕とも、吾田笠狹之御碕ともある、吾田は、薩摩國阿多郡阿多なり、(神代の三の御陵も大隅薩摩にあり。) 又長屋之竹嶋ともある、竹嶋も、孝德紀に、薩麻之曲竹島之門、とあるに依るに、(今も、薩摩川邊郡に、竹嶋と云處ありと云り。) 長屋も、薩摩なることしるければ、笠沙も、彼國なるべし、(薩摩國人の云、今本國の阿多郡に、加世田之御崎と云處あり、これ笠沙之御崎なり、其地に接きて、宮崎と云處もあり、京之原と云處もあり、さて其あたりに、野間權現と云社あり、木花開耶姬、邇々藝尊、彥火々出見尊、火明命を祭る、又三柱の皇子御誕生の跡ありて、三皇子を祭りて、竹屋明神と云と云り。) ○眞來通、眞來は借字にて、書紀に、覓國此云矩貳磨儀、とある是なり、萬葉廿 (五十丁) に、山河をいはねさくみて、布美等保利、久爾麻藝之都々、度會宮儀式帳に、見志眞岐賜志處爾、志都麻利坐奴などあり、なほ此言、既に上に出て、其處に云り、(傳十一の五始、) さてきの清濁の事、書紀の訓注に、儀字、右の萬葉に、藝字を書るなどに依れば、濁音なり、然るに又、神武段哥に、麻加牟と見え、萬葉に、卷字をも書き、又此に來字を借りて

膂肉之空國、自頓丘覓國行去、到於吾田長屋笠狹之碕矣、其地有一人自號事勝國勝長狹、皇孫問曰、國在耶以不、對曰、此焉有國、請任意遊之、故皇孫就而留住、また一書に、膂肉胸副國、自頓丘覓國行去、立於浮渚在平處、乃召國主事勝國勝長狹而訪之、對曰、是有國也、取捨隨勅、時皇孫因立宮殿、是焉遊息、また膂肉空國、自頓丘覓國行去、到於吾田長屋笠狹之御碕、時彼處有一神名曰事勝國勝長狹、故天孫問其神曰、國在耶、對曰在也、因曰隨勅奉焉、故天孫留住彼處、また到于吾田笠狹之御碕、遂登長屋之竹島、乃巡覽其地者、彼有人焉名曰事勝國勝長狹、天孫因問之曰、此誰國歟、對曰、是長狹所住之國也、然今乃奉上天孫矣などある文どもと、合せて思ふにも、又語のさまを思ふにも、眞來通笠沙之御前と云は、必地語にして、詔ふ御言には非ずかし、〇韓國は、韓は借字にて、(もし此を正字とするときは、此にかなはず、其故は、まづ書紀神代上卷に、既に韓鄕之嶋の事見えたれば、此に其國のことあるまじきには非れども、此段の古事は、みな大隅薩摩日向の間のことにして、東南に向へる域なれば、向韓國と云べき由なければなり、)空虛國の義にて、即書紀の空國なり、(凡て物の、內の空虛して、實の無きを、加良と云、殼なども其意なり、さて書紀の空國をば、昔よりムナクニと訓れども、胸副國に、空字をかゝずして、別に胸字を書れたるを思へば、カラクニと訓べきにや、されどムナクニと訓ても、意は同じ、さて此處は、向空國と云ても、聞ゆるが如くなれども、なほ然にはあらで、向字は、肉の誤なるべく、又膂に當る字の脫たることも、論なかるべし、)さて膂肉空虛國は、書紀、口決に、膂宍之空國、荒芒地、仲哀紀曰、熊襲國者、膂之空國也、膂脊也、無肉以譬不毅之地、といひ、纂疏に、空國則不毛之地とあ

某、天武紀に、來目臣鹽籠、また同御代に、來目臣、賜姓曰朝臣、續紀に、久米朝臣麻呂、また忍海手人廣道、賜久米直姓、また久米奈保麻呂、賜久米連姓、姓氏錄に見えたる、久米朝臣久米臣など、何れも皆異姓なり、）姓氏錄に、（左京神別天神）久米直、高御魂命八世孫、味耳命之後也、また（右京神別天神）久米直、神魂命八世孫、味日命之後也、（この味耳と味日とは、一を聞ゆれば、一方は誤字なるべし、）これら此氏なるべきか、（此氏ならば、天津久米命、若くは大久米命之後也、とあるべきことなるに、然らざるは、なほ疑はし、但し此久米直の次に並びて、浮穴直あると、伊豫國、久米郡と浮穴郡と並びたると、）續後紀に、承和元年五月、伊豫國人正六位上浮穴直千繼等、賜姓春江宿禰、千繼之先、大久米命也、（とあると、彼此を合せて思へば、由ありて、此氏なるべく思はる、）

於是詔之、此地者、向韓國眞來通笠沙之御前而、朝日之直刺國、夕日之日照國也。故此地甚吉地、詔而。於底津石根。宮柱布斗斯理。於高天原氷椽多迦斯理而。坐也。

於是詔之云々、此處の文は、かならず於是、詔肉韓國、眞來通笠沙之御前、而詔之、此地者朝日之云々、とありけむを、詔之此地者の五字、錯れて上に移り、詔字脫、（但し是は書紀に依て、姑詔とするなり、其字は如何にもあるべし、）肉字は、向に誤れるものなり、故今は其如く訓つ、（又は詔肉韓國眞來通、到坐笠沙之御前而、とありけむ、到坐二字、脫たるにもあるべし、）其故は、書紀に、

あり、續紀、文武天皇の大嘗には、大伴宿禰手拍、竪楯桙と見ゆ、手拍は名なり、）大伴、大田宿禰、條には、高魂命六世孫、天押日命とあり、また佐伯宿禰、大伴宿禰同祖、道臣命七世孫、室屋大連公之後也、（佐伯は、室屋大連の時に分れたる故に、其後也と云るなり、さて此外に、姓氏錄に、大伴連、榎本連、神松造、大伴大田宿禰、佐伯日奉造、高志連、高志壬生連、林宿禰、家內連、佐伯首、大伴山前連、仲丸子、など云姓、皆大伴の支別なり、又三代實錄五の十七葉三十三葉に、大伴氏の事見えたり、考へ見べし、）類聚國史に、弘仁十四年四月壬子、改大伴宿禰、爲伴宿禰、觸諱也、（淳和天皇の御諱を、大伴と申せり、抑古へ姓にも名にも何にも、大と云は、崇め稱美たる物なるに、今此氏、罪なきに大てふことを除かれたるは、こゝろうし、必大のかはりに、美稱を添まほしきわざなり、右に引る萬葉七卷なる哥の詞などに依て、廣伴宿禰などこそあらまほしけれ、）日本紀略に、天慶六年七月一日癸未、賜參議正四位下伴宿禰保平、爲朝臣、○久米直、の米てふ名義、又其地名などの事は、下傳十九白檮原宮段、大久米命の下に云べし、直は加婆泥なり、上（傳七の末十九氏の加婆禰の事の下）に出、さて此氏の事、上に云るが如し、中卷倭建命段に、平國廻行之時、久米直之祖名七拳脛、恒爲膳夫、以從仕奉也とあるは、此氏か、（書紀には、たゞ七掬脛とのみありて、姓は見えず、爲膳夫は、此氏には、似つかはしからぬこゝちす、）此外に（大久米命をおきて、）二記に、此氏人見えたることもなし、（書紀にも、神代卷此段には、來目部遠祖とあれば、一の氏と聞えたるを、其外は、神武卷よりこなた、たゞ來目部、又は大久目などのみありて、姓と聞えたるはなく、たゞ物部などの類にて、武事を以て、仕奉る者の職とぞ聞えたる、さて孝德紀に、來目臣

部連目、爲大連、(大連も後世の大臣の如し、上代には、臣姓の人をば、大臣とし、連姓の人をば、大連として、政を執しむ、大連てふ號は、垂仁巻に始めて見ゆ、)此御代に、大伴氏より分れて、佐伯氏と云出來たり、(姓氏錄に見えて、下に引り、)其より大伴佐伯と相並べり、さて後に、大伴金村てふ人も、大連なりき、孝德天皇の御世に、大伴長德連、右大臣たり、(其子御行卿は、大納言にて、大寶元年正月に薨られて、右大臣を贈給へり、是贈官の始なり、)天武天皇十三年、十二月戊寅朔己卯、大伴連佐伯連、賜姓曰宿禰、姓氏錄に、(左京神別)大伴宿禰、高皇産靈尊五世孫、天押日命之後也、初天孫彦火瓊々杵尊神駕之降也天押日命大來目部、立御前、降于日向高千穗峯、然後以大來目部、爲天靫負部、天靫負之號、起於此也、雄略天皇御世、以天靫負、賜大連公、奏曰、衞門開闔之務、於職已重、若一身難堪、望與愚兒語、相伴奉衞左右、勅依奏、是大伴佐伯二氏、掌左右開闔之緣也、(此文、大來目部の上に帥字無く、又天靫負とは、大來目部を云來れるを、雄略御世に至て、此號を、大伴大連には賜へるなり、然れば上に久米氏の事を、此記に依て、己が云る趣、此と合り、さて後に近衞府衞門府兵衞府を共に、由介比乃都加佐と云も、此天靫負より出たるなり、さて大連公とは、室屋大連を云なり、書紀景行巻に、日本武尊居甲斐國酒折宮、以靫部賜大伴連之遠祖武日とあるは傳の異なるなるべし、愚兒語とは、雄略紀に、大伴談連とありて、談此云箇陀利とある人なり、此氏人衞門事は、江家次第、御即位儀に、開章德興禮兩門、伴佐伯、帶劒着五位禮服、率門部三人、入自兩門、居會昌門內左右廂胡床云々、次伴佐伯兩門下壇、對北面立、次令門部開門、還本座、諸門皆應、各還云々、兩氏閉門云々、また大嘗會儀に、伴佐伯宿禰、開大嘗宮南門と

由伎登利於保世、山河乎伊波禰左久美豆、布美等保利、久爾麻藝之都々、云々など見ゆ、○大伴連
大伴とは、多くの伴を帥るを以て云か、又此氏の伴の、多く廣き由か、萬葉七（四丁）に、靫懸流、
伴雄廣伎、大伴爾とあり、又八十持緒の中にも、此伴を、殊に崇め稱美て、大伴とは云か、萬葉廿（五
十一丁）に、大伴乃、宇治等名爾於幣流（宇治は氏なり、）と、家持卿のよまれたるなどを思ふ
べし、續紀（天平勝寳元年）の詔に、又大伴佐伯宿禰波、常母云久、天皇朝守仕奉事、顧奈波人等
爾阿禮波、汝多知乃祖止母乃云來久、海行波美豆久屍、山行波草牟須屍、王乃幣爾去曾死米、能杼
爾波不死止、云來流人等止奈母聞召須、是以遠天皇御世始豆、今朕御世爾當豆母、内兵止、心中古
止波奈母遣須云々、（萬葉十八に長哥あり、考ふべし、）又（天平寳字元年）詔に、又大伴佐伯
宿禰等波、自遠天皇御世、内乃兵止爲而仕奉來、云々と見ゆ、さて上に引る如く、書紀神武卷に、大
伴氏之遠祖日臣命、帥大來目、督將元戎と見え、古語拾遺には、遠祖神武天皇東征之年、大伴氏遠
祖日臣命、帥督將元戎、剪除兇渠、佐命之勳、無有比肩、など見えて、此氏は、祖神天忍日命よりして、世
世もはら武事を以て、皇朝の御守衞とある職なり、（後世の左右近衞大將、左右衞門督、左右兵
衞督、などの職の如し、然れば後の稱を以ていはゞ、かの中臣忌部五部などは、文官、此大伴久米
などは、武官なり、然るを後には、文を尊ばる、故に六衞府は、太政官より卑きを、上代には、武を
尊ばれし故に、此氏など甚尊かりき、）さて書紀垂仁卷に、大伴連遠祖武日と云人見ゆ、（此人、
倭建命の、東國征たまふ時にも、御從せられたり、垂仁卷に出たるは、廿五年なるを、其より景行
天皇の四十年までは、百十五年なり、命長かりし人なりけむ、）雄略卷、御世始に、大伴連室屋、物

に、まづ此物をいへり、）又九（三十五丁）に、白檀弓、靫取負而、廿（十九丁）に、麻須良男能、由伎等里於比弖などあり、○頭椎之大刀は、白檮原宮段の哥に、久夫都々伊とある、是なり、（椎を延て、都々伊と哥へるなり、）書紀に、頭槌、此云箇輔豆智、また神武卷に、頭椎劒、神功卷の哥に、句夫菟智などあり、さて輕島宮段御哥に、加夫都久麻肥とあるは、頭衝眞日にて、是頭を加夫と云る例なり、（頭を振を、俗に加夫理布流と云もこれなり、）其を久夫とも通はし云るなり、さて此大刀は、書紀私記に、頭槌劒名、其頭曲といひ、纂疏に、頭槌者、劒首如槌也、今隼人所帶之劒、有此形也、とあるが如し、（劒の頭石にて、槌の形に似たるを、大和國の三輪山のあたりの土中より、掘出たりと云を見たりと、谷川氏云りき、）○取佩、萬葉五（九丁）に、都流岐多智、許志爾刀利波枳、佐都由美乎、多爾伎利物知提、十九（十四丁）に、劒刀、許思爾等理波伎、などあり、○天之波士弓、天之眞鹿兒矢は、共に上に出、（傳十三天若日子の段下）○取持、萬葉十九（四十丁）に、手束弓、手爾取持而、○手挾、同六（十四丁）に、得物矢手挾、十六（卅丁）に比米加夫良、八多婆左彌、廿（四十二丁）に、伊乎佐太波佐美などあり、書紀云、手時大伴連遠祖天忍日命、帥來目部遠祖天槵津大來目、背負天磐靫、臂著稜威高鞆、手捉天梔弓天羽々矢、及副持八目鳴鏑、又帶頭槌劒、而立天孫之前、遊行降來、萬葉十八（二十一丁）に、大伴等佐伯氏者、云々、梓弓、手爾等里母知弖、劒大刀、許之爾等里波伎、安佐麻毛利、由布能麻毛利爾、大王能、三門乃麻毛利、云々、廿（五十丁）に、比左加多能、安麻能刀比良伎、多加知保乃、多氣爾阿毛理之、須賣呂伎能、可未能御代欲利、波自由美乎、多爾藝利母多之、麻可胡也乎、多波左美蘇倍弖、於保久米能、麻須良多祁乎々、佐吉爾多弖、

神は、此記にては、天忍日命と、相並ばして、同列なる趣にして、白檮原朝段にも、大伴連之祖道臣命、久米直之祖大久米命二人、云々と、相並べ云て、其大久米命の事、なほ處々に見えたり、然るを書紀には、彼卷にも、大伴氏之遠祖日臣命、帥大來目、督將元戎、また大伴氏之遠祖道臣命、帥大來目部、などありて、（これらの大來目は、一人の名とも聞えず、）大久米命と云人も無し、此にも天槵津大來目とあるは、（此は一人の名とは聞ゆれども、）命とも云ず、たゞ天忍日命の下に屬る神にて、共に此記の趣と異なり、此二の傳、何れか正しからむ、知がたけれども、此記に依て考るに、久米直は、白檮原御世、大久米命などまでは、大伴と相並びたる氏なりしを、其子孫に至りては、痛く衰へて、（後の御世々々には、大伴と相並びたること見えず、いと微にして、世々に聞えたる人もなし、）大伴氏のみ榮えたりしほどに、久米は其下に屬る者になれりしを、（書紀雄略卷に、詔大伴室屋大連、使來目部云々、などあるを見れば、當時既く大伴の下に屬りと見ゆ、）書紀は、神代卷をも、神武卷をも、後に其子孫の衰へたる時の趣を以て、記されたる物と見えたり、萬葉十八（二十一丁）家持卿哥に、大伴能、遠都神祖乃、其名乎婆、大來目主登、於比母知弖、都加倍之官、とよまれたるも、大伴の祖神の、大久米を帥主れる由にて、書紀の趣なり、姓氏錄の趣は、此記と合へり、（下に引り、）○天之石靫、靫は上（傳七御宇氣比の段下）に出、石は、例の堅き由なり、萬葉三（五十九丁）に、大伴之、名負靫帶而、（名負靫の事、姓氏錄に見えて、下に引り、考へ合すべし、又書紀孝德卷、踐祚處に、大伴連長德、帶金靫、立於壇右云々、）七（四丁）に、靫懸流、伴雄廣伎、大伴爾、など有て、靫は、殊に大伴久米に由縁あるなり、（故大刀弓矢よりも先

山なり、又風土記には、稻穗の古事も、臼杵郡なる方に記せれど、是はた今の現に、霧嶋山にのこれり、又神代の地名、多く大隅薩摩にあり、彼此を以て思へば、霧島山も、必神代の御跡と聞え、又臼杵郡なるも、古書どもに見えて、今も正しく、高千穗と云て、まがひなく、信に直ならざる地と聞ゆれば、かにかくに、何れを其と、一方には決めがたくなむ、いとまぎらはし、なほ下に高千穗宮とある處に、論ふを考へ合すべし、(傳十七の末)

故爾天忍日命天津久米命二人。取負天之石靫。取佩頭椎之大刀。取持天之波士弓。手挾天之眞鹿兒矢。立御前而仕奉。故其天忍日命。此者大伴連等之祖。天津久米命。此者久米直等之祖也。

天忍日命、名義ことなることとなし、古語拾遺に、高皇產靈神の御子とせり、御子とは、子孫の謂なるべし、姓氏錄にて知らる(下に引り、)三代實錄に、貞觀十五年十二月廿日、授河內國正六位上天押日命神從五位下、(此は神名式に、志紀郡、伴林氏神社とある社なるべし、此林氏神社は、)貞觀九年二月、預官社、姓氏錄、河內國神別に、林宿禰あり、大伴宿禰同祖なり、又續後紀、承和二年十月、河內國人、林連馬主、賜姓伴宿禰とあり、)神名帳に、山城國葛野郡、伴氏神社、(大、月次新嘗、)續後紀に、承和元年正月、山城國葛野郡上林鄕地方一町、賜伴宿禰等、爲祭氏神處とあり、又式に、信濃國佐久郡、大伴神社もあり、)此も此神を祭れる社にや、○天津久米命、書紀には、大伴連遠祖、天忍日命、帥來目部遠祖、天槵津大來目とあり、(古語拾遺も同じ、)此事いとうたがはし、此

わきまへがたし、鋒の方に、横手ありて、十字の形の如し、又同じさまなる矛、今一ツ立るは、近世に、嶋津義久朝臣の、新に造りて、建添られたるなりとも、又は鹿兒嶋の商人、池田某と云し者、此山の神を深く仰ぎ奉りけるが、眞鍮を以て造りて、建たるなりとも云フは、いづれか實ならむ、)かかれば曰杵郡なる高千穗山も、諸縣郡なる霧嶋山も、共に古書にも見え、現に凡ならざる處なるを、(然るに此二ツの山を、混へて一ツの如く云る説は、いとおほろかにして、委くも考へざる、ひがことなり、)皇孫命の天降坐し御跡は、何れならむ、(さだめがたし、其故は、まづ書紀の高千穗と、槵日二上とをば異山として、高千穗は、曰杵郡なるを其とし、槵日二上は、霧嶋山とするときは、二處共に、其御跡なりと云べけれど、風土記に、曰杵郡なるを、高千穗、二上峯とあれば、二上も、曰杵郡なる方と聞えたるを、又書紀には、襲之高千穗峯とある、襲は、大隅なる地名なれば、此は高千穗と云も、霧嶋山の方とこそ聞ゆれ、然るに又、曰杵郡なる高千穗山をも、今時二上山と云て、まことに此レも、中央に二峯ありて、然云べき山なりと、國人語れり、又二神明神と云フもあり、槵日村槵觸が嶽など云名もありとぞ、然る名どもは、後世につけたるも知リがたければ、證としがたけれど、風土記にしも、二上之峯とあり、凡て風土記は、正しく其國にして、古き傳説を記せる物なるに、此曰杵郡なるをのみ記して、霧嶋の方をば記さぬを思へば、霧嶋は非るが如くなれども、古ヘの風土記どもは、たゞ書紀釋と、仙覺が萬葉抄などゝに、往々引るのみこそ遺りたれ、全きは傳はらざれば、其全書には、霧嶋山の事も、記したりけむを、彼書どもには、其レをば引漏せるも知リがたし、霧嶋山の方も、正しく峯二ツ有リて、二上なり、凡て古ヘに二上山と云るは、皆峯二ツある

焉とあるは、此山のことなるべし、書紀に襲之高千穗峰ともあればなり、（そも〳〵此山の事、委く聞に、霧山とも霧嶋山とも云て、東なる峰は、日向國諸縣郡、西なるは、大隅國噌唹郡なり、東なる峰、殊に高くして、鉾峰といふ、頂に神代の逆矛とてたてり、詣る者これを拜む、語傳へて云く伊邪那岐伊邪那美命、天浮橋の上より、霧の海を見下し賜ふに、嶋の如く見ゆる物あるを、天沼矛を以て、かきさぐり、其處に天降り賜ひて、其矛を、逆樣に下し給へるなり、霧嶋山と云も、此由なり、と云なるは、此邇々藝命の御古事を、彼二柱神の御事に混へて、傳へひがめたるなるべし、かくて西なる峰は、やゝ卑し、頂よりやゝ下、のぼる道の傍なる谷には、常に火燃あがる、さるゆゑに、火氣布峰と云、日向の言に、常を氣布と云故なりとぞ、又此火、時によりて、いみしく熾に燃上りて、黑烟天におほひ、石砂遠く飛散ことあり日向大隅薩摩の國人ども、神火と云て、畏み拜むとぞ、霧嶋明神の社は、麓にあり、大なる社なりとぞ、凡そ此山の内、夏のころ、きりしまつきの花盛は、目もあやなりとぞ、其外あやしき樹ども、くさ〳〵あり、山半より上には、樹は一もなくて、たゞこまかなる燒石のみなりとぞ、又山の内に、處々大なる池多く有て、大なる蛇すめりとぞ、さて此山、つねに登詣る人多きを、暴に霧の越りて、大風吹出、地とゞろき、おどろ〳〵しき音して、闇の夜の如く暗がりて、路も見え分ぬばかりになることありて、ともすれば、此霧におぼゝれ、風に吹放たれて、亡なる者もあり、然るに神代の故實と云て、いはゆる先達なる者、人に敎へて、手ごとに稻穗を持せ行て、もし此霧おこりぬれば、其を以て、拂ひつゝゆけば、しばしがほどに、天明りて、事故なしとぞ、さて峰に立るかの御矛は、長さ八九尺許ありて、鉄にや石にや、

稱すとなり、と云るは、山名には由なく聞ゆ、）久士布流は、靈異ぶるにて、書紀に、槵日ともあると同じ、（槵は皆借字なり、）布流と備とは、同言の活用けるなり、多氣は、萬葉に高とも書る意にて、（竹も、高く立伸る物なる故の名なり、物の立る高さを、長と云も、此意なり、されば立たる物ならで、凡て物の長さを、多氣と云は、誤なり、）高き山を云り、さて此山の事、上にも云る如く、其とおぼしき、二處に有て、いとまぎらはし、其一は、今も高千穗嶽と云て、かの風土記に見えたる、臼杵郡なる是なり、和名抄にも、日向國臼杵郡智保郷あり、續後紀十三に、日向國無位高智保皇神、奉授從五位下、（この日向國三字、印本には誤りて、皇神の下にあり、今は古本に依て引り、）三代實錄一に、授日向國從五位上高智保神、從四位上と見ゆ、（又和名抄に、肥後國阿蘇郡にも、知保郷あるは、日向の智保と、つゞきたる地にて、一か、はた別なるか、知らず、）かくて此山は、日向國の北の極にて、豐後國の堺に近し、（肥後の宇土八代などより、日向の延岡に通ふ道の、北方にあり、）其あたりを今も、高千穗莊と云とぞ、（これ智保郷なるべし、今世延岡なる主の領地にて其處に近し、延岡は、舊名縣と云し處なり、）今一は、諸縣郡にありて、霧嶋山と云、神名式に、日向國諸縣郡霧嶋神社、續後紀六に、日向國諸縣郡霧嶋岑神、預官社、三代實錄一に、授日向國從五位上霧嶋神從四位下、とあり、此山は、日向國の南の極にて、大隅國の堺なり、（神代紀に、二上とあるごとく、）東西と分れて、峰二あり、（山下に、東霧嶋西霧嶋と云村もあり、）西なる峰は、大隅國に屬り、續紀に、延曆七年七月己酉、太宰府言、去三月四日戌時、當大隅國贈於郡曾乃峰上、火炎大熾、響如雷動、及亥時、火光稍止、唯見黒烟、然後雨沙、峰下五六里、沙石委積可二尺、其色黒

千穗之久士布流多氣、(久士布流は、書紀に、槵觸と書き、又槵日ともあるに依らば、久志夫流とあるべきに、假字の清濁の違へるは、これ上代の音便にて、士を濁り、布を清しと聞えて、上なる肥國の亦名も、豐久士比泥別とあるに同じ、此事、傳五、大八島成出の段下に云り、考合すべし、多氣の多も、古は清てぞ唱へけむ、)此山名、書紀に見えたるは、上に引るが如し、又一書には、日向襲之高千穗添山峯ともあり、(襲は、姓氏錄序にも、天孫降襲とあり、此襲の事は、上熊曾國の下、傳五に委くいへり、)さて今皇孫命の、此山にしも降着坐りしことは、書紀に、猿田彥神に、天鈿女復問曰、汝何處到耶、皇孫何處到耶、對曰、天神之子則、當到筑紫日向高千穗槵觸之峯、云云、果如先期、皇孫則到筑紫日向高千穗槵觸之峯とあれば、元より然るべき所由ありしことなるべし、(當到は、イタリマスベシと訓ても、到給へと敎ふるには非ず、到坐むことを知れる故に、告るなり、故下に果と云り、)萬葉廿(五十丁)に、比左加多能、安麻能刀比良伎、多可知保乃、多氣爾阿毛理之云々、さて此山は、日向國風土記に、臼杵郡内知鋪鄕、天津彥々火瓊々杵尊、離天磐座、排天八重雲、稜威之道別々々而、天降於日向之高千穗二上之峯、時、天暗冥晝夜不別、人物失道、物色難別、於茲有土蜘蛛、名曰大鉗小鉗、二人奏言皇孫尊、以尊御手、拔稻千穗、爲籾、投散四方、得開晴、于時如大鉗等所奏、搓千穗稻、爲籾、投散、卽天開晴、日月照光、因曰高千穗二上峰、後人改號知鋪と見えたり、(鉗字、萬葉抄に引たるには、鉺とあり、いづれよけむ、後人改とは、文字を改めたるをいふ、)名意、高千穗は、此風土記に云るが如くなるべきか、(或說に皇孫命齋庭の穗を御す故に、其都に、供粢盛田ある、故の名なり、今も其田の蹟ありて、里人不蒔稻と

之而などある立之に同くて、橇に乘て、發し行意なり、かゝれば此師の考へ、面白くして、此處の凡てのさまも、聞えたるが如し、然れどもなほよく思ふに、橇の事、書紀の傳どもに見えず、又天浮橋を云る例、何れも於多々斯とあれば、於は誤字とも思はれねば、用理とは訓がたく、多々斯は、即浮橋に立すことの如く聞ゆれば、定めがたし、故なほ思ふに、宇岐士摩理は、下巻なる平群鮪臣の哥に、大君の御子の柴垣夜布士麻理斯麻理母登本斯どある、士麻理と、同じからむか、と思はるゝ由もあり、又蘇理もいさゝか思ひよれることもあれども、それなほさだかにも思得ず又一思ふに、於天浮橋とあるに依るに、宇岐士麻理云々は、浮橋を下り竟給ひて後の事には非ず、方に浮橋を下り給ふ間の事なれば、其間に、浮橋の傍に浮洲のある處あるに、道を曲て、立寄賜ひて其浮洲に、暫留り立賜ひて、國を臨觀て、降到賜ふべき地を、着定めて、さて高千穗峯には降坐しにやあらむ、若然らば、浮洲は、天浮橋の傍に屬て、空中にある洲なり、故浮洲とは云か、さて物の形の曲るを、蘇流といへば、蘇理とは、かの浮洲へ道を曲て、立寄給ふを云なり、鷹などの、あらぬ方へ行をも、蘇流と云り、又は蘇理は、書紀一書に、高千穗添山峯ともありて、添山此云曾褒里能耶麻とある添は、萬葉に川之副、山之副、又蘇比乃榛原などいへる副と同くて、片つ方に倚れる處を云て、かの頓丘と意相近し、頓丘は、片よれる丘なること、傳十三天若日子の段下頓使の條に云るが如し、又胸副國とある副も、添に同じければ、蘇理は蘇本理にて、浮洲の内の、片よりて小高き處を云るにもあらむか若然らば、云々蘇理爾多々斯と訓べきなり、すべて此等の考へども姑此記の文の次序に就て、試に云るのみなり、)なほよく考ふべきことなり、○高

なり、脊肉空國とは、其あたりの總てのさまを云るなり。）一書に、降到於日向槵日高千穗之峯而脊肉胸副國、自頓丘覓國行去、立於浮渚在平地、乃云々、（胸は借字にて、空の意なり。副の事は下に云〕一書に、到於日向襲之高千穗、槵日二上峯天浮橋、而立於浮渚在之平地云々、などあり、此らと相照して考るに、此記と彼記と、異なること多くして、互に疑はしきことあり、そはまづ天浮橋は、天上より往來ふ道の橋なるを、書紀には、自二上天浮橋とあるは、心得ず、（此記の趣は聞えたり。）次に今世に高千穗山と霧嶋山と、別にあるを以思へば、此記に、高千穗之久士布流多氣と、一の山に云ることを疑はし、（此事は、なほ下に委く云り、書紀は何れの傳も、高千穗と槵日二上とを、二の山と見ても、聞ゆるなり。）次に宇岐士摩理云々、宇岐士摩理は、書紀の浮渚在と同じければ、（彼訓注の、爾磨利の爾字は、ジと讀べし、此記の士に當れり、ニ。マリ。と讀は非なり、書紀の假字は、漢音をも多く用ひたる例なり。）浮洲有と聞えたるに、蘇理と云ることゝ、かの平處とさらに似ずして、いかなることゝも、解がたし、又於天浮橋とある於も、此は聞えがたく、且此事、高千穗峯に降着坐より先にあるも、次第穩ならず聞え、（此事、書紀には、二上峯に降坐ての後にあるぞ、然るべく聞えたる。）又多々斯弖の下にも何とかや、言足ぬこゝちぞする、此わたり、脫も亂れもしたる言やあらむ、（師本には、天浮橋ヨリと訓て、蘇理の傍に、橇字を注されたり、其說は聞ざれども、橇は、史記禹本紀に、泥行乘橇と見え、堀川院後百首に忠房、初御雪降にけらしなあらち山越の旅人蘇理に乘まで、とよめる物なり、宇岐士摩は、地の堅まらずて、浮て泥の如くなる處なる故に、此物に乘て、行去賜ふなり、多々斯弖は、萬葉三に、和豆香山御輿立

段)に云り、都は清音なることも、彼處に云るが如し、知和岐は、書紀に、道別とか、れたる如く、道を排行なり、(上なるは躰言、下なるは用言なり、さて大祓詞などに、天之八重雲乎とあるに依らば、即雲を分るなれども、此は、雲字の下に、而字もあれば、雲を分るを云には非ず、雲のみならず、何物にまれ、凡て分通るを云なり、) 書紀に、稜威之道別道別而、大祓詞に、天之八重雲乎、伊頭乃千別爾千別弖、天降依左志奉支、(遷却祟神祝詞にもかくあり、) また天津神波、天磐門乎、押披弖、天之八重雲乎、伊頭乃千別爾千別弖所聞食武、ともあり、〇註に、十字以音とある、十字、舊印本などに、七と作るは、誤なり、(そは知和岐三字の落たる本に就て、さかしらに改めしなるべし、) 今は眞福寺本延佳本に依れり、〇天浮橋、上に出たり、續後紀、興福寺僧等が長哥に、茜刺志、天照國乃、日宮能、聖之御子曾、瓠葛、天能梯建、踐歩美、天降利坐志々とよめり、〇宇岐士摩理、蘇理多々斯弖、此語甚心得難し、まづ此處、書紀には、天降於日向襲之高千穗峯矣、既而皇孫遊行之狀也者、則自槵日二上天浮橋、立於浮渚在平處、(立於浮渚在平處、此云羽企爾磨利陀毘羅而陀々志、) 而、膂肉之空國、自頓丘覓國行去、(こは高千穗峯に先降着坐て、然て都として鎭坐べき地を、覓め遊行せ賜ふ狀を云るにて、槵日二上は、高千穗と別なりと聞え、天浮橋は、其二上より下る道のごと聞ゆ、そは天上より上下ふ橋に准へて、高山より平地に下る道をも、天浮橋と云るか、此事なほ次に論へり、さて其浮橋より下りて、浮渚のある、平なる處に立賜ふなり、さて膂肉云々は、頓丘より、膂肉の空國を行去て、國を覓給ふと云ことなり、空國乎と訓べし、然らざれば、聞えぬ文なり、其あたり浮渚なる故に、小高き頓丘を傳ひて、空國の内を、行去過たまふな

の詔命を以て、分為をいふ語に非るが故に、今は詔字をば除て讀ず、此離をも、波那禮と訓つ。）
○天之八重多那雲、書紀に、且排分天八重雲とあり、出雲國造神賀詞に、天能八重雲乎押別豆、萬葉二（二十七丁）に、天雲之八重掻別而、（一云、天雲之八重雲別而、）十一（二十八丁）に、天雲之八重雲隱、など見えたり、（又二に、天雲之五百重之下爾、下とは裏を云、十に、白雲五百重などもあり。）多那は、棚引にて、虚空に覆ひ亘るを云、（萬葉に多く、輕引とも書る、輕字は、虚空に浮べる意以て書るなり、薄き意には非ず、又書紀序に、清陽者薄靡而為天、この薄靡をも、タ。ナ。ビ。キ。と訓たれども、これらの字は、多那毘久と云言の、本の意にはかなはず、輕字薄字などに就て思ふべからず、多那毘久は、虚空にひろく覆ひ亘る意なり、萬葉に、霏霺靄また陣雲なども書たり。）萬葉七（五十五丁）に、棚霧合雪毛零奴可、十三（二十四丁）に、棚雲利雪者零來奴、（又登能具毛流とも多くよめる、多那と登能と通音にて同じ、多那毘久を、輕引とも書、又かの薄靡の字などに依て、登能具毛流を、薄く曇ることゝ心得るは誤なり、薄曇りて、雨雪は零ものに非ず。）などある棚と同じ、（棚と書るは、もとより借字ながら、此棚と云物も、雲霧などの、空に覆へるは同じさまにて、空に構ふる故に名けたるなれば、本は同意なり。）○伊都能知和岐知和岐豆、（舊印本又一本などに、知和岐の三字脫たり、今は眞福寺本延佳本に依れり、但眞福寺本は、下の岐字を脫せり、師云、爾字も脫たるべきを、延佳も、知和岐三字のみ補ひて、爾を脫せりと云れつれど、眞福寺本にも、爾字は無し、如此重ぬる詞の例、中間に爾てふ辭無くても云り、書紀に、神祝祝之、此云加武保佐枳保佐枳々、などあるがごとし。）伊都の事は、上（傳七御宇氣比の

士摩理。蘇理多多斯弖。自宇以下十一字亦以音天降坐于竺紫日向之高千穗之久士布流多氣。自久以下六字以音

故爾詔、この詔字いかゞ、上に既に、科詔日子番能邇々藝命云々とありて、其下の趣を見るに、此處は此詔字と、命の下の而字と、無くて、宜きなり、(上にも云る如く、凡て此御天降段は、一事づつ分て、別に記せる如くにて、次第の穩ならぬ處などあり、其が中にも殊に此は、此詔字ありては次々の文讀がたし、彼と此と混る、故なり、其由は下に云べし、) 故今は、此二字を除きて訓つ、○天之石位、書紀に、皇孫乃離天磐座云々、天磐座、此云阿麻能以簸矩羅、また皇孫於是脫離天磐座など見え、また引開天磐戸ともあり、(神武卷には、此の事を、闢天關披雲路とあり、闢字は闕の誤か、) 大祓詞に、天之磐座放とあり、(遷却祟神祝詞同じ、) 位は座と同じ、(久羅韋は座居の意なり、又人の坐處のみならず、物を居る臺などをも、久羅と云り又倉鞍なども、同意の名なり、) 石は、堅固きよしなること、石屋戸段に云るが如くなれば、たゞ高天原なる大殿にて、此尊の坐々御座を云なり、○離は、波那禮と訓べし、(波那禮は、自離る、を云言なり、若上なる詔字に依らば、波那知と訓べし、波那知とよむときは、大御神の詔命を以て、令離を云言なり、書紀一書に、乃用眞床覆衾、裹皇孫、而排披天八重雲、以奉降とあるは、其趣の語なり、大祓詞なども然なり、然れども、これらは下に、奉降、或は依左志奉などある故に、其趣に訓て宜きを、此處は、下に然る言はなくして、天降坐とあれば、其まで皆、皇孫命の御自の御上より云る語にて、大御神

興せしなるべし、然れば玉作を玉祖と改められしも、此人の時などにやありけむ、仁賢紀に、玉作部鯽魚女が生る子に、麁寸と云あり、されど其父は、山寸とありて、姓は見えず、式に大和國宇智郡、荒木神社あり、大荒木森と云は是なり、さて兵範記の、久安五年の處に、木工允玉祖親宗と云人見えたり、後世には、此姓の人めづらし、）また（右京神別）忌玉作、高魂命孫、天明玉命之後也、天津彦火瓊々杵尊降幸於葦原中國時、與五氏神部陪從皇孫降來、是時造作玉璧以爲神幣、故號玉祖連、亦號玉作連、（此氏は、本は玉祖連と同姓ながら、かの大荒木命の子孫に非るが故に、本の儘に玉作と云なるべし、此外にも、續紀廿八に、玉作金弓、卅一に、遠江國城飼郡主帳、玉作部廣公、など云人も見えたり、さて此に、天明玉命とあるは、玉祖命とは、別神の如くにも聞ゆれども、猶同神なり、其由は、傳八天石屋戸段に云り、又號玉祖連、亦號玉作連と云るは、此天明玉命の子孫の中に、後に玉祖連と云と、玉作連と云と、二色あるよしなり、玉祖連を、亦玉作連とも云と謂にはあらず、）式に、河内國高安郡、玉祖神社、和名抄に、同郡玉祖、（多末乃於也）郷、又式に、周防國佐婆郡、玉祖神社二座、（三代實錄、貞觀九年三月十日、周防國從四位下玉祖神、授從三位、日本紀略に、康保元年四月二日、授周防國坐正二位玉祖神、從一位、）抄に、同郡玉祖、（多萬乃於也）郷あり、

故爾詔天津日子番能邇邇藝命而。離天之石位。押分天之八重多那（此二字以音）雲而。伊都能知和岐知和岐弖（自伊以下十字以音）於天浮橋。宇岐

へあることにや、）又抄に、伊豆國田方郡、鏡作加々美豆久里、○玉祖命、石屋戸段に見ゆ、○玉祖連、書紀に、玉作上祖玉屋命、（玉作を、タマスリと訓はわろし、）と見え、又其石屋戸段にも、玉作また玉作部とあり、（玉作部、垂仁紀にも見ゆ、此記玉垣宮段に、玉作人、）又仁賢卷に、難波玉作部鯽魚女と云人見ゆ、（今も難波に玉造と云地名あり、）大殿祭祝詞に、齋玉作等我、持齋波利、持淨麻波利、造仕禮留、瑞八尺瓊能、御吹支乃五百都御統乃玉爾、（云々）古語拾遺に櫛明玉命、出雲國玉作祖也、（傳八石屋戸の段下考合すべし、拾遺に、又神武段に、櫛明玉命之孫、造御祈玉、其裔今在出雲國、毎年與調物、貢進其玉、とある、此は臨時祭式、出雲國造奏神壽詞とき、獻る物の中に、玉六十八枚云々と見えて、彼詞に、此玉の事見え、又同式に、凡出雲國所進、御富岐玉六十連云々毎年十月以前、令意宇郡神戸玉作氏造備、差使進上と見ゆ、拾遺に、毎年貢進とあるも、大殿祭詞に云るも、是なり、）式に、出雲國意宇郡、玉作湯神社、風土記に、同郡に玉造川と云もあり、又式に、近江國伊香郡、玉作神社、和名抄に、陸奥國玉造、（太萬都久里）郡、駿河國駿河郡玉造、（多萬都久里）土佐國安藝郡玉造、（多萬都久利）さて右の書どもにはみな、玉作とのみありて、玉祖と云ことは、見えざるに、此に玉祖連と擧げ、書紀にも、天武卷十三年十二月戊寅朔己卯、玉祖連、賜姓曰宿禰とあるは、此氏本はみな玉作と云けむを、やゝ後に、祖神の御名を取て、玉祖とは改められたるなるべし、姓氏錄に、（右京神別）玉祖宿禰、高御牟須比乃命十三世孫、大荒木命之後也、又（河内國神別）玉祖宿禰、天高御魂乃命十三世孫、建荒木命之後也、又大荒木、又大荒田、（これらに、祖神玉祖命を擧ずして、大荒木命之後也とあるは、此人の時に、中ごろ家門を

紀、寶龜元年九月の令旨に、以去天平寶字九歳、改首史姓、並爲毘登、彼此難分、氏族混雜、於事不穩、宜從本字とあるは、首を、毘登とせられしことも、暫ありしなり、○天宇受賣命、書紀に、猿女君遠祖、天鈿女命とあり、○猿女君の事は、次卷（傳十六の始）に云べし、○伊斯許理度賣命の事、上石屋戸段に云り、○鏡作連、書紀に、天武天皇十二年十月乙卯朔己未、鏡作造、賜姓曰連とあり、此につきて、疑はしきことあり、凡て此記の諸姓を記せる例、當時の加婆泥にはかゝはらず、皆上代の隨に記せるに、（此なる中臣連忌部首玉祖連なども然なり、）此鏡作氏を、連と記せるは、如何ぞや、若はもと造とありけむを、後に連字には誤れるにや、（中臣玉祖などの例を見て、妄にさかしらに、改めしにもあらむ、）書紀神代卷、古語拾遺などには、たゞ鏡作、また鏡作部などのみ有て、加婆泥を擧たること餘には見えず、さて此氏の事、古語拾遺瑞垣朝段に、更令齋部氏、率石凝姥神裔、天目一箇神裔二氏、更鑄鏡造劍とある、是にも唯某裔とのみ云て、姓をも其人の名をも擧ず、又同書に、神祇官神部可有中臣齋部猨女鏡作玉作盾作神服倭文麻績等氏、而今唯有中臣齋部等二三氏、自餘諸氏、不預考選、神裔亡散、其葉將絶と云、世々の史にも、此氏人見えたることなきを思へば、甚く衰へたるなめり、さて姓氏錄にも載ざれば、そのかみ既く畿内には、此氏絶たりしにや、（いとも畏き大御神の御靈實をしも造奉し神の子孫の、かく絶けむことは、）甚哀きわざなりかし、和名抄に、大和國城下郡鏡作加加都久利、（加々の下に、美字脱たるか、はたもとより美を省きて云るが、）式に、同郡鏡作坐天照御魂神社、（大、月次新嘗、）鏡作伊多神社、鏡作麻氣神社、（或說に、伊多神社は、石凝姥、麻氣神社は、天糠戸を祭ると云るは、古き傳

るど、同人なり、子首と書るをも、古毘登と訓べし、首の意は古の韻にある故に、自省かれたるなり、同天武紀に、大三輪眞上田子人と云人をも、文武紀には、兒首と書れたり、此も同じ、續紀二に、忌部宿禰色布知卒、）同十三年十二月朔、忌部連賜姓曰宿禰、（古語拾遺云、至于淨御原朝、改天下萬姓、而分爲八等、唯序當年之勞、不本天降之績、其二曰朝臣、以賜中臣氏、命以大刀、其三曰宿禰、以賜齋部氏、命以小刀と云るも、中臣忌部と、神代より相並びたる氏なるに、忌部の一等貶されたるを、歎きたるなり、）延暦廿二年三月乙丑、右京人正六位上忌部宿禰濱成等、改忌部爲齋部、（此はたゞ字を改めたるなり、凡て古は、姓名なども、文字は心に隨せて、いかにも書るを、此ころは、既に其も定まれるなり、）姓氏錄に、（右京神別）齋部宿禰、高皇產靈尊子、天太玉命之後也とあり、續紀に、天平寶字三年十二月壬寅、外從五位下忌部首黑麻呂等若干人、賜姓連、忌部首融麻呂等若干人、賜姓造、（これらは同姓ながら、いまだ連にも宿禰にもならでありし族なり、）又神護景雲二年七月乙酉、阿波國麻殖郡人、外從七位下忌部連方麻呂、從五位上忌部連須美等十一人、賜姓宿禰、大初位下忌部越麻呂等十四人、賜姓連、（阿波國麻殖郡に、忌部の由緣あること、古語拾遺に委く見ゆ、）三代實錄に、貞觀十一年十月廿九日、神祇大祐正六位上忌部宿禰高善、改忌部爲齋部、其先出自高御魂命也、（改忌部の三字、今本には脫たり、古本にあり、）神名帳に、阿波國麻殖郡、忌部神社、（名神、大、月次新嘗、或號麻殖神、或號天日鷲神とあり、臨時祭式に、天日鷲神社と見ゆ、）和名抄に、阿波國麻殖郡忌部、（伊無倍）鄕など見ゆ、首は、上（傳九大國主神御祖の段下）に委く云る如く、大人の意にて、姓の下に附るは、加婆泥にて、其部の長を云、續

ものにて、正しからず、必伊美辨と書て、口には、イン。と聞ゆる如く讀むも、音便なればさもあるべし、凡て忌某と云たぐひ、皆此格なり、神を加牟と云とは、異なり、）こは諸忌部を率て、其長なる由の姓なり（自の職を以て名くるには非ず、かの中臣氏などの、卽其職を以て名るとは、異なり、）古語拾遺に、太玉命所率神名、曰天日鷲命、（阿波國忌部祖也、）手置帆負命、（讃岐國忌部祖也、）彦狹知命、（紀伊國忌部祖也、）櫛明玉命、（出雲國玉作祖也、）天目一箇命、（筑紫伊勢兩國忌部祖也、）また令太玉命率諸部神、造和幣（云々、）また宜太玉命率諸部神、供奉其職、如天上儀、また仍令天富命、（太玉命之孫、）率手置帆負彦狹知二神之孫、以齋斧齋鉏、始採山材、構立正殿、（云々、）採材齋部所居、謂之御木、造殿齋部所居、謂之麁香、また又令天富命、率齋部諸氏、作種々神寶、鏡玉矛盾木綿麻等、（云々、）また天富命率諸齋部、捧持天璽鏡劒、奉安正殿（云々、）また又令天富命率供作諸氏、造作大幣、などあるを以知べし、もと忌部とは、神を祭る種々の物を造り、又さらでも、凡て齋潔はりて、事を爲す職を云名にて、（かの採材齋部、造殿齋部の類、）齋部諸氏とあるも、諸氏の齋部なり、かくて同書に、宮內立藏、號齋藏、令齋部氏永任其職、と云、其次にも齋部氏と云るは、布刀玉命の末、忌部首をさすなり、又云至於小治田朝、太玉之胤不絕、如帶天恩、與廢繼絕、纔供其職、至于難波長柄豐前朝、白鳳四年、以小華下諱齋部首作賀斯、拜神宮頭、（今神祇伯也、）云々、作賀斯之胤、不能繼其職、陵遲衰微、以至今と云り、（白鳳は、白雉なるべし、）なほ此氏の衰を歎きたること、彼書を見べし、さて書紀に、天武天皇九年正月丁丑朔甲申、忌部首子首、賜姓曰連、則與弟色弗共悅拜、（今本に、子首の子字脫たり、上文に子人とあ

然るに、）續紀、文武天皇二年八月詔に、藤原朝臣所賜之姓、宜令其子不比等承之、但意美麻呂等者、緣供神事、宜復舊姓焉、（舊姓とは、中臣をいふ、宜復舊姓とあるによれば、此ほどは、既に藤原とのみ云て、中臣とは云ざりしなるべし、）神護景雲三年六月詔に、因神語有言大中臣、而中臣朝臣清麻呂、兩度任神祇官、供奉無失、是以賜姓大中臣朝臣、と見えたり、（此に神語とあるは、大祓詞なり、其に中臣を大中臣と云る所以は、師の祝詞考に見えたるが如し、）是より此人の子孫は、大中臣朝臣なり、此餘此姓より支別て、中臣某と云姓多し、姓氏錄に見えたり、（又天兒屋命の子孫の外にも、中臣某と云姓の、これかれ見えたるは、いかなる由にか、知らず、）○布刀玉命、書紀に、忌部遠祖太玉命、また忌部首遠祖太玉命、（誰神の子と云こと見えず、）古語拾遺に、高皇產靈神の男、天忍日命の弟にて、天太玉命（齋部宿禰祖也、）と見ゆ、神名帳に、大和國高市郡、太玉命神社四座、（並大、月次新嘗、）とあり、（三代實錄に、貞觀元年正月、從五位上を授奉賜へり、此社の坐村を、今も忌部村と云、）又古語拾遺に、阿波忌部、所居便名安房郡、今安房國是也、天富命即於其地立太玉命社、今謂之安房社、とあり、（天富命は太玉命の孫と、同書に見ゆ、）此は帳に、安房國安房郡安房坐神社、（名神大、月次新嘗、）これなり、（續後紀に、承和三年七月、安房國无位安房大神、奉授從五位下、同九年十月、奉授正五位下、文德實錄に、仁壽二年八月、特加從三位、三代實錄に、貞觀元年正月、奉授正三位とあり、今世に、洲崎大明神と申す是なり、）また后神天比理刀咩命神社、（大、これも同位階を授奉り賜へり、）○忌部首は、伊美辨能意毘登と訓べし、（和名抄に、阿波國麻殖郡の忌部は、伊無倍とあれども、そはやゝ後の音便のまゝに書る

見ゆ、道師は、神代紀に道主貴、開化天皇の御孫に、丹波道主命あり、欽明紀に、道君を、ミチノウシと訓り、然れば本より此稱有り）に、道師字を塡られたるなり、かくの如く何れも、其稱はもとよりありつれども、姓の加婆禰となれるは、此御世より始まれることなり、さて道師は、此時八色の一に定められしかども、此加婆禰の姓は、後までも、物に見えたることなし。）此より前に、中臣連大嶋とありし人を、此後には藤原朝臣大嶋とあれば、朝臣の姓を賜ひし時に、此等も藤原になれるにや、（但し持統紀には又、中臣大嶋朝臣とあり、此人は、糠手子連の孫、許米の子なり、さて又臣麻呂を、持統紀三年の處には、中臣朝臣と記し、七年の處には、葛原朝臣と記せり、これらを以て思ふに、藤原と云は、始のほどは、たゞ稱號と云物の如くにて、正しく姓にも非りけむ故に、なほ中臣朝臣とも云しなるべし、若然らずは、天武天皇の御世、朝臣の加婆禰を賜ふ處に、かならず藤原ともあるべきことなるに、たゞ中臣連とのみありて、別に藤原は見えず、然るを其時より後は、藤原朝臣とも云るを以て見れば、なほ中臣朝臣にて、藤原は別號の如くなりしと聞ゆ。）姓氏錄（左京神別）に、藤原朝臣、出レ自二津速魂命三世孫、天兒屋根命一也、二十三世孫、内大臣大織冠中臣連鎌子、（古記曰、鎌足。）天命開別天皇（諡天智）八年、賜二藤原氏一、男正一位贈太政大臣不比等、天渟中原瀛眞人天皇（諡天武）十三年、賜二朝臣姓一と見え、（或人云、鎌子はカマスと訓べし、魚名なりと云るは、いみしきひがごとなり、近きころは、かくさまのめづらしきことを云出て、學者の耳をおどろかす類おほし、ゆめまどはさるゝことなかれ、さて天武天皇の御世に、朝臣のかばねを賜へるは、中臣連なれば、不比等公も、正しき姓はなほ中臣なりけむ、

だ大和國高市郡なる、藤原の地名によれることなり、其藤原てふ地の事は、傳卅四の末藤原琴節郎女の條に云り、考見て知べし」さて此時に、藤原と云を賜へりしは、此人一人のみとおぼしくて、此後も中臣金連など云人あり、(金連は、方子連の孫糠手子連の第一男にて、右大臣なりしを、壬申年の亂に、近江の御方にて斬れ、其子も流されたりき」かくて天武天皇十三年十一月に、中臣連賜姓爲朝臣と見ゆ、(朝臣は、續紀に、阿曾美と書る處あり、吾兄臣の意なり、然るに此御時より、朝臣と書は、阿佐意美の訓を借れるのみにて、さらに此字の義には非ず、但し此字をしも當られたるには、朝廷の臣といふ意を含められたることもあるべし、さて後世にこれを、あそんと唱るは、例の音便に頽れたるなり、○天武天皇十三年十月朔日に、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓、一曰眞人、二曰朝臣、三曰宿禰、四曰忌寸、五曰道師、六曰臣、七曰連、八曰稻置、かくの如く定められて、即其日に、守山公など十三氏に、眞人の姓を賜ひ、其後つぎ〳〵に、大三輪公など五十二氏に、朝臣の姓、大伴連など五十氏に、宿禰の姓、大倭連など十一氏に、忌寸の姓を賜ひ、桑原村主訶都槻本村主勝麻呂に、連の姓を賜ひしことなど見えて、道師臣稻置などの姓を賜ひしことは見えず、又右の八色の餘の姓も、此後もなほ多し、然れば、一たびかく定め給ひしかども、全くは其如くにもあらで、止ぬることとなるべし、さて右の八色の中に、初の五は、此より以前には無き加婆禰なり、但人を崇て阿曾と云しことは、仁德天皇の大御哥に、宇知能阿曾と見え、後にも萬葉哥に、平群朝臣穗積朝臣などよめり、美を省けるなり、眞人と云稱も、ふるくより有しなるべし、天武天皇の大御名も、瀛眞人とあり、宿禰も、上代より名には多く

納るなり、太占の卜事を掌るは、神の御言を君に宣申すなり、これみな中臣の職にて、書紀に、天兒屋命、主神事之宗源者也、故俾以太占之卜事而奉仕焉、とあるが如し、）連は上（傳六御身滌の段下阿曇連の條下）に出、さて諸の姓に、職業を取れると、地名に依れると、祖名を取れると、又事を取り、物を取なぞせると、種々ある中に、此中臣などは、其職業に因れる姓なり、さて書紀神武御卷に、天種子命（種子を、タチと訓べしと云は、他の古書をも考合さゞるみだりごとなり、）と云人見えて、是中臣氏之遠祖也とあり、（家系圖に依れば、天種子命は、天兒屋命の孫なり、）次に垂仁卷に、中臣連遠祖大鹿嶋、また中臣連祖探湯主（天皇此人に仰せて、大倭大神を祭るべき人を、卜へしめ給ひし事見ゆ、）など見え、仲哀卷神功卷に、始めて中臣烏賊津連と云人見えたり、（允恭卷にも、同名の見えたるは、別人か、なほ伊賀都臣の事、續紀卅六の四十六葉考ふべし、さて此中臣は、いまだ姓にはあらで、たゞ職を云るかとも聞ゆれども、四人の名を連ね擧たる、餘の三人も、皆姓を擧たれば、此も既に姓なり、本系帳には、欽明天皇の御世に、常磐大連公に、始めて中臣連と云姓を賜ふとあれども、然には非じか、さて欽明卷に、中臣連鎌子と云人も見えたり、さて又後世までも、姓のみならず、中臣と云職もあり、神祇官中臣などある、是なり、）かくて天智紀に、八年十月丙午朔庚申、天皇遣東宮大皇弟於藤原內大臣家、授大織冠與大臣位、仍賜姓爲藤原氏、自此以後通曰藤原內大臣、辛酉藤原內大臣薨とある、これ鎌足公なり、（書紀に、いまだ大臣位をも、藤原氏をも賜はぬ前の文に、藤原內臣とあるは、誤なり、上文に、中臣內臣とあるぞ宜き、さて藤原と云姓を賜へる所以は、くさ〴〵說あれども、皆後世の造言なり、た

を此地にて祭賜ふものにして、もと他社の例と異なり、神名帳に、春日祭と、祭字を加へて、社字の無きなども、故あるべし、平野祭神四社、などある例と似たり、さて此春日四座の位階は、文德實錄に、嘉祥三年九月、建御賀豆智命伊波比主命二柱に、正一位、天兒屋根命に、從一位、比賣神に、正四位上を授奉賜へる策命あり、印本には、此處一ひら脫簡たり、〇中臣連、萬葉十七の哥に奈加等美と書り、名義は中執臣なり、(登理の理を省けり、其例は、のりたまぬをのたまふ、假字をかなと云たぐひにて、なほ多かり、又臣の意を省くも、常なり、此をたゞ那加都意美の約まりたるとするは、わろし、又或人、孝德紀に、上臣下臣と云ことあれば、其に對へたる中臣なり、又大臣小臣に對へたる稱なり、など云るも、みな非なり、) 其由は、伊勢齋內親王奉入時、宣命に、(祝詞式に見ゆ、) 御杖代止進給布御命乎、大中臣、茂桙中取持弖、恐美恐美毛申給久止申、延喜奏覽大中臣本系に、按依去天平寶字五年、撰氏族志所之宣、勘造所進本系帳云、高天原初而、皇神之御中、皇御孫之御中執持、伊賀志桙不傾本末、中良布留人、稱之中臣者、復舊之由、惟其義也、康治大嘗會中臣壽詞に、(台記別記に見ゆ、) 本末不傾、茂槍乃中執持弖、奉仕留中臣云々、などある如く、祖神天兒屋命よりして、神と君との御中を執持て申す職なるよしなり、(茂桙云々と云るは、桙の柄の眞中を、首尾を傾けず、正しく平かに執持を以て、神と君との御中に立て、宜きさまに執持申すを譬へたるなり、舒明紀の詔に、亦大臣所遣群卿者從來如嚴矛取中事、而奏諸人等也とあるも、中臣にはあらねど、事は同じ、これ古言と聞えたり、中を取とは、職員令、大納言義解に、納下言於上、宣上言於下也、とあると、同じ心ばへにて、諸の祝詞などを申すは、君の御言を神に

故其天兒屋命者。中臣連等之祖。布刀玉命者。忌部首等之祖。天宇受賣命者。猨女君等之祖。伊斯許理度賣命者。鏡作連等之祖。玉祖命者。玉祖連等之祖。

故其とは、更に端を起せるなり、さるは、上の神たちは、御靈實にて、其鎭坐處を注し、是より下の神たちは、現御身にて、其子孫の氏々を注して、趣異なるが故なり、○天兒屋命、書紀に、中臣連遠祖、興台產靈兒天兒屋命とあり、(興台二字は、音を取れるにて、假字なり、) 古語拾遺には、神皇產靈神、是皇親神留彌命、此神子天兒屋命、即中臣朝臣祖也とあり、(これ書紀の傳と異なり、又神皇產靈神を、神留彌命としたるは、誤なり、) 此神の祠は、帳に、河內國河內郡、枚岡神社四座、(名神大、月次相嘗新嘗、) とある是なり、(承和三年五月に正三位、同六年十月に從二位、齊衡三年十月に從一位、貞觀元年正月に正一位を授奉り給へり、姓氏錄河內國神別に、菅生朝臣中臣連など、此神の子孫の氏々多く、平岡連と云も見えたり、) 又後に春日にして祭り給ふ、春日祭祝詞に、鹿嶋坐健御賀豆智命、香取坐伊波比主命、枚岡坐天之子八根命、比賣神、四柱能皇神等能廣前仁白久、大神等能乞賜比能任爾、春日能三笠山能下津石根爾、宮柱廣知立、高天原爾千木高知氏、天乃御蔭日乃御蔭止定奉氏、(比賣神は、枚岡四座の內にて、三代實錄に、貞觀元年正月、奉授枚岡比咩神從三位、とある是なり、こは何神を祭れるにか、さだかならず、天兒屋命の后神か、はた御子神などにぞ坐らむ、然るを天照大神なりと申すは、いと心得ぬことなり、) 帳に、大和國添上郡、春日祭神四座、(並名神大、月次新嘗) 是なり、(此春日社は、たゞ鹿嶋香取枚岡の神等

り、若佐那賣神は、上卷傳十二に出、そも／＼此神の此社に坐こと、由緣あるにや、又地名に因て、後人のおしあてに定めたるにや、さだかならず、又或人、此記のつゞきに依て、天石門別命と手力男命と二座なりと云るは、いみしきひがことなり、坐佐那縣と云ること、いかでか御門神に係らむ。）啓行の猨田毘古神、先此佐那縣に到着給へりしかば、（今一座は、此猨田毘古神には非ざるか。）此手力男神の御靈實の、此地に鎭座るは、由緣あることなりけり、（天照大御神の御靈鏡、猨田毘古神の導のまに／＼、まづ伊勢國に降着賜ひし時、此神の御靈實も、附副坐れば、其時より、やがて此御靈は、此地に留坐るか、はた後に大御神の此國に幸行せる時に、共に遷來坐るか何れにても、始より由緣ある地なり。）さて此御社は、今多氣郡佐那の仁田村と云に在て、（村の西方に在。）大森社と申す、（己同國内なれどいまだ得詣てず。）佐那は、今佐那谷とて一谷の大名にて、八村ある處になむある、又神名帳に、紀伊國牟婁郡、天手力男神社、（此神、齊衡二年預於官社よし、文德實錄に見ゆ。）又伊豆國田方郡、引手力命神社と云もあり、さて上には、手力男神天石門別神と次第て擧たるに、此には、其次第を反さまに出せるは、此は鎭坐社を注せる處にて、石門別神は、其社の尊き故にやあらむ、（後の神名帳などにも、御門神は、大社の列にて、月次新嘗にも預り賜ひ佐那社は、小社の列なり、此社は、必大社なるべきに、いかなれば然らざらむ、）又上には、五伴緒神を先にあげ、此には、其を後に出せるは、天照大御神の御靈の御事を申て、其鎭坐社を注せる因に、其餘の神等の御靈どもの社々をも、引續けて注せる故なり。）

祭りけむ。）後に神祇官なるは、其圖象なるべし、（然らば此には、神代の御體の鎭坐社を擧べきことなるに、然らざるは、上代に、彼御體いまだ他所に遷奉給はざりし以前、皇大宮の内に齋祭りたまひし時の意を以て云るなるべし。）○手力男神、或書に、思兼神之子と云れども、古書に見えざれば、おぼつかなし、○佐那縣は、佐那賀多と訓べし、（那の韻に阿を含めれば、賀多即阿賀多なり、さらでも阿を省くは常なり、凡て年魚市がた、松浦がたなどの類の賀多も、皆縣なり、これらを後世には、みな潟と心得たるは、まぎれたるひがことなり。）書紀猨田毘古神段に、伊勢之狹長田とある、此地のことなり、（此に伊勢と云ざるは、上の伊須受宮、又外宮のつゞきなればなり、さて書紀に、狹長田と書れたるは、借字なり、然るを狹田長田のよしに云る説などは非なり、又五十鈴川と此とは、別處なるを、狹長田之五十鈴とよむも、誤なり、五十鈴川のあたりを、狹長田と云ること、物に見えたることなし、さきに己が文にも、いまだ此誤を辨へずて書ることありき。）中卷伊邪河宮段に、曙立王者、伊勢之佐那造之祖と見え、大神宮儀式帳に、天照坐皇大神御幸行坐時云々、飯野高宮坐伎、彼時佐奈乃縣造御代宿禰乎、汝國名何問賜支、白久、許母理國志多備乃國、眞久佐牟氣草向國止白支、即神御田幷神戶進支、（眞久佐牟氣草向國とは、覓前迎、來前迎てふ意にて、猨田毘古神の、皇御孫命の天降覓國來坐御前を、迎奉り賜ひし由の稱なるべし。）さて此御社は、神名帳に、伊勢國多氣郡、佐那神社二座、これなり、（大神宮式に、凡大神宮、年限滿、應修造者、遣使、孟冬始作之神宮七院、社十二處云々、佐那社云々、と見えたり、廿年に、一度造改めらる、十二社の中の一なり、或說に、二座を、手力男神と若佐那賣神となりと云

例なり、但二柱とするときは、此は二柱に渉れる御名にて、御門の左右に別れ坐て、守衛たまふ由にてもあらむか、(彼石屋戸段の時、天石屋の戸を、開き分けたる意の如く聞ゆめれど、此神に然る由はなし、)さて姓氏錄に、多米連、神魂命兒天石都倭居命之後也、とあるは、此神か、(古語拾遺に、太玉命の子、とあるに違へるが如くなれど、太玉命は、高御産巣日命の御子とあれば、同じことなり、)神名帳に、丹波國多紀郡櫛石窓神社二座、(並名神大)とあり、(此社の事、上にも下にも云り、考ふべし、)又大和國高市郡、天津石門別神社、攝津國嶋下郡、天石門別神社、近江國伊香郡、天石門別神社、陸奥國白川郡、伊波止和氣神社、美作國英多郡、天石門別神社、備前國御野郡、石門別神社、石門別神社、土佐國吾川郡、天石門別安國玉主天神社、(同國土佐郡朝倉神社は天津羽々神にて、天石戸別神の子なりと、風土記に見えたるよし、釋紀に見ゆ、)三代實錄に、貞觀五年に、安藝國天磐門別神に、從五位下を授けられしこと、同七年に、太政大臣東京第、天石戸開神に、從三位を授けられしことなど見ゆ、(從三位は疑はし、こは他神か、)又式に、山城國葛野郡、天津石門別稚姫神社、(名神大月次新嘗、)阿波國名方郡、天石門別八倉比賣神社(大月次新嘗、)などもあり、(姫と申す神にしも、此名あるは、いかなる由にか、)○御門之神也とは、たゞ門を守賜ふ神と、廣く云るにはあらず、かの神祇官西院坐、御門巫祭神を指て申せるなり、(御門巫とは、此神を祭る故に云り、)これ皇御孫命の大御門を守衛坐神なるが故なり、但神代に天降し賜へりし御靈實は、他所に遷し祭り給ひて、(右に引る如く、石門別神社は、諸國に多かる中に、正しく神代に天降し賜へる御體は、かの丹波國多紀郡なる社などにもや齋

き差ある故に、分て大といひ、前と云るにや、前の事は上に委云り、さて天兒屋命の形を、笏坐と云る、笏は、もと外國の物なれば、いかゞなるを、こは思ふに、實には笏には非れども、其形樣の、笏の如くに見ゆる物なる故に、笏とは記したるにやあらむ、）○天石戸別神云々、古語拾遺石屋戸段に、令天手力雄神、引啓其扉、遷坐新殿、則天兒屋命太玉命、以日御綱、迴懸其殿、令大宮賣神侍於御前、令豊磐間戸命櫛磐間戸命二神、守衛殿門、是並太玉命之子也、また神武天皇段に、彼八神（神祇官坐、御巫齋神、）の次に、櫛磐間戸神、豊磐間戸神、（已上今、御門巫所奉齋也、）と見えたる、是彼神籬に祭賜へる列なり、其は即神名帳に、神祇官西院坐、御門巫祭神八座、（並大、月次新嘗、）櫛石窓神、（四面門各一座、）豊石窓神、（四面門各一座、）とある是なり、（二神を、四面の御門に、各一座づゝ、祭る故にすべて八座なり、）貞觀元年正月に、此二神に從四位上を授奉給ふよし、（これまでは无位なりき、）三代實錄に見ゆ、四時祭式に、五月十二月、四面御門祭、（御門巫是を行ふ、）とあるは、此神の祭なり、祝詞式に其祝詞あり、又祈年祭祝詞にも、御門能御巫能、稱辭竟奉皇神等能前爾白久、櫛磐間門命、豊磐間門命登、御名者白氏、辭竟奉者四方能御門爾湯津磐村能如塞坐氏、朝者御門開奉、夕者御門閇奉氏、疎夫留物能自下往者下平守、自上往者上平守、夜能守日能守爾、守奉故云々と見ゆ、（月次祭の詞も同じ、）さて右の書どもにては、二柱なるを、此記の傳は、一神にして三の御名あるなり、（さる例、他にも多し、師說に、此をも例の荒魂和魂とせられたるも、わろし、）名義、櫛豊は、共に例の稱名、窓は（借字にて、）眞門の意、石は、其門の堅固きよしにて、石戸と云と同じ、さて石門別てふ御名は、たゞ某別といふ名の

に呼處なり）これを以て見るにも、本は外宮のあたりの地名なりしことしるし、さて此の文、度相之外宮とこそあるべきに、反さまに外宮之度相とあるは、聞つかぬこゝちすめれど、（外宮に坐度相神、とも訓まるれど、度相神と申すことなし、又思に、五十鈴宮をも、渡遇宮と云ることあれば、度相は二宮の稱にて、此は五十鈴宮の度相に對へて、外宮の度相とは云にや、とも思へど、然には非ず）甚雅たる古語のさまなりけり、（凡て此記は、文にさかしらなき故に、かゝるさまの語ののこれるが、めでたきなり）さるは外宮大名にて、其中なる度相と云意には非ずて、たゞ宮は大御神の外宮なり、地は度相なる、其二を並て、連言とて、間に之てふ辭を置るにて、龍田風神祭祝詞に、吾宮者、朝日乃日向處、夕日乃日隱處乃、龍田能、立野爾小野爾云々、（この日隱處乃龍田とある乃に同じ、又立野爾小野爾と、爾の重なりたるも、同じ心ばへなり）又諸祝詞に、八束穗能伊加志穗、また安幣帛乃足幣帛など云類、又萬葉十三に、走出之宜山之、出立之妙山叙、（山之の之なり、此類なほ多し）など云ると同格なり、（師說に坐外宮とはいはで、坐外宮之度相と云るは、登由氣大神は、相殿に坐故と聞ゆ、と云れたるは、心得ぬ解なり、さては度相てふことをば、いかなる意とかせむ）神名帳に、伊勢國度會郡、度會宮四座、（相殿坐神三座、並大、月次新嘗）儀式帳に、等由氣大神宮、（今稱度會宮、在度會郡沼木鄉山田原村）倭姬命世記に、豐受大神一座、相殿神三座、（大一座、天津彥々火瓊々杵尊、形鏡坐、前二座、天兒屋命、太玉命、形笏坐、寶玉坐、大左方坐、前二座右方坐とあり、式には、相殿神三座並大とあるを、此世記に、大一座と云るは、餘二座は、やゝ後に大になし奉り賜へるにや、又は本より並大ながら、其中にも尊卑

申すことは、外宮と云稱の、古より有しに就て、新に內宮と云稱をも始めて、相對て云なり、然れば外宮と云稱も此時よりしては、正しく內に相對へたるにて、古の意とはいさゝか變れり、又內宮と云は、奥に坐よしにて、たゞ外宮に對言のみなり、然るに是を、却て外宮と云稱より古きことの如く心得、地名の宇治と一に云る說などあれど、非なり、內と宇治とは、知の音淸濁異にして、通はし云ることなし、混ふべきに非、〇度相は、和名抄、伊勢國、郡名に、度會和多良比とある是なり、さて五十鈴宮の御事を、書紀垂仁卷に、渡遇宮といひ、神功卷にも、百傳度逢縣之とあれば、度相は、上代より廣き名と聞えたるに、(萬葉人麻呂の長哥に、渡會の齋宮とよめるは、五十鈴宮をいへるか、はた二宮を兼たるか、)此には五十鈴宮にむかへて、外宮をしもかく云るを思ふに、なほ其初は、外宮のあたりの地名にこそありつらめ、故二宮を並言ときには、やゝ後までも、外宮をなむ度會宮とは云りける、(類聚國史、大同三年の勅に、伊勢大神幷度會二宮云云と見え、延喜式などにも、常にかくさまに云り、)名意は、倭姬命世記の奥に、風土記曰、夫所以號度會郡者、畝傍樫原宮御宇神倭磐余彥天皇、詔天日別命、覓國之時、云々大國玉神遣使奉迎天日別命、因令造其橋、不堪造畢于時到、令以梓弓爲橋而度焉、爰大國玉神資彌豆佐々良比賣命參來、迎相土橋鄉岡本村、云々度會焉、因以爲名也とあり、(此に大國玉神とあるは、伊勢の國玉神にて、神名式に、度會郡に、大國玉比賣神社ある是なり、然るを神宮の書どもに、大己貴命なりとするは、名に因て混へたる誤なり、凡て國玉神と云は、國々にあるを、當國にては尊みて、大國玉とも申すなり、土橋鄉は、和名抄に、度會郡繼橋鄉ある是なり、岡本村は、今も山田の坊名

魂神社なども、大三輪と並ぶばかりの大社には非ず、小社の列なり、然れば必しも和魂荒魂同等さまに齋ふにもあらず、又神功紀を引出て、津國の活田社を、天照大神の和御魂なりと云れたるも、心得ず、廣田社の、天照大神の荒御魂に坐ことは見えたれども、活田の、和御魂に坐よしは見えたることなし、活田社は稚日女尊とこそ見えたれ、稚日女尊を、推て天照大神の和御魂とは、いかでか定むべき、なほ神功紀の此事は、別に論あり、又大三輪の、大穴持命の和御魂に坐ことは、出雲國造神賀詞に見えたれども、杵築の、其荒御魂に坐と云ことは、物に見えたることなきを、おして杵築を荒御魂とせられたるも、あたらず、杵築大社はたゞ大穴持命の御魂なり、荒御魂には非ず、凡て師の説に、これらのみならず、二神にして一神の如くなるなどをも、皆推て和魂荒魂と定め、又一方荒魂なれば、今一方を、必和魂とせられたるたぐひ、皆然らず、なほ和魂荒魂の事は、中卷神功段、傳三十に委曲に辨へ云べし、）然るに（伊勢の）神名祕書と云書に、村上天皇御宇、祭主公節之時、皇大神者、奥座之故、號内宮、度會宮者、外座之故、申外宮、始出自此時也と云り、（此説まことに然るべし、）これに依れば、内宮外宮と申すことは、此御時よりぞ始まりけむ、（延喜式などまでは、此稱見えたることなきに、西宮記などに至て、始めて二宮を大神宮外宮とも、また内宮外宮とも擧られたり、日本紀畧、長保四年の處に、伊勢外宮云々、また百錬鈔、後朱雀天皇長久元年の處に、外宮の御事を、大神宮外宮と云ることあり、此は古の意にはよくかなへれども、其ころの文には疑はし、若は寫誤か、數本を考ふべし、但大神宮とは、二宮を合せて申す意にて、伊勢の外宮の謂にてもあるべし、さて村上天皇の御世より、内宮外宮と

地、(これらを常宮の意とするは、非なり、常と書るは、假字にて、みな外宮なり、) 二十(十二丁)に、東常宮、(此を續紀には、東院とあれば、外宮の意なること明らけし、) こられ彼、天皇の外宮の例なり、さて外とは、もとより內に對ふ意の名にはあれども、內宮外宮と對云は、後のことにこそあれ、古に五十鈴宮を、內宮と申すことは無かりき、(凡て古書に、內宮と云ることは見えず、延喜式などにも、二宮を並擧たる處にも、五十鈴宮をば、大神宮とのみ云り、天皇の御も、外宮をば外宮といへども、常の大宮を、內宮と云ことはなければ、此も然あるべきことなり、三代實錄五印本に、內宮とあるは、古本には同宮とあり、其處の文意を考るに、同宮なるべきこと決し、內字は寫誤なり、さて又豐受宮を外宮と云ことも、古書には此よりほかには見えず、式などにも、度會宮又豐受宮などのみあり、其は本は大神宮の外宮なれども、豐宇氣大神の鎭坐てよりは、其神の宮なるが故なるべし、此記には、本よりの名を擧て、此神其宮に坐と云るなり、然るを師の考に、內宮には、大御神の和御魂を齋奉り外宮には、荒御魂を齋奉て、豐受神は、其相殿に坐神なり、と云れたるは、いとみだりなり、まづ豐受神を相殿に坐と云こと、さらによりどころなし、續紀廿八、神護景雲元年の詔にも、等由氣宮とこそ見えたれ、其をもとかくいひまげられたれども、相殿神の御名を以て、其宮を呼べきよしなし、又內宮は大御神の和御魂、外宮は其荒御魂と云ことも、さらに依所なし、凡て師の和魂荒魂と云れたるには、當らぬこと多し、そはまづ大神宮式に、荒祭宮を、大神荒魂とあるをも論ひて、荒魂は、和魂と並ぶばかりの大社なるべきに、荒祭の小社なるは、後の私ごとなるべきが如く云れつれども、大和國城上郡狹井坐大神荒

るよしなり、そも〳〵古よりして、朝廷より行ひたまふ御祭禮、又齋王の參詣給ふなど、此宮を先にし奉り給ふも、其始、大御神の御誨に依れるよし、外宮の書に見えたる、こは信にさも有べきことなり、凡て何の御定めも、皆外宮は、大神宮とは減れることとなるに、此御定めのみ先なるは、必さる所以あればなるべし、然るを此御祭禮の、先後は、各鎮坐つる日を取など云は、强說なり、記せる支干に依て、上代の事を云がひがことなること、上に云るが如し、或人問けらく、然らば豐宇氣大神は、天照大御神よりも尊きか、答、天にも地にも、天照大御神より尊き神坐ことなし、然れども其大御神も、又祭り賜ふ神はあることと、御代々々の天皇の、天下の天神地祇を祭り賜ふと、同じことなり、さりとて天皇の祭りたまふ神、みな天皇より尊からめやは、此に准へて、天照大御神と豐宇氣大神との間をば、辨へ奉るべきなり、故古は、宮造を始め、朝廷より祭り賜ふ萬の式、大神宮とは差あること、古書どもに明し、然るに後世に、漸になにごとも、同等がごとなり來て、內宮外宮と相對ひ坐る神の如く、人皆思ひ奉るから、その尊き卑きけぢめをも、かにかくに申すなるは、甚も可畏きわざになむありける、〕○外宮は、師の祝詞考に、萬葉集なる登都美夜の例を引て、其は常の大宮の外に、別に建置れて、行幸ある宮を云なれば、即天皇の宮にして、別に主あることとなし、然れば此伊勢の外宮も、五十鈴宮の外宮にして、たゞ天照大御神の宮なり、と云れたるは、昔より比なき考にして、信に然ることなり、然れば元來有し天照大御神の外宮は豐受大神をば鎮祭れるなり、萬葉六（十二丁）に、幸紀伊國時の哥に、和期大王之常宮等、仕奉左日鹿野由、十三（四丁）に、月日、攝友、久經流、三諸之山、礪津宮地、或本歌曰、故王都、跡津宮

丹波なりき、さて其同郡に、大宮賣神社二座名神大と式にあり此神も神祇官に祭る八神の内にて、同國同郡に鎮坐し、又丹波國多紀郡櫛石窓神社二座並名神大、これも此段に出て、神祇官に同く祭る神にして、同國に鎮坐て、共に名神大社なるなどを思へば、豊宇氣神も、本此神たちと共に、彼神籬に祭る列なりしを、後に所以ありて、三神共に、丹波國に遷し祭りて、神祇官には、又別に各其御靈實を圖象て、祭賜へるにやあらむ、若然もあらば、神祇官に坐御食津神は、即此豊宇氣神の御靈を、又圖象せる御體なるべし、すべてか、ることゝ、詳には知がたし、又書紀釋に、大倭本紀一書曰、天皇之始天降來之時、共副護齋鏡三面子鈴一合也、注曰、一鏡者、天照大神之御靈、名天懸神也、一鏡者、天照大神之前御靈、名國懸大神、今紀伊國名草宮崇敬解祭大神也、一鏡及子鈴者、天皇御食津神、朝夕御食、夜護日護齋奉大神、今巻向穴師社官所坐解祭大神也とある、此御食津神は、此記と合せて思ふに、正しく此豊宇氣神の御靈體と聞えたるに、穴師社に坐と云るはいぶかし、故思ふに、こは鏡と子鈴と二に坐ば、若穴師社に坐ものならば、彼社必二座なるべきに、一座なれば、彼社は、子鈴の方にて、鏡は別に、此伊勢の外宮に坐よしを云べきに、其方は漏て、一に穴師社に混ひたる傳にやあらむ、さて右の御夢の御誨言を、あしく心得て、豊宇氣神は、膳夫神なりと云説あるは、いみしき非なり、彼御誨は、高天原にして、御親く祭りたまふ神の御神の、他國に離り坐す故に、詔へるなり、膳夫神ならむには、いかでか等由氣大神とは詔はむ、大神とあるに心をつくべきなり、さて外宮に遷し奉て、天照大御神の御饌を、日別に仕奉るも、膳夫神なるが故には非ず、大御神の祭賜ふ御饌神に坐が故に、其を齋祀りて、其御許にて調

國常立尊は、何の由ぞや、凡て後世の俗學者は、國常立神を、あるが中に尊く、上なき神と心得るから、何事にも、國常立々々々と云のゝしれども、神名帳の内にも、國常立神の社と云は、あることなく、凡て此神を祭り賜ふことは、古書に見えたることなき物をや、又凡て神社に奉仕る人の、己が仕る神を、強て尊き神にしなさむとて、此外宮の神を、國常立ぞ、と云たぐひの、みだりごと、世に多し、そは其神の御爲にも、いと畏可きわざなり、さる直からぬ僞りごとを、神は喜び給はめやは、）さて此葦原中國に降り坐て、此神の御靈實は、丹波國に鎭坐けるを、（丹波に鎭坐しことゝ、いかなる由縁にかありけむ、又始には天照大御神と一に、皇御孫命の大殿内に坐しゝを、丹波には後に移し奉賜ひしか、將始より丹波に坐か、それも詳ならず、倭姫命世記など、伊勢の書どもに云ることゝあれど、後人の僞説多ければ、信がたし、）朝倉朝御世になむ、伊勢には遷坐ける、其は此外宮の延暦儀式帳に、天照坐皇大神（云々）大長谷天皇御夢爾誨覺賜久、吾高天原坐氐、見志眞岐賜志處爾志都眞利坐奴、然吾一所耳坐波、甚苦、加以大御饌毛安不聞食坐故爾、丹波國比沼乃眞奈井爾坐、我御饌都神等由氣大神乎、我許欲止、誨覺奉支、爾時天皇驚悟賜氐、即從丹波國令行幸氐、度會乃山田原乃下石根爾、宮柱太知立、高天原爾比疑高知氐、宮定齋仕奉始支、是以御饌殿造奉弖、天照坐皇大宮乃、朝乃大御饌夕乃大御饌乎、日別供奉、と見えたり、（是に我御饌都神とありて、其宮にて、天照大御神の朝夕の御饌を仕奉る、とあるを以て、大御神の御食の神に坐ことを知べく、又其御靈鏡に屬添て降し奉賜ひし神なることを知べし、比沼乃眞奈井は、神名式に、丹後國丹波郡に、比沼麻奈爲神社あり、此其地なるべし、古は丹後も一にて

の中には、事代主神ぞ主たればなり、故大物主神は、三輪にのみ祭りて、神祇官には祭られぬなるべし、さて又高皇產靈尊の勅し給ふ神籬なるに、神祇官八神の中に、其神も坐は、かの大穴牟遲神の、みづから己命の幸魂奇魂を祭賜へる如く、皇孫の御爲に、己命の御靈をも祭らしめ賜へるにてもあるべく、又八神に定まれるは、やゝ後にてもあるべければ、後に加へ祭れるにもあるべし、さて又書紀にいはゆる齋庭之穗の事も、此豊宇氣神に由ありげに聞ゆれども、齋庭之穗は、唯に神を祭賜ふためのみには非ず、新嘗の料の稻なり、傳八の始、大嘗の處に委云る如く、上代の新嘗は、神に獻るのみにはあらず、自所聞食し、人にも饗賜ふ中に、みづから所聞食ことを主とせり、故きこしめすと云て、祭とはいはず、即書紀にも、吾高天原所御とあり、此御字をもて、知べし、康治元年大嘗、中臣壽詞に、天都日嗣乃天都高御座仁御坐天、天都御膳遠、平介久安介久、由庭仁所知食、これらを以ても、天皇の所聞食す稻穗なることを、思定むべし、そを齋庭と云は、新嘗は、凡て重く忌愼みしことゝ、これ又上に云るが如し、さて大嘗の時、兩國の齋郡の齋院に祭る八神の中にも、大御食神あり、天照大御神の、高天原にして所聞食す、新嘗の齋庭にも、此神を祭り給はむは、本よりのことなれども、此勅旨は、其祭の事を詔ふにも非ず、其神の事を詔ふにも非れば、是を豊宇氣神を祭賜ふことゝするは、あたらず、伊勢外宮の或人、書紀の彼段を、多く錯亂たりと云て、文の次序を私に改めて、かの神籬磐境の勅を、此齋庭之穗の勅の次に連けて、此穗を以て、太祖國常立尊を祭る神籬なりと云るは、强て外宮の神を尊くして、大神宮の上にたてむとする、例のみだりごとなり、御食神を祭るともいはゞ、なほ由なきにはあらじを、

るものなり、其故は、是時歸順之首渠者、大物主神事代主神云々といひて、即以紀伊國忌部遠祖云々、代御手祭此神云々、以太占之卜事而奉仕焉、と云まで、續きたる文にて、皆彼二神の御靈を祭るを云り、然るに此祭典、あまり重きを以て、大物主父子を祭るには非じと、疑ふ人多けれども、此二神は、他神に異なる由あれば、さらに疑ふべきことにあらず、さて高皇産靈尊因勅曰とある、因字、上を承たれば、神籬磐境も、同く彼二神の御靈を祭る料に詔へること明らけし、然らば神祇官八神を祭る始と云ると、違ふに似たれども、彼八神の中に、事代主神坐ば、違へることなし、抑此神籬磐境、もとより大物主事代主二神のみを祭る料にはあらず、餘神をも祭れども、彼段は、大物主事代主の本末をもはらに記す處なるが故に、此二神に係て云るなり、然れば以紀伊國忌部遠祖云々より、以太占卜事而奉仕焉、と云までの事も、此二神を祭るのみの式には非ず、此二神、此式を以て祭る列に預り賜ふなり、たとへば神名帳に、某神社大月次新嘗、などあるも、月次新嘗は、其社には限らざれども、其社に係て云が如し、かくの如く見るときは、彼段いさゝかも疑ふべきことなし、又既に當主汝祭祀者天穗日命是也とあるを、又此に諸部の神たちをして祭らしむるはいかにと、疑ふ人あれど、穗日命の主り給ふ祭は、出雲杵築社の事なり、此は別に皇朝にして祭給ふなれば、何の妨かはあらむ、さて上件の如くなれば、神祇官に祭る中に、大物主神も坐べきに、事代主神のみ坐はいかにと云に、書紀の傳は、父子共に此神籬に祭らるゝ趣なれども、此記に、もはら事代主神爲神之御尾前仕奉などあるを以見れば、神祇官に祭るも、其傳の趣なるべし、かの八神は、皇孫命の大御身の守護のためにして、其方は、かの父子

きたる事にこそあれ、水に由あることにはあらず。」さて書紀の此段に、此神を降し奉賜ふことの見えざるは、現御身にあらず、御靈實なるが故なり、（彼紀には、現身なる五部神と、三種寶物とをのみ擧て、御靈實なるをば、思金神などをも、凡て擧ざる例なり、然るを、外宮は尊き神に非るが故に、日本紀にも載ずといふは、例のあたらぬことなり、又書紀にいはゆる神籬磐境を、此神を祭ることなりと云説あれども、それもあたらず、かの神籬磐境は、後に神祇官西院に八柱神を祭賜ふ濫觴なりと、或人の云るぞ宜き、其は古語拾遺神武天皇段に、爰仰從皇天二祖之詔、建樹神籬、所謂高皇産靈、神皇産靈、魂留産靈、生産靈、足産靈、大宮賣神、事代主神、御膳神、已上今御巫所奉齋也云々とある、從皇天二祖之詔は、正しくかの神代卷なる詔を云り、さて右の八神は、神名帳なる神祇官西院坐御巫祭神八座これなり、此八神は、上にも云る如く、天皇の大御身を守護給ふがために祭給ふなり、かの神代の詔に、爲吾孫奉齋とあるも、是故ぞかし、かくて此八神の中にも、御膳神あるは、伊勢外宮に祭ると、一神なるべけれど、その御靈體は別なり、なほ此事下に云べし、さて此因にかの神籬の事を云む、まづ比母呂岐と云物は、榮樹をたてゝ、其を神の御室として祭るよりして云名にて、柴室木の意なるを、布志を切て比と云なり、萬葉三に、吾屋戸爾御諸乎立而、これ榮樹を立るを云、又十一に、神名火爾紐呂寸立而、又廿に、爾波奈加能阿須波乃可美爾古志波佐之、これらも同じ、磐境は、伊波紀と訓べし、崇神卷に、磯堅城神籬とある磯堅城と同じことなり、神を祭る場を、石を築周らして、構へたるなり、師は、及字を誤なりと云れたれど、あしくもあらず、さて書紀彼段にては、此神籬磐境も、大物主事代主二神に係て云

御身の降り坐にはあらず。）御靈實を降し奉り賜ふなり、（此御靈體も、御鏡に坐よし、神宮の書どもに見ゆ。）さるは此豐宇氣大神は、高天原にして、天照大御神の常に拜祭賜ふ、御食津神に坐が故に、己命の御靈鏡に屬添て、此御靈をも降し奉り賜ふなりけり、（神樂の採物幣の哥に美天久良波、和加仁波阿良須、阿女仁末須、止與遠加比女乃、美也乃美天久良また杖篠鉾なざの哥も同く止與遠加比女乃美也乃と云り、止與遠加比女とは此豐宇氣毘賣を、うたひ誤れる物にて、其宮は、高天原にして、天照大神の、此神を祭り賜ふ宮なり、そも〳〵右の採物哥よ、たま〳〵一首などこそは、さしもあらぬ神の事をもうたふべけれ、如此幣杖篠鉾と、種々の物に、たゞ同じさまに專此神の宮をのみ云るは、天照大御神の祭給ふ神事なるが故なり、かゝる古き傳事を以ても、此神のやむことなき御ほどは知べきなり、然るを此神は御食を掌る膳部神にて、皇御孫命の天降坐時の、供奉の臣列なり、など云説は、現御身と御靈實との差をも辨へず、又事のさまをもよくも考へずて、ひたぶるに、外宮を貶さむとする者の漫言なり、又豐宇氣毘賣神、始成出賜へる由縁の、尊からざるに似たるを以て、天照大御神の祭り賜ふと云を、疑ふ人もあらむか、其は後世の俗心なり、天照大御神も、伊邪那岐大神の黄泉の穢を清め賜ふ時、御目を洗ひたまふに成出坐るを思ふべし、凡て其始の由縁につきて、其神の尊卑きを思ふべきことにはあらず、又此神を、外宮の書どもに國常立尊なりと云るは、さらに由なく、いみしき強説なれば今さら論ふにも足らず、又水德神ぞなど云て、くさ〳〵言痛き説どもあれど、皆漢意なり、凡て火德水德など云たぐひは、皆漢人の妄言なる物をや、忍穗井の事などあれども其は御饌につ

申すぞ古言なるとて、此の字を衍の如く云れたるは、例の偏なり、凡て古言は、約めてもいひ又本言のまゝにも云ることにて、此御名も、上に、豊宇氣と書り、此はいかでかトユケとは訓べき、されば他書に豊受と書るをも、トユケとも、トヨウケとも訓べし、又後世に是をトヨケとも訓ども、其は古言に例なき唱なり、)此神は、上に豊宇氣毘賣神とある、(此神の御事は、傳五迦具土神被殺の段下にいへり、)其なるべし、さて此段は、五伴緒神も、又思金神等三柱も、皆上に其事を擧て、さて此二柱神者と云より下は、各其神たちの注なり、然るに此豊宇氣神のみは、上に御名をも擧ずして、ゆくりなく此にかく出せるは、いかゞ、(或人、こは天照大神の御鎭座の事を記せるついでに、豊受大神の御鎭座をも、併せ記せるなれば、疑ふべきことにあらず、といへれども、なほ心得ず、天照大御神の鎭坐處を記せるは、其御鏡の御事を、上に云るによりて、其御鏡は某處に坐と注せるなり、若其五十鈴宮の因に、外宮の御事をも記すとならば、坐外宮之度相神者、登由氣神也、とこそあるべけれ、登由宇氣神此者とあるは、此神の御うへを注する文なれば、必上に出賜はでは通へがたし、)上の思金神手力男神天石門別神と、連擧たる處に、此神の御名も有しが、後に脱たるにやあらむ、(此大神の甚尊く坐を以て思へば、其御名を擧たらむ次第は、思金神の上にあるべきなり、但此二柱神者と、先思金神の事を注して、次に此に此神の御事を注せるついでに依らば、思金の次にあらむか、とも云べけれども、二柱神者とは、大御神と同く、五十鈴宮に坐故に、一に先には云るなり、)そは如何まれ、此にかく擧たれば、此大神も、此時に共に天降し奉り賜ふなり、さて思金神等三柱と同例に此に記せれば、此大神も、(現

れ、然れば相殿には、必思金神こそ坐べけれ、其をおきて、手力男神の坐むことは、いかゞなり、且書紀一書に、秋津姫命を、思兼神の妹とあれば、思兼神は、皇孫命の御大舅に坐て、秋津姫命と御兄妹左右に並ばして、此相殿に坐むも、又由ありてぞおぼゆる、然ればかにかくに、此記の趣は疑ふべきことなきを、伊勢の傳への方は、必然るべしとおもはるゝことなければ、彼を誤と定めつ、此二神同時に同さまに、御鏡に副て降坐る故に、ふとまぎれつるものならむかし、又師の祝詞考の說も、此相殿のところ誤おほく、さて五十鈴宮に坐神は、かく三柱なるを、此二柱神者と云るは、如何といふに、此は天照大御神と思金神と二御靈の、鎭坐處を注せる詞にして、五十鈴宮の神を注せるには非ればなり、さてかくの如く此大宮は、天照大御神の御靈を齋奉る大宮にし坐せば、皇國人は更にもいはず、狛唐天竺其餘も、天地の裏にあらゆる國々、其王どもを始め、國民どもまでも、遙にだに拜み奉て、限なき大御德を、謝み奉るべき理なるに、今に至るまで、外國々の人等は、さることわりをもつゆ不知て過往なるは、いとあさましきわざなるかも、(世に此大宮を、宗廟と申すは、あるまじきことなり、宗廟と云は、戎國にて、其王が祖を祠る屋の名なり、戎王其祖をば天に配すなどいひて、みだりに尊きものにすめれども、實はみな凡人なり、然るにかけまくもいとも畏き大御神の宮をしも、外國の凡人を祠る屋と、同列に申さむことは、いとかたじけなきことならずや、)○登由宇氣神、由字は、用を寫誤れるにやあらむ、(此御名は、古書どもに、豐宇氣とも登由氣ともある、由は用字の切りたるなり、されば登由宇氣と云る例は見えず、故由を姑ヨと讀べきなり、師說に、登用宇氣の用宇を約めて、登由氣と

是皇孫之母、靈御形劔坐とあり、(一説に、天兒屋命太玉命なりと云は、非なり、)此記と相照して思ふに、左方に坐を天手力男神とは、思金神を誤り傳へたる物なるべし、(然るに、思金神の此相殿に坐ことは、すべて伊勢の書には見えたることなし、神語記神皇實錄など云物には見えたれども、これらは後人の、舊事紀に依て云るなれば、依に足らず、又此宮の傳へに、神拜の次第、先大御神を拜奉り、次に相殿に坐神五柱を拜奉る、五柱は、手力男命、萬幡豐秋津姬命、思兼神、天兒屋根命、太玉命、これなり、此內兒屋根命太玉命二柱は、豐受大神外宮に鎭座てより、彼宮の相殿に坐なりと云り、然れども此內に思兼神を加へて拜む事は、此記舊事紀などを思ひて、後に定めたる事なるべし、もし本より此神も坐といふ傳へあらば、必儀式帳に載べく、式にも相殿三座とあるべきものをや、但式には、其神の御名を擧ざれば、二座の內一座は、此神か手力男神か知がたし、さて此記には、手力男神は、坐佐那縣と記せるに、其神しも此相殿に坐とあるは、すべて此記と合ざるにつきて、つらつら考るに、若くは此記、此二柱神者といふ上に、文の脫たるか、はた錯れたるかなど、くさぐさこゝろむるに、脫たるにも錯れたるにも非ず、此記の趣は、決く思金神なり、さて此記と伊勢の書との中に、一方は思金と手力男との間まがひて誤れるものなり、かくて何れを正しとせむ、今定むべきには非れども、姑く伊勢の傳への方につきて云ばかの取持前事爲政とあるは、手力男神の事にて、坐佐那縣とあるぞ、思金神なるべきを、此記の傳は、まぎれつる物とやせむ、然れども初石屋戶段にても、思金神の功殊に高く、又取持前事爲政との詔命も、必此神の任にてこそ有べけれ、手力男神には、似つかはしからずこそおぼゆ

勢國渡遇宮とある是なり、(或人云、丁巳年は、垂仁天皇廿六年にて、其十月は、丁丑朔なれば、其月に甲子日なし、十當作九、九月戊申朔にして、甲子十七日なり、是によりて今に至るまで、九月十七日、皇大神宮神嘗祭なりと云り、此考よく當れるが如くなれども、信がたし、まづ廿五年三月丁亥朔、廿六年八月戊寅朔、とあるを以て推ときは、廿六年九月朔戊申にあたれども、凡て後世の暦法を以て、上代いまだ暦無かりしほどの年月日を推て、支干を配ることは、諺に雲を提むとか云たぐひにて、いとうきたることにて、いまだしきさだなり、此事なほ別に論あり、然れば丁巳年十月甲子、とあるも一説、又其年八月戊寅朔、とあるも一説にて、何れを正しとも定むべきことにあらず、されば暦法を以て推とき、其年の九月十七日甲子に當るも、偶然のことにこそあれ、本より其故を以て、神嘗祭十七日に定まれるには非ずかし、)なほ其ほどの委き事どもは、彼宮の延暦の儀式帳、(凡て此大宮のくさぐさの事ども、委く此書に見えたり、)又倭姫命世記などに見えたり、(儀式帳は眞の古書なり、世記は、後世の人の編る書にて、僞説多し、されど中には、眞とおぼしくて、棄がたきことも多し、其は今世に傳はらぬ彼宮の古書の、儀式帳の外にも有しを取て、己が僞を多く作りませたる物なり、撰びて取べし、)又書紀に、石屋戸段一書にも、日神方開磐戸而出焉、是時以鏡入其石窟、(云々)此即伊勢崇祕之大神也、また神功卷に、大御神の御誨言に、神風伊勢國之百傳度逢縣之拆鈴五十鈴宮所居神云々、などもあり、さて神名帳に、伊勢國度會郡大神宮三座、(相殿坐神二座、並大、預月次新嘗等祭、)とある相殿坐二柱は、儀式帳に、同殿坐神二柱、坐左方稱天手力男神、靈御形弓坐、坐右方稱萬幡豐秋津姫命也、

當到筑紫日向、吾則應到伊勢、と申し賜へる、そも〳〵皇孫命の日向國に降坐むに、その啓行の神の、伊勢にしも降給ふこと、深き所以あり、豐受宮儀式帳に、天照坐皇大神、度會乃伊須々乃河上爾大宮仕奉、爾時大長谷天皇御夢爾、誨覺賜久、吾高天原坐弖見志眞岐賜志處爾志都眞利坐奴云々、とあり、かゝれば此御靈鏡を、後遂に此地に鎭坐しめむとは、大御神御自高天原にして、豫てより所念設けたることなり、されば猿田彥神の、啓行ひながら、此伊勢に到りたまふも、古語拾遺に、始在天上、預結幽契、衢神先降深有以矣、と見えたる如く、本より此由緣あるゆゑに、此御靈鏡を、終に鎭坐べき處へ、先導送り奉らむためなり、故其御天降の時に、皇御孫命に附副ひて、此御鏡を戴齋奉れる御從神は、彼啓行神の導きのまに〳〵、おのづから先此伊勢國は降着しなり、始自天降とは、此時の事なりけり、若然らずは、日向へ降賜ふ御孫命の啓行神の伊勢へ降賜はむこと、何の由もなく、徒ならずや、さて右の如く、此御鏡は先伊勢に降着賜ひしを日向に着賜へる御孫命の御許に、送奉り置て、猿田彥神は、御暇を賜はりて、又伊勢に歸り賜ひしなり、此間の事、なほ下に委云べし、抑此御鏡は、しばらくも皇御孫命の大御許を離ち奉り給ふまじきわざなるに、日向と伊勢と、分れて降着賜へらむとはいかゞ、と疑ふ人有べけれど、天上より遙に降賜ふなれば、日向と伊勢とを放るといへども、同じく葦原中國の內にしあればなほ一處に降着給へるなり、されば後に又伊勢に遷奉賜へれども、初の大御神の詔旨に違はせ賜はざるも、同皇國の內なるが故なり、〕一云、天皇以倭姬命爲御杖、貢奉於天照大神、是以倭姬命以天照大神、鎭坐於磯城嚴橿之本而祠之、然後隨神誨、取丁巳年冬十月甲子、遷于伊

の宮をこそ、委曲には記すべきことなるに、其をば只祠立於伊勢國とのみ、大かたに云て、齋王の坐宮をしも、却て具に五十鈴川上といふべきに非ず、萬葉なる人麻呂の長哥に、渡會乃齋宮とよめるも、必大御神の宮とこそ聞えたれ、且倭姫命に宮と云て、大御神に祠とは云べくもあらず、然れば立字は、定を誤れるなるべし、神の夜志呂には、皇國にては、凡て社字を用ひ、又宮といふ、其中に此大御神などには、必宮と申す例なるに、祠とあるは、字義はさることなれども、たゞに其宮を申せるにはあらず、その祭るべき處をいへるなり、雄略卷に、稚足姫皇女侍伊勢大神祠、とある祠も、拜祭給ふ意を帶たる故に、此字を書り、故ミヤとも、ヤシロとも訓ずして、イハヒとは訓るなり、然れば此も、祠るべき處を、伊勢國と定めて、さて五十鈴川上に其宮を興と云るなり、次に是謂磯宮とあるは心得ず、此五十鈴宮を、磯宮と申せること、此外にさらに見えたることなし、故思に、是は儀式帳などに、五十鈴宮に鎭坐むとせし前に、磯宮坐とある、其は神名帳に、度會郡磯神社、和名抄にも、同郡に伊蘇郷ありて、今も磯村と云、此地にしばらく坐しゝを、磯宮といふ、但し其磯宮は、度會郡なるには非ず、多氣郡の相可郷のあたりなるとも云り、其はいかにもあれ、此は其伊蘇といふと、伊須受と云と、名の似たる故に、混ひし傳へなり、されば、こは、決めて磯宮とは云べきにあらず、謂五十鈴宮とこそ有べきことなれ、次に天照大神始自天降之處也と云ことと、いと〳〵心得がたかりしを、近きころ思得たり、さるは古傳の趣にはよらずして、たゞ例の己が心に隨せて云る說どもは、くさ〳〵あれども、そはみなわたくしごとなれば、取にたらぬを、己が思ひ得たりと云は、先初に猿田彥神の答へに、吾先啓行云々、大神之子則

十鈴之河上者、是大日本國之中仁、殊勝靈地侍奈利、其中翁世八萬歳之間仁毛、未視如留有靈物、照輝如日月、奈利、惟小縁之物不在志、定主出現御坐、爾時可獻止念比弖、彼處爾禮祭申勢利、即彼處仁往到給天、御覽介禮波、往昔大神誓願比天、豐葦原瑞穗國之內仁、伊勢加佐波夜之國波、有美宮處利止、見定給比、從天上志天投降給比志、天之逆大刀逆鉾金鈴等是也、甚喜於懷比天、言上給比支、と云へれども、中に疑はしきことゞも有て、全は信られず。) さて天照大御神の御靈鏡は、此の詔旨の如く、御代々々皇御孫命の同大殿內に、拜祭賜ひ來にしを、水垣宮御宇天皇御世よりぞ、別處には祭給へりける、其は書紀彼御卷(崇神)に、六年(云々)先是天照大神倭大國魂二神、並祭於天皇大殿之內、然畏其神勢、共住不安、故以天照大神託豐鍬入姬命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬、云々、それより伊勢に遷幸しゝは、垂仁御卷に、二十五年三月丁亥朔丙申、離天照大神於豐耜入姬命、託于倭姬命、爰倭姬命求鎭坐大神之處、而詣菟田筱幡、更還之入近江國、東廻美濃、到伊勢國、時天照大神誨倭姬命曰、是神風伊勢國則常世之浪重浪歸國也、傍國可怜國也、欲居是國、故隨大神敎、其祠立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上、是謂磯宮、則天照大神始自天降之處也、(此文にまぎらはしき事どもあり、よくせずば誤りぬべし、まづ其祠立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上とある、齋宮即大御神宮なり、然かるを古語拾遺倭姬命世記などに、文を少し換て、此を倭姬命の坐宮の如く記さるは、御世々々の齋王の宮をも、齋宮と申す故に、其と心得たるひがことなり、齋王の宮を云は、其王の坐宮と云意、此は大御神を齋奉る宮といふことにて、同名ながら意異なり、抑此には、大御神

云むは、こともなけれど、その裂たる鈴をつけたらむからに、劍をしも直に佐久劍とはいかでか云む、此事冠辭考にもいぶかりて、劍と鈴を一にいへるにやあらむ、劍には鈴をつくる物にしあれば、其鈴の形によりて、さくゝしろ五十鈴とつゞけたるにや、と云れたり、なほ心ゆかず、)故熟思に、まづ古の鈴には、種々の形樣ありしとおぼしければ、(今もある驛路の鈴、其外にも、尋常のと形の甚く異なる古物の遺れるを見ても、なほ種々有けむことを知べし、)劍の鈴も一種ありて、他のとは異なりけむ、さて劍とは、その小き鈴を多く緒に貫て、臂に纏を云る名にて、(異國の或と云物とは、其さま異なるべし、又玉劍ともあるは、玉を着たるも有しなるべし、)其鈴を除て別に釧は無き物と聞えて、書紀履中卷にも、此をたゞに手鈴と云り、(もし鈴の外に躰あらば、必たゞ鈴とはいはじ、)然れば釧の鈴一種有て、釧即鈴なるが故に、裂釧とは云なるべし、(さて然手に鈴をまきしは、觀のための餝にはあらで、鳴音を取なるべし、萬葉に手玉鳴す、などあるを思ふべし、故釧は、あらはなる處にはつけず、袖に隱れたる臂にまくなり、又下卷遠飛鳥宮段に、足結の小鈴ともあれば、足にも着しなり、)さて五十鈴とつゞく故は、繁釧ともある如く、此が鈴は、繁く貫るをもて、五十と數々の鈴といふ意なり、(たゞに鈴につゞくのみに非ず、五十へもかけて續くなり、)又伊勢の書どもに、宇治と云にもつゞけ云るは、五十鈴より轉れる後の事なり、○伊須受能宮、これ伊勢大御神宮なり、書紀神功卷に、五十鈴と書れたり、此は地名にて、五十鈴川五十鈴原なども云り、名けたる由は詳ならず、(倭姫命世記に、猿田彥神裔、宇治土公祖大田命參相支云々、倭姫命問給久有吉宮處哉、答白久、佐古久志呂宇遲之五

同じ、師説にこれを、思金神と手力男神となりと云れしは、誤なり、）○佐久々斯侶は、裂釧なり、大神宮儀式帳に、佐古久志侶とも、佐古久志留ともあり、書紀神功巻には、拆鈴五十鈴宮とあり、釧は、下巻高津宮段に玉釧、書紀繼體巻に、矢自矩矢盧、（繁釧なり、鈴を玄げく着たるを云、）萬葉一（廿丁）に、釧着手節乃崎、九（二十五丁）に吾妹兒は久志呂にあらなむ、左手の吾奥手に纏ていなましを、又（三十一丁）玉釧、又（三十六丁）宍串呂（宍串は借字）など見えて、此物の事、師の冠辭考（さくゝしろ、玄ゞくしろ、くしろつくなどの條、）に、詳に説れたり、抑此物、後には絶にたれば、今京などになりては、其名をだに人知ざりけるにや、和名抄にも釧字をば擧ながら、比知萬岐と玄るして、久斯呂てふ名をば出さず、（農耕具中に、鋠、漢語抄云、加奈加岐一名久之路とあるは、若くは字形の似たる故に、釧字の訓を、誤りて此字には附たるか、又思ふに、此鋠字、分裂也と云注もあれば、五十鈴の枕詞の佐久々志呂は、是にて、臂にまく釧には非るにや、とも思ひしかども、猶然には非ず、又かの萬葉（九卷）なる、久志呂爾有奈武と云哥をも、六帖に櫛の哥としたり、（顯昭袖中抄に、此を辨へて、くしろは釧字をよめり、内典には、在指上名鐶、在臂上名釧と云り、と云るは、さすがに物ひろく見たる人なればなりけり、）かゝれば古書どもにある釧字をも、寫誤りて、或は釼（萬葉）或は釵（此記下卷）など、作るを、（これらの誤字なるを以思へば、かの書紀の拆鈴の鈴も、釧の誤とこそ思はるれ、）近き世となりて、契沖荷田大人吾師など、つぎ〳〵に別ためられて、釧の事は明かになりぬるを、此佐久久斯呂は、なほ少し詳ならず、（其故は、私記にも、鈴の口は裂たる故に、拆鈴と云、と云る如く、拆鈴と

若菜下卷に、宮たちの御あつかひなど、取持てまふさまも云々、夕霧卷に、御法事によろづ取持てせさせ賜ふ、などもあり、此は少し意の轉れるものなり、）其事を身に負持て、執行ふを云なり、（今世に、他の事を、かたはらより助けて共々爲るを、取持と云も、是より轉れるなり、源氏物語なるは、今世に云方にちかし、）○爲政は、右に引る明宮段の詔に、白賜とあるに依て、麻袁志多麻閇と訓べし、其言の例は、彼段（傳廿二）に云り、（前にはマ。ツ。リ。ゴ。チ。テ。ヨ。と訓べく思ひしかど、よく思へば、上に前事とある、すなはち政なれば、然訓ては、同言の重なるなり、爲政と書るは、たゞ義を以てなり、此字に拘るべからず、）如此有ば、天皇の御政を、關白大臣などの取申賜ふ如くに、此思金神は、天照大御神の御靈の御政を取行ひ賜ふ神なり、故其御鏡に附副て降し賜ふなり、されば同列に擧たる、手力男石門別二柱、神の御靈實も、共に御鏡に附副て降し賜ふ神なることを知られたり、（但し石門別神は、別事にもあらむか、其由は上に云り、）さて麻都理碁登と云言の義は、中卷白檮原宮段に委云べし、（傳十八の始）

此二柱神者。拜祭佐久久斯侶伊須受能宮。自佐至能以音 次登由宇氣神。此者坐外宮之度相神者也。次天石戸別神。亦名謂櫛石窻神。亦名謂豐石窻神。此神者御門之神也。次手力男神者坐佐那縣也。

此二柱とは、大御神の御魂實の御鏡と、思金神の御靈實とを指て申せり、（此は君と臣と、尊卑きけぢめこよなきを、同等の如く、二柱と申せるは、古意なり、式などに、大神宮三座などあるも

條）に出づ、○如拜、また次の拜祭の拜、共に伊都久と訓べし、上に胷形君等之以伊都久三前大神者也とあると、諸人以拜竈神者也とあると同く、また伊都岐奉乎倭之青垣東山上とあると、中卷水垣宮殿に、於御諸山拜祭意富美和之大神前とあると同言なるを以て知てよ、○伊都岐奉、此言は上に出たり、（傳六御身滌の段下以伊都久神の下、又傳十二幸魂奇魂の段下所々）是まで皇御孫命に詔ふ御命なり、以下は、思金神の御靈に仰せたまふ事にて、それも御孫命へ詔ふなり、さて天照大御神は、常へに高天原に大坐々て、下が下なる諸民までも、まのあたり瞻奉る大御神に坐ば、御孫命も、直に此高天原に坐現御身の御前をこそ、此國にても、拜祭り給ふべきに、別に此御鏡を御靈として、祭給へと詔ふは如何と云に、大御神は高天原に留坐し、御孫命は此國に降坐て、是より天と國との往來絶る際にして、遙に隔り給ふ御別れなる故に、今まで吾御前に侍坐て、親近く拜奉り給ひし如くに、今よりは、此鏡を祭り給へとなり、（故天津日を直に祭給ふ御事はなきなり、諸人も此意を思へ、）○前事は、即此御魂の御前の事なり、（皇孫命の御前の事には非ず、）さて事とは、たゞ祭祀の行事を云には非ず、譬ば朝廷の政事の如く、此大御神の御靈の天下の萬事を、御思し處分ひおきて賜ふ、御政を云なり、前とは、上にも云る如く、即其神を指て申す言なれば、此は、此御靈の御政事と云むが如し、○取持は、中卷明宮段の詔に、大雀命執食國之政以白賜、萬葉十七（四十三丁）に、乎須久爾能許等登里毛知底、十八（卅丁）に、於保伎見能、末伎能末々爾々、等里毛知底、都可布流久爾能、三代實錄廿九（十五丁）詔に、右大臣藤原朝臣波、內外乃政乎取持天、勤仕奉己止、夙夜不懈などあり、（源氏物語

にもあらむ）などあり、古言の一格なり、○專は、上に云るが如し、此は全てふ意なり、（中昔の物語書などにも、全くと云べき處を、母波良と云る例おほし）此の此言、輕く見過すべからず、○爲我御魂とは、出雲國造神賀詞に、大穴持命乃申給久、云々申天、己命和魂乎、八咫鏡爾取託天とある如く、大御神の御神靈を、此御鏡に取託て賜はするなり、（凡て御靈と云に、又用と體との差別あり、此大御神の御於にて申さば、高天原を知看て、世を照しなどし賜ふは、廣く御靈の用なり、此御鏡は、其體なり、さて其御靈を、專此御鏡に取託て、其御體としたまへば、其用も、悉く此御鏡に具り坐り、然らば其用悉く此御鏡に移り坐て、高天原に坐現御身には、御靈は貽らじかと云に、凡て神御靈は、御靈にて、いとも靈異なる物にし坐ば、悉く此處にあれども、彼處にもいさゝか減ことなく、彼處に減ねども、此處にも悉く具りて、其體は千萬處に分つといへども、ほど〳〵に何れにも、その用は欠ることなし）然れば天照御大神の御靈は、全此御鏡に坐々すものぞ、貴きかも可畏きかも、此大御詔よ、ゆめおろそかにな見過しそ、書紀一書に、天照大神手持寶鏡、授天忍穗耳尊而祝之曰、吾兒視此寶鏡當猶視吾可與同床共殿以爲齋鏡復勅天兒屋命太玉命惟爾二神亦同侍殿內善爲防護とあり、（本書に此重事を記されざるはいかにぞや）さて上に三種を擧ながら、此には唯其御鏡の御事をのみ、如此懇に詔へるにて、此御鏡は、中にも貴く坐こと、着明きものをや、（然るを本より三種同等なる物に說なし、或は玉をしも第一と思ふなるは、かの水垣朝より以來の趣になづみて、本をよくも考へざるものなり）○吾前とは、大御神の現御身の大御前なり、前のこと、上（傳十二幸魂奇魂の段下吾前の

たり、(其事下に委くいふ、) さて此三柱神は、其現御身を天降し給ふには非ず、(現身は高天原に留りて、天照大御神に仕奉給ふ、) 皆其御靈實 (今御靈實と云は、御靈の託る御體を云、下皆同じ、俗にいはゆる神社の御神躰なり、) を降し給ふなり、故上の五伴緒神と同列にはあげずして、今此に、三種御寶の次に連ね云り、(然れば此三柱神の御靈實どもは、鏡にまれ劒にまれ何にまれ、彼八咫鏡に添へて、降したまふなり、其由は下に云り、但し石門別神一柱は、此記には、石屋戶段には見えざれば、此御靈は、皇孫命の御門の守衛神として、降し給ふにてもあらむか、) 又彼五伴緒神は、現御身なる故に、此次に各某氏之祖と注したるを、此三柱は、御靈躰なる故に、子孫をば擧ず、たゞ其鎭座す處を注せり、此等を以て、現身と御靈との差別あることを覺るべし、(書紀に、五部神はあげたれども、此三柱神をあげざるも、現御身に非るが故なり、上にも處々に云る如く、凡て神には、現身を云と、御靈との差別あれども、其分ちをいはず、共にたゞ同じさまに、某神と云ること、天照大御神をば、高天原に坐す現御身をも、又伊勢に拜祭る御靈をも、共に天照大神と申して、其御名には差別なきが如く、他神も然なるを、世々の識者、此差別を得辨へざるがゆゑに、事にふれてまぎらはしきこと多きぞかし、) ○副は、皇御孫命に副なり、賜は、授賜ふなり、たゞ崇辭に附云とは異なり、○詔者、上に天照大御神高木神之命以とありて、其より下に何とも見えざれば、是も其二柱の詔ふともすべけれど、爲我御魂とあるに依るに、こは唯天照大御神の詔ふなり、○此之鏡者は、許禮能鏡波と訓べし、萬葉三 (十四丁) に、許禮能水島、廿 (四十丁) に、許禮乃波流母志 (此之針以なり、志は知の草字を誤れる

璽を渡さる、儀あり、又其餘の儀式にも、內侍二人劒と璽とを執て供奉す、此を以ておしはかるに、上代又大寶の定めの頃とても、舊主より新主へ、寶物を渡さる、時、璽も必渡されずはあるべからず、然るに鏡劒をのみ云て、璽を云ざるは、本鏡劒は重くして、璽は一きは輕き故なるべし、然れば此は、かの水垣朝よりして、璽を先とせらる、定めにか、はらずして、神代の本よりの定めにつきて云るものにて、返て古意とこそおもはるれ、さて後世に劒璽をいひて、鏡を云ぬは、鏡は內侍所に坐て、動きたまはぬがゆゑなり、)古語拾遺には、即以二八咫鏡及草薙劒二種神寶一、授二賜皇孫一、永爲二天璽一、(所謂神璽之劒鏡是也、)矛玉自從、とあるを以知べし、(此拾遺の文は、世に玉を第一と思ふが、古意に非ることを慨みて、ことさらに玉を貶して、鏡劒には比びがたきことを知らせたる文なり、自從とは、鏡劒の如く、正しく御璽として、賜へるには非ず、矛と玉とは、たゞ何となく、それに添て賜へる由なり、さて此矛は、書紀に所謂日矛なるべきか、又大巳貴神の經津主神に授けし廣矛か、何れともさだかならず、)これら三種の中には、玉は本は輕きが故なり、然はあれども、天皇の大御許にしては、此玉のみぞ今に至るまで、大御神の授賜へりしま、の物に坐々ば、傳持給ふ三種の御璽の中には、殊に貴き御寶なりけり、(後世に神璽と申すは、此玉の御事なり、)○亦常世云々、亦てふ辭を此におくは、上と下と類異なるを、別むための隔なり、常世とは、かの天照大御神石屋に隱坐て、世間常夜なりし時に、功績を立し神なる故に云なり、此言先は思金神一柱に係れりと見ゆ、されど又石門別神まで、三柱へ係て見むも、あしからじ、○手力男神も、同段に出たり、○天石門別神は、古語拾遺に、同段に見え

む御しるしとして賜へりとも、大御神の御魂とある御鏡の上に立むことは、かたくなむあるべき、然れども其鏡に並べて賜はせし、一種の御寶物にしあれば、おのづから御國知食御璽となれるは、もとより然あるべき理なり、さて右の餘に、此三種には、なほくさ／＼の理を、こちたく說る說どもおほかれど、皆古意にあらずなむ、）今此に大御神の授賜ふ時を以云は、ゞ鏡第一なることは更なり、次には劒、其次に玉なるべし、其故は、書紀繼體卷に、大伴金村大連乃跪上天子鏡劒璽符再拜、神祇令に、凡踐祚之日、中臣奏天神之壽詞、忌部上神璽之鏡劒、（義解に、此即以鏡劒稱璽、）大殿祭祝詞に、高天原爾神留坐須、皇親神魯企神魯美之命以氐、皇御孫之命乎、天津高御座爾坐氐、天津璽乃劒鏡乎捧持賜天、言壽宣志久云々、（此神祇令又祝詞の文を以見れば、繼體卷なる璽符も、即鏡劒を指て云るか、たとひ玉なりとも、鏡劒の次にあるをや、）これら鏡劒のみを云て、玉を云ず、（師の祝詞考に、璁は御身に着坐寶にて、人の手觸る物ならざる故に、古より鏡劒二を以て、大儀の時のしるしとは成來るなり、されど此祝詞には、勾璁を專擧べき理なるを、既に大寶のころの儀式の表に依て、二をのみ云つる物にて、是も上代の文ならぬを知なり、と云れつるは、心得ず、璁は御身に着坐寶にて、人の手觸る物ならずとは、常にこそさもあらめ、踐祚の時、いかでか本より御身には着坐む、そも／＼彼令に、踐祚之日とあるは、義解に、即位を云と云る如く、古は踐祚すなはち即位なりしを、後には、踐祚と即位と別になりて、即位の儀式には、忌部上鏡劒ことは見えず、大嘗會に此事あるなり、然れども是本は、始て御位を嗣たまふ時の儀式と聞ゆるなり、さて後世には、踐祚の時、舊主の御許より、新帝の御所へ、劒

の上に及ノ字をさへ置れたるは、如何と云に、水垣ノ朝ノ御代に至て、此ノ御鏡劒をば、他處に齋祭り給ひてより、天皇の御許に坐は、神代の舊物には坐さず、たゞ玉のみぞ、今大御神の授賜へるまゝの物にて坐故に、彼ノ御世よりしては、三種の中に玉を第一とぞせられけむ、然れば其ノ御代より後は、常に玉を先に申しならひたる、其次第のまゝに、此記も書紀も記せるものにして、神代より然るには非ずなむ） 然るを或説に、本來玉を、鏡よりも殊に重き物の如く説成し、又師の祝詞考に、伊邪那岐ノ命の御頸珠を、天照大御神に賜ひて、所知高天原と詔へれば、彼ノ御頸玉は、大御神の天を知食す御しるしなり、さて今天孫に賜ふ勾玉は、天ノ岩戸ノ前にして、招禱せし時、彼ノ天照大御神の御頸玉に准へて作りしを、今天孫天降て、國の主となりたまふ御しるしに、天照大御神これを賜はせしなり、と云れたるも皆かなはず、其故は石屋戸ノ段の勾玉は、彼ノ御頸玉に准へて作りしと云こと、徵據なし、彼ノ段を考るに、此ノ玉、さる意にて作れるには非ず、凡て玉は、古ヘ殊に賞て、世に尊み欲する物なる故に、御幣に獻りしのみなり、さるは殊にたぐひなく重事招禱に用る故に、心をつくして作れるから、あるが中にもめでたく、美麗き玉なりける故に、大御神の殊に珍しみ賜ひて、比なき御寶物にて有けるを、此度御孫ノ命には賜はせるにこそありけめ、異なる意あるべくも非ず、故此レ次の文にも、書紀にも、此ノ時詔命には、たゞ御鏡の事のみありて、此ノ玉の事は見えず、若シ此ノ王、御國知食す御しるしとならば、必其ノ事も詔ふべき。理ならずや、然るを彼ノ御頸玉に准へて、是レをも、天孫の國知食す御しるしとして、賜ひしと云るゝは、此記にも書紀にも、三種の中の第一に擧られたるゆゑに、强て其意にかなへむとてなり、たとひ實に御國知食

しはし鷹の云々、拾遺集、物名、歌に、はし鷹の哀伎惠にせむと構たる云々、これらも鷹を招寄るを哀伎といへり、(をきゑは招餌なり、)此等と、かの招禱字とを、合せて思ふに、凡て哀岐とは、物を招寄むとする事にて、此は、かの石屋に隱坐る天照大御神を、招き出し奉りし行事を云なり、(俳優と云稱も、和邪は、神の爲したまふ意、遠伎は招にて、かの石屋戸段に、神懸して、大御神を招奉りしより云り、さて此遠岐の岐を、師の濁て讀れしは、わろし、此記にては、岐字は、濁にも清にも用ひたる例なること、首卷に委くことわりおけるが如し、然れば萬葉に呼久乎伎などと、皆清音字を用ひたるに依て、清音と定むべし、)斯は、過往し事を云ときの辭なり、(所謂過去の斯、)○八尺勾璁鏡は、彼石屋戸段に、科玉祖命令作て、眞賢木の上枝に取着し玉と、科伊斯許理度賣命令作て、中枝に取繫し八咫鏡となり、當時是等物を用ひて、大御神を招禱奉し故に、遠岐し璁鏡とは云り、(然るに此勾璁を、或は伊邪那岐命の、天照大御神に賜へる、御頸玉なりとし、或は須佐之男命と誓約たまひし時の、曲玉なりとし、或は大己貴命事代主命の獻りし曲玉なりとするは、みな此の遠岐斯てふ言を、得心得ぬ故の、推當のひがことなり、)○草那藝劒は、かの須佐之男命の、八俣遠呂智を切給ひし時に、其尾中より得給ひて、異物なりし故に、天照大御神に獻り給ひし大刀なり、さて鏡と劒との間に、及と云るは、上の遠岐斯の言、璁鏡へのみ係りて、劒は異時の物なる故に、其を隔むためなり、書紀に、天照大神乃賜天津彥々火瓊々杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劒三種寶物と、あり、さて此三種を連擧る次第は、鏡劒玉とか、鏡玉劒とか有べき理なるに、(其由は次に云、)此記にも書紀にも、玉を先にし、書紀には殊に、玉及鏡

兒屋命、主神事之宗源者也、また天兒屋命太玉命、宜持天津神籬云々、などあるを以ても知べし、

〇天降也、これは、右の五伴緒神を降したまふと見むも、惡からねど、猶御孫命に係て見べきなり、(然見るときは、次文と、事の前後錯へる如くなれども、此御天降段は、凡て次序にかゝはらず、一事々々を、別々に並べ擧たる如くなれば、妨なし、書紀には、三種寶物の事先にありて、其次次に五部神のことはあるなり、此段の中の次序のこと、上にも論へり、なほ下にも云べし、)

於是副賜其遠岐斯(此三字以音)八尺勾璁鏡。及草那藝劒。亦常世思金神手力男神天石門別神而。詔者。此之鏡者。專爲我御魂而。如拜吾前伊都岐奉。次思金神者。取持前事爲政。

其とは、石屋戸段の事を指て云なれば、加能と訓べし、又上の五伴緒神、卽彼段に遠伎し神たちなれば、直に上文を指て、其神たちの遠伎しと云意ともすべければ、曾能と訓むもあしからじ、

〇遠岐は、書紀石屋戸段に、思兼神者有思慮之智、乃思而白曰、宜圖造彼神之象、而奉招禱也とある、招禱これなり、(此を私記に、禰支と訓るはわろし、袁伎と附たる訓よろし、)又海神宮段に、風招と云ることあり、風を招ぎ發す方なり、又萬葉十七(四十六丁)に、鷹の放逸しを歎きてよめる長哥に、呼久餘思乃曾許爾奈家禮婆とあるも、彼鷹を招き寄べき由の無きと云なり、又十九(二十三丁)霍公鳥を待歌に、月立之日欲里乎伎都々敲自努比麻低騰伎奈可奴霍公鳥可母、この乎伎も、霍公鳥を招寄る方をして、待なり、又後撰集雜三に、わがために袁伎にくかり

聞ゆるも、皆くはしくいへば其長なり、）又萬葉に多く、物部之八十伴男とよみ、（師說に、古へは文官武官をいはず、凡て諸臣を物部と云りとあり、）又七（四丁）に、靫懸流伴雄廣伎大伴爾、十九（二十七丁）に、八十伴男者大王爾麻都呂布物跡定有官爾之在者云々、（これに官とあるも、長なるゆゑなり、）などよめり、大殿祭祝詞、詞別に、皇御孫命朝乃御膳夕乃御膳供奉流、比禮懸伴緒、繦懸伴緒、大祓詞に、天皇朝廷爾仕奉留、比禮挂伴男、手繦挂伴男、靫負伴男、劒佩伴男、伴男能八十伴男乎始弖、官々爾仕奉留人等、（此文いと／＼めでたし、）とある、是に八十伴男乎始弖と云るを以て、伴男は其長なることを思ひ定むべし、さて次に官々爾云々と云るぞ、其下に屬る部々の人等にはありける、○支加而は、久麻理久波幣氐と訓べし、（久麻理は久婆理なり、）支は、字書に分也とも註して、凡て物の分るゝ意に用る字なり、（人の手足を云も、木枝を云も、みな本は分るゝ意より出たり、王延壽が魯靈光殿賦に、支離分赴、註に支離分散也、なども云り、）さて上の水分神の註に、訓分云久麻理とあれば、久麻流は分ることなり、然れば此五公長神を、其職々の長に分配て、御孫命の御從に加へたまふなり、書紀に、又以中臣上祖天兒屋命忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五部神、使配侍焉とあり、此配侍字と相照して、支は必久麻理と訓べきことを知べし、（佐志久波幣と訓るは、甚非なり、支字佐志と訓べき由あらむやは、さて又此記と相照して、彼配侍をも、久麻理久波幣多麻布と訓べし、）さて此五伴緒神の掌りたまふ職は、みな神事に依れゝば、（石屋戸段に見ゆ、）今支加而降しまふも、専神事の料なり、書紀に、乃使太玉命以弱肩被太繦而云々、また天

長の本語にて、袁佐と云は、長兄名の意なり、書紀に、魁帥渠帥などを、伊佐袁と訓るも、勇長なり、然れば伴緒は、其部屬の長を云稱なり、(師説に、此處の文を引て此五伴緒の中に、二柱は女神なることを云、又祇辭に、比禮懸伴緒と云るも、女なれば、伴男など書る男は、皆借字にて、男女にわたる稱なる由云れたるは、信にさることなりかし、) さて緒と云意は、師説に、一の緒に、數の玉を貫くに譬へて云なれば、伴緒と書る、正字なり、貫首など云貫も、意通へりと云れたるは、然ることなれども、今少し精しからず、其故は、玉緒などを袁と云も、多の玉などを總縛る故の名、又物の長を袁と云も、此徒屬を統帥る故の稱にて、本同言なり、然れども、何方を本とも末とも、定むべきに非れば、玉緒は、例には引べけれども、其に譬へて云とは、云べきに非ずなむ、(さて又右の師説の意は、伴緒を、たゞ其部類のことゝ心得て云れたる物にして、其長の意に云るには非ず、是も又精しからず、其故は次に云べし、) さて今右の五柱神を指て、五伴緒と云るは、石屋戸段に見えたる如くに、此神たち各掌れる職ありて、其職々の部屬を帥る長神なればなり、(五神を指て五伴緒と云れば、一伴緒は一神なり、然れば伴緒とは、其長を云て、其部類を云に非ること明けし、書紀に此を、五部神と書れば、五伴緒は、たゞ五部の意とも聞ゆるに似たれども彼も五神を擧て云れば、其意に非ず、五部の長神といふこゝろなり、) 下巻遠飛鳥宮段に、定賜天下之八十友緒氏姓、(八十伴緒とは、所有諸の伴緒を總云なり、さて是は、長に限らず部屬までにわたる如く聞ゆめれど、これらは朝廷に仕奉る官人たちを、大凡に云る、其はいづれも、ほど〳〵に帥る部屬あれば、此も皆長なり、此外にも部字などを書て、廣く其屬を云る如く

之矣、天鈿女還詣報狀とあり、凡て此段は、書紀委くて、此記は麁し、(延佳本に、此に、橘成近と云人の考とて載て云、爾天兒屋命以下、不承上文下文自故爾詔天宇受賣命、至給猨女君等也、二百六十九字、當在于此間、恐錯簡也と云り、此はたゞ一わたりの考にて、精しからず、誤なり、なほ委く云ば、上の故隨命以可天降とある次に、爾天兒屋命云々より、玉祖連等之祖、と云までの文は在て、其次にこそ、爾日子番能邇々藝命將天降之時云々より、參向之侍、と云までの文はあるべき物なれ、書紀の次序は、即右の如くなり、されど、此は、本のまゝにても妨なし、さて故爾詔天宇受賣命云々より、給猨女君等也、といふまでの事は、御孫命既に筑紫に降着坐て後の事なれば、必此には在まじきことなり、然るに此事どもを、當在于此間と云るは、いかにぞや、若此事此間に在るときは、五伴緒矣支加而天降也とあると、天宇受賣命從猨田毘古神而還到、など、ある事と、前後錯亂るをば、如何とかせむ、又給猨女君等也、爾天兒屋命云々と續く、如此てはいよゝ上文を承ざるをば、如何とかせむ、これらのことをよく思ひわたすべきものぞ、)

爾天兒屋命布刀玉命天宇受賣命伊斯許理度賣命玉祖命、幷五伴緒矣支加而天降也。

天兒屋命より玉祖命まで五神、皆石屋戸段に出たる神たちなり、○伴緒、凡て伴とは、官職にまれ何にまれ、一部ともなふを云、某伴某伴と云是なり、登母賀良など云も此意、又何となくて交り親む人を、友と云も同意なり、伴造と云は、其部の長を云、(此事傳七の末に委く云、)緒は

末違ふべし、さて猨の形の、此神に似たるを以て思ふに、鼻長きも、猨と似たり、又背長七尺餘とあるも、俗に人の長立を背といへば、只凡その長立のことにもあるべけれど、若其義ならば、たゞに長とのみこそいふべきに、背をしも云るは、是も猨の如く、這居坐形につきて、其背の長さをいふにてもあるべし、神にはさまぐ〵あるめれば這居たまふとせむも、あやしむべきにあらず、若尋常の人のごとく、立て坐むには、尻の明耀といふも、似つかはしからぬをや、さて此神、御名につきて、十二支の申の事を引寄せて、種々の漢意をいひ、又は庚申といふ物を、此神なりとするなど、凡てうるさく穢はしきこと、云むかたなし、）○出居は、此天八衢になり、（俗に出迎といふ是なり、）○仕奉御前而とは、書紀に、吾先啓行とあるこれなり、仕奉は、都加幣麻都良牟登志弖と訓べし、（登弖と云は、古語に非ず、後世に登弖と云處、古語にはみな登志弖と云り、古の宣命などに多かり、）○參向は、麻韋牟迦幣と訓べし、向は迎の意なり、（向と迎とは、異なるが如くなれども、言は本一なり、さて記中に、參向と云ること多き中に、向字は、たゞ輕く用ひて、參る意のみなるもあれども、此は書紀にも、奉迎相待とあるに依て、迎の意とはするなり、）中卷白檮原宮段に、石押分之子が答白せる詞、此と全同じ、○侍は、此も上に大國主神の、云々隱而侍、と白給ひし侍と同意なり、（書紀に相待とあるに當れり、）書紀云、衢神對曰、聞天照大神之子今當降行、故奉迎相待、吾名是猨田彦大神、時天鈿女復問曰、汝將先我行乎、將抑我先汝行乎、對曰、吾先啓行、天鈿女復問曰、汝何處到耶、皇孫何處到耶、對曰、天神之子、則當到筑紫日向高千穗槵觸之峯、吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上、因曰、發顯我者汝也、故汝可以送我而致

く聞ゆれば、老女の稱の多宇米、本は多久米なるべし。）毛波良は全純なり、（全と圓と同言なり、純と比良と同言なり、比良は、俗に比良爾と云是なり、純にと云意なり、然れば毛波良は、全く純すらにと云むが如し。）故此言は、他の爲べき事をも、全く取總て、獨して爲る意、又一筋に方よりて、他義をまじへぬ意などに用ひたり、欽明卷に全字をも訓、一字をも訓る、皆其意なり、（今世古學者の文章に、盛なる意、又主とする意に用るは、俗意なり、古の意にたがへり。）此も其意にて、純一に汝獨と云意ぞ、○道字、美知袁と讀べし、其は、云々道なるものをと云意にて、此袁に、咎むる意あり、（雅言に此格おほし。）○問賜は、登波世多麻布と訓べし、令問賜ふなり、（登比多麻布と訓ときは、賜の言、宇受賣命に係れり。）さて其問の語は、仰せし處に既に出たる故に、此には省けり、（書紀には、仰する處に省きて、其語は此に出せり。）書紀には、天鈿女乃露其胸乳、抑裳帶於臍下、而笑噱向立、是時衢神問曰、天鈿女汝爲之何故耶、對曰、天照大神之子所幸道路、有如此居之者誰也、敢問之とあり、（露胸乳云々の事は、いさゝかも怖れぬさまを示す意にてもあるべけれど、此には、何とかや似つかはしからず聞ゆれば、此事は、此記に石屋戸段にあるぞ、よく當れる。）○國神とは、天より降る神に對て申す詞なる故に云り、（此事上に委く云り。）○猨田毘古神、（毘濁音なり。）名義、書紀に口尻明耀云々とあると、上光高天原云々とあるとを以思ふに、尻明光彥なり、（志理の理を畧く例は、備中郡名後月などあり、又阿を畧ては常なり、かくて志加流を略めて佐流と云は、然るを佐流と云に同じ、又亘良を切れば多なり。）さて獸の猨は、此神の形に似たる故の名なるべし、（此神の此名を、猨に似たる故とせむは、本

明けし、(書紀の注に或人の、猨田毘古神の口尻明耀眼如八咫鏡とあるを、智慧の明らかなることに云て、それに諸人は恐れ憚りて、得闘に往ぬ由に云るは、例の私の妄言なり、たゞ容貌に怖たること、着明きものをや、)目勝と面勝とは同意なるうへに、麻と母と通音なれば、言も相近し、(今世俗言に、人に押勝者を、麻牟賀知那流と云も、此より出たるべし、)○専は毛波良と訓べし、(多宇米と訓は誤なり、然るに和名抄に、専、日本紀云、専領二字、讀太宇女乎佐女、今按專、訓毛波良、專一之義也、太宇女者、毛波良之古語也、今呼老女為太宇女とある中に、呼老女為太宇女と云る、是太宇女の義正なり、土佐日記に、おきな人一人、たうめひとりとも、又淡路たうめとも見え、源氏物語に、伊賀たうめともあり、又狐をたうめと云ることも、物に見えたり、そは老女より轉れるなるべし、老女を多宇米と云は、姥の轉れるにやあらむ、さて其多宇米に專字を用るは、いかなる由にか詳ならず、若くは、嫥と通ふ此嫥字にも、老女の意は見えざれども、御國にて、字義に非る意に用る例も多ければ、此字を用ひて、例の偏を省けるにもやあらむ、そはかもかくもあれ、多宇米と云は、老女の稱なり、然るに日本紀景行紀に、故汝專領東國とある、和名抄に引るは是なり、此專字、又他にも、毛波良と訓べきを、多く多宇米と訓るは、彼老女の稱の專を、專一の義の古言ぞと、心得誤れるなり、さて和名抄に、太宇女者毛波良之古語也と云るも、書紀の謬訓に依て誤れる說なり、これより世々の人皆、然のみ心得て誤なることをえさとらず、凡て字に依て古言を誤る、此類常に多し、故今委曲に辨へおくぞ、さて安閑紀欽明紀などには、專を多久米と訓り、是も專一の義なるを、然訓るは同じ誤なれども、多久米と云る言は、正し

南北相分之道、其中央似十字也、俗用辻字、本文未詳とある、是は知麻多にもあへり、）道饗祭祝詞に、大八衢、萬葉二（十六丁）に、橘之蔭履路乃八衢爾、十二（十二丁）に、海石榴市之八十衢爾、（此餘も八十衢と多くよめり、八衢とは云ずて、八十衢とはいかゞにも聞ゆめれど、此は八十と多くの處々へ行分るゝ衢と云意にて、衢の八十ある由にはあらざるべし、）などもあり、

○上光云々書紀に、先駈者還白、有一神居天八達之衢其鼻長七咫、背長七尺餘、且口尻明耀、眼如八咫鏡而絶然、似赤酸醤也とあり、○於是有は、在于此の意なり、上に既に、居天之八衢而とありて、又如此云るは、於是てふ言衍て聞ゆ、古語にはかくもいひしにや、○天宇受賣神は、石屋戸段に出たり、○手弱女人も、上（傳八の始）に見ゆ、○雖有は、那禮杼母と訓べし、（爾阿禮杼母の約りたるなり、）○伊牟迦布神は、書紀に、天若日子が久しく還參らぬ時、高御産巣日神の勅に、蓋是國神有強禦之者、この強禦を伊牟迦布と訓るを、射向なりと、或人の云る、此も其意にて、多牟加比歟なむを云、（人にかたきなむを、弓引と云と、心ばへ同じ、○萬葉十に、天漢射向居而とあるは、射は發語にて、たゞ向なり、此も其意かとも云べけれど、猶然には非じ、）さて此は、然る神を廣く云るなり、猨田毘古神を指には非ず、○與は、後世の語ならば、爾と云べきを如此云は、古語の格なるべし、與相對而と云意なり、○面勝は、人と相對て、愧ず怖れず、面の強くて、負ぬなり、宇受賣てふ名を思ひ合すべし、（この名義、傳八石屋戸の段下天宇受賣神の條に委く云り、彼處は愧ざる方、此處は怖れざる方なり、）書紀云、即遣從神往問時、有八十萬神、皆不得目勝相問、故特勅天鈿女、曰汝是目勝於人者、宜往問之、これにて、此神を擇出たまへる所以

皇孫天津彥々火瓊々杵尊、以爲葦原中國之主、とありて、天穗日命の事、又天若彥の事、又大巳貴命の此國を避奉し事など、皆其次々にありて、(大祓詞、遷却崇神祝詞、出雲國造神賀詞、古語拾遺など、皆此趣にて、右の事等を、皇御孫命に係たり、)さて高皇産靈尊以眞床追衾、覆皇孫天津彥々火瓊々杵尊、使降之とあり、一書には、天若彥の事初にあり、又一書は、此記の次序と同じ、是ら事の先後の傳の、さまぐなるなり、

爾日子番能邇邇藝命將天降之時。居天之八衢而。上光高天原。下光葦原中國之神於是有。故爾天照大御神高木神之命以。詔天宇受賣神。汝者雖有手弱女人。與伊牟迦布神自伊至布以音面勝神。故專汝往將問者。吾御子爲天降之道。誰如此而居。故問賜之時。答白。僕者國神。名猨田毘古神也。所以出居者。聞天神御子天降坐故。仕奉御前而。參向之侍。

天之八衢、知麻多は、道股の意なり、上に道俣神と云もあり、(傳六御身滌の段下道俣神の條下)八は例の彌にて、方々へ分行岐の、幾つもあるを云、此は天より降る道の衢なり、(和名抄に、唐韻云、巷、里中道也、和名知末太、とあれども、是は知麻多に稱はず、衢字街字などこそよく當りたれ、然るに此らの字をおきて、巷字をしも出せるは、いかにぞや、又同抄に、十字、今按十字者、東西

藝之大刀也、故是以云々、これも語は短けれど、上の注にて、故是以は、其注を隔て丶、上を承たるは、同格なり、此ほかもなほ多し、又後なれど、源氏物語處女卷に、小侍從やさぶらふとのたまへど、音もせず、御めのとごなり、獨ごとを云々とあり、これも、御めのとごなりと云一句は、上の小侍從の注なり、)何れも、上件云々、右件云々、などある注の格とは異なれば、低て別に書べきには非ずなむ、○是以は、上の應降也とある處を承たり、○科詔は、美許登淤富世弖と訓べし、淤富世は令負の意なり、(仰課なども、言の意はおなじ、)負は持と同じければ、詔命を負持去むるを、淤富世と云り、(宰など云も、詔命を負持て、其處の政を行ふ故の名なると、心ばへは同じ、○科字は、此の意にはあたらねども、淤富世と訓故に、字にはかゝはらで書るは、古の常なり、科を淤富世と訓は、品々を分ちて、それ〳〵に云付るこゝろなり、)さて此にのみ、詔とのみは云ずて、此言を加へたるは、始に忍穗耳命に詔ひし、御事依の詔命を、更めて此尊へ令負る意なり、然れば此處は、たゞ詔とのみ云ては、何とかや言足ぬこゝちする處ぞかし、さて父尊に代て、此御孫尊を降し奉り賜ふは、如何なる故にか、傳なければ、測りがたし、(此御子聖德坐故に、代て降したまふなど云は、例の漢意のおしはかりにて、當らぬことなり、御子を聖德ありと稱奉るは、御父は聖德なしと申すに非ずや、あな可畏皆私事なり、)○隨命以の以字は、讀べからず、(こは凡て麻爾麻爾と云處には、多く隨云々而と、而字を添て書る、此記の例なる、其而字の意にて、字面の方に添たるものぞ、以字も弖と云處に用ひて、而字意に似たる故なり、)○書紀にはまづ云々、生天津彥々火瓊々杵尊、故皇祖高皇產靈尊特鍾憐愛、以崇養焉、遂欲立

の後とせるは、いみしき僞說なり、まづ饒速日命と、此天火明命とは、本より別神なること、云もさらなり、又尾張連は、此天火明命の後、物部連は、彼饒速日命の後にて、是も同祖の姓に非ず、然るを世々の識者、舊事紀の僞說に惑ひて、これらを混雜へたるは、いかにぞや、いで其僞なる由を喩さむ、彼饒速日命は、神武天皇の御時に、大和國に在て、歸順し人なること、此記にも、書紀にも見えたれば、天火明命に非ること、明らけきを、舊事紀に、饒速日命は既に薨て、神武天皇に奉仕しは、其子の宇摩志摩治命としたり、然れどもまた、饒速日尊娶長髓彦妹御炊屋姫と云る、其長髓彦をば、なほ第六卷に、神武天皇の御時の人に云れば、終に僞を覆ふことあたはず、又此記にも、書紀にも、饒速日命は、物部連祖とこそあれ、尾張連の祖と云ることなし、又姓氏錄にも、同じき神別ながら、火明命の子孫なる氏々は、皆天孫部に収れ、饒速日命の子孫は、こと〴〵く天神部にありて、明白く分れたる物をや、抑舊事紀と云書、すべては、かくばかりの僞を構へたる書にはた非るを、此は物部連氏の人の、己が始祖を尊くせむ爲に、饒速日命を、天火明命なりと、僞り造れりし、家乘のありしを、漫に取て、其隨に記せる物なるべし、）〇此御子者と云より、二柱也と云まで、三十八字を、延佳本には、上文の注なりと云て、改めて別に低て書り、注なりと云は然ことなれども、改めて低て書るは、さかしらなり、此記は凡て、阿禮が口に誦しまゝを記せる物なれば、注の如き語をも、正文に連けて、其事の中間に挾み云る例、猶他にも多かるをや、（其例を一二いはゞ、黃泉段に、故其所謂黃泉比良坂者云々、伊賦夜坂也、是以云々とあるも、坂也まては、上文の注にて、是以と云より、其注を隔てゝ、上文を承たること、全此と同じ、また是者草那

幡姫とも、(此に千幡とある千は、千々の約りたるなり、此を以て、此記の師も、師々の約りたるなることを、思合せよ、かの神功紀の千繒も、繒繒の意なるべし、) 萬幡姫兒玉依姫ともある、皆同意なり、(又一書に、丹舄姫ともあるは、饒津の意か、) ○天火明命、火明は、本阿加理と訓べし、(本能と能を讀付るはわろし、弟命の番能の例に拘るべからず、) 名義、弟命の穂之丹饒と同くて、(火は借字、) 穂赤熟なり、天智紀に、稻生而穂云々 熟、又萬葉十九に安可流橘、二十に安可良我之波など、此餘も多かる言なり、此神、書紀には、一書には、此記の如くあり、一書には、天照國照彦火明命とあり、本書又一書には、天字なくて、たゞ火明命とありて、瓊々杵尊の御子とせりそは異なる傳なりけり、(瓊々杵尊の御子とする傳のときは、名義も火明の字のごとし、) さて又書紀には、瓊々杵尊の御子とせる方にも、是尾張連等始祖也と云ひ、御兄とせる方にも、是尾張連等遠祖也とも、兒天香山、是尾張連等遠祖也ともあるを、(或人、御兄なると、御子なるとを、同名にして、異神なりと心得て、御子なる方に、尾張連の祖とあるは、誤の如く云るは、返て非なり、異神には非ず、一神の傳の異なるのみなり、同傳の中に、二方にせるは無きを以て、異神に非ることを知べし、故其傳々に就て、尾張氏の祖なる由をば、何の方へも記されたるなり、) 此記に然ることの見えぬは、漏たるなり、(凡て某姓之祖也と記せること、書紀よりも、此記は委曲き例なれば、この尾張連之祖と云ことは、必有べきものなり、) 其尾張連姓の事は、中卷掖上宮段 (傳二十一) に委く云べし、 舊事紀に、 此天火明命と、神武段に見えたる饒速日命とを、一神として、名を天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊と云ひて、尾張連と物部連とを一つに、此神

萬葉十(三十丁)に、古に織てし八多を、此ゆふべ衣に縫て云々、是も織たる物を指て八多と云り、然れば栲幡も、栲布を云ること、倭文布を倭文幡と云に准へて知べし、萬は、師說に、宜てふ言は、物の足り備れるを云、與呂豆與呂比なども、此より別れたる言なりとある、此に依て思ふに、此も數の萬の意には非で、不足ことなく、美麗く織と、のへたる布帛てふ意に、萬幡と云なり、(書紀の千々姫と照して、數の意を思ふべからず、千々も數の意にあらず、)○秋津師は、萬葉三(三十七丁)に秋津羽之袖、十(五十八丁)に秋都葉爾々寶敝流衣、(此は、爾と云辭を以見れば、秋の紅葉を云るにてもあらむか、)十三(二十六丁)に蜻領巾、などある如く、蜻蛉の羽の如く、薄く細精き帛布を云なり、書紀仁德卷皇后御歌に、夏虫の火虫の衣とあるも、同意なり、(古漢籍にも衣のうるはしきを、虫の羽に譬云るあり、)師は、師々の約りたるにて、(凡て同音の重なる言は、一略き約めて云る例、つねのことなり、)書紀に、千々姫とあると同じ、其由は、和名抄に、釋名云、縠、其形縐々、視之如粟也、唐韻云、縐、縮文貌也、此間云之々良岐とある、縐は、他の字書に、縮也ともあり、然れば之々良岐は、縮たる貌にて、今世の縮布縮緬などの如くなるを云なり、さて知々牟を志々牟とも通はし云ば、書紀の千々と、此の師と同くて、共に縐きたるを云なり、(大鏡に、髮ちゞけたるにともあり、)さるは上代にも、布帛の縐きたるを、美好物に爲ける故の御名なるべし、(師は、秋津洲の意と見て、洲を師と唱へしにや、と云れつれど、秋津洲を、あきつすと云は、後の誤にてこそあれ、古にさる例なし、)書紀一書には、萬幡豐秋津姫とも、栲幡千々姫萬幡姫とも、火之戸幡姫兒千々姫とも、(戸は豐なり、)萬幡姫とも、天萬栲幡千

のなるを、(書紀一書に、排披天八重雲以奉降、故稱此神曰天國饒石彦云々、ともあるがごとし)
今此に父尊の答白し賜へる御言に、かく告賜ふさまに記せるは、違へるに似たれども、か丶る
ことは、後を以て前へも回らし云、常のことなり、又、此御名、書紀には、天津彦々火瓊々杵尊とも、
(此彦々二字を、合せて比古と訓は、私事なり、上の彦は上に屬、下の彦は下に屬て、別なるものを
や、)天津彦國光彦火瓊々杵尊とも、天津彦根火瓊々杵尊とも、天饒石國饒石天津彦火瓊々杵
尊とも、天國饒石彦火瓊々杵尊ともあり、又天之杵火々置瀬尊とも、天杵瀬尊ともあるは、甚く
異なる傳へなり、(されど意は同じ、杵は穎なり、瀬は稻の切りたるにて、早稻などの例なり、置は
祝詞に稻のことを、奥津御年とある奥の意か、○書紀には、かくさま〴〵にあれども、日高と申
すは一もなし、下なる虚空日高をも、虚空彦とあり、そも〳〵此記に日高とあるを、書紀には皆
彦とあるは、當代の御諱を避て、撰者の改められたるなるべし、)古語拾遺にはたゞ、天津彦尊
と申せり、さて皇御孫命とは、この尊を始めて、後の御世御世の天皇をも申まつる稱なり、(書
紀に、皇孫とあるこれなり、續紀十五に、美麻乃彌己止とあり、讀は此に依べし、孫を麻とのみ云、
むは、心得がたけれど、末考得ず、又書紀に、天孫ともあるは、古言に非ず、こは天神之御子を、例の
漢めかして、簡に書れたる物なり、阿麻都加微能美古と訓べし、阿米美麻と訓は非なり、)○
萬幡、書紀に、栲幡千々姫とあり、纂疏に、幡猶機也、夫女功之事、以織紝爲本、故取以爲名也とあり、此
意なるべし、但機具を指て云には非ず、織たる物(絹布の類)をいふなり、書紀神功卷に千繒
高繒、萬葉に倭文幡之帶、和名抄に、綺加无波太など云、是ら皆織れる物を指て、波太と云例なり、

諸子中、特所靈異、(神代卷に、有靈異之威ともあり、)などある意にて、比古比賣は、靈異之兒と云意なり、なほ比の意、上傳三高御産巣日神の下、考合すべし、さて此日子をば、下へ屬けて讀べし、○番能邇々藝命、御名義、穗之丹饒君にて、稻穗に因れる御名なり、丹とは、穗の赤熟めるを云、凡て草木又人の顔など、色付にほふを、邇と云こと、狹丹頬歴黄葉、垣津旗丹頬合、又丹穗面など、萬葉にあるが如し、又藝は、加比の約りにて、饒穎の意にても有べし、(此御名の番を始、として、次々の神たちの御名、書紀にはみな火と作れども、火照命火須勢理命火遠理命三柱の餘は、火に由縁なければ、皆借字なり、此記に火遠理命、亦名、天津日高日子穗々手見命とある、火遠理は火に由れる御名、穗々手見は、火に由れる御名に非るが故に、同じつゞきなれども、字を易て、穗々と書り、是にて餘も火は借字なることを知べし、さて邇藝をば、たゞ饒の意ともすべけれど、饒をば、上に邇岐と書るに、此は藝字を書るは、饒の岐をば間に約めて、君の意なればなるべし、此記は凡て、かゝる假字づかひに意あること、首卷に云るが如し、又穎の意にてもあらむと云は、此御名を書紀に、天之杵火々云々ともある、杵は穎なるべければなり、猶彼御名の事は、次に云べし、さて穗と穎とは、同物なれども、富とは、穗に出たる貌を云名、加比は、其體を云名にて、言の意は異なれば、御名に重ねても申すべし、)穎は、祝詞等に千穎八百穎とも汁爾母穎爾母とも云る是なり、(穎のこと、師の祝詞考に委く見ゆ、)凡て此御天降段には、稻穗に因れるすぢのこと多きこと、上にも下にも云るを、考合すべし、(此御名義、書紀に火瓊々杵と書る字に就て云る説どもは、例のうるさき漢意にて、いふにたらず、)さて此御名は、後に稱申せるも

められしことありしが、史に漏たるか、但飯高の伊を省けば、即日高なり、故元正天皇、御諱、氷高皇女なるを、飯高ともあり、是に依て思へば、凡て日高てふ言は、實は飯高の意なるも知がたし、此に天津日高とある、天津は、日高に係る言に非ずとせむも妨なし、下には此御名を、天津日子番能云々ともあればなり、さて伊勢に飯高郡あり、倭姫命世記に、飯高縣造祖乙加豆知命乎、汝國名何問賜、白久、意須比飯高國止白而、進神田並神戸、倭姫命、飯高志止白事貴止悅賜支とある、貴しと悅たまふと云ことなど、此の考に由ありげなり、故後の考のために、驚かしおくなり、儀式帳には、意須比を忍とありて、倭姫命云々と云語なし、式に、陸奥國桃生郡日高見神社あり、又常陸にも、日高之國と云あること、彼國の風土記に見えて、仙覺萬葉抄に引り、又豐後國郡名、日高、比多と、和名抄に見ゆ、風土記には日田とあり、是によりて思へば、飛驒も日高國歟、○師云、此御名を日本紀には、天津彥々云々とあるを以て、此日高を、比古と訓べしと云人あれど、こゝは天字より子字までは、皆訓なるに、高字一のみ音に訓べき理りなし、海神段の日高も同じ〕此命の御子火遠理命の亦御名をも、天津日高云々と申し、又虛空津日高とも申し、鵜葺草葺不合命をも、天津日高云々と申せり、皆下に見ゆ、○日子、凡て男に比古、女に比賣と云は、美稱にて、〔濁りて讀べき名には、毘古毘賣とかけり、凡て此記には、此清濁を明らかに分て書り、然るを後世には、是を誤りて、漫に唱るたぐひ多し、又濁るをよきことに心得て、凡て濁るも非なり、一ごとに此記の清濁に依て讀べし、但日子日女と書るは、今辨へがたし〕比とは、凡て物の靈異なるを云、天照大御神の御事を書紀に、二神喜曰、吾息雖多、未有若此靈異之兒、また清寧卷に、於

を云、故隨と云り、○知看上（傳七須佐之男命御啼伊佐知の段）に出、○僕者、此者てふ辭、少穩ならず聞ゆ、古語には、かゝる處にも云しにや、（今者など書る例に、僕字に添たるものとも見えず、）○將降裝束之間は、久陀理那牟與曾比世志富杼爾と訓べし、（又上の者字は、爲の誤にて、爲將降裝束之間か、爲將と書て、然訓べき例も、首卷にいへるがごとし、）裝束の事は、上（傳十一宇伎由比の段）に云り、○出生、出字は、坐の誤かと師の云れつる、信に然るべし、（萬葉五に、產禮出有白玉之吾子古日者、など云る例もあれど、此はなほ出には非じ、）○天邇岐志國邇岐志、書紀に饒石と書り、此意の稱名なるべし、（但し石は借字にて、志は、廣し高しなどの志と同じ辭なり、）是を書紀一書には、天國饒石ともあり、萬葉十七に、能登國鳳至郡に、饒石河と云もあり、○天津日高は、大祓詞に、大倭日高見之國とある、師の考に云、夜萬登國は、四方の眞秀なるをほめて、天津日の虛空の眞秀に高くあるほどに、譬云なり、常に、日の天の眞秀に在を、日高しと云、是古より云ならへる言と聞ゆ、火々出見命を、海神の、空津日高と申せしを、思ひむかふべし、又景行紀に、陸奧に日高見國、又紀伊國に日高郡と云あるは、私記に云る如く、四方の望高く遠き故にてや名づけゝむ、此に夜萬登を云るは、さる意のみとは見えず、と云れたる、然もありなむ、然れば此の御名も、天津日の、高く天の眞秀らに坐を、望瞻奉るが如くなる由の、稱名とすべし、（凡て日高てふことには、猶異なる意もありげにおぼゆれど、未思ひ得たることもなし、大祓詞の日高見國には、說どもあれど、皆わろし、又紀伊國の日高郡は、續紀三に、紀伊國阿提飯高牟漏三郡とある、阿提郡は、故ありて、後に在田と改めらる、飯高は、日高郡と聞ゆ、此も然改

古事記傳十五之卷

神代十三之卷

本居宣長謹撰

爾天照大御神高木神之命以。詔太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命。今平訖葦原中國之白。故隨言依賜降坐而知看。爾其太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命答白。僕者將降裝束之間。子生出。名天邇岐志國邇岐志（自邇至志以音）天津日高日子番能邇邇藝命。此子應降也。此御子者。御合高木神之女萬幡豐秋津師比賣命生子。天火明命。次日子番能邇邇藝命（二柱）也。是以隨白之科。詔日子番能邇邇藝命。此豐葦原水穗國者。汝將知國言依賜。故隨命以可天降。

太子は、日嗣御子なり、其意は上（傳十四大國主神國避の段）に云り、さて初の詔命の處には太子と云ことを申さずして、此にしも如く申せるは、初の時は、未御事依を受たまはぬほどにて、太子に坐ず、此は、前に既に御事依を受賜ひて、太子に坐故なるべし、○平訖は、許登牟氣袁幣奴と訓べし、○白は、建御雷神の復奏し、を云、○隨言依賜、この御言依は、既に前に有し